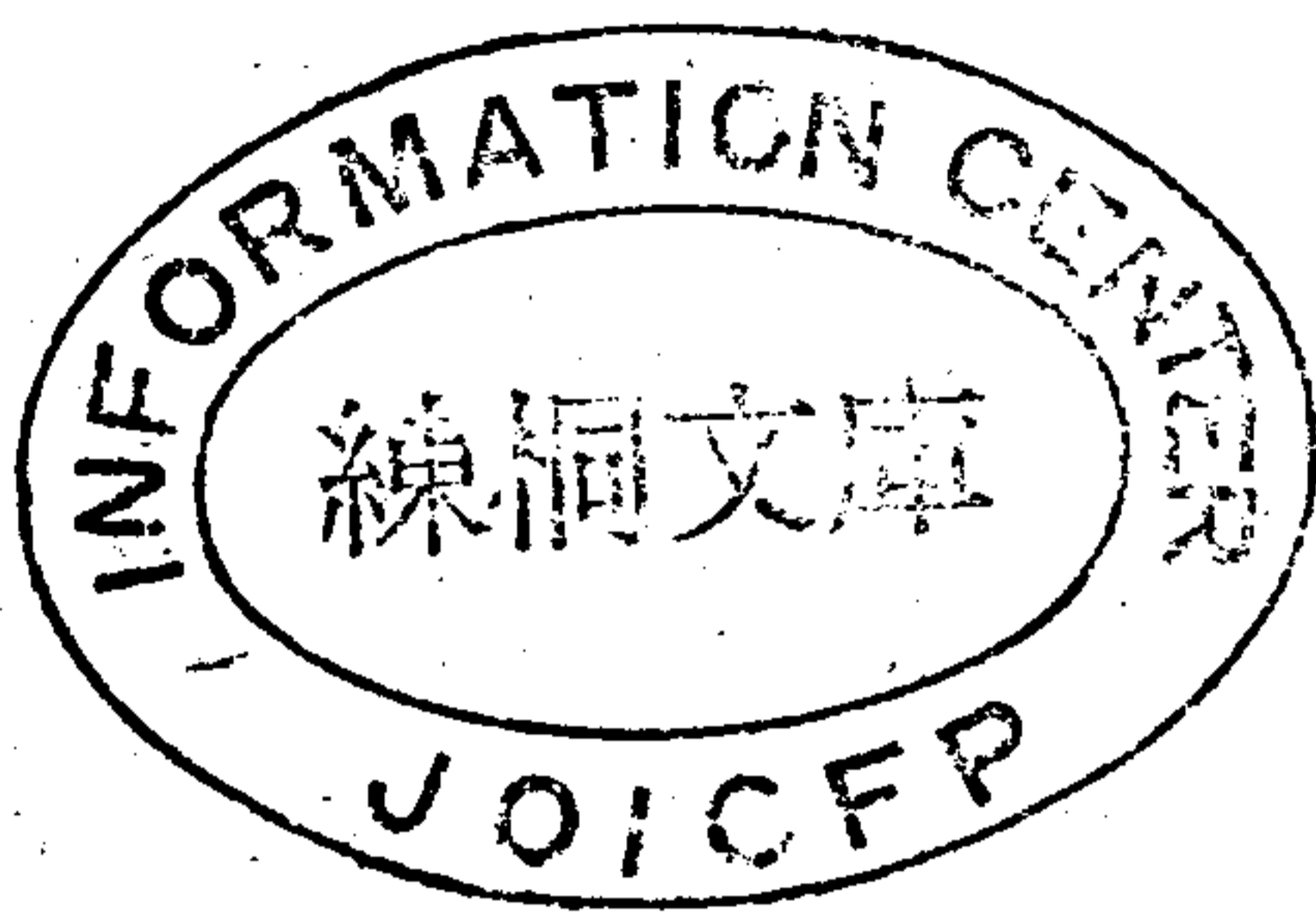


昭和十八年七月一日

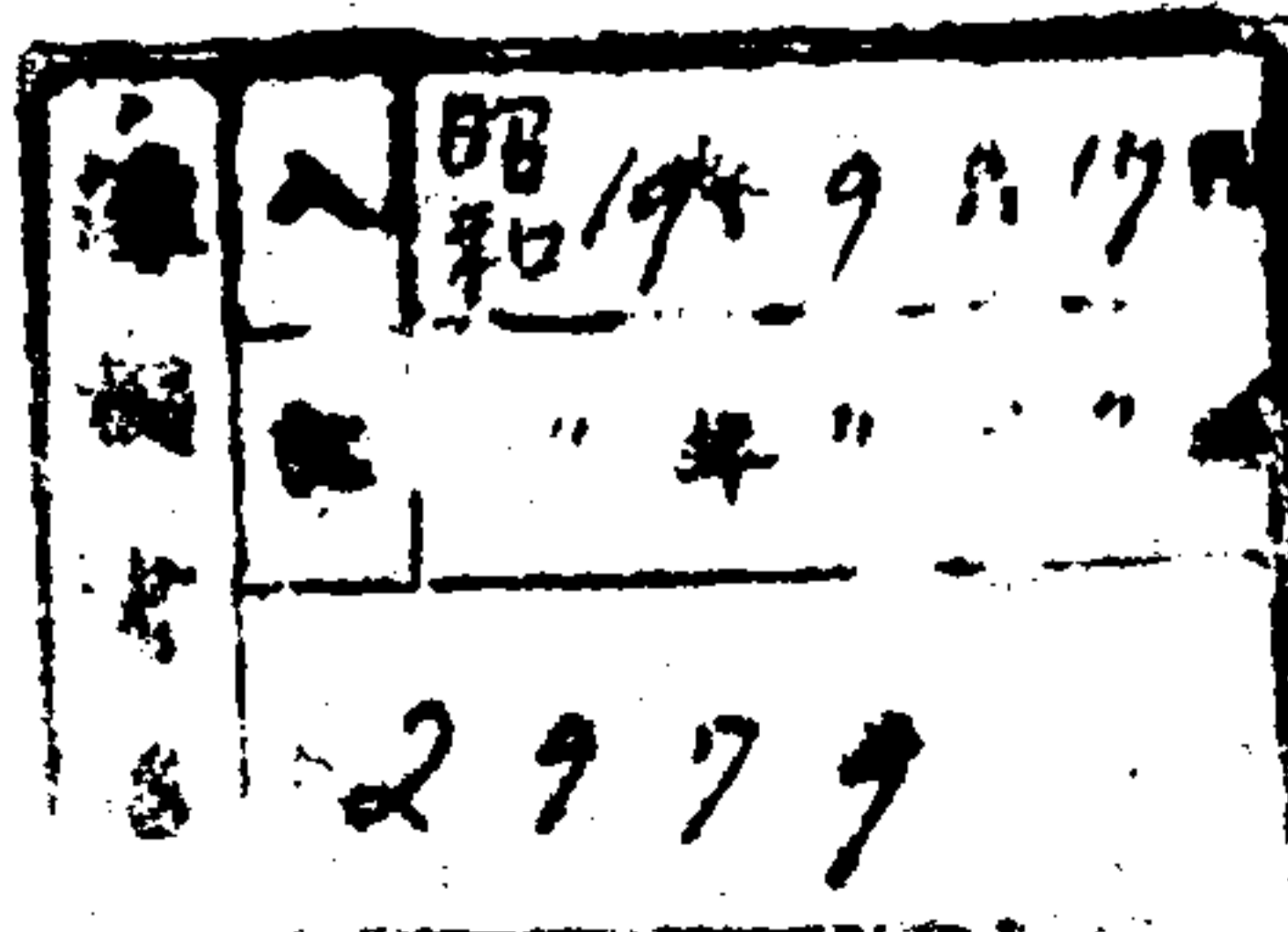
# 大和民族を中核とする世界政策の検討


— 特に民族人口政策を中心として —

(第三分冊)



厚生大臣官房總務課







序

本輯「大和民族を中核とする世界政策の検討」は曩に假印刷に附せし「戦争の人口に及ぼす影響」の續篇として「厚生省研究所人口民族部」において特に民族人口政策の見地より編纂せるものなり。第一篇より第七篇に亘る本輯は製本の都合上之を左の如く三分冊とす。

第一分冊

第一篇 總説

第二篇 大東亜民族事情

第三篇 世界各國の民族事情

第二分冊

第四篇 自然環境と民族の關係

第五篇 民族的世界觀と國家觀

第六篇 大和民族を中核とする世界政策

第三分冊

第七篇 大東亜建設計畫

資料入手其の他の困難を超越て特に忽々の間に取纏めたるものにして行間統一を缺きたるの恐れ無きにしてもあらざれども右の廣汎なる夫々の問

題に對し一應の集成に達し此處に取敢へず假印刷に附し以て部内の參考に資するものなり。

昭和十八年七月一日

厚生大臣官房總務課

厚生省研究所人口民族部調

「大和民族を中核とする世界政策の検討」

（特に民族人口政策を中心として）

目次

第三分冊

第六篇 大和民族を中核とする世界政策……………二一七八頁

第一章 民族人口政策……………二一七八頁

第一節 生活圏の擴大……………二一七八頁

第二節 資源關係……………二一八三頁

第三節 民族的聯繫……………二一九六頁

第四節 大和民族の成立……………二二〇〇頁

第一款 日本民族の系統に関する諸説……………二二〇〇頁

第二款 日本石器時代民族とその文化……………二二〇八頁

第三款 大和民族文化の確立……………二二六八頁

第四款	大和朝廷の異民族對策	二二七八
第五節	指導勢力としての日本民族の性格	二二九四
第六節	人口配置の問題	二二九九
第七節	新秩序の法的性勢	二三〇九
第八節	廣域生活圏と對民族工作	二三二二
第九節	對民族工作の目標	二三二六
第一款	序 說	二三二六
第二款	東亞民族綜合對策	二三三一
第一項	東亞民族對策根本理念	二三三一
第二項	東亞協同体の範圍擴大の順序	二三三三
第三項	東亞協同体の基本的政治 外交 思想對策	二三三五
第四項	東亞協同体の基本的經濟對策	二三三九
第五項	國內に於ける政治對策	二三四三
第六項	國內に於ける文化 思想 人口對策	二三四六

目録

第七項 東亞民族に對する政治、文化、思想對策……………二三四九

第八項 民族對策上注意すべき公徳及び風禮……………二三五七

第三款 東亞民族人口對策……………二三六〇

第一項 兵力の強化増強の問題……………二三六〇

第二項 臺灣人、朝鮮人の強制移住……………二三六〇

第三項 内地人の共榮圈人口配置……………二三六二

第四項 共榮圈諸民族に關する對策……………二三六四

第二章 大東亞建設に留意すべき諸問題……………二三六八

第一節 統治形態……………二三六八

第一款 總 說……………二三六八

第二款 獨逸の占領地域の行政機構……………二三七一

第三項 統治の諸形態……………二三七一

第四項 東方地域……………二三七四

第五項 北方地域……………二三七八

攷

第四項 西方地域……………二四九六

第五項 南方地域……………二四一六

第二節 内地人人口配置につき留意すべき諸點……………二四三〇

第三節 熱帯馴化の問題……………二四三六

第四節 生活様式の問題……………二四六六

第一款 住居問題……………二四六六

第二款 栄養問題……………二四六八

第三款 飲料水問題……………二四七九

第四款 衣服問題……………二四八〇

第五款 運動（スポーツ）問題……………二四八二

第六款 教育問題……………二四八六

第七款 實驗基地の設置……………二四八七

第三章 保健問題……………二四八八

第一節 共榮國諸地域に於ける諸種疾患の蔓延狀況……………二四八八



第一款 中華民國

二四八八

第二款 滿洲國

二五〇五

第三款 比律賓

二五六二

第四款 佛領印度支那

二五七〇

第五款 泰國

二五八八

第六款 馬來及昭南島

二六〇〇

第七款 ビルマ

二六一〇

第八款 東印度諸島

二六二〇

第二節 主要疾患別蔓延狀況

二六三三

第一款 マラリヤ

二六三三

第二款 肺炎

二六六一

第三款 結核

二六七七

第四款 癩

二六九五

第五款 熱帶に於ける精神疾患

二七二七

第四章 大和民族の海外發展史……………二七四六

第一節 序 説……………二七四六

第一款 明治以前に於ける邦人の海外發展……………二七四六

第一項 日本の對外膨脹線……………二七四六

第二項 八幡船の朝鮮、支那沿海に於ける活動……………二七五一

第三項 八幡船の南方轉進……………二七五四

第四項 豊臣秀吉の禁寇……………二七五五

第五項 豊太閤の雄圖……………二七五六

第六項 朱印船の南方進出……………二七五八

第七項 南洋日本町……………二七六三

第八項 西歐人の植民地經營と日本人……………二七六七

第九項 寛永鎖國令……………二七六九

第十項 南洋經營潰滅の原因……………二七七〇

第二款 近代邦人海外發展史總説……………二七七四

第一項 時代別大観

二七七四

第二項 移民政策の變遷

二七八〇

第三項 移民渡航者数

二七八六

第四項 渡航地別移民渡航者数

二七九三

第五項 移民歸國者数

二八〇〇

第六項 移民渡航者年齢別及男女別

二八〇二

第七項 初渡航及再渡航別移民渡航者数

二八〇四

第八項 移民渡航者職業別

二八〇五

第九項 在外本邦内地人数

二八〇八

第十項 在外邦人の内地送金

二八一四

第二節 近代邦人海外發展史各説

二八一八

緒言

二八一八

第一款 布哇移民時代

二八二九

第一項 布哇移民

二八二九

第一目	明治劈頭の三移民園	二八二九
第二目	移民中絶期	二八三〇
第三目	第一回布哇移民の顛末	二八三〇
第四目	布哇の勞力不足	二八三二
第五目	官約布哇移民の開始	二八三二
第六目	日本郵船會社の官約移民輸送	二八三三
第七目	官營より民營へ	二八三五
第八目	移民會社の嚆矢	二八三五
第九目	移民會社續出	二八三八
第十目	移民保護法の制定	二八四〇
第十一目	布哇契約移民の禁止	二八四一
第十二目	自由移民の渡航	二八四二
第十三目	布哇の外國移民	二八四二
第十四目	我が移民史上布哇の地位	二八四三

第十五目 在布哇邦人の地位……………二八四

第二項 濠洲及びニューカレドニア移民……………二八四九

第一目 濠洲移民の沿革……………二八四九

第二目 在濠邦人の近狀……………二八五〇

第三目 ニューカレドニア移民の沿革及び近狀……………二八五七

第二款 北米移民時代……………二八六四

第一項 米國移民……………二八六四

第一目 明治二十年頃迄の狀態……………二八六四

第二目 明治二十二年以降の狀態……………二八六四

第三目 邦人移民と鉄道勞働……………二八六七

第四目 日米紳士協約の締結……………二八六八

第五目 米國排日史大要……………二八六九

第六目 在米邦人の狀況……………二八七五

第二項 加奈陀移民……………二八七七

第一目	明治三十年前後の加奈陀移民	二八七七
第二目	日露戦争後の状態	二八七七
第三目	最近に於ける状況	二八七八
第四目	我が移民潮流南轉す	二八八〇
第三款	南米移民時代	二八八四
緒言		二八八四
第一項	メキシコ移民	二八九七
第一目	明治四十年前後のメキシコ移民熱	二八九七
第二目	榎本植民地	二八九七
第三目	明治三十六年以後の状況	二八九八
第二項	秘露移民	二八九九
第一目	南米移民の嚆矢 第一回秘露移民	二八九九
第二目	第二回以後の森岡坂秘露移民	二九〇一
第三目	本邦南米航路の創始	二九〇一

第四目	秘露移民扱の諸移民會社	二九〇二
第五目	在秘邦人狀況	二九〇三
第六目	秘露拓植組合の設立	二九〇五
第三項	ブラジル移民	二九〇六
第一目	我が移民潮流の南轉	二九〇六
第二目	日伯通商條約の締結	二九〇六
第三目	最初の日伯移民契約	二九〇七
第四目	條約締結後の移民輸送計畫	二九〇八
第五目	水野龍氏の渡伯	二九〇八
第六目	第一回日本移民誘入契約の成立	二九〇九
第七目	第一回移民の渡航	二九一一
第八目	竹村植民商館による第二回移民の輸送	二九一二
第九目	第三回移民	二九一二
第十目	大正三年迄の輸送狀況	二九一三

第十一目	日本移民に對する州補助金中止	二九一四
第十二目	ブラジル移民組合結成	二九一五
第十三目	復活第一次の移民	二九一五
第十四目	海外興業會社の創立	二九一七
第十五目	海外興業會社創設に關する政府覺書	二九一八
第十六目	海外興業創立前の移民取扱業者移民 取扱数	二九二〇
第十七目	海外興業創立以來取扱移民数	二九二三
第十八目	移民輸送船	二九二七
第十九目	聖州珈琲園勞働	二九三〇
第二十目	企業移民	二九三二
第二十一目	聖州と外國移民	二九三三
第二十二目	第一次世界大戰前迄の外國移民	二九三四
第二十三目	第一次大戰後の移民	二九三四



第二四目	聖州補助移民政策廢止	二九三五
第二五目	日本移民の進出	二九三六
第二六目	入伯日本移民數	二九三八
第二七目	一九三〇年の入移民制限令	二九四四
第二八目	邦人移民需給狀況	二九四四
第二九目	日本移民制限	二九四六
第四項	伯國排日問題の經過	二九四七
第一目	概要	二九四八
第二目	最初の抑圧	二九四九
第三目	補助金下附不承認問題	二九四九
第四目	日本移民問題の政治問題化	二九五一
第五目	一九三〇年の入移民制限令	二九五三
第六目	憲法制定議會	二九五四
第七目	政府案	二九五五

第八目	アツシリア移民問題	二九五六
第九目	修正案の提出	二九五六
第十目	議會に於ける審議	二九六〇
第十一目	移民制限實施	二九六三
第十二目	現在在伯邦人數其他	二九六四
第五項	アルゼンチン移民	二九六九
第六項	コロンビア移民	二九七〇
第七項	パラグアイ移民	二九七二
第四款	南洋移民	二九七四
	緒言	二九七四
第一項	比律賓	二九九四
第一目	明治三十五年以前の狀態	二九九四
第二目	ベンゲット道路工事	二九九五
第三目	道路工事完成後の移民分散	二九九九

第四目 邦人のダバオ開拓 ..... 二九九九

第五目 邦人に對する圧迫 ..... 三〇〇二

第六目 在比邦人狀況 ..... 三〇〇四

第二項 英領馬來 ..... 三〇〇六

第三項 英領北ボルネオ及サラワク ..... 三〇〇九

第四項 蘭領東印度 ..... 三〇一〇

第五款 滿洲開拓民 ..... 三〇一六

第一項 滿洲事變前の狀態 ..... 三〇一六

第二項 滿洲事變後の開拓民 ..... 三〇二一

第三項 在滿邦人の職業別構成 ..... 三〇二六

第七篇 大東亞建設計畫 ..... 三〇五四

第一章 大東亞建設審議會の答申 ..... 三〇五四

第一節 建設概要 ..... 三〇五四

第二節 審議會答申要綱 ..... 三〇五五

第一款 建設大綱 ..... 三〇五八

第二款 建設の基礎要件 ..... 三〇六〇

第三款 經濟建設基本方策 ..... 三〇六一

第四款 文教政策 ..... 三〇六二

第五款 人口政策 ..... 三〇六四

第六款 農業、林業、水産業及畜産業方策 ..... 三〇六五

第七款 交通方策 ..... 三〇六七

第八款 鑛業、工業及電力方策 ..... 三〇六九

第九款 金融、財政及交易方策 ..... 三〇七三

第二章 南方軍政の基本方策 ..... 三一〇八

第一節 陸軍軍政狀況 ..... 三一〇八

第二節 海軍軍政狀況 ..... 三一一二

## 第六篇 六和民族を中核とする世界政策

### 第一章 民族人口政策

#### 第一節 生活圏の拡大

我々は歡喜と感激とに充ちて神武天皇御即位紀元二千六百年の祝典を聖戰酣まうちに迎へた。

戰爭は——世界史發展の根本法則である。あらゆる世界の偉大な國家がさうであつたが如く、我國も亦日清、日露の兩戰役、第一次世界大戰等の外部からの絶えざる衝擊を克服することによつてその國運の發展を實現して来た。

然るに今や歐洲戰亂に於いて没落的運命に瀕してゐる英帝國は、依然日本に対する敵性行爲を止めず、更に米國の援助によつて東亞に於けるその領土、權益を擁護しようとし、米國も亦その有史以來の最大の經濟的富國なるに拘らず、最も經濟的資源に窮乏し且支那事變の如

理に忙殺されてゐる日本に対し、外交上、軍事上、経済上の恫喝手段若しくは宣伝工作によつて、日本の最少の生活権的要求をさへ抑へやうとし、海軍の七割増強、太平洋軍部根據地の拡大強化を急いでゐる。東亞の地域にある歐洲戰敗國の領土が、再びアジア以外の國家の屬領となることは、東亞民族の自己主張の本能、及び自己防衛の衝動の到底許さないところである。このために我々は光輝ある二千六百年を期とし、新たに戰時計画經濟完成への自力による飛躍的前進を開始し、自立的發展の權利を固守しながら急激に自己拡大の運動を完遂しやうとしてゐるのである。近代戰があらゆる軍事、産業、文化の諸部門の政治的綜合形態によつて行はれる當然の結果として、國家は戰爭のうち、自國民の最も尖鋭な行動と最も強靱な結束を見出すのである。この意味でシユベングラが「世界史は國家の『史』であり、國家の『史』は戰爭の『史』であり、戰爭は最高の人間的存在の永久的形式であり、國家は戰爭の故に存する。戰爭は國民の自由の必然的擁護手段として

表象される」と述べ、シムラインメツツが「歴史の正義は戦争によつて遂行され、民族の価値は戦争によつて決定される」と云つてゐるのは、いづれも正しうであらう。

支那事變の処理が未だ終結せず、大陸に於いては、今尚大規模の戦闘行動が継続され、更に歐洲の情勢に伴ひ、日米の対立は益々激化してゐる。それにも拘らず我々は、他方に於いて大東亞共栄圏確立のため、平和的經濟文化の建設に努力しななければならぬのである。この矛盾した問題を解決し、終局の勝利を占めるには如何なる犠牲にも堪へ、この苦難を克服するところの鞏固なる國民的意志と堅忍持久の勇猛心とを必要とする。

それには「肇國の大理想と光輝ある國史に基づき、東亞新秩序建設の世界史的意義を強調して、益々勇往邁進の気魄を昂めよ」と。之がためには現下世界情勢の推移と日本を中心とする東亞の歴史、文化等に対する國民の認識を一層深める方法を講ずると共に、大東亞建設の

意義の闡明に努めること（昭和十五年に於ける國民精神總動員運動要綱）が要請されるのである。

聖戰勃發以來五年、第二次歐洲大戰勃發以來三年に及んで日本の計画經濟の含む地域は日滿支の北方區域生活圏から蘭印、佛印、泰を包含する南方區域經濟圏へと延長され、これに大東亞共榮圏と云ふ新しい生活空間の拡大が完成されんとしてゐる。この点に關し「經濟新体制確立要綱」は、「日滿支を一環とし、大東亞を包容して自給自足の共榮圏を確立し、その圏内における資源に基づきて、國防經濟の自主性を確保し、官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計画經濟を遂行し、もつて時局の緊急に対処し、國防國家体制の完成に資し、よつて軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮をはからんとす」と述べてゐる。

實際日本の増大しつゝ、ある人口圧力を緩和し高度の國防國家の体制を整備するためには、植民と工業の發展に必要なる資源に容易に接近



しうちやが努力すべきであつて、大東亜共栄圏の確立は日本にとつてその生存を維持するのための必須の運命なのである。

世界各國の植民地の獲得に努力してゐる動機は、現在では主に移住貿易、原料資源の開發等——經濟的意味のものであるが、然しそれは次のウーレルベルト博士の挙げた國力の構成要素のいづれかの強化を望む動機に結びつてゐるものである。

- 一、軍事力、兵力、原料資源、陸軍、海軍及び航空の施設、戰略的國境、海軍及び航空基地、交通線
- 二、經濟力、産業組織、自給力、財政力
- 三、聲望としての國威

而して大東亜共栄圏を日本の指導下に置くことはこれらの總々の要素の強化を実現すること以外ならない。

従つてこの「大東亜共栄圏」の確立への推進は決して平易の道ではない。そこにはそれらの圈内の諸民族の指導勢力たる日本と、これを阻

止しよるとする大西洋の反対諸勢力（英、米及びその傀儡たる蔣政権）との対立相剋を必然たらしめ、まさに熾烈な内争の展開を見ようとしてゐる。

我々は既に「血」を以て大東亜共栄圏確立の古史的使命を果しつつある。我々は更に大東亜共栄圏の指導位置を永久に維持するため、現実の我々の「血」を「土地」に結び付けなければならぬ。八紘一宇、民族協和の理想を実現するために思想堅実にして身体強健な日本人を多数共栄圏内の諸國に入植せしめ、その勤勞奉公の實踐を通じて接触民族に範を示し、現住民の指導的中核体としてその後継者を永續發展せしめなければならぬのである。

### 第二節 資源關係

大東亜共栄圏は先づその資源的基礎に於いて、可及的に自給自足の目標を達成することを要する。資源的基礎に於ける強靱性の問題が共

米圈確立の必須の前提である。今東亞經濟懇談会の調査した東亞諸國に於ける主要原料生産量を檢すれば第一表の如くである。

更に英國の王室國際問題研究所の調査に基づき、米圈即ち日滿支佛印、蘭印、比島、タイ、マレー、ホルネオの一九三七年に於ける原料生産状況を檢すれば第二表の如くである。

即ちパンチモニー、錫、タンガステン、ゴム、生絲、米、茶、コガ

う、大豆等は大東亞圈の有する世界的生産物であり、この表にはないが蘭印の規那、比島のマニラ麻、日本の樟腦等も有数の独占物であつて、それらを制することは他プロツクに対する経済的武器としても大なる意味を持つ。ゴム、錫の獲得に如何に米國が狂奔し、その主産地たる蘭印の現状維持に英米が躍起となつてゐるかは周知の通りである。また石炭、石油、鉄鉍等は世界總産額中に占める地位こそ低いが、我國の需要を充たすには数量的には必ずしも不足でなく、米國の対日圧迫を控へて國防經濟上大いに意を強うするものに足るものがある。

現在共栄園の不足資源として考へられるのは棉花、羊毛、鉛、亜鉛、  
磷、鋳、マンガン、水銀、加里、ヴァナヂウム、モリブデン等であるが  
之等と雖も潜在資源としては相当有望であり、今後共栄園で開発され  
る見込は十分存在する。例へば棉花の如きは現在生産されつゝ、ある支  
那棉の増産に期待出来る外、蘭印、佛印、タイ等に於いても栽培適地  
がかなり存在する。相当高価な資源自給に加へて多量の潜在資源を教  
多包蔵するところに他のブロッツクに比する東亜共栄園の比類なき優越  
性が存し、その洋々たる資源的基礎に於いて我々は毫も遜色を感ずる  
必要がないのである。

併し我々はかくの如き資源を擁する東亜共栄園が現在経済的に見て  
全面的に我が指導下にあるのではまいこととを銘記しなせねばならぬ。  
人は共栄園を語る場合往々その資源を列举して機械的に集計し、以て  
終れりとなすが、我々にとつて問題なのは商品学的又は地質学的な資  
源の存在よりも、寧ろその資源を擁する地域が如何なる経済関係に置

第一表 東亞諸國に於ける主要原料生産量一覽表

(年度一九三七年)

\*印一九三六年  
△印一九三八年

品目	單位	日本	滿洲國	華北	華中	華南	佛印	泰國	南印	比島	馬來及海峽植民地
一 普通鋼材	噸	四五三九〇〇*	一三六一〇〇*								
二 鋼塊	噸	四九一四〇〇*	三四〇〇〇*			六〇〇〇〇					
三 普通銑	噸	二二九〇〇〇*	六五九〇〇	七五〇〇〇	一五五〇〇〇						
四 屑鉄	噸										
五 鉄磁石	噸	六二〇、四〇〇*	一九三、四二八*	一九八〇〇〇	一五〇、一七八		三三四五			六九、六三七	二四三九、五九
六 マンガン磁	噸	六七、七五三*	一一八		三三八〇〇		二六〇〇		一一〇、八三	五七、〇〇	一八五、五七
七 コロム磁	噸									七、四一六	
八 タングステン磁	噸					七〇、五〇	五八〇				一一〇、五
九 銅	噸	七、六六四*									
一〇 銅磁	噸					五〇〇					
一一 鉛	噸	一、八八三*			三〇〇〇						

品目	別	單位	日本	滿洲國	華北	華中	華南	佛印	泰國	蘭印	比島	馬來及海峽殖民地
鉛	鉛	噸	1,390.66	1,800		5,200		1,100			1,300	
亞鉛	鉛	"				1,800		8,100				
錫	錫	"	1,100	2,200		1,000		1,100	1,600			3,200
錫	錫	"							1,600			7,750
金	金	兩	4,018	3,738				2,600	1,600		1,700	
銀	銀	"	3,629.6	1,730				1,400			1,700	
白金	白金	"										
アンチモン	鉍	"	4,000			1,400						
水	銀	"	1,900			1,400						
マグネサイト		噸		1,000								
ニッケル		"										

三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四
大	苧	マニラ	亜	パ	羊	棉	石	硫	セ	耐	ホ	パ
麻	麻	ラ	麻	ル	毛	花	綿	黄	メント	火	ー	ル
					氈	千				粘	キ	ニ
						担				土	サイ	ウ
											ト	ム
												他
七、七〇〇	一、六四六		二、二九七	九、〇一七				一、九八三	四、五〇〇			* 七、〇〇〇
一、〇〇〇			一、五〇〇	一、五〇〇		* 一、一〇〇	一、〇〇〇		八、五〇〇	* 一、四〇〇		
一、七〇五			三、三三七		五、四〇〇	一、〇〇三	二、九〇					
八、五〇〇	五、九六八		四、六九九		九、五三〇	一、一〇五						
						三、六七	五					
						八、六						
											三、〇〇〇	
		一、九〇二										
						一、三九						
											一、九〇〇	

三三

品名	単位	日本	滿洲国	華北	華中華南	佛印	泰國	蘭印	比島	馬來及海峽植民地
黄麻	疋	二六九								
牛皮	十枚	三二八				三〇〇				
兔毛皮				七〇〇	五〇〇					
生ゴム	塊					四四六五	三三〇	四〇〇	七三	三三三〇
木材	千石	八〇六五	七五二六							
チーク	立方米						三六〇五	九八〇		
リグナムバ	塊					三三〇				
石炭		三三〇〇〇	三三三〇〇	三三三〇〇	八二〇			三三三〇	三三三〇	三三三〇
コークス				九五〇	五〇〇					
系油	斗	三〇〇		三〇〇	一一〇			七九二		
揮発油		三〇〇						三〇〇		
燈油		三〇〇						三〇〇		









農産物

世界  
総産額

総産額中に  
占める米  
の比率

農産物

世界  
総産額

一九三  
総産額中に  
占める米  
の比率

農産物	一九三八年	一九三九年	一九三八年	一九三九年
ゴム	九、二	八、三	七、〇	〇、二
棉花	八、八	九、一	一七三、〇	二一、七
羊毛	一七、七	三、一	二四、〇	七、八
生絲	〇、五	八、九	一六、八	四、三
小麦 (一九三八年)	一六六、八	一、四	七〇、〇	一三、八
米	九三九、〇	四、九	八、五	二五、八
コーヒー (一九三八年)	二二、〇	四、七	六六、四	一〇、三
茶	四、六	三、六		
			(單位は百万キントン)	
			大豆	
			椰子油	
			落花生	
			コブラ	
			煙草	
			甘蔗糖	
			ア	

これがおおむねといふところにある。而して円ブツクは別としてその他の南方地域に於いては遺憾なく我國の経済的勢力は極めず小である。

これを貿易について見るに、満洲國及び支那の貿易中我國の占める割合は一九三九年に於いて輸出の六割二分五厘と六分五厘、輸入の八割四分八厘と二割三分三厘に達し、支那の輸出に於いて米國が二割一分九厘で第一位を占めてゐるのを除けば、何れも第一位にあるが、これに対し南方地域にあつて我國の地位は頗る低く、輸出に於いては佛印の五分一厘、蘭印の三分四厘、マレーの九分三厘（一九三八年）タイの六分四厘（一九三八年）比島の六分二厘、輸入に於いては佛印の一分七厘、蘭印の一割八分九厘、マレーの二分二厘、タイの一割四分八厘、比島の六分二厘を占めるに過ぎない。而してその首位は何れも英、米、蘭等の占めるところであり、南方地域の貿易總額に於いて我國は輸出入とも第三位乃至第四位を保つてゐるに過ぎない状態である。

投資に於いては如何といふに、満洲國の投資は殆ど我國の独占に歸したが、支那に於ける英の投資勢力は尙減退してゐない。南方地域に

於いては比島、マレー及びホルネオ、佛印、蘭印に於いて夫々の母國たる米、英、佛、蘭の資本が圧倒的立場にある。蘭印、タイに於いては英米資本が相当な進出を示し、タイを除く南方に於ける投資總額八十五億円の國別は、オランダ六割七分、英國一割三分、日本二分四厘、支那及白國二分、佛及び米一分五厘と云はれてゐる。

従つて僅か二分四厘の投資額では到底南方に於ける英米の資本的勢力に対抗し得ない。更に海運に於いては近海こそ日本船の独占であるが、東亞、歐洲間の定期航路は一九三九年七月末の配船總噸數百六十二萬噸の内英國は三割八分、獨は一割八分、日本は一割四分となつてをり。之、でも我が勢力はそれ程優位にはない。たゞ歐洲大戦激化に伴ひ英國が自國船及び傘下に歸した中立國船の東洋引揚げを敢行しつゝあることが注目される。

かく検討し来る時大東亞英米圈の現況は日本にとつて著しい困難を示してゐるものと云はざるを得ない。田パロツクは既に問題がない

として南方地域は経済的に明かに英米佛何れかの植民地であり、オランダ本國の英國逃避により蘭印として此の例外でなく、ドイツも然りである。南方地域が如何に豊富な資源を擁しようとも経済的に英米等の植民地である限り、これを我が経済的指導下に置くのには多大の困難が伴ふであらう。それ故に共栄圏の確立には勿論政治的、軍事的手段を必要とする場合が多いことは予想されるが、共栄圏が資源の自給自足と共存共栄を意図する以上、結局は我が経済的勢力を南方地域に浸透させて、その指導性を樹立し英米の経済的勢力を打破しなければならぬ。その意味で共栄圏の確立は飽く迄持続的建設的たるべく、我が軍事的勢力が南方に及べば忽ち問題が解決するといふ如き觀念論は嚴に戒めねばならない。

### 第三節 民族的聯繫

今次の大戦は世界経済を数個の区域経済圏の分裂に導いた。われわ

北の周囲に於いては我國を中心とする大東亞共栄圈、独伊を中心とする歐洲經濟圈、南北アメリカを結ぶアメリカ經濟圈、およびソ聯邦の四大区域經濟圈が再編成されつゝある。然しこれらの四箇の区域經濟圈はそれ／＼その經濟的基礎を異にし、指導原理を異にしてゐる。区域經濟圈としてこの東亞共栄圈の政治的、經濟的構成はいふまでもなく事變遂行のための高度國防國家の建設に目的が置かれてゐるものであるが、それが成功するためには東亞区域經濟圈の構想の外に、それらの基礎をなすところの内部的に分裂してゐる諸民族を有機的に結合せしめる民族政策の確立が必要である。

云ふまでもなく、東亞共栄圈確立の問題は現實的な諸條件の下では一方では軍事的勢力の延長と強度によつて限定せられ、他方では文化、經濟、植民を通じたその内部の諸民族と日本民族との結合紐帶の鞏化によつて實現されるものだからである。

大東亞共栄圈の輪廓はハウスホールド・ファーによるならば東亞孤島



帝國の建設に外ならず、その建設の基礎は實に人種的血縁及び生活空間の近接性、経済的相互補足性にあるのである。と、では第一に人種政治的教訓に富んだ一佃の現象を取扱はねばならない。即ちベルツが最もよく研究した日本人の人種形象——地政治学的に最も純粹に太平洋的を形成物としてこの——と、地政治学的に最も破壊され且最も活動的な南マレー人の人種形象である。如何にしても、マレー人問題はマレー！蒙古人にまで拡大し得るだらうか？ 拡大せねばならぬものだらうか、たとすると全く比較を絶する豊かな自然空間の中へ、一、進的速度をもつて発展するところの稀有な人種的一性をもつた一億三千万の人間へ一佃の近代的國家を中核とした——血縁的な数百万の共存感に包まれた——一佃の共通支配の未來をもつた——がわれくの眼前に現はれて来るし、共通利益によつて此の未來の發展に結ばれてゐる敵手たちは、現在においては二つのアングロサクソン帝國とフランスであり、そして恐らくはロシアもまたさうであらう。

偉大な島勢力となつた國の早期の状態を見たりヒトホトフェンの不

安に充ちた言葉が今我々の前に現れる。即ち印度と支那の独立と共に、しかも兩者と密接な因縁をもつて、高度な生活能力と優越せる海洋的勇氣をもつた、そして散在せる海洋遊牧民の中かり形成されつゝ、ある一何の天才的な第三の生活形態の輪廓だ。即ち千島列島からシンガポール、スマトラ、トンガに至るマレー、蒙古人の奥裂弧の大島帝國の輪廓がそれだ。孫逸仙は大戦に際して日本が中政の側に立つておたならば、アジアの自決と時を同じくして、かくの如き帝國が日本によつて現在創造され、おたでありりと述べてゐる。

## 第四節 大和民族の成立

### 第一款 日本民族の系統に関する諸説

初期の日本民族論はベルツ（H. Bartsch）のそれを以て代表させることか出来る。

ベルツは約二千五百体の生体計測と頭蓋の調査とに據つて次の如き見解を述べて居る。

日本人は三つの人種的要素から成立する。第一はアイヌ的要素、第二は蒙古的要素、第三は馬來的要素である。アイヌは過去に於て日本列島中の北部に住居したもので、その根拠は今日に於ても認知し得るものであるが、たゞ現在に於てはその要素は餘り顕著でない。このアイヌは體質的に見ればコーカシア系特質と蒙古系特質とを共有し、寧ろ欧羅巴人種に近いものである。第二の蒙古系要素は蒙古人それ自体ではなく、朝鮮人及びこれに類する人群である。

彼は日本民族の裡に見られる體質型を階級に基いて二つに二類した。即ち上層型（特殊型）と下層型（一般型）かこれにて、前者は長身、長頭、長顔の傾向を示し、眼は斜位、鼻は凸形に屈曲ある狭鼻形に属し、口は小さい。これに反し後者は低身、頑丈で、短頭、広顔の傾向を有し、額骨突起し、眼の斜度はより微弱、鼻は偏平廣鼻に近く、口は大きい。この前型は即ち蒙古型で、後型は馬來型である。但し此の兩者の區別は必しも顕著でなく兩者に共通せる特徴も少なからず認められる。而してこの蒙古型民族は最初に朝鮮半島を通過して、日本列島に移動し、続いて好戰的なる馬來系民族が同じく朝鮮半島を通過して移住したものの様である。また日本語中にはアルタイ語系が見出されるのは、太古に於てこの語系民族の血が混へられたらしい。即ち西紀前十八世紀頃メソポタミアに繁栄し、楔形文字を残した民族はアルタイ語系の民で、その民族の血は今なほ東亞の島國に存続して居る。これが日本民族であると論じて居る。

ベルツは其後再び日本民族論を試みる所あつたが、その論文に於て彼は馬来と蒙古とを分別し難いものと爲し、これを滿洲朝鮮から區別し、さきに第二の蒙古系要素と爲したものに對して滿洲、蒙古型、第三の馬来系要素に對しては、蒙古馬来型と云ふ言葉を以て呼んだが、滿洲朝鮮型は蒙古型に比して歐洲人に接近し、トルコ民族と呼ばれるものに類似する。これに對して支那中南部では固有の蒙古系中軸を爲し、南方に至るに従つて馬来型が濃密となる。これは恐らく黒潮の影響であらうと説いた。

ベルツの所論は日本民族を以て単一人種構成を持つたものでないとする点に於て、注意す可きものがある。これは何人と雖も異論のない事實であらう。われわれ日本人は體質的にも文化的にも極めて複雑な構成を有して居る。生物測定学の見地より見れば、偏差が著しく生物曲線を描いてもその頂点が鈍い。

故松村瞭博士は日本人學生合六〇〇〇、早二〇〇〇に就て計測を行ひ

彼等の両親の出生地に從つて地方別を身長・頭長・頭幅・頭型指教について検出した結果、概して九州・中國・近畿の諸地方には偏差が大きいと云ふ結果が生じて居る。之に反して関東・東北の如きは比較的純に近い地方であるが、東北でも岩手・山形の如きは偏差が稍々大きい。即ち該地方は移住民の数が割合に多く、且つその動きが多少顕著であつたことを思はせる。これは恐らく古代史に示される奥羽征討に伴ふ民族の動きを反映してゐるものかも知れない。また此等の計測の結果を綜合して見ると、日本民族は南方に於ては、南支那及び馬來方面、北方に於ては、アジア東北端の諸民族に比較的親縁關係を持つものと結論されて居る。また長谷部言人博士は日本人頭蓋の計測、及び牡丁に就ての身長の計測の結果に基いて次の二型を設置された。その一つは頭部は短高頭の傾向を有し、顔面廣く比較的狭く且つ高く顎の突出せる長身のもの、と他は頭部は長低頭の傾向を示し、顔面は少く、顔幅広く且つ低く、顎の突出弱く、低身のもの、とである。前者は朝鮮人の型に近く、これは岡山

地方の頭蓋を以て代表される。また他の型は金澤地方の頭蓋を以て代表されるものと爲し、頭形の点からのみ観れば日本民族は、頭形指数八二を下りざるものと、七七を越えざるものとの二種の要素から成立するものらしい。と説かれたが、其後更に身長と頭形とにより四種型を分類し得る事を相適されたのである。同博士に據れば長身、短頭なる型は近畿を中心とし、西は三嘴、東は勢尾地方に及び、これに対して、日本海の伯耆、因幡、但馬、丹後地方が長身中頭型として對立する。後者の稍低身となったものが、若狹、加賀、能登、越中、等に分布する。短身中頭型はその中心を関東地方に見出すことが出来るが、長身短頭型が東方に進張して居る爲め、その中心地帯は狭され、越後、兩羽地方は稍短頭の傾向を現し、参遠、陸奥、陸中等では多少長身が増加する風を見せる。第四の短頭短身型は九州南部薩摩、大隅を中心として日向、豊後に向つて發展する。と論述されて居る。

日本民族の中に朝鮮人の要素が混入して居ることは、上田常吉博士も

説く所である。左に同博士の所論を紹介する。朝鮮人は比較的特徴の純粹性を保って居る民族で、その地は東亞に於ける短頭型の一中心地たるの觀がある。朝鮮中部の住民と近畿地方の日本人との差は、日本内地の地方差より寧ろ小さい。この朝鮮—近畿と一連の體質的類似を示す民族即ち長身、短頭、頭蓋高く且つ顔面廣き種族によって、日本全土に拡大して居る。低身、中頭、頭蓋低く顔面低き種族が中断された。前者は日本石器時代人である津雲貝塚人である。

即ち全博士は石器時代に日本の広い部分を占據した津雲貝塚人の分布を中断してこの朝鮮系種族が進入したとされるのである。

小金井良精博士の日本民族に対する人種的構成論には極めて獨創的なものがある。小金井博士によれば、日本民族は人類学上單一人種でなく、種々なる人種の混合によって構成されたものとする。その一つはモンゴリア人種で、皮膚は黄色、毛髮は黑色直毛で、体毛、鬚髯に乏しく、稍短頭で、顔面偏平、顴骨突起し、鼻は偏平廣鼻、眼瞼裂狭く、モンゴ



リア繖により稍斜眼状を呈し、鼻前頭縫合の引込弱く、眉弓及眉間隆起弱きもので、日本人のうち此の型を具有するものは極めて多数を占めて居り、その日本列島渡来の時期は石器時代であり、移住系路は朝鮮半島を経輸したもののらしく、考古学の所謂彌生式文化をもたらしたものである。次に黒潮に乗じて南方から移住したと考へられる種族があるが、これはモンゴリア系種族との類似点が多い爲め、前者と俟別することは困難であるが、日本民族中に包含される該人種の血は以外に濃厚らしい。これは土俗・慣習の上からも察知される。即ち、土俗慣習から考へると該人種は、馬耒族との著しい類似を示して居る。馬耒族は原馬耒族と新馬耒族とに區別され、殊に後者はモンゴリア人種の血を混へるものである。また馬耒族に上顎齒槽突起突出が多く存在する例が多く存在するが、日本人中にもこれが屢々見出されるのは注意に價する。以上述べたモンゴリア種と馬耒種の何れが先に移住したかは不明であるが、恐らく前者が先驅を爲したものの様である。尚このほかアイノ族の存在も日本民族

構成上重要である。該種族は、皮膚の色は褐色で黄味なく、鬚鬣、体毛甚だしく多く、鼻背直、鼻根高く、眉間隆起及び眉、強く、眼にはモンゴリア皺を缺き、額骨突出せず、欧羅巴人に類似する点が少ない。斯様な体型の者は、現日本人中にも見られる。先に述べたモンゴリア種族が最初に渡来したとき、日本列島には既に此の種族が居住し、彼等は考古學上の所謂縄文式文化を繁栄させて居た。此の種族が混血同化によつて縮少しつゝ、モンゴリア系—南方系等の新来民族に壓迫され漸次北辺に退却した。この退去者の残存物がアイノである。

三宅宗悦博士は、現代日本人の体質と石器時代人骨格との比較研究の結果、往古の日本に日本人と云ふ完成せる体質群の人類で渡来したものでなく、日本人なる体質は日本島に於て完成したものであり、それは時代的に多少の変遷を示して居る。この古い体質的特徴、即ち日本古式体質は、低身、頭長の大きなること、頭高の稍低いこと、眉上弓及眉間隆起の發育良好、眼窠稍凹入、多毛にして腋臭出現率多く、蒙古人皺發出現率

の少なること。等の諸特徴をもつ。斯様な古式体質が有史前後に於ける朝鮮半島經由の大陸系民族及び。現在では未解明の南方系民族との混血により、今日の体質的特徴を帯びるに至った。斯る古式体質は、南島の如く、また山間僻地の如く地理的に他地方との混血少く、濃度の血族結婚の存続した地域の住民に共通的に見られる。と説かれて居る。

### 第二款 日本石器時代民族とその文化

洪積世に於ける日本現在の如く島嶼状態を爲さず、全く大陸と陸続きでその縁辺を形成して居た。大陸と接續して居た結果として、前者に廣く分布する各種の陸棲動物群が多く移住して居るか、特に象類はその種類に富んで居る。この中で *Elephas* 属の化石は第四系に於ける重要な示準化石と考へられて居り、我國に於ても (1) *Parelephas protomam-*

- mamuthicus* Matsumoto. (2) *Palaeloxodon mammane* Makigama,
- Palaeloxodon mamadicus* Setoensis Makigama. (3) *Elephas*

*indicus* Buski *Natsumoto* の三系統が見出されて居る。このほか  
*Stegodon* 属も亦、重要な示準化石と考へられて居るが、これに属す  
 るものとしては *Stegodon orientalis Owen*, *Stegodon sinensis Owen*  
 等があり、樺太及び北海道の一部からは *mammos* *Hesperius primigenius*  
*Bull.* が発見されて居る。此等の象類は各々その渡来年代を異にするも  
 ので、ステゴドン是最も舊くインド象は最も新しい。而して *Palaeo-*  
*loxodon* の類はインド方面に最も多い種族で、*Stegodon orientalis* の  
 類は東亞特産で南支からも発見されて居る。即ち斯種獸教の棲息期には  
 日本は斯る南方とも接続し、氣候も高温であつた爲め、その移住棲息を  
 容したのであつた。其後洪積末に近く我國は非常な寒冷氣に襲はれたの  
 である。mammos が移住したのはその當時であつて、此等はシベリアに  
 その分布中心を有し、北支、蒙古にも及んで居たものである。この寒冷  
 期には東京附近の如きも、トドマツ、テウセンマツのやうな寒地性の針  
 葉樹林に被はれ、丁度、今日の日光戰場ヶ原に於けるやうな植物景觀を

呈して居たらしい。然し其後に至って再び暖氣が復歸し始め、好寒性の生物は北退し暖系の生物がこれに替つた。其頃の日本は依然として大陸と陸続きで、現在の日本海は湖を爲し、南は黃海から南支那海にかけて陸地が擴大し、北も沿海洲と接続し現在のオホーツク海は日本海と同様に湖状を呈して居り、ベーリング海峡は全く閉鎖され亞細亞と亞米利加との兩大陸をつなぐ陸橋を爲して居た。従つて北洋洋の寒流はこれによつて全く斜断され、北上する暖流は遙か北方にまで通上する様になつた。斯様な変化によつて日本は再び暑熱に襲はれることとなり、印度象が移住し、房總の地には珊瑚礁が成するやうな熱帶的景観を呈するに至つた。この時代の終り、即ち洪積終末期から沖積初期にかけて相當に激裂なる地的変動を生じ、その結果日本は現在の様な島嶼と化したのである。この変化は恐らく一度に激發したものでなく徐々に進行はれたものと想像されて居るが、朝鮮陸橋の断絶によつて我國は全く大陸と隔離するに至つたもので、瀬戸内海、津輕海峡等はこの頃に陥没したものである。

洪積世の頃の日本に人類が棲息した痕跡は現在のところ未だ発見されて居ない。然し既に述べたやうに當時陸続きであつた大陸の各地には此の時代に属する北石人類の遺骸が発見されて居るし、人類と比較的關係の深い哺乳類の化石が日本にも多く見出されることが想像すると、當時の原人達が此等の動物を追つて、日本の地に移住すると云ふやうなことも決してあり得ないことではない。何れにせよ現在では此の方面の調査は極めて不充分である。

人類が日本の國土に居住し始めたのは、現在われわれが知り得る範囲内に於ては沖積世即ち現世期にはいつてからである。此等の人類は光文學上の原新石器 (Proto-neolithic) 或いは石器 (Neolithic) を使用した石器時代文化民族で、何れの地からか舟運によつて渡来したものである。彼等は間もなく日本全土に拡散し、各地に於て驚異す可き文化を建設した。この石器時代民族がわが本土に足跡を残し始めたのは沖積世の何時頃に相當するかと云ふ点は、未だ瞭にされて居ない。然し石器時代の貝

塚と深い関係を有し當時の海成層である有樂所貝層の不整合面から、インド象の化石が発見された事実から推定すれば、日本石器時代人が日本の國土に於て生活を營み始めた直前まで、斯した象類が棲息して居たことは想像し得るし、此の事と他の種々なる事情とを綜合すれば、彼等の渡来期は恐らく沖積世初期の末葉位に相當するものとして差支へない。嘗つて日本が石器時代の状態にあつた時期を現在より約三〇〇〇年前と爲すことが通説として行はれた。これは國史を基本とし、更に明治の初期にミルン（J. Milner）が土地の沖積率に基いて、當時問題とされ居た大森貝塚からその最短距離の海岸線までが、沖積作用によつて陸化する爲めには約三〇〇〇年の年月を要すると算定した説を考慮して爲されたものである。然しこれに石器時代の終末期頃の年代であり、それが我國に創成された期は恐らく今日を去ること六一七〇〇年以前であらうと想像されて居る。

日本内地に於ける住民の文化は大きく二つに區別し得るであらう。第

一は大陸との交渉が著明でなく、農業の痕跡のない期間、第二は大陸との著明な交渉を持ち、農業の一般化した期間である。前者は縄紋式石器時代文化であり後者の最初の階段が彌生式石器時代文化である。

縄紋土器の時代は新石器時代である。しかし歐洲の新石器時代とは違つて農業が行はれて居ない。貝塚や泥炭層から出る食料遺残が示す様に、生活手段は狩獵漁獲、植物性食料の採集であつたと見てよい。家畜として犬はあつたが、他は全く無いと云つてよい位である。墳墓は單なる身体埋葬であつて、保護又は記念として壯大な構築を伴はなかつたし、副葬品も亦殆んどない様な状態である。この點も亦大きな墳丘やドルメンその他を有する歐洲新石器時代とは趣を異にして居るのである。

これに反して彌生式の文化に於いては、新に農業が加はり、又、厚葬の萌芽が見られる。これは當時盛んとなつた大陸との交渉と直接又は間接に關係あるものであつて、器物としても大陸系の磨製石器の種類が増加し、又青銅器、鐵器も亦輸入或は製作されるに至つた。従つて、彌生



式の文化一般は純然たる新石器時代とは云ひ難く、金石併用時代と云ふべき部分を有する。この時代に始めて見られる大陸との交渉、農業による新生活手段とは、尔後の文化の初期として、又縄紋土器文化と對照して、特筆すべき事項である。

縄紋土器文化には大陸と著明な交渉は認められない、勿論大陸の相當した時代の文化が充分研究されて居ないから、それがため交渉が明確にならぬ事も考慮する必要がある。

縄紋式土器は時代的に又地方的に、極めて多くの変異性を示し、随つてその特徴を簡単に云ひ表す事は出来ない。ことに最近の研究の結果、従来我々が懐いてゐた縄紋式土器なる概念の外延は、益々擴大せられ同時にその内包も今迄より更に嚴密に吟味される必要を生じた。

現在の研究をより明瞭に理解する爲めには、關東地方を中心とする縄紋式土器の型式別に関する過去の業績と、その型式的差異の生ずる原因に就ての先人の考察とを概観して見る必要がある。明治二十七年に八木

柴三郎、下村三四吉兩氏は「下總國香取郡阿玉台貝塚探究報告」中に於て、繩紋式土器のうち、その製作が薄手にして精巧なる類と、その製作が厚手にして粗大なる類との二様の型式の存在する事を認められ、前者は武藏國大森貝塚より主として發見する爲めこれを「大森式」と呼び、後者は常陸國陸平貝塚より多く出土する故を以てこれを「陸平式」と命名された。然し此等二型式に屬する土器の間に存在する型式的差異は、これより以前、既に陸平貝塚の研究の際、佐々木忠次郎、飯島魁兩博士によつて實質的に認知せられて居るものである。阿玉台貝塚の調査に稍遅れて、佐藤傳藏、若林勝邦兩氏は常陸國浮島貝塚の發掘を行ひ、その結果同貝塚出土の土器は「大森式」又は「陸平式」の何れにも屬さない型式のものであると云ふ事を指摘された。佐藤、若林兩氏は此の式の土器に就て何等の名稱をも與へられなかつたが、事實上に於ては浮島貝塚發掘の直後——即ち明治二十八年代——に既に關東に於ける繩紋式土器の三大型式が認定されたのである。大正の中頃に至つて鳥居博士は關東の

縄紋式土器を「厚手式」「薄手式」の二型式に分類されたが「厚手式」は「陸平式」に該当し、「薄手式」は「大森式」と一致するものであつた。又神原政職氏は浮島貝塚と同型式の土器を出土する事を以て知られた相模國諸磯遺跡の發掘調査を行つた結果、此の型式の土器を「諸磯式」と命名された。

斯の如き土器型式の差異が何に基因するかと云ふ事の解釈は、研究者の各々の立場によつて全く相違してゐた。例へば八木、下村兩氏は「大森式」「陸平式」を含む貝塚の具類の研究の結果「前者は後者に比して技術的には一見進歩した型式の如く推定されるが、年代的には寧ろ後者より古期のものと認める可きである。然し此等兩型式の土器が混出する遺跡が往々にして發見される所より見れば、所によつてはこの二型式の土器は同一時期に併用された場合もあるに相違ない」と結論されて居る。鳥居博士は厚手、薄手兩式の差を、全然生活様式を異にする部族の精神活動の表現の相違に基くものと爲し、薄手式は海岸部族——

の製作に係はり、厚手式は山手部族——*Yamada*——の手に成るものである。つて、兩者は全く時を同くして併存したものと考へられた。當時大場盤雄氏も亦鳥居博士の説に合流され、更に氏は諸磯式土器を以て漂泊民族の所産と云ふ新説をも提出されたが、これに反して榊原政職氏は諸磯式土器の製作が古拙なる點に注意され、これを以て縄紋式土器の古式なるものと推定せられた。

松本彦七郎博士は氏の所謂「凸曲線縄紋期」——陸平式、厚手式の時代——は、所謂「凹曲線縄紋期」——大森式、薄手式の時代——に型式的に進化的見地に立つて證明を試みられた。この新鋭なる編年學的考察は、其順依然として勢力を占めて居た素朴なる民族論的分布觀と對立して、當時の學界に二大潮流を形成するに至つた。近年に至つて山内清男氏は関東及び東北地方に於て、八幡一郎氏は信濃に於て、私は関東地方に於て、各々の地方より発見する土器に就て調査した結果、従来行はれ

ておた「三大別」の中には更に幾多の型式が介在し、異つた型式的組列を持つ各個の型式群は、それぐゞ多少づゝ年代又は文化期を異にするらしい事が判明するに至つた。又従来少数の人々によつて僅かにその存在をのみ知られておた、古式縄紋土器の内容及び其の編年的位置も、茅山、子母口、花積、関山等の諸貝塚の發掘調査によつて漸次明瞭となつた。



第一群 第一群は二つの系統より成立して居る。第一は子母口式と称せ

られるものに該当し、第二は茅山式と評ばれるものに略々一致する。

前者は我々の知る範圍では子母口貝塚に於て主として發見され、他の遺跡では他種古式土器と混じて、その小破片がごく稀に見出されてゐるにすぎない。同貝塚から發見する土器は、比較的少量であつて

未だその完形品を發見しないが大形の破片より推定すれば、器形は變化に乏しく深鉢形を呈するものが多い様である。この深鉢形の中には

更に二種の別があり、一は口頸部に反がなく漏斗形を呈するもの、他

は口頸部がやや外反し、頸部が多少しまり胴部の張つてゐるものであ

る。底部形態は円底又は尖底或は乳房状をなす物のみで平底は非常

に稀である。製作は概して厚手、中厚手のものが多く、厚手粗雑で焼

成もあまり充分でなく吸水性に富み、洗滌によつて容易に溶解し、又

は表面の崩落する程度の物も相當存在する。土質は稍粗く内部に纖維

を多量に含むが居る。繩紋は極めて稀で子母口貝塚各地点の土器を通

して障か二例を数へるのみであるか。それ等とてその出土状態は明かでない。紋様は隆起線紋、點列紋、貝殻の敲脊を押し捺した一種の線列紋等である。其の他土器面に櫛目状の條痕を施したものが多量に発見される。後者即ち第二の土器を出す遺跡は、前者に比してその数に於て豊富であるか。発見する土器は前者と同様数量に乏しい。器形は深鉢形を呈するものが多く、底部形態は円底、尖底、平底等である。製作は厚手、中厚手のものが多く、稀に極めて薄手のものがあり、土質は甚だ疏松のものと比較的堅緻なものとかあるが、概して織維を多量に含み、土器の内外面に條痕を施した例が多く、繩紋は稀である。紋様は頸部に隆起線紋、口縁より体部に亘つて綫隆起線紋が発達する。

第二群 第二群は花積下層式と呼ばれる。主として花積貝塚下層、菊名貝塚等より発見される。坂堂貝塚出土品の大部分も亦これに属する。此層の土器を出す遺跡からの土器の発見量は第一群のそれと比してはるか



に多く、且つ完全品又はそれに近い程度のもは菊名、及び坂堂貝塚に於て可成り多数に発見してゐる。此等の形態は球鉢形又は變形で、口頸部はや、外反し頸部がしまり、兩部の張つたものが多い。口縁には平縁と波状縁とがありその上に小突起の附着せられた例もある。底部は上げ底風の平底を爲す物が大多数を占め、平底も亦存在する。殼体は中厚手又は薄手で、質はや、粗鬆、織維を多量に含む。縞紋は中等度に発達し、その性質は粒子が粗く且つ圧痕の顯著でない單方向又は羽状縞紋である。地紋としてはこの他に *Amadeus* 属の貝殻の殼脊を押捺したものが多く、此等は單に土器外側面のみならず、底部の下面にまで施されてゐる場合が多い。紋様としては口辺周囲を帯状に廻る鱗代状波線紋と、口辺及び頸部を廻る隆起帯とがあり、隆起帯上の裝飾には種々の変形が見られる。又口頸部に縞線を押捺した縞線紋も多少発見される。

第三群 第三群即ち蓮田式を出す遺跡として岡山、深井、側ヶ谷戸、  
 鴻ノ山、泉崎、南、幸田等の諸貝塚がある。この種の土器の形態は主  
 として牽牛花状鉢形に限られるが稀に片口状土器も存在する。製作は  
 概して薄手、土質は稍緻密であつて織維を含み、底部は平底又は上底  
 状の平底である。口辺は殆ど平縁で、稀に局部的に刻み又は突起を附  
 して小波状を呈せしめた例も見られる。縷紋は極めてよく発達し、極端  
 に複雑なる変化を示し、此等は單に土器の外側面のみならずその底面  
 にまで及んでゐる事が多い。

貝殻紋も亦存在するがその量は餘り多くない。口辺部に於ける紋様  
 としては網代状波線帯、及び同部分に隆起線を鋸齒状に施したものが等  
 がある。此等紋様帯上の一定の場所には多くの場合小突起が附着して  
 ある。この他頸部に一種の波状線の繞らされてゐるものがある。

第四群 第四群は従来広義の若砥式土器として取扱はれて居たものであ

るが、製作上諸形式土器は緻雑を全く含有して居ないのに反し此の式の上器は相當に緻雑を含む点に於て前者と明かに區別される。黒沢慈恩寺丘陵、浦和丘陵等に存在する貝塚の大部分は此の形式の土器を出土するが、貝塚中に包含される土器の量は餘り多くなき、完形品も現在在所少数である。完全又はそれに近い破片によつて推定されるその器形は、稀胸の廣つた甕形、牽牛花状鉢形で極く稀に広口壺形がある。口頸部は反りの有るものと無い物とがあり、底部は普通の平底であるが、稀に上げ底風のものも見られるが、これは第三群の物ほど顯著でない。製作は粗雑で焼成も餘り充分をなく、緻雑を含む。紋様は殆ど半截竹筥による規則的又は不規則的の直線紋又は波状紋、及びこれが刺突による爪形連続紋で稀に梯状の器具を以て施した線紋も亦存在する。繩紋は單方向繩紋、羽状繩紋、帯が多し時に菱形を呈するものもある。縄紋粒子の圧痕は顯著なるものと無らざるものともあり、又一條置きに粒子の少かい條の挟まれる例も少量ながら見出される。其他、網目

状の櫛條紋。横走するS字状の櫛條紋が縄紋と同様に土器面に施されてある事もある。又口皿上部には耳状の突起を附した例も少数ながら見る事も出来る。

第五群 第五群は所謂踏碇式土器で、その器形は大体に於て第四群のそれと一致するが、更にカリパー形の物を加へ、鉢紐を全く含まず製法焼成等も第四群より稍良好である。紋様は半蒺竹管による線紋又は爪形連続紋或は隆起細線より成る曲線紋等から成立してゐるが、前者の紋様構成法は第四群に於けるものより遙かに複雑化し、丹を以て塗彩したるものも少量ながら発見されてゐる。縄紋は変化に乏しい單方向縷紋が大多数を占め、稀に羽状其他の縷が発見される事もあり、貝殻紋へ *Amulets* の被背を印す物も柱々にして見出される。櫛條紋としてR字状櫛條が單独に、或は縄紋上を恰も縫ふか如き状態を以て横走する様な例に逢着する事もある。底部は普通の平底であるが口縁部

の断面形態は変化に富み、口縁には耳状の突起の附着する例があり、それ等は稀に動物の顔面と為つてゐる様な場合もある。

第六群 第六群は阿王台式、勝坂式、加曾利E式と呼ばれる三群より成り立し、此等は総て従来厚手式と概称せられて居たものに属する。阿王台式は本分類中のA類、勝坂式はB・C類、加曾利E式はD・E・F類に相当するもので、此等の土器は何れも器形が大きく、厚手に製作され、紋様も主として立体的な隆起線紋を以て構成されたものが多い。器形はカリパー形、鉢、壺、皿等で、其れ等の中には著しく立体的な飛躍した把手を持つて居るものがあり、把手の中にはその一面に人の顔面を表現した所謂顔面把手もある。

縄紋はA・C・F類を除く他の類に於てはよく飛躍するも主として單方向縄紋のみでその変化に乏しい。只E類に見られる様な綾走する縄紋は此類に特有のものである。又A類土器の殆んど総ては雲母末を

含むで居るがこれも一つの著しい特徴と認めよう。然し要  
母末を含む例は此類以外に第五群類土器のうち稀に見出される事がある。

此群の土器を出す貝塚は餘り多くはないが、土器の出土量は相當に豊富で完形品も亦稀ではない。

第七群 第七群土器は掘、内式と呼ばれるもので、所謂薄手式の一部はこれに属するものである。此種の土器を出す貝塚は千葉縣西南部の貝塚分布地帯には多く存在するが、我々の調査地味には比較的少く多摩川・荒川沿岸の一部と野田丘陵の一部に分布するのみなるも、土器の出土量は多く完形品も亦少なくない。器形は鉢・甕・椀・土瓶形等があり異形品も多少存在し、底部は平底で裏面に網代の痕跡を止める例が屢々見られる。製作は粗雑なものと同精巧なものがあり、土質は比較的精選されて細かく焼成も亦充分である。紋様は主として波線

による直・曲線紋を縄紋は普通の單方向縄紋に限定されて居る。把手として第六群の如き巨大なものを見ないが、稍小形のものが口縁部に発達する事は稀でない。

第八群 第八群土器は加曾利日式・大森式・安行式へ眞福手式等の各型式を一括したもので第七群のそれと共に秩束薄手式と呼ばれて居た。第八群土器を出土する貝塚は野田丘陵・鵬ヶ谷丘陵等に多く存在し、特に後者に於ては可成りの屈集分布を示して居る。此等の貝塚から見出される土器の量は夥しく完全土器も亦決して稀でない。

器形はよく分化し鉢・甕・椀・壺・高柱・土瓶形等で此他種々なる異形土器も屢々出土する。底部は平底で赤物は尖底に近い程度に細くて直立にたへない様な——底面を持つ例もある。製作は概して精巧、土質は緻密、焼成は充分である。紋様は縄線による直曲線紋で、所謂「磨消紋」は極度に発達し、紋様として巧みに構成された入組み紋も

亦盛行して居る。

縄紋は普通の單方向縄紋であるが、土器の全面にこれを実施したものは殆んど絶無に近く、主として一部分の紋様の地紋即ち所謂「磨消紋」として使用されて居る。把手としては口縁上に小形の耳状突起又は波状縁の波頂に扇状突起を為す物が残つて居る程度である。

次に此等諸形式に属する土器の各部分の特徴を概観して見る。

器形は第一群に於ては極めて變化に乏しく殆んど鉢形のみに限られ、第二群に在つては鉢形、及び胴部の稍張り出して口の広い変形を呈するものがある。第三群も大部分は鉢形、甕形のみであるが、異形土器として一種の注口土器が存在してゐる。第四、五群には鉢形、甕形、壺形、カリパー形等があり、第六群に在つては此等の他に平鉢形を加へ、第七、八群に至れば器形は更に分化し、前記せる形態以外に注口土器、台付土器、其他各種の異形器が製作される。



底部は第一群の子母口式では尖底又は円底で、第山式には尖底或ひは粗粒な平底があり、第二群では平底或ひは稍々上げ底風の平底で、その底面には貝殻の背部圧痕を附せられたものが多い、第三群は平底又は上げ底状の平底が多く、この底面には屢々縄紋又は貝殻紋が施されてある。第四群——第六群は殆んど平底のみで底面の変化に乏しい。第七群に於ても平底が多数を占め、此等は屢々底面に縄代の圧痕を有する所謂縄代底を形成し、又脚が下方發展を為して台を成す例も見られる。第八群の底部形態は第七群のそれと類似してあるが、底面の圧痕は殆んど見当らない。

把手は第一群より第四群に至るまでの各種土器に於ては、口縁上に極く簡単な耳状の突起を附するのみで、此等は殆んど実用的意義を持つてゐるまい。第五群では前型式同様の耳状突起を有してゐるが、其中の或物には動物の顔面を現した例もある。第六群に至ると把手は突然大形になり、極めて複雑な環状突起として發展をとげ、時に其上に人

面を表現した所謂顔面把手を為す事もある。第七類に於てはこの複雑な把手は消失し、僅かにそれ等の面影を痕跡的に残す退化形式として残存し、第八類に及んでは再び元の耳状突起の如く口縁上にその名残りを止めてゐるのみである。

紋様第一群子母口式のそれは極めて単純で、直線紋等を主として、紋様の施される部分——紋様帯——は口頸部であるが、茅山式では頸部に隆起帯があり紋様は口——頸の間に施され或は体部一帯に隆起帯、又は羽状線紋の如き紋様は主としてこの帯上に施される。第三群に於てはこの隆起帯が更に狭少となり、其上の裝飾も簡單化し、これと共に半裁竹管又は櫛様器具による直線紋が口頸部に發展する。又斯の如き器具をコンパス状に使用した施紋法も此類に於て始めて行はれてゐる。第四群、口部及び頸部に半裁竹管を用いた沈線紋、又は爪形沈線紋、及びコンパスを使用した波状紋を粗雑に施したものが多く、

布に土器全面に亘つて半武竹管紋を以て葉脈状の紋様をつけたものがある。第五群、半武竹管紋は益々盛行し、その構成も第四群のそれより発達し紋様帯は胸部にまで拡大せられ、又隆起細線を以て履手状曲線紋を施したるものも存在する。第六群阿玉台式には一種の曲線的隆起線が最も普通で、此の紋様は土器全体に亘つて施される。勝坂式には種々なる紋様があるが、その最も代表的なのは破状連続渦紋で、これ等は全部口頸部に発達してゐるが、胸部にも複雑な構成を持つ紋様帯のある例も多い。所謂磨消紋は此の群の加島利E式の中にも既に出現してゐる。第七群に於て紋様はより弛線化直線化し、紋様帯は口頸部と共に胸部一帯に亘つて施される事もあり、磨消紋は益々一般化して来る。第八群に至れば、前者より更に洗練された入組渦紋、及び充填紋が行はれ、紋様帯は再び口頸部に局限される様になる。

地紋 第一群子母口式では縄紋が殆ど見当らず、その代り殆ど絶えの上器の内外面に一種の條痕がつけられてゐる。茅山式も縄紋に乏し

く條痕が盛んに行はれてゐるが *Amakawa* 属の殼背を挿入した貝殼紋も稀にある。第二群では *Amakawa* 属の殼背を以てせる貝殼紋が盛行し、繩紋は多少存在するも、此等は主として粒子の顯著ならざる單方向又は羽狀繩紋であつてその變化に乏しい。第三群に至ると繩紋は飛躍的に分化し、その種類甚か多く、且つ數種類の繩紋を混合して一個の土器に施文した様な例も普通に見られる。然し第四群に至つてそれは再び單純化して来る傾向があり、第五群に在つては全く變化に乏しく普通の單方向繩紋のみが主として使用される。第六群阿玉台式に於ては繩紋は殆んど消失するも、再び普通種が盛行する様になる。第七群の繩紋は單方向繩紋で、磨消紋としたものが多く、又粗い繩紋上に斜めの櫛目を附した例が多い。第八群の繩紋の種類は第七群のそれと同様で、矢張り磨消紋として使用されてゐる。此群の土器の粗製品に於ては斜行する櫛目紋が、繩紋に代つて地紋の役割をつとめてゐる。

織物 土器の製作に當つてその中に織物を入れる風習は、第一群より第四群に至るまでのものには盡んに行はれてゐたが、それ以後のものには全く見当らない。又第六群阿玉台式には要母片を多量に含んでゐる土器が多いが、此の風も勝坂式以下には消失し稍大粒の砂を多く含む様になる。第七、八群に至ると土質は概して細密なるものを使用するのを常として居る。

二ルを要するに、第一群より第五群に至る諸型式は、その形態及び紋様が極めて單純で且つその製作も概して粗雑であり、器の大きは一敏に餘り大きくなり中形小形のものが多い。第六群土器はその形態稍變化に富み、紋様も力強い立体的の渦紋を基調として露みさし、中には土器全体が紋様の塊マウスとも見えるまでに作られて居るものもある。製作は餘り精緻とは云へないが、その技術は決して劣つてゐない。土器の形は概して大形である。第七群以下のものは器形の分化する事顯著で、紋様は波線化し、製作は一般に精巧となり、器の大きさも餘り大形

なるものはなく、中形乃至小形の物が多数を占めてゐる。若し此等に就てその気分を語る事がゆるされるなら、第一——五群までは古拙、第六群は雄健、第七、八群は巧緻と形容する事も出来よう。

以上の如く先史東京湾沿岸地帯の貝塚より発見される土器を觀察した結果、此等は大体に於て八個の群に大別され、各々の群は更に數個の型式に細別される事が明瞭と爲つた。而して各々の型式群の間に存する型式的又は製作技術的差異は相当顯著なるも、併かも其間に強弱の差こそあれ一脈の研削が認められる事は否定出来ない事實である。即ち此等の土器群は單にその様式上より見ても、系統的にはほぼ其の流れを一にして居るが、この全部が同一時代の所産とは考へられない。其の多い事は上述の記載に徴して明瞭である。然らば其等が如何なる編年的序列を以つて配列せる可きか？ 此の疑問の解明に對して、次に記する三方法が採用される。

① 貝塚を構成する貝類による遺跡相對年代の推定。

- (2) 層位に依る遺物の相対的新旧の決定
- (3) 遺跡に於ける各型式土器群の組合せ及び遺物の形態的対比。

以上の方法に基く精しい研究過程は省略し、その結果のみを示せば、第一群より第八群に至るまでの土器は年代的には漸次に新しくなる。而して第一群より第五群までの行はれた時期を前期石器時代、第六群の使用された頃を中期石器時代、第七、八群の盛行した時を後期石器時代と概括的に呼ぶ事もある。但し土器型式の変遷に徴すれば前期石器時代の存続せる期間は、中期及後期のそれより著しく悠久であつた様である。以下此等各期に於ける文化の変遷を概観して見ることにする。

前期縄紋式石器時代 前期縄紋式石器時代の最も特徴ある石器として、我々は楕円形が一面に打裂的加工を施し、他の半面は礫の自然面を利

用した一厘の打製石斧を挙げる事が出来る。此の型式の石器は、前期石器時代に属する各所の遺跡より見出されて居るが、神奈川縣著名貝塚からはこの最も代表的なものを多数に出土して居る。石鏃は硬砂岩・黒曜石製の三角形・又は雁股形の魚柄の品のみで製作は稍粗雑であつて飛見量は極めて少い。磨製石斧は所謂遠州式即ち尖頭部を有し、体部断面の楕円形を呈する型式に属し、体部の磨製は充分でなく各部に打製の痕跡を残して居る例が多い。石皿は楕円形を呈する普通の型式で、植石も後出の品と変りがなく、両者共に殆ど安山岩を以て作られて居る。玉類としては第五群土器に伴つて、燧石質の裏玉が唯一例が見られて居るのみである。

骨角牙貝器類としては第一に針の存在を指摘せねばならない。針は主として鹿角製——稀に骨製もある——で頭部に孔を有するものと然らざるもののがあり。この製作は概して精巧である。又第五群土器に伴つて裝飾ある葉状の角製品及び食肉類の犬歯に穿孔した牙製曲玉を



見る事もある。釣針は鹿角を以て作られた大形のもので逆刺はな  
貝輪にはタマキガヒ、サトルボウ製のものがある。

中期縄紋式石器時代 石器としては最初に打製石斧を挙げねばならぬ。  
打製石斧の形式には槌円形へ梨丹形へ環形へ分銅形等がある。此の時  
代の遺跡から発見される槌円形打石斧は、主として表裏面共に打製を  
加へた型式が多く、前期の打石斧に見られる様な型式のものとは比較的  
少い。此等三型式の打石斧の中で、槌円形のものには最も普通に発見さ  
れるが、他の二型式は前者に比して其の発見数は乏しい。石鏃は黒曜  
石製有柄品が多数を占め、他の型式は概して少く、磨製石斧は所謂遠  
州式に限られて居る。燧石製石棒の長大なものは屢々此の時期の土  
器に伴ふが石釵は稀である。石皿、植石等も普通の型式の品が多い。  
玉類には管玉、曲玉等があるが量的には決して豊富でない。

骨、角、牙、貝製品としては、銚、釣針、貝輪、牙製曲玉等がある。

銚は骨製で逆刺のない槍杖のもの。鈎針は外側に逆鈎の附着する大形品。斧は楕円製品。共にその発見数は餘り多くない。貝類はイタボカキを以て製作したものが多く、少数のサルボウ製の物も発見される。牙製の曲玉は食肉類の大歯に穿孔したものであるが、極めて稀に出土するのみである。

土製品としては土偶があるけれども、その分布は主として山嶽地帯に直接する低山地帯に極限され、関東平地の第六群土器に伴ふ場合は極めて稀であるらしい。

後期縄紋式石器時代 石製品としては、打製石斧、石鏃、磨製石斧、石釵、石皿、石槌、玉類、其他がある。打製石斧はA、B、Cの三型式の何れも存在するが、量的に最も豊富なのは分銅形で採形がこれに続いて多い。石鏃は雁股形、三角形が多数で、石は主として燧石が用ひられる。磨製石斧は全体精巧に磨製され、体部断面が鼓形を呈する型式に

限られ、石剣は扁平で頭部に裝飾のあるものが盛行して居る。石皿に普通の型式のものが多いが稀に底部に脚を有し、形が稍長方形に比しものも見出される。榎石は前の時期のものとは大差がない。玉類には曲玉・管玉・小玉等があり、硬玉製品も亦存在する。

骨・角・牙・貝製品には銚・斧・釣針・鏃・所着浮袋の口・弓筈・貝輪・牙製曲玉其他がある。銚には銚のないものと銚のある例とがある。前者は第七類土器に伴つて最も普通に発見されるのに反して、後者は比較的稀である。牙斧は中期のそれと相同で、釣針は大形品と共に稍小形のものが出現し、逆刺は矢張り外側に附いて居る。鏃は主として角製で有柄である。弓筈は鹿角を以て作られ頗る精巧な作品がある。牙製曲玉は食肉類の大歯に穿孔し、或は猪牙を半截しこれに穿孔した例も見出される。貝輪はタマギガヒ、サルボウ、アカガヒ等を原料とした精込品が多く、ヨメガカサの鍍頂に穿孔した美濃なものも亦併存して居る。

土製品には土偶、土版、耳飾等がある。土偶には顔面円形を呈し、備  
 甲で、顔の表現は現実に近く、後頭部から頭部にかけて楕円の把手を  
 有するものと、顔形が三角形又は隣円形を為し、肩と鼻は合して丁字又  
 はY字形を呈し、後頭部が半球状に突出するもの——所謂山形土偶——  
 と、顔は円く、頭部に角状突起を有し、眼口等は円形を以て示された水  
 鬼の顔の如き表情を為すもの——所謂水鬼土偶——とがある。(A)は第  
 六群の土器を多少混出するも第七群を主体とする遺跡から多くの場合  
 を見され、(B)は第七群と伴出し、(C)は殆んど第八群に伴ふ。耳飾は充  
 実したものと、中を刳抜き、又は透し紋様を施した物とがあるが、前  
 者は主として第七群土器と共存し、後者は多くの場合第八群土器と伴  
 出する。土版は殆んど第八群土器に伴ひ他のものとして共存する事は少い  
 様に思はれる。

以上前・中・後、各期の遺物を通観すると、前期に於ける器類は生

産婆具を主体として居るが、其等は未だその分化に乏しく、数量も餘り豊かでない。製作も亦概して粗雑である。特に裝飾品は甚か貧弱であつて、貝輪と少数の玉類及び筭状角製品が見出されて居るのみに過ぎない。只精巧な針、――斯様な品は関東では中期以後には殆ど消失して了つて居る――の存在に注意を要する事實である。

中期に在つては器具――特に生産要具――の分化は一般的に行はれ石器、骨角具器類の中で斯うした方面の物は質的にも量的にも依然豊富と云ふ。裝飾品類も亦発達を示し始めて居る。此の時代の特徴的な貴物としては、豊富な打製石斧、巨大なる石棒、裝飾的価値に乏しいと思はれるイタボカマ製の貝輪等を枚挙する事が出来る。

後期に至つても生産要具は、前時代の伝統を主として継承して居るが、形式的には多少の変化を示し、殊に鉄分の裝飾的意義を加味した実用品――劍へば脚を有する石皿、或は石劍の如きもの――の出現を見、裝飾品――玉類、耳飾等――はより豊富となり加ふるに土偶、土

版等の如き、一種の宗教用品と推定される品も製作されるに至つてゐる。

又 前述の如き遺物遺跡によつて推定される彼等の主要生産部門は、各期を通じて、漁撈、狩猟、食料植物蒐集等——換言すれば、蒐集経済の階梯——であるが、此等は時間的に或は地域的に多少の消長がある様に思はれる。即ち先史東京湾沿岸に於ける前期縄紋式文化期にあつては、石鏃、石槍の如き狩猟具に乏しく、具塚内に於ける獸骨残片も亦微々たるもので、土掘要具と考へられる所着打製石斧も亦餘り多くない。従つて此の時期に於ては、狩猟又は土掘要具を以てする植物蒐集は、まだ盛でなかつたかと云つてよい。中期縄紋式の時代は、狩猟具は前時代より多少増加し、獸骨もより多量に発見され、打製石斧は最も豊富に発見される。これに基いて推考すれば、此の時代は、狩猟は前の時代より盛になり、土掘要具による植物蒐集は、隆盛を極めた様である。

後期に至つても狩猟具の量は中期のそれより餘り増加を示さないが、貝塚より出土する獸骨の量が極めて夥多であるのは、狩猟がより一般化した事を物語り、打製石斧の減少はこれによる植物蒐集が稍や衰退したか、或ひはこれに代る他の器具が出現した事を暗示するものである。

斯の如き器具の変遷は、明かに當時の民衆の經濟生活の変遷を物語るものであつて、器具の変遷が前記の如く概して進化的であつた事は、彼等の生活も亦進化的であつた事を意味する。併も彼等の生産力の逐次的發展は單に物質生活のみならず、精神的生活にも色々な影響を与へたらしい。後期石器時代に於ける土偶土版の如き宗教的遺物と推定される品物の出現、身体裝飾品の盛行等の如き現象は、此向の消息を伝へるものである。土器の場合に於てもそれが後期に至るに従つて、前述の如き器形の分化を生じたが、この原因も亦、生産手段の技術的進歩に基づき生産力の増加に據るもの、様に考へられる。具體的に言へ

は生産力の逐次的増加は石器時代の生活を漸次に安定させた、その結果彼等は字義通りの「その日暮し」の生活から次第に解放され、生活に対する欲望にも変化を来し、従つてその生活型態は順次に複雑化するに至つた。斯の如き情勢は土器の如き日常容器にまで反映し、初期に於ては同一なる容器が種々なる要求に対して併用されて居たのが、後期に至つては用途の差によつて、異つた形の容器が要求されるに至つた結果と見る可きではなからうか？

次に以上の研究によつて決定された各期の土器を出す遺跡に就て見ると、前期縄紋式土器を出す貝塚はその規模が極めて小さく、且つ数個の小貝塚が相接近して小貝塚群を為す傾向があり、中期縄紋式に属する貝塚は一般に前者より大きく、後期に至れば更に大規模となる傾向が看取される。勿論中期以降のものと雖も、唯一個の貝塚が荒原として広がつてゐるのではなく、数個の貝塚群より成立してゐる場合が多いが、此等の個々の貝塚も前期のそれらに比してその面積が遙かに広



大なるを常とする。此等の貝塚は従来二れを全掘した経験がない為め  
確言する事は出来ないうが、恐らく小規模の貝塚が漸次に拡大されたもの  
のと考ふべきであらう。

貝塚の規模に就ては少くとも二様の解釈が可能である。

A 貝塚の規模の大小は人口のそれに正比例すると云ふ考へ、即ち  
前期貝塚は少数の人によつて作られた為め小さく、後期のもの  
は多数によつて作られた為め大きい。

B 貝塚の大小は居住期間に正比例する。即ち前期貝塚に於ける人  
類の居住期間は短く、後期に於ては之に反する。

この解釈の何れが妥当なるかを決定する為めには、より広範囲に亘  
る発掘を試み貝塚の堆積状態等に就ても更に精細に観察を要するが、  
現在の知見のみに基いて考へれば此の両説は共に考慮される可き性質を  
持つ様である。即ち前期貝塚は少数の人によつて、餘り長時間に亘ら  
ずに生束されたもので、後期貝塚はより多数の人々によつてより永い

期向に築積されたるもの、様に考へられるのである。更に想像すれば、  
 前期貝塚時代の生産手段を以てしては、人口の増加が或る程度以上に  
 達すると、これを支へる事が困難となり、爲めに氏族はその分裂を餘  
 儀なくされる。——黒浜慈恩寺丘陵に於ける前期縄紋式に属する小貝塚  
 の散布状態は、斯の様な社会現象を暗示する様に思はれる。——然る  
 に、後期貝塚時代に至ると技術の進歩に據つて彼等の生活は多少安定  
 し、その結果氏族は膨脹し、前時代に比較してより定着性を持つに至  
 つたのではないであらうか。

終に住居に就いて簡単に記載して置く。貝塚に於いて当時の住居風  
 は、貝層の下から稀に発見されたるが、今回の調査は主として発掘程度  
 の小規模の発掘のみを行つた爲め、その見る可きものを餘り見出し得  
 なかつたが、將來より大規模の発掘が行はれたら、恐らくこの多く  
 を発見し得る可能性は充分にある。前期縄紋式に属する第一群乃至一  
 第三群を出す種類の貝塚では貝層下褐色土層上——即ち当時の生活地

表しに往々にして灰焼土層の存在する事があるが明確な家屋跡は未だ見出されまい。然し前期の終りに属する第四、五群土器を出土する遺跡からは従来数個の竖穴跡が発見されて居り、その型式は方形で炉は中央より多少盛寄り位し、特に炉として加工した例はなく、單なる灰焼土の塊として存在する。第六群土器を出す遺跡の家屋跡は殆ど総てが円形の竖穴で、極く稀に方形竖穴及び平地住居がある。炉は中央に位して拳大の石を興らし、又は底部を嵌りカリパー状土器を埋没してこれに当てゝゐる。後期の家屋跡の明確な例は先史東京湾沿岸地帯に於ては未だ殆ど発見されてゐない。

今、集された住居跡から当時の家屋の散布状態を推測すれば、前期石器時代終末期頃には未だ極めて散在的であり、中期に至つて始めて多少密集的となるが、家屋の構造が永久的又は半永久的なるものでない為め、その使用期間が餘りに永続せず、従つて一聚落内に於ける家屋の移動は可成り頻繁に行はれた形跡が認められる。

又、前、中、後の各期に属する貝塚の分布状態を概観すると、前期貝塚は主として各河川の上流近くに密集的に分布し、後期貝塚は河川の下流地帯、又は現海岸線に近接する丘陵上、及び古利根溪谷沿岸に多く存在して居り、中期貝塚も概ね後期貝塚と其の分布圏を一にして居る。即ち中期又は後期貝塚の積成時代には、前期貝塚の分布地帯は既に沖積作用によつて陸地と化し、貝塚の生成は不可能となつた。換言すれば此等の時代に至ると斯る地味に住居する人々は漁撈者としての生活を営む事が出来なくなつたのである。従つて中期又は後期の石器時代人が、魚撈者としての生活を爲した所は、前述の如く現海岸線に近い地帯、又は古利根溪谷の如き比較的後世に至るまで海水の浸入を容じて居た様な地形の土地である。更に中期後期の諸貝塚が、千葉縣下の東京湾沿岸地帯、或は豊ヶ浦沿岸地帯に群集して居る事は、此等の地方が先史東京湾上部地域が陸化した後まで、依然として海であつた事を示すものであり、中、後期貝塚の文化中継が斯る地方に偏

在するのみ、亦必然的の結果と言ふ可きである。

縄紋土器の文化は、内地を通じて恐らく大差ない時代に達し、弥生式土器の文化に置き換へられる。更に後者は古墳時代に移行する。この時代に於いて石器は全く廃用され、鉄器が全盛となる。又始めて歴史との接触を生じ、原史時代として認められて居る。縄紋式以後に於ける上記の移行は西日本に於いて顕著であり、多少の地方差があるが、大体東北地方まで概同様と見てよい。

弥生式の時代には大陸との交渉が生じた。それと同時に、住民の生活に大なる影響を及ぼした農業が伝来し、一般化した。縄紋土器の時代には食物は自然界から採集されるだけであつたが、この時代に入つてはじめて食料が「生産」されるに至つたのである。栽培された植物は主として稻であつたらしく、炭化した米、籾殻が当時の住居から発見され、又土器の底部等はその圧痕が残つて居ることもある。これと

同時に農具と見るべき器具も亦出現して居る。石斧状石器は鋏として使用される。石斧丁は鎌の如き用途を持つこれらの石器は、繩紋式には類例がなく朝鮮、南滿などに一般的であつて、弥生式の時代に恐らく農業と相伴つて伝来したものと想はれる。

しかしこの時の生産手段は全く農業によつた訳ではない。穀物を出す堅穴住居から、胡桃、栗、李、櫻の如き堅果、鹿等の動物の骨が飛見されるから、農業と共に狩猟、採集等も行はれたものと考へられる。また少数ではあるが、貝塚があり、繩紋式と同じ生活が営まれた事を知ることが出来る。しかし漸次古墳時代、歴史時代に見るやうな農作物を主とする生活に遷移したのであらう。

弥生式の時代の土地の耕作は石鋏を用ひる程度で、家畜として牛はなく、馬も亦稀であつた。従つて牛馬を用ひた犁耕は行はれなかつたかも知れない。古墳時代には牛馬も少く且つ犁の先端らしい鉄鋏が見出されるから犁による耕作が行はれたと解される。しかしこの時代と

豆も人カによる耕作が支配的であつたに相違ない。日本に於ける食料の経済関係は、*Neolithic* の用語を用ひると、*Small wattle craft* (縄紋式) *Neolithic* (弥生式) *Post-neolithic* (原史時代及以降) の順に変遷したことになるらしい。

住居としては堅穴が一般化して居る。この堅穴は群をなして存在し、小部落をなして居る。堅穴以外に洞窟内住居も諸地方に発見されて居る。縄紋式にも洞窟住居は知られて居るが、弥生式の方がむしろ多い様である。時には縄紋式に居住した洞窟が更に弥生式の時代、原史時代に用ひられた例がある。

弥生式の聚落遺跡が、低地へ進出して居ることも注意すべきことである。縄紋式では丘陵上に住むのが一般であつて、河岸や海岸の沖積平地にある事は稀である。然るに弥生式ではこれが稀でない。農耕生活と共に以前には利用しなかつた低地に親しみを持つ様になり、住居も自然に同じ方向に進出したものと考へられる。古墳時代に於ては堅

穴住居が引つゞき見られ、聚落遺跡の低地進出も更に盛になつた。一  
 通に於て沖積地を中心とした農耕生活に入ったと言つてもよいかも知  
 れぬ。

弥生式の墳墓は一般的には縄紋式のものとは大差ない。単に死体を浅  
 く埋めただけのものである。棺、封土を伴はない。人骨は縄紋末期と  
 同様抜歯されて居り、時には赤色の附着を見ることがある。別に小児  
 は甕に容れて葬られて居る。人骨を通して知り得る当時の風習は、縄  
 紋式末期からの伝統に富んで居る筈である。しかし、北九州では甕棺  
 組合石棺の如き特有な墳墓が見られる。甕棺は弥生式の大甕を二個口  
 で合せ、又は單一の甕に入骨を入れて葬つた棺である。前記の如く小  
 児の甕葬は縄紋式にもあるが、この場合は大人が埋葬されたのである。  
 埋葬の姿勢は脚を屈せず、伸展して居る。副葬品として青銅刑器、鏡  
 その他が收められて居る。この甕棺は群をなして存し、時には封土、  
 巨大な石を上安置いた形跡が見られる。



弥生式土器に伴ふ諸遺物のうち特筆すべきことは金属器の存在である。青銅器としては劍、槍（鉾）等の利器及び鏡、銅鐸等がある。そして鉄器も略々同時に使用されて居る。

青銅器には輸入されたものと、この土地で製作されたものとある。前者に属する鏡は、時に弥生式遺跡から発見される貨泉、金印等と共に支那の尸支年代との対比の好い条件とされて居る。同じく鉾の狭い劍、鉾も亦多く輸入されたものと認められて居る。

他方に於いて青銅器の鑄造が日本に於いて行はれたことは最も注意すべきことである。九州北部には銅鉾、クリス形銅劍の鑄型が発見されて居る。この型の示す鉾、劍の形状は支那製品とは異つて、先端が幅広い。かくの如き鉾の広い銅鉾、クリス形銅劍は九州北部を中心にして発見され、国産の利器の特徴をなして居る。

青銅器鑄造に伴ふ經濟關係は古来注意されるところか少なかつた。原料がこの土地から得られた證據は挙つて居ない。輸入の青銅器を再

び鑄造したものと考へられるが、これに肉する詳細は不明である。製  
 品の移動に肉する知識も乏しい。鑄造は石器等とは異つて、工業的性  
 質を帯びて居る。一つの型から若干の器物が作られ、これらば全く同  
 形をなす。同一型によるものと鑑定し得るであらう。この真から一個  
 所で製作されたものの運命を知るのに適切であり、この向に存する交  
 易関係を探るためにも便利である。人類学教室には筑前国遠賀郡岡縣  
 村大字金丸発見のクリス型銅剣とよく合致し、前者によつて後者が鑄  
 造されたものと決定し得る。製作所と遺物の埋没に歸した場所とは全  
 く別置跡である。

銅劍 銅斧は聚落から発見されることは稀で、甕棺、組合石棺の様  
 を墳墓から発見される事が稀々多い。しかし更に多くのものは、聚落  
 でも墳墓でもない所から、何個か宛揃つて発見されるのである。かく  
 の如き集合発見は古来注意され、これを説明するため、宗教的な供物  
 であると言ふ説へ葛橋博士個人又は家族の財産を隠匿したのである

この説（喜田博士）が現はれて居る政洲でも青銅器は、これに似た状態に発見されることが多い。そして一般にデボ *devoit* と呼ばれる居る。デボの意義に対しては種々の解釈が加へられ、供物、財産隠匿と考へられる場合もあるが、多くのものは交易関係のものとして知られて居る。即ち青銅器を取扱ふ商人が、運搬の途中身の危険を感じて地下に埋没したものが、そのまま忘れられてしまつたと云ふのである。日本に於ける青銅器の特殊な集合発見も同じくデボと考ふ可きものかも知れない。

銅鐸の類型は未だ発見されて居ない。しかし大部分この土地で鑄造されたものと信ぜられて居る。同一型による二つの銅鐸が処を違へて発見された例もある。銅剣などと同じく銅鐸も聚落から発見されることと少く、又墳墓から発見されることも稀である。単独に一個又は集合して若干発見される。後者の場合はデボと云ふべきであつて、中部、畿内、中国、四国に亘つて散見する。これに対しても供物説と隠匿説

があるが、前者と同様に交易肉係のものとして解釈することも出来る。

弥生式の青銅器には利器として鏃、劍、槍等があるが、果して如何程実用さしたか疑はしい。鏡、銅鐸などは実用的なものではないのは云ふまでもない。その他の金属器を皆考慮に入れても、直接生産に利用したと見得るものは甚だ稀であると言はねばならぬ。これは当時に於ける実用の器物が未だ石器であつたことを裏書するものである。

歐洲の金属時代には、その最初の階級にも工具として斧等が知られて居るが、弥生式の場合にはこれとは餘程趣を異にして居る。弥生式の器代を青銅器時代と称しようとする意見もあるが、候器共存すること及び青銅器自身も一般的でなく、民衆の生活から稍々遊離した存在である事から云つても、適当でない。弥生式の時代は故河内博士の云はれる如く新石器時代の後期に列すべきである。

弥生式の遺物には大陸系のもものが著明であるが、この他に縄紋式からの伝統を保つもの、弥生式に於いて特有の発達を示すものも亦存在す

るのである。打製石器は多く縄紋式からの伝統であり、石鏃は一一般に見られ、石匙も亦多少遺存して居る。打製の手法で新に製作された石器としては先づ畿内を中心として発見される石槍は稀ではなかつたのであるが、弥生式系の石槍はそれとは別の系統を具にし、寧ろ青銅製の劍、鉞、磨石製の短劍などと同時代に、同じ形の利器が打製の手法で入られたと見ることが出来る。磨製石器には縄紋式からの伝統に乏しく、大陸系のものが多い。片刃石斧の類、石槍、丁等は其の最も好例である。石斧も亦大陸のものと同形態を同うして居る。他に銅鏃、銅劍等を模したと云はれる磨製石鏃、石製短劍等もある。外の磨製石器は、類を除けば稀である。

骨角器、貝器に關してはその系統を概観し得るまでに材料が揃つて居ない。織縫工藝としては、弥生式には細密な平織の布が土器底面に圧痕として発見されて居る。この平織が果して織機で作られたか機を用ひずして織られたかと云ふことは明らかでない。

弥生式土器の繩紋は一般に細密であるが、これはその原体即ち縄が細かつた事を示すものである。土製の紡錘車の存在も亦看過してはならない。これらの事項は細密織維が準備されたことを示し、又機械織術の存在を暗示する有利な條件とも云へるのであるから、柔軟な織維による布又は綿物は恐らく衣服としても用ひられただけであらう。衣も亦食住と共に繩紋式とは趣を異にしつゝ、あつたことを予想せしめる。

弥生式の時代の土器は云ふまでもなく弥生式である。次の古墳時代の中頃になると朝鮮から伝来した新手法による祝部土器が一般化する。祝部土器は多く単色であり、敲くと金属的な音を持つて居る。粘土は精良なものが選ばれ、製作には多く陶車が用ひられ、焼成温度は高く、勿論竈を必要とした。従つて祝部土器は工業的製産品であり、製作の場所も限られて居たに相違ない。この祝部の一般化する中頃以前の古墳時代の土器は石器時代弥生式土器と同様赤焼のものが主要なもので

あつた。又、祝部が一般化した時代にも、これと並行して同じく赤焼の土器が行はれた。祝部土器はその後消滅するが、赤焼の土器は後世まで残存して居る。仮りに縄紋式以後古墳時代末までの土器を大別すると次の様になる。

1. 弥生式（石器時代）

2. 弥生式系の土器（祝部土器を伴ふ。〔古墳時代前半〕）

3. 弥生式系の土器（祝部土器を伴ふ。〔古墳時代後半〕）

元来弥生式土器は関東地方の一型式に与へられた名称であつたが、その内容は年代的にも地方的にも拡大された。前記1、2、3の弥生式又はその系統のものを総て弥生式と称する人もあるし、1、2を合せて弥生式とし、3を合せて、遺部土器又は土師器とする意見もある。しかしながら、前記の如く1、2、3の三階級に分け、各々の特徴を補へることが必要である。聚珍飛尾の材料ならば石器を伴ふもの（1）、石器を伴はないもの（2、3）に分け、後者は更に祝部を伴

ふものへ3と、ないものへ2に分けるのである。そして各材料を  
 締結に観察し、製作、器形、装飾の異同を吟味して、各階級の特徴を  
 明にする。同じ階級に属して居つても異つた組成を持つ場合が  
 発見される。この様子を操作を経て、後に始めて弥生式及び古墳  
 時代の土器の細別型式が決定される。その先後関係が闡明される。墳墓  
 発見の土器も同様にして調査すべきであるが、この場合は日常の土器  
 と祭器との差を考慮しなればならない。

石器を伴ふ弥生式土器は広く九州から東北まで分布し、若干の地方  
 差と年代差を持つて居る。これらは縄紋式に比して黄、赤、褐色の如  
 き明るい色調を呈するものが多い。これは土器がよく焼けて、粘土中  
 の鉄分が酸化するからである。縄紋式は黒褐色を呈することが多く、  
 概して弥生式より暗色である。これは酸化が不十分であつたり、一度  
 酸化しても表面が焼き焦されて黒染したりする場合が多いためである。土  
 器の成形は縄紋式と同様、粘土を帯状にして巻き上げて作つたものが



多い。

九州の竈の土器は陶車が用ひられたと云はれて居るが、これは一般の形ではないらしい。

器形には皿・鉢の如く浅いもの、深鉢の如く深いもの、壺の如く口の狭いもの等がある。古い頃の縄紋式などよりも器形の変化が多い。底は平底もあるが、浅い器物及び壺には凡底の不安定なものがある。台を有するものも少なくない。土器の底部に孔を有するものがある。又側面に把手を有するものもある。把手の形状は環状又は棒状であつて、縄紋式の様に口辺の突起、それに伴ふ把手等は見られない。この他に他の土器を乗せるために作られた「台」がある。土製の蓋もある。壺形土器と蓋、凡底土器と台、有孔土器と普通土器の如く組合せて使用する形態は縄紋式とは趣を異にして居る。ことに有孔土器は普通土器の上に乗せられて、食物の調理のために用ひられたものらしい。蓋も有孔であつて、煮沸に適したものと見ることが出来るが、二

の莫は新しい食料である穀物の存在と対照して興味あることである。

弥生式土器の土質・焼成は、略々同時代の南鮮の土器と近似して居る。把手の環状・棒状のものは全く同形のものがある。器形も亦近似して居るものもあるが、異つたものも多し。一般に朝鮮の同代土器にくらべて、器形の変化が多いのは既に注目され居る。これは前代の縄紋式土器からの伝統とすべき部分、又弥生式に於いて新生した部分を有するからである。

弥生式の地方差と年代差を概観することは尚早である。

関東地方の弥生式では縄紋ある式へ狭義の弥生式<sup>1</sup>が古く、縄紋を伴はない式が新しいとされ居る。しかし米だ型式別に曖昧な点が多く、推奨すべきものではない。関西との連絡も亦不明な点が多い。

東北地方に於ける縄紋式直後の土器は関西方面とは稍々趣を異にして居る。即ち縄紋多く、一見弥生式とは見えないう器なのである。陸前の料形式は龜ヶ岡式の末期に直ぐ傾く型式であつて、皿・浅鉢・鉢

深鉢、壺等の器形を持つて居る。裝飾として縄紋を有する土器は過半を占め、口辺の突起等亀ヶ岡式からの伝統を保つて居る。一方に於いて鉢形壺形土器の彎曲、その他に於いて弥生式風な部分もあり、刷毛目、紋様の細部等で同様の傾向を示す部分がある。伴出遺物を見ると、片刃石斧、石庖丁等を伴ひ、土器底面に稻の圧痕を有した例もある。これらの点を総合すると、土器は縄紋式的であるが、弥生式風の生活状態を帯つて居つたことは明である。陸前ではこの他にも縄紋を伴ふ新しい型式が発見されて居る。上記二型式の土器は恐らく関東辺の弥生式に並行したものだらうと思はれる。縄紋を伴はない、弥生式らしい弥生式は磐城あたりには既に発見されて居るが、その他の諸国では未だその存否が確定して居ない。

縄紋式以後で、しかも弥生式と趣を異にした土器は東北地方群りなく、関東北部信濃等にも散見するが、これらは弥生式的な特徴をよ

りも多分に持つて居る様である。

弥生式文化も弥生式土器の型式より、前期、中期、後期の三期に区  
分される。

前期弥生式文化は北九州に発するもので、此の時期に属する土器は  
遠賀川式あるものは立屋敷式など、弥せられ、土器の器形は壺形が多く  
篋先きや貝殻の殻縁で押捺した文様が発達して居る。此の種の土器は  
中国地方の西半、及び中部日本にも多少の地方色を現しつゝ、分布し、  
その分布圏の東縁部及び関東地方に於て、縄紋式文化の末端と接触  
合して異色ある文化を形成する。

中期弥生式文化は大体に於て、全国同一様相を顯示する傾向を現し、  
地方色は漸次に稀薄化する。此の時代の特色としては、土器製作の際  
に梯状工具を使用した結果、土器の紋様が櫛目状平行線で構成される  
型式が多く現れて居る点にある。また此の時期に北九州に於ては恐ら  
く大陸の影響と推定される、新しい型式の土器が出現して居ることも  
亦、注意を要する。

後期の頃になると、全く石器を伴出せず、かへつて古墳の内部に副葬品として埋藏されて居る様子を例をすら発見する様になる。即ちこれは金石併用期から既に金属器——武器——時代に全く移行した事を物言つて居る。

斯様な弥生式文化変遷の姿を観察し、それが後期に至るに従つて全国的統一を見るに至つた事實は、やがて政治的にも日本全国が統一される事を暗示するものである。即ち弥生式文化の北部九州から発達したものは中部日本に於て、他の文化を全く同化し、その力が原因を爲して政治的・文化的にも全国統一を爲したと考ふ可きで、大和文化の統一は實にこの時代にその端緒を画いたと見る可きである。

然し、嘗て考へられた様に弥生式文化は縄紋式文化を圧迫し、これを駆逐、或は征服したと云ふ様な事實は大勢に於いては殆んど観取出来ない。

太古我国に於て生を享けた二つの生産様式を異にする民族——縄紋

式文化民族と弥生式文化民族——は殆んど尙争を行はずして、より進歩せる生産様式を獲得せる弥生式文化民族は、原始的生産様式にこそ依存しては居たが、文化的には極めて高次の格梯に到達して居た縄紋式文化民族を全く同化し、後者は最も自然に前者のうちに入合し、そこに統一さるる大和民族の大本を形成したものである。

### 第三歌 大和民族文化の確立

古墳時代は原史時代とも呼ばれて居る。また前述した石器時代に対して鉄器時代と云ふ名称を与へて居る学者もある。何れにせよ、我が本土内には既に縄紋式文化或は弥生式文化と云ふ様な別がなく、混然一体を成した大和文化によつて、全国がほぼ一様に支配される様になつたのは、全くこの時代からの事である。古墳築造は弥生式文化期に始まり、奈良朝に終る。即ち此の時期は原史の上古史の部分に相当する。

古墳文化の起源は二つの系統より成立して居る。その一つは北九州を中心として発生したもので、他の一つは大和、河内、即ち畿内を中心とするものである。前者は弥生式文化期にその源を発するもので、銅鐸、銅剣文化と密接なる關係を示して居る。その内部構造としては合口甕棺と組合箱式石棺とが存在する。合口甕棺は高一米、径五〇釐ほどの甕の口を合せて棺としたもので、組合式石棺は板状に解用する板石を組合せ

長二米、幅一米弱ほどの箱形棺としたものである。

此等は共に地表下に埋没され、現在では地上に何等堆土、礫石の根跡を認め得ないが、稀にその上に墳丘を堆積した様な例を見出す事が出来る。従つて斯様な原始墳を以て古墳の先駆と懸念する事はさのみ無理のある解釈とは云へない。甕棺の分布は現在のところ、九州、中国、四国等に限定されて居るが、組合式石棺はより広範囲に及ぶ。殊に時代が下降するに従つて漸次、東方にその分布圏を拡張する。

大和、河内を中心とする地域には、以上に述べた所の北九州原始古墳と異つた系統の古墳が築造されるが、その始原期は北九州のそれより多少おくれるものと考へられて居る。外観的に見れば円墳と前方後円墳の二型式が存在し、その墳丘の高さは十米内外の壮大なるものが多い。

内部構造は、木棺、粘土礫、礫礫、割石積み、罌穴式石室等があり、その平面が楕圓形を呈する例が往々存在するのは注意すべき現象である。斯様な古墳様式は前記北九州系統の原始古墳様式に対し、畿内系



または大和系古墳様式と呼ばれる。

此の系統の古墳発生に關する疑向は、未だ充分解明されて居ない。然しその當時に北朝鮮方面に植民地を開拓した漢族文化、即ち樂浪文化の影響が興つて相当力あつたもの、様に考へられて居る。當時わが國に斯様な漢族の移住者が可成り移住して居り、且つ彼等が我が上古文化に対して相當に寄与する所あつた事は、既に史上に瞭にされて居る。従つて彼等の影響が墓制にまで及んだとしても敢へて不合理ではない。此の系統の古墳から発見される遺物にもこれを暗示するものが存在する。

然しながら、如何に漢文化の影響があるにせよ、斯様な雄大な構築物を形成せしめた原動力はこの域内地方に占據した民族の自主的生活力である。彼等は例へば漢文化を受容したとしても、それを原形のまま、取り容れ、或は其の儘、模倣する事に甘んじては居なかつた。その結果がわが國以外には、朝鮮にも、樂浪にも、また支那本土にも全く見ることの出来ない前方後円墳の様な、驚く可き巨大なる規模と独特なる型式を併

存した古墳を築造するに至つたのである。

前方後円墳は主体部が円墳を呈しその前方に梯形の埴土をはり出した型式の古墳で、その形の類似からニ子塚とか瓢塚とか呼ばれて居ることもある。

以上に述べた畿内古墳文化はその原を、弥生式文化に発するもののものである。それは斯様の古墳中から後期に属する弥生式土器を出すこと、及び弥生式に伴ふ銅鏡を出すこと等の事実から示される。畿内古墳の発生は弥生式文化期の中期の終り、或は後期の頃であり、その終末は奈良朝——佛教文化伝来期——であつたとすればその間に長年月の推移があつたと考へねばならない。斯様な永い月日は古墳型式にも必ずや反響す可き筈である。

この変遷は前方後円墳に最も瞭かに示されて居る。前方後円墳の前方部は初期の頃には祭壇としての意義を有して居た。即ち此外に於て円墳部に埋葬した父祖の靈を祭つたもので、此部はその爲めに後円部より依

く、且つ細長く、兩者の区分が副然と分たれる様に築成され、遺骸は後  
田部に接置される粘土槨、礫部、窪穴式石室中に埋葬される。これが此  
の型式の古墳の初期の姿である。然し、歲月と共に祖を祭る風習にも変  
化を生じ、やがて前方部は祭壇としての意義を忘失され、それは全く墳  
丘の一部と考へられる様になり、遺骸は北部にも埋葬される様になる。  
その結果、前方部の高さも後田部と匹敵する様に高め、前方部の軸が短  
く作られる様になる。而して従来丘陵上のみ構築されたものは、平地  
——沖積地に——築造される様になり、堆土を採掘する関係上その周囲  
に塹を作り、水をた、へその風容たるや誠に驚異す可きものがある。こ  
の時期の棺としては、舟形石棺、長形石棺が使用され、窪穴式石室は  
その平面形態に稍々変化を示して居る。以上が中期に属する前方後円墳  
で、型式的にも整備し且つ極成に達したものと云へる。

後期のものは、總体的に退化現象が顯著で規模も著しく縮少し、前方  
部は後田部と区別出来ぬほど丸味を帯び、此部分に横穴式石室を設けた

様な型式のものも出現するに至つて居る。

此の型式区分はその終、古墳時代の編年的区分に当てはまり、前期前方後円墳の行はれたのは前期古墳時代、中期のそれは中期古墳時代後期は後期古墳時代に相当するものと解して差支へない。然し後期古墳時代に至ると、その示準遺跡たる前方後円墳の後期型式が廃絶したのち、円墳と共に方墳及び上円下方墳等が行はれた。此の時期の特徴としては、その内部構造に横穴式石室を有するものが多くなつて来る。

次にわが国の古墳文化が如何なる変遷を示したかと云ふ点に就て考察を加へて見る。

原始古墳文化期には大匠文化の影響が相当に濃厚であり、濠鏡、硝子壁、等の如き支那文化所産品もあり、中部欧羅巴から西比利亞にかけて分布した様式の銅劍の如きものすら見出されて居る。農業は既に存在し、住民は可成り密集的集團生活を営み、階級別もあつた様に想像される。

前期古墳文化は畿内を中心として中国、東海道、日向方面に及んで居

り、文化的には北鮮。北支方面に発達した支那文化の影響も認められるが、固有文化要素も非常に濃厚である。原始古墳文化期の懿は殆んど懿て支那に於て製造されたものであるが、此の時期には既に仿製懿——懿作部によつて造られた懿——が存在し、その技術も甚だ優秀で、直弧文懿と呼ばれる全く新様式の香品をすう製作し得る域に到達して居るし、刀劍の如きも全く銅劍或は樂浪出土品等とその型式を異にし、独自の型態を整へて居る。この刀劍は現在のシマン族の使用するものと様式的に類似して居るが、両者の関係は全く不明である。農耕を中心とする社会を組織し、階級の別は嚴然たるものがあつたらしく、懿作り、玉造、鍔部等の職業者も存在したことは尸史にも亦、これが現れて居る。

中期古墳文化は古墳文化の極盛に達した時代であり、古墳の外形は最も整備し規模極めて雄大なるものがある。当時六朝文化の移入は漸く活発とまつたが、後期に移行するに従つて更にその色彩を加へ、造懿に窯業にその影響は顕著である。

古墳文化後期は漸る外表文化旺盛の裡に始まつて居る。この新文物と共に我國固有の勾玉・頭椎大刀・環頭大刀と云ふ様な特徴的な遺物は影を潜め、古墳それ自体の裡にも変化を生じ規模を著しく縮小されるに至つたのは此の時期である。

これは佛教の流布に伴つて当時の人々の末世観に変革を来し、また火葬の盛行によつて墳墓自身に変化を生ぜしめた結果にほかならない。然し一方斯様な末期状態に至ると、古墳造営の胎地は拡大した。それ以前に古墳は極めて上層階級者のみによつて営まれたに過ぎなかつたのであるが、此の時代では一般民衆もこれを模する様になつた。然しその規模は極めて小さく型式も円墳に限定される。小規模の円墳が群集的に営まれて居るのは大抵この時代のものである。

副葬品の変化を見ると前期に於ては、鏡剣玉を主体とするが、中期末から後期にかけては陶管・銅碗の如き生活具及び馬具の如きものを加へ、刀劍も劍の減少と共に頭椎大刀・圭頭大刀・環頭大刀の如き金銅存品が

出現し、銜帶、天冠の如き貴族生活を表象する器物も豪族の墳墓中に残されて居るし、金屬製耳環の如きは多少階級の低いもの、同じにも使用され飾玉の類も亦一般化して居る。

最後に古墳時代住民の生業を見よう。彼等は倭、唐劍、唐鋤、鎌等の如き農具を既に有し、その型式も後世のものとのみ変化を示さない程度に発達して居る。また唐鋤があり馬牛が存在することから推考すれば既に犁耕にまで進展した農業を営んだと考へてもよい様である。工業は手工業的なもので、鎗、矢、玉、弓、部、工師部等に分化し、これら土人産が世界的にその家業を営んだことは古史に徴しても明瞭である。





#### 第四款 大和朝廷の異民族對策

最初に、大化改新前後、大和を中心とするこの地域から最も遠く離れた地域、すなはち南九州と東北の地方とが如何なる關係に置かれてゐたか、と云ふ問題を検討する。

それは、いはゆる大和民族自体のうち、如何なる形による交渉の歴史があり、日本民族形成の才一步を進めたかについて知ることが、他の重大なる問題、例へば歸化人の問題その他を考察する前に、先づ必要であるからである。

「日本書紀」によれば、大化改新より凡そ百六十年前、清寧天皇の四年（紀元一千百四十二年）八月七日の條に、是の日、蝦夷、隼人並に内附ふと記録されてゐる。

同様の記録は、この後、欽明天皇の元年三月に「蝦夷、隼人並に象を率ゐて歸で附ふ」とある。

皇極天皇の元年九月二十一日に「越辺の蝦夷、数千、内附ふ」とあり。十月には、十二日に彼等を「朝に饗たまふ」と饗宴が催され、十五日には蘇我大臣も亦彼等をその自邸に招待し慰撫してゐる。斯様な事實はこの時期に於ける遠隔の地域に在り、未だ皇化の充分に及ばない者に對する統禦の一方法を示すものである。

また大化改新の詔が發せられた大化二年正月に、「蝦夷親附ふ」と記録され、つづいて斉明天皇の元年七月に、

難波の朝に於て、北の蝦夷九十九人、東の蝦夷九十五人に饗たまふ。併せて百濟の調使一百五十人に設たまふ。仍りて柵養の蝦夷八人、津川の蝦夷六人に、冠各二階を授く。

とあり、更に十月には「蝦夷、隼人、象を率ゐて内屬ふ」とあり。

とあるのは、大化改新も、この遠隔の地域に對しては、未だ宣撫工作以上に出でなかつた事を示してゐる。その二年の後、四年四月には蝦夷征討の命を奉じた阿部臣が般師一百八十艘を率ゐて出發、やがて鰐田・葦

代の蝦夷は降服、淳代・津輕の二郡には郡領を定め、渡島の蝦夷は有間  
濱に召し聚め、饗宴によつて宣撫し、彼等のうち二百餘人が遠路朝貢し  
た七月には、特に盛大なる饗宴が張られ、柵養の蝦夷二人には位一階、  
淳代郡の大領である「沙尼具那」には少乙下の位階と鮓旗二十頭、菟二  
面、弓矢二具、鎧二領を賜ひ、少領である「宇婆佐」には建武、勇健な  
る者二人には位一階を授け給ひ、津輕郡の大領である「馬武」には大乙  
上の位階及び鮓旗、鼓、弓矢、鎧を賜ひ、少領である青祭には少乙下の  
位階、勇健なる者二人に位一階を授け給ふたのである。この時、波尼具  
那に對し、蝦夷の戸口と虜の戸口とを檢計せしめられてゐるのは、東北  
の地域に對する新しい施設の基本を定められたことを示す。翌五年三月  
再ひ阿倍臣は船師一百八十艘を率ゐて蝦夷國を討ち、飽田、淳代二郡の  
もの二百四十一人、その虜三十一人、津輕郡のもの一百十三人、その虜  
四人、膳振組のもの二十人を集め、般一隻と五色の絲帛とを以て、彼の  
地の神を祭り、後方羊蹄を「政府」すなはち統治の根據地としたのは、

新しい施設が更に前進したことを示してゐる。斯様な工作の結果その翌年三月、三たび阿部臣が船師二百艘を率ゐて肅慎を攻めた時、「陸奥の蝦夷」をして嚮導の地位を分擔せしむる事となり、つづいて天智天皇の七年、大化改新後二十餘年の後には、越の国から「燃ゆる土と燃ゆる水」を献上し、またそれを持参した蝦夷を饗宴、天武天皇の十一年三月には陸奥の蝦夷二十二人に爵位を賜ひ、四月には、越の蝦夷伊高岐那が倅人七十戸を以つて一郡を爲さんことを請ふたのを許し給ふ段階にまで進展してゐる。斯様な事情は東北の地域に對する大和朝廷の施政及方針が剛柔兩面工作を基調とし、それが徐々に成功しつゝあることを示して居る。

南九州地方の隼人に對する工作としては、東北の順撫が一段階に到達した天武天皇の十一年七月三日

「隼人多く来り、方物を貢る。是の日、大隅の隼人と阿多（薩摩の意）の隼人と、朝廷に相撲とる。大隅の隼人勝ちぬ。」

と記録され、つづいて二十五日、

「多彌の人、掖玖の人、阿麻彌の人に祿を賜ふこと各差あり」

と記され、更に二十七日に、

「隼人等に、飛鳥寺の西に饗へたまひ、種々の樂を發す。仍りて祿を賜ふこと各差あり」。

と記録されてあるのと共に、相撲をとらせ、種々の音樂を聞く等、彼等の嗜好性情を把握した宣撫方法と新しい施政の一端を示したものである。これは、持統天皇の二年十二月に「蝦夷の男女二百十三人を、飛鳥等の西の槻の下に饗へたまふ。仍りて冠位を授け、物を賜ふこと各差あり」。

と記録された施政と同一の性格を想はせ、壯麗善美を盡した建築を考へられる飛鳥寺が、單なる佛教の寺院としてではなく、政務の重要なる機関として活用せられつゝあつたのを示すものである。従つて、翌三年正月、陸奥城養（柵養と同じ地域）の蝦夷である脂利古男麻呂と鐵折が、

髪を剃つて沙門と爲り、また越の蝦夷である沙門道信に、佛像一軀、灌頂の幡、鐘鉢各一口、五色の綵各五疋、綿五屯、布一十端、鉄一十枚、鞍一具を賜ひ、七月に陸奥蝦夷の沙門である自得に、金銅の藥師の佛像、觀音菩薩の佛像各一軀、鐘、紗羅、寶帳、香爐、幡等を賜ふてゐるのは、六月閏五月に

「筑紫大宰率河内王等に詔して曰く、宣しく沙門を大隅と阿多とに遣して佛教を傳ふべし、また大唐の大使郭務悰が、御近江大津宮天皇天智の爲に造る所の阿彌陀像を送らせたまふ。」

と記録されてゐるのと共に、この二つの遠隔の地域、東北と南九州の地域とに對し、同じやうに飛鳥寺に於ける饗宴の意義を強化し以て政務の圓滑を圖られたことを示すのである。

次に注意すべきは、東北の地域に對し、前述の諸事情が進展、また南九州の地方に對しては、

「筑紫の大宰率粟田真人朝臣等、隼人一百七十四人、材びに布五十疋、

牛皮六枚、鹿皮五十枚を献る。(三年正月) 隼人大隅に饗へたまふ。(九年五月)

「隼人の相撲を(飛鳥寺)西の楸の下に、觀たまふ。(九年五月)

と誌され、前述の大隅薩摩の地域に僧侶を派遣、阿彌陀の佛像を送り給ふてある持統天皇の御代、既に統治の進捗した他の諸地方に對しては、四年閏五月に、「京師及び四畿内をして、金光明經を講説せしむ」の詔が下り、更に八年五月には、

「金光明經一百部を以て諸國に送置し、必ず毎年正月の上玄にあたりて讀め、其の布施は當國の官物を以て充てよ」と云ふ様な一定の組織が與へられてゐる點である。

大化改新の後、國家の指導原理を強化擴充し、以て肇國の理念を昂揚することとは、政治の基本的方針であり、その方針は、天武天皇の御代に於て更に振興されることとなつたが、その場合、金光明經の持つ理念は、適切に其の方向に相應することが認容され、新政に挺身する指導者と

しての僧侶を養成することが、經典の筆寫と共にいつけられてきたのである。持統天皇の御代に至つて、其の工作に強固なる組織を與へられ、遂には聖武天皇の御代、國分寺、國分尼寺、奈良大佛の創建にまで進展し、遂に天平の盛衰を導く推進力となつたのである。東北や南九州の如き遠隔の地域に對しては、特殊の取扱ひによる政治工作として、同じ佛教の別の形による採擇が行はれたのである。

東北に對する薬師、南九州に對する阿彌陀、これは經義の民俗に結び易きもの、正に金光明經以前の政治と佛教の協同工作と考へられよう。

次に「續日本書記」に據れば文武天皇の大寶二年八月「薩摩多嶺、化を隔て、命に逆ふ、是に於いて、兵を發して征討す」ことがあり、九月には「薩摩の隼人を討する軍士に勲を授く、各々差あり」十月には「これより先、薩摩の隼人を征するの時、大宰府所部神九處に祈禱す、實に神威に賴て遂に荒賊を平ぐ、爰に幣帛を奉て以て其の禱に賽す」と記録されてゐるは、この南九州地方の人心が未だ充分に皇化に浴してゐな



かつたのを示すと共に征討の結果を神前に報告する状態に至つたことを示すのである。これは、やがて次の元明天皇の和銅二年十一月には「薩摩の隼人、郡司巴下一百八十八人朝す。諸國の騎兵五百人を徴して以て威儀を備ふ」翌三年正月、天皇大極殿に御し朝を受け給ふに際には、「隼人、蝦夷等また列に在り、左將軍正五位上大伴宿禰旅人、福將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯、福將軍從五位下小野朝臣馬養等、皇城門外朱雀路の東西に於て、分頭し騎兵を陳列して、隼人、蝦夷等を引て進む」と誌されたる如き宣撫全く成功せる状態を轉向せしめ更に六年七月には「……いま隼賊を討せる將軍竝に士卒等の戰陣に功有りし者一千二百八十餘人には、並に宜く勞に隨ひて勲を授く」との如き論功行賞、七月閏二月に至つては、

「隼人の民荒み、野心にして未だ憲法を習はず、因て豊前國の民二百戸を移して相ひ勸め導かしむ」と、既に統治の成つた豊前國の二百戸を移住させるが如き殖民工作が採

られる事情にまで進展したのである。

然し、この南九州の地域が、文化改新に際して宣言された班田收穫の法を適用されるのは、さらに幾多の過程を経た遙か後の時代の事で、桓武天皇の延暦十九年「大隅、薩摩兩國の百姓の墾田を收め、すなはち口分を授く」と「類聚国史」卷百五十九に遺る記録が、それを示すものである。聖武天皇の天平二年三月の頃

「大宰府言ふ、大隅、薩摩兩國の百姓、建國以來、未だ嘗つて班田せず。その所有の田は悉く是れ墾田、相承けて佃と爲す。改め動かすことを願はず。若し班授に従へば、恐くは喧訴多からん、是に於て、舊に従ひて動かさず、各々自ら佃せしむ。」

とある事情の継承されたものであつて、われ／＼は、こゝに始めて南九州一帯も皇化に浴するに至つた事實を確認することが出来るのである。

桓武天皇の御代は、全国的には既に班田制も崩壊し、莊園制に入つた時期である。また有名なる坂上田村麿が征夷大將軍として東北地方の宣撫

工作に従つたのは、この桓武天皇の御代である。蝦夷を征する爲に採用された征夷大將軍の名稱は、舊く支那の漢代のころ（匈奴）を征討する際に使用されたものであつて、この名稱を其のまゝ採用したものであるが、征夷の夷は、支那で云ふ夷狄蠻貊の意を継承したにすぎないのである。南九州の地域に、他の諸地方と同じやうに、班田制の施行せられた桓武天皇の御代、東北の地域に對しては、未だ「征夷大將軍」を派遣しななければならなかつた事實に、我々は施政の進展する方向と速度を見る。未開地統治の一方法として一種の植民政策が行はれたことは、既に述べた元明天皇の御代に豊前国の二百戸を大隅、薩摩の地に遷した事からも知られる。この方策が更に強化されたのは

桓武天皇の御代、延暦十五年十一月、相模、武藏、上總、常陸、上野、下野、出羽、越後等の國の民九千人を、陸奥國伊治城に遷した記録から推測し得よう。また延暦二十三年正月、武藏、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥等の國の「ほしいひ」（糶）一万四千三百十五斛、米九千

六百八十五斛を、陸奥国小田郡中山柵に運び、蝦夷征討の準備とされてゐるのは、既に陸奥の地域まで、その征途が狭められてゐる點を注目すべきである。これより十日の後に、刑部卿陸奥出羽按察使であつた坂上田村麿は、征夷大將軍に任命された。

この坂上につき「新撰姓氏録」は右京の諸蕃の最初に「坂上大宿禰、後漢の靈帝の男、延王の後なり」と誌し、應神天皇の御代、己の黨類十七縣を率ゐて来歸した阿知使主、その子都加使主が、彼の遠祖であると栗田寛博士は「新撰姓氏録考證」に断定されたのである。

欽明天皇の御代に「東の漢の坂上直子麻呂」推古天皇の御代に「倭の漢の坂上直樹」の活躍があり、淳仁天皇の天平宝字八年九月に至つて、忌寸より大忌寸の姓（カバネ）を賜つた坂上斯田麻呂は、桓武天皇の延暦四月六日、上表して、自己の家系を明かにし、大宿禰のカバネを賜つた。その斯田麻呂の子が田村麿である。

然し田村麿は漢族の末流とは云へ、その祖、阿知使主よりすれば約五百

年以上を經過した末孫であり、限りなき御稜威のもとこの風土と環境に育成され全く日本民族と化されたものである。天照大神より鵜草葺不合尊までの五代の間に皇室より分れた天孫——神別、神武天皇以来御歴代の天皇より別れた皇別と並んで、蕃別の名による外国人の家系を調査し整頓した「新撰姓氏録」は桓武天皇の御代に完成した大化改新より凡そ四百五十年を經過した此の時期には既に蕃別と呼ばれたものも、名家であり指導階級であり、従つて、その生活の形態及び意識に於て、神別、皇別と殆ど何等の差異も無かつた事を明示してゐる。蕃別の名によつて呼ばれた者のカバネ（姓）の大体を見れば、支那（漢）系統の者として

「木秦、秦、文、武生、櫻野、伊吉、常母、山代、大崗、幡文、揚候、陽胡、木津、淨村、嵩山、榮山、長国、清川、丹波、大原、桑原、下上、筑紫、吉水、牟佐、大石、坂上、檜原、内藏、山口、平田、佐太、谷、畝火、櫻井、路、志賀、長野、山田、高村、台、錦織、檜前、廣階

平松、椋人、松野、八清水、楊津、若江、浄山、栗栖、田辺、大山、高向、雲梯、郡、祝部、梧部、真神、豊岡、己智、三林、長岡、山村、櫻田、朝妻、額田、石占、藏人、葦屋、温義、高丘、長野、大里、高尾、河原、野上、武丘、春井、交野、廣原、當宗、取石、信太、池部」  
朝鮮系統のものとしては、先づ百濟系に、

「百濟、水海、林、香山、高槻、廣田、石野、神前、沙田、大丘、小高、菅野、葛井、宮原、津、中科、船、三善、鷹高、安勅、城篠、市住、岡、廣津、清道、廣海、不破、麻田、春野、巴汶、汶斯、苑部、高野、御池、中野、真野、坂田、杉谷、上勝、不破勝、刑部、賈氏、伊部、木日佐、勝、岡屋、縵、宇奴、汲多、園人、廣井、牟古、原、三野、佐良浪、依羅、岡原、山河、飛鳥戸、宇努、古市、吳服」  
等があり、任那系のものに

「道田、大市、清水、多々良、碓田、豊津、荒々、韓人」  
高麗系に、

「高麗、豊原、福當、御笠、出水、新城、男林、高、日置、後部、長背、難波、島峽、島、高田、高安、島木、黄文、高井、島井、榮井、吉井」

また新羅系のものに

「橘守、三宅、豊原、海原、真城、絲井、伏丸、日根」

の如き七百餘の家系が調査されてあるが、この七百と云ふ数が「新撰姓氏録」に於て調査した家系のうち凡そ三分の一を占めて居り、且つそれらが、重要な政治的地位を占めてゐる人々の家系である。即ち彼等は何時しが日本民族のうちに統合され、其後の時代に秦氏より出た惟宗氏がやがて島津氏となり、多々良氏より大内氏が出で、更に、栗田寛博士の考證によれば備前の兒島三郎高德は、新羅系の三宅連より出たものであると云ふ。

以上、専ら平安系及び其の附近に永住した上級の階層に在つた者を對象として述べたものである。また元正天皇の靈龜二年「駿河、甲斐、相

模 上總、下總、常陸、下野の七國の高麗人千七百九十九人を武藏國に  
遷し、高麗郡を置く」と云ふ記載が「続日本紀」に見え、聖武天皇の天  
平五年六月には「武藏國埼玉郡の新羅人徳師等男女五十三人、講に依つ  
て金の姓と爲す」とある様で中絶の地域より遠く離れた地方に在つたもの  
も、何時しか日本民族のうち統合されたと考へられるのである。



## 第五節 指導勢力としての日本民族の性格

日本列島は多くの地質單位即ち地塊より成立し、その幅が甚だ狭いにも拘らず、南北に著しく延長し山岳、平地、盆地の交錯を持つてゐる。かかる地理的條件は風土的には山岳性と海洋性、氣候的には寒、温、熱の三帯を持つ複雑性を示してゐる。そして島嶼性と隔離性とは日本人の結合力に作用し、こゝに最も結束力の強い権威國家が成立してゐるのである。氣候の温和と四季の变化と降雨量の多いことは、日本の國土景觀を美化し、我々日本人をして花鳥風月を樂しむ叙景詩人たりしめてゐる。然しそれは、決して耽美主義者又は安逸主義者に墮さしめなかつた。何故であらうか。日本の本上には、一五〇〇年間に二二三回の大戦亂、二年半毎の破滅的大震動、一日平均四回の輕震、一年平均二万回の火災、一年平均五十回に及ぶ颱風があるのである。人間が其の上に安住してゐる大地そのものか、る不安定性は我々日

本人の生活規定に深刻な影響を與へてゐる。そしてそこには相互に助け合ひ慰め合ふところの苦悶共同体が構成された。又四季の变化、及び氣象的変動は、日本國民の気質に新なる刺激を與へ、それはいかなる風土にも適應せうるところの素質と常に新しいものを容易く理解し、それを自分のものとして消化する進取性と同化性の能力を與へた。全く異つた傳統に培はれた西洋文明を短時間と吸収して自己の文化の滋養となし得たのはアジア人の内では日本人だけである。かの支那も、印度支那も南洋の諸民族も、西洋文明を自己の文化としてとり入れるどころか、逆に政治的にも經濟的にも文化的にも、欧米人に征服されてしまつたのである。

日本の島島性は貿易風や潮流に基づいた民族移動の調和を齎したが、同時にこゝでは人種的外立から生ずる階級分裂を防ぎ、その統一を條件づけでゐるのである。全一民族の先祖的首長としての天皇は國家の最高の現人神として、一億の民衆はその供奉者として渾然と一体とな

つてゐる。この國家的大家族の感情は外部から渡来する國家解体の思想的、武力的要因をいつも絶滅してゐる。日本の社会構成の細胞は家族性であつて、個人性ではないが、國家自体も家族性であつて、國民は子、天皇は父であり、君民一体の親子的な濃厚な感情が治者と被治者の間に流れこゑる。而も日本の國家は、建國の当初から明確な道德的理想を持つてゐる。

神武天皇の勅の中に

上則答乾靈授國之德。下則弘皇孫養正之心。然後兼六合以用都。掩八紘而為宇宙。不亦可乎。

といふ聖句が見られる。この意味は深遠であるが、先づ道德的國家を立て、次にその道德理想を國內から國外に及ぼさうとする御心である、と解してよいであらう。

日清 日露の兩戰役 北支事変 第一次歐洲大戰 滿洲事変 今次の支那事変 第二次歐洲大戰は 宿命的に日本がかかる道德的國家理

想を大陸及び大平洋に於いて實現すること、なつた。

勿論、この理想を實現する日本の行動に対しては、幾多の障碍と妨害があるであらう。然し、日本民族の精勵と勇氣と忍耐と反撥力とはあらゆる障害や屈曲を乗り越えて進むであらう。ハウスホーファーは「新日本の世界政治及び世界経済に対する意義に關し、この東アジアの覇者勢力、最大の大陸の最強の國家生活態は、自給自足的な島弧、統一的な人種國家の枠の中より運命に規定しつゝ、ある世界勢力の枠内へ衆込み、新日本はその島弧の脊柱から大陸に向つて、日本海の周圍に海上拡大的帝國たる一個の國家軀幹を造り上げた。それは滿洲の河川網をもつて蜿蜒とソヴエート國境にまでいたる広大な空間を充たしてゐる。大洋へ前進して台湾からフィリピンに密接し、カロリン、マリヤナ、マーシャル群島及び富士火山帯に連る伊豆諸島、並びに小笠原諸島を経、本島に還る広大な圈に包んでゐる。誠に強度な地理学的首尾一貫性を持ち、自然的論理的に強大な根據に立つた國家發展で、

ある。日本の島弧のもつ自然的優位。その渡洋進出、及び多産性は商  
品輸出によつて民族接近を増大せしめる可能性を占めてゐる。この可  
能性は、その稠密にして熟練な人口の古代的文化基底の中に見出され  
るものである。この古代的な文化基底はその島國的鎖國時代におい  
て最大多数の最大幸福といふ命題を、その高度に発達した社会的貴族主  
義によつて、他のいかなる國におけるよりも完全に實現せしめたので  
ある。然しながら、日本の本土は原料欠乏に悩み、たゞ銅と硫黄の産  
出のみが消費を超えてゐる。その他木材が豊富で、石炭は貧弱を極め  
て居り、米は自足するに足りるだけである。

決定的なものは、若返つた帝國の強裂な生活意志であつた。それは  
未だ宗教的制約や階級的分張によつて破壊されて居らず、凡ゆる民族  
的危険に対する最も鋭い本能によつて拍車をかけられ、形而上学的に  
結束された祖國愛に燃えてゐる。その生活意志は昂じて、彼等こそ偉  
大な國際的指導者の理念の代表者として地上に現はれたものだといふ

確信を抱いてゐる、ありゆる人種の大平洋に於ける同権が達せられな  
い限り、日本は南東アジアの聯繫と防禦とを、白人の脅威に対抗して  
排除する特殊政策を、その偉大さに應じた高遠な予想の下に正しきも  
のと考へるであらう。戦争を遂行せねばならぬとすれば、即ちこの向  
題のために外部から戦争が強要されたり、日本は何時でも戦争するで  
あらう。しかしその場合には、日本は純粹な防禦のための被抑圧民族  
の前衛として振舞ふであらう」と述べてゐるのである。

## 第六節 人口配置の問題

大東亞共栄圏の建設は英米の執拗な妨害が継続されてゐるにも拘り  
ず着々と進歩してゐる。然しそれは尚経済提携の原則的瞭解の範圍に  
過ぎない。経済的資源から見ると大東亞共栄圏内に於いて生産される  
錫、タンブステン、アンチモニー、ゴム、生絲、米、茶、コブラ、大

豆 規那 マニラ 麻 樟腦等は世界的生産物であり、又石油 石炭 鉄鉱等の産出額は世界の總産額に於いて占める比率こそ大ではないが、我國の米國依存性を脱却し得るだけの充分を生産量は存するのである。而して当面の問題はこの大東亞共栄圈内の物資の統計的數量や地理的分布ではなく、これらの諸國が如何に日本に政治經濟的關係に於いて結びつくかと云ふことである。従つて大東亞共栄圏をしる他の広域經濟圏に對抗し得るだけの充分を結合体たらしめるには單なる貿易的經濟聯繫のみを以てしては不可能である。それは同時に政治的、文化的、軍事的共同防衛の新体制の確立を俟つて始めて完璧になるのである。そのためには指導者たる我が日本が、これらの國に於いて内部から其の指導勢力を維持し、敵性國家の妨害工作に對抗するに充分な量の大和民族の血がそれらの土地に植えられなければならぬ。即ち大東亞共栄圏の指導勢力として日本がその相互連鎖と協力を有機的一體として永久に維持するためには、日本民族のそれらの地域に対する充分な人

口配置が実現されなければならぬのである。この点に關し第四回人口問題全國協議会は政府諮問に對する答申中「開拓民の配置に關する事項」として次の急務主要項目を挙げた。

(一) 東亞共榮圈内に於ける内地人口の配分に關しては既往生活環境に於ける文化程度、所得、職業能弁等及び自然環境たる風土等の諸條件を考慮し之に適応するやう移住地を決定すること。

(二) 東亞共榮圈内に於ける移植民に對しては、其の地域的資源開利用及び其の他の經濟活動と其の文化生活を通じ東亞新秩序建設に協力せしむるやう之に積極的指導を加ふること。

(三) 東亞共榮圈内に對し本邦人口の移住地を出來得る限り分散的に拡大し之に對し有機的關聯並に指導的統制を強化すること。

(四) 滿洲開拓民の拡充はもとより支那本土及び内外南洋の開拓に對しとも各種職業層の人口を能ふ限り指導的に送出定住せしむること。然らば現在までの日本の海外に於ける人口配置狀況は如何なるもの



であつたらうか。

今在外邦人の発展を数の上から見れば先づ四九八、二九四人の満洲國を第一とし、支那の二一八、〇三六、北米合衆國の二六六、九七二人、ブラジルの一七〇、一六五人が之に次ぐのであるが、南洋地方は二五、七七六人のフィリッピンを除き特殊な事情——移民制限令土着及び華僑の豊富を労働力の存在——の爲に満洲や南米地方の如く大量な移民を送り得なかつた。従つてこの南洋方面への渡航者は極めて少く僅に拓殖事業に附随して渡航する自由移民丈に止められゝのである。

第三表 南洋地方在留邦人地域別及職業別人口 (昭和十三年)

(1) 農 林 業	職 業 別	地 域 別	タ イ	佛 領 印 馬	英 領 暹 羅	英 領 北 ホ ル ネ オ 及 サ ラ ワ ツ	葡 領 印 度	比 律 賓 (ガ ル ム 島 等 合 計)	計
			一	七	一六八	二二	一四二	六三七八	六八〇七

職 業 別	地域別		イ	佛 領 印 度 支 那	英 領 馬 來	英 領 北 ホ ル ネ オ 及 サ ラ ワ ツ ク	蘭 領 印 度	比 律 賓 ( グ ア ム 島 ヲ 含 ム)	計									
	(12) 水 産 業	(3) 鉱 業								(4) 工 業	(5) 商 業	(6) 交 通 業	(7) 公 務 及 自 由 業	(8) 家 事 使 用 人	(9) 其 他 、 有 業 者	(10) 無 業 ( 主 ト シ テ 家 族 )		
計	五二二	二三四	二二八	八八	二八	二二	一	二二	六〇	一	二二	二九四	一四六	三〇六九	八七四	三、三〇〇	一、二九一八	二〇、六〇二
対昭和十一年増加数△減少	一	七	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
自一至九 合計	二九四	一四六	三〇六九	八七四	三、三〇〇	一、二九一八	二〇、六〇二											

現在南洋各地在留邦人数は昭和十三年十月一日現在外務省調に依れば二万六千二百二名に達し、昭和十二年度に比し一千二百十八名の増加を見せてゐるが、前年度の増加二千九百余名に比する時は一千七百名の減少を示してゐる。

前年度に比して邦人人口の増加した地方は比律賓一千七百八十九名、英領北ボルネオ及びサラワック五百七十三名、タイ一名で減少した地方は英領馬來一千百二十二名、蘭領印度十六名、佛領印度支那七名であつて、之を職業別に見ると、増加の方では従属者へ主として家族の一、千三百余名が最も多数で、農林業者三百名、水産業者二百五十名、減少の方では商業者三百名、工業者二百三十名等が主なるものである。

次に十三年度の人口増加が前年度の増加に比し一千七百名の減少を示してゐる主たる原因を概説すると、之は支那事変に因る民主國側敵性國家の対日恐怖に基づく入國制限の強化と、華僑の抗日運動及び該地方官憲の邦人不法压迫等を挙げることが出来るであらう。地域的

に見て英領馬來の減少は新嘉坡政府当局の邦人漁船ライセンス更新不許可に基因する漁業関係者の帰國が主なる原因をなしてゐるのである。然るに今やこれらの障害は我が軍事力によつて除去されんとしてゐる。共栄圏の確立を持続的建設的にするためには、経済的開發の諸方策に呼応して南洋各地への血縁的結合紐帶即ち日本民族の人口的配置が考へられなければならぬ。滿洲開拓と同時に熱帯植民が實現されなければならぬのである。即ち共栄圏内に不動的足場を持つたためには上に民を植ゑなければならぬ。そしてその定着性とその原住民との接触性によつて邦人指導者と土民大衆とは信頼によつて結び付けられるのである。現在支那一國に於いてこそ邦人の在留者は三四五、七五三人であるに對し、欧米系在留者は一〇一、二五五人であるが、南洋共栄圏内に於いては邦人の数は第四表に示す如く欧米人、支那人に比して甚だ多いのである。従つて大東亞共栄圏確立のためにはこれらの欧米人、支那人等の阻害勢力に對抗し得るだけの數量の南洋への植

民が切實に要請されるのである。

第四表 共栄圏内人口構成

面積(方料)	地域	人口密度	土民	欧米人	支那人	日本人
一九〇四、三四六	蘭領東印度	三二	五九、一三八、六七	二四〇、四一七	一、三三三、二一四	六、四六九
一三二〇、二七	英領マレー	三九	二、二二八、一三〇	二二、八二二	一、八二九、一三七	五、九〇八
二九六、二九五	フィリッピン	四五	一、三六八、五〇〇	一九、六一五	七、六四五六	二、五七七六
五一三、四四七	泰 國	二二	一、四四六、四八九	一、九二〇	四、四五、二七四	五、二二
七四〇、四〇〇	佛領印度支那	三一	二、二九九、八六六	三、一一四	三、二六〇、〇〇	二、三四
九四、七〇八	北ボルネオ	八	八六、二二二	三、六二	四、七七九九	一、四九九
二四〇、八六九	ニューギネア	二	五、四八、二九一	三、一九一	一、六五一	三、六
一、三〇三、一四三	滿 洲 國	二六	一	六、六三二	三、五五三、七三一	四、一八、三〇〇
一、〇三六、一六〇、四	中 華 民 國	四三	一	九、七五五、九	四、四六六、五〇、一七	二、一八〇、三六

このためには我々は我が民族の生活空間の拡大を要求するとともに、  
 少くとも一億の人口基数を急速に獲得しなげればならない。これは米  
 露支に対抗し得る民族的根幹の最小数値である。

如何に現在の日本の生活空間が狭いかは朝鮮、台湾、関東州、  
 南洋を含んだ日本帝國の全面積（六、八〇九、七七七方料）をもつてして  
 もホルネオ一島の面積（七四六、〇〇〇方料）に及ばず、スマトラ一島  
 できへ（面積四五四、九一九方料）日本内地（面積三八二、五四五方料）  
 と台湾（三五、八三四方料）と樺太（面積三六、〇九〇方料）とを加へた  
 廣さを有するのでも知られる。

日本はその人口数が世界總人口の約五%を占めてゐるに拘らず、朝  
 鮮、台湾、樺太を含めた總面積は世界陸地總面積の約〇、五%にしか当  
 りないのである。而して耕地一〇〇ヘクタール当り人口密度は實に一、  
 一五二、六人であつて其の密度は世界第一であり、第二位のオランダへ  
 九〇五、二人よりも實に二四七人多いのである。こゝに日本の國土資

資に対する切実な人口圧力の問題がある。而も日本に於ける耕地面積  
拡大の可能性は甚だしく、その人口の増加の可能性と食糧生産の増加  
見積とを併せ考へると日本國土に於ける消費の現状を維持するだけだ  
も益々その食物輸入を必要とするであらう。又工業化によつてその人  
口を維持しやうとしても、綿、石炭、鉄、石油、ゴム等の重要資源の  
貧弱なことは日本の商工業國家としての発展を妨げ、國防の充實をさ  
へ困難ならしめておるのである。

不幸にして現在までの日本の南方地域に及ぼす経済的浸透力及びそ  
の人口的配置密度は微弱である。この過去の怠慢を軍事力によつて急  
速に正常化しやうとするのが現在の日本の南方政策であると云ふこと  
が出来るであらう。

## 第七節 新秩序の法的性勢

### (一) 社会組織の変遷と法の関係

「法は社会の反映である」と一般に云はれる。この意味は社会状態が変化すればその社会に行はれる法も必然に変化する事を云ひ表はしたものである。「必要は法の母なり」とは古代ローマから現在に至る迄、法に関する不動の鉄則である。法が社会の必要により生れるものである限り社会状態の変遷はその社会的必要の変化をもたらし、すことになり、この社会的必要に欠けるためにはその社会に行はるべき法も必然的に変化せざるを得ないのである。

従来、国際社会の構成を見るに、国際社会は個々の國家を單位とし、それを構成分子として形成せられた社会である。そして、國家の集合体である国際社会（国際団体）の間にはその中間的存在は認められなかつた。即ち國家でもなし、国際社会それ自体でもなしと云う



の団体は事実上存在しなかつた。然るに現在の世界情勢は一変しつ  
つある。今や現存の世界組織に大変革が行はれつゝある。ヨーロッ  
パに於ては、ドイツを指導國とするヨーロッパ広域圏形成の機運が  
進展しつゝあり、東亞に於ては、我國を先導とし、大東亞共栄圏が  
結成されつゝある。又アメリカ大陸に於てもその指導原理に相違は  
あるにせよ、又南米のアルゼンチンが必ずしも協力的態度を示さぬ  
にせよ、兎に角アメリカ合衆國は自國の霸權の下に南北アメリカ兩  
大陸を一丸としたところのアメリカ洲二十二代の共和國を鞏固な団  
体的結合にまで導かんと努力しつゝある。

斯くの如く現下の世界はその根本的な組織に大轉換が行はれんと  
し、又實際に行はれつゝあるのである。かかる組織上の大變革が生  
起するには生起すべき理由があるからであつて、この事は總ての社  
会現象に共通なことであり、これに殊更述べる必要のないことである。  
然し、社会変革の行はれる場合殊に社会組織の改革が行はれる場

合には変革を誘起する原因は既存社会に内在するものである。従つてこの原因を探究することは来る可き新組織を構成するに當つて必要條件を爲すのである。

何故ならば社会の新組織が旧組織に代らんとする現象を生ぜしめるに至つた原因は必ずや新組織内にその姿を現はさずには置かないからである。

今や 個々の國家の分立によつて構成せられた旧國際社会の組織はその社会の構成分子たる個々の國家の生存を保障し得ない状態に至つた。こゝに世界組織の改組が行はれつゝあるのである。

斯く社会組織の変革の行はれるに當つては多くの場合政治力が法よりも先行する。旧社会秩序は力の行使又は力の脅威によつて先づ破壊される。この破壊された跡に建設される可き新秩序は新秩序を指導すべき政治理念に依りて規定されるのである。法はこの政治理念の要求を満たす爲に其の理念に基いて新秩序の骨格を形造りこれに

依る新秩序に安定性を與へる役割を果すに過ぎない。

この意味に於て東亞共栄圏の法的性格を決定するに當つては共栄圏を結成に導いた政治力 従つてこの政治力の発動する根源をなすところの理念が決定的役割を演ずるものである事が分る。

## (二) 新組織原理

### (1) 道義的新秩序

我が國の対外的行動に於ける指導理念が八紘為宇の精神であることは今更説くまでもないことである。この八紘為宇の精神が具體的に表現せられると道義的秩序となる。即ち大東亞共栄圏の秩序は従つてその法秩序は道義的秩序なのである。この点は既に屢々我が國の意思として公表せられたことである。

日華基本條約及び日滿華共同宣言の前文に於ても「……相互にその本然の特質を尊重し、東亞に於て道義に基く新秩序を建設する共同理想の下に善隣として緊密に相提携し……」と規定し

た。更に又本年一月廿一日に東條首相が議会で爲した声明にも大東亞共栄圏建設の根本方針は実に帝國の大精神に淵源するもので大東亞の各國家及び各民族をしく各々その所を得せしめ帝國を核心とする道義に基く共存共栄の秩序を確立せんとするにある」と述べられてある。これらの点から見ると大東亞共栄圏の法秩序は道義に基く新秩序であることは何人も否定し得ないことである。そして又この道義的秩序は東條首相の声明に明らかになく、實に帝國の大精神たる八紘爲宇の精神に淵源するものなのである。

大東亞共栄圏の法的性格を決定するものはこの道義的秩序と云ふ事である。何となれば大東亞共栄圏の構成は終始この秩序によつて一貫されるところを要しこれと悖る如何なる秩序をも認めるところを得ないからである。換言すれば大東亞共栄圏の法秩序はその大綱から末梢に至るまで總て道義に基くものであるからである。それではこの道義的秩序とは如何なる秩序であるかと云ふに

この秩序は従来の国際秩序に未だ其の例を見ぬ全く新たな原理である。

従来の国際秩序は力を基礎とする秩序であり、霸道に基く秩序であつた。即ち国際關係に於ては強者は弱者を圧迫し他國の犠牲に於て自國を利せんとするところの帝國主義的秩序であつたのである。この事は歴史的な事實が最も雄弁に證明する。然るに道義的秩序は之に反し強制力の行使に依り強者が弱者を壓迫し、その犠牲を要求するものではない。強國も弱國も共に生き且つ栄えるところを目的とする秩序である。東條首相の声明中に「道義に基く共存共栄の秩序」と述べてゐるのは即ちこの点に他ならぬのである。この道義に基く新秩序を建設する爲には従来の様な方法に依りては決して實現し得るものではない。乃ち従来の國家の結合或は協力關係の設定は常に當事國が自由意思に基いて合意を遂げることによつて行はれた。この國家平等の原則に基くところの合意の方法

は一見甚だ合理的な様であるが共栄圏の様には圈内の諸國が緊密な  
一体的行動を必要とする結合に於てはその中の一國の不同意は忽  
ち共栄圏全体の統一と機能を阻害する結果となる故に、一方に於  
て國家平等の原則を堅持しながら、他方に於て道義的新秩序を建  
設することは事實上不能のことである。道義的秩序を樹立して國  
内の諸國及び諸民族の共存と共栄を実現する爲には、各國及各民  
族をしまその実質に應じて相応しい地位に就かしめ最も優れた実  
質を持ち、従つて最高の能力ある國家をしま共栄圏全体を指導す  
る任に當らしめなければ、共栄圏の一体的、一元的活動は不能と  
なり、従つて共存共栄の目的を果すことは不能となる訳である。  
この事は共栄圏なる一団の有能的組織に於て不可缺の要件を爲す  
ものである。我々は他の有極体の組織に於て例外なくこの様な構  
造を認め得るのである。決して東亞共栄圏に特殊な構造ではな  
い。云ひ換へれば「萬邦をしまおのその所を得せしめる」こ

と自体が共栄圏に於て道義的秩序を建設し得る前提要件となるのである。

斯く視るならば道義的秩序そのものは各國家及び民族にその価値に對忒して夫々異つた地位を與へること、即ち最も高い能力を持つ國家の指導の下に他の諸國及諸民族が夫々自己の能力に於て並列されるところの組織でなければならぬ。斯くして共栄圏内の諸國及諸民族は指導國を家長とする一家の如き構成となるのである。家長は家族を指導するが、その指導は利己的なものではない。家族の利益を考慮しその為には全責任を以て家族の指導に當るのである。即ち家長の指導は愛に基くものであつて利を求めざるではない。家族は又家長の能力に心から信頼し、その指導に服し、斯くして一家の繁栄が實現せられる。共栄圏内の指導國と他の諸國及諸民族との關係は、正に斯くあらねばならぬのである。指導國の愛を指導國に對する他の諸國及諸民族の敬、即ち愛と敬とに依

つゝ結ばれた所の秩序でなければ道義的秩序と呼ばれるのはこの  
敬愛なる道義的觀念に基く秩序なるが故である。

### (10) 共同防禦

共栄圏の法的性格に於ける特色としては、更に共同防禦の義務  
を挙げねばならぬ。共同防禦に付ては既に共栄圏内の二、三の國と  
我國との間に條約が締結されてゐる、即ち、昭和七年の日滿議定  
書には第二の規定に於て日滿の共同防禦に關する議定書が成立し  
て居り、更に同年十二月廿一日調印せられた日泰同盟及び日華同  
盟の條約がある。この中で佛印の共同防禦は地域を佛印に限定し  
てゐる点に於て他の二條約と異なるのであるが、何れにせよ之等四  
個の條約は共栄圏内國家が特定の地域或は締約國の相互が共同的  
に防禦することを定めたものである。

此の共同防禦は元より之等の締約國の地域に限定さる可きでな  
く共栄圏に屬する全空間が圏内の諸國及諸民族によつて共同的に



防衛されねばならない。何となれば共栄圏自体の存立確保の方法を定め、之を必要ある場合に実施するに非れば共栄圏の永續は望み得ないからである。然しこの共同防衛の意義は單に兵力的に共同して防衛することによる限すべきではない。國內の諸国及諸民族には夫々特色があり画一的に自己の兵力に依る防衛の任に当らしめることは必ずしも防衛の効果を收め得ぬことになる。それ故に、戦略的に見て防衛の要地を為すものには防衛の爲の基地を提供せしめ、或は我国には經濟力を提供せしめる等共栄圏を一元化し、その防衛方針を確立し、國內の諸国及諸民族はこの方針に協力する事に依り防衛の義務を果す可きである。

### (ii) 圈内の國家の人格

共栄圏は複数の國家の結合によつて成立するものであるが、圈内國家の法的人格は消滅して共栄圏のみが人格者として残るものと解することは出来ぬ。人格のない國家は我々の法的觀念に於て

は考へることが出来まいものである。

若し圈内國家の人格が解消し共栄圏のみが人格を持つものとするれば、共栄圏は國家の結合ではなくして共栄自体が單獨の國家であるに過ぎぬのである。斯くの如く共栄圏内の國家が解消することは共栄圏そのものの存立目的と相容れぬのみならず、實際上から見ても共栄圏に属すべき國家に傳統ある國家的生命と誇を捨てる一國家を形成することは到底不可能なことである。それ故圈内の諸國は上述せる如く従来の國家平等の原則に基づく所の平等なる地位は要求し得ないが、然も夫々國家として國格人格を保有するものであつて、自己の独立的存在を嘗みながら共栄圏の一構成者として共栄圏の共通目的の追求に協力するのである。換言すればそれは獨立した個體であると同時に全體の一部を成すものである。従つて獨立した個體である限り、於て人格を持つこととなる。然し之等の個體として持つ人格には、夫々の能力に依じて相違

のあることを認めねばならない。之は國家平等の原則が否認せられる必然の帰結である。従来の國際法に於ては國家は能力に相違があるにも拘らず總て之を平等視して同様な人格を認めたとは周知の通りである。然し實質上平等なるものを平等視すること自体が不平等を意味するのである。不平等なるものを不平等として取扱ふことは平等を実現する所以である。それ故に共栄圏の法的構成に於ては圈内諸国の人格的段階は当然認めねばならぬ。指導國を頂点としてその下に各國はその能力に依りて人格的段階を附して排列せられることになる。唯此の場合に實際問題として困難なことは國家又は民族の能力を判断すべき基準を何に求む可きか、また國家能力判断の基準を得たとしてもその基準を適用して判断を行ふのは誰であるか、これら二個の難問に逢着するのである。

之に対しては少くとも次の二点に關し答へ得るであらう。即ち

国家の能力とは國家の総合的能力の意に他ならぬのであるから、政治、経済、文化の各方面に亘つて総合的考察がなされる可きこと及び既に指導国の存在を認める以上國內の最高能力者としての指導国が他国の能力に判断を下す可き事がこれである。

斯くて國內の諸国は自己の能力に志じり地位を占め他の諸国及諸民族と連帯関係に入ることになるのであるが、この連帯関係は單なる機械的な、無意識的な連帯ではならない。この様な連帯関係は過去の国家的綜合への復帰に他ならないのであつて、共栄圏確立の意義は失はれずしまふこととなる。それ故に共栄圏内の諸国及諸民族の結合は有機的連帯であることを必要とするのである。換言すれば共同目的の追求の自覚に基づくところの意識的連帯であり一元的機構である。諸国及諸民族がその機構内で最適の位置を占め機構が最大能力を発揮せしめ得る様を排列を以てせねばならぬのは敢て言及するまでもないこと、思ふ。

## 第八節 廣域生活圈と対民族工作

上述した如く大東亜共栄圏は一つのアウトタルキトであり、大和民族の広域生活圈である。

大東亜戦争の戦果の拡大と南方諸地域の建設工作の進捗は更に一層アウトタルキトへの強力を遂行を要求してゐる。東條首相の云ふ如く、「大東亜の建設は戦争の完遂と不離一体の關係に立つものであつて、帝國の戦争遂行そのものである。従つて大東亜の建設は高遠なる理想の實現と同時に帝國戦争遂行力の急速なる増強を中心とし、進展せしむることが絶対に必要である。」

資源が大切であり、物が重要であると云つても、それを生産し、運搬し、消費するものが人間である限り、大東亜共栄圏の確立には阻害勢力たる英、米、蘭の压迫基地を奪取するに止まらず、そこに住んでゐる民族の「心」を捕へ、日本を指導者とする同志的一體觀を育成し

なければならぬ。

大東亜共栄圏内の諸民族の「心」を捕へずして大東亜共栄圏の確立は不可能だからである。

本来大東亜共栄圏建設可能の地政学的要因は其の人種的血統の親縁性、生活空間の近接性、経済的相互補足性、文化の類縁性にある。廣域共同生活体としての大東亜共栄圏の政治的経済的構成はさふまでもなく大東亜戦争完遂のための高度国防国家の建設に目的が置かれてゐるものであるが、それが成功するためには東亜広域経済圏の構想の外に、それらの基底をなすところの内部的に分裂してゐる諸民族を有機的に結合し、それを破壊しやうとする英、米の阻害勢力と闘はなければならぬ。

今や英、米、蘭の阻害勢力は日本の優秀な軍事力に依つて一應潰滅され、しまつた。その結果として当然来るものは東亜の新秩序であり、被圧迫諸民族の解放に伴ふ日本との親善提携と、アジア民族としての力

自覚に基づく共同意志的結束である。そしてかゝる結束は諸民族の現  
実的事情を正しく理解し、彼等の要求を充分考慮し、民族協和の実現  
に適合した方法によつて行はれねばならない。

然るにこれらの民族はその地理的環境、歴史的構成に於てのみなら  
ず、その体質、言語、文化、利害関係、経済生活に於ても、各々その  
内容と段階とを異にし、更に英米勢力の浸潤の程度と範囲とを異にし  
てゐる。

資源が必要であるところも、それを生産し、運搬するものが人間  
である限り、大東亜共栄圏内の物資が有機的な循環行程を辿るにはそ  
こに住む諸民族との親善関係から始まらなければならぬ。  
而して親善関係は相互の理解から発足する。そのためには対民族工  
作が特に重視されなければならない。

そして、強力な国防政策を意識的に上位に置くことが大東亜共栄圏確  
立の根本的支柱であることを銘記して置かなければならない。





## 第九節 對民族工作の目標

### 第一款 序 説

具體的尙對民族工作に於ては特にその政治性が要求される。民族謀略に於ては謀略が目的實現の一手段である限り「何の爲めに」と云ふ目的が明確に内心に包藏されてゐなければならぬ。

現在に於ける民族謀略とは皇軍の勢力下に歸し又は歸せんとしつゝある地域の諸民族をして皇軍の戦争目的に協力せしめるために彼等の弱處を衝く施策の一部に外ならないのであつて所謂宣傳、宣撫、防謀の如きもかゝる目的達成のために行はれるその異なつた面に過ぎないのである。

作戰要領令第二百八十八條に「敵及敵側住民ノ交戰意志ヲ破摧シ或ハ我が行動ニ関シ敵ヲ欺騙シ或ハ戰地ノ住民ヲシテ我ノ道義ニ節スル行動ニ共鳴セシムル等作戰遂行ニ有利ナル情勢ヲ作爲スルハ軍ノ行フ

宣傳ノ直接目標ナリ而シテ遂ニ我が武威ヲ傳ヘテ畏服セシメ武徳ヲ及  
シテ畏服セシメ敵及敵側住民ヲシテ我ニ寄與スルニ至ラシムルコト緊  
要ナリシ

第二百九十條に「宣傳ノ爲ニハ上級機關ニ於テ先ヅ方針ヲ確立シ其  
ノ必要ナル莫ハ關係諸機關及軍隊ノ末梢ニ至ル迄良ク之ヲ徹底セシム  
ルヲ要ス而シテ之ガ実施ニ当ル者ハ常ニ上級機關ノ方針ニ基キ狀況就  
中敵ノ素質及性情ヲ考慮シテ其ノ都度ノ目的ヲ明確ニシ之ニ應ジテ宣  
傳ノ重点、内容、之ヲ及ス範圍、時期、手段、方法、効果ノ判定、之  
ガ利用法等ヲ周到ニ計画シ堅確ナル信念ヲ以テ之ヲ遂行スルヲ要ス」

第二百九十二條に「敵ノ弱點ヲ捉フル爲ニハ其ノ国家及社会組織、  
思想的傾向、戦ノ口実、戦闘ノ成績、軍隊ノ志氣、給養、各種民族ノ  
利害及為政者ニ対スル感情、国民ノ風俗、習慣、宗教、日常生活特ニ  
其ノ缺陷、戦術ニ対スル態度等ニ就テ十分ナル觀察ヲ遂グルヲ要ス」と  
述べてゐる。

現在の大東亜共栄圏の範囲は赫々たる皇軍戦果の延長と強度によつて現定されてゐるが、それが眞に建設される爲には更に軍事力以外に、政治、経済、文化、植民を通じた、それらの内部の諸民族と日本民族との結合紐帯の鞏化によつて始めて實現されるのである。

大東亜共栄圏の確立は單に兵力、軍事基地、原料資源、交通線確保の強化を意味するのみでなく、更に日本民族の生活空間の擴大を意味するものであつて、それは東亜各地域を有機的一環となすところの自給自足の広域圏の建設である従つてその圏内における物的、人的資源に基いて軍作戦の遂行を容易ならしめ国防経済の自立性を永遠に確保するためには益々国内の民族人口の増強を計ると、もに共栄圏内諸民族を日本と協力提携せしめ、窮極に於て同志的一體感を植付けることゝなすまで行かなければならぬであらう。

現に大東亜戦争が継続中である限り、米、英蘭の阻害勢力はその攪乱工作によつて日本を指導者とする共栄圏の完遂を極力妨害するたため

に諸民族に働きかけをすることには言を俟たない。従つて我々は共栄圏内の諸民族の動向及び文化の段階、日本に対する敵性の強弱有無に應じてその指導態度に強圧懐柔の程度を異にしなければならぬのである。

本来生存と発展は民族の目的であり、その生存と発展は民族の意志に依存してゐる。民族のあらゆる発展は現在の状態の變化を追求する理想實現の意志力である。

民族共同態は全体性である。全体性から中央又は中心の範疇が生ずる。有機体には一つの序列が豫定されなければならぬ。全体性の構成要素間にはその儘では合致調和を見ることが不可能なので、必然的に精神的先導と隨行が存在しなければならぬ。指導を缺いて行動する總体はあり得ない。かくして中核体と周囲、指導の知識、階級と民衆の結合が要求される。従つて民族対策に於ては特にこの優越構造が問題となる。民族の構成法則は指導する中核体の目的意識性と指導す

れる民衆の求心成長性との行動する統一体に求められる。

民族対策に於て民族全体を捕へると云ふことは殆んど不可能である。従つて民族全体を把握するにはその媒介としての中核体を先づ捕へなければならぬのである。全体の魚を捕へるには網のメ網を握れば充分なりと同じだからである。

先づ民族謀略はその民族の指導者たる官公吏が知識階級を把握することより始めねばならぬ。

孫子用間篇に云ふ

「内間ハ其人官人ニ因リテ之ヲ用フ」と。又謀略に因して「兵ハ詭道ナリ、故ニ、能ニシテ之ニ不能ヲ示シ、用中テ之ニ用中サレヲ示シ、近クシテ之ニ遠キヲ示シ、遠クシテ近ヲ示シ、利シテ之ヲ誘ヒ、乱シテ之ヲ取り、実スレバ之ニ備へ、強ニシテ之ヲ避ケ、怒ラシメテ之ヲ撓メ、卑ラシテ之ヲ驕ラシメ、伏スレバ之ヲ勞シ、親メバ之ヲ離ス、其ノ備無キヲ攻メ、其ノ不意ニ出ヅ、此シ兵家ノ勝ニシテ、先ヅ傳

「可カラザルナリ」と云つて謀略は情況の變化に應じて施策工作すべきものであるから一般法則を傳授することは出来ないとしてゐる。

然しいづれにしても謀略は詭道であるが然しそれは國家の目的に奉仕するものである限り正しき戰略の一部と解すべきである。

マキヤヴェエリの云ふ如く「人たるものは須くその手段の名譽なるものと不名譽なるものとを問はず、断じて祖國を防禦せざるべからず。祖國防衛の用を為す手段は其の何たるを問はず總て善なりしであつて大東亞新秩序建設のため戦略として謀略は缺くこと出来ないものである。抽象的理念に駆られて現実的な問題解決に支障を興へるが如きは嚴として戒めなければならぬ。

## 第二款 東亞民族綜合対策

### 第一項 東亞民族對策根本理念

(一) 東亞民族対策根本理念は東亞各民族共存共栄ノ至上的命令に立脚するを要する。

(二) あらゆる民族は「自己保存慾」と「自己発展慾」とが「他民族との協同に依る共存共栄の道義性」の内には有機的に統括せられ、始めて其の生存を完成する。之れが即ち民族協同体である。

(三) 日本民族肇國の大理想たるハ絃一字は民族協同体の極致であり、東亞協同体は其の東亞に於ける第一段の實現である。

(四) 民族的及び政治地理的に近縁なる諸民族は、協同体を組織すべき不可避的運命を有する。故に東亞協同体の成立は最も自然的のものであり、且つ其の範圍も自ら定まるのである。

(五) 協同体は固定的のものではなく生成化育的、発展的のものである。ゆえに東亞協同体の範圍は漸次に拡大する。

(六) 所謂民族又ハ其部分にして其の數、政治地理的地位、性格及び能力等の關係上、他民族に依倚してのみ存立し得るものは、右他民族

の中に含まれ独自の地位を有しない。

(七) 民族が協同体の因子となるためには少くとも一應解放されたものであることを必要とする。東亞唯一の完全民族たる日本民族は、国内体制を整備し、外交関係を調整し、總力を動員し、且つ最善の機会を失することなく東亞諸民族の解放及び協同体の組織に向つて積極的に邁進すべきである。

(八) 協同体内部に於いては日本民族の指導精神たる皇道に則り無理なる人為的干渉を避け、能く限り自ら然らしむべきである。

(九) 協同体は有機的団体であり其の内部には指導せられたる秩序がなくてはならぬ。而して現在日本民族が東亞協同体内に於て指導的地位を占むることが最も自然的なるは疑を容れない。

第二項 東亞協同体の範圍擴大の順序

(一) 第一段階



日本、滿洲、蒙疆、北支那、支那沿岸主要島嶼並びに汪精衛政権下の  
の中支那及び南支那

(二) 第二段階

残余の支那本部全体、佛領印度支那、泰國、英領馬來、緬甸、蘭領  
東印度、ニユーギニア、英領ボルネオ、ニユーカレドニア、濠洲、  
新西蘭並びに比律賓を除く南洋諸島嶼

(三) 第三段階

バイカル以東の露領、支那邊疆、比律賓、印度及び沿岸諸島嶼

(四) 第四段階

亞利比亞、土耳其、イラン、イラク、アフガニスタン等中亞、西亞  
及び西南アジアの諸民族

(五) 各段階相互間の関係の問題

以上各段階が区分は前段階の期間中は後の段階に付ては何も工作し  
てはならないと言ふ意味のものではない。東亞協同体は何れの段階

に於ても其の外廓的地域との關係を必要とするのみならず、次々の段階に發展するための準備も必要である。故に前段階中に於ても後の段階に対する必要且つ適當なる準備的其の他諸工作は勿論之れを行ふのである。尚又、國際情勢急變の結果以上段階の順序に重大なる變化を加へる必要が生ずる事もあり得る。

### 第三項 東亞協同体の基本的政治、外交、思想對策

(一) 東亞協同体の構成員たる國家又ハ民族（以下構成員と稱す）は、東亞一體の自覺の下に、相互間の友好親善と共存共榮とを計るべきである。協同体の究極の理想は全世界を一宇と爲し、世界の全民族をして、各々その所を得て道義的、平和的、合理的、繁榮の生存を全かせしむるにある。

(二) 各構成員の防衛は左の要目に依り、全構成員協同して之を爲すべきである。

(1) 各構成員の軍部門に於て、協同防衛の組織及び実行に關し協定すること。

(2) 防衛はその性質上一元的統帥を必要とし、且日本に於て防衛の大部分を負担せざるを得ざる実情に在るに依り協同防衛の統帥は皇軍に於て之に當ること。

(3) 各構成員は、他の構成員の軍に對し、協同防衛上必要なる限り、基地を供し、領域内の通過を許し、其の他諸般の援助を與へることに、但し其の必要消滅せる場合に遲滞なく右軍を撤去せしむるを要するは勿論である。

(4) 各構成員は、其の力に依り、協同防衛に必要なる人的、物的、金錢的及び宣傳的協力を為すこと。

(5) 各構成員は共同して共産主義の侵入を防衛すること。

(6) 各構成員の外交は、協同体の強化拡大に重点を置き、左の要目に依り、之が統整を行ふべきである。

(4) 各構成員相互間に於いては、友好親善の増進及び共存共栄を目標とすべきは言を俟たない。

(10) 協同体が將來必然的に拡大すべき方向に在る国家又は民族に同しては之が解放及び協同体加盟を促進すること。

(11) 協同体に好意を有する他のブロック、国家又は民族に対しては、親善的態度を取るべきも、協同体に対し好意を有せざるか又は敵性を有するものに対しては此の限りに非ざること。

(12) 各構成員は、以上と抵触せざる限度に於て、他のブロック、國家又は民族と一般に平和的、友好的關係を維持すること。

(15) 東亜一体、共存共栄の基本精神より、人口稀薄又は資源に富む各構成員は、其の安全の許す限り、他の構成員の臣民又は人民に対し、入出国、居住、移動及び營業の自由を與ふべきである。

(16) 各構成員は協同体の存立及び發展を阻害する如き第三国の政治的、経済的、思想的浸蝕を排除すべきである。

(七) 各構成員は、協同体強化のため適當又は必要なる一切の措置を構  
ずると共に協同体を弱化し又は之に牴觸する一切の措置を為しては  
ならない。此の点に關し、國民教育並に新聞、通信及びラヂオの動  
向は特に注意を要する。

(八) 協同体は、皇道を基礎とする東亞道義及び東亞學を協同体に確立  
すべきである。

(九) 協同体は、東亞諸民族の交通用語として、日本語を普及せしむべ  
きである。

(十) 協同体は、協同体に関する事務を処理せしむる爲め、左の要目に  
依り常設事務局を設置すべきである。

(1) 少くとも当分の回本部を東京に置き、支部を各構成員の首都に  
置くこと。

(2) 事務局の組織及び職務は、各構成員向に於て協定すること。

(3) 事務局の経費は、各構成員に於いて其の力に依り分担すること。

我國と独、伊、ソ聯及び米、英との關係の現状に顧み、我國の對南方民族対策には差当り左の如き外交的準備が常に必要である。

一、東亞共同体に好意を有すと認められる独、伊との協力を強化し、且つ当該民族対策に關し独、伊の諒解を取付くること。

二、東亞共同体に敵意を有すと認められる英、米に對抗し、且つ日滿の防備を強める意味に於て、右強化せられたる日独、伊樞軸の基礎の上に、ソ聯と和協すること。

#### 第四項 東亞協同体の基本的經濟対策

(一) 東亞協同体は日本の指導下に、その重要物資の分布状態を精密に調査の上速かに開發し、生活必需品並びに国防資材に關し、基本的自給自足の國防經濟圈を確立すべきである。

(二) 東亞協同体は左の順序方法により、その基本的生活必需品並びに

国防資材を可及的に、その國內に於いて充すべきであり、また若し不足を生ずる場合には、之が増産を計り、或は之が代用品の研究により充足すべきである。

(1) 差当り日、滿、北支及蒙疆に於ける需給を中心として必需品の確保に努め、且つ出来得る限り中南支及び南洋印度方面に拡大して自給自足経済の充實を図ること。

(2) 右と同時に、東亞協同体内の相互依存と道新主義とに據る生産計画を樹て、一地域に全必需品の生産を為さざること。但し、我國內地農山漁材は国防並びに資源の見地よりして、現在の農山漁村人口確保に努力するは勿論、更に滿洲移民も亦その物心両面に於て我國內地農山漁材の延長たらしめること。

(3) 東亞協同体は農産物に恵まれ、林産物及び水産物もまた豊富なるも、更に日本は進んで後進諸国に対して充分なる指導を為し、以つて之が生産の劇期的増加を計るべきである。

(四) 東亜協同体の工業に同じては、軽工業製品は日本の資本、技術、機械の援助並びに経営に対する指導下に各国をして十分製造せしめ、以つて各国夫々の繁栄と幸福とを計るべきであるが、大量生産による高級品はコストの低廉化と製品の高級化とを計る為め、之を日本に於て製造すべきである。

重工業は日本の指導下に東亜協同体全体を通ずる完全なる計画経済を行ふべきである。仍ち半製品はその資源の存する箇所について製造し、全製品は日本に於いて製造すること。また国防其他の見地よりして、各所に全製品を製造する場合ありとするも、その重要部分品は精巧なる技術と規格統一を必要とする関係上、之を日本に於て製造すべきである。之が為めには、有らゆる工業部門に於いて改めて米に劣らざる日本工業人の高度の独創を必要とし、従つて日本国内に大規模なる総合研究機関を設置すべきである。

(五) 東亜協同体の通貨は、總て之を圓にリンクせしむるを理想とし、



之が實現の爲めには、日本の国力を更に充實せしめるは勿論、東亜協同体の内容拡充を計ると共に、脆弱なる国々の経済に対しては之を援助、強化すべきである。

(六) 東亜協同体は金融機関として各国に夫々の中央銀行を有するの外、国家の興隆と国民の福利増進を目的としたる興業銀行を設置せしめ、各国は夫々その下に庶民金融組織を整備し、各国民をして欧米資本の霸制より脱却せしむること。それと同時に東亜協同体相互間に於いては、その共存共栄を計る爲め、東亜協同体投資銀行を設置すべきである。

(七) 東亜協同体相互間の貿易はバーター制度に重点を置き、決済はクリアリング制度に據るべきである。之が爲めには日本の指導下に各国をして自国の産業及び貿易を統制せしむべきである。

(八) 交通問題に關しては、帝國鐵道協會國際交通委員會の結論を参照のこと。但し東亜協同体國內に於ける国防と經濟との一体化に重点

を置く交通制度たるべきは勿論である。

## 附記

東亜協同体の経済体制が圓滑に運営される以前に於ては先進国たる我国は、東亜の後進諸民族に対し、その必要とする物資を能く限り廉價に供給し、以つて其の福祉の増進を計るべきである。

### 第五項 國內に於ける政治對策

#### (一) 実行の前提條件

英米依存の政策を完全に清算すると共に、東亜協同体建設に適當する様、我國の外交政策を轉換すること。

#### (二) 政治的對策

##### (1) 実行機關

(1) 東亜協同体建設に關する事項の支那以外を監督せしむる爲め、政府に於いて特別の機關を設置すること。

但し、政府内の特定の部局が中心となつて此等の事務を担当するとしても其の行方所は調査の実施、計画の立案及び実行々為の内面的指導に止め、東亞民族との接觸、交渉等外部に対する行動は次に述べる民間団体をして當らしむべきである。

(2) 東亞諸地方の我が公館に有為適任者を配置し、且つその組織を拡大し、また必要なる地方には新設をなし、駐在国は勿論關係地方の一切の調査をもなさしむること。

(3) 東亞共同体建設を目的とする民間団体を組織して、内面的には政府との不可分の關係を有す。調査及び計画立案に参画せしめ、且つ政府の指導の下に、東亞諸民族との交渉其の他外部に對する処置に當らしむること。

(4) 東亞各民族に於いても同様の団体を組織せしむること。此等は合して東亞諸民族の大同團結たらしむるを理想とするも、提携団体に止むべきや否やは実情によつて決すること。

(5) 以上諸民族の団体をして代表者を我國に常置せしめ、東亞協  
 同体建設に關し終始我と連絡の任に當らしむること。

(6) 我方団体に於いても必要に應じ東亞諸地方に代表者を置くこ  
 と。

(7) 日本を含む各國青年を教育する民族大學を日本に設置するこ  
 と。

(ロ) 実行項目

(1) 東亞諸民族より有爲なる青年を招致して必要なる教育を施し、  
 將來獨立運動、または新國家組織の中心人物を養成すること。

(2) 東亞民族の青年に対し日本人指導の下に軍事教育を施し、獨  
 立断行の際の武力行使に参加せしむること。

(3) 我國の文化、言語等を東亞諸民族に紹介普及せしむること。

(4) 我國に於いて東亞協同体建設の爲に必要なる調査を徹底的に  
 行ふこと。

(5) 特に東亞諸地方及び此等を領有せる歐米諸國に在る公館に於いて充分現地調査を行ふこと。

(6) 我國の有爲なる青年に対し必要なる教育を施し、東亞諸民族に與する智識を普及せしめ、特に協同體建設に従事すべき人物の養成を行ふこと。

(7) 華僑をして其の社会的、経済的、並びに政治的地位を利用して東亞協同體建設に協力せしむるの策を講ずること。

### 第六項 国内に於ける文化、思想、人口對策

(1) 我民族をして東亞協同體の指導者として眞に實力ある文化、思想、體質の所有者にらしむることが何よりも必要であり、これが爲めには國民自ら努力すべきことは勿論、國家機關も亦その體制を整備して、積極的にその向上發展を圖策し実行すべきである。

(2) 思想方面に於ては國體觀念の根本なるは勿論であるが、狹隘な租

国主義及び独善主義の是正と東亜協同体を基本とする政治思想の滋養とが必要であり、文化方面に於いては特に科學の振興及び獨創力の増進が急務であり、また人口問題に就いては人口の量的及び質的増強が重要であると共に、民族の純潔の問題も充分に考慮されるべきである。

③ 右の目的を達成せんが爲めには、此の際新たなる社会運動を展開することが必要であり、特に拜金思想の打倒と人間尊重の運動、法制萬能主義の打破と専門家尊重の運動、自由主義的文化形態の修正と東亜の新秩序に即応した公徳の樹立、都市と農山漁村との肉原調整の運動等が実行されるべきである。

④ 東亜協同体の首腦たる我が民族は常に世界全般の動靜に通曉し、文化、思想、體質の各方面に於いて常に世界的水準を抜き、しかも一方他民族に対し羨りたる優越感を抱かず、以つて独善に陥らざるやう努むると共に、進んで協同体がその威光を世界に輝かすやう指

尊すべきである。

(五) 東亞協同体は将来「東亞協同体の文化、思想」を創造すべきであり、それには東亞協同体を結成する各民族の間に広く共通的に存する東洋的文化思想を新たなる指導精神の下に再生することが最善の方法である。その為めには東亞諸民族の共通語として日本語を普及せしむる必要があり、国語の醸化、特に漢字の整理、尙易化、假名文字の増補等を行ふべきである。また我民族が東亞の新文化、新思想創造に當つて、その指導者たるためには、我国古来の文化、思想を再検討する要あると共に、東亞各民族の文化、思想を徹底的に調査研究することが必要である。

(六) 東亞共同体の中心勢力たるべき我民族の人口を質的並びに量的に増強し、我が民族の人的資源を永遠に亘つて確保する為め、あらゆる手段を考究し、必要なる施設を国家の力をもつて速かに実施完成すること。殊に緊急に解決を要する問題は、我が民族の出生率減退

と体位低下の防止であるが、前者は我國従来の自由主義的文化形態、都市中心的社会制度に発源してをり、その防止には根本塞源的手段の實行を必須とし、後者は従来一般に採用された病弱者保護主義の医学を是正して、優生の関心に於ける積極的体力の増進、特に精神的、肉体的鍛鍊、優生の結婚等の方法を採ることによりはじめて之を防止し得ることを考慮すべきである。

### 第七項 東亞民族に対する政治、文化、思想対策

#### 1 謀略的方策

(一) 東亞民族の結合を妨ぐる。例へば次の如き諸要素を東亞諸民族に知悉せしめ、以つて共通の外敵の妨害行為と東亞民族の無自覺とを鮮明ならしむることにより東亞民族意識を高揚すること。

(二) スラヴ、ロシアの東亞赤化政策



(四) 白人民族主義發展としての東亞侵略体制

(五) 改米依存的小乘的外交政策

(六) 東亞諸民族の世界の大勢に対する無知と無自覺

(二) 交通へ陸海空へ政策、東亞共同体の神経及び血管に該当する通信

及び交通機関の支配権は其の指導者たる日本が把握すべきは勿論、

協同体の内部及び其の外廓に対する通信交通網は我国を中心として

協同体を有機体化すること。

特に緊急を要することは全アジア航空路の完成である。我が勢力

範囲とアジア民族諸国との間に迅速なる直接交通路なくしてアジア

民族政策は其の効果を充分に發揮するを得ない。

(三) 協同体外廓強化政策、協同体の外廓地帯に特に我が友邦を建設し、

以つて協同体内部の結束を愈々強固ならしむること。

(四) 経済的不可分関係の設定、東亞各民族と我国との間に恒久的なる

独自の経済関係を築出し、東亞協同体の指導者たる大和民族と他の

構成民族の間に経済的不可分關係を設定し、以つて東亞全民族の生存の鍵を我國が握ること。

(五) 文化的同化政策、東亞協同体の指導者たる我國は、東洋主義の純化であると共に、西洋文明の長所を併せ有する日本主義を以つて其の構成民族を文化的に同化する事。

(六) 国防一元化政策、東亞協同体の指導者たる我國は、協同体の国防指導権並びに国防及び治安上必要なる地矣を確保し、且つ協同体の内的組織を有機体化すると共に外壁の建設工作に努むること。

(七) 協同体内各国の政治指導、東亞協同体の構成員たる国家又は民族に対する我國の採るべき政治指導は、客觀的國際情勢と構成員の主觀的事實とを斟酌して、間接指導と分割指導政策を巧みに操作すること。

(八) 東亞協同体の構成員又は構成分子たるの意識を明徴にすると共に、外に対して協同体の威力を發揮する爲めに

㉑ 東亞協同体旗を制定することへ例へば、支那新政権下に於ける「反共和平」旗の如きものを制定、之を「興亞奉行日」の如き機會に当該国の国旗と共に掲揚せしむることし

㉒ 協同体構成分子たることを表示する徽章、儀禮及び挨拶方法等を一定すること

㉓ 東亞協同体の各国は第三国に対する外交方針を一にすること。差当りアジア及び太平洋洲民族に対する政治、文化、通商上の諸工作は成可く独伊勢力と協力して、英、米、ソの勢力に対抗する方針の下に進めること。

#### ㉔ 回教民族対策

全世界約三億を数ふる回教徒の中、対ソ及び対英政策上我國の最も関心を有する民族集団は次の通りである。

㉕ 支那回教徒（主として西北地方居住の東干族）

㉖ 土耳其族系回教徒（新疆、ソ領中亞及び高加索、阿富汗領トル

キスタン、伊蘭北部、土耳其共和国居住者の大部分)

Ⅳ 南洋回教徒(馬來半島及び蘭印居住者)

Ⅴ 印度回教徒(印度教徒よりの改宗者及び侵入土耳其族回教徒)

Ⅵ 亞刺比亞系回教徒(イエーメン、スードアラビア、イラク、シ

リア、バシス、トランスヨルダニヤ、埃及並びに北部アフ

リカ居住土着人)

右の中、南洋印度、亞刺比亞回教徒は大局的に見て我が対英政策

上の対象として考へらるべく、また支那及び土耳其系回教徒は我

が対支及び対ソ政策上の対象として取扱ひ、之に対し時宜に適し

たる施策をなす可とす。

出 華僑対策、東亞各地に経済的根城を有する華僑を東亞解放に利用

すること。具体的工作案は専門委員会に於いて作成のこと。

思想指導、施策機關の整備及び諸工作

(一) 新たなる構想に基く歴史の編纂、例へば、  
東亞史、東亞を中心として見たる太平洋史、  
アジア史、世界史等  
を編纂すること。漢文東洋史や西歐の植民的發達史として  
の南洋史や、西洋史の一部としての西アジア史等は是正すべ  
きである。

(二) アジヤ民族指導者養成機關を設置し、アジヤ解放第五  
列部隊員に並びに現地調査に適する人物（内外有爲なるアジ  
ヤ人）を養成すること。また本指導者にはアジヤ諸民族の言語  
並びに必要なる軍事教育をも施すこと。

(三) アジヤ民族解放施策中央機關を設置し、アジヤ民族解放  
の爲めの參謀本部及び謀報本部として、アジヤ解放第五列部隊  
の指導並びにアジヤ各地に於ける本機關の細胞、即ち出張所  
及び謀報者、調査員並びに各地のアジヤ民族運動団体との連  
絡を謀り、其の解放独立を促進するの任に當らしめること。

(四) アジヤ民族會館を設置し、在本邦アジヤ各民族運動者の  
本部、ア

ジャ民族運動に関する図書館、世界各地のアジヤ解放団体、又は個人との連絡本部、講演会場、民族運動関係者の宿泊等の用に供すること。

(五) アジヤ民族博物館、アジヤ民族文化博物館、及びアジヤの産業、交通博物館等の設置—各博物館に於ては其特殊事情を強調すること—

(六) 一元的東亞ラジオ中央放送局を設置し、毎日数回「ニュース」、日本語教授、其他の通信を全東亞民族に向つて放送する。但し、凡ての通信は東亞協同体の趣旨に背馳せざるべきは勿論、進んで之を強化するものたるべきこと。

(七) 宗教的ルートに依る工作、例へば佛教を通じて支那、緬甸、印度民族との連絡を計り、ラマ教を通じて蒙古及び西藏民族に対する工作をするとか、荷洲の紅卍教を通じて支那の同信徒に呼び掛け、また回教を通じて南洋及び大陸各地の同信徒に呼び掛けること。

(ハ) アジヤ各地実情調査及び連絡員派遣、特に同教諸国に対しては民間実業団体に依る「貿易斡旋所」の開設、或は「貿易練習生」の派遣、或は「日本品屋」を開設して本業の傍ら情報の蒐集に当らせらるること。

(九) 一元的東亞情報網の完成並びにアジヤ各地新聞、雑誌との情報交換。但し、新聞、雑誌、単行本、映画、演劇、文学、藝術、スポーツ、観光等は東亞協同体の強化に役立つやう指導せらるべきこと。

(十) 東亞諸民族の国民教育及び教科書は協同体の趣旨に背馳せざるべきは勿論、進んで之を強化するものたるべきこと。

(十一) 東亞諸民族の科学及び技術の協力（保健、衛生、医療的方面に於ける協力を含む）

(十二) 躍進日本の実情紹介

(十三) 印刷、雑誌、小冊子、ピラ、単行本等、映画、幻灯、講演、漫画、新聞、ラジオ等を通じて我国の文化は勿論、其の實力並び

に我國の東亞民族に対する共存共栄的平和的意圖を良く認識せしむること。

- (D) 教授、学生並びに親善使節の交換
- (E) アジヤ各地の文士及び新聞記者招待
- (F) アジヤ民族大会（政治、經濟、學術、武道、スポーツ等、スポーツは成可く各民族の国技を中心とする）を各国交互に開催すること。

(G) アジヤ民族文化展覧会の開催。

(H) 東亞各国の国際文化諸団体並びに我國のアジヤ解放諸団体の横の連絡。

(I) 在アジヤ各地公館の整備と文化アツタシヨ制度の設置。

(J) 総合せる宣傳省の設置。

第八項 民族対策上注意すべき公徳及び儀禮



(一) 海外に於ける日本人の日常の動作及び言行等が屢々問題となり、識者の攢斥を受け公然と指彈せらるゝ場合も少からず。

我国が東亞協同体の盟主として指導的位置を採る以上国民の社会性、公德心、教養及び儀禮に於いても東亞諸民族の模範たるのみならず世界の諸民族に比し遜色なきを期することが必要である。

之が爲めには能ふ限り速かに国民教育に対し適當なる改善を行ふ可きである。

(二) 各国家、民族は夫々独自の歴史を有すると共に、各々誇りを持つものであるから、我國民は之を尊重し其の誇りを傷けざる思遣りある大國民たる襟度を持つると共に、愛他的精神を涵養す可きである。

(三) 各国民族の有する善良なる思想、風俗、習慣は之れを尊重し、其の誇りを傷けざると共に、之れを改善せしむる必要ある場合にも、急進を避け、徐々に且つ能ふ限り自発的に實現せしむるやう指導すべきである。

(四) 我国の武士道精神を昂揚し、指導者としての品格を涵養す可きである。

(五) 在外日本人の服装及び住居は、他民族が日本人の品格を批判する場合の第一次的標準となるものであるから、在外日本人は此実に就いて充分なる注意を為すと共に国家も亦之に対し考慮を拂ふこと。

註 第二項編は国策研究会民族対策委員会で昭和十四年十月十二日から昭和十五年十一月四日に及ぶ五十数回の会合によつて策定した報告書の結論であつて「嚴秘」として政府及軍部当局に提出したものである。

大東亞戦争勃発以前の東亞各民族対策である限り現在の情勢下に於ては補正すべきものが多々あると考へられるが、民族対策案として、これだけまとまつたものは現在でも他にないと思ひ参考までここに掲げる。

### 第三款 東亞民族人口對策

#### 第一項 兵力の強化増強の問題

大東亞戰爭は持久戦である。持久戦は云ふまでもなく長期に亘る消耗戦であつて、戦争形態が持久戦となり全体戦へと發展し、戦線も支那全土から更に南洋に擴大した今日、戦争の必要とする兵員、労働力を充分に供給するためには民族人口の擴充強化が要求される。

- (1) 徴兵年令の引下へ兵力増強のため
- (2) 駐屯兵の内地交替又は歸国休暇へ産兒増加のため
- (3) 台湾人、朝鮮人の労働強制徴用へ労働不足填保のため
- (4) 東亞共榮圈諸民族の軍隊、外人部隊の編成、利用
- (5) 妻子を伴ふ屯田兵制の施行

#### 第二項 臺灣人、朝鮮人の強制移住

彼等は出産率高く而も今尚同化してゐないがである。殊に国防上の見地よりする朝鮮、臺灣は兵站基地として重要な地位を占めてゐる。獅子身中の蟲たることを防止するため

(1) 内地在住朝鮮人を内地に安住せしめず戦争終了後は送還する。出稼しとしての觀念を明瞭にすること

(2) 北鮮、東滿国境の朝鮮人はソ聯との關係に於て危険なれば内地人を集団移住させ鮮人を他に移すこと

(3) 朝鮮人をニューギニア等の不毛地の開拓に移住せしめること

(4) 朝鮮、臺灣には少くともその人口の一部分を内地人にて占めるやうに工作すること

(5) 統治方針の過度の内鮮一体論は逆に内地人が朝鮮人に圧迫されてゐる結果となつてゐるが故に是正すること

(4) 創氏改姓の問題

(5) 内鮮共學の問題

- （イ） 内鮮人紛争の問題
- （ロ） 経済及労働条件の問題
- （ハ） 風紀犯罪の問題
- （ニ） 徴兵制の問題
- （ホ） 内地に於ける選挙権の問題（謄文等）
- （ヘ） 内鮮通婚の問題

第三項 内地人の共榮圏人口配置

大東亞共榮圏をして英、米、ソ、蔣の联合体に対抗し得るだけの充分な結合体たらしめるには單なる貿易的經濟聯繫のみを以てしては不可能である。それは同時に政治的、文化的、軍事的共同防衛の新体制の確立を俟つて始めて完璧なるのである。そのためには指導者たる我が日本が、それらの国に於て内部から其の指導勢力を維持し、敵性國家の妨害工作に対抗するに充分な量の大和民族の血をがそれらの土

地に植えられなければならぬ。即ち充分な人口配置が実現されなければならぬ。

東亜共栄圏内に於ける内地人口の配分に関するは

- (1) 原住民又は華僑と生存競争に陥らざる産業、職業を揆擇すること。
- (2) 既成の生活状況に可及的に類似の職業移住地を決定すること。
- (3) 新風土に適した生活様式を採用すること。
- (4) 移住民に対し指導民族としての自負心、資源開発利用法、原住民との接觸態度等に関し豫め訓練すること。
- (5) 共栄圏の全般地域に移住せしめること。
- (6) 各地に移住基地へ日本人町を設け、之を相互有機的に肉聯せしめ且つ母国との連絡を緊密にすること。
- (7) 單に官吏、サラリマン階級のみならず可及的に各職業層の人口を送出すること。

(8) 現地除隊により植民配分を行ふこと。

- (17) 配偶者と可及的に伴ふこと
- (16) 雑婚及び混血兒の発生を極力防止すること
- (15) 第二世の教育に於ては内地留学を行ふこと
- (14) 移民は民族発展の先驅者として敬意を表すること
- (13) 慰安、衛生、教育には特に注意を拂ふこと
- (12) 生活安定と経済條件を良好ならしめること

#### 第四項 共栄圏諸民族に用する對策

共栄圏内の民族は其の生活様式、宗教、言語、産物、風土條件、政  
 米勢力浸潤の状況、歴史、政治意識、社会構成、体力、能力に於て種  
 々異なつてゐるが故に單一の政策はとり得ないものであらう。又急便に  
 実施すべきもの、放任すべきもの、徐々に改革すべきもの等の區別を  
 必要とするのであらう。

政治、経済の中軸を握り他の生活同様に屬するもの、娯樂等は放任す

べく急候の日本化は逆に反感を醸す恐れなしとしない。兵爲も亦政策の一部である。

(1) 過剰人口の民族に対しては増加の抑制又は移住を奨励し、過少人口に対しては増加策を講ずること

(2) 葡、英の統治方法を検討し、可及的に在来の方法を尊重、踏襲すること

(3) 過剰生産に対しては轉業、改植によつて過剰を抑制すること但し一国内に於ける自給自足経済は行はざること

(4) 民族の能力、体力、知力の種類程度に応じた職業を與へること

(5) 宣傳機構の整備拡充と日本語普及

(6) 無敵性白人の利用

(7) 白人及華僑と原住民との間の混血兒の問題

(8) 華僑の利用と漸進的驅逐方策の確立

(9) 諸民族の内地留学及觀光の奨励



- (10) 日本への積極的協力者の優遇
- (11) 指導階級及び苦力頭の把握
- (12) 彼等民族間の反目、嫉視の利用
- (13) 彼等を利用することによる敵性国家の攪乱工作
- (14) 恩威併び行ふ嚴然たる態度の表示



## 第二章 大東亜建設に留意すべき諸問題

### 第一節 統治形態

#### 第一款 總説

大東亜共榮圏の確立は單に兵力、軍事基地、原料資源、交通線の強化を意味するのみでなく、更に日本民族の生活空間の擴大を意味するものであつて、それは東亜各地域を有機的一環となすところの自給自足の廣域國の建設である。従つてこの國內に於ける物的、人的資源に基いて軍作戦の遂行を容易ならしめる國防經濟の自立性を永遠に確保するためには益々國內の民族人口の増強を計るとともに共榮圏内の諸民族を日本と協力を提携せしめ、彼等をして單なる大東亜戦争の傍觀者たらしめず、究極に於て日本と共に戦ふとする積極的な意志を持つところの同志的一體感を植付けるまで行かなければならぬであらう。

現に大東亜戦争が繼續中である限り、英、美、蘭の阻害勢力はその攪

乱工俵によつて日本を指導者とする共栄國の完成を極力妨害するたゝめに諸民族に働きかゝつてゐることは言を俟たない。従つて我々は共栄國內の諸民族の動向及び文化の段階、日本に対する敵性の強弱、有無に應じて、その指導態度に強圧懐柔の程度を異にしなければならぬのである。もとより八紘一宇の精神は究極の目的を同化に置くものであるが然しこのことは現に異なるものと同じものとは見ることではない。それは目的であり結果であつて前提ではなく原因ではない。「まつち」はざるものは飽くまでも征つしのが古代よりの皇國の精神であつた。

共栄國內の諸民族は現在その文化の段階に於て、精神の構造に於て日本人と同じではないのである。「同じからざるもの」を「同じきもの」として取扱つたところに在來の同化主義の錯誤が存してゐるのである。例へば幼稚園の児童を大學生と同じに取扱ふことは反つて幼稚園の児童にとつては迷惑であらう。民族が異なれば一方に於て同化せんとする行動はその反動として同化されまいとする異質性の保持に導く。逆に支配民

族が離隔せんとすれば逆つて其の利益に均霑せんとしてその異質性を放棄するのである。即ち孫子の所謂「補えんがために放ち、近づけんがために遠ざける」ことが必要である。同化政策は指導民族がその水準を被指導民族の地位にまで低めることによつて行はるべきものではなくして彼等を指導民族の地位にまで引上げる育成によつて行はるべきものである。

云ふまでもなく大東亞共榮圈の確立は

(1) 大和民族の生活空間の確保

(2) アジア民族の解放

(3) 新秩序の建設

の三つの段階構造を具へるとともに又これらは三位一体の關係を維持してゐる。然し若しこれらの間に矛盾抵触が発生するときには大和民族の生活空間の確保が第一に取上げられなければならないことは言を俟たないであらう。

この点に因して参考になるのは独逸の占領地域に於ける統治行政の組織と形態である。今同盟通信社の國際經濟週報に基づきその全貌を記述しよう。

### 第二款 獨逸の占領地域の行政機構

#### 第一項 統治の諸形態

東部戦線大本營からベルリンに歸還したヒットラー總統は去る九月三十日のシエポルソ・パラストにおける演説において「次に我々の遂行すべき事業は、現在我々の支配下にある廣大な地域に各種の施設を確立することである。これはドイツ國民のために食糧と重要原料を確保すること共に、全歐洲國民の安全をも、保障するものである」と述べ、既に戰爭の重點が作戦行動から經濟建設の面に移つた事を明らかにした。

ドイツの占領地統治に關し、指導的役割を演じてゐるローゼンベルグ東邦相は、九月六日付のフエルキツシヤト、ベオバハター紙上に「歐洲

諸國民の運命的課題」と題する論文を掲げ「現在の戦争において優先的地位を要請し得るものは、ドイツとその同盟國のみである。何となれば新たなる建設はたゞドイツと共にのみ考へられ、ドイツとその同盟國なくしては戦争に直接参加しない諸國は存在しないからである」と述べて、歐洲新秩序に對する根本方針を闡明してゐるが、これは所謂歐洲新秩序なるものが、歐洲諸國を同盟關係やドイツとの民族的親近性、歴史的、經濟的、文化的關係に應じてそれぞれの形で結び付け、ドイツがその上に立うて指導して行く恰も中世ローマ法王と諸國君主との關係に似たものであることを示唆したものである。

政治の局面からみたドイツの占領地統治の方式はだいたひ次の五つの形態に分れてゐる。

一、征服による併合

ルクセンブルグ、エルザス・ロートリンゲン、ポーランドの一部およびエストゴスラヴィアの一部等がこれにあたり、既にそれらの地域は正

式に、或は事實上ドイツ領に併合せられてゐる。

## 二、總督制

ドイツによつて併合された一部をのぞいたポーランドにおける統治方式がその例で、この場合は、ヒットラー總統に直屬する總督がその地域における政治、經濟の全体を統轄する権限をもつてゐる。

## 三、軍司令官制

最も普通の占領地統治の方式でヒットラー總統に直屬する占領地ドイツ軍司令官が軍政を布き、いつさいの最高権を行ふものである。この場合には、もちろん民政長官といふものはなく、軍司令官に直屬する軍政長官がもつぱらその地域の政治、經濟關係の事項を掌るのであつて、セルビア、ギリシヤの一部、フランス、ベルギーの場合がこれである。

## 四、軍政・民政分離制

この場合はヒットラー總統に直屬する軍司令官のほか、民政に關し



て、同じく總統に直屬する民政長官をおき、軍政と民政とを分離して行ふもので、オランダ、ノルウエーの場合はこれである。

##### 五 獨立省制

或る特定の地域を統治するため中央政府内に獨立の一省を設けるもので、この場合の民政長官は前の場合と異り、總統に直屬しないで、その省の長官に従屬することになってゐる。

以下の各項において、ドイツ占領地のうち主なる國の統治組織、およびその地域における經濟建設の實狀や方針等について述べながら、各占領地域とドイツおよび歐洲新秩序との關係、即ち占領地統治方式の中に反映された歐洲新秩序の素描をしらべてみよう。

#### 第二項 東方地域

舊ソヴエト領——一九四一年六月二十二日、獨軍はバルカンから一轉して、ソ聯國境に進撃を開始し、破竹の勢ひでウクライナを制圧した。

長駟モスクワの外廓地にまで迫ったが、冬季の到来のため、モスクワ陥落をまたずして、春季攻勢に捲土重来を期することとなった。その頃ベルリンではウクライナを中心とする旧ソ聯占領地域の統治方式に関し具  
体案として旧ソ聯領を統治するには、他の占領地の何れに対するよりも強力な政治力をもつて、根本的な建て直しをすべきであるとの結論に達し、一九四一年十一月十七日附總統令をもつて、旧ソ聯領占領地統治のための最高民族機關として、新に東邦省を設け、初代東邦省として黨の重鎮であると同時にソ聯通として第一人者であるアルフレッド・ローゼンベルグを任命したのである。この種の機關の設置は獨ソ開戦直後から準備され、戦火がおさまった地方へは直ちに多数の役人を派遣して現地の事情に即した對策を研究させると共に、ベルリンでも旧ユーゴスラヴィア公使館を本據に、アルフレッド・ローゼンベルクが外務省經濟省、宣傳省、秘密警察等の中から所謂ソ聯通や特殊技術家を集めて、着々準備を進めてゐた。

東邦省の任務は旧ソ聯領の政治、經濟、文化の各部門を統轄再建することであつて、統轄地域は約五十万平方キロに亘つた。その省には東邦相たるアルフレツト・ローゼンベルグの下に、旧エストニア、ラトヴィア、リトアニア及び白ルテアニアの一部を統轄するオストランド民政部とウクライナ地方の一部を統轄するウクライナ民政部とが直屬してゐる。現在東邦省はベルリンに置かれ前北部ウエストラリア・ナチス黨支部長アルフレツト・マイヤーが次官としてローゼンベルグを輔佐してゐる。

東邦省はヒツトラー大統領がその演説の中で言明したやうに、西對ソ戰はボルシエヴィズムの歐洲への脅威を除去すると共に、ウクライナを始め、尨大な資源を擁する東方地域の國土を歐洲新秩序に編入し、かつこれを開發する使命をもつてゐる。且つその線に沿つて占領地域の新秩序建設に最も重要な役割を演ずるものとして重要視されてゐる。従つて東邦省の新設はウクライナの獨立とか、バルト三國の復活などを繞る動きを

一應清算し總てをドイツ領に編入して強力な組織で直接ドイツが建設に乗り出したことを意味するもので、ドイツがこれら東方占領地を将来歐洲の植民地として新秩序の中に編入しようとする。要するに、政治の局面に現れたドイツの占領地統治の特徴は旧獨領またはドイツ人居住地域は、原則として大ドイツに編入し、その他の地域に對してはその國の民族、文化の程度、ドイツに對するその國民の態度などを考慮してそれぞれの國の来るべき歐洲新秩序内で占めるべき地位に應じた統治方式を採用してゐる点である。

従つて元來ならば單なる暫定的な統治方式であるべき、占領統治の中に既にその儘歐洲新秩序へ發展してゆくべき準備が整へられてゐることには、ポーランドや旧ソ聯領の占領地統治機關がその儘恒久的な統治機關になつてゐることをもつても明らかであらう。

ポーランド——獨軍は一九三九年九月一日ポーランド進撃を開始し、十七日にはソ聯もまた同國に對し出兵を行ふなど東西よりする狹撃にその

崩壊の運命迫ると知るや、同日ポーランド國元首及び政府は國外に亡命  
二十三日には早くもドイツ國防軍最高司令部によつてポーランド地域の  
戦闘終結が宣言されるに至つた。

かくて旧ポーランド共和國は分割の運命に立ち、先づ一九三九年九月  
一日及び十月八日附の法律によつて、ダンヂヒ自由市、東上部シユレジ  
エン並に西部ポーランド、ポーランド廻廊地帯等のドイツ行政区域編入  
が行はれ、これが所謂東方併合地区となつた。更に一九三九年九月二十  
八日の獨ソ協定は東部ポーランドのソ聯領編入を確定し、次いでテツシ  
エン地方もスロヴァキアへ割譲され、残余の地域に關しては、一九三九  
年十月十二日附のポーランド占領地行政に關する總統令で、ポーランド  
占領地域總督領<sup>四</sup>が宣言されるなど、ポーランドはこゝに完全に分割さ  
れた。それまでのポーランドは専ら獨軍の軍政下であり、獨軍最高指揮  
官は一九三九年九月二十五日の總統布告に基いて軍政を施行した。當時  
ドイツ軍東部最高指揮官の下に四つの軍政地区が設けられ、軍事以外の

一般行政執行のためには軍政長官が任命されたが、一九三九年十月二十六日に至り、ポーランド占領地域總督が設けられると同時に、軍政が廢止され、總督管轄區は無任所相であるハンス、フランク總督によつて行政が行はれることになつたのである。

旧ポーランド領のうち獨領編入地域に對する政策と、總督管轄區に對する政策とは全く異り、前者に對する政策は可及的速かにこれをドイツ化するにあつたのに對し、後者に對しては、大ドイツの補充的使命を達成するやうに助成する政策がとられた。これはドイツの基本方針がオーストリア及びスデーデン地方併合當時「一民族、一國家、一指導者」にあつたものが、今次の大戦を契機として歐洲新秩序にまで發展擴大されたことを如実に示すものである。

## 血の同一化政策

ドイツは獨領併合地域のドイツ化のためライヒスマルク制を施行すると共に、思ひ切つた民族移住計画をも断行した。即ちドイツ政府は隣接諸国在住のドイツ人と併合地域内の異民族との交換移住を実施する機会として、一九三九年十月二十三日親衛隊長ハインリッヒ、ヒンムラーをドイツ民族統合長官に任命し、その下にドイツ領内移住局、各國獨人引揚局の二つを設け種々その実行につき研究を進めてゐたが、十一月二日に至り、次の如き旧ポーランド領内住民移住計画なるものを非公式の形で發表した。

一、獨軍占領下にあるポーランド内のウクライナ人はこれをソ聯領へ轉住させる

二、右ウクライナ轉住地域へ迴廊内のポーランド人を移す。

三、バルヂツク地方からのドイツ轉住民を迴廊地帯へ移住させる。  
次いで翌三日ドイツ政府は突如旧ポーランド領内におけるドイツ人と

ロシア人、白ロシア人、ウクライナ人、リトアニア人との転住問題につきソ聯との間に次の如き取極めが成立した旨發表した。

一、ポーランド領内のドイツ勢力圏内にあるロシア人、白ロシア人、ウクライナ人、ルテアニア人はソ聯勢力圏内に転住することを得。

二、ソ聯勢力圏内のドイツ人はドイツ勢力圏内に転住することを得。

三、右転住は各個人の自由意志による。

四、転住者は家具その他身廻品のみを携帯し得る。

五、右轉住者を円満裡に遂行するため、獨ソ兩國政府は共同委員会を設定する。

このほかドイツはリッツマンシュタットにユダヤ人街を設け、占領地内のユダヤ人（百五十萬乃至二百万）をここに收容して外部との交渉を遮断するなど、併合地域の口血の同一化政策を断行したのである。

その結果隣接国から併合地域に復歸したドイツ系住民は一九四一年始めまでに合計約三十七万三千人、その中バルト三國からのものでだけ。



十三万人を算してゐる。

總督管轄区はポーランドの中部及び南西部を覆ふものであり、その面積は九三、八七一年方料、人口は約一千四百萬で、その大部分はポーランド人であるが、この外に少数民族として百五十萬乃至二百萬のユダヤ人及びウクライナ人等が住んでゐる。

### ポーランド總督

一九四〇年八月十五日の總統令は「ポーランド占領地域總督」なる呼稱を廢し、單に「ポーランド總督」なる名稱を用ひることを規定したのである。

この名稱の変更は、浸透力のあるドイツの指導と統治によつてポーランド占領地域が漸く安定化したことを意味すると同時に、それはまたポーランドが既に占領地域としての域を脱して、永久に大ドイツの一部として本格的建設時代に入ったことを示すものである。

總督管轄区はその制度の根本理念からみると、大ドイツの監督と指導の下に在つポーランド人居住区域であるから、原則として、政治的指導と行政は国民社会主義的ドイツ人によらねばならぬが、或る種の行政の執行はポーランド人たる公務員に委託される場合もある。

しかしドイツ人による指導の下においても、ポーランド人の自然的権利及びポーランド人に残さるべき自然的自治については充分考慮が拂はれ、ポーランド人の民族的素質と特性を發揮すべき余地あることは、既に總督布告において明言されてゐるところである。

總督は總統に直屬し、行政上最高権を行使すべき全権を委託されてゐるから、總統のほかはポーランド總督に命令できざるものは最高国防會議と四ヶ年計畫長官に限られてゐる。ベルリンには總督の任免する總督代理が駐在してゐる。總督は總督管轄領におけるドイツ行政組織の頂点を形成し、この下に各種の行政部門が配置されてゐる。總督は一九三九年十二月四日附のゲーリング最高國防會議々長の布告により總督管轄区

における国防委員に任命され、また四箇年計画長官全権をも兼攝してゐる。

總督府はクラカウに置かれ、中央官廳における通常行政の執行は總督の定めるところに従つて、總督に直屬する總務長官によつて行はれてゐる。總務長官は總督によつて直接任免されるが、副總督ザイス、インクアルトがオランダ占領地民政長官になつてからは、事実上副總督を代行してゐる。總督府の内部機構は、七箇の中央局と十五の専門局に分れ、各部局長はそれぞれ總督の直接任免するところである。この外ドイツとの行政その他の連絡のため数名の連絡官が駐在してゐる。

### 總督の権限

一九四〇年一月二十五日附の命令で總督管轄区にも四ヶ年計画が施行されたので、クラカウに總督管轄領四ヶ年計画局が設けられ、その下に鉄鋼、石炭、金屬、皮革、毛皮の四部も整備して計画的増産が進められ

た、一九四〇年七月三十一日に至り、この四ヶ年計画局が廃止されて、今では一般行政官廳によつて四ヶ年計画の事務が行はれてゐる。經濟方面に關する總督の諮問機關としては、總督を議長とし、總督の任命した長官その他から成る經濟評議會がある。なほ専門局の經濟部長はこの經濟評議會の幹事であると共に、總督管轄領四ヶ年計画の事務總長をも兼攝してゐる。

總督はドイツ最高國防會議の國防委員たる資格で重要な國防關係の事項につき諮問するため、毎月一回國防軍代表者の参加の下に、國防諮問會議を行ふことを例としてゐるが、一九三九年十月二十六日の軍政廢止と共に軍事と行政とは完全に分離されたので、總督領國防軍司令官及び空軍司令官はいづれも總督府内へ連絡官を置いてゐる。

地方行政に關しては、總督管轄區をクラカウ、ワルシマウ、ラドム及びブルブリンの四縣に分ち、その長官として、總督はドイツ人の縣知事を任命し、これに總督の名においてその縣の全行政を行ふ権限を與へてゐる。

る。知事官房主事及び警察長官はいづれもドイツ人で、直接總督が任免するが、命令系統からいへば、知事に直屬してゐる。

町村においては、ポーランド人の就任が認められ、ポーランド人の首長が全責任をもつて町村行政にあたることになつてゐるが、市の場合には主として知事の推薦により總督によつて任命されるドイツ人の市長がこれにあたるのである。

市長は一定区域の町村長の指導を行ふと共に彼等を通じてポーランド住民のドイツ行政に対する希望を聴取する権限をもつてゐる。

市町村の下級行政官吏には以前ポーランドの官吏であつたものをその儘使用し、ポーランドの再建に協力させる建前をとつてゐる。總督管轄区の警察行政には總督直屬の警視總監クリューゲルがこれを管掌し、彼は警察命令を制定する権限を賦與されてゐる。

行政機構の確立と共に、この地域にもナチ黨が組織され、總督はまたポーランド總督領における黨の指導者でもある。

### 第三項 北方地域

丁 株——一九四〇年四月九日獨軍はデンマーク國王の要求に應じて友好平和裡にデンマーク進駐これを占領したので、戦火による損害はなかつた上に、國王及び政府もまた對獨協諒方針に出たため、ドイツ政府はここには特設機関をおかず従来行政及び經濟機構をその儘存置して、少くとも形式としてはその内政に干渉しない趣前をとつてゐる。

ゲツペルス宣傳相の「デンマークは占領地ではない」といふ言葉は一應首肯出来る。従つてドイツの對デンマーク工作は他の占領地の場合とは幾多の点で異つてゐるが、その實際においては、ドイツの物動計画に従つてデンマークの經濟が動かねばならないこと、及び政治的にもドイツの勢力が相當決定的な力をもつてゐる等の点からして、實質的にはやはりドイツの占領地の一つに包含さるべきである。

この場合ドイツが少くとも形式上直接デンマークの政治經濟に干渉せ

ず、デンマークに廣汎な自由を認める方針を採つてゐるのは、國王及び政府の対獨協調政策の外に、同じゲルマンの血につながる民族に對する特別措置でもあることは、同様ゲルマン系に屬するノールウエー及びオランダの場合にも他の占領國の場合と異り、ドイツは休戰條約を結ばずして、直ちに民政を布いてゐる事實をもつても明らかである。

獨軍進駐當時日この國はドイツと交戰状態にあるのではないとの警告を國民に發し、勞働者層及び青年層の一部にみられた不穩な空氣を一掃して、デンマーク國民を對獨協調態度に導いて祖國を戰火から救つたスタウニング首相に次いで新首相に就任したヴイルヘルム・ブール首相は一九四二年五月五日政府の施政方針は前首相のそれを踏襲することを宣言すると共に大要次の如く聲明してゐる。

- 一、全國の平和と秩序の維持に努力すること
- 二、政府に對する國民の正しく且つ榮譽ある忠誠的態度を保障すること
- 三、ドイツと善隣關係を維持すること

四、経済分野におりてもデンマークはドイツと積極的に且つ忠実に協力すること

ノルウエー——しかし等しく同民族に対するものでも、ノルウエーの場合にはデンマークのそれとは多少事情を異にしてゐる。デンマークの場合には所謂保護占領であつたのに対し、ノルウエーの場合には英海軍がノルウエーに対し作戦の気配を示すや、一九四〇年四月八日獨軍は機を逸せず電撃戦に出で遂にこれを武力をもつて制圧したからである。かくて四月二十四日ドイツ政府は早くも總統令をもつて民政制度を布いた。

ノルウエー占領地区民政政府は民政長官に直屬し、行政、國民經濟啓蒙宣傳の三局を有する外、ベルゲン、ハルシエタツト、ドロムハイム、シユタフアング、ハンマ、フエスト、ギルケネス、クリスチエンサンクトハウゲン、ドの八ヶ所に八つの支所が設けられてゐる。

民政長官は總統令の定むるところにより、占領地におけるドイツ權益



の保護者であると共に、最高行政機関であり、親衛隊、秘密警察、民事警察関係のドイツ諸機関を使用する権限をもつてゐるが、ドイツは同民族たるノルウエーの統治にあつては、ヨノルウエー人によるノルウエーの支配<sup>4</sup>といふことを基本方針とし、原則として民政長官自ら直接行政を擔當することなく、たゞこれを指導育成する立場に立ち、少くとも形式上はドイツの利益の擁護に必要な場合のみこれに干渉する方針をとつた。

即ち民政長官テルボルフエンは一九四〇年九月二十五日附の布告をもつて、既成政黨に解散を命ずると共に同日行政機構の大改革を行ひ、中央行政機構として、民政長官の下に商工、海運、宗教及び教育、内務、社會、配給、警務、司法、農業、財政、宣傳及び文化、厚生、公共、土木の諸機関が設けられ、ガイドクン、モスリング少佐を黨目とするナチヨナル、ザムリンク黨々員中から十三名の政務委員がその指導者として任命された。

政務委員の任務並に権限は九月二十八日附の民政長官令によつて規定されてゐるが、それによれば民政長官と政務委員とは、ドイツ、ノルウエー兩國政府及び兩國民間に理解ある協力を創り出すべき共同の目標を有するものであり、政務委員は當該者における無制限の指導権を委任せられると同時に、その所管事項については、最高の統治権者たる民政長官に対して全責任を負ふべきことになつてゐる。この結果所管の範囲では、現行法令を補充変更又は廢止し得ると共に、官吏の任免權も與へられてゐるが、高級官吏の任免は民政長官の同意を必要とする。

しかしこれ等十三名の政務委員の中には、黨首ヴァトクン・マスリングの名が見えなかつたが、それらがすべてナショナル・ザムリンク黨の出身である点からみて、當時から既にマスリング少佐は政務委員を指導してゐたとみるべきである。ところが一九四二年二月一日に至り民政長官テルボーフエンはノルウエー政府の改組に同意し、ガイドクン・キスリングを首相とする新政府樹立を承諾したので、ここにヨノルウエー人に

よるノルウエーの支配は一層明らかなる形を整へ、今後新政府は従来の政務委員に代つて民政長官の下でノルウエー統治にあたることとなつた。中央行政機構の改造に續いて、ドイツのそれを模範とする一聯の地方行政組織の改革及び本格的な経済工作が相次いで開始され、一九四一年一月一日からは既に若干の地域で実施されるに至つた。

地方自治体行政は指導者原理をもつて行はれるが、その指導は新時代  
の方向に積極的に沿ふことが必要であり、従つてその廣汎な基礎として  
各地方の重要産業部門の代表及び専門家を参加せしめなければならぬ  
とされてゐる。指導者原理を採用せるため多数決制は廃され、市町村長  
の任免のごときも、従来のやうに自治体の多数決によつて決定されるこ  
となく、直接内務省により行はれ、自治体の決議も地方長官及びナシヨ  
ナル、ザムリング地方指導者の承認を経て始めて有効とされてゐる。

労働の権利と義務はナシヨナル・ザムリング黨のイデオロギイの支柱  
であるから、ノルウエーでは社会立法と労働組合の統制は大体併行して

行はれた。先づ社会立法の分野をみると、一九四〇年十月から十二月末に至る僅かな期間に雇傭統制のための職業紹介法の改正、失業保険法の改正等を始め、強制労働の導入、四千万クローネに達する大規模な労働振興計画の樹立等が行はれた。

ノルウエーの労働組合は一九三五年以来ノルウエーの政権を専ら掌握して来た労働黨の背景となした強力なものであるが、ドイツ占領軍は占領後尙もなく先づ組合運動の財政監督に着手し、次いで徐々に労働組合指導の問題に干渉の手を進め、十月下旬には全國数百の労働組合幹部は一人残らずその地位を奪はれ、これもナショナル・ザムリンク黨員によつてとつて代られた。かくて従来西欧諸國の如何なる社会民主主義政黨よりも急進的であり、一九三八年をニインターナショナルに加入するまでは、少くとも自らは第三インターナショナルの一分派をもつて任じてゐた労働黨の背景として政権を自由にしてゐたノルウエー労働組合はドイツ労働戦線を基調として再組織され、現在では組合員八十万を有する

國民社會主義を基調とする單一労働組合が結成されてゐる。これはナシヨナル・ガムリンク黨の政治的基礎を固め、旧政黨各派の解散後再び労働組合を背景とする自由主義的黨派に蠢動する余地を残さないための政治工作としても注目すべきである。

最近の上海アグアス電報はストックホルムの消息情報として、キスリング政府とドイツ當局との間に大要次のごとき獨諾協定が成立したと報じてゐるが、これによつてキスリング政府成立後のドイツとノルウエー兩國の協力状態を大体推知し得るのである。協定の要点は次の諸点である。

- 一、ドイツ進駐軍ならびに民政當局は引續きノルウエーに駐劄する
- 二、ノルウエーはドイツに対し戦費及び進駐軍の経費を支弁する義務を免れる代りに、獨軍進駐後ドイツが得た全權益の行使を保障する。
- 三、獨軍はオスロー、クリスチヤンザンド、ハウゲズント、ベルゲン、アアレズンド、トロントハイム、ナルヴィック、トロムセ、キルケネ

ス等に軍事基地を保有する。

四 獨陸海空軍はノルウエーにおける全飛行場を使用し得る。

五 ドイツは漁業、水力電氣、軍需工業等を含むノルウエー産業の若干部門に對し、今後引続き経済的支配権を保有する。

かくしてドイツとノルウエー兩國の協力はこの協定の線に沿つて今後一層發展をみせることになるであらう。

ノルウエーの議會は獨軍進駐後休會状態にあるが、一九四二年二月一日キスリング首相はその就任演説において、議會は事情の許す限り迅速に召集する予定である<sup>四</sup>と述べてゐるから、近き将来に召集されることになるであらうが、これもノルウエーの国内情勢からみてドイツ国会と同様の機能を果すことになるであらう。

#### 第四項 西方地域

——オランダ——フランダースの戦火漸く酷なりうとする一九四〇年五月十八日ドイツ政府は早くも獨軍占領下のオランダの秩序及び國民生活の安全を保障するため、總統令によつてオランダ占領地民政長官に元オーストリア統監であつた無任所相ザイス、インクアルトを任命した、ドイツはオランダの場合にもノルウエー同様、日オランダ人に依るオランダの支配を根本方針としたので、民政長官の任務及び権限も大体に於てノルウエーの場合と同一である。即ち民政長官は總統に直屬し、オランダ駐屯獨軍司令官空軍元帥フリードリツヒ、クリスチヤンセンの所管する軍事最高権の範圍外の一切の民政關係事項について全權を有して居り、その定むる諸法令の実施及び行政に關しオランダの諸官廳及び公私諸機關を利用し得る外、高級官吏の任免權をも有し、地方長官、市長、警察長官等の任免もまた彼の權限内に屬してゐる。民政長官の下に、四つの總務委員部が置かれてあり財政經濟部にはフイシエベク、労働部に

はシユミット、治安部にはラウター、司法文化部にはウインマーが夫々長官に任命された、この外経済統制のための官廳としてドイツの商品監督署同様のものが設けられてゐる。

地方行政に於ては、オランダの地方長官は總べてドイツ人の補佐を受けざるべきことになつて居り、アムステルダム市廳にはドイツ人の委員があつて、リュベツク市長がこれに任せられた。しかしこれらの措置は必ずしもドイツが直接オランダの行政を擔當するに至つたことを意味するものではなく、ドイツ占領地統治当局は飽くまで急激な政治的改革を避けつゝ、可及的に既存中央並に地方行政機構を利用して、たゞ大處高所からこれを指導育成する方針を採つてゐる。またドイツ當局は一九四〇年七月十五日今後オランダ駐劄外交團に對し、外交官としての特權を認めない旨を直接通告して、積極的な態度に出てゐるが、これは亡命オランダ政府が一九四〇年五月二十四日附の命令でドイツ軍占領下にあるオランダ王国領土はドイツの占領解除までこれを敵國領土と見做す旨の宣



言を行つたことに對應するものである。

占領當時オランダには大小三十六の政黨があつたが、その大多数はドイツとの協力を、よし可能でないにしても、非常に困難と感じてゐた。ドイツはこれ等の政黨に對しても出来るだけ協調に努力したが、七月初旬オランダの六大政黨たるカソリック黨、キリスト教的保守黨に屬するニ政黨、自由黨に屬するニ政黨、社會民主黨等が政黨合同と自由獲得を強硬に要求しオランダ家支配下の獨立のみがオランダ人民の受け得らるべき唯一の政治状態である旨の共同聲明を發してハーグで氣勢を擧げると及び、民政長官ザイス、インクアルトは全政黨の集會や示威運動を禁止し、政黨に對する工作を漸次進めることとなつた。先づこれには國民統一黨とオランダ統一黨及びオランダ・ナチス黨の三つのナチス運動を利用し、國民統一黨の黨首ロスト・ヴァン・トニンクを社會民主黨中央委員に、オランダ統一黨の黨首で労働戦線の指導者たるウト・ファン・ベルクを労働聯盟書記長に、また黨新聞部長ゴエデワールゲンを啓蒙宣傳会

議議長に、黨教育部長フアン・ゲネヒオンを政府司法部の重要地位に夫々任命した。かくてトニングは九月二十一日に至り、オランダ全人口の三分の一を占める労働階級の大部を組織してゐる労働組合を背景として強力な政治勢力をもつ社會民主黨に解散を命じたので、九月末にはその他の既成政黨の多くも合法的には存続するも事実上その活動を停止した。一方ウーデンベルグの活動によりドイツ労働戦線を模範とする労働戦線の縮減も着々進捗しドイツの勤喜力行団に相當するものが出るなど、政黨や労働組合方面の改革も相當効果を擧げることに至つた。またオランダ・ナチス黨の黨首ムツセルトはオランダ・ナチス突撃隊や学生戦線の結成に成功し、一九四〇年九月には親獨的な大学教授連の指導の下に、オランダ文化協会が設立され、オランダ・ナチスの勢力は日と共に増大した。

十一月に入つて政黨の集会、示威運動の禁止も解かれたので、ムツセルトを中心とするオランダ・ナチス黨の活動も一層表面化し、四千名も

のオランダが突撃隊員がドイツのそれと同じユニフォームでアムステルダムを行進するのを屢々見受けるやうになつたといはれる。

一九四一年八月十二日のベルリン電は、約七千名のオランダ義勇兵が對ソ戦線に参加してゐるが、その大多数はオランダ・ナチス黨員であると報じて、同黨のドイツとの協力振りを傳へてゐる。勿論ドイツの理論とするところは單一政黨を基礎とする政治組織の確立にあるが、ドイツは他の政黨を排除してまで、自國の組織をオランダに押しつけようとはしてゐないから、ノルウエーのキスリング政府の如き、單一政黨を背景とする政府が樹立されるまでにはなほその前提をなす諸條件の解決を必要とするとしてされてゐる。

要するにオランダ統治に對するドイツの方針は、一九四〇年七月二十七日オランダ、ナチス黨大会の席上民政長官ガイス・インクアルトが行つた次の如き演説の中に明確に宣示されてゐるのである。

即ち

且つドイツはオランダがオランダ国民から選ばれた人々によって統治され  
 且つオランダが平等な立場において新ヨーロッパに参加することを希望  
 する。しかしドイツ當局はオランダ国民にしてモウイールヘルミナ女皇ま  
 たはオレンゲ家復辟のため妄動せんか、断平これを取締る考へである。  
 ドイツはオランダが国民社会主義の政府を構成することを欲するもので  
 ある。

ーベルギーー獨軍がベルギーに電撃作戦を開始したのはオランダに  
 對すると同じく一九四〇年五月十日であつたが、爆音と硝煙の眞只中で  
 古い傳統を有するベルギーが政治的に且つ経済的に完全に崩壊し去つた  
 のは、一九四〇年五月二十八日であつた。この日、シオポルト三世はブ  
 リュジエにおいて獨軍に對し無條件降伏を申入れ、獨首間の交戦状態は  
 ことに事実上終熄を告げたが、これより先ロンドン及びパリにあつて英  
 佛聯合軍のベルギー軍救援を画策してゐた首相ピエールロイを始めとする

若干のベルギー政府密僚は、直ちにベルギー政府及び議会のパリ移転を決定すると同時に、レオポルト三世の対獨無條件降伏をもつてベルギー憲法に違反するものとして、國王の地位剝奪を宣言したのである。さらに数日後パリに開かれたベルギー議會では、抗戦力再組織のためのあらゆる方策を樹立すべきことを決定したのであるが、獨軍のパリ占領を前にこの政府も遂にロンドンに亡命せねばならなくなつた。

ドイツはオランダ進撃直後の五月十八日附で嘗てドイツ領に属しウエルサイユ條約の結果ベルギーに割讓されたオイペンマルメデイ及びモルネ地方を獨領に併合する旨の總統令を發布し、これをライン州アヘン区に編入した。同地方は面積合計一千五百六平方キロ、人口約七万であるがその中約四万はドイツ人である。

ドイツはベルギーが異民族による国家であると共に、その政治や經濟はドイツの新秩序理念によつて根本的に再編成を必要とするものであるとしてゐるので、こゝには民政長官による民政は行はれず、専らベルギー

一駐屯軍司令官による軍政統治が行はれた。即ち一九四〇年五月二十日ドイツ政府は、ベルギー占領地域における軍政を管掌せしめるため、アレキサンダー・エルンスト・ファルケンハウゼン將軍を任命し、その司令部をブリュッセルに置いたが、後同將軍は北フランスの占領地をも統轄することとなつた。

その統治機関は駐屯軍司令官の下に、軍政長官があり、これが管轄区域の行政及び経済関係の事項を管掌してゐる。軍政長官の下には行政と経済の二部があり、更にその下にベルギー官廳機構に對應する部局があるが、これに關する詳細な組織についてはほほ情報を欠いてゐる。軍政の實施に關しドイツ側は、行政並に経済の實務については成るべくベルギー官廳に任せ、軍政當局はたゞ大局的な指導方針を指示して、これを監督する態度に出てゐる。例へば原料の統制官廳として設立されてゐる商品監督署の如きも、全部ベルギー人で構成され、ドイツ側からはたゞ指導のため顧問一人が参加してゐるだけである。これ等の事實はドイツ

がベルギーの文化程度を尊重し、自發的に歐洲新秩序建設に協力するに至るやう自律的に活動することを基本原則としてゐることを示すものである。

地方行政や労働組合の再編成状況については余り報告されてゐないが地方行政は、地区毎にある軍司令部によつて軍政が行はれ、労働組合に代つて一九四〇年十一月に設置された「筋肉労働者及び精神労働者団体」がドイツと協力して労働層の指導機關となつてゐる模様である。

ベルギー政界の動向として特に注目すべきは、歐洲新秩序への参加を唱へるフレミツシユ運動の澎湃たる擡頭である。即ち、ブリユツセルの南方を東から西に走つてベルギーを南北に分けてゐる一線はワロロン人とフランデル人との民族的言語的境界線を形成し、この兩民族の軋轢は常にベルギー内政の難点をなしてゐた。しかも従来ベルギー政界にあつて圧倒的勢力を振つて来たのはワロロン人であり、これに対しフランデ

ル人は近年ドイツの民族主義運動に刺戟されて、ワロロン人との完全な同権を要求し所謂フレミツシユ運動を展開するに至つたものである。

かゝる兩民族の対立は單にベルギー内政上の障害であつたばかりではなく、外交政策にも相當重い負擔になつてゐた。ワロロン人が親佛的傾向を抱いてゐるのに対しフランデル人はゲルマン民族的傾向を有してゐるからである。

従つてドイツ占領軍の軍政の下に國王は捕虜となり、旧政府及び議會もロンドンに亡命した今日ではかねて親獨的旗幟を明らかにしてゐたフランデル人によるフレミツシユ國民黨や、デイナソ運動等が、夫々の立場から一齊に全体主義運動を展開し出したことは當然であるが、この外にレキシスト黨と呼ばれるワロロン人による親獨的一派があつた。

レキシスト黨は一九三六年の總選挙において俄に勃興したものであるが、首領レオン・ドウグレルの露骨な対獨接近策は久しく國民の支持を得るに至らず、一九三九年の總選挙では上院の議席十二から四に、下院



の議席二十から四に転落すると云ふ有様で、著しくその勢力を失墜した。更に今次大戦の勃発に際し、黨出身の下院代議士二名がドウゲレルの親獨政策に反対して脱退した騒ぎなどあり、ドイツ軍占領當時においては僅かにワロロン人地方においてのみその活動を續けてみたに過ぎなかつた。

他方フレミツシユ運動に属する一派は国内政策としては何れもフランドル地方の自治、同一國語民族の政府樹立、組合國家の創設等を要求し、対外的には中立を標榜し、親獨的傾向を多分に有してゐる。フレミツシユ國民黨の方はスタフ・ドウゲレルを首領とし、占領當時上院に十二名、下院に十七名の議席を有する議会政黨であるのに對し、ドイツ運動は専らその指導者たるヨリス、ヴァン・セフェレン個人を中心として結成されたもので、オランダの一部にも勢力を有する特異の民族運動であつた。しかるにセフェレンが一九四〇年五月フランスの捕虜となつて殺されてからは、ドイツ運動も漸次その勢力も失つてゐた。

ドイツ當局は暫らくの間はこれ等三つの全体主義運動に對し傍觀的態度をとつてゐたが、一九四一年五月十日に至り、ドイツ側の斡旋で三運動の合同會議が開かれ、夫々既成の勢力範圍を確認すると共に、漸次組織の統一化を図るべく、各運動指導者間の人的交流を行ふことを決議したのである。かくして早くも六月三日、三者の合同がなり、こゝに新にスタフ、ドウゲレルを黨首とするフレミツシユ國民統一黨が結成されたのである。同黨の綱領は國民社会主義秩序の確立、民族意識の覺醒、ゲルマン民族としての自覺、全フランドル人の國民社会主義的教育、指導者原理の確立、民族文化の建設、民族共同体に對する義務としての勞働等をもつて示されてゐますが、元來ワロトン人に對し、同一同語民族の政府樹立を目標としたフレミツシユ運動としてこれをみると、ワロトン人によるレキシスト黨との合流はその本来の純粹性を失つたといふべきであらう。しかしこの新黨は両民族を包含してゐる處を利用し、盛んにワロトン人にもその参加を呼びかけてゐるので、漸次オランダ、ベル

ギー、フランスの三国に跨るフランデル地方を中心としてその勢力を高  
めつゝあることは注目し値する、英国の如きもこのフレミツシエ運動の  
發展を重視して、ドイツは將來ベルギーは勿論オランダ及び北フランス  
占領地域に跨つて一つの衛星國家を形成する可能性があり、フアルケン  
ハウゼン將軍の肩書がベルギー及び北フランス占領軍司令官である  
こともこれを暗示してゐると宣傳してゐる程である。

——フランス占領地——獨軍は白蘭進撃後滿一ヶ月後の一九四〇年六月  
十日フランス進撃を開始し、六月二十二日には例のコンピエーニユの森  
における獨佛休戦協定の歴史的調印が行はれ、かつてはナポレオン名  
下において全歐に君臨したフランスも完全にドイツの前に屈服したのであ  
る。この休戦協定においてフランスは占領地域と非占領地域とに截然と  
區別され、休戦協定が二條はゼネバ附近のスイス國境から西北方ドール  
に至り、更に西走してシヤロン、パレト、ブールジエを経て、トウール

東方二十キロの地点に達し、更に南折してサン、ジヤン・ピエ・ドウ、ポニから南方のスペイン国境に至る線に劃された全佛の五分の三に当る地域をもつて獨軍占領地域と定められたのである。

非占領地はヴィシーを首府としペタン主席を中心として行政を行ひ、占領地には、ベルギー及び北フランス占領軍司令官ファルケンハウゼン將軍の下に、軍政が布かれてゐる。

獨軍は占領地域を五つの地方に分割すると共に、七月二十八日午前五時を期して一齊に占領地と非占領地の道路も鉄道も一切閉鎖したが、四以下の地域では特別許可の下に通行が許されることになつてゐた。占領地五地域は次の如く区分されてゐる。

- (一) 西北フランス全部の地帯でベルギー國境に至る總ての英佛海峡に臨む諸港を含みこの地域への一般旅行者は絶対に禁止されてゐる。
- (二) 大西洋岸に沿ひスペイン國境からロアール河において(一)の区域に接する地域である。

(三) ベルギー國境からスイス國境に至る地帯でマゲノ線を含む地帯にまで及ぶ地域である

(四) フランスを横切り、大西洋岸から東部地帯、即ち前のマゲノ線を含む地帯にまでの地域である。

(五) パリ北部で西北地帯ベルギー國境パリ及び中部地帯の間に介在するものである。

かゝる交通遮断措置は、食料品その他の物資の相互的融通その他幾多の難関を醸成してゐるので、一九四一年五月十二日のザルツブルグにおけるヒットラー、ダララン会談の結果、これを緩和することとなった。ドイツは一九四〇年八月八日エルザス、ロートリンゲンを獨領に併合することになり、エルザス地方はバーデン区、ローリンゲン地方はザール区に夫々編入し、エルザスの民政長官はバーデン区のナチス黨支部長ロトベルト・ワグナーが、またロートリンゲンの民政長官はザール区のナチス黨支部長ヨセフ・ブエルケルが兼任することとなった。

フランスにおける行政は、エルザス及びロートリンゲンを除き、ベルギー及び北フランス地区占領軍司令官アレキサンダー・エルンスト、フアルケンハウゼン將軍の下に軍政が行はれてゐるが、その理由については、單に北フランス及びベルギーが民族や文化を異にしてゐるだけではなく、將來对英作戰の戰場となることを、予想しての軍事力考慮が相當重きをなしてゐるといはれるが、一方ドイツはフランス及びベルギーの高い国民文化程度を相當尊重してゐる莫からみて、他日これらの地域の政治的、経済的組織がドイツ的秩序によつて根本的に建直された場合、軍司令官制から直ちに比較的獨立性の強い行政組織へ移しかへることを予定して、寧ろ中間的統治方式の採用を避けてゐるとも觀察し得るのである。

北フランス地区占領軍司令官の下には、作戰局と軍政局の二部があつて、前者は軍事方面を、後者は行政方面を管轄し、軍政局長官には經濟通であるシユミット博士が就任してゐる。

軍政局は警察、經濟、地方行政、保健、郵便、土木建築、教育文化等の事項を管掌し、戰時行政部を中心として行政方面の整備に活動してゐる。占領地域が經濟的に重要な地帯であるだけに、軍政局が特に力を入れてゐるのは經濟工作であつて、これがため經濟部が設けられてゐる。フランスの占領地の地方行政区は五つに分たれ、各行政区ごとに設けられた野戰司令部が中央行政機關たる占領軍司令部の命を受けて地方行政を行ひ、その下部組織として地区司令部があり、いづれも軍政制度による行政を行つてゐる。

ルクセンブルグ——一九四〇年五月十日、ドイツ国防軍はオランダ及びベルギー兩國に侵入すると同時に、面積二千五百六十八平方キロ、人口約三十万の小公國ルクセンブルグにも侵入した。これと殆んど同時にシマルロツテ大公妃及びその政府はパリに亡命し、ルクセンブルグは直にドイツ軍の統治下に收められた。そこで獨軍は先づルクセンブルグ

議會をして五名から成る行政委員会を組織せしめ、これをして暫定的に既存の法律の範囲内で財政經濟上の事項を管掌せしめることにしたのである。その後一九四〇年八月二日に至り、ドイツ政府は總統令をもつてルクセンブルグ民政長官を置くこととし、コブレンツ、トリル、区ナケス、黨支部長グスタフ・ジモンをこれに任命すると共に、旧ルクセンブルグ公園の國家組織の無効を宣言し、八月八日コブレレンツ、トリル区にルクセンブルグを包含してこれをモゼルラントと改稱して事實上ドイツの行政区に編入した。しかしドイツ政府はルクセンブルグの場合には未だ併合に關する總統令を發布しておかない。

ドイツは他の大ドイツ併合地域に對すると同様ルクセンブルグにおいても、急速にこれをドイツ化する方針をとり、民政長官がグスタフ・ジモンは政黨を禁止し、爾後ルクセンブルグ公園又はルクセンブルグ國なる文字を公文書に記載せざるやう命じたばかりでなく、ドイツ語をもつて唯一の公用語と定めただのである。



一九四〇年九月三十日ジモン民政長官はルクセンブルグにおけるフランス語使用禁止につき次の如き警告を發してゐる。

ヨフランス語は既に一八三九年以來ルクセンブルグの第二の國語すらなつてゐた。ルクセンブルグ人の中にはフランス語を好んで話すものもあるが、これら親佛分子は、も早ルクセンブルグには用はない筈である。ルクセンブルグの方言はこれを認めるが、さりとてこれはルクセンブルグの政治的獨立問題とは何等關係なきことは勿論である。

かくてフランス語は国民学校教課から姿を消し、その代りにドイツ語が課せられ、官用語、ラヂオ放送、新聞紙等もすべてドイツ語たるを要することと定められた。

かくしてドイツはルクセンブルグをドイツ文化圏に編入するためあらゆる努力を拂ふと共に、一方これが促進のためルクセンブルグ内にドイツ国民社会主義運動を起し、更にナチス黨支部までが設けられて、國民思想のドイツ化のため活動が續けられてゐる。この結果につき一九

四二年八月二日附フエルキツシマー、ベオバハター紙はヨルクセンブルグ民政施行二週年と題して大要次の如く述べてゐると報せられる。

僅か二年前ルクセンブルグではフランス語が一般に行はれてゐたが、今日では都市は勿論田舎へ行つても、我々の耳に入り眼に觸れるものは悉くドイツ語ばかりである。三十万の住民の中現在七万五千名がドイツ国民社会主義運動に参加し、一万八千の青少年連がヒツトラー青少年団に加入してナチス的訓練を受けてゐる。この外二万名の婦人がナチス婦人団に、六万名の労働者が労働戦線に夫々参加してゐるのみならず、現在東部戦線及び北阿戦線に一千五百名のルクセンブルグ義勇軍が獨軍と肩を並べて活躍してゐる。かくしてルクセンブルグは今や全くドイツ化し、大ドイツの重要な一環となつた。

ドイツはオランダ、ベルギー、フランス、ルクセンブルグを含む西欧占領地獨軍總司令官としてカール・ルドルフ・ルンドシユテツト元帥を任命してゐるが、これは主として軍事関係で、占領地統治には直接関係

はないとされてゐる。

## 第五項 南方地域

バルカン諸國——バルカン諸國の統治方式に關する情報は、他の占領地のそれらに比して極めて少いたため詳細を盡すことは未だ困難な現狀にある。しかし現在までの情報を綜合してバルカン諸國中、獨軍の占領下にある地域の統治狀況について述べれば大要次の如くである。

大戦下におけるユーゴスラヴィアの内外情勢はイタリアの對ギリシヤ作戰及びブルガリアの三國同盟參加等によつて何等か決定的方向をとるやう迫られてゐたから、あらゆる反樞軸的輿論を押ししても當時ユーゴスラヴィアの對樞軸接近は既に必然の勢であつた。

かかる情勢の中で、一九四一年三月二十五日、ユーゴスラヴィア首相ツヴェトコヴィッチはヴィーンで三國同盟に加入調印を行つたが、その翌々日の三月二十七日拂曉にはシモノヴィッチ將軍を中心とするクーデ

ターが断行され、遂に新内閣が組織されるに至った。

かくて、バルカンの形勢が軋軸参加問題を繞つてやうやく風雲急を告げるや、一九四一年四月六日曉暗を衝いて、獨伊両軍は相呼應してユーゴスラヴィアに進撃を開始した。

かくして一九四一年四月十日まづクロアチア國が誕生したのを始めとし、十五日にはウインター・シュタイエルマルク・ケルンテン・北クラインの三地方がドイツ領に併合され、五月三日のスロヴエニア地方、十八日のダルマチア沿岸地区の伊領編入、次いで二十七日セルビア新政府の樹立となり、七月十二日にはモンテネグロ國も成立して、こゝに旧ユーゴスラヴィア王國は完全に瓦解し去つた。

この中ドイツ領に併合された三地方は、面積約九千六百平方キロ、人口約百万で、旧ユーゴスラヴィア中で最も工業化した地域である。

これらの地域は元来旧オーストリア領であつたものをユーゴスラヴィアに割譲されたのであるからドイツ流の觀念をもつてすれば、所謂失地

回復に過ぎなかつた。かくてドイツは一九四一年四月十五日附總統令を  
もつてこれら三地方の併合を宣言すると共に、ウンター・シユタイエル  
マルク地方とケルンテン及北クライン地方々々民政長官を任命したが  
その姓名については報道を欠いてゐる。更に五月十三日に至りドイツ、  
クロアチア條約が締結され、これによつて兩國間の國境は正式に決定し  
、國境標が建てられた。しかしこれら三地方には主として、スロヴエー  
又人が居住して居り、その民族的關係から直ちにドイツと同一諸組織  
を導入することは困難であつた。ゆゑ、漸次これをドイツ化するとし  
例へば、ウンター・シユタイエルマルク地方においてはドイツ國民とし  
て練成するため、民政長官を以て新に「ドイツ」シユタイエル租國団（ドイツ）を組織し  
、總統及びドイツ國に直ちに忠誠を誓ふ者だけをこれに加入させる方針  
をとつてゐる。しかし經濟方面は異民族等の障害に妨げられることがな  
いので、急速にドイツと一体化し、ヴァイーンにあつたドイツ系の銀行等  
は、併合後向もなくこの地方に一齊に進出してゐる。ドイツはこれらの

三地方やポーランドの一部、ルクセンブルグ、エルザス、ロートリンゲン等のやうに旧ドイツ領か又はこれに準ずる地方は、占領後向もなくこれを併合し、可及的速かにドイツ化を実施する方針をとりつてゐるが、ここにもドイツの新秩序建設に對する一つの基準をみるこゝとが出来来る。しかもこの場合にもドイツは民族や文化の差異に應じて、ドイツ化の実施に緩急の度をつけてゐる点は注目すべきである。

セルビアやクロチアは旧ユーゴスラヴィアにおける複雑な民族問題を考慮して獨伊兩國の完全な諒解の下に獨立したもので、クロチアはイタリヤの、セルビアはドイツのそれ／＼勢力下に立つことになつた。従つてクロチアは嚴格な意味ではドイツ占領地の埒外にあるが、こゝにもドイツ、クロチア政府委員会が常設されドイツの勢力も相當根強いものがある。セルビアは現在でもドイツ占領軍司令官フオルスター將軍の軍政下にあるが、一九四一年四月三十日の司令官の指示でつくられたセルビア行政委員会は五月二十七日にはセルビア新政府となつてべ

オグラードに現れた。爾来新政府は占領軍司令官の下に行政を行ひ、占領軍司令官附ドイツ政府代表として、ペンツラー公使が就任してゐる。またセルビア中央銀行の理事にもドイツ官吏の参加を必要とする規定になつてゐる点はセルビアのドイツに對する地位を反映するものである。

ギリシヤは形式的には今でもザラコグル首相によつて行政が行はれてゐるが、事実上南部は概してイタリア占領軍の軍政下であり、また北部要衝、サロニカ、クレタ島、エーゲ海諸島などの軍事上重要地域はことごとくドイツ占領軍の軍政下に置かれてゐる外、ドイツはアテネにドイツ政府代表としてアンテンブルグ公使を駐劄せしめてギリシヤ政府との連絡に當らしめてゐる。ドイツ側情報によつても、ギリシヤの治安は未だ充分とは言へない上に、エーゲ海を距て、北阿の英軍を睨んでゐる戦略上の関係もあるから、ドイツが今後ギリシヤの統者に関し、如何なる最後の方針をもつて臨むかは事態の推移によつて決定されることにならう。

ドイツがバルカン占領地域を歐洲新秩序の中で如何に取扱ふかは枢軸参加のバルカン諸国の取扱ひと關聯して、極めて興味ある問題であるが、現在獨伊兩國は一般に文化程度が低い上に複雑な民族や宗教上の對立、入り組んだ国内事情等をもつバルカンを再び紛争の地たらしめないやうに多大の考慮を拂つてゐるから、結局適當な關係において獨立政府を認め、これを獨伊兩國が指導育成するといふ現在の線をもつて發展させて行くものとみるべきであらう。ドイツのバルカン經濟工作も大体これと併行した線を辿つて進められてゐる。

占領地統治の根本方針に關しては、開戦と共に軍當局の左の如き方針が確立せられ現にこれに則つて統治されてゐる。その一つは現地の実狀に即する如く行政を行ふことで、殘存統治機構は、なし得る限りこれを利用するとともに、在来の且俗習慣等は十分これを尊重して、不必要なる容喙または改正等はこれを戒めて、もつて原住民の心理に適應するごとく統治することにされたのである。



その二は努めて現地人を利用し、日本人は必要なる位置のみに止むることである。日滿支建設なかんづく国内軍需産業方面に、大なる人不足を告げてゐる現状に鑑みて、日本人の使用はなし得る限りこれを制限して、努めて多くの現地人を利用することにしてゐる。

その三は原住民の宗教を尊重することである。

その四は原住民に対しては、恩威併用し、苟くも小乘的愛撫に墮さざることである。日本人は兄であり彼等は弟であるが、親しい仲にも礼儀があるべきで、日本人は指導者であることを、十分認識し、また彼等には十分認識せしめ、嚴然たる秩序を保ちつゝ、相携へて新東亜建設へ邁進せねばならぬ。

その五は敵国人に対しては假借なき態度をもつて臨むことである。

その六は枢軸人に対しては友好的態度をもつて臨むこと、今次戦争は白人対有色人種間の民族戦争ではないから、枢軸国人に対しては、一概に白人として排撃して米英が企図してゐる人種闘争の形態に尊がないこ

とが肝要である。

その七は華僑を十分に利用すること、南方經營にあつては華僑の勢力を無視することは出来ないので、華僑利用に關しては十分着意しなければならぬ。これがためあらゆる手段を盡して蔣政权よりの離反、わが施策への協力を策することが必要であるが、苟くも彼等を増長せしめるがごときことなく、わが命令を奉じない施策に協力せざるものは、委くこれを一掃することが肝要である。

その八は現地住民に対しては相當の負擔を負はしめることである。

新東亞建設は、單に日本のためのみでなく、アジア全民族のためである日本人のみが苦しみ、占領地住民にのみ直ちに天國の生活を與へることは本旨とするところではないのである。

九番目には進出邦人を嚴選し且つ國策に反するが如き行動をなさしめざる事である。進出邦人は中央に於て嚴選し現地係官において縁故者等を呼び寄せることには出来ないのである。將來は進出邦人中幹部

たるべきものに対しては所要の訓練を施し大東亞建設の理念を徹底せしめて進出せしむべく計畫中である。

十番目は原住民に対して日本語の普及を図る事である。在来の学校その他の各種機関を利用してこれが普及を図る事が必要である。

民族人口の質、量発展の国家的認識と事実の前提なくしては日本の高度国防國家の完成は困難であり、東亞新秩序の建設なくしては、日本民族の生存権は確保され得ないのである。

内地に於ける民族人口増加強策は既に昭和十六年一月二十二日の臨時閣議に於て決定された「人口政策確立要綱」を如何にして実施するかに係つてゐるが故にこゝには觸れない。

開拓移住の問題は現在の日本にとつて、極寒の北滿と極暑の南洋といふ兩極的に異常な氣候且土と聯関して考へなければならぬ。

現在までの我々の科学的知識及びその應用力を以てしては氣候且土そのものを改変することが不可能である限り、我々は如何にしてこの兩極端

的な気候的條件を克服して、それに馴化することが出来るであらうか、それには気候の变化、その特異性を豫め調査し、確認し、それに適應した生活様式と生活態度とを確定するところの環境の社会生物学的的研究と技術とが開拓政策に先行し、その基礎に置かれなければならないのであると同時に未開地開拓には熱帯凡土病又は極寒による犠牲を避けるため先づ出来るだけ原住民、支那人、印度人を使用して開拓し、而る後に日本人が多数入植することが必要である。

内地の気候に適應して作られてゐる内地の生活様式を其の冬気候凡土の全く異つた新天地に持つて行くことは、自からその生活を苦痛ならしめるものである。このことは特に衣、食、住の問題に見られる。

例へば日本の着物は大体において熱帯向に出来てゐるのであつて、下から入つた冷い空気を暖めて上から放り出す構造を持つて居るのである。従つて戸外に於ては男子は總て洋服を着てゐるのに、内地婦人のみが極寒の滿洲に移住しても尚この熱帯向の形式の着物で冬を通さうとするこ

とは、其の構造上に無理があるのである。畳の上に座る生活には日本の着物は適當してゐるが防寒と労働には甚だ不便なものであることは、既に我々の痛感するところであり、又刺身の如き生肴を好んで食ふことは種々の寄生虫、傳染病に對する日本人の罹病率を高めてゐる。

在來の日本にはこの新しき環境に適應するための衣食住に関する科學的研究が足りなかつた。開拓政策を成功せしむるためには海外に於ける異状な風土に適應しうるところの日本民族向き生活法設計の確立から始めなければならぬのである。そのためには我々は今まで熱帯に關してなされた研究及び經驗の綜合的な知識を持たなければならぬ。

特に熱帯の居住適應性の問題は最も歐米學者の注意を引いてゐる問題であると同時に彼等は又その失敗と成功の歴史を持つてゐるのである。

云ふまでもなく熱帯の居住適應性を決定するものは社会、生物學的構造とその風土的條件を克服する科學の力である。汽船、鐵道、自動車、飛行機等の近代の交通機關は熱帯の人間に必要なる休養と食料を持ち來

した。それは新しい生産物に対する市場を開いた、それは滞在者や移民に比較的涼しい熱帯高地又は温帯に休養することを可能ならしめた。

運輸の問題は熱帯高原の社会に経済的重要性を與へたが更に衛生、防疫学の進歩は熱帯を適住地たらしめるに最も大なる役割を演じた。ラゲオ、新聞、電話の發達は其の知識的精神及びニュースを短時間に全世界に普及せしめることを可能ならしめた。かくして交通、通信の發達は母國と植民地の間の距離を短かくし、世界を縮小したのである。

共榮國の諸國は今や求心的に日本に結びつくことが出来るやうになつた。然し東亞共榮國の指導的位置を永久に維持するためにはかゝる文化施設の拡充によつてのみ充分なのではなく、根本的には現実な我等の血をそれらの「土地」に結びつけることによつてのみ可能なのである。このためには次の問題が具体的に研究されてゐなければならぬ。

(1) 移住適性の問題

(2) 移住基地としての日本人町形成の問題

特に現地の事情に関する項目として

- (1) 且土
- (2) 気象関係
- (3) 入植地の撰擇
- (4) 学農、職業形態
- (5) 入植の形式
- (6) 教育関係
- (7) 村民族関係
- (8) 交通関係
- (3) 人口及職業配分の問題
- (4) 配偶者の問題
- (5) 第二世の問題
- (6) 混血の問題
- (7) 母国との連絡の問題

(9)

衛生關係

- (1) 食物問題
- (2) 住居問題
- (3) 衣服問題
- (4) 飲料水問題
- (5) 污水問題
- (6) 保健醫療機關
- (8) 娛樂、慰安問題
- (9) 教養、訓練問題
- (10) 體育（規則的運動）



## 第二節 内地人人口配置につき留意

すべき諸矣

第二編第一章第一節に於て極めて簡單ではあるが、大東亜人口に關する若干の主要なる事實を客觀的に列挙した。唯これだけの事實ですら専門的には数百項目に達する重要なる向願の所在を示してゐると思はる。今其の中、大東亜建設の將來に關し、内地人人口の配置につき特に留意すべき主要なる事項を掲ぐれば概ね以下の如くである。

第二編第一章第一節に據つて先づ第一に痛感せられるところは、大東亜の人口の分布、皇國の政治地理的な位置、大東亜諸民族の増殖力等に徴し、日本民族が指導者として大東亜を建設し、その發展を因るといふ場合に、何を措いても先づ内地人の人口増強が必要であるといふことある。かくの如く、向願の根本は内地人人口の増強に歸着する。

次に日本民族が指導者となつて、大東亜の建設發展を因る為には、何

よりも多数の優れた内地人人口を大東亜に配置して、原住民を真に指導し、之との協力を遂げなければならぬことは云ふ迄もないのであるが、十分でない内地人人口を配置するのであるから、総合的に配置することの不可なることは云ふ迄もない。一定の計画に基づき秩序正しく指導者として大東亜の建設発展を図るのに、真に要所々々を揀んでこれに配置して行くといふ考慮が必要であるといふことである。

而してかくの如く配置せられた日本人が、夫々の地域に於てその優れた増殖力を遺憾なく發揮し、指導者としての資質を益々向上せしめる為の施策を必要とする。増殖力を發揮せしむる為には須要なる二、三の要點について既に事實を以て指摘したところであるが、其の一は嫁娶たるべき地域に於ては農業人口として定着せしむることが必要であり、其の二は定着せしむる内地人人口の有配偶率を極力高めるが如く施策するといふことである。尚附言すべきは増殖力更に資質の根柢が深く各地域に於ける居住の形態、生活の内容に懸つて存するといふことである。往々植

民地に於ては固有の家族制度の崩壊を来とし、人口増殖力、特に出生率の著しき減退を惹起する事実が存在する。従つて日本民族を配置するに當つて固有の家族制度を破壊させはならないのであつて、此の點特に注意を必要とする。家族制度を破壊しないやうな形で配置するといふことになる。配置する場合の社会の構造、居住の形態を考へなければならなくなる。云ふ迄もない。嘗ての「日本人町」が如何なる機能を営み、何故に「日本人町」が滅んだかといふことも、かやうな立場から改めて考へて見なければならぬ。

今、試みに上記の諸事項を考慮しつゝ、昭和二十五年迄に大東、更主要地域につき配置すべき内地人人口を算定すれば大約以下の如くである。

昭和二十五年に於ける内地産業別有業人口を推計すれば大凡次の如くである。

總	數	三、七三五	萬人
農	業	一、三七〇	
水	産業	六〇	
鉱	業	七〇	
工	業	一、二八五	
交	通業	二六〇	
商	業	三、七三	
公	務自由業	二四〇	
家	事	四〇	
雜	役	三三	

今、有業率を五〇%とすれば、昭和二十五年に於ける内地人口は、七四七〇万人である。然るに人口政策確立要綱による昭和二十五年に突現すべき内地人口総数は八六七九万人である。従つて二〇九万人は内地外に配置し得る人口となる。今、仮りに其の配置を表示すれば次の

東印度諸島	フィリッピン	ビルマ	タイ	インド支那	支那本部	滿洲國	台灣	朝鮮	内地
-------	--------	-----	----	-------	------	-----	----	----	----

總數

七四七〇〇〇人

農業人口

三七四〇〇万人

二七〇

一三五

四〇

一

三一〇

二五〇

一五〇

一〇〇

二三八

一〇〇



オーストラリア

ニュー・ジブランド

二〇〇

二〇〇

以上計

八六七八

三五二五

内地外計

一、二〇八

七八五

在内地外人人口

二六七

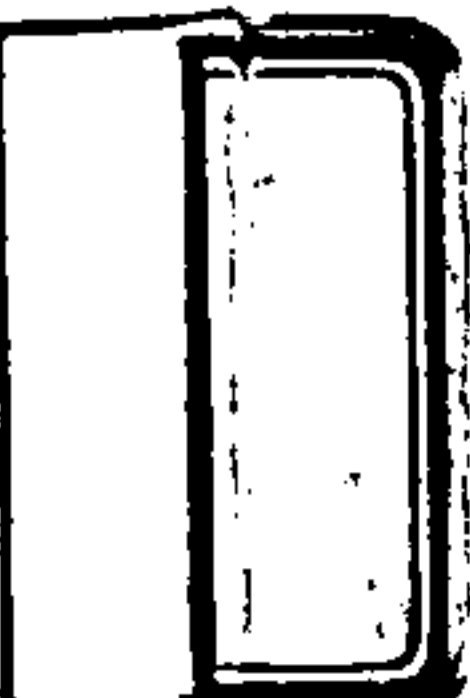
二〇六

新規移出入人口

九四一

六三三

上記各地域に於ける内地人口は、八九三六万であつて、中三、五七几万が農業人口であつて、人口総数の四割を占めることとなる。尚、農業人口の配置につきては、極力指導農村政策の方針によるものとする。



### 第三節 熱帯馴化の問題

熱帯の氣候が温熱又は寒帯と異るところは一年平均気温高く、四時晝夜の温差少く、雨量多く、高温に原因する気圧の減少と共に、空気密度も他地域より小であるため、空気中の酸素含有量比較的少く、蒸気張力が大なること等である。又熱帯には一般に乾期、雨期の別があり、乾期には高温に堪へると比較的容易であるが、雨期に於ける甚だしい濕気は高温と相俟つて、移住せる者の健康に對して非常な悪影響を與へるものである。

先づ旧人的変化について述べることにする。肉体的に如何なる影響があるであらうか、体温の上昇を見ると云ふ人もある。之が最大の原因は熱帯の高温によるもので、外気の温度と体温との温度差が小なるために体熱の放散が抑制せられるためである。その上昇度は移住初期が最も高く、年月の経過と共に漸次低下するものとされてゐる。即ち此処に体温

の熱帯への馴化が見られる。

然して、これが原因は先に述べたやうに熱帯の高温によることは勿論であるが、尚其他食物、被服等の変化並に生活現象の一切が関係してゐるものとされ、現在までには原因の確定を見てゐない。

脈搏、呼吸は共にその数が増加する。熱帯の氣候を考へるとき、之等の増加は充分に納得し得ることである。

之等と共に身体の疲勞度の著しいことも擧げられる。たゞし、熱帯に於ける如斯状態は居住期間の延長に従つて何時か消失し、原状態に戻るものである。

食欲は顯著に減退し、肝臓の機能は旺盛となつて膽汁分泌も大となる。高温により心臓の機能は高まり消化器官の粘膜に充血を來し消化能力も著しく弱まり、留意せざるときは胃腸疾患を起すに至る。身体の疲勞感は著しいもので、食欲減退のための栄養不足と、持続的の高温により、肉體にも精神にも影響を及ぼし、一見極めて頑急なる状態となる。



発汗は特に多く、之と関聯して尿量は減ずる。汗の多いことは吾人の内地に於ける盛夏時の生活経験より直ちに了解されることである。茲に馴化せるものと、馴化せざる者との汗の成分を見るに、同一量の汗の含有する無機塩類に可成りの隔りがあり、後者の汗は前者のそれに比して無機塩類を含むことが大である。この異常も暑氣に馴れるに従ひ、汗成分中の無機塩類含量は徐々に低下する。尿中の窒素含量は低下する。

腎臓萎縮、左心肥大を報ずる者もある。生殖能力は著しく減退する。

歐洲人の研究にては、その原因は男よりもむしろ女性側にあり生殖器疾患が極めて多いためである。

尚性別による馴化の難易に對しては、女性は男性に比してその能力劣るもので、生活上、傳染病等に罹る率は少いやうであるが、貧血及び神経系統の諸疾患に犯され易く、月經不順、子宮疾患多く、妊娠するも流産の憂があると言はれてゐる。

貧血は、しかし敢て女性のみならず、男性にも熱帯にあつては屢々見

られるところで、従来より熱帯貧血については可成り論究されて来たものである。

熱帯は我々の食物に對する嗜好を變化せしめる。食欲の減退と同時に脂肪、蛋白質の要求をも減じ、主として炭水化物に依存せんとする傾向を多分に生ずる、発汗に伴ふ多量の水分消耗を補充するため、著しく飲料を要求する。この要求は止むを得ないことであるが、これが更に食欲減退の一誘因となり、或は胃粘膜に刺激を與へて消化不良を来すことがある。又その暑熱は消化器全般の機能を低下させるために、攝取食物を充分に消化吸収して利用することが出来ない。

之等の総合的結果として、熱地に於ては体重の減少が著しい。移住直後は平均〇、五乃至三〇の脱離となり、その期間の長がくにつれて、体内脂肪の消耗、又は体蛋白質等の消費を充分に補給し得ざるため、徐々に羸瘦型或は狭長型に轉化する。一般に瘠せた者は肥満せる者よりも暑氣に對して抵抗性が強いとされてゐる。故にこの點より見ればかゝる体

型の転化は熱帯での生活に好都合のやうに思はれる。しかし深く考へると、他地域へ移住したために起る体重の減少は、決して生理的のものでなく、食欲、暑熱等種々の原因によつて醸された病理的のものと考えた方が事実に近いやうである。即ち、原住民が瘠せてゐるのは生理的であるが、移住せるものが、原地に生活してゐた時に比べて著しく体重に衰化を生ずるのは、元来該生体の具へてゐた性質ではなく、従つて病理的と云へるのである。

其他強烈なる日光によつて皮膚の色を衰じ、皮膚組織中にメラニン色素の沈着することは周知の如くである。

一般に高温は神経系を刺激して生活機能を旺盛となすものである。しかしこの現象は一時的のもので、如斯状態を絶えず繰返し或は持続するときは、甚だしい疲労と共に神経系の機能は低下し、遂には精神状態の平衡を失するに至る。従つて精神力は著しく弛緩し、記憶力は衰へ、長時間脳力を一點に集中することが不可能となる。加之、神経系の反應は

極めて過敏となり、微細なる刺激に對しても速かに感情を發露するやうになる。要するに、熱帯の氣候は人を神経衰弱となすものであつて、プーレーンの所謂熱帯激怒は、かゝる原因によるのである。

暑氣といふエネルギー消耗過多による疲労感と、更に神経系の失調とは人を睡眠不良に陥れる、ために夜間の安眠によつて愈すべき疲労は、結局癒さるることなく持続し、益々心身両面に亘つて悪影響を生ずるのである。

熱帯が我々個体に與へる他の顯著なる事實として生殖機能の早熟がある。気温の高低と成熟期との間には極めて密接なる關係があつて、気温低ければ成熟も遅く、高ければ速かとなる、之を女子に就て見れば、熱帯にあるものの正常なる月経来潮は平均十四、五歳なるに寒帯にては二十歳に近くして初めて発来を見、反対に熱帯にては十一、二歳にして既に月経を来す者稀ではない。この關係は、地域的にかつる大なる隔りはなくとも、日本内地に於ても既に明らかに觀察され、温暖なる地方と

寒冷なる地方とは異なることが統計的に示されてゐる。男子の成熟期も亦之に準ずる。

熱帯の生活は一般に開放的で性の刺激に接する機会も多いと言へば言へるであらうが、しかし例外なく總々の者この影響を與へるといふ廣泛なる事實より推すとき、これが誘因は他の方面から考察する方が妥當であつて、恐らく太陽光線が重要なるその一因子ではなしかと想像されてゐる。たゞ、太陽光線中の如何なるものがかくも著しい現象を與へ、且地域的に相違を生ぜしめるのであるかは未だ不明である。

又小児の發育状況も熱地では極めて速かであるが、身長増加に比して体重の増加は遙かに劣る。

依て決して順當なる發育成長とは云へないやうである。

次に何人としては如何なる體質の所有者が熱帯によく馴化し得るであらうか、

先づ、年齢的に云へば發育途上にあるもの殊に乳児、幼児の風土化は

困難である云ふ。何故かと云ふに未完成なる者は既に完成せる者に比して、氣候、風土、疾病等の急激なる変化に對應するだけの力を未だに具備してゐないためとされてゐる。

既に衰退の域にある老人も亦不可である。理由は前者と反對に、尤も結果からすれば同じであるが、諸変化に對する抵抗性が既に失はれ、或は減退しつゝあるからである。

故に青年期から壯年期にかけて、特に二十歳前後から三十歳位までの者が最も適してゐる。

性別では男子は女子よりも馴化能力が大である。

地域的には寒地にある者よりも、温暖なる地にあるものの方が適してゐる。これは直ちに諒解されることで、気温其の他の氣候の條件が、熱地のそれに近ければ近いほど、刺戟並びに変化を受けらる率が少いのは誰にも考へられる。

但し以上は一般的事として、個人の體質によつては青年たりとも不向

であり、老人でも馴化し得ないわけではない。性別、又は地域的によるものもまた同様である。馴化の難易はまた精神力に負ふことも大である。如何に肉体が強壯であつても、精神的に熱地の諸條件に圧倒されてしまふやうではどうにもならない。

右は健康体についてのことであるが、不適と認められるものに、左の如き諸疾患に罹つてゐる場合、又は罹患の可能性の大なるもの及体質が既に適性を缺く場合等がある。

先づ結核性疾病を持つ人は極く不適である。結核は熱地に於て急激にその症状を悪化せしめ、内地にて一見治癒せる如き人と雖も、移住によつて再發する懸念が多分にある。

精神系統に障害を有する者特に所謂精神病に罹つた場合は勿論、遺傳的にこれが発病の可能性を有する者には、異常に作用して、増悪、再發又は発病の誘因となるからである。

心臓、腎臓、肝臓等の悪い人もよくない。熱帯の氣候は、之等の機能

に常に悪影響を及ぼす。脚氣の人あまりよくない。何故かと云ふと脚氣は多少とも心臓の機能に障害を與へるからである。たゞし脚氣そのものがヴィタミンB缺乏によつて起り、又それによつて治癒し得ることは内地も熱地も同然であり、従つて日常の食物が重大な關係を持つてゐる。齒牙疾患も熱地移住に不向きであると思はれてゐる。健康者も熱地では齒を痛め易く、故に既に疾患を持つ人は移住前に進歩せる技術を以て充分に治療を加へる必要がある。熱帯と齒牙疾患は極めて密接な關係があり、馴化の難易は、或は齒牙疾患の増減を以て計り得るのではなからうかと思はれるほどである。

體質から見れば、神経質の人はあまりよくない。肥満し、脂肪性體育を有する者も向かない。如斯人は内地にても、発汗量大であり、且心臓機能の障害を起し易く、熱地にては著しくこの傾向を昂める。

過度の飲酒癖を有つ人も不可であつて、一般に大酒による害は一時的なる精神の障害と共に、心臓、肝臓、腎臓、消化器官等の内臓に軽重の



差はあるにせよ、悪変化を来してゐるからである。鉛中毒に罹つてゐる人もいけなない。傳染病に對する抵抗力が著しく低下してゐるからである。

次に人種別に觀て如何なる人種が熱帯に最も容易に馴化し得るであらうか。熱地の氣候と人体の皮膚機構とは大なる關係を有してゐる。強烈なる日光の照射を防禦するために、皮膚の組織は他の地帯と異なる構造を持つてゐる。色素の沈着、發汗現象等に於て、熱帯の原住民と我々の皮膚組織と更に白色人種のそれとを比すれば次の如くである。

熱帯にある者と、温帯にある者と、寒帯にある者とは皮膚色素の沈着度は著しく異なり、高温地より低温地への異動に従つてその程度を減ずる。これは氣候と生活との關係に重大なる意義を有してゐるのである。その影響の密接なるために、この現象を後天的のものとする人々へある。勿論生活環境から来た変化であることは否定出来なないが、現実としてば明らかに遺傳性のものであり、體質から論ずる時は之を先天的と看做さざるを得ないのである。即ち黄色、又は白色人種が如何に熱地に

長期生活し、或は二代三代を経過するも、決して原住民の如き皮膚色を目有のものとして獲得することは不可能であり、この色素発生機能は殊に白色人種が劣勢である。

皮膚色素の多少は皮膚の日光光線吸収能力を決定的とするものである。その含量大なる時は日光殊に熱線及紫外線の皮下浸透を阻止し、小なる時は皮下浸透を大ならしめる。従つて日光に對する抵抗力に著しい優劣の差を示すに至る。

皮膚内色素量の相違が環境によるよりも、むしろ遺傳的素因によること多大である理由として、人種の別に於て色素発生能力に懸隔があることもあげられる。即ち同一量の光線照射によつて生ずる色素の量は白色人種よりも黒色人種の方が遙かに多く、その速度もまたこれに比例する。故に、皮膚の日光に對する抵抗力は黒色人種最大にして、白色人種は最小、我々黄色人種はその中間にあると見てよい。色素の多少はまた視力に影響を與へる。人種間の色素量の相違は、單に皮膚のみならず、身

体各部の全般に亘つてゐる。毛髪もさうであるが、眼の色もこの例に洩れるものではなく、黒眼、茶眼、碧眼の順に眼球の色素量は小となる。而して黒色人種の視力は白色人種の数倍に達すると云ふ。日本人の視力は萬國試視力表の規準一に對する一、二であつて、白色人種よりも優れてゐる。又闇視力については、白色人種、黃色人種、黒色人種の順を以てその能力を増加する。之を以て、視力も亦皮膚抵抗性と同一の傾向を有し、白色人種は最劣等である。特に日本人の目について云ふならば、我々の眼球は色素の密集によつて黒色を呈してゐる。しかして、日光はこの黒色部に全部吸収されて、眼球内部まで浸透することがなく、従つて光線の影響による視力の障害を受け難いのであつて、之に反し白色人種の所謂碧眼は光線を全部吸収し得ず、一部分は内部に透過するたために強烈なる日光に對しては著しい眩惑を感ずるのである。熱帯の強い光線の下に於て、何れがよく適合してゐるか、敢て云ふまでもないことであらう。

人種の差は、皮膚の色素のみならず、皮膚機能に對してもまた明瞭な相違がある。即ち全身の汗腺中所謂能働汗腺の数は、ロシア人が最も少く、フィリッピン原住民が最も多く、日本人は之に次ぐと云ふ。発汗量は、同一條件の下では白色人種はマレー人よりも多く、日本人とフィリッピン原住民との比較では日本人の方が多し。換言すれば、同一條件では白色人種、黄色人種、黑色人種の順に発汗量を減ずるとなし得るであらう。又熱を與へてから発汗するまでの時間も同様に、日本人とフィリッピン原住民とでは、日本人の方が早いとされてゐる。一面から考へてみれば暑熱の地域に生活するものの発汗機能は熱に馴れて鈍化してゐるとも云へるが、又機能の調節が極めて巧緻になつてゐるとも稱される。体温の調節作用は、白色人種、黄色人種、黑色人種の順にその能力を増加するやうである。而して、熱の放散による体温調節は、黑色人種は遙かに白色人種より優れてゐる。久野寧博士は汗腺を研究して、馴化能力判定の一示標とせしめた。即ち汗腺の數多き事が熱帯馴化の示標たり得る

ならば。日本人の汗腺数は南洋土着人に劣るが、白人に勝り、更に、南洋生れの日本人は南洋人と全く同数を持つに至る事が明らかになつた。勿論汗腺の数のみでは完全なる判定をなし難いが、この事実は日本人が熱帯に活動する上に非常な強味である許りでなく、この研究によつて或程度迄熱帯生活不適者の排除も考へ得られるわけである。汗腺数が何故何題になるかと云ふと、人体は常に一定の体温（摂氏三十六—三十七度）を保持して居らなければならぬ。一度この正常体温の保持が破られると、生活機能に失調が現はれ、時には生命の脅かされる事さへある。然るに生活環境は常に定温ではない。人体諸器官は、この絶えず変りゆく外界に順應して、充分なる生活力を保持せんがために並々ならぬ努力を拂つてゐるわけである。この外界に即應して体温調節を順調に行ふための最も大切な器官の一つは皮膚であつて、この皮膚面に口を開けてゐる汗腺の役割は非常に大きいのである。高温中では体温調節作用が不能になつた場合には熱射病を起す、即ち汗腺数の多寡は熱帯の高温内で

生活するに際し体温調節を円滑に行ふ鍵であると考へられぬ事もない。

白人の汗腺数百六十三萬六千乃至二百十二萬七千に対し南洋土着人は二百六十八萬八千乃至三百三十二萬三千である。

然るに日本人に於てはその中間の百九十三萬一千乃至二百七十五萬六千である事は白人よりも熱帯生活に堪へ得る事を裏書きし、更に南洋生れの日本人二世の汗腺数が南洋土着人と同数である事は誠に有難い事である。之等の事実より推して、邦人に馴化能力のある事を察知し得られる事と思ふ。亞細亞人が白人よりも馴化し易い事は早くから知られてゐる事である。

皮脂腺については、黒色人種のそれは白色人種のそれよりも遙かに大なると共に、その分泌物は脂肪に富む、表皮に適度の脂肪の存在は熱伝導を良好ならしめ、ために人体の熱放散も多くなるのである。

故に、暑熱及強烈なる日光光線に対する順應性は、前記の結果より綜合的に黒色人種、黄色人種、白色人種の順に低下する。換言すれば、黄

色人種は白色人種よりも熱地への馴化能力が大きいと云ひ得る。

次に消化器系統について述べる。

概して云へば、白色人種は肉食に偏し、黄色人種及黒色人種は菜食を主としてゐるやうに思はれる。食の嗜好は白人によつて著しい差があるが、廣くみればかく断じて差支へないであらう。而して熱地に居住する際には嗜好に大変動を来し、肉食を主とする習慣の者も、常に植物性食品に依存せんとする傾向を生ずるに至ることは、幾多の人々によつて報ぜられておるところである。肉食から菜食への転換は明らかに気候風土の影響によるもので、熱地に於ける者が植物性食品を、温帯又は寒帯にある者が動物性食品を攝取するといふことは、必ずしも人種の差を表するものではない。しかし、その習慣が極めて長年月持続され、遂に兩者の消化器官等に顯著なる相違点を生じてゐる場合には、これを人種差即ち、先天的、或は遺傳的結果としての入種差であり、一特質と看做すべきであらう。先づ胃について、我々如く菜食を主とする者の胃内

容は、白色人種の胃内容よりも遙かに大きく、白色人種の平均一二〇〇瓦なるとき、我々のそれは三〇〇〇—三五〇〇瓦に達すると云ふ。シリア地方のアマニ土人の胃内容量は殊に大きく、極めて大食であるとの報告もある。

白色人種の腸の長さとは、我々の腸の長さとは、黄色人種のそれは約三〇%長い。黒色人種は白色人種よりも短かいとされてゐるが、結腸の部分についての比較は、竝に白色人種よりも異色人種の方が長い。

肝臓及腎臓の重量に對する調査では、白色人種の方が黒色人種よりも重いと云ふ。この原因として、白色人種は酒精其の他の刺戟物を多量に攝取するためであらうとの見解がある。しかし、黒色人種でも黄色人種でも、熱地に於ては食欲促進其他の理由から、相當多量の刺戟物を攝取してゐることは事實であり、従つてこれが如何なる問題を提示してゐるのであるかは、未だに解明されてはゐない。

消化液についても白人は肉類を攝取し、蛋白質脂肪等を消化するため



に常に多量の塩酸を分泌し、炭水化物を消化すべきブテアリン酵素は著しく少い。

然るに黄色人種ではブテアリン酵素の分泌大なるも、塩酸分泌は少量である。膽汁分泌量にも人種による相違がある。故に或人種の地域の移動に際し、食習慣の变化は直ちに消化作用に悪影響を及ぼす。即ち、外圍の状況による嗜好の变化は容易に起り得るのであるが、消化機能の变化はしかく簡単に適合性を有するには至らなからである。

新陳代謝作用にしても、當面の問題たる食物を主体とせる熱地への風土化に對して、白色人種のそれは我々と比すれば遙かに劣つてゐる。炭水化物の消化吸収は元より、その貯藏能力及消費機能の劣勢なるために白色人種にあつては糖尿病の罹患率及び死亡率が著しく高い。しかるに日本人の該疾病に對する罹患率は極めて低いと云ふ。

中山英司氏の内南洋に於ける調査

温帯に住み馴れた民族が熱帯で活躍する爲には、あらゆる科学的基礎が必要である。これが解決の一端を果すべく、中山英司氏は、太平洋協會の委嘱により大東亞、歐州、直前の南洋群島に於て、日本人並に島民の熱帯適應性に就いて調査する機会を得た。以下は同調査報告の抄録である。調査はパラオ諸島並にサイパン島の居住者を主にして、医藥的及び心理学的に諸種の検査を行ひ、熱帯生活が日本人の心身に如何なる影響を與へてゐるかを追及し、比較として遠き祖先より熱帯地に土着してゐる島民の現状を調査したのである。

- 1、 身体各部の精密諸計測
- 2、 体力検査
- 3、 既往罹患疾病状況並に家族病歴調査
- 4、 精神測定
- 5、 智能検査

6 性格検査

7 性能検査

8 質問用紙による熱帯生活体験を記入

尚ほ能率に就いても調査した。

被検者總数は実数二千百八十八人であつて、現地に於ける凡ての階級、凡ての職業を網羅した。体格は南洋群島居住日本人と内地居住者との間に特別の差異を認めない。南洋生活者にして常に問題になるのは体力であるが、渡航年齢に依つて大きな差のある事が注目される。即ち南洋への初渡航時の年齢が三十才前である時は、十年、二十年の長期滞在に於ても常に至極元気で、熱帯生活による障害は何等なきかの如く見える。勿論渡航後最初の一年間に於ては種々身体的異常を自覺し、或は能率の上に異常が現はれてくる事があるが、三十才前の者は極めて順調に氣候に順應して一年の後には全く渡航前の元氣に戻るのが普通である。一年後に健康又は体力が立直り得ない者は順應し難い體質の者である。

と考へる前に、何か不自然な生活に原因するに非ざるかを探索してみることがある。惟ふに熱帯生活は明らかに身体の負擔を増大してゐるのであるが、潑刺たる青年期に於ては至極簡單に障害を克服し得る。従つて年齢が低い程身体的に熱帯生活への適應性を有する事となる（この場合幼年者に就いては暫らくおく）それ故三十才代の初渡航者は四十才代の初渡航者に優るも、二十才代の者には遙かに劣るのである。南洋生活といふのはこの場合南洋に於ける活躍を含むでの生活を意味する。老年に向ふほど適しない様に聞へるが、これは活動する爲めの生活をいふのであつて、樂隱居の年寄が遊んで餘生を送るのには至極良い所である、この意味では六十才の初渡航者も何等差支へないと思つて貰ひたい。但し筋肉労働者に於ては異なるのであつて、十七八才より二十四五才迄の最も元氣な且つ壯健なる青年と雖も、勞役に従事すること二ケ年より三ケ年にして渡航當時の労働能力の五割以下に低下する。これは一定の身体順應期に際し、何等の對策なく、むしろ、初期に於て何等かの保護が

必要なるべき時に之を考慮することなく過重なる勞役に服する故で、今後食物の工夫、充分なる休養等は特に考へられねばならない。興味ある事は三十才を越す初渡航者は、渡航後必ず体重の減少を経験し、且つ何れ後と雖も、その恢復を見ないが、女給、藝者、酌婦、娼妓等は却つて得られるのである。たとへ多少生活は不規則であつても休養と美食とが充分に得られれば、体重は却つて増加する事を示唆し、暗示的な事柄と思ふ。熱帯地の居住者は多かれ少かれ、早晚能率の低下を経験する。能率低下は渡航後半年より一年にして現はれる。即ち各人一日の仕事の量、作業能力、繁雜なる算数の能力等が阻害される、精神的には根氣減じ、複雑を厭ひ、判断力鈍く、健忘症となる。然るに南洋に永住してゐる島民にはかゝる事がないのみか、却つて或る場合には邦人に優る能力を發揮する事のあるのは大りに参考とするに足る。尤も能率低下の主なものには教育による獲得せらるる能率の方面であるから、島民の場合には未だ研究済みとは言ひ得ないが、野球、自動車及び發動機船の運転等に見逃せぬ傷

秀さのある事は確かである。この場合各人の教育程度、職業の種類、現在の年齢、南洋渡航時の年齢等の如何によつて能率低下の程度に差異の有ることは勿論であつて、同一條件下に於ては出身、府縣別の差異は認められないが、個人的差異である體質の相異による能率の低下には相當著るしい差がある。この事は今後の研究に期待する處が多い。この外各人の精神状態（精神力、國家觀念、使命の自覺等の有無）により著るしく變つて来る。更に、良き訓練ある者、智力優れ教養高き者、或ひは南洋以外に行き所なく是が非でも一旗擧げねばならぬとの奮闘の生活を送つてゐる者、即ち切羽詰つた者等は然らざる者に比して能率の低下は著るしく少い。一年に於て能率的な時期と然らざる時期とが存するかどうかといふと、これは島によつて一様でない。例へばパラオは殆んど年中変化なく、サイパンでは十二月から翌年三月頃は乾燥期で涼しい。外南洋の島々で五百米乃至千米以上の高地を持つ島では、土地の高低により温度の差があり、又湿度の差があるため、之を巧みに利用するならば

目的を時間と所とを持ち得るわけである。一日中で能率の低下する間は何時頃かといふと、午前十一時より午後三時に至る間であつて、日中は何時頃かといふと、午前八時迄は最も能率的である。能率低下を防止する目的で午睡の效果に就いて調査した結果は次の如くであつた。適度の午睡は午後の仕事の能率低下の防止に役立つ。調査を受けた大部分の者は、午睡により午後の能率の低下が著るしく少かつた。然し午前に於ける能率以上の能率を示す事はない。午睡時間は三十分を以て適當とする。

南洋に於ける智能劣等者は性格に於ても少からぬ缺點を持つてゐる。気分が甚だムラで落着がなく、個人主義で国家觀念なく、常に架空の利益を追ひ、忍耐心に乏しく、熱帯生活の身体的影響を誇大に感じる。又物事を計画的に運ばない。凡て反省的な考へ方に甚だ缺けてゐる。十年以上南洋に居住せる成功者は、意志強固にして自己抑制強く、良く忍耐して艱難を克服する精神が旺盛である。然し精密細心に缺くる傾向あり、事に當るに計畫的と言ふよりはむしろ投機的である。従つて堅實さに

於て稍々缺くると思はれる莫あり。従来の南洋活動者の通弊は民族意識よりも自己意謝の強き事である。現在南洋に居住せる邦人は、在島年数が永ければ永い程一種獨特の型に嵌った精神状態を呈じてゐる。之は種々の原因より来るのであるが、主に、内地の様に正直に身体を動かしてゐたらとても体力が続かないといふ事と、疲労蓄積症状の一つとして精神的に複雑さを厭ふ結果、何事を實行するにも深く考へる事を避けたい心持が習慣性になつてゐるので、さのみ手数数のかゝらぬ事、さのみ複雑でない事に對してさへ同様の態度を採る様になるのである。その結果次の如き事が認められる。

- 1、真剣になれない
- 2、骨の折れる事を厭ふ（客観的には狭い。）
- 3、慾得を離れて一肌脱ぐといふ氣風が無い。
- 4、常に樂をして得をする氣持が働いてゐる。
- 5、自己の打算より割出した計畫のみ樹てる。而して責任感がない。



6、 国家観念がない。

7、 教養が足りない。

8、 要領がよく決して全力を出さない。あらゆる場合へ。%位の力しか出さぬと見たら良い。

9、 動作は實におそい。そしてやっただ仕事は疎漏である（精神弛緩者なのである。）

右の缺点も成功者（人格者）高級官吏等には殆んど見られない。素質良き者、訓練ある者、信念ある者、使命を自覚せる者等にも見られない事である。能力低下の原因を更に分解して考察するならば、少くとも次の二つが考へられる。

① 熱帯的気候による影響である。南洋に於て対策のない生活、即ち内地と同様な生活を送る事によりこの影響は倍加されるのである。この際疲労の蓄積、（疲労の恢復の暇を與へざる生活）が見逃せない。而して体質による個人差がある。

② 植民地獨特の環境による影響で、植民地心理とも言ふべきが、文化生活に慣れた吾々が突然何等施設の無い低級な環境に移り、そこに己れの職場を見出す時に受ける精神的空虚感が蓄積されて、常に潜在意識的に働き、廳て強い望郷心となつて、精神的に常規を逸する事が考へられる。壯年者が妻子を内地に置く爲に餘儀なくされる獨身生活に於ても同様の事が言ひ得る。本等は結局無気力になり、精神力の弛緩、企業に興味の減少を来たし、快活さを失ひ、精神がいらだち、性質が粗暴となり、計畫は一時的になり、記憶力は衰退し、健忘症となり、忍耐力に缺けて来て、凡て繁雜な事を好まなくなる等の現象となつて現はれる。

南洋生活に於ける能力低下は以上の如く氣候の爲と特殊環境によるものが互ひに混入し合つて現はれたものであるが、この外に更に一つ見逃してならぬ因子は渡航者に劣等者が多かつたと言ふ事である。

優秀な者はたとへ多少の障害を経験しても自らこれが対策を考案し出

来るだけ新環境による被害を最少にとどまべく努力するが、劣等者は全く何等自発的の工夫なく障害も過大に感じ、過大に発表する傾向がある。熱帯生活に随伴すると考へられる障害を甚だしく享ける人と全然影響を感じない人とある。これは体質による差異と思はれるが、その割合は十の中、凡そ、全然障害なき者四に対し、甚だしき障害を自覚する者一で残りの五は軽度障害の者である。





壁の葺屋根の家で清潔を保つに極めて困難であり、且つ多くは家族保健上密集して雜居してゐる。従つて汚物處理の改善が先づ當面の問題である。

熱帯の居住民の大部分では貧困が悲惨な住宅を齎らしてゐる。如何なる家屋が最も熱帯に適してゐるかの問題に対しては今日ですり科学者は充分な解決を與へてゐない。日本人は開放した家屋を熱帯むきと考へ白人支那人は黒ガラス、暗い家を熱帯の太陽に対する保護として考へてゐる。

熱帯地域に於ける最良の住宅の或るものは、パナマに於ける白系アメリカ人によつて建築されてゐるものである。此の標準からみると、熱帯オーストラリア、フロリダ、ローテシアに於ける白人の住宅は貧弱であり、コスタリカ、キューバ、ペルトリコ又はセントトーマスに於ける白系の住宅は更に劣悪である。

熱帯に於て白人の定住を可能ならしめる装置の一つは、冷房換氣装置の問題である。此の換氣装置は極めて多額の費用を要するものであるが、

漸次急速に普及しつつある。

かくて熱帯に於ても機械工業が可能となつたのである。即ち、それに  
よつて温度を一度下げると熱帯の気温は最も好適なものとなるからであ  
る。

## 第二款 栄養問題

開拓民の食物は、生産、配給、貯蔵を計画的に合理的にならしめ、自  
給自足を原則とし、現地に適する経済的且栄養的の調理、献立を必要と  
する。

北滿及南洋方面は栄養学上極めて重要な役割をなす野菜が不足して居  
り甚だしく高價である。主食を白米としてゐる日本人にとって可及的に  
種々の動物質食品、穀類、野菜、果実を摂取する必要がある。

科学の進歩は單に熱帯に於ける疫病を防止したのみならず更に栄養関  
係を明かにした。食糧は比較的新しい研究分野を構成した。地方別の

食事並にそれが健康に與へる影響等についての分析は、生物化学の発展を俟つて始めておし進められたからである。今や化学者はこの問題の重要性を認識するに至つたのである。かくてマックコラム (E. D. McCollum) は次の如く記述してゐる。

「學者は之迄食料供給の選擇の重要性を人種改造の作用として把握する事に失敗して来た。私は多くの經驗的な觀察の結果として次のやうな見解を持つに至つた。即ち動物実験、人文地理、歴史を吟味してみると、總て之等が我々の健康障害の第一原因として挙げられるものが実に食餌である事を指し示してゐると云ふことである。

最近、食物の生物化学は可成の進歩をとげた。その問題に関する知識は食物の化学的分析と共に増大し、又必要欠くべからざるヴァイタミンの発見と共に急速な進歩を示したのであつた。現に生存を續けてゐる總ての未開種族がその食餌の均衡を得るに成功してゐるとは信じられぬ。



熱帯奥地の大部分の土人は栄養不良である。マツクコラム等は多くの肉食人種が甲状腺線を食べることによってこの栄養均衡を果してゐると云ふ見解を持してゐる。更に支那農民はミルクは無いけれども、米と新鮮な野菜と脂肪の均衡を得た食餌をとつてゐるのである。この均衡を得た食餌の問題は特に熱帯に於ける日本人の定住にとつて根本的な重要性を持つものであることは明らかである。

食餌地理に関してマツクコラム及びシモンズは継続的に人間の摂取する食餌が三つの地理的環境型として見出され、その二つは熱帯地方に存在すると考察してゐる。即ち「世界の最も温暖なる地域では住民は米を食べ、生きてゐる。彼等の食餌は主として植物性のものである。主食物としては米である。それに醤油、澱粉、根菜、あらゆる種類の植物の葉などである。米食種族の食餌に於て、野菜の葉が持つ重要性は大である。人口密度が高いためにミルクを提供する動物をこの米食地帯で大量に飼養することは困難である。動物性食物としては卵、鶏、豚が挙げられ

るか、或る地方では可成りの量の魚が用いられる。かゝる食糧地域に住む種族は、その肉体的な発展に極めて成功してゐるのである。他の成功的な食餌型は熱い乾燥せる熱帯に見出される。其處で住民達は草原地を牧畜場に替へて、人間の食餌の培養場となし生活してゐるのである。此處で多数の人間が消費する唯一のものはミルクである。このミルクに加へて麥、パン、肉、棗椰子等である。かくて暑い乾燥せる熱帯の種族は驚くべき生命力を維持してゐるのである。北オーストラリヤのやうな熱帯牧畜國に於て、若干の白人定住者は恐らくは此の種の食糧に近いものであらう。

エルスウィース・ハンチントンは「氣候の刺激が單調であればある程その食餌型も亦それだけ偏食に陥り易い」と云ふ説を支持するに際しても悲観的な観点からその問題を表明してゐる。如何なる場合にまれ、氣候的因子は一層重大性を持つてゐるものであらう。マソクコラムはハンチントンと違つて、バハマ島に居たアメリカの王虎員が氣候によつて

ではなく貧弱な食餌のために衰亡したと考へてゐるのである。

現在の合衆國の南東部に當る暖い氣温の熱帶的地域に於ては白人移民は驚くべき食餌即ち豚又はベトコンと苦い珈琲を主要食物としてゐる。之は熱帶の酷暑の氣候には全く不適な食物と云はなければならぬ。

幸ひ殆んど大部分の南部地域に於て食餌は著しく改善された。例へばフランスは、農耕地域は健康な食餌を享受するやうになつたと述べてゐる。例へばその例としてフロリダ州の農耕地域が挙げられる。十月から六月に至るまで大抵の田園の人々は柑橘類を食べる。殆んど大抵の家に果樹が植はつてゐる。

十二月から六月又は七月まで、一種又はそれ以上の野菜が豊富にある。栄養の問題は教育と密接な關係がある。食物慣習の改善は先づ主婦の教育から始められねばならない。白人の農夫の主婦達は俱樂部に集つて食物改善を相談する。多くの田園労働者が適當な食餌をとるかどうかは單なる經濟問題ではなくして、寧ろ妻の訓練の問題である。

イタリヤ性癩病は劣悪な食事から結果する多くの疾病の一つたるものの様に思はれるとプライスは述べてゐる。

貧困と低い生活水準が十二指腸やマラリヤの如き疾病を民衆に興へると云ふ事は明らかである。加之か悪化するのば栄養不良と関係する。

例へば合衆國果実協会の医師は高い生活標準は殆んど医薬と同様な重要性を持つて居ると述べて居る。亦生活標準に於ても季節的変動の問題があり、颶風や蝗の大群などの如き阻害的な要因も作用する。之等のものは穀物を破壊し、熱帯の住民に飢饉と栄養不足を興へた。かくして栄養と調理は健康維持に於て特に重要な意義を持つて居る。

ビルマに於ける脚氣の著しい特徴は大都會のヒンズー教徒労働者中に起ると云ふことであつてこれは殆んど米ばかり食べてゐるに基いてゐるがミルク類似の相當量のアソメを摂るものは米を食用する場合に起るビタミン欠乏を回復し従つて脚氣の発生は少しと報告されてゐる。

イヤールハンソンのアマゾン地域の旅行からの報告は食餌問題に極め

て大きな光明を投げ與へてゐる。オリニコ河ではゴム不況の余波を受け  
て白人は農耕や狩猟、漁獲によつて生計を余儀なく維持しなければなら  
なかつた。

彼等はその孤立に不平を鳴らしてゐるが、その不平にも可成り満足し  
てゐるやうである。彼等は比較的健康で笑ひさんざめいてゐる。全体と  
して密林地帯の河や都辺地帯で見かける同様な集団のものよりは一層元  
氣に満ち満ちてゐる。

更にハンソンは、リオ、ネガロに於けるサレジアの祖先及びリオ、ブラ  
ンコに於けるベネテイクティンが新鮮な野菜を植へ且つ食べてゐる。と  
詠述してゐる。マナオの英國人は新鮮な肉及野菜を買つて食べてゐる、  
東部ホリビヤでは、カチユエラ、エスペランツア及びベリペラルタを極め  
て快的な所とせるホリピア人及スイス人は日本移民の手になる新鮮な野  
菜の供給を仰いでゐる。

ヨーロッパ人——オーストリア人及びスペイン人——が数多いが、彼

等はその熱帯地域に永年の間住居してゐるものである。彼等は一般にその地域が興へるあらゆる困苦を味つたか彼等は爾餘の地域に住む白人と違つて、精神状態に於ても亦肉体的労働に於ても様々の改善を試みたのであつた。而してその地域は、彼等にとつて好適な場所となつた。疑ひもなく此の一つの理由は、彼等は庭に樹木を植え、かくて新鮮な食物を獲得すると云ふ事實これである。

パナマ及び北東オーストラリアの場合に我々は、巨大な富と高い生活標準を持った白人社会を概取することか出来よう。パナマに於ける食餌は好適なものであり、その範圍も廣く茨つてゐる。我々は莖性食物が余りにもありふれて居りミルクが無いと云ふ若干の不平も聞くけれども、ミルクや果実、新鮮な野菜が比較的適當な率で盛り合はさ水で、レストランの食卓をうるほしてゐると云ふ事を我々は発見した。

次にオーストラリアの廣大な熱帯地域に眼を転ずると、其處には数々の食餌に特徴づけられた地帯を見るであらう。過去に於て打ち壊げられ

てゐる牧草地からは、家畜の生み出す産物が齎された。交通機関は発達してゐなかつたので、之等の牧草地から齎される産物は總てキヤラバンによつて齎されたのであるが、近代の交通機関はその問題を著しく改善したのであつた。だがダーウィンの如き沿岸都市に於てはミルクを獲得することの困難は深刻なものがある。亦、自給政策のために支那栽植人の減退のために野菜の供給も若しくなつた。それにも拘らず、古い英國の食餌傳統は依然として續けられてゐるのである。

シレントはオーストラリアの尖端に於ける食糧問題を次の如く要約してゐる。食糧の欠乏に因する限りに於て、我々の必要物に対する供給を適當に組織化する道を未だ我々は學んで居らないのである。それ故、北及び西クヴィンズランド、オーストラリアの尖端地域に於て、食糧供給の問題はハルクー病から脚氣に至るまで様々な問題を惹き起してゐる。之等は殆んど食物の欠乏から結果するものである。シドニーの初期の時代がまさしくそれであつた。當時開墾の尖端はパラマツタで止つて居つたので

ある、かくして之等の食糧欠乏は、かかる食物摂取の保守主義の必然の結果として見出されるものである。

所で東クウイニスランドに於て此の事情は一層好適である。而か強く降るので色々の野菜や果実を産み出してゐる。食餌は高原地帯に於て豊富であるし、ミルクも亦有用なものとなつてゐる。沿岸平野の住民はかくて高原地帯からより大なる食糧を獲得しなげぬはならないのである。アルコールは熱帯全体にとつて好ましからぬものである。熱帯地域に住む白色人種は殆んど總てかアルコールを口にして居り、亦殆んどそれが過度に用ひられてゐると云ふ傾向がある。この点で、英國人たると、アメリカ人、オーストラリア人、或ひは亦オランダ人たると殆んど選ぶところかない様である。總ての指導的な医者は、熱帯地域に生活するに際してはアルコールは絶対に避けられぬはならぬと云ふことに意見の一致を見てゐる。例へばカステラニは次の如く記述してゐる「アルコールは日没前は絶対に口にしてはならない。何故ならば、人間労働に阻害的な



原因としてそれは働き・日射病の最も重大な原因と考へられるからである。だが白人達は殆んど此の事の持つ重要性を認識して居らない。殆んどあらゆる英領植民地に於て定住者及び旅行家達はウキスキが熱帯に於ける白人の健康に必要な欠くべからざるものであると云ふ古い説を信じてゐる様である。熱帯に多くの部分でそれは可成の改善をみた様であるが、然し未だくその状態は、大抵の熱帯の土地では未解決のままに残されてゐる。ライスの探険に際しても、熱帯に於ける疾病の主要原因の一つをアルコールド帰してゐるのである。熱帯地域に於ける白人が何故にアルコールドにずるかと言ふ理由を見出すことは容易である。強烈な陽の輝きは咽喉をかほかす。男や女は何等かの刺戟をとりたいと感ずる。更に之には別の要因が働く。ロイツツシの言に依れば高い階級にある男は社会的な強制も少く、国内に於けるよりも一般にサウリーと暇が多い。かくてヨーロッパやアメリカ人は次第に酒に親しむやうになる。熱帯に於ける食餌の問題は唯に食物の量や好みの問題で

はなないのである。好適な氣候地帯の食物標準が直ちに熱帯に適用される。と云ふことは間違ひである。熱帯に於ては身体も何か異つた風に活動する。エネルギーの必要量もより少く興へられ、水の食物の栄養素は土壤や氣候と共に変容するものであらう。

熱帯は極めてひどい熱がみなぎつてゐるので、とか食慾に減退的の効果を興へる。そこで此の減退された食慾は、刺戟性の香料によつて回復され、収斂ならぬことになる。總て之が原因結果として食餌に作用して来ることになるのである。

### 第三款 飲料水問題

一般に滿洲、南洋に於ての給水状態は水質悪く且つ水量不足にして場所によつては雨水をためて使用する。従つてその處では地方病、傳染病の發生の怖がある。適切なる防疫給水、即ち給水法、淨化法によつて良

水を多量に供給する施設が必要である。

#### 第四款 衣服問題

衣服は防熱・防寒・皮膚の保護・身だしなみ等の機能の存在するものであるから、気温の変化に応じて調節する必要がある。而もそれは単に体温の調節に役立つのみならず、作業能率が優れ且つ美的にして品位の高さものでなければならぬのであつて、そのスタイルのみならず、資材・経済の長から撰択されなければならぬ。

熱帯の大部分の地方では白人が上流階級としての威儀をなすため、過剰の遊装を酷暑にも拘らず着用してゐる慣習が行はれてゐる。例へば英國のフロックコート、シルクハット、イヴニングドレスは土人達に対して人種的優越性を示すに必要欠くべからざるものと主張されてゐるのである。アジアの熱帯ではヘルメットが使用されてゐるか、北部オーストラ

リヤ及びパナマでは男女とも最も軽い帽子をかぶつてゐる。アメリカの  
パーカー博士は通風の良い熱帯で傳統的なヘルメット帽をかぶることを  
止めたら一層健康となると述べてゐる。ヘルメット帽は直射熱を防ぐた  
めのものだからである。蒸氣の多い夏にヘルメット帽をかぶるのは滑稽以  
上の何物でもない。勿論アジアの熱帯地方に於ける風土的條件は、熱帯  
アメリカ又はオーストラリアのものとは多くの点で異つてゐるか衣服の  
問題は一方では日射病との關係に於て他方では品位維持の問題と關係し  
て考慮されねばならない。衣服の科化的研究、特に如何なる衣服が最も  
適してゐるかと思ふことについては今迄何等の試みもなきれで居らない。  
ヤグロウの調査に依れば普通の欧米式衣服は風の冷却降下を約50%阻  
げる。特にスホンやソックスや靴をはいた場合にその事可言へる。かゝ  
る衣服を着て活動すれば、溢められるばかりで冷却の余地が殆んど存し  
ないのである。

だが全体として熱帯に居住する白色人の上着とスホンは最近極めて大

なる改善を見た。特に英國は印度に於てその兵隊を熱のため死亡に至らしめた時代以来熱帯向衣服を研究し、着用した。又西印度に於ても欧米婦人がヨーロッパの衣服慣習を嚴固に踏習したために、熱にむさされて自殺するものが多かつた時代があつた。然し一般住民の一部には依然として未だ改善の余地を残してゐる。

### 第五款 運動（スポーツ）問題

熱帯に関する科學的な論議にけ可成り多くの誤まつた見解が述べられてゐる。例へば白人の男、更に白人の女はそれより一層、熱帯地に於て通常の労働に服してはならないと云ふ誤まつた信條が流布してゐることなどが即ちそれである。

此の説はいまだ科學的な調査研究が行はれない時代に表明されたものであるが、氣候條件、健康、或は人種的優越感等にその基礎を置いてゐる

るものである。其の起原の如何なるにまれ、この信條は最早や校き差しならぬ程強固なるものとなつてゐる。

白人のアジア侵入又はアメリカ合衆國入植時代の歴史を概観して見ると、我々は彼等が頗りに汗して働いたことを観取する事が出来る。たがフランテーション農業に土着労働力を従属させる事により、植民地が經濟開發を試みるやうになつてからは、彼等は總てこの労働を土着労働の肩の上に嫁してしまつたと云ふ事が出来るのである。

西インドの産物吟味してみると白人が此の諸島に定住することか出来ず、また如何なる種類の労働形態にも携はることか出来なかつた事を観取することか出来るのである。

學者も亦熱帯に於ける白人労働の問題については意見の一致を見せて居らない。ハンソンは次の如く云つてゐる。

「一方に於て彼等は悉々に運動が健康には不可缺のものである事を語るか、他方では熱帯に於ては特に慎重に行は水収はならぬと語つてゐる。

即ちこれには危険が伴ひ勝ちであるからである。

熱帯居住者の経験に基いて考へて見ると、婦人は男子より一層熱に弱くまた運動力もそれだけ低いとされてゐる。殆んどすべての熱帯地域の婦人達は、カード遊びをしたり、なまけたり、酒を飲んだりしてゐるの加通常である。その方が労働したり、運動したりするよりも身体に爲かよいとされてゐる。たか、北部のキーンランド及びオーストラリア北部地域の日系労働者の婦人は、健康にして幸福な人生々活を営んでゐると云ふことである。

ハンソンは、アマゾン河から一つの興味ある場合を引き出して記述してゐる。マラジヨ島の日系牧場労働者は、何處に於ても発見し難いほど活動的な人間が大部分である。之は更に他のアマゾン流域の白人とも異つてゐる。この活力の由つて来りたる源泉は彼等が四時戶外で日に曝され労働する所から来て居るものと思はれる。ハンソンは此のマンジヨ島の事例は慎重に研究を要すべきものとしてゐる。之は最近の来住者

はなく、相当前（三百年前）に未住せる者の後裔だからである。

所でオーストラリアは白豪政策により、殆んど大部分の白人が労働に従事してゐる社会を構成してゐる。白人の男性及び女性は家庭の仕事に従事するばかりでなく、また雇傭労働として屋外の労働に従事してゐるのである。殊にクヰーンズランドに於ける砍掘栽培に於ては多くの白人が之に携つたのであるが、其の労働適格性如何の問題は季節別に従つて適不適が未だ決せられる所となつてゐない。

要すれば、熱帯に於る白色人種による労働の問題は未だ充分に解答を與へられ居らないわけである。運動は必要無くべからざるものであり北國の白人で予ら、若し健康と経済的條件が充分であるならば熱帯地であらゆる種類の労働を遂行することか可能であるやうに思はれる。規則正しい運動と午睡と水浴は熱帯に於ける最も必要な健康維持法であらう。主たる種類の運動は夕方のテニス、水泳、フットボール、及び涼風に吹かれるトライヴである。



## 第六款 教育問題

在来海外邦人の指導は其の在在國の施政方針・社会状態・渡航目的・職業・経済力・素質・人口数等によつて其の方法を異にし又第一世二世三世混血鬼によつても措置を異にすべきも、その主要なるものは開拓政策が國運の発展と諸民族の指導である限り次の如くであらう。外邦人の子孫にして日本語に親まざる結果日本精神を忘却するものかたいでもない。従つてそれを防止し、更に進んで日本民族の優秀性の自覚と指導民族の自負とを涵養するためには次の如き施設を必要とするであらう。

一、學校設備の充實

二、邦語教育の強化

三、青年團の結成、倶楽部の設立

四、母國への留學等の連絡

五、新聞雜誌、映画、ラジオによる啓蒙

大座談會・講壇會の開催

七、宗教布教

### 第七款 實驗基地の設置

入植地區が大東亞全般に亘つて廣汎に擴大せられた今日全く風土、社会的條件を異にした全地域に單一な行政、衛生政策を徹底的に行ふことは困難である。

従つて先づ各地域一箇所乃至教管所を開拓實驗村を選定し、その結果によつて指導方法を確立し、それを漸次新しき開拓地に擴張すべきであらう。

### 第三章 保健向題

#### 第一節 共榮圈諸地域に於ける諸種疾患の蔓延状況

##### 第一款 中 華 民 国

或著者は支那の年次推定死亡率を人口千に対して三〇人と定めたる。こゝが眞実とすれば他の先進諸国に比して人口千に対して約一五の過剰死亡があり、四億の人口に基礎を置くと合計六百万は過剰と云ふことに至る。

黄博士 (Dr. Huang Joo-fang) は次の如く概算してゐる。「畏等六百万の過剰死亡中大略二割へ約百二十万は十二ヶ月未滿の乳児向に起り、乳児死亡率へ出生一〇〇〇対は西洋諸国に於ける一〇〇以下に對して大方二〇〇であらう。

その過剰死亡数中二割五分乃至四割へ百五十万、二百四十万は胃腸病に依るもので、水食物飲料の統制、対蠅処置及び個人衛生に依つて予

防し得るのである。

支那に於ける過剰死亡数の約一割五分（九十万）は天然痘に帰するものである。この過剰死亡数の残部は結核（約一割五分）九十万、其の他の疾病に帰せらる。

北京公衆衛生院の調査の明示する処に依ると、同実施区域内に於てはその全死亡の約三九・四%は何等医薬手当も受けず、四四・三%は漢法医の治療を受け、僅に一六・三%のみが近代医薬手当を受けてゐる。又北支の最も進歩的工場の一つに於ては、被傭人の九割五分はトラホームに罹つて居り、八割は虱が南京虫が体に居るか床に居り、五割以上は確に栄養不良の徴候を示し、その中可成の者は欠乏症であつた。更に検査五枝の一・二〇〇名の学生中一四・一%は、トラホームに罹り、三〇・九%は数歯が  
あり、一六・二%は扁桃腺炎であつた。

### 疾病の種類

疾病を二大別して伝染性と退行性とにする。名称の明示してゐる通り

傳染病は色々な種類の微生物又は細菌に原因し、人から直接又は間接に伝染する疾病である。逆行性疾病とは中毒、過労、不節制な生活、其の他の餘り知られてゐない諸原因に依つて、人体の一部が悩む疾病を包括してゐる。心臓諸病、血管病、脳溢血、脳軟化、腎臓病、糖尿病がこの分類の中に含まれてゐる。この兩種類の疾病が、支那に於ては普通である。

マックローソン博士は感染方法に依つて、伝染病を数群に分けた。

- 一 鼻孔の排泄物に依つて蔓延する疾病として、肺炎、流行性感冒、チフス、フタリヤ、猩紅熱、麻疹、百日咳、脳脊髄膜炎、小兒痲痺、結核、天然痘、其の他多数の重要性疾患を含めてゐる。
- 一 腸の排泄物に依つて蔓延する病群中には、腸チフス、パラチフス、コレラ、赤痢、十二指腸虫がある。
- 一 昆虫に依つて蔓延する疾病としては、マラリヤ、黄熱、デング熱、フィラリヤ病、ペスト、チフス熱

一 動物に由来する疾病として 狂犬病・炭疽病・破傷風・馬鼻疽・マ  
ルタ熱・施毛虫病

一 雑群として花柳病・癩病・トラホーム

之等の疾病は支那に於ては、大概は重要な伝染病である。  
ペスト

支那はペストの流行による非常に多数の死亡発生に悩んで居てゐる。  
一九一〇——一九一一年には、肺ペストが北支に於て約五万人を斃した。  
相似の再発を防ぐために制定された方策により、一九二一年に於ける  
猖獗を約八五〇〇の死亡に抑へる事が出来た。

マラリヤ

マツクスウエルに依ると、マラリヤは依然支那に於ける最も普通の  
疾病である。多くの人は密集してゐる小屋に住んで、酷暑には夕方  
時としては夜半戸外へ留るので、マラリヤ蚊がその病源を人々に有す  
のである。

## 眼病

その中に白内障、結膜炎、初生児眼炎（爛眼）を含むものは、支那に於ては非常に流行して居る。物導い教の盲目の原因をなしてゐる。

支那には一百万人の盲人があると普通見積られてゐる。H. K. ホーランド博士は南支に於ては、人口の一二割、北支に於ては三割までトラホームに罹つてゐると見積つてゐる。初生児の眼病感染は普通で、児童の盲目の多くの原因になつてゐる。

## 狂犬病

村落に半ば野放にして人に馴みうれない犬が多数ゐるので、本病は支那全土至る所に有りふれたものと云はれてゐる。

## 腸チフス

腸チフスは支那に於ては若干の他の疾病程ありふれたものではないが、不潔から生ずる疾病であり、茲に陳述するを正当とする程一般的なものである。支那に於ては食物、飲物が大抵熱くして消費されてゐる

から、冷い食物、飲料を多量に使ふ人々の間に於ける程危険はよい。他方支那に於ける排泄物の無蓋処分は、感染が手から口へ直接間接運搬される機会が充分ある訳である。未だ支那都市の多くは一般都市の給水組織を持つて居らなにか、この方法が一層普及するに従つて飲用水を清潔にする様に注意すべきである。

癩疹チフス

癩疹チフスは往々北支全部に誇り、南は遠く上海までも及んでゐる。

コレラ

コレラは急性特殊の流行性へ急速に蔓延して如何なる聚落に於ても短時間に多数のものを冒す。又は風土性へ一定地方に特定し時として潜在的のこともある。疾病で、他の地方よりアミマに流行するもので、おそらくは本大陸に起因するものであらう。

コレラはペストと共に支那の最大流行病たる榮譽を担ふが、其の二者の中でも頻度と範囲とは於ては、本病が第一位を占めてゐる。コレ



テは貿易航路によつて海岸に沿ひ、迅速に国内商業線に沿うて蔓延してゐる。他方、又大揚子江に沿うて第二の急進国内線があつて、水路によつて支那の中央へと迅速に接近する。

### 赤痢

該病は広く支那中に分布せしむ。温暖地方は罹患者が稍烈しい。毎年支那に於ける過剰死亡の二割五分乃至四割即ち百五十万から二百四十万は胃腸病に依るが、赤痢はこの内の大部分をなすものである。

### 十二指腸虫

この疾病は特に熱帯及び亜熱帯諸国に顕著であり、又稍寒帯地方でもトシネル、鉾山、又は地下で働く労働者に現はれることがある。十二指腸虫病は一種の職業病である。それは農夫、鉾夫の如き特殊の労働者がそれに罹り易いからである。

寄生虫の分布は南方に進むに従つて概して猖獗率は高くなり、南支那の一部に於ては重大なる問題となつてゐる。南部諸省及び中部の数省

に対する平均猖獗率は大体約四割で、その内約一割は十二指腸虫病に悩んでゐる。支那に於ける色々な種類の消化器寄生虫の普遍的な存在は、生活力を害ね、能率を低下させ、感染を起すこともあり、他の疾患を悪化することもあるので、健康と抵抗力とに対する一大脅威と考へなければならぬ。

### 天然痘

支那に於ては広汎に渉る急性伝染病の一つである。週刺死亡の約一割五分即ち九十万人はこの疾病に歸せられる。良等の災難の多くは幼児に起り、痘痘に於つて予防し得るのである。毎年支那に於て本症により數十万人死亡してゐるが、街路で見ると多くのアバタの人は該病の非致命例の實在を証明するものである。

其他肺炎、カラアザール、流行性感冒、脳膜炎、心臓病は頻繁に見受けられる。猩紅熱は蔓延して居り、往々致命的である。

## 癩病

支那にどれ位の癩者が居るか知る由もないが、此国は世界中の癩者の半分が居ると概算される。

中国癩病救済会によると、支那は癩病に悩む者が約百万人は居るといふことである。然しながら此の数字は推測に過ぎない。支那に於ける癩の分布は不均衡である。或る地方はひどく感染してゐるが、他の地区は全然此の病氣から免れてゐる。ヘンリー・フォーラー博士の調査によると、癩は広東省では極く普通の風土病である。福建には癩者が多い。浙江には広東程は居ないが、癩者の中心地が散在してゐる。江蘇には小さな癩者区域がひどく離れてゐて、容易に探し出せない。南京、上海、揚州、海州等の大都市は江蘇のみならず、近隣の諸省からも癩者を引き寄せせる。揚子江の北側の江蘇はひどく感染してゐる。山東に於てはこの病氣は普通で風土的である。河北には感染の病竈がない様だが、山東から来る苦力や乞食が持上人で来る。雲南に於ては

癩は省内至る処に流行して居つて、此の省及び貴州のミアオ族間にとつては風土病である。

## 結核

結核が支那に於ける主要殺人病の一つであることに就ては、医者は悉く一致してゐる様だ。政府又は保険会社の統計が何も無いから、この疾病がどれだけ蔓延してゐるのか、誰も知らない。北京に於ける人口五万を含む管理地域の局地的統計によると、人口十方に対し五〇〇。餘の死亡率があると、デヨングランド博士は述べてゐる。彼は二の高率は歐洲に於て百年前に存在した率に照して見ると、全く有りさうな事だと批判してゐる。コリンズ博士は結核は支那に流行して居るが、我々はその罹患率を推量するに過ぎないと述べて居る。同列な診断をする病院は、ほんの僅かな患者を收容するだけである。其故に病院の統計はこの疾患の正確な罹患率とはならない。香港に於て一九二二年支那人口六六二〇〇〇人中に結核死亡と記載されるもの二〇六三即ち

十方に対して三一一の率であることを知る。支那流に数へて八才から二〇才まで、外見上健康な児童二〇四九名に就て検査を行った結果、フォーン、ビルケン、ツベルクリン検査に対して六三一名即ち三〇%が陽性反応を示した。一九二七年七月一日から一九二八年六月三〇日に至る間に於ける上述北京の管理区域に於ける呼吸器結核による死亡率は三二五、七、他種の結核によるものが一七、八、総計人口十方に対して四九七、五であつた。

四川の成都に於て行はれた調査に於て一六〇〇人の検査から約二%が結核の症跡を示してゐた。

## 性 病

蒙古ブリアト人間に設置された独露探險隊は人口の四割が感染してゐるのを発見した。

一九一七年ヘッドブロン博士は病院統計から得た処によると、支那の疾病の二一%は梅毒に困るもの、一四%は淋疾に困るものなるを知

つた。

一九三〇年蘇州のエリザベス・ブレイク病院に於ては、一九四五名のカーン氏梅毒反応検査中、二一・三%は陽性であつた。同病院にあつて一九二一年より一九二八年に至る八年の期間中に、ワツセルマン梅毒陽性反応の総数は、二五七〇例中、二二・二%であつた。カーン氏梅毒反応検査が二五八名の学生に行はれたが、其中九・二%は罹患してゐることが分つた。

伍連徳博士は性病は至る処に猖獗し、屢々成人人口の五、六割が冒されてゐると述べてゐる。

上海の山東路病院に於ては、一八七〇—一九二五年間に互り全入院患者の平均六、六%が性病に因するものであつた。

蘇州及び北京病院の経験に依ると、兵士は三五%以上、甲務員は三一・八%、無分類職業二一・一%、農夫一六・八%、労働者一五・三%、学生一三%、商人七・一%の罹患率を示した。全職業に對する総平均は、

一九五%に達する。

男子患者一一五五人を含む広東市の病院記録に依ると、軍人の性病罹患率は四四・七%、事務員は三八%、労働者は二三%、学生は一二・四%、農夫は四・四%に及び、ことを示して居た。

ヒース博士の報告する処に依ると、北京に於ける六年間に亘る産婦人科を検査した婦人三、八三七名中、二一・五%は淋疾に罹つて居り、二・六%は梅毒の明確な病害を示して居た。最も多く之以上に多いのであるが、多数はそれを否定して、医者に検出して貰ふたがらなかつたので、性病は発見されなかつた。

民国二十二年改進会報告所載の定縣省河鎮生命統計

(一) 河北省定縣の生命統計

腸チフス	死亡原因	死亡率(毎十万人)	死亡原因	死亡率(毎十万人)
パラチフス		六一・九	流行性脳脊髄膜炎	四四・三
赤痢		一一〇・九	猩紅熱	七九・八
天然痘		四・四	麻疹	三四・一
ペスト		〇	敗血症	六一・九
コレラ		一三・三	狂犬病	八・九
チフテリア		七五・二	其他伝染及寄生虫病	七〇・八
脳膜炎		一五〇・六	虚弱及び早産	六六・四
産褥熱		五三・一	中毒及び自殺	三〇・九
肺結核		三九七・五	外傷	三九・八
其他結核病		一〇六・二	其他の疾病	四八・七
其他呼吸器病		二二五・二	詳細不明の疾病	一一五・一
			初生児破傷風	一八一・四



(二) 河北省清河鎮の生命統計

胃腸 <small>(三才以下)</small>	一三七・〇	熱病	三五・四
其他消化器病	一〇六・二		
心臓腎臓病	一二三・八		
老衰及び中風	二八三・一		

赤痢	一	死亡原因	笑数	死亡率
脳脊髄膜炎	二	下痢腸力タル <small>(三才以下)</small>	三	九六・一
麻疹	一	其他胃腸病	三	九六・一
傷寒	一	心臓腎臓病	四	一二八・一
毒	五	老衰及び中風	一五	四八〇・三

脳 膜 炎	一 九	六〇八、四	初生虚弱早産	四	一三、八、一
産 褥 熱	一	三二、〇	中毒及び自殺	一	三二、〇
肺 結 核	一 三	四一六、三	外 傷	一	三二、〇
其他呼吸器病	四	一三、八、一	其他の原因	三	九六、一
			原因不明	三	九六、一

中国農村に於ける疾病と死亡原因も此のニ統計から大体の状況を知り得る。

(一) 消化器系統伝染病死率の高きこと、諸外国に比を見ない。腸チフス、コレラ、赤痢等これである。此の病に依る中国毎年の死亡者は毎年百万人を下らず。

(二) 肺結核は死亡原因中最大を占め、十万人中五〇、三、七といふ数字を示し、全国では四〇〇前後と見られる故、欧米各国の十万人中八〇に比し五倍も高い。

マラリヤ、猩紅熱、天然痘等の空気伝染病の蔓延が甚だしい。

(四) 環境衛生の欠如に依り害虫、害獸、蟻蝨を極め、各種疾病にも影響

する所が多である。例へば、東三省遼遼一帯のバスト、北方各省の

パラチフス等の外狂犬病も各地に發生する。

(五) 南部中部のマラリヤの外寄生虫病も各地にあり。殊に十二指腸虫病

は南部に、日本住血吸虫は江蘇、浙江に、黒熱病は河北、山東に

甚だしい。

### (六) 嬰兒破傷風

中国農村に於て重要死因をなす疾病で、毎年数十万の嬰兒がこのた

め死せする。

一 寄生虫の分布

イ アミールバ赤痢

昭和十年の夏、綏江省綏遠州石地に赤痢の流行があり、其後其の下火になつた頃の調査によると、移植第一年目の日本人開拓民九十八名向には唯一回検査で約十名の赤痢アミールバ嚢子携帯者が証明せられた。内地の住民に斯様に高い感染率はないのであるから、其多くは開拓地で感染したと看做すべきで、此地に流行する赤痢に多くのアミールバ赤痢が含まれて居る事は疑ふ余地がなく、一回検査成績を六回検査成績に訂正すれば、赤痢アミールバの感染は更に約三倍位の高率になるべきである。内蒙呼倫貝爾地方の住民二百四名に就て糞便検査をした結果では、一回検査に依つて約十%の赤痢アミールバ嚢子携帯者が存在する事を知つた。前記と同様に此数字も一回検査の成績であるから、事實の約三分の一位

に考へねばならない。

一般に南滿地方居住の滿人間に約二十%の赤痢アミールバが愛子携帯者が混在してゐるのであるが、北滿地方居住者の間には更に之より高率に赤痢アミールバが分布してゐると考へねばならぬ。

(ロ) マラリア

嘗て輝田は滿洲のマラリアは公主嶺附近を界として、北方には逐年的増加の傾向なく、患者実数も僅少にして、防遏対策を必要としないからうと述べた事がある。事實に於て南滿金州受川村及び田庄台農場では、毎年多数の本病患者が発生して居るのに、綏稜用石地には殆ど之を見ないのである。然し乍ら北滿には本病がないと言つたのではなく、哈尔滨附近には患者があると聞いて居る。

北滿から内蒙一帶にはマラリアは少いが存在し、アノフェールも棲息して居るから伝播、発病の可能性は充分に認めねばならない。たゞ患者実数も少いのであるし、冬期の嚴寒を越えねばならぬ点で、蚊の繁殖

にも不適當であるから、將來人口が増加しても夥しい病害を来すことはあるまいと想像せられる。

### (ii) 條 蟲

條蟲の分布状態は南滿地方でも良く知られてはなかつたが、最近撫順の鮮人小学児童間に約五名の無鉤條蟲の感染を認め、鮮人大人間には更に高率の感染があるからうと想像せられるに至つた。又人体寄生虫症が滿洲から報告せられたのも十数例に及び、滿人医師の経験者に向くに稀をらず見ると言ふ。即ち南滿洲地方に有鉤、無鉤條蟲は相当多いものと考へねばならぬのである。

北滿、内蒙部邊の旅行者は、排便に條蟲片節を見ること屢々なりと聞くが、素より数節概念は知らぬ。而して條蟲病の著しき曼延の勢を憂すものが羊肉にある事は明確であらう。

以上を約言すると北滿、蒙古地方の重要寄生虫はアミール、赤痢と條蟲病であると言はねばならぬ。

二 「カシン、ベツシ」疾病

身長の増加を阻害し、四肢末端の小関節の腫脹を主症とする不可思議なる疾患が、滿洲国内に地方性で存在してゐる事は一部の人は既に知り、土着人は之を大骨頭節病と稱へて居た。之が *Kashin-Berke* 疾病である。

本病は一八五〇年滿洲国の北方国境地域なる *Manchouli* で *Kashin* に認められたのが初めてで、一九〇六年 *Berke* が同地方から更に報告するに及んで、世人の注意を稍々喚起したかの様である。然し流行地域が *Schilka* 及 *Amur* の両河に挟まれた僻處である所から、充分なる観察が行はれずして最近に及んで居る。又朝鮮北部の山岳地帯に土着人が「土疾」と呼ぶ、関節畸形を主症とする地方病のある事は、大正八年岡野に依つて報告されて居る。此土疾が *Kashin-Berke* 疾病である事は吾人の信ずる所であるが、朝鮮に於ける諸研究者は亦た此点に言及してない様である。

斯くの如く滿洲國の北にも南にも *Kaoshun* - *Beiyao* 及病の流行地帯が存  
 在するのであるから、滿洲國內に流行地のある事は當然であらねばなら  
 ず、現在の知見に依ると本病は東遼道一帯から京國線、北浜線地帯、并  
 江省、黒龍江省下に蔓延してゐる事は明確である。然しながら本病は人  
 又未開の部落に存在するが故に、滿洲國の南端が僻遠地域に及ぶ様に至  
 ると、新蔓延地域が更に発見せられるであらう。河川の発する山岳地帯  
 の村落に本病は見られるので、文化の餘沢通からず土着人は原始生活に近  
 い起居をして居るのである。蔓延状況を各県、各村落に就て見るに、決  
 して平等に分布することなく、一定方位の地に許り見られる。尔餘の地に  
 存在せぬ様な事が多い。例を通化县第一区の龍頭村に取つて見るに、  
 本村の東、南、西方地域には多く、殊に西方では住民の六〇%は本病に  
 罹つてゐるのに、北方には全く見られないのである。斯くの如く本病の分  
 布は一山、一岳を界として、一村落でも著しく異なるものがあつて、全  
 く限局性に存在するものと理解せねばならない。



#### 四 カラ、アザール

西歴六〇〇年代の初め頃隋の大業年間に出版せられた氣子諸病源候論  
に「六月飲沃中水令人成鼈瘕」と云ふ記述があり、鼈瘕とは海味及鞍山  
附近で血龜と云はれるものと同じらしく、「カラ、アザール」を指した  
ものと信ずる。蓋平泉の清人部落に流行する本病を部落民は俗に痞可餅  
子病と呼びなれて居る。即「カラ、アザール」は支那及滿洲に世界最古  
の尸史を有するに拘らず、最近迄本病が滿洲に存在する事が一般的に知  
らるゝなかつたのは、此地に日本医学を代表する我々の恥であつたかも知  
れぬ。過去は鬼に角として「カラ、アザール」が滿洲に、而も濃厚に存在  
する部落が証明せられた以上は、將永注意せられねばなるまい。殊に本病は  
放置すれば死病の名に背かないが、容易に治療し得るものであるから、  
医者 of 診断的技術が重大な訣である。

「カラ、アザール」の滿洲国内分布は極く一小地域に判つただけであ  
つて、分布状況だけは一日も早く知られるべからぬ。何と云へば本

病は地方開発を阻止するだけの死亡率と感染力を有するからである。判つた範囲だけについて述ぶるなら、蓋平県及復県に非常に多く、又因東州内大連近郊にも存在し、遼陽縣及遼中縣にも多いらしく、撫順、奉天にも証明せられ、吉林及新京附近にも存在するもの、様で、熱河かうも証明せられて居る。此外奉山線一帯にも想像せられ、反那山系省と相對する遼東湾に面する一帯の地に、最も多いのではなからうか。

本病は田野に圍繞せられた村落、山向の依地に溪流を配する村落に見らる、もので、家族發生の傾向は著しくないが、一家全滅の例もある。

一五歳以下の小児が犯され、三才乃至七才の肉に罹るものが最も多い。慢性不整熟で発病し、脾腫、貧血、癩瘰を来して下痢、咳嗽を伴ふ事多く、鼻及口腔粘膜の壊死性病変を起すこともあり、顔面、皮膚等に東洋柳を見たとともにあつた。一般に脾腫による腹部膨滿、瀰漫や貧血が著明である。

五 赤痢の流行状況

赤痢発生状況。昭和二年より昭和七年に至る最近六ヶ年間に於ける  
 岡原州内及び州外滿鉄附属地に於ける在留邦人同の赤痢発生数を統計  
 的に調査すれば次の如くである。(第三表参照)

年 度 別	人 口 数	赤痢発生数	人口一五ニシテ罹患率
昭和七年	242,524	1455	59.5
六年	220,038	1250	57.3
五年	215,463	1538	63.3
四年	203,002	1679	82.5
三年	192,833	1395	83.6
二年	185,199	1370	74.0
平均		1450	69.0

即ち例年平均一四五〇名宛の赤痢が発生して居ることになる。滿洲在留邦人向に於ては、これを人口数から考へると、人口一万に付き平均六九名の患者が出て居り、これを日本内地の人口一万に付き平均四名の患者発生状況に比較すれば、実に驚く程滿洲に赤痢が多いこととなる。これは尙、東州及滿鉄附屬地内に於ける発生数であるが、これを一度附屬地外に就て考察するとき、その数が莫大なるものとなるであらう。これは想像に難くない。

#### 六 腸「チフス」の発生状況

腸「チフス」の発生状況に就て統計的觀察をなせば、第八表の如くとなる。本統計も尙、東州及び滿鉄附屬地に於けるものである。

年 度 別	人 口 総 数	レプロ症者 総 数	人口一万に對する 症者 数
昭 和 七 年	242,524	365	15.1
大 正 六 年	220,938	456	20.7
大 正 五 年	215,463	664	30.8
大 正 四 年	203,002	724	35.6
大 正 三 年	192,833	740	38.4
大 正 二 年	185,199	767	41.4
大 正 一 年		623	30.5

即ち滿洲では毎年平均六二三名位の腸チフス患者が発生して居る。これを人口と比較して見れば、人口一万に付き患者発生割合は、平均三〇名位であつて、日本に於ける平均六名位と比較すれば、滿洲の在留邦人が如何に腸チフスに成つて悩まされて居るかを容易に知ること

か出来るのである。

## 七 在滿邦人の結核死亡率

滿洲に於ける結核蔓延状況を知る為には、在滿日本人の死亡統計より之を知る事が最も現在のところでは確実味があるのである。二ルに因して三浦及び川人氏の詳細なる報告がある。以下之等の報告を基礎として日本内地及び各国とを比較して、如何に滿洲に結核が多いかと云ふことを知りたいと思ふ。

其ルには先づ結核に犯されて斃れた人々の死亡率を、他の呼吸器病乃至は消化器病、急性伝染病の其ルと比較して見たい。それによつて第一表には滿洲在住日本人、日本内地及び東京市に於ける各病の死亡率を比較して示したのである。

第一表 結核及心臓疾患死亡率の比較（人口10,000に付）

川人口統計

	在 鶴 野 人 均 (1925-30 平均)	日 本 内 地 (1925-30 平均)	京 市 (1925)
結 核	20.6	19.7	21.4
呼 吸 器 病 (肺炎、支氣管炎)	30.9	29.0	26.0
消 化 器 病	21.1	34.6	19.7
伝 染 病 (結核以外)	22.8	12.9	20.7
全 身 病 (糖尿病、其他)	17.7	35.8	12.4
神 經 系 病	8.8	30.1	21.4
糖 還 器 病	9.1	7.2	5.6
泌 尿 器 病	6.0	10.9	13.3
外 因 死	6.8	6.4	4.7
妊 娠 及 産 産	0.9	0.9	1.7
皮 膚 及 運 動 器 病	0.6	1.1	0.8
死 因 不 詳 (感 冒 等 心 心)	0.1	6.9	2.8
總 計	152.0 (訂正 182.3)	194.8	166.0

表に示した如く在滿邦人及び日本内地、東京市の何れに於ても、結核の死亡率は極めて高率を示してゐる。殊に呼吸病と分類せられて居る死因の中で、気管支炎等が其の何パーセントかは恐らく結核であることか想像せられるのであるからして、其れをも合併したならば結核の實数は更に多くなる筈であり、多くの統計研究者も結核の死亡率が事實は死因統計中首位を占むべきものと想像せられて居るのである。

表二

在滿邦人、日本内地、東京市及び英國の年別結核死亡率（人口10,000に付）

三人々統計

年 令	在滿邦人 (1925—30平均)	日本内地 (1925—30平均)	英 京 (1925)	英 國 (1926)
0—1	13.5	6.8	11.4	9.3
1—4	18.0	6.1	17.9	
5—9	10.5	5.1	13.7	3.4



10 — 14	15.3	16.8	21.7	3.4
14 — 19	39.2	40.1	33.9	9.6
20 — 24	32.8	43.8	28.5	13.5
25 — 29	20.5	34.4	29.5	12.7
30 — 34	18.8	25.1	26.2	11.3
35 — 39	16.2	18.7	24.5	
40 — 44	16.7	16.3	21.7	11.3
45 — 49	21.1	15.2	21.1	
50 — 54	23.7	16.3	23.5	9.4
55 — 59	23.6	15.3	27.0	
60 — 69	21.5	13.0	25.0	6.4
70	10.3	7.0	12.7	3.1
平均	20.6	20.4	24.4	9.6

次に在滿邦人の結核死亡率に就て、年令別に検討して見たい。前記した如く滿洲在住邦人の結核死亡率は、人口一万人に付て二〇・六と云ふ数字を示してをるのであるが、ニルら年令別に比較するとき、實際はその二倍ともなるべきものであると云ふのである。(第二表)

即ち「結核死亡統計を年令別に考察するとき、零才にて日本の約二倍、一―四才にては二・九倍、五―九才にては二・一倍、十―十四才にては一・五倍にして、二十―四〇才にては日本が二倍、四十五才以後では平均一・五倍に達する。此の壯年期に於て滿洲の方が低いのは、罹患後内地に帰国して死亡する為に、滿洲の統計には表れないものが多いのと、一方此の年令の者は内地より移住した比較的強壯な者の多いことが原因であつた。滿洲に於ける結核死亡率は小児期に於けるものを以て、真の姿と考へることを得るものであつた。逆に此の比率に依つて訂正死亡率を求めれば、實に三七・三の高率となると云ふのである。

果して三浦氏等が云ふが如き数字へ二倍へが真なるや否やは多少の疑点があるにしても、滿洲に於ける結核死亡率が日本内地に比して遙かに高率であらうと云ふことは誤りないものと思ふ。

次に之を主なる外国と比較し第三表に示した。

本表により滿洲の結核死亡率が如何に高率であるかと云ふことを知る事が出来る。即ち英国・米國・独逸・ベルギー・カナダ・オランダ等何れも人口一万に付きて十人未満であり、チリ・ポーランド等を除いた他の國に於ても、何れも十七人未満であつて、之を日本及び滿洲の二十人内外に比すれば少いのである。

第三表

日本、在滿邦人及び列強の結核死亡率と人口一万に付

國	年	次	結核死亡率
英國(英國及ウエリス)	1929		9.32

北米合衆國	1929	7.4	
独逸	1929	8.7	
加拿大	1928	7.5	
瑞典	1929	13.1	
伊佛佛	1928	13.4	
智利	1929	16.6	
波蘭	1928	25.6	
波蘭	1927	14.1	
自給	1929	9.23	
自給	1929	15.65	
西班	1929	13.62	
和蘭	1929	5.6	
總國	1923	29.3	
總國		17.5	

{
   
 L = ジャカード
   
 M = コー

四 共 朝鮮(在朝鮮邦人)	1929 1930 (1925-31平均)	19.6 18.6 20.4 20.6	
	(1925-31平均)		

ハ。ペ。ス。ト

滿洲に於て發生した過去のペストは、記録を出つて見るに明かに肺ペストも腺ペストも在つた。

(イ) 肺ペスト

記録の示すところによると、滿洲に於ては近世になつて肺ペストの流行は明かに二回在つた。明治四十三年末から翌四十四年の春にかけて一回と、大正九年末から十年にかけて一回と都合二回がある。

この中前者は殊に激烈を極めた流行であつて、明治四十三年十月中旬から下旬にかけて、滿洲里で発生した肺ペストが、鉄道並に船舶の交通に沿つて哈尔滨、長春、奉天と順次南下し、遂には鐵路山海関の方からと、大連よりの船舶によつて山東半島の方からと、二の兩方面から入つて北支那一帯をも風靡し、この流行に於て失はれた人命は、滿洲だけでも公式の記録によれば、四三、九四二を算するを以て、實際は五万を下らなかつたと推測せられる。

大正九、十年の肺ペストの流行も現在の興安北省を起點として発生し始め、この際も鉄道沿線に沿つて、哈尔滨の方に伝播したのであるが、南滿に及びける防疫措置宜しきを得た為か、前回に比して南滿に及びした被害は輕かつたが、北鉄線に沿つて東漸し、大正十年春四月九日には浦塩に迄及んで居り、浦塩では秋十月になつて漸く終熄し、四九八の死者を出した。この流行に及びける滿洲内の患者死数は合計八、五〇七名となつて居るから、これも或は一万名を越して居たゞううと推察せられる。

以上の二例が明かなる滿洲に於けるニ大肺ペスト流行であるが、其何れも極西北方の国外或は国内の腺ペストとして始まり、それより肺ペストに移行して全国を風靡したものであることは確実であつて、肺ペストの突発等と云ふものではなく、ペスト疫学の常道を踏んで居るものである。只其腺ペストの原因は何であるか、タルバガンであるか他の鼠族であるかは今日決定し難い。タルバガンであると遠かに判定し得ないと同時に、他の鼠族であるといふ記録も證左が無い。

#### (四) 腺ペスト

次に腺ペストの問題であるが、以下腺ペストを單にペストと呼ぶこととする。

滿洲国は現在遺憾なくペストの常在国である、然らば一俤滿洲国には何日頃からペストが常在するやうになつたのであるか。この事は今日必ずしも確実には決定し兼ねる。然し近世になつて滿洲国内ペスト發生年代

として各所から発表せられたものを見れば第一表に見る如くであつて、  
恰も宣統三年以来の如く見える。即ち明治四十三年の肺ペスト流行は死  
者五万を算したやうな濃密な流行であつたので、その際患者から蚤など  
を介して鼠族向に移行し、遂に拭ふべからざる鼠族ペストとしてエ着す  
るに至つたものとも考へ得ないわけではなしか、必ずしもかく断定する  
わけには行かぬ。主なる記録を散見するに一九〇五年、一九〇六年頃にも  
滿洲内にペストが在つたことが判るのみならず、尙一八九八年にも廻  
り得るのがあるから、整然たる記録が無いといふだけで、滿洲には相当  
古くからペストがあつたと考へて大過なからうと思ふ。北西に隣接した  
ザバイカル地方は、古くからペスト根元地として有名である。それより  
西方一体、天山山脈地方、支那トルキスタン地方、ギル吉斯地方等は又  
有名なペスト地帯である。又蒙疆オビドス、寧夏方面にもペスト常在地  
帯が存在する。



第一表 京白沿線へ又下 疫生史録（吉林省記録）

發生年	發生部	初發期	終發期	死亡概數
宣統二年 (明治四十三年)	高家店、大葦子溝、七家子屯、小呂家屯、婁家堡子、楊家園子、万金塔	旧十二月	翌一月末	
民國七年 (大正七年)	花園子、周穩台、爬式屯	旧七月中旬	八月下旬	五三
民國九年 (大正九年)	地甲子、張延良屯、干家園子	八月上旬	九月末	五〇
民國十八年 (昭和四年)	雙德山、楊樹林、黃家大院屯、牛尾肥山	六月末	九月上旬	一六〇
民國十九年 (昭和五年)	孔家屯、韓連榮子、小牛窩堡、梅家屯、綢家店屯、五里坑子、白鶴山屯、楊鳳嶺屯	七月中旬	九月末	二四六
民國二十年 (昭和六年)	五里坑子、西白鶴山屯、花園子、嶺上屯、譚家堡子	七月上旬	九月末	八三
大同元年 (昭和七年)	花園子、牛尾肥山、譚家堡子	七月下旬	九月末	七〇

これ等の点を統合すると、滿洲国ペストの起源は的確に決し兼ねるとしても、宣統以来といふが如き計しき歴史のものである。相当古いものであろうと想像するのが至当である。只滿洲帝国建国以前は都会地は格別、奥地農村のペストなどは殆ど行政外に置かれてあつた、め、記録の信すべきものがなく、第一表の如きも夫々地方の古老の臆げな記憶を出つて新しく調べ上げられた或意味に於て、貴重な資料であるといふに過ぎない。

滿洲建国後、農村ペスト地帯の真相は急激に明白になつた。康徳元年、民生部は通遼、哈拉海に夫々ペスト調査所を設置し、翌年から専門的に各々其管轄地域内の調査防疫に當らしめて以来、今年迄滿七ヶ年の努力に依り全貌明かとなつた。其後兩調査所は夫々鄭家屯、前郭旗に移転せられたが、業務は同様に継続せられて居る。その調査報告に基いて是国後ペストが発生した地方を旗縣別にすると一七縣九旗一特別市となる。

これらの地方に散はれる地域は長さ約七〇〇料、幅約三〇〇料を占め

る宏大な面積を有するのであるが、それらの凡ての地域がペストに因して同等の汚染を被つて居ると見るに当らぬ。多年の経験に徴すれば、それらの地域でも各年毎に患者の発生を見る処と然らざる処があるのがあつて、其経験に鑑み民生部では行政上の必要から其汚染の程度に依り、最汚染地域、汚染地域、危険地域に属するものは十一縣二旗、最近殆ど各年毎に其地域の何処かにペストの発生を見て居るもの、汚染地域は毎年発生を見なくとも明らかにペストが土着して居るであらうと推察すべき地域であり、二縣七旗が之に属する。危険地域なるものは曾て患者の発生を見に二ことがあるが、患者が他の地域から移動して来て発病したといふ様に、地域其もの、汚染の度、極めて低いもの四縣と、国都なるが政の東京特別市が二ルに含まれて居る、それらの地域の区別、特に最汚染地域と汚染地域との間には、本質的の区別は無いのであるが、過去の経験に鑑み、不足なる防疫力を以て、實際上の被害を最少限度に阻止する手段の一として合理的であると思ふ。

叔々、これらのパスト地帯が年々幾何数の患者が発生しつゝ、あるかと云ふに、大体第二表に示す通りである。

第二表 患者発生年度別

年次	発生	治愈	死
大同二年	一二六一	二五	一二三六
康徳元年	七七一	一	七七〇
康徳二年	三四二	三	三三九
三年	一四七	三	一四四
四年	二四八	九	二三九
五年	七一八	三一	六八七
六年	六五七	一五七	五〇〇
七年	二五五〇	五一八	二〇三二
八年	七〇五	一五四	二五五

上 Y 人

第二表に掲げた数字を見るに、康徳二年專断的に防疫開始して以来三年——四年は年毎に患者数の減少を見、恰も防疫の効果が歴然と現はれて居るが如く見えるが、其後に於て必ずしも患者数が減少しては居らな

## 九 克山病

克山病とは現在滿洲国の三大地方病の一として、広く世に知られて居るのであるが、此の名称は康徳二年（昭和十一年）晚秋初冬の候、滿洲國龍江省管下に病状並に原因不明な疾患の発生が喧伝せられ、それが特に克山縣下に顯著であつて、最初に同縣当局者より報告され、且その後の調査研究が主として克山縣を中心として施行される關係から、調査班會議に於て病原の闡明せられるまで、暫く之を克山病と言ふ仮称のもとに取扱ふ様決定され、現在に及んで居るものである。

北滿の地に於ける人類居住の歴史は極めて古い。然し克山地方に現在

の様な形に於て農民の定住したのは最近のことであつて、三十年を終た者は寧ろ古い方であり、二十年、十五年の者多く、一部は今日尚移動して居る状態である。従つて同地方に於ける克山病の厂史もさまで古く廻ることが出来ない。又國家としての正確な記録が存するわけも無く、住民の記憶によつて之を訊ねる以外に道が無いので、極めて漠然としたものではあるが、現在知られる居る範圍に於て、大体民国三年へ大正三年へに遡り得るもの、様で、殊に民国七、八年へ大正七、八年への頃に於ける爆發は、今日尚當時の工着民の明うかに記憶する処である。その後も年により多少の発生を見た様であるが、一般的に見て住民の記憶も、まだ正確でなく、散発性であつて、その数もあまり多い様ではない。

旧政権時代に於ける黒龍江省記録によると、民国六年頃一種の不明疾患が北滿を風靡し、官民に一大衝動を興へたとある。その症状今日の克山病に酷似して居り、大体住民の記憶を裏書きして居る。此の様にして、  
康徳二年へ昭和十年へ晩秋に至り、滿洲建國後最初の多発を見、更めて

世上の注目を惹くに至つたものである。

克山以外の地域に於ても大体全じ様な事候が見られる。富谷縣下に於ても民国八年へ大正八年へ以降、本病に近似した症状の下に死亡した者女子七名を算して居るが、康徳二年へ昭和十年へに至り突怒男子一名、女子一三名の死者を絶出するに至つて、更めて邵落民の注目する処となつた様である。同じく通北、克東、豊鎮、徳都各県下に於ても、本疾病の発生は康徳二年以前に遡り得る様である。

又通北省熱松縣下に於ては、康徳九年へ昭和十七年へ、亦、多数の急死者が續発し、調査の結果之が克山病であることが判明したのであるが、住民の言によると民国十八年へ昭和四年へ、康徳三年へ昭和十一年へ等の年にも多発した事があり、その前後にも多少の患者があつたもの、様である。

此の様に本疾患は相当古くから各地に存在して居り、年々多少の患者の発生を見てゐるのであるが、その数が必ずしも多くなき、その本態に

肉して特殊な注目を惹くこともなく経過して、之が或る年次に於て突然  
顕発形態を採り、多発して官民の肉心を惹起するに至るものと見るべき  
である。

滿洲国内に於て康徳二年（昭和十年）以降、本病が発生した処として  
報告されて居る地域は左の如くである。

北安省 克山 北安 依安 克東 通北 德都 嫩江 綏稜

鉄嶺の各縣

龍江省 龍江 景星 甘南 富谷の各縣

吉林省 青崗 東興 安達 爾西 五常の各縣

黒河省 瑷琿縣

興安東省 布特哈旗

向島省 延吉縣

通化省 蒙江 輝南 撫松の各縣

熱河省 田場縣 喀喇沁左旗



以上の八省・二六縣度に亘るが、此の中で調査班の手によつて實際に詳細調査したものと然らざるものとがあり、多少の取捨選択を要するもの、様である。他方発生地であつて、未だ報告され居ないものもあるのではないかと想像される。

此の様に挙げると本疾患は相当広範囲に亘つて蔓延してゐる様な感を与へるのであるが、之を各県下に於ける患者発生の分布状態を詳細に考察すると、何等が特異な地域的偏性を否定することの出来ない様な状態が見られる。発生数の少い処では其の同の状態を詳かにする事が出来ないのであるが、比較的多数に発生した地域に就て一、二例を挙げると見

る。先づ特に重きを於て詳細に調査した克山縣下に就て見ると、同縣下に於ける行政区劃は約二四〇を算し、各區劃によつて差はあるが大體一區劃に一、二乃至數個の部惹が存在してゐる。而して、昭和十年——十一年の二ヶ年間に亘つて、明かに克山病患有並に死者と思はれるものを出し

たのは、その内の二七区劃 三四部落である。而もその内でも昭和十年特に多数に発生したのは張雲團屯（三四名）、後三馬架（一九名）、二部落があつて、その他の発生部落に於ては大體二、三名宛に過ぎない。又發生部部落の二〇倍もの同縣に同じ様な条件のもとに散在して居る部落には、相当綿密に調査したのであるが、遂に克山病患者と認められる様なものを発見することが出来なかつた。その後、今日に至る迄同縣下に散発的に年々発生を見て居る様であるが、康徳八年（昭和十六年）再度多発した際に、やはり前記張雲團屯に数名の患者を出したと云ふことは、特に注目し値すること、信ずる。

次に熱河省圍場縣下に於ける康徳四、五年（昭和十二、三年）の発生に就て之を見ると、患者の出たのは圍場縣城西北方、山向の溪谷内に僻在する一村落に限局されて居るのであつて、同縣下に広く存在して居る訳ではない。此の様なことは凡そこの発生縣下に於て見られることであつて、本疾患の特異な点の一として挙げなければならぬ。

康徳二年へ昭和十年へ龍江省管下に本病の多発した際、特に青年子女に多くの患者を出した事注目せらる。北滿の女泣かせの奇病として世に喧伝せられたのであるが、此の事は後日の調査の結果必ずしも無稽ではないことが證明された。即ち本疾患の罹患者の性別を見ると、龍江省の昭和十年、十一年、十二年の三年間の患者総数二五〇中、男五四、女一八五、不明一一となつて居り、絶対数は女性に遙かに大である。同じく康徳四年へ昭和十二年へ冬の同場県下の発生数に就ても、男一八、女四九があり、康徳九年へ昭和十七年へ撫松縣域外区でその症状から克山病と推定されたものは男一〇、女三九である。その他の地域に於ても、発生数が少くてもはつきりしない様な場合もあるが、総じて女に多い。年令別に之を見ると、女子に於ては絶対多数が十六才乃至三十五才の範囲に入る。例へば前記三年間の龍江省管下のものに就て、十五才以下が二九名、十六才乃至三十五才が一三三名、三十六才以上が三四名となつて居り、その他の地域に於ても略々此の数字が裏書きされて居る。男

子に於ては此の年令別の関係はあまりはつきりしない様である。

此の様な患者の性別、年令別罹患者に就て正確な数を得る為めには地方住民の性別、年令別の人口を知る必要があるが、一般に現在の滿洲國の農村に於て男子に大であつて女子に小であることから推しても、本病の罹患者は女子に於て遙かに優位であることは明かである。

此の事實を如何に解釈すべきかは暫く措き、現地農民の生活姿態に於て屋外労働のみならず、家庭労働の大半迄も男子の司る外であるのに反して、女性は極端な迄に坐居的生活をなす事實を附記して置く。

癩病から死亡に至る疾病の経過日数は康徳三年へ昭和十年へ、龍江省管下の発生に就て分明する範圍で、一日未満（即日）死亡したもの五一、二日目一六、三日目二、四日目一となり、康徳三年へ昭和十一年へ度の発生に就ては即日四、翌日一四、三日目四、五日目一、十一日目一、不明三となつて居る。

即ち夜半乃至早朝に発病。その大部分のものはその日の内に死亡し、三日以上に亘るものは稀のやうである。但し極めて稀には十日以上も経過した後死亡するものもあり、或は比較的短期間の内に発作を繰り返へす様な場合も見られる。

主訴として毎常に見られるものには、悪心、嘔吐、胸内苦悶、胸痛、心窩痛、呼吸困難等が挙げられる。

臨床所見としては、意識は死に至る迄明瞭であり、神経系統の異常は見られるが、下肢腱反射等も正常である。胸内苦悶の爲め軽微な傾し、呼吸困難を認め、顔面蒼白、舌肉状を呈し、四肢冷厥、冷汗を発し、体温は普通以下となる。脈搏は微弱或は全く融れず、低血圧を示し、心尖搏動も融れず、心音は微弱で心律は不整となる。肺には屢々副呼吸音を認めるが腹部には着変が認められない。

要之、本病は心臓機能障害による急性循環不全状態を主徴候とする。

## 十 地方病性甲状腺腫

地方病性甲状腺腫は、我国では台湾を除いては殆んど見られない。而  
洲国では諸所に本病がある。孰れも小蔓延であるが、独り熱河省全般よ  
り万里長城を越えて一部北支に及び地域は相当広範囲に本病の蔓延があ  
り、且つ罹患率も高い。

吾人は之を便宜上熱河地方病性甲状腺腫と呼んでゐる。本病が直接或  
は間接に現住民に及びす影響は大きい。又邦人が該地方に發展する場合  
にも由々しき問題となる。即ち本病の原因的究明と同時に、その予防対  
策乃至治療法を講ずることは、日本医学に課せられる任務であると信  
ずる。

甲状腺が慢性に腫大する疾患を甲状腺腫と称してゐる。地方病性甲状  
腺腫とは一地方に於ける濃厚な甲状腺腫の蔓延を意味してゐる。反之、  
罹患率5%以下の場合には散発性甲状腺腫と称して居る。従つて非蔓延地  
に見られる單純性甲状腺腫、破火山期甲状腺腫、パセドー氏病、甲状腺炎、

悪性甲状腺腫等は地方病性甲状腺腫と区別せらるべきである。

此等地方病性甲状腺腫は地理的分布により、山岳性甲状腺腫、平地或は低地性甲状腺腫、海岸性甲状腺腫に分類せられる。山岳性甲状腺腫は実質性甲状腺腫に始まり、初生児甲状腺腫が見られる。クレチン病、粘液水腫、聾啞等の甲状腺機能低下乃至脱落症状を呈するものあり。パールパス山脈、ヒマラヤ山脈等に見られるものを示す。海岸性甲状腺腫は腺腫は多く膠様性で、実質性は寧ろ少く、初生児甲状腺腫も少く、クレチン病は存在しないのが普通である。従つて天度に反逆し易く、甲状腺機能亢進の傾向を有してゐる。和蘭、諸島の海岸、カンチヒ地方に存在するものを謂ふ。平地或は低地甲状腺腫は両者の中間にあつて、ガニユール河、バイカル湖畔等の甲状腺腫を指す。

熱河地方病性甲状腺腫は山岳甲状腺腫に属する。其分布状態は万里長城、三関門と称せられる古北口、喜望口、冷口の高原地帯より、承德、平泉、凌源、密雲、豊潤、石門砦により圍繞せられた地域は蔓延最も濃厚

で、それより漸次罹患率が低下し、北は赤峯、東は朝陽、南は山海関、西は北京の以北順義と結んだ線が本病蔓延の境界である。就中、馬蘭鎮、喜望口、平泉等は夫々八五、四%、七六、三%、五九、五%の高度の罹患率を示してゐる。

斯かる蔓延地域に於て蔓延中心地と罹患率低下蔓延辺陲地とでは疫学的に多少の相違がある。

蔓延中心地では発病年令が早い。即ち初生児、幼年期甲状腺腫が見られ、学令期に漸次その数を増し、思春期に最高頂に達する。然るに蔓延辺陲地では思春期に始めて発病し、壮年期に罹患率が最高に達する。

又性別的に観ると、中心地では男女の罹患率の差異は大略相等しいが大差を認めない。例へば馬蘭鎮では男女罹患の比率は一対一、一であるが、辺陲地例へば赤峯へ罹患率一三、〇%では一対六、二になる。

腺腫の形態、腫大度も辺陲地では著明な腫大は寧ろ尠く、弥漫性のものが多いが、中心地では腫大度も著明なもの多く、腺瘤状時には人頭大



にも違するものあり。又結節性のものも多い。其他のレチン病・粘液水腫・癩等はその中心地に多く、辺陲地には殆んど存在しない。

以上の諸事実は殊に地方病性甲状腺腫の発生要約を考慮する場合種々の示唆を与へる。即ち内的因子及び外的因子は共に重要なる役割を演ずるものであるが、甲状腺腫が地方病性に存在する意義は如何に土地結合性因子が重要であるかを推定するに困難でない。此の奥更に予防及び治療問題に対しても充分考慮せらるべきならぬ。

#### 十一 北滿 蒙古の性病

大東亜共栄圏北辺の守りを固むる我が滿洲国に於ても、性病問題は各方面に甚大なる關係を有するもので、新京、奉天、哈爾濱の如き大都市或は一時的在住邦人の夥しき北辺諸都市、諸地方に於ては、統計の示す所に依つても亦は担任衛生技術官の言に徴しても、日滿各系の特殊婦女子に於ける性病罹患率は、平均内地に於ける夫ルの三倍以上といふ驚く

べき値を示して居る。制度上に於ては毎月嚴重なる定期検査の下に罹患者は病院に收容、充分なる治療を為さしめられる事になつて居るが、医師の不足、病院施設の不備等の為に却々思ふに任せぬ真が多い。此の傾向は北方諸地方に於て殊に著しい様である。更に又満系に於ては種々の理由に依り、取締りも比較的嚴重ならざる傾きがあり、従つて罹患者もそれ又大である。数年前の統計ではあるが、満鉄日系社員六〇七二名の検査に於て、梅毒血清反応陽性八・〇八、疑陽性四・五四%あり、又梅毒の既往症を有するものは一四・九%に達して居た。衛生技術廠に於ける昨年迄の最近四ヶ年間に於ける新京市内各病院よりの検査依頼血清の梅毒血清反応陽性率ハワツセルマンーブラウニング法、村田両反応共に陽性なるもの $\vee$ を見るに左表の如き高率を示して居る。日系、満系に依る罹患者の差異は認められなかつた。

・ 开拓地に於ける性病蔓延状況に關しては、遺憾なく未だ充分なる資料が備はつて居ない。三省に於ける开拓村二個団にて、夫々ワ氏二〇、五

衛生技術廠検査依頼血清梅毒反応陽性率

民族	検査数	陽性	陽性率%
内地人	一、三九〇	四三〇	三〇・九
滿系	六八九	二一一	三〇・六
其他及不明	七五	二一	二八・〇
計	二、一五四	六六一	三〇・七

村田反応ニ三、八及びワ氏一六・六、村田一七・五%を挙げた報告あり、又我々が北安省に於けるニヶ村にて夫々二〇%前後の梅毒反応陽性率を見たる事あるに過ぎぬやうである。反問するに開拓地の人々に於て一部偏々都市に出で来つて其機会ある時には、対象として多く滿系を求めざるありとせられて居るが、上述の如く滿系特殊婦女子に性病罹患率の著るしく大なる現状より見れば、これは頗る危険と言ふべきであつて、斯く

あはは罹患者も或る程度の数に上り来る事も想像するに難くない。現地に於て實際診療に従事して居る公医或は地方衛生技術官の言は多くは之を裏書して居る。尤も関係機関等にて現地疾病調査或は巡迴診療を爲す際には性病を疑ふ者はあまり多くない。我々の二三用石村に於ける経験に於ても同様で、淋疾を訴へ来り、或は之を発見したものは一、二名に過ぎなかつた。

何れにして此向題は当該個人はもとより、用石政策の将来に対しても重大なる關係を有するものであるから、今後徹底的に之を究明し、適切なる対策を樹立する必要がある。殊に一昨年度より滿洲用石青年義勇隊の一般用石国移住が絶々行はれて居る。斯かる邊かに種々の束縛を解かぬに血氣の青年に於て、性病の相当程度の蔓延を見る虞なしとは保し難い計であつて、我々は之に対し殊に慎重なる考慮を払ふべきである。

滿洲系に農民の性病に於ては従来あまり多く報告されて居ない。滿洲各地主として西部、北部に於ける前後十日に亘る滿洲医科大学巡迴診療

班の記録に依れば、梅毒罹病率は一〇%内外の事多く、時に二〇%を  
 越える事もあつた。淋疾は明らかに記されて居らぬ場合が多いが、之  
 も一〇%内外の成績が挙げられて居る。但し此等は滿系のみならず  
 蒙古人も其中に集計せられて居る様である。

現在滿洲國にては二、三年後徴兵制度の實施と共に、國兵検査が行  
 はれるに至り、壮丁に於ける性病蔓延状態も稍々明らかになせられ来つ  
 て居るが、此れに依ると下表の如くである。

滿系募兵検査性病統計 (千分比)

年次	淋疾	梅毒	慢性下疳	計
康徳七年	五、四三	一、九二	一、七六	九、一七
全八年	三、八二	一、三五	一、五八	六、七〇

右の値は蒙古族又は回族を含ませぬ。

右の成績は日本に於ける最近の在丁性病罹患率一一%に比較すれば  
 寧ろ優劣をりと言ふべきである。

第四性病は算入せられて居ないが、これは各地にて一般人間に相当  
 数発見せられて居るから、実際には在丁中にもあると想像せられる。  
 梅毒に因しては我々の検索に依るに、新京に於ける海軍官吏の梅毒血  
 清反応陽性率一九三名中一名即ち五七%であつて、日系官吏二三一  
 名中一八名即ち七・八%より寧ろ低率である。

因人梅毒血清反応職業別陽性表

職業	検査数	陽性	陽性率 %
農	五八〇	七三	一二・六
商	一六五	三四	二〇・六
苦力	六一	一一	一八・〇
官吏	三七	六	一六・七
職人	二八	二	七・一

藝 人  
其 他

二七

二〇

三三〇

二〇

三

一五〇

計

九一八

一三九

一五〇

又下層階級として新京監獄の男子囚人を選び、之に於ける成績を見るに第四表の如く平均一五・一%の陽性率あり。此内農民に於て一二・六%、商人に於て三〇・六%の値を示して居る。斯かる犯罪者に於ては其罹患率は一般に比較して高かるべき道理である。

斯く以上の諸検査の結果よりすれば、一般満系に於ける梅毒罹患率はさまで高からざる事が想像せられる。即ち日本に於ける多くの統計の示す値六一—一三%の範囲内にあるであらう。

一般に蒙古民族の間に於ける性病蔓延度は極めて大なりと称せられて居る。壮丁検査成績は明らかに之を證して居り(次表)、之を前掲満系壮丁の罹患率に比較する時には顕著なる差異を示して居る。

蒙古族募兵検査性病統計（千分比）

年次	淋疾	梅毒	軟性下疳	計
康徳七年	一四・一〇	三・九七	一・七八	一九・九七
今八年	一〇・〇一	六・八〇	一・八六	一八・六八

蒙古人は淋疾は乘馬等に依り、何人も之を患ふものと妄信して怪します。又男子は一生に三度之を経過せざれば、一人前ならずとし且女子には絶対に淋疾の如きものはないと信じて居る由で、治療もなさず之を放置し、斯くして益々其蔓延を助長せしめる傾きがある。第四性病は表に挙げられると居らぬが、興安北省保硬科長小松博士に依れば、同省内に於ける氏の眞摯なる蒙古人性病調査行に於て、少くも二例の確実なる第四性病患者を見出したと言ふ。

蒙古族の梅毒罹患率に因しては、滿洲国内及蒙疆に於ける調査成績が従来数多く発表されて居る。大部分は井出氏反応のみにて検査を行ひ、



多くは二、三、四乃至四、五、六の陽性率を挙げて居り、一、二軍人、学生  
 の如き特殊階級の検査に於て一、二、三、四又は一、二、三、四の値を出して  
 居る。川瀬博士等は二、三、四年來興安西及北省当局の依頼に依り蒙古  
 各族に於ける梅毒血清反応検査に當つて居るので、次に其成績を概略  
 記述する事にする。

蒙古各種族梅毒反応陽性率（男女計）

種族	大十才	十一才以上	十六才以上	二十才以上	計
ハルハ	一〇二	一〇〇五	一〇七六	五三六〇	七五四三
	八	一三五	二〇五	一三三二	一六七一
	七・八%	一三・四%	一九・〇%	二四・九%	二二・二%
ブリヤート	五五	一〇四	八二	五一九	七六〇
	九	一七	二〇	一四二	一八八
	一六・七%	一六・三%	二四・四%	二七・四%	二四・七%

ブルガ	ン	カ	オルト
1.7%	7.7%	2.2%	6.7%
1.1	7	1	3
1.1	9.1	5	1.8
1.7%	4.5%	1.7%	13.5%
1.1	2	1	8
1.1	1.9	7	11
1.7%	10.7%	0	4.7%
1.1	2.7	0	1.8
1.1	1.8	11	11
1.7%	1.7%	6.2%	3.3%
1.1	1.3	1.4	6.3
1.1	9.7	1.7	1.7
1.7%	1.7%	5.8%	5.3%
1.1	1.8	1.6	9.6
1.1	1.5	7.7	1.8
1.7%	1.7%	5.8%	1.8
1.1	1.5	7.7	1.8

蒙古民族各種族の梅毒血清反応陽性率は、右表に挙げた如くである（但しバルガ族は小松氏による）。各種族に依って陽性率に差を著し、相違が看取せられ、オールドトが最大で、バルガ、ブリヤート、ハルハ之に次ぎ、ソロンは比較的少い。殊に小なるはカホル族で、其の陽性率は之を日本に於ける各地の検査成績と比較しても、寧ろ小であると言へる位である。カホル、ソロンは本来の蒙古族と称し得ず、其の風俗習慣も従つてこれと差異あるものであるが、或は斯かる点に其陽性率小なる理由を歸せしめ得るであらう。青年期に於て陽性率の着増を見るが、これば此疾病本来の性質として当然ではあるが、一面又彼等の間に梅毒の侵染著しきを物語つて居る。殊に六十才の陽性率は、ハルハ、ソロンにても八〇に近く、オールドト、ブリヤートの如きは、一六%以上にも達して居るが、之を原大小児科外系に於ける先天梅毒患者一五%なる値と比較する時、如何に梅毒が蒙古民族を蝕んで居るか、遺憾なく窺はれる。蒙古族の大宗たるハルハ族は興安西省の調査

であるが、二十一才以上の陽性率は約二五%を示し、旅承の他の報告に於けるより少い。但し二ルにとも兩系と接触の比較的多い調査南半地域と然らざる北半地域とに二合して見ると前者が一九、八%なるに對し、後者は二九、五%に達して其間明らかには差異あり、頗る興味ある示唆を与へて居る。セ一介以上の男女間に於ける陽性率の差は左表の如く、ダゴルを除いて女子の向に著るしく大である。二ルは一般に蒙古族は極めて早婚で且つ夫より妻の方が年長なる場合が多いのであるが、或は斯かる点も關係あるやも知れぬ。

二十一才以上男女別陽性率

	ハルハ	ブリヤート	オルト	ダゴル	ソロン	バルガ
男	二三、四	二三、六	二九、七	八、六	一七、九	二八、九
女	二八、一	三三、三	三八、九	七、八	三五、二	三五、二
計	二四、九	二七、四	三三、二	八、二	二一、七	三三、三

蒙古民族は一般に篤く喇嘛教を信仰し、喇嘛僧の一般民衆に及ぼす万般の影響は見逃すべからざるものがある。前田氏及小松氏は夫々原又は西新巴旗へ共に新バルガ族にて三六・九%、四二・〇%の梅毒陽性率を喇嘛僧の間に認め、以て喇嘛僧が梅毒伝播の重大なる役割を爲して居る事を推断して居る。川瀬博士等の検索に依るに、カホル、ソロンには喇嘛僧なく、フリヤートは六二名中八名、オルートは二四名中七名の陽性者を認め、ハルハ族では喇嘛僧六六〇名中一七〇名即ち二五・八%の陽性者あり、之を全ハルハ族の陽性率二二・二%に比較すれば統計学的には必ずしも大ではないが、併し喇嘛僧が蒙古民族間に及ぼす梅毒侵淫状態に因し、全く無関係であるとは言ひ得られぬ。今各喇嘛廟に就て陽性率を見るに、廟によつて大差あり、或は八・八%の低率に過ぎぬ所あり、又三三・八%の高率を示し、明らかに統計学的差異を有するもの、あるを認められた。

傳染病患者類別發生及死亡數 (泉總二年)

111444

		發 生	死 亡	
一	總 數	194,883	14,780	
疥 癬	疥 癬	5,540	1,269	
水 瘡	水 瘡	2,681	489	
蚊 瘡	蚊 瘡	4,416	219	
再 瘧	再 瘧	1,236	134	
流 行 性 耳 下 腺 炎	流 行 性 耳 下 腺 炎	4,017	351	
流 行 性 感 冒	流 行 性 感 冒	44,096	2,309	
流 行 性 肺 炎	流 行 性 肺 炎	1,932	329	
霍 亂	霍 亂	4,949	266	
丹 毒	丹 毒	1,244	87	
疥 癬	疥 癬 及 膿 毒 症	1,812	283	

熱風	傷水	產破	2.135	541	
病咳	日	恐	2597	198	
病核		百癩	410	76	
毒		梅	11.505	1034	
病		結	-	-	
性		性	10.047	933	
毒		淋	15.504	394	
病		放	15.815	301	
痘		射	151	23	
痘		鼻	73	72	
眼		臍	432	431	
病		脾	13.538	-	
池		痧	6.516	325	
		生	44.240	4696	
		疾			

		死	生	死	生
总数	总数	14,763	2,915	904	
寒或痘傷寒	寒或痘傷寒	4,549	904	272	
赤痢	赤痢	1,220	573	221	
天鼠疫	天鼠疫	4,583	341	365	
喉痧	喉痧	1,629	34	77	
白喉	白喉	368	35	314	
流行性腦脊髓膜炎	流行性腦脊髓膜炎	192			
猩紅熱	猩紅熱	312			
其他	其他	426			
总数	总数	14,844	314		

1

2

3



國立醫院病類別新患者數 (康德二年)

病類別	總數	人		其他	
		男	女	男	女
總數	14,943	7,020	3,180	2,444	2,299
1 全身病	79	48	26	2	3
2 精神病	24	12	2	5	5
3 神經系統病	366	177	91	48	50
4 循環器病	137	65	38	19	15
5 眼及其附屬器病	833	416	172	136	109
6 耳鼻喉病	724	365	121	147	91
7 呼吸器病	1,377	532	269	325	251
8 消化器病	2,256	900	474	495	387

病 類 別	總 數	人		其 他	
		男	女	男	女
10 齒 牙 病	662	215	122	175	150
11 運 動 器 病	182	94	46	29	13
12 皮 膚 及 其 附 屬 器 病	2084	1141	451	251	241
13 秘 尿 生 殖 器 病	896	135	304	99	358
14 外 傷	869	635	93	97	44
15 弱 死. 凍 死. 縊 死	5	4	1	-	-
16 畸 形	19	18	1	-	-
17 妊 娠 及 產 產	308	-	90	-	218
18 急 性 中 毒	104	48	50	3	3
19 慢 性 中 毒	14	6	1	4	3
20 新 生 物 癌 其 他 惡 性 新 生 物 其 他 新 生 物	8 29 358	3 20 269	4 7 74	1 2 11	- - 4

十二指腸虫	2	1	1	2	1
蟻	7	4	2	1	1
寄生虫	69	32	22	6	9
21 虫	-	-	-	-	-
肝肺	-	-	-	-	-
其他寄生虫	9	4	4	1	1
22 脚	54	2	2	17	33
23 傳染性	2.667	1.496	569	393	209
24 診斷不詳	62	36	9	11	6
其他	26	16	6	3	1



第三款 比 律 賓

比律賓の主要死亡の数は（一九三八年）

	死 者	患 者	人口万対死者	我が国との比較
肺 結 核	三四、六九三	四四、五六〇	二一、七	一、五倍
肺 炎	三三、八九二	三六、七二〇	二〇、六	一、四倍
気管支炎	二七、〇六六	四六、二六二	一六、九	五、一倍
脚 気	一七、一〇四	二〇、九三四	一〇、七	七、一倍
マラリア	九、四二七	七六、一九三	五、九	七、三三、三倍
赤 痢	二、八三五	八、八六七	一、八	〇、六倍

フィリッピンに於ける人口万対の疾病死亡率

疾病

一九二一年に於ける  
総死七数

同上人口  
万対死七数

一九一六年より  
一九二〇年迄の平均

マラリヤ

二六、一九九

二九、三四

三四、六二

肺結核

二二、四七八

二五、一八

二五、四四

其他の結核

一、三七二

一、五四

一

痘瘡

一、二八

〇、一四

一五、九一

感冒

一、九四四

二、一八

一、一八六

アメトバ赤痢

四、七四六

五、三二

一一、三二

細菌性赤痢

四、一一一

四、六二

一一、三二

コレラ

三、〇

〇、〇三

八、八〇

腸チフス

二、〇七〇

二、三二

三、五七

百日咳

一、八六三

二、〇九

二、一五

肺炎

一、四二二

一、六〇

一、二七

麻疹

三、〇五三

三、四二

〇、八八

脳脊髄膜炎	八〇	〇・〇九	〇・二七
ガフテリ	四五	〇・〇五	〇・一〇
デング熱	三四	〇・〇四	一
十二指腸虫病	三五四	〇・四〇	〇・一二
破傷風	一五五九	一・七五	一・四七

比律賓では肺結核が死亡原因の第一位であつて次いで肺炎、気管支炎の様な病気が多いので、我が国よりは一段と保健状態がよくない。比律賓の政府でも我が国と同じ様に結核問題に重点を置いて、結核予防会だとか、相談所、診療所等を休つてやつてあるが容易には減少しない。

肺炎や気管支炎も物毒く多いが、この肺炎や気管支炎こそ寒国の病の様に見えるが、それは全く認識不足で熱帯には寧ろ風邪や肺炎が多いのである。熱帯では熱い為には汗が盛んに出てそこで冷え込んで風邪を引くのである。そして処置を誤ると気管支炎や肺炎になつて死亡するのであ

る。しかも比律賓ではこの肺炎が段々増えて行く傾向があつて、マニラでは最近二十年位の間に三倍になつたと云ふことである。死亡者の多くは生活が貧困で無智な者が多く従つて適当な医療も受けず、衣服や栄養が不適當であることが之に拍車をかけて、死亡率が高いのであらう。

脚気の多い事は驚くべきで、我が国でも世界の有名な脚気国であるが比律賓では更に我が国の七倍に及ぶ。その脚気患者の内三分の二は小児で、死亡率も亦非常に高い様である。

比律賓では白米を用ゐる為と一般に栄養の知識が欠けてゐるため栄養が不完全の為に脚気が多いのであらう。脚気に限らず比律賓には一体に栄養不良から来る病気が多くて、佝僂病、ペラグラ、貧血等に依つて死亡する者が多い。齧齒が非常に多いが、これも砂糖をよく食べると云ふよりは深養が不完全だからである。肺炎や結核の死亡率の高いこと、乳児死亡の多いこと、何れも栄養不良と関係がある。栄養失調の多いことは熱帯地方通じてのことであるから、熱帯で生活する場合は真剣に栄養の



ことを考慮しなければならぬ。

マラリアが多いことは熱帯としては当然のことである。我が国ではマラリアで死亡する人は一々年僅かに六、七十名に過ぎぬが、比律賓ではマラリアの爲に一万名近く死亡する。マラリアには色々な型の型があるが、比律賓には三日熱へ一日おき高熱を発するものゝと熱帯熱へ毎日高熱が出るものゝとが多い。マラリアを媒介する蚊は比律賓では二十七種の多数に上つて居るが、エレス、ミニムスと云ふのが最も恐ろしい。蚊の発生が多いのは乾燥期で、マラリアの流行地はルソン島東海岸、シンドロ島、パラワン島等である。

癩病は比律賓にも三万四千名の患者が居ると云はれ、我が国より遙かに多いが癩病予防施設は非常に完備して居つて世界的に有名である。現在收容されてゐる患者は九千名程度で、南方の孤島クリオン島と云ふ所は有名な癩病患者收容所になつて居る。未收容の患者は未だ二万人以上になつて居つて気味悪いが、セブ、イロイロ、アルバイ等の日本人に

は余り肉味のよい地方に散在してゐる。

熱帯濱場も相当にあつて年々一万余以上の患者が發生してゐる。デン  
カ熱とか フランベチアと云ふ様な熱帯特有の病氣も他所に劣らず多い  
が コレラや天然痘は非常に少ない。

コレラ

マニラ市を除く各地方のコレラ發生状況は次の通りである。

年次	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	死亡計
一九一四年	五、一九	〇	九八六	一、四五五	二、一〇七
一九一五年	二、八六	五、一〇	四七五	二、一五	七、七六
一九一六年	四、五八	五、七二	五、三三〇	五、二八三	七、四七三
一九一七年	三、七四九	三、五三〇	四、七一四	二、九三四	七、一八三
一九一八年	一、三〇〇	五、七四	一、三三八	三、〇四三	四、五七九
一九一九	一、二四三	三、一四一	一、七九二	四、二二三	一、八〇一

一九二〇	一三四九	二九六	二三一	一八	一三八四
一九二一	八	二四	九	六四	五三
一九二二	二八	四五	三二	一	六五

即ち患者を発生しない年はないが、併し一九二一年と一九二二年は何れも患者の発生著しく減少したことを示して居る。この傾向は東亞諸國に於て同様に認められることである。一九一九年は過去最も甚しい流行を見た年である。

### 痘 瘡

マニラ市を除く全島の痘瘡患者発生状況は次の成績である。

年次	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	死亡計
一九一四	一	一	一	一	四三八
一九一五	一	一	一	一	二七三
一九一六	一	一	一	一	二五〇



#### 第四款 佛領印度支那

風土 水質が悪く、住民の衛生思想は幼稚であり、生活程度文化も低い。ために佛印政府当局の努力にも拘らず、一般衛生状態は良好ではない。住民の大多数を占める農民や労働者が経済的に恵れない生活をしてゐるために栄養状態も好くなく、従つて各種の疾病に対する抵抗力も衰へ病氣にもかかりやすいし、又彼等の衛生思想は幼稚であつて疾病に対する豫防治療の智識を缺き、乳幼児保健に関する智識を缺いてゐるため病氣にもかかりやすく又乳児死亡率も高い。

経済的に恵れぬために充分に食へることが出来ない上に充分に着ることも出来ない。衣服は全く不完全なものである。又住宅も不完全で斯く衣食住とも何れも不完全であるので、各種の疾病に侵されやすいのも当然である。

佛印の風土病で最も注意しなければならぬのはマラリアである。一

流都市では防遏措置も講ぜられてゐるので、マラリアも少ないが、田舎  
 殊に奥地や山嶽地帯では非常に流行してゐる。此等の地方ではマラリア  
 のうちでも悪性マラリアが猖獗を極めてゐる。佛印住民向に広く流行し  
 てゐるので、此に依つて蒙る経済的社会的の影響は極めて大である。黒  
 水蒸も高地トンキンには見られ、安南、交趾支那にも稀にはある。

マラリヤに亘いど多いのは赤痢である。赤痢は細菌性赤痢もあるが、  
 佛印ではアメーバ赤痢が多い。アメーバ赤痢は併発症として肝臓膿腫  
 へ肝臓に膿をもつものゝを起すので注意すべきである。下痢、腸炎も多  
 い。又腸チフス、パラチフスも多い。コレラは以前は非常に流行してゐ  
 たが、最近では発生数も減じ、来てゐるが、併しながら附近の国にはコレ  
 ラが流行してゐるので、何時又流行を来すかも知れない。痘瘡は年々発  
 生し流行してゐる。

ペストは以前流行してゐたが最近の発生は少なく、仏印の僅く一部に  
 あるに過ぎないが、此もコレラ同様、附近には流行してゐる地方もある

ので此等の地方より輸入せられて流行を起す可能性はあるので監視すべきではない。

其の他 急性伝染病としては 癩疹チフス、デング熱、チフテリア、脳脊髄膜炎、インフルエンザ、ワイル氏病、破傷風等がある。

慢性伝染病としては結核は非常に多い。癩病も少くない。

性病は工着民がこれに対して無関心であるため非常に流行してゐる。

記録せられる出生及死亡数は大都市の特殊のものを除いては近似的のものに過ぎない。出生及死亡の登録及縣中央官廳に報告する責任を有して居る。一定部落に於てはその業務は效果的に実行せられて居る。然し不幸なことに印度支那各部に於て行なはれて居る徴税制度は村長組合の財源となるために出生及死亡の届出も抑圧せしめる様になつて居る。同様な困難は正確なる人に調査を行ふ場合にも起るのである。村長にとつては公式の数字より超過した人々をその監督下に置くことが経済的に有利である。

公衆衛生の見地よりはかゝる事態は最も不幸なことである。 *Council*

*China* を除いては東洋に於ける他の諸国の大部分に於て死者の総数、その年令及性及死亡日時を略正確に知ることが不可能である。かゝる資料が累年的に利用し得る場合は例へば報告と凡た死因が当にならない場合と雖も、その国の伝染病構成 (*evidence constitution*) に関する甚多興味ある推定に達することが出来且伝染病届出の効果を判定することが出来来る。東洋の主なる流行病の大部分は特殊な且比較的一定した季節的流行を示してゐる。

伝染病に關しては罹患及死亡の報告数は一般に實際の數に尺らざることは疑ひないところである。然しながら印度支那の如何なる部分に於ても死亡率を認め得べき程度に増加せしめる原因となる疾患が未だ見のままであることは認め難い。

一九二一年に於ける伝染病による患者及死亡數報告例は下記の通りである。



歐洲人

土

人

患者数

死亡数

患者数

死亡数

腸チフス

一〇

一

九九

二九

天然痘

一

〇

一四五六

二二五

チフテリ

二一

〇

二一

一

コレラ

四

二

四四三三

二八三八

ペスト

二

一

一〇〇九

九四七

赤痢

一五

〇

三一五五

二九

脳脊髄膜炎

五

一

一三九

四四

インフルエンザ

二

〇

一六二七

二一六

発疹チフス

一

一

〇

〇

再発熱

〇

〇

二

〇

水痘

〇

〇

一三六

〇

一九二一年に於ける土民内の重要疾病をその頻度順に列記すれば

マラリア	一三、八七七
性病	四、四七一
気管支炎	三、二五四
結核	二、〇〇〇
梅毒	一、五四一
コレラ	四、四三二
赤痢	三、一五五
脚気	一、六六四

右表は疾患の中大なる部分がマラリヤによつて占められて居ることを示して居る。マラリヤは多数疾患の直接原因たるのみならず、又多数小児の伝染病に対する罹患者の原因となるものである。観察されたマラリ

ア症例の約三分の二は良性三日熱型のもので、殊リの大部分は熱帯熱である。四日熱マラリヤは比較的稀有である。マラリヤ撲滅対策は近時印度支那の最もマラリヤの多き地方ニニに就き特に関心を以て施行される。一般衛生状態の改良と特殊マラリヤ村落に於ける生活様式の改善に努力が払はれて居る。マラリヤ地域に於てはキニーネが大量に無償頒布されてある。一九二一年印度支那に於けるキニーネ消費量は一六三九罎にのぼる。

マラリヤに次いで結核と性病は罹患と死亡の二大原因である。

### コレラ

コレラは印度支那に於ける流行病の一である。コレラ患者が何れかの縣に於て報告せられない月はない。然しながら広範囲を荒廃せしめるコレラの流行は極端ではない。下記は一九二一年に亘るコレラ患者及死亡数である。

年次	患者数	死亡数
一九一三	一五、一八三	三、〇三八
一九一四	三、五三三	二八一
一九一五	七九八	四八九
一九一六	九、八九四	六、三二六
一九一七	九、七七四	六、九八七
一九一八	二、三三三	一、四三九
一九一九	二、〇二九	一、四五六
一九二〇	一、五九一	四七九八
一九二一	一、五九一	一、〇三五
一九二二	四、四八二	二、八三八

上表の数字が患者発生実数の大略の比率を表すものであるならば、  
 此は信すべきものであるか、死亡率は高い。

ペスト

腺ペストは仏領印度支那に於て未だ嘗て疾病及死亡の重大原因となつた事はなく、沿岸或は河港より隔つたところでは流行型をとつた事はなかつた。汚染を受けたのは全世界流行の早期であつて、尔来小焦点を作つて固定して居る。

一、九一ニ——一九二一年間のペストによる累年患者及死亡総数は次の様である。

年次	患者数	死亡数
一九一ニ	一七三七	一四九九
一九一三	三七七一	三七八〇
一九一四	三〇五四	一五八七
一九一五	九七六	七六七
一九一六	八四四	五三四

一几一七	一八〇五	七八四
一几一八	一八〇二	一四一四
一几一九	八四二	七〇四

東京及瓜州湾 安南 交趾支那 カンボヂヤ ラオス

月	患者数	死亡数	患者数	死亡数	患者数	死亡数	患者数	死亡数
一月	1	1	25	21	3	1	29	29
二月	1	1	22	19	6	2	30	30
三月	10	10	17	15	6	5	38	38
四月	77	70	39	32	16	7	38	35
五月	144	138	18	13	17	9	27	26
六月	43	47	6	6	17	8	28	28
七月	4	3	2	2	19	13	41	40
八月	1	1	8	8	28	21	32	31

九月	1	1	6	5	15	8	26	16	1
十月	1	1	4	3	8	4	30	30	1
十一月	1	1	6	3	7	4	50	50	1
十二月	1	1	26	26	7	4	81	81	1

天然痘

天然痘は東洋の終ての国に於けると同様、仏領印度支那にも存在する。痘症には特別な注意が行はれてゐるので、罹患者及び死亡率も左右する原因とはなつてゐない。一九一二年——一九二一年間累年天然痘患者及び死亡数は次の如し

年次 患者数 死亡数

一九一二年	九二四	三〇〇
一九一三年	三八八七	二二二九

---

一九一七年	五〇〇〇	一〇九六
一九一八年	五九四五	一五〇〇





米を挙げてる。

## 脚 気

一九二一年に於ける脚気患者は、六〇九人で中死亡者二六四人である。此の計中、交趾支那では一、二一〇人の患者があり、中死亡者二一六人となりと報告されてゐる。印度支那は勿論米産出国で米を常食としてゐるが、高度に搗かれた米は普通用ひられてゐないと云はれてゐる。此の事實は脚気の比較的少い原因であらう。脚気の病因に対する興味ある重要な研究が、パスツール研究所に於て行はれつゝある。

## 赤 痢

赤痢は印度支那に於ては普通であるが、死亡率の重要な原因とはなつてゐない。一九二一年に於て三、二五五人の患者発生を見てゐるが、中死亡せる者は二九名である。肝臓腫が歐洲人の間に於て稀であることは

アメリカ赤痢にエメチンが用ひられた事によると信ぜられる。然しながら安南土着民の向には肝臓腫は稀ではない。印度支那に於ける赤痢の種々なる型に肉しサイゴンのパスツール研究所にて行へる二〇〇〇の糞便の検査の結果得たる数字は興味がある。即ち

アメリカは一六四例、鞭毛虫類へトリコモナス、ラングリア、テトラミツスは一六五例、スピラは一五三例で、赤痢菌は三一例である。

### 腸チフス

腸チフスは印度支那の各地に又毎月散発する。然しながら、東洋の他の大部分に於ける如く、普通に見られる疾病ではない。一九二一年に歐洲人の腸チフス患者は死亡数は一〇名及び一名であり、土着民に於ては凡九名及び凡名である。パラチフスは尚稀である。

### 流行性感冒

一九一二年に於ける流行性感冒の患者数及び死亡数は二〇七八名及三二九名である。該疾病は安南に於て、年の始めに大部分発生する。一九一八年—一九一九年に於ける流行性感冒の世界的流行の時、印度支那に於て最も蔓延したが、輕症のものが多く、印度の様な高死亡率を示さなかつた。

佛印に於ける医療救護統計（一九三八年）

本地人患者数

本地人死亡者数

### 総 数

三四五、二一五

二三、二八九

### 一 傳染病

二、五六五

一、三三五

### パ ス ト

一

一

### コ レ ラ

一、二二一

八一三

### 痘 瘡

一、三四四

五二二

発疹チフス

二 風土病

八六、三四〇

五、五八五

マラリヤ

五一、〇六一

四、四六八

血色素尿熱

二八四

六九

アムールバ赤痢

五、六一三

三四五

細菌性赤痢

二七九

二九五

腸寄生虫病

七、三八九

几三

脚気

三〇八九

二二三

週期的発疹病

二、〇〇六

一〇

侵蝕性潰瘍

四、四五四

七六

其の他

一、二〇六五

六

三、流行病

一四、八八八

一、九三六

肺炎

六、四〇八

八七二

流行性感冒

二、一九二

二

小児麻疹

一七

三

流行性脳脊髄膜炎

三九

三三

チフテリア

九二

六一

破傷風

一八六

七〇

腸チフス

八九四

一九〇

麻疹

六一

五

流行性耳下腺炎

七六三

一

トラホーム

二六七四

一

狂犬病

二二二

三三

其の他

四七八〇

六五七

四 社会病

三五七〇六

二八五九

肺結核

七五二〇

一四三五

其の他の結核

一〇五一

一五〇

微生物

一〇五〇三

二三四

淋疾	七、八五六	三
癩	二、二八六	六四六
癌	一、八三六	一三四
アルコール中毒	二一六	一三
阿片中毒	三九一	一四一
其の他	四、〇一七	一〇三

第五款 泰 國

マラリヤ

本病は泰國では衛生上からも経済上からも重大なる疾患である。発生区域は主として南部及北部地方の丘陵地で、年中河に水のある所である。中部及東部には少い。此の地方では一年中五—六ヶ月間は乾燥して居つたり、或は水が餘り汚いので「マラリヤ」媒介蚊の孵化に適しないので、「マラリヤ」患者が少いのである。

「マラリヤ」の死亡数は夥しいものである。五年前の統計であるが約一千三百万の人口に付一年間に三万五千人程の「マラリヤ」に依る死者があつた。諸種疾病に依る死亡中「マラリヤ」死亡者が第一位を占めて居る。衛生当局はどうしても此の差迫つた問題を何んとかしななければならぬ。衛生局には「マラリヤ」課があつて之に當つて居る。

天然痘

天然痘は屢々発生する。患者及び死亡に關する公式の統計数は必ず可成り実数より少く表はれてゐる。

	患者数	死者数
一九三四年	一五二	二九
一九三五年	三四	四
一九三六年	二	〇

ペスト

ペストは一九〇四年に初めてバンコックに発生し、ボンベイに経路を引くものである。ペスト流行期以前に於てはバンコック以外の地方に於けるペスト発生に關する報告は極めて少数である。一九〇七年にはバン



ユツクの西方にあり南部鉄道沿線の比較的重要な都市なるパラバトム *Patham* に三〇五名の死亡数あるを報告してゐる。一九一三年以後比較的完全なる報告が用ひられてゐる。毎年繰越し発生の被害を蒙れる少数の町村はすべて市場の中心である様に思はれる。此等の町村すべて人口稠密であり不衛生な住居が特徴であり、又牲貨が山と積まされてゐる。嘗て発生せる他の場所ではペストは直ちに絶滅されてゐる。一九二二年に於ける保健省の報告は泰国に於ては飲食店、板倉庫、精米所、市場附近の不衛生且雑然とした家屋等が屢々ペスト発生場所となれるを示してゐる。

泰国に於けるペストの季節的流行は特徴あるもので、十一月より四月の間の月は例外なく、毎年発生 of 被害を見る町村に於けるペスト発生 of 最高月で、他の月は比較的ペストの少い月である。泰国に於けるペストは單の非常に繁殖する用港地の如き場所以外は蔓延するのは、非常に困難の様と思はれる。

泰国に於ては未だ肺ペストの報告例は無い。一九三四年には一六名、一九三五年には三名の患者の発生を見、一九三六年には一名の発生もなかつた。ペストの予防対策として行はれて居るものは主に鼠の駆除である。防鼠の意味から米穀貯蔵の方法に就ても色々なことが指令せられてゐる。

コレラ

本病は泰国中部の諸地域に乾期に於て流行する。此の地方は幾つかの大川が流れるに多数の運河に依て連つて居るので水に依て蔓延することが極めて多い。

	患者数	死亡数
一九三四年	九	六
一九三五年	一四〇六	九二七
一九三六年	五〇九	三一三四

## フランベジア

本病患者がどれ位あるか未だ分つて居ない。本病は主として東部地方にあるが、南部地方の所々にも存在する。

## 結核

結核は可なり多い。統計の示す所によれば毎年本病にて死亡する者は一万人以上である。そして結核禍は農村よりも都市に甚しい。

結核予防施設も迄々普及せんとして居る。日本では結核死は死因中の第一位であるが、泰国では結核は四番目位で第一位は前にも述べた様に「マラリヤ」第二位は下痢腸炎、第三位は乳児疾患である。

## 癩

調査の結果泰国には一六八九三名の本病患者が居る事が分つて居るが、此れは中々大きな肉腫である。患者の分布は全国的である。即ち東部七

。四一名中部四二五六名、北部三一六五名、南部二四三一一名である。

バンコック

バンコックでは出生死亡に因しては充分に注意して登録されてある。

B. E. 二四六四年へ一九二一年一九二二年に於て出生数は

一〇、二〇九人、全市人口の千に対し三一、四である。人口の中泰国人に就

いてのみ見るならば、千に対し四八、八と云ふ非常に高い出生率を示して

ある。同年間に於ける死亡数は一〇、五九八人にして、人口千に対し三三、

六である。次に述べる死因は注目すべきものである。之に付き死亡数を

述べるならば

腸チフス	一三六	脚気	三七二
熱病	一〇二九	癩	三五
コレラ	一	マラリヤ	二五五
赤痢	五二	天竺痘	一

ペスト 七一

下痢及腸炎 一一七八

結核 一三七一

麻疹 八九

ダフテリイ及肺炎 八六

上述の疾病中ペストは恐らくバンコックと貿易関係にある諸國より見ると非常に重要視せらるべき疾病である。バンコックに初めてペストの流行したのは一九〇四年の十二月である。略同時の頃に泰國に相隣れるビルマカンボヂヤの兩國にペストの流行を見たことを想起する時は此の事は興味あることである。一九〇五年より現在に到る向未だ嘗て本市に若干数のペスト患者の報告の無かつた年は無いのである。患者数の毎年の統計は次の如し。

年次

一九〇四

三二人

一九一三

五八人

一九〇五

二四

一九一四

四三

一九〇六

五九

一九一五

二九八

一九〇七

三九

一九一六

二四〇

一九〇八

五一

一九一七

一四七

一九〇九

一六八

一九一八

一七九

一九一〇

一〇三

一九一九

五一

一九一一

一〇六

一九二〇

二八

一九一二

四八

計

一七三二

B. E. 二四六四年八一九三一—二二二二年ノに於ける月別ペスト死七数

四月	七	十月	二
五月	四	十一月	一
六月	三	十二月	五
七月	一	一月	一
八月	一〇	二月	一五
九月	〇	三月	一二

上述の数字より見て、ペストは頑強に固執するにも拘らず、バンコックの総疾病の患者及死亡数の何れに対しても重要なる原因となつて居ない。

比較的最近建築された建物を除外するならば、バンコックと殆んど同じ大きさのニ三の都市はバンコックよりなほ単の住むに都合良くなつてゐる。従来の家屋は地上ニ三呎の所に床があり、此の場所に単は充分なる避難所を見出してゐる。精米所は既に述べた所であり、此等の精米所

に取付けられたる大きな向屋の倉庫は鼠にとって大規模な棲家であり食糧となる。保健省は鼠の駆除及び鼠の検査に力を注いだ。鼠を畏にかけ取ると云ふことは鼠の繁殖数から云へばある程度の効力を挙ぐるにも不十分であるが、然し此の種の方法は教育的價値を有すると云ふことは非常に正しいと考へられる。二四六四年に於て五九八七匹の鼠が中央試験所で検査された。此等の中一七匹は有菌鼠であり、中一一二匹は *R. norvegicus* 二匹は *R. rattus* 二匹は *R. concolor* があつた。  
*R. norvegicus* (*documentarius*) はバンコックに非常に多い鼠である。この事實は人間のペスト発生は鼠族間伝染病の指数として一部説明し得られる。

B. E. 二四六四年に於けるコレラ患者数及び死亡数は夫々五六人及び一七人である。此等の患者は散発的で一年の中十ヶ月に一人或は二人の死亡数が記録される。東洋及び東亞に於ける他の大部分の諸国及び都市に於ける如く、コレラは一九一九年に猖獗を極めた。B. E. 二四六二



年へ一九一九——二〇年）に於けるコレラ患者数及び死亡数は夫々  
 二九九九人及び二五五七人である。日、E 二四六三年に数字は一三六〇  
 人及び九二一〇人である。

前に掲載せられた表によると日、E 二四六四年の天然痘死亡数は  
 僅か一名である。天然痘は現今に於てその患者数及び死亡数が非常に減  
 少したかの観があるがさうではない。痘痘は重要観とされてゐる。日、E  
 二四五九年——二四六三年に至る間の天然痘患者数及び死亡数は次の如  
 し。

年次	患者数	死亡数
二四五九	五	一
二四六〇	四九	二三
二四六一	二一	一〇
二四六二	四	〇

二四六三  
二四六四

四 五

種痘数は毎年三〇〇〇より四〇〇〇の間を上下してある。バンコックにて第一期の種痘は強制的である。

## 第六款 馬来及昭南島

馬来地方一般につき之を觀れば衛生状態必しも未だ良好とは云ひ難いが、シंगाポールのやうな都會地では、特に在留邦人及び歐米人向の罹病率、死亡率は高いとは思はれない。但し下級の支那人上着人などの向に赤痢、肺結核、脚氣、小児痲疹へひきつけし等のやうな低文化諸病が依然として多く、一般住民の衛生思想が低いこと、生活安易單純な爲めと、劣等体位者が勞働人口中に多いことなど總括的に馬来の地を非衛生不健康の境として伝へ來つてゐるが、實際には近年一般死亡率は一般出生率よりも低くなり、概して昭和二年頃を死亡率最高記録として漸次に衛生状態が好転しつゝ、あるのを認められる。然し乳児死亡率即ち生後一ヶ月以内の死亡する嬰兒の数は甚だ多い。

馬来地方の主なる風土病としてはマラリヤ熱、赤痢、脚氣、十二指腸虫病、肺結核、小児痲疹などを挙げることが出来るが、此等の諸病は殊に多く農村に於て甚だ執拗に浸淫して居るのを見るべく、又都會地に於

ても勿論また相当の脅威となすところである。其他最も普通なる熱帯性  
軽伝染病としてデング熱、パタチ熱など諸症があり、水痘、腸チブス、  
チフテリマ等も亦時に発生を繰り返すが之等は常在性では無い。赤痢、腸  
カタルなどといふものも又主として農村に於ける最重要死亡原因になつ  
てゐるが、これ亦都会地では上下水道の設備と共に漸く減少してゐる。

肺結核は普通幼弱を年輩に最も多く、又中年以前に発病してゐるのを見  
るが、支那人向では中年以後の者乃至相当の年輩にも亦多い。

十二指腸虫、蛔虫などの寄生は土人下級支那人の向では普通で殆ど全  
農村住民凡そ之を有すると云ふも過言でない。

脚気は白米を主食とする支那人、馬來人の向に於て高度の罹病率と死  
亡原因をなすは当然であつて、特に近年脚気死亡が頗る多いやうである  
が、これは一つは報告が確になつて来た為もあらう。小児痙攣と称する  
のは本邦に於ける疫痢のやうな最急性の下痢症又は脳性重患であつて死  
亡率は甚だ高い。多くは未熟の生果、腐敗に傾ける飲食物の摂取によつ

て発病する。

其他デング熱・パタチ熱等が相当流行し、又右二種の熱病の他尚大同小異の軽症熱帯病も亦甚多存在するやうであるが、何れも数日乃至一週間内外で治癒し、其の臨床症状は時に一見甚だ重篤に感ぜられ、又特に高熱に比して脉搏数が少い点で腸チフス等を疑つたり、自他ともいろいろ心配する事もあるが、経過は極め之短く死亡率は殆ど皆無に近く、殊に前者は病後免疫の獲得が甚だ不確実、後者は恰も麻疹に於けるが如く終生再び罹患しないと云ふ程に高度免疫を獲得ると云ふ差があるが、何れも該病常在地帯に未往するほどの人々にあつては、まづ必発不可避のものと言ふべき点が似てゐる。

ミンガポール市に在つても、新来の人士で突然急劇な頭痛、筋骨痛を伴ふて高熱を發し、 $\approx$ 五度から四〇〇度位、それが脉搏が比較的緩徐で一分間八〇内外に止まるやうな場合、あわて、腸チフスなどを心配する前にまづデング熱と思ふのが常識であらう。凡そ高熱持続四日間位で一

心解熱し、次で発疹を伴ひ再度の発熱が一兩日あつて後諸症状が解消し  
て殆つてゆくのを常とし、経過中自覚症状相当重篤であるが、一過性で  
あつて生命の危険は殆ど無い。

マライ聯邦死因別死亡率（一九三八年）

疾病	種別	実数	人口一万人に付
マラリア	政府病院收容者数	三四九八六	一六四、六
赤痢・下痢腸炎	死亡者数	一九四八	九、二
肺炎		二九三八	一三、八
結核		一四九九	七、一
癩	年初現在患者数	一、九三七	九、一

シंगाポール

一九三一年のシंगाポールの死亡率は人口千に対し三三・九九%である。総死亡一、九四七人中六三一人はシंगाポールに三ヶ月以下しか居住してゐなかつた者である。出生よりも一七一〇の死亡超過があるわけである。最近十ヶ年の死亡率を左に示す。

一九一一年 五〇・九一 (マラリヤ流行)

一九一二年 四二・〇〇

一九一三年 三四・一二

一九一四年 三四・一一

一九一五年 二七・三九

一九一六年 二九・二六

一九一七年 三五・七五

一九一八年 四一・〇八 (インフルエンザ流行)

一九一九年 三三・四五

一九二〇年	三五、五一
一九二一年	三三、九九
十ヶ年平均	三六、三五

最近の十ヶ年間の死亡率はその前十ヶ年間に比して幾分低い。又一九一五年及び一六年に比較的低いのは大戦の当初に於て非常に多数の老年階級の者が当植民地に於ける食糧難を觀念して、帰国した為であると考えられる。二のニヶ年の数字及び特にマラリヤの為にその死亡率をたかくした一九一一年を除けば、上記死亡率はシンガポール以上に伝染病の爆発的流行を見てゐる東洋の他の大部分の死亡率に比すれば年次的変動はむしろ少い。

出生千に対する乳幼児死亡率は減少しつつあるが尚依然として高い。一九二一年には二二三・七で最低の記録である。一九二〇年には二四八・七、一九年には二六一・七、一八年には二六四・二であつた。



シンガポールに於ける死亡の最大原因は、国際的関係のものよりむしろ地方的の疾病であり、従つて海外より輸入されるものよりも内地のものゝが重要視される。一九二一年の一九四七名の死亡者中、一四九七名がマラリヤによるものであるが、之は、巨大と考へられる。次は、一四四名の肺結核、一七七一名の肺炎、八八六名の脚氣、七〇八名の小児痲疹、六八九名の赤痢、四八四名の原因不明の熱病となつてゐる。總ての指定疾病中、痘瘡発患者一五〇名へ死者三三名、ペスト患者一ニ八名全部死亡、コレラ患者死亡一名、腸チフス患者一ニ七名へ死亡一〇〇、流行性脳脊髄膜炎患者七〇名等である。

現疾の向題としてペスト、コレラ、種痘の三者は他の疾病以上に重要である。之等の疾病のシンガポールに於ける発生は明細に記録され、発疹チフスも嚴重に取扱はれてゐる。

痘 瘡

コレラ

ペスト

傷寒チフス

年次

患者

死者

患者

死者

患者

死者

患者

死者

一八九二

六四

二〇

一

一

一

一

四

四

一八九三

二一九

六九

七

七

一

一

九

九

一八九四

四三

一〇

一

一

一

一

七

四

一八九五

一七

三

四三〇

三二八

一

一

一六

一五

一八九六

二四

七

五九二

四三六

一

一

一八六

九六

一八九七

三三

一七

五二

四四

一

一

五五

四四

一八九八

八四

三九

七

七

一

一

八二

四二

一八九九

三一六

一〇三

三

三

一

一

八八

二八

一九〇〇

一九七

八一

二二四

一九四

一

一

二二二

五六

一九〇一

四七

一一

一三三

一三〇

一六

一四

一一二

五五

一九〇二

二五九

五八

一四二

一七三

四

三

一〇三

一一八



一九一七 三三三 七 八 七 四五 四 一〇〇 一〇七

一九一八 一〇五 五 一 一 一七六 × 六一 二〇七 一〇五

一九一九 一〇四 三 七五 五八 一一 八 一七四 七

一九二〇 四 二 三三 三二 六一 五五 一三九 八〇

一九二一 一五〇 三三 一 一 二八 一三七 一〇〇

一九二二 三六八 五八 一 一 三九 三七 一七 七

## 第七款 ビルマ

登録が長く実施せられたるビルマ地方では、死亡率を示す数字が都会、では正確に近いが、村に於ては脱漏せられたるものが相当数ある。例へば、ある地方の農村方面では死亡数の三分の二前後のみが登録せられたる。村の登録は時々民向医及び種痘協会の人々に依つて検査され、そして、登録が確認される。出生及び死亡の登録を怠るときは料料に処せらる。或る大きな都会では登録史は医学的訓練を受ける。かゝる所では他所に於けるよりも死因に因りし相当注意せられてゐる。

ペスト、コレラ、天然痘による死亡数は相当正確である。二の三つの疾病の輕症患者は他の東洋の諸国に於ては恐らく見落されるが、此外では登録せられる。

出生死亡の登録が長く実施されたビルマの此等の部々は死亡率の増加の原因となる如何なる伝染病も、早期に発見されることなしに流行する。と云ふことは有り得ないことである。

一九二二年低地ビルマの死亡率は千に対し二二・四一、高地ビルマは二一・九〇、平均二二・三三で過去五ヶ年間の平均は二八・六である。都会の死亡率は低地ビルマに於て三三・〇七、高地ビルマに於て四〇・五七である。農村地域に於ける死亡率に比較して、都会の死亡率が大であると云ふ事が如何に都会に於ける登録が充分に行はれてゐるかと言ふ事に原因すると考へるのは至難である。

一九二二年に於けるビルマ農村地域の乳児死亡率は千に対し一七四・四九で、都会では二四・八七二である。

都会の方が高率である事もあり得るのである。

既に述べたる如く、都会に於ては死亡登録は出生登録よりも効果的に実行せられる。

一九二二年の報告に依ると、ビルマの死因は次表の如くである。

一九二二年に於けるビルマの六回都市に於ける死亡率（人口千に對し）

コレラ	一五二	天然痘	〇・三八
ペスト	四・六三	マラリヤ	二・一八
腸チフス	〇・一八	麻疹	〇・〇六
其他の熱病	二・四〇	脚気	〇・二一
赤痢	一・一九	下痢	一・二一
肺炎	二・四四	結核	一・四〇
不明及其他の原因	〇・六九	其他の呼吸器疾患	三・二四
		計	三・八〇二

ビルマの原因別死亡数（一九二九年）

疾病	死亡数	人口千に付
総数	三〇・三六六	一・八八四

コレラ 一四六八 〇、九

痘瘡 一三五 〇、一

ス ト 三二六六 二、〇

熱病 一二〇、九〇四 七五、〇

赤痢及下痢 六四三一 四、〇

呼吸器病 一三、二九二 八、二

傷害 五、五七〇 三、五

その他の死因 一五、二五六 九四、六

一九一〇年よりバケ年間の毎年のコレラ死亡数は次の如くである。

年次	コレラ死亡数	年次	コレラ死亡数
一九一〇	二〇一一	一九一三	四、三三九
一九一一	四一九一	一九一四	二、〇七三
一九一二	七、一八六	一九一五	一七、五九七



一九一六

一六七三

一九一七

一九一四

右表に依るとビルマに於てはコレラは風土病である。他の東洋の諸国と同様ビルマでも一九一九年が猖獗を極めた。常に高地ビルマより低地ビルマの方が多数発生してゐる。低地ビルマのデルタ地帯が最も多くこの地域より伝染病が伝つて行く様に見える。

コレラは一年の後半より前半に多く発生する。汚水は此の蔓延の大きな原因である。

### ペスト

次の数字は最近五ヶ年間の毎月のペスト死亡数を表すものである。

月/年

月	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年
一月	一七九八	七九七	八八九	五四七	一三二七	
二月	一八一五	八九二	一五四〇	七四七	一五二〇	
三月	一三九一	八〇四	一〇九五	七一二	一〇二五	
四月	七八〇	三〇四	三二〇	三二五	四六〇	
五月	五二五	一九八	一三一	一一七	二三一	
六月	六九三	一四九	一四六	二三七	三五八	
七月	五六〇	三六五	三〇四	三九九	三四七	
八月	三五三	一八九	三一三	二五一	三九六	
九月	二八六	一四五	一三三	二三三	二六四	
十月	一九八	九〇	一〇〇	一三四	二五六	
十一月	一三七	一三三	一四一	一九五	八〇七	
十二月	三〇四	三三一	三九一	四九九	八四一	
計	八八四〇	四三九七	五八八三	四四〇三	七三二二	

ボンベイにペストが流行してから八年後の一九〇五年の初めにペストはビルマへラングーンに入つて来た。一九〇五年の春以来ラングーン市に報告せられたるものの中には、ペスト患者及死亡数は毎月ある。かくの如く伝染病が固執してゐるに拘らず、ビルマに於ける状況は氣候的にも又其の他の奥にもペスト発生に都合悪い条件にある。

最も猖獗を極めた英印度に於て経験せる如き激しい流行にも比較すべき程に伝染病の発生せる年はない。

一九二三年の初めの五月月の間に、ビルマに於けるペスト死亡数は五、三三六人で、中六七七はラングーンである。

ビルマのペスト死亡率の七〇%以上は都會であり、その中ラングーン市は全死亡率の約二〇%を占めてゐる。

即ちペストはビルマでは都會疾病であり、印度の北部及び東部より蔓延する傾向にある。而して流行し易い都會は河川及び鉄道等の交通網絡の要衝に當る處である。一九二二年には都會に於けるペスト死亡率は

四、八ニであるに反し、農村地方に於ける死亡率は僅か千に対し、一八である。低地ビルマの方が高地ビルマより死亡率高い。

低地ビルマに於けるペストの季節的蔓延は、英領印度の他の地方の夫  
ルとは類似してゐない。ペスト流行期間は二月—四月迄。ペスト死亡  
率には第二番目の凸部が見られ、七月が最高である。此の曲線の第二番  
目の凸部は高地ビルマでは存在しない。

### 天然痘

天然痘はビルマに於ては罹患数及び死亡率を左右する原因となつて  
ゐない。最近五ヶ年間の毎月の天然痘死亡数を次に示す

年	一月	二月
一九二八年	六四	一一二
一九二九年	一六八	四一九
一九三〇年	一三五	三八〇
一九三一年	八一	九八
一九三二年	五一	九九

三月	一〇六	七三五	五七六	一五七	一七九
四月	一〇六	七八三	五二二	二〇六	一八三
五月	一三一	六五〇	三九八	一四四	一八六
六月	五七	四二六	四〇〇	一〇七	二〇三
七月	六九	二六九	一五五	七九	一四八
八月	三二	一三八	九四	三三	一三六
九月	一九	七九	六四	四四	二三
十月	五	九八	三〇	一五	二四
十一月	七	六三	二八	三	五三
十二月	四二	一〇〇	七一	二〇	六四
計	七五〇	三九一七	二八五三	九八七	一四三九

三月より六月がビルマに於ける天然痘死亡率の最高である。天然痘は一年の前半より後半の方が少ない。

一九二二年には一〇未満の児童の四分の一は天然痘に依る死亡である。死亡の六八％は農村地域が占めてゐる。

概してビルマに於ては第一期の種痘が良く行はれてゐる。

## 第八款 東印度諸島

### 疾病と主要死因

毎週最近十年間のジヤグアの全死亡率を現はして居るグラフが発表されて居るが、此れに依ると年々増加する病氣は季節の変化とは相對的に無關係で有る事を知らしめて居る。死亡グラフに於ける唯一の烈しい変動はジヤグアで非常にひどく流行した処の一九一八年乃至一九年の流行性感冒の時に於けるものである。彼等の大部分の者は一年の第二又は第三、四半期はマラリヤによる死因により悩まされてゐる。

### マラリヤ

疾病及死亡の全々の原因中マラリヤは極めて非常に重要なものである。死亡の直接原因としてのみならず又色々な種類の致命的な伝染病に罹り易からしめる原因としてマラリヤは死亡の役割に對して与つて力有る

ものである。

北海岸に沿ひ低位置の沼沢地は最もマラリヤの発生に適してゐるのである。此所では *Anopheles (Nyssoria) ludlowi* は無制限に卵を発生する。そして極めて重要な唯一の伝染病源となつてゐる。国の中の内部に於ける或土地は、殊に山麓の小丘の中に於ては亦非常にマラリヤの発生に適す。此外では新鮮な水に繁殖する *A. aeneus* は其の病気を伝播する責任がある。此等二種の蚊はジャヴァに於ては重要な二種のマラリヤ伝播蚊である。マラリヤに於ける最も重要なマラリヤ伝播者である所の *A. megalotarsus* は発生するも、然し此はジャヴァではそんなには有害な役割を演じて居る様には見えな。都市ではマラリヤの流行は少いが、地方農村に甚しい。マラリヤの多い地方では頻回マラリヤ感染の爲め免疫が出来、妊娠の婦女が出産に際し何等の障礙がないが、マラリヤの免疫の無い地方では住民にマラリヤが流行すると、妊娠中絶が多いと云つて居る。マングリン地方では子供も大人もハ。一。九。%もマラ



リア病毒を体内に有して居り、脾臓は肥大して居る。ホッドジョリ、ロムベルア、ヒリボラ、ビツジイ、バガオ、ヒリムバナ等の地方では子供がマラリアの為脾臓肥大して居るものが一〇〇%と云ふて居る。蘭印諸島でマラリヤを媒介する蚊即チアノフェレス蚊は六十五種もあるが其の内マラリヤを伝播する蚊は十種に過ぎない。

### 呼吸器病

肺結核 肺炎及其他の呼吸器病は非常に広く流行して居る。特に町に於ては非常に此の為死亡率を高めて居る。

熱帯肺炎の罹病率は蘭印では歐洲人は千人に付二〇% 土着民は六五%となつて居り、患者百対死亡率では歐洲人は七、三%なるに土着民は一三、六%となつて居て土着民に多い。例へば一九二〇年から一九三五年迄の十五年間にパタビヤ、サマラン、スラバヤの三大市立病院の全患者の四%は肺炎であつた。而して其の死亡率は非常に高く三〇%であつた。

と云ふ。又スマトラ東海岸の土着民にも非常に肺炎が多いと云ふ。

この肺炎は土着民に多くて歐洲人に比し三、四倍も多く又新来者に多く古くから居る者は罹り難いが、新来者は罹り易く且つ重いと云ふことである。この熱帯肺炎がどうして多いかは研究されつゝあるが、雨量とか温度の変化とかに關係あるかどうか未だ判明しない。肺炎の多い季節は屢々乾燥期に一致して居ると云ふ学者もある。或る学者は風と雨とが相伴ふと囚人は非常に風邪を引き易いと云ふことを研究した医師もあるが要するに土人の不十分な食物と寢室に於ける密集居住等は肺炎の原因であると云ふ学者もある。

肺炎の病原菌は肺炎双球菌であることは患者の喀痰・血液などからこの菌が證明されて居る。この予防としてバンドンのパストール研究所が多價ワクチンが作られて居る。このワクチンは肺炎菌の I II III IV 型とインフルエンザ菌との混合で出来たものである。

## 十二指腸虫

十二指腸虫は広く蔓延して居る。罹病率を決定する要素としての有効な資料を評価する事は不可能な位である。農民の八〇—九〇%之に侵されて居る。平均男子は八一%、女子六二%と云ふ調査成績などもある。然し最近は大いに減少しつつあると云ふことである。

## 赤痢

アメリカバ赤痢及細菌性赤痢の両方共流行して居る。そして両方共死亡率を著しく高めて居る。

## 脚気

脚気は通例ありふれた病気である。然し其の重要さは外見上昔程では無いもの、様である。其の増加流行は給食の監督に支那はれて居る注意の有無如何に依る。

黄熱病、発疹チフス及再帰熱

勿論黄熱病は蘭印からは一つも報告されては居ない。然し乍ら

*S. typhosa* *faecalis* は海岸に沿ふて数多く発見される。虱により発  
生する疾患たる発疹チフス及再帰熱の二はジマヴアから渡来したのでは  
ない事は亦目立つた事柄である。

現今の調査上極めて重要である所のペスト、コレラ及天然痘の三つの  
病気は今や非常に多く報告されて居るもの、様に考へられる。

ペスト

次にはペストであるが蘭印殊にジマフはペストの本場と云つてよい。  
而も毎年発生して居る。一体蘭印のペストは一八九四年支那海岸諸港に  
突した世界的ペスト大流行の影響を受け侵入したと称せらる。当時南  
支、ラングーン、パセイ等の港から船で持込まれたと云ふことである。  
其後病毒が恒久的に存在するやうになつたのは、人口密度の多い爪哇で

スマトラ、セレベスでは其後恒久的にならなかつた。現在ジャワのペストは海岸よりも奥の方へ在り、殊に東部爪哇（スラバヤ）では一九一一年から一九一五年間中部ジャワ（サマラン）では一九一六年から一九二五年の間西部ジャワ（チエリボン）では一九二三年の間ペストが多発したのである。

現在では流行の範囲は即ちペスト流行圏と云ふのはジャワで、十一州三十六郡及び六百村区、人口を云ふと一千万人の人口を包含して居る地域である。現在いつも流行してゐるペスト地域と云ふのは大部分西部ジャワで、其の他は中部ジャワにある。之等の地域は現在では五郡十三州とハの村区で人口二百五十万を包含する地域である。

一九一一年から一九三六年迄に二〇七、六六六名ペスト死亡者があり、其の中三九、一五八名は東部ジャワ、一〇、三八二名は中部ジャワ、六四、六八五名は西部ジャワであつた。一九一七年以降東部ジャワにはペスト無く、中部ジャワでは一八二八年以降ペスト発生は著しく減じて居る。

一昨年（昭和十六年）にもギヤワには数百名のペスト患者があり、バン  
ドン市にも二百余名も発生して居る。

唯ギヤワに於けるペストは殆んど土着民に限られてゐる。欧人、支那人其の他の住良には全く無い。之は住宅の關係によるものとされてゐる。単の出入が容易で単葉の出来易い住宅にペスト発生は多いとされてゐる。

今日爪哇のペスト流行は六百呎以上の高地に限られて居る多くの海港都市は安全である。即ち五百呎以上の高地は氣候も亜熱帯で、湿度が高いためである。人口稀薄な山地ではペストがなない。氣候がらう云ふと爪哇では雨期の始（十二月及び一月）に最も多く乾期の前半（六月及び八月）に最も少い。然し完全に跡を絶つことはない。セレベスにはペストはなない。

ギヤワのペストは腺ペストが多く、肺ペストは少い。然しギヤワのペストは悪性で、腺ペストでも死亡率は六〇—七〇%、肺ペストは百% 死亡者は発病四日乃至六日以内で死亡する。ペスト菌を媒介する鼠は褐

色のマレ―家単である。野単は媒介しないと云はれてゐる。

### コレラ

一九一二年より一九二二年に至る十一年間にジマヴアの十七地方の各々に於て記載されてゐるコレラ患者及死亡数は次に述べる表に詳述されてゐる。

此等十一年間にコレラは可なりな死亡数を示して居る。然し乍ら其の表の研究がら現はれる最も興味有る事實は一九二〇年から一九二二年に至る間ジマヴアが殆んど完全な免疫を享受した事である。

チエリボン州に於て一九二二年に於けるコレラに帰因する五十人の患者と二大人の死亡者は全て疑似症であつた。臨床的に類似したコレラではあつたが、細菌学的には何處も検査を繰返してもコレラヴブリオを發見する事は出来なかつた。最後の三年半の間菌印は全部コレラの侵襲は受けなかつたといふ事を述べる事は誇張に過ぎる。一九一九年に感

た可なりな爆発的発生は殆んど全部其の年の初めの六ヶ月間に限られる居つた。

大規模な予防接種は近年罹病率をぐつと低め得た事に対する非常に重要な要素となつてゐる。

### 天 然 痘

天然痘は昔は蘭印では最も恐怖した流行病の一つであつた。然し乍ら良く組織化せられた種痘のおかげで此の病氣は近年著しい減少を示すに至つた。

蘭印の遠隔の地にある島の中に於ては天然痘は時々発生する。然しなから此所でも種痘の爲著しく患者数と重症患者とを減少せしめた。

### フ ラ ン ベ ジ ア

フ ラ ン ベ ジ ア ハ ヨ ー ス ト も 云 ふ し 又 熱 帯 痘 盆 子 熱 と も 云 ふ 。 本 病 は 蘭



印に広く広つて居る病気である。本病の治療にはサルバルサン（六百六号）が効くので、曾つてこの薬剤の発見者たる我国の秦博士が爪哇へ旅行された時、非常に尊敬され、ハタ道路と云ふのが、バタビヤに出来たと云ふ話は有名である。爪哇では政府のは事として之が予防撲滅に力を致して居る。之は一種の伝染性の皮膚病であり、矢張り接触感染で感染する病気である。



## 第二節 主要疾患別蔓延状況

### 第一款 マラリヤ

マラリヤは熱帯病の一種であるが、其蔓延は温帯は勿論、更に寒帯でさへ及び得るものである。

マラリヤは古来種々の名称を以て呼ばれ、三日熱、四日熱、毎日熱の臨床的区別は既にヒポクラテス時代より知られて居た所である。

マラリヤの害に關しては其記録多く、ライン河流域低地方では一八二五年、一八三四年、一八四三年に大流行の記録がある。Roman

*Campagna* のマラリヤに就てはハツケットの記述がある。英本国では

一八六四年以来農耕水利改良法の進歩により、マラリヤ流行甚だ少くなつた。探險家リーヴィングストン、アレキサンダリン、チンネセ史等の旅行記でも、アフリカのマラリヤ流行の記述が多い。

支那雲南では主として悪性マラリヤが流行し、文化の普及は其の為大

いた妨げらる。又蠶業も進展し得ない。昆明—ビルマ向七百哩の途中  
ニ十七村の小児の脾腫率は—二—一〇〇%であつて、マラリヤ原虫率  
は七・六—六八%であると言はれてゐる。

印度も亦マラリヤに苦められた国であつて、マルチンの記載によると  
カルカッタでは八月から翌年一月迄は英人一、二〇〇人の内、マラリヤ死  
者四六〇人を算し、フルターでは二七五六年八月—十二月迄に二四〇人死  
せし、只三〇人を残したりと記してある。

ミレントリーによれば、濠洲には歐洲人の進入迄はマラリヤ無く、マラ  
リヤの発生を見たのは蠶業師、採金師が侵入した為であるらしい。米大  
陸も西班牙の進入迄マラリヤが無かつた様である。ペールにもマラリヤ  
無く、グアヤ、キルも一六世紀には健康地であつた。此等の地方は今日大  
化発展し衛生術の進歩したのにも拘らず、現今甚しいマラリヤ流行を見  
る。アマゾン流域も一六〇九—一六三七年の遠征隊の記録には、マラリ  
ヤの記事は見られず、歐洲人が奴隷と共にアフリカからマラリヤを輸入

ざんたものと信じられて居り、西班牙人の入植後五〇年以上も此の地のマラリヤの発症は見られなかつたと云ふ。

一九世紀の当初、和蘭はマラリヤ流行地であつたが、今日は流行しない。ロツシユフオート及びゲロンド河は甚だ疫患を流行地であつたが、今日ではマラリヤは全くない。

米国では一〇〇年前迄はミネソタ州、ミンガン州の大湖周辺地区はマラリヤの流行が甚だしかつたが、今日では殆どマラリヤを見ない。以前紐育・貴府並に其附近はマラリヤが多く、南北戦争（一八六一—六五）当時兵の死因の最大なものもマラリヤであつた。又ニュー・ホルリオンズには一八九〇年頃にはマラリヤが可なり多かつたが、今日は存在しない。之は文化の進歩、規那の合理的服用、耕地、水利整理、其他の努力の結果であることは勿論である。

マラリヤと原虫と蚊との関係

此の關係は仏國ラヴラン(一八九一) 獨逸のコツホ及びハイフェル(一八九二) 英國のマンソン、伊國のビグナミー及びメンヂネ(一八九六) 英國のロス(一八九八) が完全に説明してゐる。

マラリヤ流行と流行地の土地柄へ湿地、洪水、マラリヤ流行の季節的関係は蚊の發育季節と一致する事、蚊を妨ぐ事へ戸、窓網、蚊帳によつてマラリヤを防ぎ得ること等の諸知見は、マラリヤ原虫と蚊との關係を思はしめるものである。蚊によつてマラリヤ原虫が人に感染する経路は蚊の刺傷に依ることの外、蚊の体内でのマラリヤ原虫の發育環境等は鳥マラリヤに就て、印度でロス(一八九七) 一八九八) が発見した処であり、人のマラリヤに就ては伊太利及シシリー島で研究したグラード及びビグナミー(一八九八) が完全に発見したものである。

ローナルド、ロスの發表に次ぎ、英國學士院にマラリヤ研究委員會設置され、ダニエルズ、スチーブンズ、クリスティーファーズの三氏が其委員

となり、英領アフリカに於きマラリヤの研究を行ひ、重要な業績を挙げた。

そしてマラリヤ原虫発育階段の各命名用語スホロツオイト、メロツオイト、ガメツトシートチゴート、オーキネート、オーモスト、スホロシート、スホロツオイト等の諸語はローナルド、ロスが用ひ始めたものである。

### マラリヤ豫防に就て

熱帯地方でもアノフェレス蚊の無き所には夫ルが輸入されない限り、マラリヤは無し。バルバドス、セイセルス、ロドリゲス、フィジー諸島等の内バルバドスへは一九三七年アノフェリス、アルビマールヌスが輸入されるマラリヤが発生したが、其の他にはアノフェレス無く、従つてマラリヤは無い。熱帯の或る地方でアノフェレス蚊が多く存し、而も附近地区にマラリヤ発生を見ながら、マラリヤの発生のない所がある。

タヒチー、ハワイ、サモアにはアノフェレスが存せず、従つてマラリヤは無い。然るにサモア諸島に近きニューヘブリッツにはアノフェレス蚊が多く存しマラリヤ発生も多い。アフリカの東方であるモーリタウス及びシエラレオネには一八六六年のマラリヤ大流行に先立つて、アフリカからアノフェレス・ガムビエの輸入があつた。英国には三種のアノフェレスへア・マクリペンニス・ア・ビ・フルカートウス・ア・ポルムペンシシがあり、共にマラリヤを伝播し得るが、自然的にはア・マクリペンニスへ人に近く生存すのみが、マラリヤ伝播を為してゐる。故にマラリヤ予防は各当該局、地的に蚊の種類を調査し、其の蚊種の内、真のマラリヤ伝播種のみに対して、マラリヤ予防対策を講ずべきである。

而して、其要点は(一)該蚊をしてマラリヤに感染せしめないこと、即ちマラリヤ患者に蚊を接近せしめないで、治愈せしむ可きこと、(二)人にマラリヤ感染蚊を接近せしめないこと、即ち、日没時より日出時迄の間特に蚊帳・金網等を用ひ、蚊を人に近よらしめないこと、(三)マラリヤ伝播蚊



種を撲滅する事等である。而して蚊の撲滅には治水的衛生工学の応用によ  
り、蚊の発生を防止すること、蚊の幼虫を撲滅する方法として油へ石油  
*Dario Greene* の微布、家鴨、水魚等飼育の方法がある。蚊を防ご為  
凡によりて蚊の飛来を防ぐ森林をムヤマミに伐採しないことへ又或種の蚊  
は樹陰の水中のみ発育し得るものがある。

・特殊蚊対策。"Species Sanitation" の必要であることの例として、印  
度ボムベイにて、ベントリの調査によると、該地で捕獲した蚊はア・ス  
テフエンミーハミセ匹、ア・ロスミーセニ匹の内、前者の一〇%は其  
の腸管にオーステスを有し、三、五%は其の増液腺にスホロツオイトを  
保有してゐたが、後者種には腸管並に唾腺と共にマラリヤ原虫発育環  
の何ものも存在してゐない。即ち此の様な地方では「真のマラリヤ伝播  
蚊のみを撲滅する事、即ち特殊蚊対策を実施することこそ、合理的であ  
る。

爪哇の北部はマラリヤ流行が濃厚であつた。パルロドワイ、ア・ロス

ミ、兩種の蚊があり、前者は淡水にのみ生育し、後者は各種の水三六三九に棲む。前者のみ此地方でマラリヤを伝播する能力がある。瓜哇、ボルネオの米作水田に多く生ずる蚊、即ちア・ヒルカヌスは、此地方ではマラリヤ伝播者ではない。セシベス島、マカツサルでも此種の蚊は無害である。スマトラ農耕者も此事実を知り、マラリヤに因して安心してゐたが、第一次欧州大戦後に煙草栽培使用クリーを養ふ爲に米作を始め、其の後同もなぐマラリヤ流行は地方性となり、蚊の多数はマラリヤに感染するに至つた。即ち瓜哇、ボルネオでマラリヤ伝播者でないア・ヒルカーヌスがスマトラでは主なるマラリヤ伝播者となり得るのである。各土地局外的に「特種対策」を講ずるの要があることは明である。

マラリヤ患者の血液に各一立方ミリメートルに十二個以下のガメトチートを保存するものは、蚊を感染せしめ得ないとされる。而してマラリヤ対策として成虫蚊を撲滅することも勿論大切である。都市・有機的企業的工業乃至農業地区等では、衛生工業的その他の蚊対策施行により、

蚊撲滅の目的を達し得るであらうが、マラリヤ流行ある熱帯一般農村地  
方でのマラリヤ対策は、今日猶ほ未詳であつて、規那、プラスモシン、  
カテブリン等の薬品は、一地方のマラリヤを根絶せしめ得るものでない  
と云ふ悲観論がある。有林的企画的に土地を改良し、マラリヤを撲滅す  
ることを「土地改良工作」(Bonification)と云ふ。其成功した例とし  
て (一) *Yes Rombeo* (ライン河流域低地方) (二) 伊国 *Roman Campagna*  
(三) サレノー地区 (四) マレドの諸地区等赫々たる成果を収めたものである。  
(一) ライン河流域の *Yes Rombeo* 地区は、一八三七年、一八五七—  
六三年並に其後にもマラリヤ大流行があり、一八七〇年にブールガ  
ーリヨン間鉄道の敷設により、湿地域は五分の三即ち二〇、〇〇〇ヘ  
クタールから、八〇〇〇ヘクタールに減じ、其後も土地改良工作を  
施し立派な成果を挙げ得た。

(二) *Roman Campagna* のマラリヤ流行は、一八一〇年、煥皇帝ナポレオ  
ンも大いに苦心した所である。グラスミーへ一九〇〇、此地に於

マ刺傷によるマラリヤ感染実験並に其予防に自ずる幾多の突撃を行つた。一九一八年以來「湿地改良工事」の企画策案を立て、一九二四年美地工事を開始し、ムツソリーニ首相から、伊国兵御軍人団に呼びかけて助勢を要請し、湿地を變じて農耕地区と為さんとし、一九三一年に一八、〇〇〇ヘクタールの耕地を稼、一九三二年十二月を以て工事を完了し、一九三三年十月一〇、〇〇〇戸を移植せしめ、其後六ヶ月にサンバダア地区に、又六ヶ月後に第三区ポンチニアの移植完了し、人口は次第に増加してゐる。其の全地域の衛生管理は「伊国赤十字社」に一任せられてゐる。一九三三年のマラリヤ罹病率は二・九%、マラリヤ死亡率は〇・三四%に減少し、漸次好成績を挙げてゐる。

(三) 伊国「サレルノ」でも「土地改良法」が大きな成功を見た。

(四) マレー諸植民地のマラリヤ予防には、サー・マルコム・ワットソン指導の下に排水改良による工事を一九〇一年に開始し、クラン

ポルト、スウエツテナム等、我皇軍が先般未占領せる諸地味に於けるマラリマを根絶せしめた。又一九〇五年にはマレー聯邦政府は二〇、〇〇〇ドルを支出してカパール地区の排水改良を施行し、速に成功を収め、一九一一年にはマレー及びシンガポールの地下排水道を用設した。此地方の蚊はスタクラントヘー一九一四の調査によると、アノフェリス・ウムブローリスと云ひ、蔽れた隙の水部に棲息し、蔭になり居る限り他の蚊種は發育しないと云ふ。

一九一六年、米国の「ロックフェラー財団国際衛生委員会」はクランに研究室を設けて之をサー、マルコルム、ワットソンの指導の下に置き、「特種毒蚊撲滅」を実施してゐる。

蚊には淡水に生ずるものと、塩水に生ずるものとある。海岸の沼湖で海水の進入が止み淡水となつたものに発生したマラリマ伝播蚊が、海水を進入させることにより撲滅し得た例が、ゲヤマイカのフアルマウスに見られ、トリニダードでも沼湖に海水を導入し、塩水を八〇%に維持

させし、蚊の発生を防止し得たと云ふ。熱帯地方の「米作水田」にはマ  
ラリヤ蚊の発生により困却した例は前記のスマトラに於ける例の外トリ  
ニガードでも見られる。

蚊の嗜飲性 (*Psorhiliom*) 嗜人性 (*Anthrax or Nilium*) に関しては  
今より一〇〇年程前デナムがアフリカで経験した所であるが、ルイボ  
が更に研究して其記述に学術的根拠を与へた。蚊の内ア・マフリパンニ  
スは「牛」の血液を嗜みアルドロウイは「水牛」の血液を好むので、此  
等の家畜を飼養して蚊を其の嗜好する牛又は水牛に誘引させて、家畜を  
人の身代りとして、マラリヤを予防せんとすることは合理的であらう。

此の通例は之を香港で見ることが出来る。

香港のシン・ムン地区には、支那では珍らしく家畜が飼養される。豚  
も居ないので捕獲した蚊の八九%は「牛」の血液を吸つてゐる。香港の  
ウオリー、ホツポ地区では家畜として牛、水牛、豚が多数飼育されてゐ  
るから、此の地方の蚊の二十二分の一が人血液を吸ひ、他は皆家畜血液

を吸って居ると云ふ。

### 最近のマラリヤ大流行

(一) バルバドスへ英領中南アメリカの小島へ一九二七年マラリヤ大流行、昆虫学者ハルロンは十七年同地で蚊を見付けんと苦心したが遂に成功せず。ゲー・シー・ロウも此世紀の初年に此地で蚊を見付けんと努めたが亦遂に不成功であつた。一九二七年にマラリヤ発生し、其時シーガールは無難作に蚊を見付けることが出来た。此蚊は小型商用スクリーナーのホール中にもぐり込み下り、此の地に輸入されたものらしく、又マラリヤに感染した労働者がキューバから帰来したので、遂に此の地をマラリヤ流行地としてしまつたものと言はれてゐる。

(二) セーロン島のマラリヤ大流行へ（一九三五年）

セーロンには一九三五年のマラリヤ大流行の如きものが在来既に数度あつたと記録されて居るが、平時は左程の事も無く一九三〇年に英国

政府から派遣された昆虫学者エーチ・エリカルテルがマラリヤに因する警告を発したが少しも顧りみられなかつた。セーロンにはマラリヤ蚊として、ア・クリチフアチエス及びア・フネストスの二種があり労働者の移入と、ア・クリチフアチエスをエホエ業場等で発生せしめた為、遂にマラリヤ流行が起り一九三五年十月より十二月にかけて其流行は最高頂を示し、一日六〇〇〇〇人のマラリヤを治療する為は大規模を来たした。翌年三月に下り坂となり、更に又上り坂となり七ヶ月間に八〇〇〇〇人の死者を出した。

マラリヤによる損失は之を正確に計算することは絶対不可能であるが、シントン大佐の一九三六年三月若くは印度に於けるマラリヤによる国家的・社会的・経済的損害によると、其損失は莫大であつて、ベシカル地城で毎年マラリヤに因る流産は三〇〇〇〇〇以上に上り、人口上の影響極めて多大であつて、住民の体位低下に及ぼす所も亦絶大である。印度では毎年のマラリヤ死亡者は二〇〇〇〇〇〇以上に及ぶ。



と推算されてゐる。

### 西太平洋地区に於けるマラリヤ分布

西太平洋地区に於けるマラリヤ分布の北限は、凡そ北緯五十五度附近と見做すべく、南限は南緯二十度の辺とせられる。其の間の気候状況が甚だ多様である如く、マラリヤ状況も亦一様でないことは云ふ迄もない。凡そ世界的に広く分布する疾患の中で、マラリヤ程其の性状、殊に流行学的に気候と相関的に変化し得るものはないのである。之は主として各種マラリヤ原虫の蚊体内に於ける發育に必要な最低温度に關連して居り、従つて之は地方的並に季節的に制約される理である。

氣候に關連してマラリヤを性格的に分類することは、古く *Collie* (1900) のものがあるが、之は主としてマラリヤ原虫の種類分布に重点を置き、且つ地域的には簡單に常識的にいふ温帯、亞熱帯、熱帯の三地区に分け

て居るに過ぎない。James 及び Christoffers (1922) と。右と同様の地区の分類を用いたが、それに更に流行学的の特徴を与へ、熱帯地区では熱帯熱の優勢、獲得免疫に依る土着、民間に於ける感染の遍在性、著明ならざる季節的減少及び、特に感受性ある移住者に於ける重篤な病状の発見を特徴とし、亜熱帯地区に於いては、尚ほ熱帯熱の存在、それに依る秋季流行を特徴とし、温帯地区では三日熱の優勢、それによる春季流行を以つて特徴づけることが出来るとした。最近 Gill (1933) は気候型に基礎を置いて、各気候型地帯に存在するマラリヤを、温帯性マラリヤ、亜熱帯性マラリヤ、熱帯性マラリヤ及び赤道帯性マラリヤの四に分ち、之れらには夫々流行学的に特異な点のあることを指摘してゐる。

即ち温帯性マラリヤは軽症であつて、死亡を伴ふことなく、殆んど全部が三日熱で、四日熱が稀に存在し、熱帯熱は存在しない。発生曲線は一山性で五月に最高に達する（但し此の時期に付伝播は起らないのが

普通で従つて此の山は前年秋の感染の延長潜伏に因る。而して八月乃至十月の伝播可能の月には、一度の発生曲線を示さない。此の型のマラリヤの代表的のものは和南に見られる。

亜熱帯性マラリヤの特徴は三日熱の発生曲線が、春と秋とに二山を有し、春の山は四月又は五月に出現して餘り高くなり、秋の山は九月に見られ、比較的着明である。

熱帯熱の発生曲線は一山性で、八月に急に起始し、九月に頂上を表はす。此の型のマラリヤの代表的のものは南伊太利に見られる。熱帯性マラリヤの特徴は、依然三日熱は二山性で、春の山は高からず、通常五月に最高に達し、秋の山は着明で八月に急に上昇し、九月又は十月に最高に達する。熱帯熱マラリヤは毎年一山性で八月に急に昇り始め、九月の末期又は十月の初期に頂上に達する。此の型は亜熱帯性のものに原則的に似て居るが、一般に熱帯性のものでは秋の山の起始が遅く、且つ罹患並に致死曲線とも着明である。北印度のマラリヤが此の型のものを代

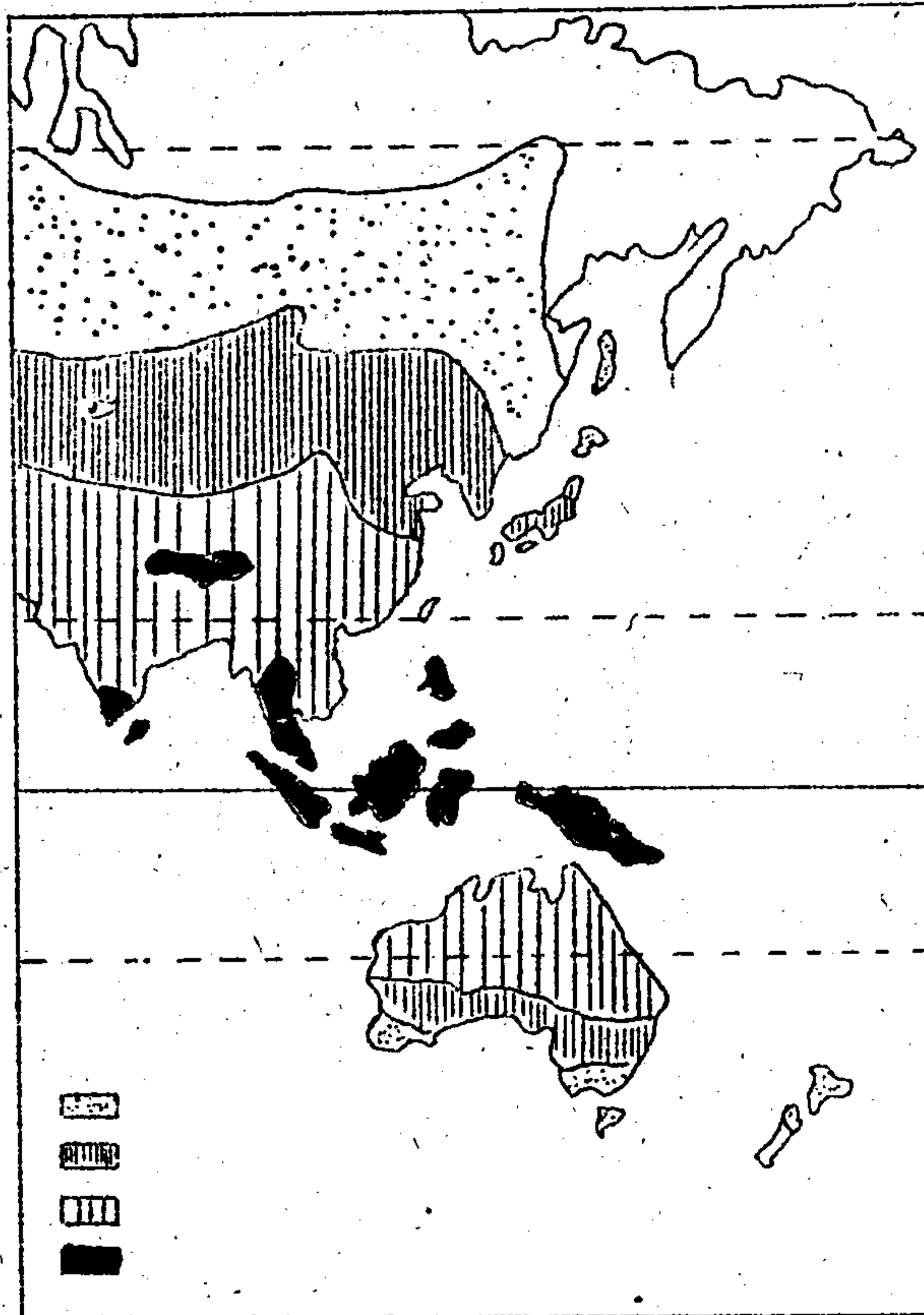
表する。赤道帯性マラリヤに似て居るが、その異なる点は、後者では秋の猖獗は多量の降雨に依つて決定せられるのに反し、前者では乾燥がマラリヤの猖獗を原因すると云ふ著明な差異がある外、流行曲線に於いて、赤道帯性のものでは、罹患並に致死の山が二山とも比較的低く、且つ両山は殆ど等しいのに反し、熱帯性のものでは、秋の山が遙かに高く、且つ此の山のみが幾分かのマラリヤ死亡を伴ひのを特徴とする。赤道帯性のものはセイロンのマラリヤに依つて代表せられる。

右の Gill の見解は、従来極めて困難とされるマラリヤ流行型の分類を、体型づける上に、少なからず貢献する所があるのであるが、各地の異なる条件に依つて、夫々特徴づけられるマラリヤの流行状況を右の四型に悉く帰納することは、元より困難で、種々なる異型又は中間型のあることは元より当然である。従つて西太平洋岸地区に於けるものも、右の範疇で論じ尽されるものではないが、今 Gill が四型マラリヤの存在を制約するとして居る気候を示すと、第一表の如くであり、之に基き西太

平洋地区に於ける等 温帯を因示すると第一図の如くである。 *Bill* は  
各型のマウリヤの存在する夫々の地区を氣候型を以て特徴づけ、之れを  
マウリヤ氣候帯と云った。即ちマウリヤ温帯地区・マウリヤ熱帯地区の  
如くである。

- 1) *Climatic Zones of Malasia*
- 2) *Temperate Zones of Malasia*
- 3) *Tropical Zones of Malasia*

第一回 マラリヤ気候帯 (gillより)



第一表 ヲラリヤ氣候帶

氣候帶	氣 温 (C)	氣 湿
溫 帶	最高月に於ける平均16乃至 20度	70% 又は以上
亜 熱 帶	最高月に於ける平均20度 乃至25度	50% 又は以上
熱 帶	最高月に於ける平均25度 又は以上	一月至數ヶ月に於て50% 又は以下
赤道帶	年中25度又は以上	年中70% 又は以上

(fill)

第一因に依る時は、北半球に於ては、マラリヤ温帯地区は、遠く歐洲より延びて、シベリアの南部から沿海州に終り、其の南に接してマラリヤ亜熱帯地区が存在し、滿洲、朝鮮、凡そ上海以北の支那及び日本内地を包含し、マラリヤ熱帯地区は中支以南、仏印迄を含み、泰國、馬來半島及び南洋諸島はマラリヤ赤道帯地区に属する。南半球に於ては、濠洲の大部分がマラリヤ熱帯地区となり、その南に狭いマラリヤ亜熱帯地区があり、濠洲の南端の一部、タスマニア及ニュージーランドの大半はマラリヤ温帯地区になる。

併し乍ら斯る氣候帯の分布が、直ちに夫々特有のマラリヤ流行型を所<sub>レ</sub>有し居ることを意味するものでないことは云ふ迄もない。それは各地に於ける、氣候以外の要約が因与するからである。又大西洋地区の各氣候帯に於ては、尚ほマラリヤの流行學的調査の不十分な所が少くないので、今後に於いて、*of the* の説を再検討すべきであるが、*理論的* 分布を説明するものとして、右の説は興味あるものと思考する。



今實際の状況に就いて概観するに、赤道を中心としてマラリヤが濃厚に浸淫し、熱帯的色彩を多分に帯びて居ることは云ふ迄もよい所であつて、大陸では仏印・泰・馬來半島・島嶼では比律賓・蘭領東印度諸島は最も猖獗を極めて居るのであるが、向類はそれらより南北へ如何に移行して居るか、或は南北両端は何うであるかと云ふ点である。先づ北への移行を考察してみよう。

大陸では支那であるが、南支が熱帯的色彩を帯びて居ることは明かであり、三日熱及び熱帯熱マラリヤが濃厚に浸淫して居るのであるが、此の性状は中支に迄延びて居り、揚子江沿岸に於いては三種のマラリヤが存在し、熱帯熱も少くないのである。南支の前方に横はる海南島・香港・台湾及び其の屬島のマラリヤが、全然熱帯的性格を持つことは云ふ迄もないのであるが、沖縄縣の先島列島は三種マラリアの存在する点に於いて、同様の範疇に入る。

然るに北支に於いては三日熱が主体であり、又浸淫度も高くなる。

及び *Meleny* (1927) の北京附近の調査では、約10%の脾腫率をみるに過ぎない。只極めて少数の熱帯熱が発生して居る点が注目しに値する。熱帯熱は以前はなかつたのであるが、一九二〇年に北京附近で最初の例が見られ、一九二六年には多数の同病患者が発生してゐる。これは武昌附近から北上した軍隊が持ち込んだものとせられ、或は一説には京漢線が出来るから輸入せられたとも云ふ。用封に於いても同様のことが知られてゐる。

滿洲国では、南滿のみならず北滿にも相当広く分布して居ることが近來知られるに至つた。熱度三日熱で、極めて少数の四日熱も存在してゐる模様である。

熱帯熱に就いては若干の報告があるが、麻薬常用者に於ける人工接種に依る疑のあるものが大部分で、自然感染らしいと思はれるのは、秦女の奉天に於ける一例とせられ居る。

朝鮮では、大体全鮮の各地に流行があるが、多いのは味南・江界・江

原等の或る地方とされる。大部分三日熱であるが、京畿道と忠清南道とから四日熱が報告されて居り、少くとも其の一部は土着性のものであるらしい。熱帯熱は既に二十例以上も認められて居るが、患者は多く麻薬常用者であつて、注射器に依る人工的接種の疑が濃厚で、少くとも自然感染の確證あるものは一例もない模様である。日本内地に於いては、北は北海道から南は九州に至る各地に流行があるが、一般に稀薄で、只福井、石川、滋賀、静岡、愛知、富山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本、鹿児島等の一部に、稍々濃厚な流行地が含まれてゐる。種類は総て三日熱で、四日熱、熱帯熱の工着例の確実なものは、今の所ない模様である。

シベリアには、三日熱が存在し、其の北限は北緯六十二度と云はれるが、太平洋岸地区では北緯五十五度附近であるらしい。

右の北支以北の状況を見るに、曩に述べた *マラリヤ* のマラリヤ気候帯から三小時は、北支、滿洲、朝鮮、日本内地はマラリヤ亜熱帯地区に属し、

気候的には熱帯熱の流行があり得ても良いのであるが、実際は大体よいものとみて良いのは、一に蚊族的肉縁が大なる要めをなして居るものではないかと思ふ。但し小林晴岩郎氏(1933)は内地でも北支でも熱帯熱・自然感染の可能性を全熱否定することは出来ないとして居る。之れに就いては後に述べるが、その可能性の有無に拘らず、実際の状況は、揚子江以北に於いては熱帯的色彩は甚だ稀薄であつて、時に南方から熱帯熱の侵入があつても、一般マラリヤの浸染度は低く、主として三日熱の季節的の流行を重複すべき状態にあるものと云ふことが出来る。

次に南方に対する移行状況を考察する。大小スンダ列島及びニューギニアがマラリヤの猖獗地であるに拘らず、それに接近する濠洲では、一転してマラリヤ向縁が比較的重要性を帯びないのは、極めて興味ある点である。その最も特徴とする性格は、土民間に於いてマラリヤが深く浸透して居ないことであつて、偏々南越場・鉾山等の如き人の密集する個所に流行が見られることがあるが、而もその感染源は国外特にニューギ

ネアから持ち込まれるものであるらしい。*MacLeator* (1923) に依るに、斯かる流行は、クイーンズランド及び北部州に主として見られる。ニューサウスウェールズ及びビクトリアの両州からは、僅か数例の土着例が報告されて居るに過ぎない。又西豪太刺利亞州、南豪太刺利亞州からは一例も報告がないと云つて居る。即ち氏は濠洲では南緯十九度以上の地に、時にマラリヤの小流行があり、それは短期で已み、何らの処置を施さないでも消滅する。

而して濠洲の大部分にマラリヤが存在しない理由として、人口の稀薄と、アノフェレスの少いことをのみ以つてすることは、充分な説明とは云へないと云つて居る。既に述べた如く濠洲北部の気候型は熱帯性であるに拘らず、他の同様の地帯に比し、マラリヤ状況に格段の差異のあることは、大いに考究を要する点であると思はれる。

タスマニアにはマラリヤがない。ニューギニアランドも亦、元来マラリヤのない所とせられてゐるが、近來熱帯熱の教例を報告した人がある。

併し恐らく輸入例であらうと思はれる。

尚且豪洲の東方太平洋上に散在する小島の内、メラネシアのソロモン  
ニユーブリテン以東には、何れもマラリヤが存在しないが、或は少くとも  
もそれが重要問題ではないのである。

以上西太平洋地区のマラリヤ分布状況に就いて概説したが、之れらの  
分布を制約する因子は、決して単純なものではないが、就中アノフェレ  
ス相が重要な一因子であることは、疑を容れない処である。

南支那に於けるマラリヤの蔓延状況（廈門）

二〇三名のマラリヤと診断された者の中、一五八名に於て血液内にマ  
ラリヤ原虫を検出し、

三日熱マラリヤ	一三七名	八六、七一%
四日熱マラリヤ	四名	二、五三%
熱帯熱マラリヤ	一名	六、九六%
混合熱症	六名	三、八〇%

即ち三日熱が最も多い。

今次事変によつて支那に於ては相当多数のマラリヤ患者を軍隊内に出したが、中支那上海附近に於て大里軍医の報告した所によれば、血液検査をして原虫の有無を調査した所、検査人員一二六〇名中、原虫陽性者は一八一名で一四%がマラリヤに罹患してゐた。

又其のマラリヤの種類を区分すると

三日熱マラリヤ	一二〇名	六六、三%
四日熱マラリヤ	一八名	九、九%
熱帯熱マラリヤ	四三名	二三、八%

であつて中支那に於ても大体三日熱マラリヤが多いと云ふ事を示してゐるのである。

然し南方の熱帯圏内に行けば熱帯熱マラリヤの数は依然多くなつて、三日熱マラリヤと反対の状況になると云ふことは、既に全世界に於て認められざる事案である。

## 第二款 肺炎

肺炎の如き呼吸器病が熱帯地方に多いと云ふ事は不思議に思はれるが肺炎は熱帯に於てマラリヤ、結核に比して多数の犠牲者を出して居る疾病である。或は熱帯では寧ろ肺炎に罹り易いとさへ云ひ得るであらう。誘因は感冒、肉体の過労等のために身体の抵抗力が減退した場合等には本病に罹り易くなる。また気候の変わった土地へ移住して来た者は罹り易い、熱帯地方では殊にこの事が顯著でシマツの刑務所や、南アフリカの鉱山では新たに入つて来た者の七〇％は最初の三、四ヶ月の中に肺炎に罹ると云はれる。女よりも男が罹り易く、中年の働き盛りの者に多い。酒のみは罹り易い上に罹つた場合死亡し易い。

肺炎菌は四種類に分類されるが、米国の肺炎菌と菌甲あたりに流行してゐる菌と比較して見ると大体各菌型の流行程度は似て居る。



I 型菌      II      III      IV

米 国	ニ三六%	八三	九七	五八四
葡 印	三七六%	一一一	一五	四八七

即ち熱帯地方としての特異性と云ふものは認められぬ。屢々熱帯地方の肺炎が熱帯肺炎など、云はれて恐れられてゐるが、之は特別な肺炎ではなく唯熱帯地方で流行するものは死亡率が少し高いと云ふだけである。

季節的には我国では冬から春にかけて多いが、熱帯地方では雨の少ない乾燥期に多い。またマラリヤに罹つてゐる者、栄養の悪い者は罹り易く密集して狭い所へ居住して居るやうな団体へ労働者寄宿舎、刑務所等には多く発生する。熱帯地方と其他の地方の都市の肺炎の死亡者を比較して見れば一見して熱帯地方に多いことが分る。

死亡率は我国に於ても二〇%前後の高率であるが、南方の土民間では三〇%以上に及び、彼等の肺炎は死亡率が高いのみならず、罹病率も高

く、文明人の三四倍である。

## 統計

利用し得る唯一の資料たる公報に基いて熱帯諸国の大葉性肺炎罹病率及死亡率を計算しやうとする者は、次の如き困難に遭遇する。

即ち、調査の信頼しがたきこと、熱帯諸国中ニ、ケ国では肺炎は届出の義務ある疾患なるにも拘らず、報告が除外しておたり或は不完全であつたりすること、又作業方法が非常にまち／＼なること、例へば大葉性肺炎の数字が時には「呼吸器病」に含まれておたり、時には「気管支肺炎」の数字と一緒にされたり、或は「大葉性肺炎並に診断不明の疾患」の如き項目下に入れられししてある。若し之に協定上避け得られざる不正確さを加へるなら、これらの前提の不確実さは何が価値のある推論を下すことを許さざるものなることを認めざるを得ないだらう。

ニ、三の例は二のことを證明してある。印度に就てみれば、ベンガル

ボンバイ省 聯合州・ビルマ各都市では一九二〇年肺炎は独立の項目下に記載することゝなつた。所が、他の場所では相殺す「呼吸器病」或は「熱病」のうちに含まれてゐる。

ベンガルでは一九二一年に一五六七名の肺炎死者が報告されたのだが、同地の衛生局長の意見では「同年の死者一四〇〇〇乃至二〇〇〇〇は肺炎によるものと考へて差支ないだらう」といふのである。

ケニアでは同殖民地住民の約八〇%を含む予備兵のうちに肺炎発生に因する数字がないのである。

軍隊の報告は確かに正確ではあるが、それは唯選ばれた男子のみを取扱つて居り、しかも殆んど限られた年令階級に属してゐるのである。監獄の資料も亦信用し得るものである。但し、入獄者には病氣に対し高い感受性を示す麻薬中毒者が多数にゐることを、念頭に置いておかなければならぬ。

上述の諸事情は熱帯諸国の肺炎発生数や、死亡率を正確に計算し或は

比較しやうとする努力に対し障害となるものである。

死亡率は官報や医学新聞に引用されてゐる多数の病院報告から算定することが出る。然し病院の報告は重症患者が不当に高い割合になつてゐたり、地方的要因が入り込んでゐたりして、或程度歪められてゐる。又後者に肉する智識は正しい判断を行ふために必要なものである。上に述べたミンガポール共済病院の例はこのことを示してゐる。左に温帯に於ける病院から得た一世紀以上に亘る肺炎報告が表によつてゐる。

(Kelly)

場	所	期	患者数	致命率
ニューオールレアンス慈善病院		一八三〇—一八七九	三、九六九	三、八〇一
モントリアル共済病院		一八五三—一八八七	一〇、一一二	二〇、四〇
マサチューセッツ共済病院		一八八一—一八八七	一〇、〇〇〇	二五、〇〇
ドイツ病院		一八九四	一一、三〇一	一九、三〇

ドイツ・マクデブルグ病院	一八八〇—一八九六	一五〇	一六八〇
ニューヨーク・マウント・サイナイ病院	一八八八—一八九八	五〇〇	一八八八
ボストン市立病院	一八九五—一九〇〇	九四九	三〇六〇
ペンシルバニア病院	一八九七—一九〇一	五〇〇	三六六〇
モントリアル共済病院	一八九五—一九〇三	四八六	二一、二〇〇
ブレスロー病院	一八九二—一九〇三	三〇四	一六七〇
フィラデルフィア共済病院	一八九七—一九〇一	九九一	一五、四三〇
バルティモア・ジョン・ホプキンス病院	一八八九—一九〇五	六八五	三〇、三九
マサチューセツク共済病院	一八八九—一九一七	三二九一	二五、一〇〇
ニューヨーク九病院	一九〇〇—一九三二	一四六二	四、一八〇
ニューヨーク・ベレヒュー病院	一九二二	一三八一	二〇、〇〇〇
ミカゴクツク・カントリー病院	一九二二—一九二六	三四三九	三三、五〇〇
ミカゴクツク・カントリー病院	一九二七—一九三三	六五三一	三六、〇〇〇

計

二九、六一三一  
三〇、二〇〇  
六六六

この表を見れば全く悲感させられる。即ち、これはこの半世紀間の医学の飛進は肺炎死亡率に何等の反響も起さず、死亡率は一流病院でさへ相変わらず非常に高いまゝであることを示してゐるのである。今この平均を熱帯地方の病院の平均と比較すればどうであらうか。予期されるやうに有色人患者がぬはつてゐる所では致命率が非常に高い（次表参照）而してその差は七、七多である。

国 病 院

アメリカ

英領ギアナ	カヨーゲタウン公衆病院	一九〇一—一九一三	一、三六五	四〇・五
ホンテユラス	ポエルト・カステイロ病院	一九二一—一九二九	六七二	三九・一
中米アメリカ	聯合果物会社病院	一九二〇—一九三五	三、三六七	三八・六
		一九二六—一九二九	二、四六三	三一・八
パナマ共和国	パナマサント・トマス病院	一九二〇—一九二三	四二七	四七・五

アフリカ

仏領コンゴ

ブラザヴィユ 共府病院

一九三七

五八八

三三、四

ポアント・ノール病院

一九三七

四九四

四〇、〇

セネガル

ダガール 土人病院

一九三六—一九三八

一九三

三五、四

白領コンゴ

カタंगा 土人病院

一九三三—一九三四

七七八

二一、六

スダン

土人病院

一九三八

四四下

二八、二

英領ソマリランド

ベルベラ 病院

一九三五—一九三八

二一六

一三、九

ケニア

諸病院

一九三〇—一九三八

一〇、四三五

八、四

南領東印度

諸病院

一九三五—一九三七

六六五

二二、四

マウリテイウス

諸病院

一九三〇—一九三五

九二二

四〇、六

アジア

セイロン

諸病院

一九三八

四四三

二六、一

印度

カルカッタ、サムブナス 病院

一九三八

四三

五八、〇

海峡植民地

シンガポール 共府病院

一九二六—一九三八

五四〇

五一、八

二六、八

ミンガポールダントクセン病院

一九三五—一九三七

一〇四八

五三・七

ペナン地方病院

一九三三—一九三四

三一九

五八・三

マレー聯邦

諸病院

一九三五—一九三九

一三、四八二

四七・五

蘭領東印度

バタビヤ中央市民病院

一九一九—一九三一

一五七二

四九・一

スラバヤ

一九一九—一九三一

九五三

四七・八

バタビヤ

一九三三

二一九

三八・四

スラバヤ

一九三三

二一八

三三・五

スマラン

一九三三

三〇五

二〇・二

バタビヤ

一九三三

七〇二

五〇・〇

スラバヤ及スマラン一七一病院

一九三四

二一六四

三〇・三

バタビヤ中央市立病院

一九二一—一九二五

三五八

三七・五

計

四八、一三二

三七・九

二六・九



之等の二表を分析する際には、前者は大葉性肺炎のみに関するものであるのに対し、後者は「大葉性肺炎」とか、「肺炎」へ多分これは気管支肺炎が含まれてゐる」とか、「大葉性肺炎及び診断不明のもの」とかとして報告される患者から成るものであることを念頭に置かなければならない。肺炎の検査が統一された方法を行はれない限り、かかる混乱は避け得られないのである。

病院に於ける死因としての大葉性肺炎に就ての相対的頻度に関し、は次の一表の剖検例よりその一端を知ることが出来るだらう。

国名	期間	剖検総数	大葉性肺炎百分率
シंगाポール	一九一九—一九二六	六一三五	九・五
フィリッピン	一九〇一—一九二八	一〇〇〇	三三・三
パナマ	一九〇四—一九二六	四八〇六	一八・〇
ホンデヌラス	一九二六—一九三七	一四九	三一・五

熱帯地方の肺炎は老人性疾患でないといふはれである。然し、特別を例  
合に因する詳細な報告がない限り、これは自明のこととして受け容れる  
ことは出来ない。

人口一万に対する肺炎死亡者(南崎博士に據る)

	一九三四年	一九三五年	一九三六年
東京	一五八・〇	一一八・〇	一一二・二
マニラ	五五八・四	七七〇・二	四九四・三
ハイホン	一一八・一	三五〇・〇	二九六・〇
ハノイ	七五〇・七	七七八・三	五六七・九
サイゴン	一九〇・七	三三五・六	三〇二・二
ミンガポール	二五六・〇	二九五・八	三四二・八
ラングーン	五五〇・七	六〇三・八	五三七・五
ロンドン	九一〇・〇	六八〇・〇	七九八

ニストヨーク	1000	八九・九	八九・五
カルカッタ	2111	2081	2203
コロンボ	3574	4119	3388

気 候

一九二七年初期にガボン鉄道従業員に発生せる肺炎大流行は、乾燥季の異常に長く続いた、めとされてゐる。*Recherches* 象牙海岸では、寒期中肺炎感染は通風不良で、且つ過剰居住せる小屋に住む土人間では流行性を帯びる。この感染病はハーマタン風季節に、北部地域で特に流行する。*Revue* も亦カメルーン人に肺炎感染素因と繋へるものとして日別気候較差大なるハーマタン風季節をあげてゐる。一方トングランドでは、彼はそれを雨季のせいにしてゐる。グール、エス、サラームでは大戦中ドイツ兵部隊中に屢々爆発的肺炎流行が見られたが、ニルは特に下度雨季の前に来る暑季に多かつた。(Menzel)

次表は一九二三年度に於けるナイロビ監獄の月別肺炎発生並にそれらに相当する気温雨量の資料を示してある。ニルによると肺炎は一年中で最も乾燥せる日に最もひどいことが注目される。

一九二三年	入院	死亡	雨量	最低気温
一月	三	一	〇.六二	五五
二月	二	一	三.八六	五六
三月	七	一	九.九七	五四
四月	一	一	一六.二三	五九
五月	五	一	一三.七六	六二
六月	二	一	二.一五	五四
七月	六	一	〇.五八	五四
八月	三	六	〇.〇九	五三

単位

九月	三三	八	一一六	五一
十月	三〇	五	一六〇	五六
十一月	四	一	五六四	五七
十二月	一七	一	一五四	五六
總計	一一一	二二		

印度に於ける肺炎と気候との關係を說明するため *Rayson* は全国の入獄人口へ入獄者一五〇〇〇〇名に於ける肺炎発生を基礎にしてその論議を進めてゐる。彼は十五年間の肺炎発生に向にはビルマの四%より南東部の八%、西北各洲の五%といつた差別のあることを見出した。これと主な気候状況とを比較して、彼は肺炎発生は大きな日別気温較差低い最低気温、低い気温によつて促進せらるゝと結論してゐる。これらは特に衣服を充分に着てゐない人々に悪寒を助成する要因である。

*Muldrew* はスマトウ探鉱会社所属労働者に見る急激な肺炎流行は、大

依激しい雨期の間或はその直後に起ることを見た。ニ川に及し *Kryger*  
 の観察に依ると ジヤバの一病院に於ては肺炎の季節的発生は全然な  
 ったとのことである。セレベスに於ては 西風の吹く時期に肺炎が頻発  
 することが注目される。然るに南ボルネオではニルはモンスーンの  
 変り目に一致して起る。ビスマルク群島では雨期の初め及び終りに肺炎  
 発生が最も高く、カロリン人間では北東季節風の発生時に最も高い。*(Creek)*  
*Santa Cruz* はフィリッピン人の肺炎流行は北東季節風へ十二月一三  
 月及びその結果起る急激な気温変化と一致すると考へてゐる。然るに  
*Waller* はホンデムラスに於ては肺炎発生に対する季節・気温・雨量  
 の影響は否定的であるとの意見である。このことは同国に対しては  
*Philips* に依り 英領ギアナに対しては *Randland* に依り確證される  
 ある。パナマ運河建設中には肺炎発生は季節或は湿った衣服に対する特  
 別の関係は観察され得なかつた。

キングストン（ジャマイカ）に於ける肺炎の大増加 即ち一九一六年の死者六一より一九一七年の一一四になつたこの大増加の理由を説明しやうとしてゐる *W. H. H. H.* は毒力強き肺炎菌種が 欧州より帰郷せる恢復期患者たる兵士により移入されたといふ可能性を否定してゐる。彼は二つの主要要因は 勿論それだけではないが、氣象学的條件と貧困にあるべきだと考へてゐる。

第三款 結核

南方諸地球では一年中高熱が長く為に、体力が消耗し勝ちであり、又野菜の新鮮なものが得難いので、栄養が不足し易く、従つて結核性疾患を誘発し易い環境にある。

又熱帯に住んで居る在来の土民は結核に罹り易いのではないかと考へられる。少し古い統計であるが同じ様な気候の下で同じ仕事をして居つた数種の人種の看の結果に対する罹病率へ人員一万の内幾人結核に罹つたか、と死亡率へ人員一万の内幾人が結核で死亡したか、を示せば次の通りである。

人口一万対罹病率

人口一万対死亡率

英本エ及英領土軍隊

六・一

〇・四

ポルトガル人軍隊

三三・七

九・二



支那人労働者	三六・四	一三・四
印度人軍隊	九三・五	一七・二
印度人労働者	一四二・〇	五三・四
南アフリカ土民労働者	二九〇・七	二二一・九
喜望峯地方労働者	四四一・一	一〇三・六

この表によると印度人やアフリカの土人は如何にも結核に罹り易いやうに見える。これは彼等の生活程度が英人やポルトガル人に比しては比較にならない程低くて、これが結核に罹り易い原因であると考へるのが適當であらう。

一面熱帯地方は昔は文化に対して閉ざされた隔離であつて、言はゞ結核に対する処女地で、そこへ先の世界大戦以来俄かに文明国との交通が拓け、猛烈な勢で結核が浸入し始めた為には、土民の罹病率が非常に高く且つ死亡率も甚だ多いのであらう。結核の伝わり方をツベルクリン反応に

依つて調べると結核感染の割合は

スマトラの都市

七四%

スマトラの農村

二〇

バタビヤの支那人小児（生後一ヶ月）

二一

小児（四ヶ月）

四五

小児（一〇—一四ヶ月）

八〇

仏領印度支那

三一・四

即ち南方諸地方では我が国よりも広く蔓延してゐる。結核死亡率を見る  
と、更に顯著である。

人口万対結核死亡率

	一九三三年	一九三〇年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
東京	一八三、一	一六九、六	一六七、二	一八八、四	一
マニラ	五〇三、五	四五三、六	四八〇、〇	四六二、〇	四五九、五
ハイボン	一六五、五	二〇五、八	一九二、〇	一五八、〇	一
ハリナイ	一〇三、七	二五、四	一〇四、四	一四九、八	一七八、七
サイゴン	三〇九、七	三六三、六	二二九、八	二五五、〇	一
シシガポール	二三六、七	二三三、六			
ラングーン	一九五、三	一七八、六	二〇五、四	二四一、四	一
カルカッタ	一	二二二、〇	二一三、六	二三七、九	二五九、四
シドニー	四六、八	四四、三	四四、九	四三、四	一
ベルリン	七九、〇	七八、四	七八、九	七五、五	一
ニューヨーク	五六、六	五四、一	五五、四	五六、六	一

蔓延状況

一般に充分な統計は得難いが Madras 及び Calcutta、Bombay  
 Madras に就き表の如き数字を挙げて居る。Calcutta の調査に依れば

	マドラス		カルカッタ		ボンベイ	
	人口千に対する死亡		人口千に対する死亡		人口千に対する死亡	
	肺結核	総数	肺結核	総数	肺結核	総数
1905	1.6	24.2	2.4	38.0	3.27	61.54
1906	1.4	46.6	2.6	35.7	3.64	54.07
1907	1.2	40.5	2.6	37.6	2.94	39.56
1908	1.4	43.7	2.5	32.6	2.44	39.13
1909	1.2	37.9	2.3	34.1	2.45	35.66
1910	0.4	39.8	2.3	27.9	2.33	35.72
1911	0.4	42.0	2.3	27.2	2.12	35.69

マホメット教徒の結核死は3%、ヒンズー教徒は2.3%、キリスト教徒は3.8%であると云ふ。而して *Delhi* がカルカッタにて調査したツバ  
ルクリン陽性率は成人50.0—69.6%で比較的低率であるが、小児に  
於ける陽性率も他の地方と比較して低い値を得た。

*Rawal* は母舎から徴集された新兵のピルケ陽性率は甚だ低く、5.67%に過ぎなかつたと云ふ。

東印度諸島に於ける肺結核患者は一九三四年の年報に依れば一九三  
三年中に取扱つた患者六五八二名中、死亡数一九三二名、死亡率31.2%  
で結核死は総入院患者の3.5%、総死亡の13.4%に当ると云ふ。

又 *the Kangra* は南印の彼人にて涼冷な気候の良き地方へ転地静  
養を許されたる者の内、結核に依る者は一九一九年は10.6%、一九二  
一年には13.2%、一九三三年には14.4%であつたと云つてゐる。又

公衆衛生所の報告に依れば、土人の総死亡の約10%は結核であると云  
ふ。

Dr. Yangon はスラバヤの三三三名の児童の検査にて五名の肺炎

カタル、三名のスクロフローゼ、七名の肺病体質を見たが、バンドンに於ける四八〇名の児童のピルケは次の如く陽性率は余り高くない。

年 令	陽性率
6-8(410)	9%
9-11(286)	11.9
12-14(136)	12.5

年 令	陽性率
0-5	26%
5-10	34
10-15	43
成人	78
	67

然しバタビヤにては男女数一〇〇〇名につき、六五%であつた。又群

島の他の地方にて、Pancak は土人の一群にて右の如き稍高き価を得た。

Stambul はスマトラ東海岸のジマバ人と支那人成人のピルケ反応を比較

したが、表の如く前者は二八一六九%で、支那人の八一八九%より遙

かに低率であつた。香港の成人に就いて九三・一%、上海にては九四・〇%

と報ぜうれ、何れも支那人の高さ感染率を示して居るが、此のスマトラの例によつても彼等の移住する処亦濃厚な蔓延を見る事が判る。

ジヤワ人	支那人			
3,595	980			
220	5	-	18	
84	21	+	1	
28	81	+	21	オ
1,073	63	-	21	
1,315	328	+	1	31
55	85	+		オ
282	57	-	31	
621	485	+	オ	以上
69	89	+		オ

マレー聯邦官報へ一九三四年の海峡殖民地の推定人口一〇〇〇〇に對する肺結核死亡率は一九三一年二、三一、一九三二年一、八九、一九三三年二、〇九であり、シンガポール、セヨウジタウン、マラツカ各市を通じると二、三五であると言ひ、香港公衆衛生報告へ一九三三年に依れば肺結核死は二、二五で、總死亡の一、二、二五%に當り、人口一〇〇〇〇に對

する死亡率は一九三二年二、五二、一九三三年二、七一で略々マレー地方に一致する。

支那支那に於ける研究では *Gulliver* & *Jalung* - *Borneo* に於ける、安南人間に結核は *Baikh* - *Ko* - *Soo* 消耗性咳嗽性疾患の名の下に知られ、古代より存在したと信ぜられて居る結核は、支那の古代より存せる事は知られた外であり、安南は古くより支那と交通せる故、感染蔓延の機会が多かりし事を想像せられる。氏等が都市及び田舎の学校の五人児童七七〇八名にツベルクリン反応を試みたが、之等の中三ヨロシ市の三九一八名の陽性率は表の如くであつた。

年令	陽性率 %	年令	陽性率 %
〇—五	二三、六四	六—一〇	四四、六八
一一—一五	六八、四六	一一—一五	七一、一五
一六—二〇	九一、七二	二一—二五	九一、七二
二一—二五	八一、二〇	二六—三〇	九一、七二
三六—四〇	八一、二〇	三六—四〇	九一、七二
四一—四五	八一、二〇	四六—五〇	九一、七二
五〇—五五	八一、二〇	五六—六〇	九一、七二
六〇—六五	八一、二〇	六六—七〇	九一、七二
七一—七五	八一、二〇	七六—八〇	九一、七二
八〇—八五	八一、二〇	八六—九〇	九一、七二
九一—九五	八一、二〇	九六—一〇〇	九一、七二



此陽性率は幼時感染の濃厚なる事を示すものであつて、家族感染の著しい事が判る。又検査した喀痰の四〇%に菌を発見したと云ふ。一般に仏印地方では極めて濃厚なる蔓延を見て居るので、同地のパスツール研究所では盛んにB.C.G.ワクチンを製造して之れを一般工民小児に施行して其効果を検索して居る。

其他比律賓 泰 海峡殖民地及びマレー聯邦等の報告に於いても、結核はマラリヤに次いで重要なる死因たる事が認められる。

結核は古き文化を有し産業の発展せる地に蔓延するものにて、未開の地には之を見ず。文化国の殖民地となるに及び移民の侵入するや、病毒も亦之と共に移入せられる。例へば *malta* はペルシヤではカスピ海岸、ペルシヤ湾岸の如き、外国人の多く入り込るる地方は別だが、其他の地方では古くは肺結核は実際上は見られなかつたと云つてよい。然るに印度人、アルマニア人により、過去五十年間に速かに拡つたのである。かかる地方の患者はその後不良で、一例も自然に癒せるを見ない。

療養所にて治癒せるものにては凡て死せしむる。之れは歐洲の如き流行地に見る兔疫がよい為であると云ふ。

*Yocco* に依ればアフリカのゼネガール土人には未結核者無かつたが、一九二四年の頃には既に之の蔓延を見、殊にダカール・セントルイスの如き都市及び其周囲に速かに増加しつゝあり、之等は殖民し来れる白人が持ち来れる事と、結核地方と交通する土人が感染して移入するに依るのである。然し西非利加の奥地々方は尙未だ甚だ少く、故に之等の地方から微発せられたゼネガール隊の新兵は世界大戦中容易に本症に感染した。ジヤバに於いて *Neimnkwin* *M. Baumann* に依れば、殆んど凡て田舎地方から募集した労働者は、反志陽性率三・五%に過ぎなかつたが、*Streck* のスマトラ東海岸の検査では、土人二三一・六%、支那人ハートハル%であつた。

此種の報告の内 *Uebel* のベンガルに於けるものは、最も興味ありと思はれる。彼によればベンガルの田舎地方では、五十年前には結核は

遷り居

近年著しく増加し

四として考へらるゝも

の、内就中住民の食餌中に、カルシウムを含む食品、脂肪、牛乳、果実の欠乏は罹患の素地を造り、交通の発達を蔓延を授け、田舎の工場化、都会化、住民の健康の無関心、衛生思想の欠乏の為に放縱に喀痰し、患者と食器を同じくし、同室に起居就床する事が主要視せられる。それだからカッタには二才以上の開放性肺結核患者が居り、ベルガルには約二十万或は少くも住民の、五%程の同様の患者が居ると推定せられる。ベンガルでは毎年九〇万以上が熱帯病で死亡し、其一〇%即ち九万が結核で死ぬと考へられる。結核死一名に対し少く共七名の患者ありと考へられるから、最少三方の患者がベルガルに常に居ると推測せられる。又、カッタと医学校病院の外来患者の約二%は、何等かの型の結核である。

以上の如く本州の地に殖民の行はれると共に、結核も亦漸次其地方へ進入して行くのであつて、殊に欧米及び支那民族は極めて濃厚なる感染

を有す種族であるから、其舟く処何処にも其周囲に病毒を散布する。而して一度病毒の侵入するや、未開の土地の人種は其衛生思想の幼稚なると、従来未感染にして免疫を得て居ない為、其蔓延も一層甚だしく、患者の病勢も急激悪性なる経過をとるを普通とする。例へば今米国の各地に居住する有色人種と、同地に居住する白人の陽性率を比較すると、却而白人の方が低率を示す。台湾に於ては衛生思想の遅れてゐる本島人は、内地人より高率であるが、更に同地域に住む本島人と葛砂族とを比較すると、後者の方が高率を示し、共に上記の説の證查となる。疾病の特殊性として、先づ上記の如き未開人種に蔓延した結核が、急性悪性であると言ふ住民の人種別に依る病勢の差異が目立つ。

歐洲大戦の際結核蔓延の極めて少き未開地の北アフリカのゼネガドル族より微発せらるる病が、大陸に於いて忽ち悪性の結核に感染し、甚しき蔓延と共に何れも急激なる経過を取つて、倒れたと云ふ報告は極めて注意すべき事實である。

Brawl に依れば入営当時のツ反志の陽性率は四一五%であつたが  
 一三一五体の解剖中肺炎結核空洞形成等慢性結核の像を呈したるものも  
 亦五%にてよく一致し大体前以つて感染してゐた野原を慢性型を取つた  
 ので他は非常に急速に経過した全身性結核であつた。 *Worselt & Freudland*  
 は大戦時ライン軍を構成せる諸人種兵について一ニヶ月間に罹患した  
 結核患者を調査し 兵一〇〇〇名に対する比率を挙げて居るが次の如く  
 である。

フランス兵	九・五五
マロユ兵	一・七三
アラブ兵	一三・三三
安南兵	一五・三一
マルグシユ兵	一八・八八
ゼネガール兵	八六・〇七

即ち亦結核の少き地方から来たビネガール兵の感染発病の甚だ多き事を示す。結核感染の少き地方の結核が急性経過取る事は上述の他 *Steinmann* のデリに於ける研究でも推測せられるが、其他にも報告が少くない。

印度の結核につき *Davies* の記載は興味深い。彼は多年ボムベイ市警医として二、三〇〇乃至三、〇〇〇名の軍隊と田舎よりの多数の新兵を観察した結果之等の中に結核は極めて普通で、且つ進行性にて致命的の型であつた。一九一二—一九一八年にヒルケ反応を検査した。一五三二名の新兵中僅かに八七名即ち五、六七%が陽性であつた。多くは新兵で新しく田舎から到着せる。一、二〇〇名の若人中肺の検査に注意した者の中肺炎疾患は極めて少なかつた。

歐洲にては八五%が解剖にて古き結核感染の病竈を有するの如く *Roberts* は印度に於ける八〇〇〇〇人以上の剖検中、僅かに三、三%に見出した。硬化性肺結核は稀である。故に之等の人々は歐洲にては抵抗を得るのに役

立つ稀薄感染がないと考へられる。

*Powell* は印度にては結核は歐洲より遙かに急性にて 治癒は例外で

あり 印度人患者の多くは初発症状より一年以内に死亡すると云ふ。

*Strachey* はスマトラに於いて 爪哇バ土人と支那人の解剖の結果 結

核死チヤバ土人五三体内中ニ一體は全身結核と乾酪性淋巴結核で、其半は

は悪性急性粟粒結核であつた。反之支那人五二体内中斯くの如きは少数で

六例に過ぎなかつた。

未病の結核蔓延の少き地方の入種が感染する場合は 成人の初感染が

多く且つ感染時の生活の激変、過勞、非衛生的生活等の爲に容易に発病

し、急性全身性の悪性の経過を取るものが多いのであり、又既に相當の

結核蔓延せる地方にては、成人の初感染は必ずしも多くはなからず、其在

会的生活状態、経済状態、精神状態、文化の程度に依り其経過に輕重あ

り。原始的な文化の底き非衛生的な入種に於て、経過は不良であると云

ふ。

一般に熱帯地方の結核の経過は、上述の如き人種の差に依り異なるは勿  
 論であるが、殊に移民に取つては氣候風土の影響も亦大なりと考へなけ  
 るばならぬ。Lange の云ふ如きは白人にて熱帯地方に来るもの  
 は、二〇才前後が多く、之等の中に患者を發見するのであるが、氣候の  
 影響は一般に身体を弱め、弛緩せしめ、爲に屢々潜伏性結核を活動性に  
 變化する機会が多い。然し場合に依つては熱帯にて却つて健康に感ずる者  
 あり、殊に其生活が経済的に遙かに良好となる爲に健康に必要なる衣食  
 住が取り易く、良好結果を得るものもある。

治愈せる結核は熱帯に旅行し又は働く事が必ずしも禁忌ではなまいと云  
 ふ。Schafer の云ふ如きは、温帯地方の巨師の中には、熱帯を結核白人に  
 対して治愈効果ありとし、其原因として、熱帯例へばロデミア、ウガン  
 ダ、ケニア、タンガニカ等の如き地方に、結核の少きを見て氣候的に承  
 承たる免疫状態となること共に、強き太陽光線の殺菌作用によると云ふも  
 のがあるが、之は誤りにて土人に免疫無く、感受性大であるが、之等の



地方は結核蔓延稀薄で、感染原が乏しきが為で、太陽光線の作用として  
も精々咳出される菌を殺す程度である。故に土人の側からすれば、白  
人は結核を移入する甚だ危険なもので、容易に感染し蔓延を来し、其予  
防も不良であり、又移住者からすれば潜在性結核を有する者では常に危  
急を覺え、睡眠不足に陥り食慾不振である為に、結核は活動化する危険  
が多分にある。

#### 第四款 癩

#### 支那

支那本土では癩は西紀前六世紀に既に其の存在を認めらるゝとも云ひ、又支那の古紀によると、既に西紀前一世紀に於て揚子江、黄河の両流域に広く存在したとも云はれてゐる。

支那の癩は夫れ自身支那固有の同類たるのみならず、支那からの移民の出先国夫々に肉傳する所が極めて大である。即ちシマム、マレー、ポリネシア、印度支那、濠洲、アメリカ等への支那移民は癩を移入し、出先国で癩流行の中心点を形成する様である。支那の内最も濃厚な流行地域は広東及福建の両省である。

滿洲國には癩は稀である。北支には割合に少い。山東地方に其病竈がある。南支には癩の流行が濃密だと稱せられてゐる。河北省には数ヶ所の癩中心地がある。



して浮浪し、重症者は毒殺とルタリ、生理めにされる事も稀ではないと。  
 の *Jeunelone* 及 *U. ante Well* (一九〇〇) に依れば南部の広東、雲  
 南、福建の諸省及揚子江下流流域に癩は多く、殊に大きな都市には多く  
 の癩を食を見る。の *Burnett* (一九三〇) に依れば、支那の癩は南部  
 諸州及び西藏「ビルマ」との接壤地方に最も蔓延し、其他浙江省及び山東  
 の地方にも多い。

上海鄒志賢(一九三三)著、光田愛生園長譯に依ると、山東省には癩  
 が多いと、湖北省にも癩は相当多く存在する。湘南、江西両省にも病者  
 が多い。江苏省は揚子江により別々、北方は南方より癩は濃厚である。  
 上海には今二〇〇〇人の癩が居るとされ、浙江省にも本病が多い。福建  
 省は本病の蔓延猖獗にして、各地に癩村がある。

本病は人民の脅威となつて居り、官吏は病者が行商人、結婚者又は華  
 僑者等より施與を受けざる事を默認した。

広東省は有名な癩窟である。甘肅省にも癩多く、四川省では、成都平

野の西北端に癩多き部あり、尚西南部の口口独立蛮族にも本病の蔓延は濃厚である。貴州にも病者があつて小療養所がある。広西省は広東と同様最も癩濃厚な土地である。

また陳邦賢君中華民国医学史へ民国二十六年には、支那の癩は揚子江以南各省に甚しく蔓延して居るが、山東省にも多く、東三省及び江蘇省北部に蔓延の趨勢である。河北、河南及陝西の諸省は少く、甘肅省には比較的多く、之等患者中には西藏移民が多い。湖北省も亦多く、四川省は其の南部及西部に流行してゐる。

漢人の中には苗蛮と常に接して居る様な者に病者が多い。長江南岸の諸省では南赤諸省程に濃厚ではない。其中浙江省は稍々多く、江西、湖南両省には更に多く、福建省は猖獗であるが、其の分布状態は不規則である。広西、貴州両省は癩る広く分布し、而して広東、雲南両省に癩多きことは実に全国に冠たりである。而して広東省を以て其の最も流行猖獗を極めつ、あるものとなすと記載してゐる。

南支福興省沿岸の一小島である金門島では、人口二万余と云はれるが、昨年彼の地住民の衛生状態を調査した台湾總督府小林技師の報告に依ると、癩患者の発見されるものは男子のみで三七名であつたが、尚且一層に嚴重に調査すれば、それ以上に上るであらうとのことであつた。広瀬博士は昨年四月から十一月迄の七ヶ月間に亘つて、広東市の癩に就て調査したが、其成績へ台湾医学会雜誌第四〇卷第六号を茲に引用して見る。

この検査へ於て表へは、(一)水上生活者(所謂蜃民)、(二)江上交通者(蜃民以外の船員及乘客等)、(三)小学児童、(四)広東市内交通者、(五)広東市住民、(六)接客業、(七)癩住民に就て行つたのである。其の結果を纏めると次表の如くである。

検査区域別	検査人員		発見患者					発見率 %
	総数	性別	総数	性別	結核型	肺型	斑紋型	
水戸生活者(住民)	26,541	♂ 11,094	58	♂ 35	8	24	3	2.2
		♀ 15,447	♀ 23	♀ 13	13	13	4	
正上交通者	20,764	♂ 11,832	16	♂ 13	5	7	1	0.8
		♀ 8,932	♀ 3	♀ 1	1	1	2	
広東市単人小学児童	622	♂ 387	0	♂ 0	0	0	0	0
		♀ 235	♀ 5	♀ 1	1	1	2	
広東市街頭交通者	3,392	♂ 1,846	6	♂ 5	1	2	2	1.8
		♀ 1,546	♀ 1	♀ 1	1	1	0	
接客業者(単人公娼)	124	♂ 0	0	♂ 0	0	0	0	0.1
		♀ 124	♀ 0	♀ 0	0	0	0	
広東市住民(芳村部落)	589	♂ 336	1	♂ 1	1	0	0	1.7
		♀ 253	♀ 1	♀ 0	0	0	0	
広東縣村卜林と五山部落	398	♂ 171	3	♂ 2	0	2	0	7.7
		♀ 219	♀ 1	♀ 1	0	1	0	
計	52,442	♂ 25,666 ♀ 26,776	84	♂ 56 ♀ 28	15 7	35 15	6 6	1.6

即ち総計五二、四四二人を検して、八四人の癩患者を発見してゐる。その濃度は一、六%に当る。

これから考へると、広東の癩患者の蔓延濃度は一、六%であるといふ様な事になる様であるが、然しこれを以て支那人殊に広東人向の癩濃度をリとなすは早計である。何んとなれば、支那に於ては従来重症癩患者を毒殺、銃殺、或は生埋めにしたと云ふ事實は一再ならず、広東に於ても

*P. Donovan's disease: With the Chinese Leprosy at State- Lung (一九二五)* に

依ると、広東省には永年に亘つて癩部盛となつて居る処があり、多くの人の幸福の爲めに、癩人を犠牲にする祭典がある。即ち病者を泥葬せしめ、麻薬を与へて生きながら火葬にする習慣がある。

一九一二年の革命の時、南寧に於ては、其処の軍隊は整頓を振り、それ以前に薪を積み石油を注いで市内から狩り集めた病者五十余人を焼き殺した。また一九一四年広東省のカンホイでも同様の虐殺を行つた。殊に今次支那事変勃発後、支那軍は広東市内の癩患者を食料の辟を銃殺した。



ので、患者は市外の田舎へ逃走したとの事であるから、日本軍が入り、新たに市政府が成立して治安が恢復した今日と雖も、重症患者は尚且怖れをなして市内に帰復せざる者多き様子である。此の事から考察しても、現在広州市内の癩患者は、その一部分の重症者のみが帰復して居るのであつて、今後は漸次帰復者の増加につれ市内に癩の数を増し、また其症状の重症なる者多きを加ふるに至るであらう事を推察されるのである。海南島に於いても癩多く、海口の癩療養所には近年一五〇名内外の病者を常に收容してゐた。

支那の癩患者数に就ては *Reger* 其他に依つて一〇〇万と推定されて居るが、正確な数は詳でない。泰山軍医大佐の報告によれば、一九三五年南京政府当局が支那各地の病院に就き其取扱つた十九種の伝染病を調査した外、該伝染病患者総数二九、四六八名中に癩患者は五十七名で一八%であつた。

*St. Venklich von K. Ester*

支那の癩の濃度は三五%であるとな

また *Reed* も同様二五%であると云ふ。立川純学士は昭和十四年六月から八月迄の二ヶ月間に於て、広東市原部及南部の住民二五〇〇〇余人を検査して、一三%の割合に癩を發見したとの話であつた。今仮りに支那四億の國民に二五%の比に病者があるとすれば、全支那の癩は一〇〇万と云ふ事になる。

### 比律賓の癩

世界各国の中で、癩予防事業に就て最も熱心に研究し、計畫される。また最も進捗してゐるのは先づ比律賓であると云へよう。

比律賓には相当古くから癩が流行してゐるらしい。 *R. S. Jernard* (一八九二五) に據れば、印度の癩が印度人に依つて、馬來群島に運ばれ、之して初期馬來人移住者又は後者の同方面よりの移民に依つて、移入されたものと考えられる。スペイン人の來住以前既に癩があつたと言ふ。

比律賓の諸島には何れも癩が流行してゐると思はれるが、比律賓當時

者の調査に依ると、蔓延の状態には激淡があり、所々に痲病竈を形成してある様子である。最も猖獗を極めてゐるのはセブ島で、その内でもセブ *Cebu* であるが、林文雄博士は「痲の巢屈セブ」へ世界痲病視学旅行記昭和九年三二頁と云つてゐる。その猖獗なる状況に就ては多くの報告があるが、此処では三三を抄録する。

*D. Wall Rodriguez Quinto and P. Pantalla* (一九三六) 等による

と、セブの人口はフィリッピン全体の  $\frac{1}{2}$  に過ぎないが、フィリッピンの登録患者総数の  $\frac{1}{4}$  は此地で発生してゐる。又、人口六、〇六三人中、五、九八七人へ九八、三%以上を検診したが、その中に一〇四人へ一、七二%の痲を発見した。此の内長途衛生局に知られてゐない。即ち新発見の患者数は三〇人へ全患者の二九%であつた。発病前痲患者に接触した者、或は少くとも同じ家に起居したものは、三八、五%で、家族に痲のあつたものは二六%であつた。家族人員の過多特に器具が素因をなしてゐる。

Dr. J. Rodriguez (一九三二) は Cuba 島の五二の市又は町の流行状態は、四%から二六・四%の間であつて、最も濃厚な地区はセブ市で、市の中央から二〇 Km 以内の範囲であると云ふ。患者の菌陽性率は四七%で、其ハ〇%は、以前に癩患と接触した事があり、四四%は癩患者と同居したものであると報告してゐる。

またセブの小学校児童一三・五八六人を検して、二六%の癩発病児を究見した (F. E. P. Lantilla 一九三二)。 *Noronaldo and Almiria* (一九三四) は、多宋島は北部及中部に最も濃厚で、リザール州 (Davao Province) では、〇・二五%の濃度であると云ふ。

比律賓の全癩患者の正確な数字は不明である。比律賓全群島の癩に就てのニ斉の調査報告を知らない。一九〇二年衛生局が、一〇〇〇〇人 (濃度一三%) と推定 (K. E. Murray Jordan 一九二五) し、前述の *Reid* 等 (一九三六) は、二〇〇〇〇人と称し、林文雄博士 (一九三三) は、全比島の各療養所に隔離されてゐる患者数は、二五九人で、推定全癩

患者数は一五〇〇〇人へ衛生局癩主任 *Dr. S. Chiguchi* の推定である  
と報告してゐる。

・ 仏領印度支那に於ては、可成り古くから癩病が蔓延して居るもの、如  
く、*Dr. W. K. Lingmüller* に依れば、第八世紀に既に此の国に癩があり  
一四九四年 *Dei Thakle - Tor* 王の治下に於て、癩患者放逐の命令が  
発せられた。其他一五世紀以前の記録に確かな癩に因する記事があり  
東京の *Yasunuman* 王は一七六七年に癩病であつたとされてゐる。斯く  
て其全地域に亘りて現在癩は濃厚に流行してゐる。然し其予防事業の現  
状は極めて微温的なものである。

此の地に於ては、殆んど正確なる癩の調査は行はれたる事なく、従つ  
て其全癩患者数は不明である。二、三の文献を抄出して見ると、*Journal*  
は一八九九年に仏印の全癩患者数は一二一一一五〇〇〇人、六七〇と  
云ふ。一九二三年 *Dr. S. Chiguchi* は五、八一三人と発表したが、其後  
一九二七年には三〇〇〇〇〇人と推定した。一九二五年 *Quinquant* は印

度支那には一四の癩村在リ、其れ等に四、五〇〇〇人の癩が隔離せらる。国中に患者数は三〇、〇〇〇人以上に上るのでありうと報告してある。

Dr. J. J. Cochran は其著「極東の癩」一八九九に於て「仏印の

癩患者数は三〇、〇〇〇と云はれ、五、九九四人は治療所を有する癩村に收容せられて居る」と報告してある。Mr. Kinley の報告へ一九三八に

は仏印の癩患者総数は一五、〇〇〇以上に上るであらうと記してある。

植民地衛生局の軍医大佐 Dr. Alimata に據るに、東京省の癩の数を

Dr. J. J. Kinley へ一九〇一年に、約五千と見積つた。一九〇九年に至

り初めて癩に關する法律が公布せられ、一九一二年には農耕聚落が設け

られ一千八百の患者をそこに集めた。一九三一年には新に五箇所の農耕

聚落を作り、一九三四年には收容患者総数は二七、八九であつた。

・仏印に於ける本病は現在其全土に亘つて濃厚に蔓延してあるが、東京

交趾支那、カンボヂヤ、安南及ラオス等が何れも癩患者の非常に多い村

のある事が記録されてある。

① *General Line* (一九〇一)は東南アジア地方の瘧流行の中心地が  
四ヶ所あるとなす。即ち西ビルマ地方・メコン河口の交趾支那地方・泰  
の中興及泰と接する東京地方である。而して仏印内に於て地理的に最も  
流行瘧度の高い土地は人口多き河川流域であると云ふ。

*g. B. experience* は一九一二年東京には五―六、〇〇〇人の瘧が居り  
其分布状態は住民の密集してゐる海浜やデルタ地帯に多く、其生活  
状態は極めて粗悪で非衛生的であると云ふ。また *Komogant* は東京  
の瘧は非常に古くから伝播せし、地方にも都市にも非常に濃厚である  
と云ふ。

交趾支那では *Komogant* に依れば非常に濃厚で、其数約四―五、  
〇〇人で、隔離治療の施設は全くないと報じ、また *Maleno* 及 *Uendin*  
は瘧の総数五、〇〇〇人と推定し、人口千人に対し一六、七人の濃度である  
と云ふ。カンボヂヤは昔から瘧患者の多い所だ、元の同建親の「真臘風  
土記」にも其の記事がある。患者数は凡そ一五、〇〇〇 (*Komogant*) 又

一、二〇〇〇人で濃度は〇・五% (Matsuo 一九二五) で、各地方に蔓延  
 し、殊に *Bismarckland* に多いとされてゐる。又 *Lingmiller* の記載に  
 よれば、安南には二五〇〇〇の癩がある。既に安南時代にコロニーに隔  
 離する事が行はれたと云はれ、ラオスの或る村では今から二五年前二二  
 人の癩患者が居たが、それが後住民に漸次伝染増加して、五年前の調査  
 では一四五人になつて居る。

此の地方の癩の起原に就ては、今から約七〇年前泰国から患者が移住  
 して来たものと云はれてゐるが、今日では、或る部落を調査して見た所  
 三二四人の部落中に四三人癩感染者を発見した程の猖獗を極めてゐる。

(N. M. Morier 一九三二年)

### 泰 国 の 癩

国内全住民に就ての正確な調査は行はれて居ない様である。 *Prince*

*Challabulawa* (一九二九) は全国人口一万人中二〇〇〇〇以上の癩患者



があるを報告し、*Dr. Chharae* (一九三九)は泰國では癩流行は猖獗  
で、一九二〇年の調査では全国の病者は八四五七人で、住民の約一〇〇  
〇に付て一人の癩患者がある。然し実数は之より遙かに多かるべく、二  
―五万人と推定されて居ると報じ、また泰國衛生局長報告(一九三二)  
統計に據ると、癩死亡者数四〇五人と発表され、泰國の癩患者死亡率は  
*Chiangmai* 療養所の年死七四―五%であるから、これから推算する  
と同国の癩患者総数は八一〇〇〇人と云ふ事になる。

国内何れの地方にも等しく本病の流行を見るもの、如く、患者の発見  
も広汎である。地方的に分布の濃淡はあるやんと考へらるゝも、斯かる  
詳細なる調査統計等を見出し得ない。一九三七年度の *Manila* 及  
*Quezon* 等の地方には患者が多いので、地方的救護所を設けたとの記録あ  
り。同地方には癩の蔓延の程度甚しいものと思はれる。

一九三八年に盤谷市で用徒とれた泰國議會の市上では、同市の街頭、  
市場其他盛り場等に常に癩患者が徘徊して居る事が同題となり、また同

市の市会でも此の向題を採り上げて、一議員から同市内に入。〇。〇。〇人の  
癩患者が浮浪し、或は市民と共に住んで居る事を指摘して、衛生当局の  
善処を要望した。之等の事情から推察するも、泰国では地方のみならず  
都市にも多くの癩患者が在住して居るものと思はれる。

### 東 印 度 の 癩

癩の調査は此処でも行届いてゐないが、全印度に蔓延してゐて、其総  
数は二万人、五万人或は二〇万人と推定されてゐる。流行状態は地方的  
に濃淡があり、林文雄博士へ昭和九年は、セレベス島の地方別の調査  
に依れば、住民一万人に対する癩患者数は、四・五人から二四・八八人迄  
の種々であると報告してゐるが、以つて癩蔓延状態の甚しき事を知り得  
る。

Dr. J. B. Sitamela の報告一九三六によれば、東印の癩患者は次の  
如く、総数二〇、二五八人で全人口に対する限度は、〇、三三%であると云

3。

Java ----- 7,011 Sumatra ----- 2,725 Bali ----- 1,787

Jakarta ----- 315 Borneo ----- 1,023 Celebes ----- 5,362

Malakka ----- 1,322 Java Sumatra ----- 473 Natal ----- 20,258

東印の癩患者は大部分土人であるが、支那人患者も少なからず、歐洲人罹病者も可成りあり、其他少數のマレー人等である。

ボルネオでは癩患者は殆んど支那人のみに見られる。

スマトラに於ても癩患者は移入せる支那人のみであつて、土民は癩に

かゝつてゐない。東印の一九三三 *Dr. Bronckhoff* の報告によれば、癩

の分布は左記なりとのみ記され、患者数の報告はない。Cantlie は前

世紀の終り頃、支那、交趾支那、マレー、オセアニア等の各地方の癩分

布状態を調査した。其の結論に、支那に於ける癩の中心地と見る可きは

広東、福建両省であつて、東亞各地の土人は本系癩を有せず、支那人の

移住により癩の発生を見るのであらうが、次に支那移民が無ければ癩は消滅するであらう。北部ボルネオに於ても支那クワリーの退去以来は癩は無くなつたと云ふ。

マレー

マレーの癩の特徴は支那人に罹患者が多い事であつて、之れは支那人癩患者が、移民としてな東方面より入国するのであつて、其のため近年マレーの癩は急速に増加したと云ふ。

Dr. K. V. Varadisingham の報告(一九三五)に依ると、ピナンの癩療養所に收容せられて居る患者数は九八六人であつて、其内支那人七九九、印度人一二二、マレー人二七、ユーレシマ其他三六である。而して尚ほ注意すべきは、此地の收容患者の九二%は外国生れの者である。之れは即ち之等の患者が、支那印度より移民として入国した者である。云ふ事實を物語るものである。ジェレシマツク癩療養所に於ける。

一九三四の統計は、支那人七八三人中六七人、印度人一四二人中一二二人のみがマレーの国内で生れた者であつた。

*J. A. Ginnelle* は一八九九年 *Paterson* に癩患者一六八人を発見し、其の住民に対する濃度は二%に当り、此の内マレー人一六六人で支那人は二人であつたと報告して居る。一九三一年の *Quinn* はマレー聯邦の癩蔓延は支那移民に原因する。少く共三万の支那人が毎日入り込んでき、表るが、彼等の入国に癩の嚴重な医学的検査を行ふ事不可能であると報告してゐる。前記林博士の報告にも「マレー半島の癩は黒人によつて、広東方面から輸入された。検査所は移民に癩を見つけた次第本国に送り還してゐるが、見返も多いためであらう。」と述べてゐる。

マレーの癩患者の總数に就ての正確な調査報告はない。癩療養所にて取扱つた患者数は統計約二五〇〇人（後述）である。また *King Miller* に依れば、一九二一年マレー聯邦には四五〇人の癩患者が、あり、其の一般住民に対する濃度は〇・三四%であると云ふ。一九二四年

の報告では、一、二〇〇〇人とあり *Vereniging van* は一九三四年中 *Local*  
*Institutions* が治療した患者は約三〇〇〇人に達すると報告し、*R. G.*  
*St. Smeets* (一九三三) はマレーには今三〇〇〇人以上の癩患者がある  
と報告して居る。林文雄博士も一九三三年マレー聯邦には三〇〇〇人の  
患者が居ると報告した。森下薫教授の報告より、マレー各国の癩患者を  
列記すると第一三表の通りである。

第十三表 英領マレー各国別癩患者数

海峽殖民地マレー聯邦	癩患者数	人口	%	資料
シヨポール	二八・四	二八・七・一一	〇・九九	(一九三三年衛生局年報)
ケダ及ペルリス	一一三	五〇・五・三二	〇・四四	(一九三三年衛生局年報)
ケランタン	五四	三六・五・一七	〇・一五	(衛生局年報)
トレンガヌ	四五	一七九・七八九	〇・二五	(衛生局年報)
計	三二五六	四一三・四一九	〇・七九	

マレー  
非聯邦

之れを要するに前記報告の人口に対する癩蔓延率は0.13%、0.34%及び2%等であるが、今仮りにマレー全土の疫度を1.0%と見做し、一九三一年の総人口四、二四、四一九に乘ずる時、マレー全土の癩患者数は四、一二、四人と云ふ数値となる。然し前記 *Leisegang's* の印度人入国者中、海港検査が発見したる癩患者数は0.78%である。而かもそれが初発の輕症患者であつたと云ふのであるから、従来マレーの癩専門家が当局に警告して居る様に、之れ迄は、軒屋癩患者の大多数は検査の発見に俟れて入国しつゝ、あるのではあるまいか。若し然かりとすれば、現在入国して居る印度人移民中には、0.78%迄は行かなくとも、上述の疫度よりも遙かに高率に蔓延して居るものと思考せられる。

前述の如くマレーの癩は、支那人、印度人等の移民に依つて、国外から輸入伝播せられたと云ふ者が多いが、其起原に就ての検査は別として、現在はマレー在庄の各人種間に蔓延し、地理的にも国内に広汎に流行しつつあり、海峡植民地やマレー聯邦諸国の如きは、衛生当局の注意もよ

く行届き、住民の衛生上の関心も向上してゐるので、其報告とされる病者の数も、従つて多数に上る理であらうが、余り調査報告を見ない。非聯邦の諸国に於てもまた前掲第十二、十三表に示す如く本病者が少なからず発見されるのである。然しマレーの瘧は主として支那からミンガポールを、また印度の瘧はポトスエツテンハムを経て、入国する病者によつて伝播されると云ふ事であるから、此の両都市近在、或は之等の移民の多く流れて行く地方には、従つて本病が多いと見るべきである。

Dr. G. Cochrane は一九二九年にマレー聯邦及海峡殖民地は最も濃厚に蔓延して居るが、マレー土民にも多数罹患した者があるので、正確な全患者数は不明であると云つた。

一九三一年の衛生局年報によると、海峡殖民地及びマレー聯邦にて瘧患者概数二八〇〇に及んだと云ふ。



ビルマ

ビルマの全地域に亘る「癩患者一斉調査」は未だ一回も施行されぬな  
いから「確實なる其の全癩患者は不明である」。然し或る一定地域に就て  
其の患者数を調査した文献を紹介すると、ビルマでは「*The Annual*

*Report of the Public Health Administration of Burma for*

*the year 1936*」 *Meymye* と *Manlye* の二地区だけは癩患者を

届出る事になつてゐるが、他の地方では全く届出もなく、癩患者の数は

其の死亡数に依つて窺知するのみであるが、一九三六年中に於ける本病

の死亡数は二九二人で、其の死亡率は〇・二一%である。然し其死亡の大

部分は *Rangoon* と *Mandalay* とで占めてゐるので、其の他の地方は

極めて少く、癩死者の全部が正確に現はれて居ることは認められない。

一九三五年にカルカッタの *Dr. John Saxe* はビルマ国内を癩調査旅行

をなし、住民の一六%は癩に罹患して居るとなし、或る地方では三一五

％の高率を示す所もあり、また田舎児童五八大人に就て調査した所に依  
れば、全く癩児を發見しない場合もあつたが、甚だしい所では調査児童  
の一〇％は癩であり、其全調査の平均は五六％で、そして其六〇％が重  
症の結節型であつたと報告してゐる。

また一九三九年 *Dr. Richard S. Bunker* はビルマの *Shan* 地方の  
癩に就て報告し *Kongtung* 地方では諸報告の推定数は一〇、〇〇〇—一〇、  
〇〇〇人の間であつたが、氏の調査で二三、〇〇〇人の住民中  
四、〇〇〇人の癩患者が居ると云つて居る。

国立癩療養所敬愛園長林文雄博士は *Rangoon* 衛生局での調査の結果  
「ビルマの癩へ一九三一年の調査は一一一七人と記されてあつたが、  
實際の数は此の十倍にも達するであらうとの当局の言であつた」と記  
載してゐる。

の *Burmet* は国際聯盟保健部癩委員会の委嘱によりて、世界中の癩調  
査旅行へ一九三〇をなした。ビルマに於ける癩患者数は未だ明瞭でなく、

又特殊の予防事業も行はれてゐない。 *Beaugarn* の癩療養所長の言に依れば、此の国には五〇〇〇以上の癩が居るであり、この事であると報告してゐる。

ビルマの癩病流行状態は中央の乾燥地帯に甚しいとされ *Yueh S. Butler* は *Mong Tunng* 州の本病流行の濃厚な事を指摘し、同地の住民は *Shan* *Yaku* 其他等数種の異種族があるが、何れにも多くの癩患者を發見してゐる事を記載し *Dr. G. Wells* は癩の最も濃厚な事は、西の *Chinlan* *Yell* 地域から東は *Shan State* に至る中央地帯であると報告してゐる。而して各地方に於ける流行状態の實際に就ては、二―三の調査報告があるが、ビルマ全土の系統的な分布状態に就ては尚全く不明である。

## 印 度

癩は過去三〇〇〇年承印度に存在するものと考へられる。 *アイトレヤ* のリグ、*ヴェダ* へ集へた西紀前一四―一五世紀に於て、癩は *Yaksha*

へ大麻風しの語を以つて呼ばれ、チャールカ及びスルタの記録へ共に *Ajurveda* 時代の衛生に因する書なりしによれば、西紀前七世紀に於て、癩は印度の諸地方に於て見られたる由である。

印度の癩蔓延状況は一般的に靺は全領土に亘り弥漫的である。然し地方的に靺は其蔓延には濃淡の差があり、且つ村落に於て靺は所謂癩村があり、また一方無癩村もある。 *Sapta* 及 *Mela* の試験的調査

*Sample survey* の結果によると、総数四五六の個村を調査して癩患者を発見した村の数は三五三六ヶ村であつた。またこの検査した住民の総人員は二四三五六一人、其中に癩患者は一六四九人を発見した。即ち住民に対する癩患者の濃度は七、二%に当る。又マドラスの或る部落に

は、住民に対する癩の分布濃度は四、四%の高率を示し *Mulla* 及 *Sapta* は二、八%の分布濃度の村を発見し、又 *Chattangi* は四、一%或は七%の

濃度の地方ある事を報告して居る。

林文雄博士(一九三三)によると、カルカッタ市では人口一五〇万の

中に癩患者は一万位居るとの事、市内に多くの癩を食が群をなし、市場等に物を乞ひ、また終には餓死する者も少なからず、哀れな病者に対しては憫愍の措に堪へないものがあるといふ。何れにしても印度の癩は其広大な地球に亘つて、極めて濃厚に流行しつゝ、ある事は明かである。

### *Malaria and Fever*

印度では近年益々癩が増加の傾向にある地方多く、

近時産業交通等の発達に依り、本病も広く伝播せられ、殊に上人が其定着地を他に移動する事に依つて、最も屢々本病を散布するものであると説き、又印度では地理的に見て、收穫の一失しない農村、交通頻繁な市街地、デルタ地帯又は山村等の不潔な貧しい部落、産業地帯、新開地、各種民族が混在してゐる所及貧民部落等に癩患者は多いと報告してゐる。

其患者数の確實な数字は不明であるが、前記の如く *Sin & Rogers*

は一九二三年印度の一斉調査では、癩患者

者総数一〇二、五一三人と発表されて居るが、*Cochran* (一九二七) 及

*Muir* (一九三〇) 等の調査研究に依れば、實際に印度の病者数は此の

数の八倍であるとの事であるから、総数は一〇〇万人に上る筈である。  
 Mr. Yeat (一九三三) は *State Hyderabad* の住民を調査して、癩患者  
 者数六〇、〇〇〇人であるとよし、住民の五割は癩であり、また一九三一  
 年の一斉調査で発見された患者数の四二二一人に対しては一〇倍以上に  
 なると報告してゐる。

また前記 *Munir and Sanjiva* の調査が五三六ヶ村から一六、四九〇  
 人の癩患者を発見して居るが、此の同じ村々から一九三一年の全印度一  
 斉調査の際には三、四一四人の発見であつた。即ち *Munir and Sanjiva*  
 の調査では一九三一年一斉調査の約倍の癩患者を発見してゐる。従つて  
 印度の癩患者総数は五〇一、一〇〇万人と推定してゐる。

### 太平洋諸島

太平洋諸島に於ても反那フリーリーの移入した所には癩患者を見る。フ  
 イジー、サムア両島の癩は地方病的である。然し癩が此の地方に移入せ

られたのは過去五十年来の事である。ナウルでは癩の蔓延は当初は緩か  
であつたが、一九一八年のインフルエンザ大流行以来速かとなつたもの  
の如く、其の人口の二〇%は癩に罹患し居ると見られる。癩は当初支那  
移民に限られたが現在は土人向にも多くの癩患者が發生してゐる。

ハワイは *Capitain Cook* が一七七七年此の島の発見当初、癩の存在を  
認めなかつたと云ふが、其の後の旅行者は癩様病者の存在を報告し、一  
八四八年、カリフォルニアに金が発見せられ、ハワイ、支那、カリフォル  
ニアの交通が繁くまつてから、癩は *Mexican* *Patrol* へ支那人の疾病として  
せらるゝに至つた。一九三二年六月三日現在では患者数七三七人と云ふ。  
人口一〇〇〇につき一六の割合である。

*Caribbean* の調査旅行した当時はニューヘブリッド及びニューブリテ  
ンには癩患者なく、ニューカレドニアには少数ファイダーには極く少数  
であつたと云はれてゐる。一旦支那移民と共に癩が輸入されると、本病の  
蔓延は迅速であつて、一九一〇年にはニューカレドニアへ支那人移入  
ニヒヨ

後四十五年にして、癩罹患者は九%（全世界にて最高）に至つた。一八七八年に癩が輸入せられたロヤルチー諸島にては *Nicholas* によれば、癩罹患者率三五%にも及び、而も其は決して過少の推定ではないと云ふ。マルキーサス諸島では一九〇三年に癩罹患者率六七%であつたと云ふ。ソロモン諸島は大島七川就中 *Makivaka* 島には数百年前から癩が存在したらしい。総人口二、九二七、被検査人員へ一九三八年の調査へ一〇、二四五中一三八の癩患者が発見せられた。被検査総数の一三、四%に當る。全島には六〇〇人の患者が推算せられる。フィジー島ではやはり支那人から伝へられたと云ふ口碑がある。然しもつと古いものらしい。一九三三年の終迄に一六〇〇ばかりの患者が收容せられた。

オーストラリアには癩は少い。癩は真珠に加工する職人へ支那人から伝へられたと信ぜられてゐる。實際其工業の行はれる *Kiandorby* が多い。タスマニア、キクトリア及び南部オーストラリア及び西部オーストラリアには少く、ニエウ、サウス、エエルスには幾に少い。西部オース



トウリアの北部と、北部オーストラリアに割合に多い。クニンスランドには白人の罹患者もある。クニンスランドでは一九二五—一九二八年中に二二九人の患者が調べ上げられ、白人五七人と原住民七一人とに区別せられる。一九三七年までに二六人が *Pork Island* の療院に送られた。

第五款 熱帯に於ける精神疾患

熱帯地に於て精神能率の低下を来し、勢力の消耗の甚だしいことは、現実的な事実であるが、その理由に因しては種々の説がある。第一に普通論議しも考へるところでは、熱の発散による神経の疲労と言ふこと、第二に *melanin* の如く体温に於ては熱を勢力に転換することが困難となると言ふ説、即寒帯に於ては身体内の新陳代謝が激しく行はれるに反し、熱帯ではそれが非常に緩慢になると言ふのである。

中條三博士は、次の如き事実が熱帯生活者の弱点となるものと考え、従つて熱帯に於ける精神能率の低下は、次の条件によつて成立するものとして主張する。

1. 熱帯地方では末梢血管が拡張する。従つて、血行の遅緩を来し、全身の抵抗を減弱する。

2. 熱帯地方では自家中毒に陥り易い。

3 熱帯地方では感傷性を来し、心因性疾患に陥り易い。

熱帯地方には心因性疾患が多い

後述熱帯神経衰弱は、大部分精神的の原因であり、又、熱帯に特有な精神疾患は凡て心因性反応である。奥村博士によれば昭和十年二月より昭和十六年二月に至る六年一ヶ月の總督府養神院外来及昭和十四年四月より昭和十六年二月に至る一年十ヶ月間の台大精神科外来の心気症患者は合計一二一名に達し、外来患者總数に対する同患者の割合は、内地人五%、本島人と五%であると言ふ。之を九大に於ける統計に比較するに、内地に於ては六・八%が大体数字の上では大差がないが、台湾に於ては未だ医療に対する古人の理解乏く、精神科を訪れる患者はよくよくの場合であるから、かゝる患者は多くは内科その他の領域で診察せられることと思へば、今後この種の患者は益々増加する一方であらうと考へられる。台湾では精神の理解が甚だ貧弱であるにも拘らず心気症患者

者は内地と同率に多いと言ふことが出来る。

内地人と本島人の精神的の対立や植民地官吏の社交的的特殊性による環境原因も、相当重要視すべきであるが、かゝる問題がとり分け疾病の原因となり得るのも熱さにより気がクシヤとしてゐるからであらう。

これは血液の凝縮による倦怠感、精神勢力の減退による焦燥感等にも関係するであらう。又肝臓を犯す毒素は必ず脳に感情中絶たる視神経末附近を犯すもので、感情の軽易性を助長するが如きこともあらう。

### 熱帯に於ける一般的精神衛生

然らば如何にすればこの氣候の悪影響から逃れることが出来るかと言ふに、先づ

第一に精神の緊張である。

第二に筋肉の鍛錬である。

第三に汗を出すことである。

第四に腸の内容物の排泄である。

第五に毒物を摂らないこと。

酒も少しは気分を転換せしめるが、大酒は熱帯地では絶対に禁物である。肝臓を害し取り返しのつかぬ膽毒を起し、所謂熱帯狂乱の原因となる。その他、睡眠剤の乱用、下剤の乱用、煙草、阿片等を用ひないこと。

第六にビタミンその他の栄養の補給に気をつけること。

第七に温度の変化を伴ふこと。

第八に迷信に迷はぬこと。

第九に肝臓機能の低下を考へること。

### 熱帯地方に多い精神神経疾患

#### 一、熱帯神経衰弱

一、熱帯神経衰弱と言ふ独立した疾患があるかないかは示さず明瞭で

ないが唯 熱帯に働く白人疾病の三十%は神経系の疾患であり、その約七〇%が所謂熱帯神経衰弱と言ふ病名であると言ふ。白人には随分多いものと言はねばならぬ。ブレローは、熱帯の白人はハーフ、スピードであり、皎々活力を失ひ、一寸したことで神経衰弱になると言ふ。熱帯では神経が弛緩して神経系の反応速度が減退し熱考が出来なくなり、習慣や本能で事を片付けて仕舞ひ、一般に抑制がなくなると言ふ。そこへ身体的の疾患が加はり神経衰弱の病像を呈するものであると説明されてゐる。

女子については妊娠中は伝染病に罹り易く、死産や早産も故国より多く、婦人病が沢山出て婦人の七〇%は月経障害を来してゐると言はれ、早期閉経があり既に三〇—三二才で月経閉止を来するものがあると言ふ。かくて熱帯に於ては特に婦人神経疾患が多いのであると考へられてゐる。

又、一般に熱帯神経衰弱は個人の風情生活にその原因があり、孤独

の感、郷愁、不慣れの仕事、欺瞞、倦怠感、激しい生存競争、言葉の困難、気晴しのない事等に肉係し、多くは下層の不幸な人に発するもので、満尺して生活してゐる上層階級にはかゝる疾患は少ないと言はれる。かうなると熱帯的気温の直接影響と言ふよりは寧ろ植民地の特殊気分により本病が発生すると考へねばならないのである。

徴候は多くは所謂仮性神経衰弱の型で現はれるもので、多分にヒステリア性色彩を帯びてゐると言ふ。白人の熱帯神経衰弱と言ふものは、女子に特に多いもので、多くはヒステリア性反応であらうと考へられる。

## 二、熱帯狂乱 (Tropenwahn)

「熱帯狂乱」を單に熱帯性神経衰弱と同じと言ふ人もあるが、ニルは神昏衰弱と称するよりは意識の濁濁を来す重症の神経病で、熱帯譫妄と言ふ事が適当であらう。

熱帯移住者に来り、初めは頭痛、全身倦怠、不眠、不潔嫌等の神経衰弱の様であるが、屢々肉係妄想があり、自跡妄想の爲戶外を徘徊する。

又アモック様の精神発作を起す場合があり、急に飛び出して所謂爆発性  
 反応の像を呈し、人を殺し、又は自殺するもので高温高湿や孤独の生活  
 周囲に対する不安及び過労が原因であると言はれてゐる。

これ等重症の精神異常はマウリアその他の熱性伝染病に因縁のある場  
 合も多いが、又元来変質者である場合も多い様である。

### 三、日射病

「日射病」とは、日光の直射によつて起する疾病で、体表の上昇を伴  
 ふ鬱熱なき場合を言ふ。かゝる疾患が成立し得るか否かについては、尚  
 議論の余地がある様であるが、余等はかゝる場合にでも、多数に異常  
 状態を起し得るものと考へてゐる。子供が頭のみ出して水泳をして帰り  
 「アツケ」と言ふ病気を起すことがある。何等他の症候なく、発熱、頭  
 痛、嘔吐等のある病気で、頭部を冷却してゐるとすぐよくなる場合が多  
 いが、その内には脳膜炎様の譫妄状態を起し、或は「うはご」と言ひ  
 興奮する場合もある。



#### 四 熱射病（暈病）

熱射病即ち日射病並びに鬱熱又は鬱熱のみにより血液が脳に上り、頭痛、悪気、異常感覚、意識の濁濁、失心又は昏睡になり得ることは同知の事実である。体温は非常に上昇する。酒客が特に危険である。ツイガントによると、二分の一の例に於て、多くは典型的の癲癇性痙攣又は筋肉痙攣、震顫、ニスタグムスを伴ひ、四分の一例に於て譫妄、急性錯乱を来し、稀には暴行をすることもある。之を

1. 譫妄型

2. 癲癇型

3. 脳炎型

4. 昏睡型

に分ける学者があるが、譫妄型の死亡率は三〇%に及び、反し、他の型では四一〜七%であると言ふ外、あまり分類して益するところはない。痙攣後昏睡に移行するものは最も危険であると言ふ人もある。平均死亡率は四〇至七%である。

五 マラリヤと精神異常

マラリヤにより精神異常を起すことは最も多い。特に悪性マラリヤの場合に然りである。高熱の場合の譫語や昏迷状態は稀ではないが、嘔吐やシヤツクリの止らないのは悪い徴候とされてゐる。時には重症昏睡に陥り、原虫が無くも尚ほ数日続き、尿毒症や脳出様の昏睡で高熱を発し、大抵は死とする。水分と糖分の補給及アンナカの大量投與が必要である。

稀には脳膜炎症を伴ひ、癲癇様発作も見られる。特に小児ではヒヨシア様、アテトジス様、テタヌス様の刺戟があり、ひどい眩暈が示る場合がある。

アムンチヤ様興奮、運動性興奮、錯乱、多数の幻覚や錯覚が現れる場合もあり、この徴候は有熱時に現はれ、無熱時には消へる場合もあるが、多くは無熱時にも同様の徴候を示す。又腰痛様、妄想病様徴候や癲癇性朦朧状態も記載されてゐる。

尚且慢性の健忘性微候群が急性精神病に引き宛き現はれることがあ  
る。それは常に慢性マラリヤ又はマラリヤ悪液質の際見られるもので  
原虫は発見出来ず、唯貧血著しく白血球の内に大單核淋巴球と移行型  
の多い血液像を呈する。かゝる場合もよくミネーネにより治愈するこ  
とがある。

慢性神経衰弱、鬱病性のボンヤリした状態、心気症、時々爆発性に  
興奮する妄想病性不安状態も見られ、熱帯神経衰弱と區別がつかない  
と言ふ。

### 南洋に於ける特殊の精神病

(本項の記載は主として 19) *Bela Reisinger* 1911 及び  
20) 石橋氏に依つた)

アモック、ラター等の南洋特有の精神病については、古い文献の外最  
近の調査は少い。本邦では 20) 石橋氏のジヤバに於ける観察があるのみ。

アモック、ラター、サー、シゼン、コロ、マリマリ等の原始族の精神異常が總てその民族の迷信、習慣等に基く心因性反応と考へられることは誠に面白い事実である。吾々の祖先は今日考へるよりはもつともつと面白い精神異常状態を起してゐたのではなからうか。それは主として心因性のものであり、原始宗教的意識を有するもので、悪魔の崇りに類するものであらう。南洋方面の悪魔的宗教芸術の根元にかゝる心因性精神病が社会学的にも重大な關係を有するものと考へられる。もつとする様を真剣な感情は血管の拡張に傾く南洋民族には確かに精神療法的効果を示したであらうと考へられる。以下記載するところは不思議な精神異常の西洋人的考へ方で、著者の意見は全く差しはさんでゐない。

一、アモックハ (Amoke)

本病は一過性の精神病で、マレー人に特有とされてゐるが *Barker* に依れば、シベリヤにもあり、その他にも散見せられると言ふ。

感動亢奮の後不換嫌状態に陥り、突然発作に及び、家を飛び出す。

疾走し、激憤して誰か別の別なく襲ひかゝる。かゝる発作は数時間乃至数日も続くことがあるが、その後では昏迷状態を来す。時には発作中に自殺する事もある。発作後は全く事実を回想出来ない。

Reeckに依れば、阿片の吸飲には何等の肉縁なく、一種の癲癇症であらうと言ふ。ElioはアモックをOpilphia Jervellaと名付けた。Van Brunsは之に反対して癲症なら何故女にも起らないかと言つてゐる。Wallaceは一種の中毒性の譫妄と考へた。兎に角主として男子に於り、女性には例外的である。

Stagenはアモックは一種の自殺の方法で、マホメット教では自殺を嚴禁してゐるから、病氣を惹つて死ぬのだらうと考へてゐる。そうして、この疾患を宗教的の恍惚状態或は一過性の退行性精神病であらうと言ふ。誘因としてはアルコールの飲用或は乱用、酷暑の影響、神経病、外傷、衰弱、感動、興奮劑例之嫉妬、名誉毀損、尚ほ発病等もある。

Van Brugg に従へば、アモック患者はセレブス、マブラに有名で  
主要原因は嫉妬、物的損失、死亡、心配等である。

マレー人はアモック発作の後 *matang day* であつたと言ひ、やつた  
事を全く知らず、黒いものや、赤いものが見え、動物や悪魔が見えて  
それを刺し殺した等と言ふ。癲癇症とは考へられず、又一種の精神病  
の徴候とも思はれなれと言ふ。この徴候は種々の精神病や白痴、痴愚  
等にも来るものであらう。

Van Brugg はアモックを主として興奮し易く、変化し易い神聖及  
精神を有するマレー人特有なものと考へたのである。Vogel はこの

発作はマレー人の辛抱が悪く、苦痛や憎愛を抑制することの出来ない  
為めであらうと考へた。Van Brugg はマレー人の子供を叱り飛ばす

時のあの抑制のない有様はアモックに相当するものであらうと言ひ、  
他の生命を撃つるんじ、酋長を毎日目の前に見て居り、常に武装してあ  
る彼等に向つてはそれを使ふのが当り前だ、上圧の性格的欠陥に如ふ

るに養育教育の不備不完によるものであらうと言ふ。婦人に少いのは、婦人はその運動は速がで、男子程力強く充分に表現せしむるところにあるが、特に婦人は社会の裏面にあり生活に於ける不平不満や、憤怒も少く、或は少くともそれに反応し難い様に習慣付けられ、又且その言ふ立ち場にある為めであると言ふ。

ニ、ラター (Latia) 此はマレー人やはその混血児

(Fletcher) に来り発性的で、驚怖を原因とする機能性神経症である。患者は一時意の自由を失ひ、運動、言語、行動を暗示的に真似る様になる (Schallia Schapranckia 余令のまゝ、動く)。アイヌのイムと似て居り、かゝる疾患はミヤム、前印度、北米マイン州、スエーデンにもあると言ふ。Bredin は之を原始的のヒヨシア、或は他の所では身振りの模倣譫妄と言つてゐる。

*Grillo de la Turrella* は一種の癡病と考へた。Van Buren は強迫観念による自発的の運動や、行動のないこと及精神後候から之

此を疑つた。又 *Stic* 病は男性に示る *Dischidia* は之を暗示の傾向を有つ倣眼術に似た神経症だと言つた。

ラターは遺伝性で主に土着の婦人に示るが、時には浸血片にも現はれる。土着の男性及他の東洋人に示ることは稀である。思春期に驚怖や夢の後に起り、死ぬ迄続く。しかし老人よりは若人に多く、土着民は之を病氣とは思つてゐない。實際知能欠陥は全く無く、発作時その極期の健忘も *Van Buren* は疑はしいと言ふ。毎日街上で軽い発作に出合す程この疾病は盛がつてゐる。時々二、三人の婦人が外を歩いてゐる。一人が叱罵して何か言ふとすぐその通り隣りの婦人が言ふ。

*Chalili* & *Choprussia* の外に *Cornalalia* があり、婦人は男子の生殖器の名称を呼び、男子は女のそれを呼び、ヒステリア性の特徴はない。意志は発作中に麻痺してゐる様で、不快でも命令に反抗することが出来ない。発作は数分から十五分位続くが、その長さは人により異なる。ラターの本体は暗示による模倣である。反射的に感覺から行動



を起し、單に一定の觀念のみにより影響せられる。

*Van Boro* に従へば、ニルは一種のヒステリア症であるが、種族的特徴を有すと言ふ。彼の民族心理学的説明は次の様である。

「マレー人は自然的、先天的に従属性を有し、他の主權の下に屈服する。人命が何等の価値もなかつた時代に、僅かに残存せる獨立性は破壊せられ、唯さへ無力の意志を益々弱めたのである。アモツクの場合でも、不潔嫌の時或は不相応の自体的衰弱や憂鬱を伴ふ疾病の際にも見られるマレー人は特有の無抵抗主義が不全感や、東洋人の女子輕視の思想から特に女子に現はれるのでありう」と言ふ。

三、サーヤ・シゼンダイ

(*Saké Sidjendai*) と言ふのは、中部スマトラに来る流行性の精神病で、特に婦人に来る。裸体になり、毛髪を抜き、風になびく旗の中に病気を起した男子を見、之れを攻撃しようとする。裸体で走り廻り、叫び、悪口を言ふ。同じ様を後侯で流行性でないものを *Saké*

Sumatra - Beringo といふ。

四. コロ (Koro)

セシバムの南部にある一種の強迫観念の複合体で *Paria* の腹腔内  
引き止めそうで、患者自身又は他人が之れを引き止めなければ死亡す  
ると言ふ観念により、数時間の苦悶を現はし、極度に疲勞を来す疾患  
である。他の強迫観念の様な病識はない。土着民は之を病氣と考へ秘  
密にする。 *Van Borne* 自身も見たことではないが、病識のある他の強  
迫観念症は之を見たと言ふ。

五. マリマリ (*mali-mali*) その他

マリマリはヒリッピンのタガール人に示るラターに似た疾病。ハア  
4 (Baker-Nishi) は泰國にあり人に触れうれば居る同ラターの様に  
なるもの。ヤウシ (*Yau-si*) はビルマ地方にあるラターの如き疾患であ  
る。

その他安南人は暗示に罹り易く、職業的に催眠術を行ふものがある  
と言ふ。その方法は小さい真紅の旗を杖術者の前でユラユラと振り  
口の中で独特の呪文を唱へる。但の方法は術者は目の後に小さい棒を  
持ち、それを真紅に焼くと強い臭気を発する。杖術者は眠くなる迄之  
れを見つめねばならない。

台湾に於ても之れに類似の事が行はれてゐる。タンヤーへ童孔）或  
はクワンローインへ觀落陰）と云ふ。前者は催眠術により治病に關す  
る不思議さを現さしめ、後者は地獄を見物せしめるのである。その他  
の迷信については何氏が研究してゐる。

奥村によれば後期梅毒は台湾に關する限り、内地や西洋に變りない  
と言ふ。しかし南洋方面に神経梅毒の少ないと言ふのは定説である。



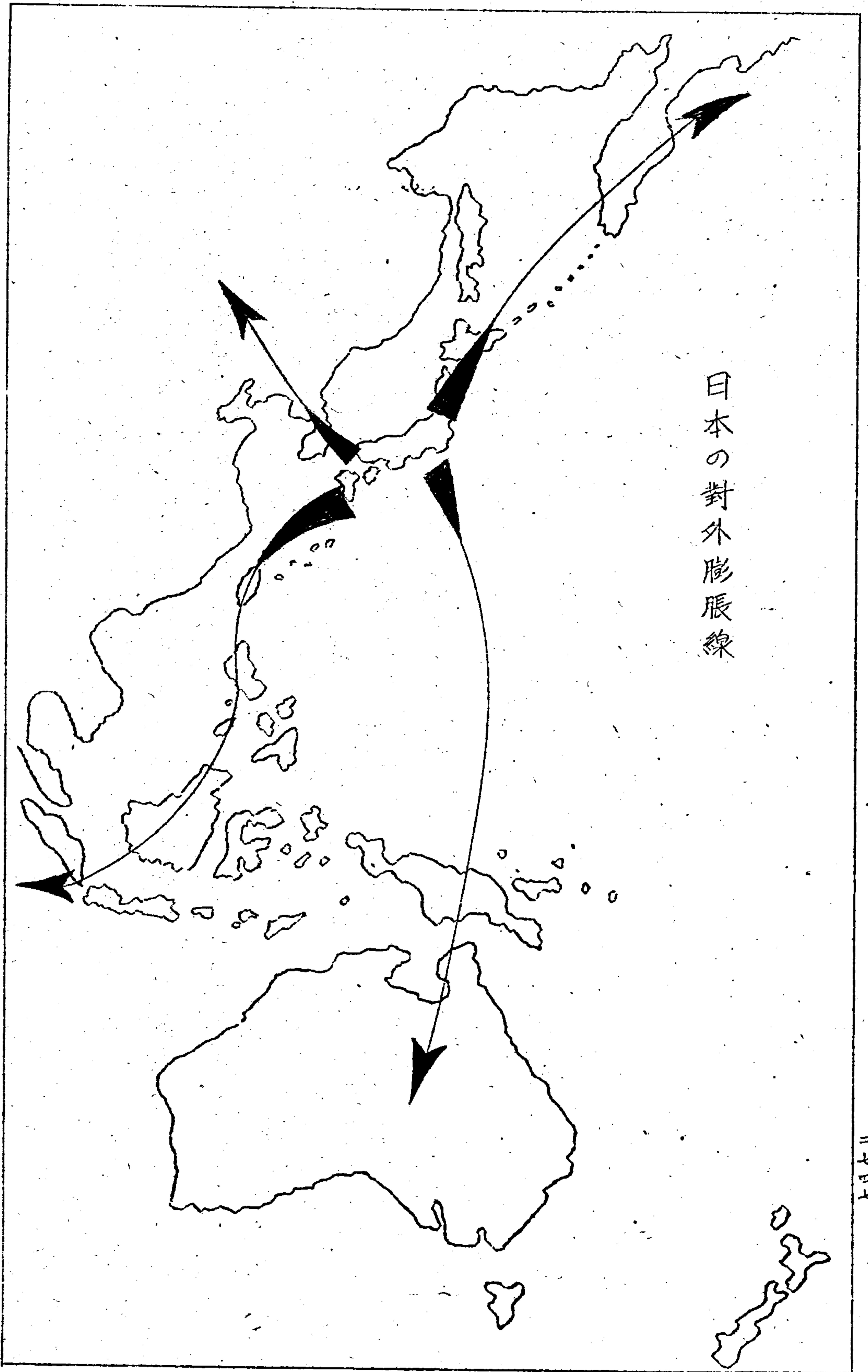
## 第四章 大和民族の海外發展史

### 第一節 序 説

第一款 明治以前に於ける邦人の海外發展

第一項 日本の對外膨脹線

日本は四面海を以て圍まれ、然も亞細亞大陸に邊縁して点々碁布する地理的地位から言へば、その對外膨脹線は古來何れの方角へも進んで行かれる申分のない恩恵を有してゐる。今こゝに明治期以前の「大和民族の膨脹線」としては、北上するものと南下するものとを區別することが出来るが、北に向ふものにも、更に西北を指すものと、東北に連むものとの二つがある。西北を指すものは、本州西端より朝鮮半島を經由大陸に働きかけるものであり、又東北に向ふものは、樺太若しくは千島列島を經由することによつて、遙かにオホトツク海、ベーリング海方面に至らんとするものであつて、何れも東亞大陸を目指すものである。南方に伸



日本の對外膨脹線

ひんとする線も、之亦東南に走るものと、西南に向ふものと、の二つに分  
たれるが、その内東南に進むものは、伊豆七島、小笠原諸島の一連の飛  
石傳ひに北回歸線を越えて、マリアナ、カロリン諸島を極め、進んでニ  
ューギニアより濠洲に達する線であつて、又西南よりするものは、琉球、  
台湾、比律濱より東印度諸島を経て、印度洋に出でんとするものである。  
然し、安政元年（皇紀二五一四年）南國に至る迄の日本では、その太  
平洋側の外廓にある東北、東南の両膨脹線は、殆ど羊甫に附せられ、幕  
府及び諸藩の統制は、千島では得撫島以東には及ばなかつたし、樺太は  
ロシア人の南下するが儘に放棄せられてゐたし、又伊豆諸島以南の水面  
に至つては全く日本の国力は及ばなかつたのである。斯様の状態であつ  
たから、我が華國以來明治に至る迄の永い時代を通じて、大和民族の膨  
脹の針路となりたるものは残る二つ膨脹線に限られてゐた。その朝鮮半島に向ふものは、  
半島の背後地に及ばんとする所謂大陸政策となり、又その薩南の島々から大陸に沿つて  
南下するものは、赤道直下の豊潤の世界に至らんとする海洋政策となつて、現

はれた。

我が国史上の日本海の役割は、二十世紀に至る迄は第二次的であつたといつてもよいかであつて、我が国が大陸の日本海岸に確実にその據点を得て、日本海環の活動期を削いたのは、日露戦役以後否更に正確にいへば満洲国建国以後の事に屬するといはねばならぬ。此故に我が国の対外交渉の一切は、その和戦何れの場合に於ても、西北、西南のこの西膨脹線の上に於てのみ、即ち東支那海の周辺又はその通過線上に於てのみ行はれ来たつたのである。

西北膨脹線に於ては、我が国は、神功皇后の三韓御征伐以来任那に日本府を削いて、三韓に勢力を張り、以後六百年の永きに亘り之を保護し来たつたのであるが、當時に於ける日本の実力は未だ不充分で、日本府は、半島に割據する列国均勢の手によつて僅かに維持せられたるに過ぎぬ有様であつた。而して、欽明天皇の二十三年（皇紀一三三二年）遂に任那日本府は敢無くも新羅のために滅されてしまつたのである。之より百年



の久しきに亘り、我が国は日本府の恢復に努めたが、其の目的は達せられず、天智天皇の御代に至り、終に半島經營を棄て、全く之を撤退し、以後は國防を嚴にし、国内の整備に全力を注ぐことゝなつた。然し一方遣唐の使船は頻りに東支那海を往復した。この交通上の肉係には時に断続があり、盛衰があつたけれども、唐代から宋代に至り、継続されて元寇の時に迄及んでゐる。

### 西南膨脹線に於る發展

勇敢進取の氣象に富める我が國民の海外發展精神が最も見事に煥発せられたのは、文永、弘安の役に於て元軍の未寇を撃攘して國民的意氣を實力の漸く横溢し來つて鎌倉時代末期より徳川時代に至る三百年向であつて、實にそれは西南膨脹線に於て行はれ、然もこの西南膨脹線は、當今所謂大東亞國ノ全域に亘つてゐるのであつて、今日の雄渾壯大なる大東亞建設の華々しき序曲は既にこの時代に於いて我々の祖先によつて奏でられたものである。

第二項 八幡船の朝鮮、支那沿海に於る活動

鎌倉時代に入ってから我が商船の支那に赴くことが次第に頻繁となるに、邦人の海洋思想は大いに発達し、それと共に西國の辺民、高麗や元の沿岸を劫掠することが漸く起つて来た。それは海外貿易を力によつて解決しやうとする積極的行動であつた。而してその嚆矢には、常に八幡大菩薩の旗幟を翻してゐたので八幡船の名で呼ばれてゐるが、その進出に脅かされた朝鮮や支那では、之を呼ぶに倭寇の名を以てしたのである。彼の國人の所謂倭寇なるものは、高麗史高宗十年へ貞應二年、皇紀一八八三年四月に、「倭寇 = 金州」とあるのが初見とせられ、大體後堀河天皇の御代頃から起つたものと見られるが、その盛となつたのは文永、弘安の役後のことであつて、八幡船の逞しい活動は、元及びその手先となつた高麗が再度日本に未寇せるに對する国民的報復からも起されたのである。後に倭寇の猖獗は遂に元及び高麗両期滅亡の原因ともなつた。元が滅びて明が國を建て、高麗に代つて李朝が半島を統治するこ

ととなつたが倭寇の侵入は止まらなかつた。高麗朝の末年半島の沿岸を頻りに侵した倭寇の勢力は次第に支那沿岸地方に伸び、遼東から、山東、江蘇、浙江、揚子江沿岸から更に福建、廣東方面に波及した。八幡船隊の勇敢なる行動に抗し得ない明と朝鮮は何れも屢々使者を我が国に送つて倭寇の禁止を要求した。足利義満は是等との国交を用き、貿易の利を占めるために、その要求に応じて西海の海寇を禁壓したから、義満一代の自我が海寇の勢力は著しく衰へた。然るに次の義持は父義満が臣と稱して明と通交した失態を断ち、決然之を断つたから、海寇は再び盛んとなり、應永十六年（皇紀二〇六九年）には雷州半島の西方東京湾の北岸の要港廉州を陥れ、同十八年には海南島西岸の昌北を陥れてゐる。かくて日明の国交は断絶したが、永享四年（皇紀二〇九二年）義教の時に至り、又使者を明に遣ふこととなり、永末天文十六年迄百十餘年間遣明使の派遣と共に勘合貿易が行はれたから、我が海寇の侵掠は殆ど絶えたものゝ如くであつた。然るに勘合貿易が廢止された天文十六年から永祿元年

に至る二十年間に海寇の侵掠が猛烈を極め、彼等は舟山列島を始め揚子江口附近の島嶼を足場として、主として浙江、江蘇の両省を荒し、南方へ下つたものは福建、廣東両省海岸の各地に及んでゐる。

当時の海寇には数十人及至数百人の小群もあつたが、中には数千に及ぶ大規模なものもあつた。併し是等多数の海寇が悉く日本人であつたかといふに決してさうではない。支那沿岸の海賊や流民の群が之に合流するものが夥しかつた。当時倭寇とは称するも、真の倭は「十中の一」、或は「十中の三」に過ぎなかつた。されどたとひ「十中の一」でも「十中の三」でもすべて日本人を首魁として活躍した。明の賊徒も倭と称することにより一種の誇りを感じ、倭寇の名によつて民衆を恐怖せしめ、官兵を威嚇する手段ともしたのであつて、一方明の政府も自国民の叛乱とすよりば、外寇倭寇として強調する方が、軍費の調達、守兵の徵募其他国防の強化の上により効果的であるといふ事情もあつたと思はれる。海寇が劫掠をなすに當り、到る處で狼藉殘虐を極めたことは明の史籍に

散見するところであるが、寧ろそれは全く虚妄なる宣傳であつて、これ  
も残忍性に富んだ明の賊徒が倭と称するもの、所業に外ならぬいと見る  
べきである。

当時海寇として進出した日本人は、薩摩、肥後、長門の出身者が最も  
多く、大隅、筑前、筑後のものが之に次ぎ、豊前、豊後、和泉のものも  
交つてゐたといはれる。此頃の日支交通路としては、中国路と南海路と  
があり、前者は攝津の兵庫を起点として、瀬戸内海を西下し、博多に寄  
港して肥前の五島を経、東支那海を横断して浙江省の寧波に至るもので  
あり、後者は和泉の堺を起点とし、土佐沖を通過して薩摩の坊津に寄  
港し、それより東支那海を横断して寧波に至るものである。海寇がこの  
二つの航路に沿ふ諸國の出身者であつたことは興味深きことである。

### 第三項 八幡船の南方転進

上述の如き所謂倭寇の支那沿海飛展は、その後明の嘉清末年に於て愈  
々大猷、戚繼光等によつて一時掃蕩されたため、我が國の冒險者達は、西

南膨脹線をなほ南方に延長して、南支那海環を圍む大陸の沿岸と、その島嶼とにまで彼等の活動の舞台を廣むるに至つたのである。即ち台湾や呂宋島、安南方面が盛に我が海寇の劫掠を受けることとなつた。殊に呂宋島は殆ど年々倭寇に襲はれ、そのカガヤン地方では日本人が海岸に城寨を築いて根據地としたことさへあつた。恰度この頃から比律賓諸島に勢力を扶植するに至つたスペイン人は倭寇の襲来に備へて海外に城寨を設け、又船隊を整へたのである。元龜元年（皇紀二二三〇年）スペイン船隊が呂宋島に達し、マニラに於て呂宋島占領を宣言した時、同地には既に日本人二十名が先住してゐた。

#### 第四項 豊臣秀吉の禁寇

豊臣秀吉の天下統一の歩の進むや天正十六年（皇紀二二四八年）「諸國海上賊船の儀は堅く御停止成さる」との布告を出し、海外への倭寇は一切禁止されることとなつた。足利時代以来、支那、南洋方面へと遠征を試みつゝあつた倭寇は、已に武力的進出と平和的商業の両面を備へ

へてゐたのであるが、今や國內の政治的統一の完成するや、こゝに勇壯  
國運を商人の活躍に委つて行つたのである。

### 第五項 豊太閤の雄圖

豊臣秀吉は國內統一の事業を成就して後、極めて雄大な海外經略を志  
し、西北、西南の西膨張線上に大いに活躍せんといひ、大膽極りな大陸  
、海岸の西大政策を樹てたのである。正に今日の大東亞建設を豊太閤は  
既に計畫しつゝあつたのである。秀吉は、朝鮮、琉球、台湾、呂宋など  
に使者を派して入貢を促した。その征服の計畫は、既に九州の島津征伐  
に先立つて描かれてゐる。東亞新秩序を樹立せんとして目論んだ一聯の  
計畫の一翼として具体化せるものが朝鮮出兵であつた。秀吉の氣宇は東  
亞の全面を覆つてゐたのである。その大陸出兵を以て無名の兵であるこ  
の議論が江戸時代の儒者の間に行はれたが、秀吉は支那に対して、對等  
な貿易を要求し、平和的交渉を以て之が實現を期したのであるが、支那  
か之に応せざる爲め、已むを得ずして武力に訴へることになつたのであ

る。即ち秀吉は天正十五年九州征伐の際に、我が辺海の民に命じて、私貿易を禁じ、海賊行為に出ることを嚴しく取締つてゐる。二州は従来支那が我方に要求せし倭寇の禁制を行ひ、私貿易を禁止したのであつて、我方から支那に對して充分の誠意を示したものである。然るに我方の誠意ある交渉にも拘らず、支那は之に応じない爲め、干戈を執つて起ち、朝鮮に於て明と衝突するに至つたのである。然るに志業決はたして罷去し、折角の壯途も空しくなれる如く見ゆるも、併しこの壯挙によつて我が國民の海外雄飛の氣運が益々旺盛となつたことを看過してはならぬ。更に秀吉は單に朝鮮、支那のみならず、印度、フィリッピン等をも悉く皇化に浴せしめんとする大抱負と統一ある計画を有してゐた。印度に對しては、天正十九年七月、印度の副王即ちホルトガル領印度「ゴア」總督より送り來つた書に對し、返書を裁して入貢を促した。又同年九月同様の書翰をフィリッピンに贈つてその服屬を促した。當時フィリッピンはスペインが植民地として經營してゐたのであるが、日本からも亦來往



する者が少くなかった。文禄元年原田孫七郎は秀吉の書を携へて到着した。二回目は原田嘉右衛門を使者として送った。マニラ大守は心中大いに憤ったが、結局は時日を遷延して解決を後日に譲るの策に出るの外はなかつた。呂宋と交渉最中、秀吉は文禄二年書を台湾に与へてその入貢を促してゐる。

以上秀吉の雄圖について述べたが、この頃はたゞに秀吉のみならず、諸大將は何れも海外に驥足を伸ばさうとしてゐた。當時のこの氣遣に氣じて我が邦人は遠く南方に發展して行つたのであつた。

### 第六項 米印船の南方進出

豊臣秀吉の採つた上述の如き政策はいづれも太平洋に於ける制海權を確保せんとするものと言へよう。彼は先づ海上權を支配し、以て平和な貿易を営まんとしたのであつた。かくの如く彼は一面より對外貿易の利益に着眼し、それまで盛に行はれてゐる倭寇の海外進出を抑へ、これを統制し、商人達の通商を保護奨励した。



矢線ハ米印船發辰航路  
黒色ハ部分ハ八幡船發辰區域

文祿元年先づ京都、堺、長崎の高入に海外渡航許可の朱印状を下附した。之が所謂朱印船貿易の起源である。この朱印船制度始まりは室町時代諸侯の出した御印判船に求められるものであり、それは印判を所有した船が、国内のいづれの港にも自由に出入することと許可したものであった。秀吉は之を専らで遠く海外に渡航して貿易を営む商船に与えることにしたのである。

秀吉の事業を受継いだ家康は平和外交、自由貿易を標榜した。慶長六年先づ安南、呂宋に書翰を送つて私親外交の意圖を傳へ、朱印船制度を設けた二とを通告し朱印状を携へた日本船は保護し、朱印状を携へないものには通商と許可せざるやを求めた。同様な関係を慶長八年東埔寨カンボチャ、十一年には暹羅、占城チンパ、田彈トントンと結んだ。

かくして朱印船制度は確立し、一方には海外貿易に参加する大商人や大名等の他外國人を幕府の統制下に保護し、他面外國に対しては平和を通商を保証することにしたのである。亦朱印船は年々南洋に渡航し、

慶長九年から元和二年に至る十三年間に海外に渡つた朱印船の数は一八三隻に及んでゐる。若生或一氏の研究によれば、鎖國に至る迄その項海外に出た同胞の延人員總数は十方丈以上に達したと推定せられ、その中假りに五分の人員が渡航先で踏留つたとすれば、南洋各地に移住した同胞の数は五千人位となり、一割とすれば、一万人位となるが、御朱印船時代以前の渡航者及び幕府諸大名の切支丹宗弾圧が加重せらるゝに伴ひ信徒の海外に追放せられたる者、其他逃避者などにも合算する時は、南方移住者の總数は七千乃至一萬と推計して差支ないものと見られる。

朱印船の渡航先は、台湾、澎湖島、南支那沿岸、印度支那、馬來半島から南洋一帯にかけて極めて廣大な範圍に及んで居る。南支方面では漳州一福建省とあり、マカオ、印度支那半島方面では安南、東京、文趾、東埔寨、暹羅、大泥パタニ、マラッカ、南洋諸島ではルソンが最も多し、その他ホルネオ、モルッカ諸島などである。更に印度のゴアに到つたものもあり、遠いところでは大平洋を横断してメキシコに渡つたものもある。

。之等の諸地方に年々朱印船を派遣して貿易を行つた船主は、京都、堺、伊勢、長崎などの大商人が最も多く、京都の角倉了以、茶屋四郎次郎、長津の末吉孫左衛門、長崎代官木次平藏、長崎の荒木宗太郎、伊勢大湊の角屋七郎兵衛などが最も有名である。

朱印船が南方に渡航して営んだ貿易は我が國に産する銀、銅、鉄、硫黄、樟腦、絹工品、食料品等とこれらの地方にしたらし、その地方で得られる支那の生糸、絹織物、印度方面の綿織物、歐洲産の毛織物類、南洋各地の産物とし、黄金、硝石、鉛、皮革類、染料用蘇方木、香料、藥品等を積載して帰國した。これらの輸入品は衣料品、軍需品その他生活必需品として、何れも其の項國內で需要の多い商品であつた。

徳川幕府の外交方針は一に平和通商にあつたので、朱印船による渡航者も、渡航地に於て、又海上に於ても徒らに事を構へてヨーロッパ人と衝突する事とはなかつた。然し彼等は海外にあつて、決してヨーロッパ人を恐れ、その横暴に對して屈服してゐたのではなかつた。彼等のため

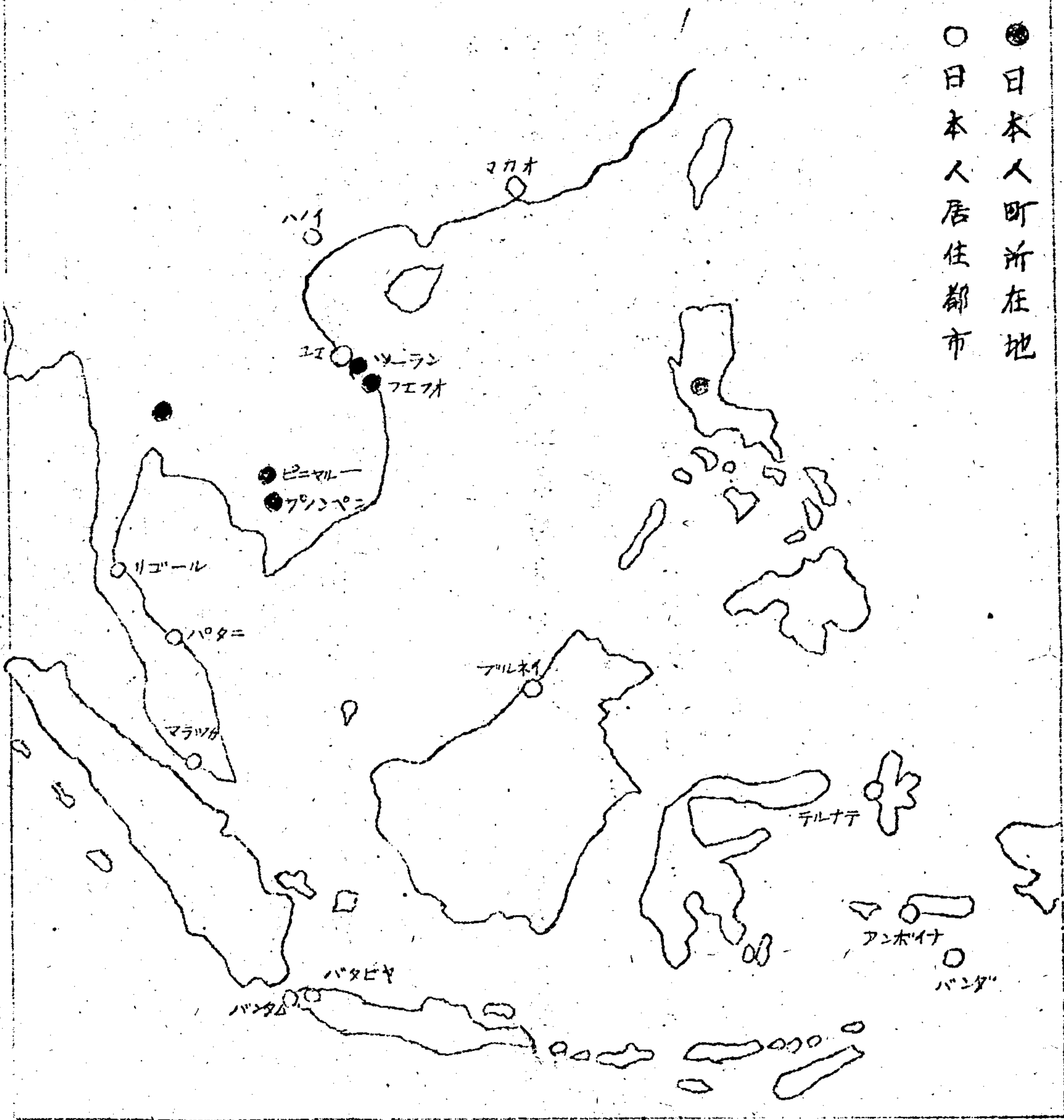
に不法な處置を受けるときは、漸平起つて之を徹底的に懲懲する気概を示したのである。然し斯様に邦人が南方に於いて輝かしい發展をなしつつあつたにも拘らず、時として西歐人のために、受身的立場に置かれるを得なかつたことを考へなければならぬ。それは家康のこつた極めて消極的な自由貿易、平和通商にその一つの原因を有することをも否まれない。制海権の掌握を無視せる貿易のみの發展は、終に力強い邦人の發展を劃することには出来なかつたのである。

### 第七項 南洋日本町

八幡船による私貿易の時代から朱印船貿易の時代にかけて我が國民の海外發展は最も高潮に達した。これ等日本人の南洋に於ける居住の形態は、日本人のみ特定の地域に集団をなして一部落を形成する場合と、諸外國人の間に雜居して分散生活を営む場合とがある。前者の場合が日本町と云はれるもので、比律賓のマニラ市東南郊のデイオラヒサンミゲル、大趾のフエフオとツラン、東埔寨のピニヤルとポノンペン、及び

# 日本人町ノ分布

● 日本人町所在地  
○ 日本人居住都市







暹羅のプエチヤにあつた。後者の場合即ち外國人の間に分散雜居してゐた所は、殆ど南洋の全要地に亘つてゐて、台湾、澳門、東京を始め、モルッカ諸島のアンボイナ島、バング島、テルナテ島、チドール島、及びセシベス島よりホルネオ島の西南、スマトラ島の東部、ジャバ島のバタビヤとバンタム、馬來半島のマラツカ、パタニ、リゴール等の諸地で、更に遠く印度に迄拡大してゐた。斯くの如く当時日本人の分布地域は、僻陬の地にまで及び、今日所謂大東亞國の全地域に亘つてゐたのである。これら日本人は当時我が國內に於ける社会経済上の再編成過程の進展を政治的に反映せる豊臣時代より徳川時代への轉換期に於ける一種の邊境人口としての失業武士の渡航以外、町人経済の發展の結果、海外に赴く朱印船関係者の残留する者、更に鎖國への重大なる契機となつた基督教徒の追放せられたる者等から成つてゐた。

これら日本人所に於ては大體自治が許され、治外法権さへ認められてゐたものゝ如く、町の行政は有力なる日本人を統領に仰いで行はれてゐ

た。北緯竇マニラの日本町は元和頃三千人の日本人が居住し、暹羅アユ  
チヤの日本町も寛永六年頃には在住日本人は少くとも二千人に及び、そ  
の他の日本人町にも夫々数百人の邦人が居住してゐたものゝ如くである。

第八項 西欧人の植民地経営と日本人

西欧人が太平洋上に現はれ、南洋各地に次第にその植民地侵略の歩を  
進めつゝあつた頃、海外にあつた日本人は屢々彼等の横行に反抗して之  
を慍ました。そのために日本人は頗る勇壯な民族として彼等の驚嘆し、  
畏怖するところとなつた。死を顧みずして勇敢に戦ひ、又敵の手中に陥  
る時は寧く切腹して果てる日本人の面魂は南洋各地の原住民やアラビア  
、印度、支那などの商人には到底見ることの出来なものである。然  
も当時の在外邦人は背後に強力を國家権力の後楯を有しなかつた為めに  
、徒らに西欧人の植民地侵略に駆使せられ、その手先に利用せられたる  
ことも亦否み得ないことであつた。即ちヨーロッパ人はその植民地の開

拓に當り、或は要塞の守備の爲めに、又は相互の覇權の爭奪に際して、日本人を傭兵に用ひ、その武力に頼つたことが少くない。マニラ在住の日本人は屢々スペイン人と雇はれて従軍し、或は外征に、又は内乱の鎮定に功を擧げた。新様に歐人の軍事的行動に参加して功勞があつたばかりでなく、又その貿易事務や植民地開發事業にも参加して大きな役割を果したのも、怜悯にして敏捷な國民性が充分に發揮されたからである。既にホルトガル人は日本人を奴隸として積出し、その植民地經營の爲めに使用してゐるたが、オランダ人も亦多数の日本人を雇入れて勞役に服せしめた。商館の使用人となつたものもあり、建築、土木等の諸工事に従事したものもあり、又森林の開發や、鑛山の發掘の仕事に参加したものもある。總てこの方面に於ける彼等の植民地開發と經營の爲めに日本移住者が果した役割は極めて大きなものであつたといふことが出来る。又暹羅や交趾、柬埔寨などの日本町に在留してゐる日本人が歐人の貿易の爲めに援助を與へ、又仲買商人の役割を果したことも注目される。

## 第九項 寛永鎖國令

上述の如く、日本人は南洋各地に於いて、或は集团的な町を作り、或は分散雜居して、軍事的に経済的に、華々しい活躍を示した。然るに寛永の鎖國令はこれら南洋各地の日本人の活躍を全く萎靡せしめたのみならず、發展途上にあつた國民海外飛躍の氣勢を一挙に彈圧してしまつたのである。海外在留日本人と故國との連絡は完全に遮断せられて、彼等は母國より遺棄せられ、人的・物的の補充は全く杜絶した。この事は朱印船貿易を通じて母國との聯絡を緊密に保ちながら、生活してゐる在留日本人にとつて誠に致命的であつた。各地の日本町はそれより急速に衰滅し、それ迄約三百年の長きに亘り吾々の祖先が海外に活躍した遺跡は今日全く其の跡を絶ち知る由もない状態となつた。

亦来二百有余年、國民は僅か一連の島國に跼蹐して世界の耳目からは隔絶せられ、この間世界の大勢は一変し、列國の植民活動乃至は移民運動が活潑に行はれ、その結果地球上の陸上は、アフリカの暗黒大陸を除

いては殆ど凡て白人諸國の間に分割せられて終ひ、一方日本人後退後の南洋には、支那人が折柄の明末清初の國內の紛糾を避けて盜に流入し、彼等は同方面一帯に遍在蟠居して經濟上不拔の勢力を築くに至つた。

徳川鎖國令の國策としての当否に就いては種々の議論が在るが、兎も角之に依つて我が國民が可惜海外發展の機会を逸し、假令その同鎖國に依つて獨特の江戸文化を完成し得たとは云へ、輝かしい民族膨脹の前途を一時空しく塞いでしまつたことは何としても遺憾のことと言は収ばならぬ。

### 第十項 南洋經營潰滅の原因

南洋日本町は大体に於て、江戸時代の初期、元和、寛永の頃に於いてその隆昌の極点に達したか、鎖國後は邦人の南洋經營は急速に潰滅を見るに至つたことに就いては、その原因は徳川の鎖國方策即ち移民禁止方策のみに歸し得ないものがある。即ちその植民的經營の方法に於て誤があつたことを否定し得ない。移植民の第一の要諦とされる農業的植民地

經營の如きは終止全く閉却されてゐた。土地に深く根を張らなれ移民であつたから、一度鎖國令が下るや、線香花火の如く忽ちに跡方もなく消え去つた。結局所謂日本町を作つたが、日本村を営まなかつたことが最大の缺陷であつたと言ひ得よう。又殆ど男子のみの移住で老幼男女家族を挙げたの移住ではなかつた。従て鎖國前に於て既に永住的傾向が稀薄であつたのも当然であつた。家族を伴はなれ移住民の常に失敗であることは幾多尸史上の事實によつて明かである。その対蹠的を例証はアングロサクソンの北米移住と、スペインの南米植民である。往昔の邦人の南洋移住はその方法に於いて後者に似通つたものがあつた。

次には、日本人移民の殆ど全部は朱印船による通商貿易に従事するものであつたことである。母國を相手とするものであるから、移住地の國內産業に従事するものよりも、基礎が脆弱であることは單はれなれ。然れども母國が鎖國を行つたのであるからその經濟的衰退は当然である。次には當時南方發展の日本人は強力を資本力を缺いてゐたことである。

。当時の政人が強大な國家の背景と大なる資本力との二拍子を揃へて東洋貿易に従事せるに對し、衰れにも、この二つの力を共に缺いた日本人は既にその敵ではなかつた。

又邦人移住者が在住地の政治的紛争に捲込まれることが多かつたといふことである。即ち日本人が軍人として頗る好適の性質を有してゐた爲に、移住先の戦争に参加し、従つて死傷者多く、又危惧の念を國人に犯かせるといふ不利があつた。

是れに又、これを統率する偉大なる人物がなかつたこと、海外移住民の団結が薄弱であり、不統一で聯絡を缺いてゐたことなども、日本人植民地を衰微に陥れた原因であつたと見ることが出来る。斯様な状況で折角発展した南方の根據地を喪失せねばならなかつたことは實に遺憾の極みといはねばならぬ。





## 第二款 近代邦人海外發展史總說

### 第一項 時代別大觀

鎌倉時代末期より勃興し、元和、慶長の頃隆昌の極に達した邦人の海外發展は真に史上曠古の盛觀を呈したか、徳川幕府の鎖国政策により一時中漸の已む無きに至つた。これを前期の邦人海外發展とすれば、後期の海外進出は明治以降に始まつた。

即ち、二百餘年鎖国の夢醒めて、明治の大政復古となるや、  
畏くも 明治天皇は

「萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ、天下ヲ富嶽ノ安キニ置カ  
ンコトヲ欲ス」

と宣はせられ、明治新政の國是を明かにし給ふた。茲に於て國民の海外渡航は再び勃興し、近代的意味に於ける海外移民が開始せられたのである。故に後期の邦人海外發展史は未だ僅か七十五年の歴史に過ぎない。

之を移民史的立場より観る時は、一、二の比較的短い期間に於いて、その時々の内外の情勢の變化に伴つて幾多の變遷を重ねた。

我が移民七十五年史の本流を貫くものは、布哇移民（明治元年—同三十三年—）、北米移民（明治三十四年—同四十年—）、及ブラジル移民（明治四十一年—現在—）であつて、昭和七年以降は滿洲開拓民が極めて喫緊の時務として一日も忽にすべからざるものとなるに至つた。而してこの校流として南洋移民を明治後期以降に見ることが出来る。

明治以後の我が近代移民史はその主流によつて左ノ三期に大別される。

第一期 布哇移民時代（明治元年—同三十三年）

一 移民創始時代（明治元年—同十七年）

二 官約移民時代（明治十八年—同二十七年）

三 移民會社活躍時代（明治二十七年—同三十三年）

第二期 北米移民時代（自由渡航時代）（明治三十四年—同四十年）

第三期 南米移民時代（明治四十一年—昭和九年）

一 移民制限乃至放任時代

（明治四十一年 大正十年）

二 官民協力時代

（大正十年 昭和九年）

第四期 國策移民時代

（昭和十年 現在）

第一期布哇移民時代は明治元年の第一回布哇移民の渡航より同三十三年布哇移民の禁止に至る迄で、その間約四万の邦人移民が布哇に渡航した。明治元年布哇甘蔗園行第一回移民として一五三名の邦人が布哇へ渡航した。然し其等の移民は民俗習慣の差異、言語不通等で殆ど失敗に帰し、翌二年には四十名の帰國者を出した。其後布哇行移民は暫く中絶の狀態にあつたが、明治十四年布哇王の末朝に次ぎ、同十七年日布移民條約、航海條約の締結あり、その結果同十八年再び九四三名の邦人移民が布哇へ渡航した。之が所謂官約布哇移民の始めで、明治二十七年迄移民事務は政府の直管事業として行はれた。爾來明治三十三年布哇が米國の一洲となつて、契約移民が禁止される迄移民会社の活躍が續いた。日清役後の好況により海外発展の氣運興隆し、爲めに移民會社が續設せられ、

政府も亦明治二十九年には移民保護法を制定して、その保護指導取締に当ることゝなつた。戦後の活況を反映して、明治三十一年には布哇へ一万餘、加奈陀、濠洲へ各千、翌三十二年には布哇へ二万三千、北米へ三千、加奈陀へ一千七百、南米最初の移住者としてパルシーハ七百九十、その他合計三万一千餘人が渡航した。明治三十一年布哇は米國に併合された。三十三年布哇が米國の一州となるや、米國の移民法がこゝにも適用されることとなり、之が爲め従来の契約移民はその入國が禁止せられ、移民のみならず移民會社も亦大打撃を蒙り、續々解散の已むなきに至つた。然しその残存會社は南洋の比律賓、中南米のメキシコ、パルシー方面に活路を見出すこととなり、その内比律賓へは明治三十六年に一千五百人、三十七年に一千六百人を送出した。

布哇行契約移民が禁止された後は、邦人は北米に自由渡航する様になり、布哇よりの轉航者と内地よりの直接渡米者とが夥しい数で北米に殺到した。在米邦人の数は明治三十五年には僅か六千人であつたのが、明

明治十年には八万九千人に達した。その頃渡航者の風采及教養上の缺陷、布哇耕土の悪宣傳により、俄然米國人の非難を買ひ、邦人の激増は益々その不評を高め、且つ將來に於ける邦人の發展を忌み、之を惧れて遂に澎湃たる排日運動が起されるに至つた。こゝに於て明治四十年日米紳士協約が締結されて、我が政府は米國行移民を制限することを餘儀なくされた。翌年カナダも同様日本移民制限につき日本政府と協定を結んだ。斯くの如く邦人の北米移住は僅々数年の歴史に過ぎない。この第二期の北米移民時代は自由渡航の方法によつたから、一に自由渡航時代といはれる。北米排日の結果、一時メキシコ渡航熱が旺盛となり、明治三十一年には五千二人、四十年には三千八百人の邦人が契約移民としてメキシコへ渡航した。

北米で入國を阻止された本邦移民は眼を南に轉じて南米に向ふことゝなつた。かくて明治四十一年の最初のブラジル移民として八百名の契約移民が、又ペルーには二千八百名の移民が渡航した。爾來漸次南米移民

の増加を見、こゝに南米移民時代を現出して最近に迄及んだ。此間にブラジルの十八万を始め、パルムの三万其他を合せて二十餘万の邦人が南米に移住した。又この期間に六万餘の邦人が南洋に發展した。内四万は比律賓移民である。南洋は距離も近く邦人の發展地として好適の地であるに拘らず著しい發展を見るに至らなかつたのは、同地方の特殊事情の爲の大量移民、契約移民を送出し得ない理由があり、邦人拓殖事業や商業に附隨する自由移民の形式をとるの外なかりし爲である。

明治四十一年日米紳士協約締結後我が政府は移民制限乃至放任の極めて消極的を態度を執り、何等特殊の政策並施設を持たなかつた。唯僅かに特記すべきは、大正六年政府は移民取扱業者の合同を勸奨して海外興業株式会社の創設を斡旋したることである。次で大正十年政府は同社に補助金を交付してその事業を助成することになつたのを驛機として、その移民政策は積極的保護奨励の方針に轉じた。之より以後を官民協力時代と名づける所以である。

昭和六年滿洲事變勃発して滿洲國が創設せらるゝや、翌七年より滿洲移民が國營事業として行はれ、昭和九年にはブラジルが日本移民の入國を制限するに及んで、茲に我が朝鮮野一般移民問題に対する關心が深められ、海外移民國策の重要性が再認識せられ、強調せらるゝに至つた。故に昭和十年以降を國策移民時代と呼ぶのが適當である。昭和十一年時の内閣は滿洲開拓民計畫を重要國策の一項目として採用し、こゝに二十箇年百万戸滿洲開拓民送出計畫が樹立せられ、翌昭和十二年度より実施された。

## 第二項 移民政策の變遷

我が國の近代移民運動は明治開國と共に開始せられ、明治年間には殊に同後半期に於ける日清日露兩戰役の戰勝氣勢はその都度國民の海

外渡航熱を昂揚したか、國民の間には移民は棄民なりとして之を卑賤視する思想が久しい間流布せられ、移住者自身も亦單なる出稼労働の目的を以て海外に渡航する者が多かつた。右は徳川三百年の鎖国政策の情勢により國民の移植民思想が甚しく遲れたると、一方又この時代に於て國內産業は發展途上にあつて、人口吸収力も相當にあり、國民の海外移住を促す急迫せる事情が未だ存せざりしに因るものである。

斯の如き收勢の下に於て、明治年間に於ける國民の海外移住は全く國民の自発的活動に委され、政府としては殆ど何等の奨励指導の方策を持たなかつた。唯僅かに、政府は明治二年當時窮状に陥れる第一回布哇移民団救済の目的を以て布哇へ使節を派して善後処置を講じ、明治十七年には布哇に於ける邦人移民の需要に応じて日布移民條約を締結し、翌十八年より同二十七年に至る十年間政府自ら移民事務を直接管掌し、十九年には移民取扱業者取締の爲め移民保護法を制定したことを挙げ得るに過ぎない。明治四十年日米移民問題が益々紛糾し来るや、我が政府は



遂に同年十二月三十一日の所謂日米紳士協約によつて自發的に我が對米移民を制限する方針を執るに至つて、その移民政策は一層消極的となり、尔後大正初年迄この状態が續いた。

然るに、世界大戦を契機とする經濟界の異常なる変動に伴ひ、我が國にも各種の社會問題が発生し、こゝに人口食糧問題に關聯して海外發展の必要が強く提唱さるに至つた。斯くの如き機運に際會して、先づ政府は大正六年當時存在せし諸移民會社の大合同ヲ勸奨して海外興業株式會社の創立を斡旋したか、それは實に聽て來るべきその後の積極的移民政策への第一歩であつた。

然し政府の移民政策に明瞭なる轉換の現はれたのは大正十年である。我が園内地に於ける農耕地面積は、明治時代から大正十年迄は年々著しい増加を示したか、大正十年の六百十六万二千町歩を記録面積として、以後は逐年遞減の傾向を示し、又農家一戸當りの耕地面積は大正十一年迄は毎年増加を示したか、同年度の一町一段一畝三步を最高として、以

後漸減の趨勢を辿るに至り、こゝに於て既に人口過剰の爲め集約的經營の極度に行はれてゐる農村の人口收容力に之以上の餘力のないことが明白なる事實となり、農村に於て増加せる人口は都市に流入して、都市職業問題を一層紛糾せしむるに至つた。政府も斯くの如き事情に促され、遂に従来の消極主義を捨て、邦人移住に好適し、且之を收容し得る地方に對しては邦人の移住を積極的に奨励することにその方針を轉換することとなり、大正十年より政府は相當の豫算を計上して内務省社会局をして移植民奨励に用する事務を取扱はしむることとなり、同年先づ海外興業株式会社に補助金を交付して、民間に於ける移植民宣傳施設を助成するの端緒を開き、これより所謂官民協力時代が現はれた。即ちこの年は我が國の移民政策が消極主義より積極的保護奨励主義に移つた劃期的なる記念すべき年である。

更に大正十二年からは、政府予算中に正式に移植民奨励費目なるものが繰入られて、政府自らも海外移住の宣傳を行ふこととなり、尚従来

海外興業株式会社が移民より徴收せし手数料をこの年全廢せしめて、その代り同報償金を交付することゝなし、又同年関東大震災罹災者にしてブラジルに移住する者に対して船賃を補助し、翌十三年からは一般ブラジル行移住者に対し、渡航船賃の全額補助の途を開くに至つて、移民の保護奨励は愈々その本格的軌道に乗るに至つた。而して同時に、海外思想の普及、移民船中に於ける保護教養等にも一層徹底を図ることゝなつて、移植民の保護奨励指導に関する今日の体系は略々この項に整備された。

大正六年海外興業株式会社の創立により移民取扱業者の統一を見たる後、政府は更に各府縣海外協會其他の民間移民団体に対して積極的に保護助成する方針を執り、漸次官民協調の氣運を作り來つたが、昭和二年政府は従來の労働農民の外に相當の資本を携行する自作農移民の進出を図る目的を以て、新たに海外移住組合法を制定し、同法に基いて各府縣を一單位とする海外移住組合が漸次全國各府縣に設立された。又その

中央機關として海外移住組合聯合會を、ブラジルに於ける代行機關としてブラジル國法に拠るブラジル拓殖組合を夫々設立し、ブラジルに於ける事業は昭和四年より開始された。

斯くの如き移植民保護奨励時代の波に乗つて移民渡航者の数は次第に増加した。が、政府は移民の素質を一層改善する目的を以て、昭和三年三月神戸に移民收容所を開設し、これによつて従來の所謂移民宿の弊を除き、同所に於てブラジル行移民を出發前約十日間無料收容して移民の教養・訓練・保健上の諸施設を実施するに至つた。昭和四年には拓務省が新設されて、我が外地の各部行政を統一すると共に従來内務省社会局が主として取扱つて來つた國內に於ける海外移民に関する事務をその所管事項となし、世論の後援する海外發展を政府に於ても一層力擲を入れることとなつた。神戸移民收容所はその後昭和七年神戸移住教養所と改稱せられた。昭和八年一月からは南洋方面移住者の爲め、長崎にも移住教養所が開設された。更に昭和七年九月より、一はその頃漸く深刻化する農村

不況救済の爲め、一は一層海外移住を奨励する爲め、政府はブラジル移住者に對し、渡航費の外支度金と交付することゝなつた。

以上は今次大東亞戦争勃發前に於ける我が移民政策の要點の概要であるが、戦争以來我が海外移民は何れも中絶の已むなきに至り、この機に際し、移民政策の再検討と重大転換が要請されてゐる。

### 第三項 移民渡航者数

明治元年より昭和十二年に至る七十年間に於ける邦人海外渡航者總数は六十一万人で、其の中移民渡航者数は六十餘万人と見られる。外務省の海外渡航者許可数に移民非移民別が採用されたのは明治三十一年以降で、明治三十一年より昭和十二年迄の移民渡航者總数は五十九萬一千餘人である。

海外渡航者数 (一) (自明治元年至同三十年)

（外務省海外渡航許可数並に其の調査に係るものに基づく）

年次	男	女	計	年次	男	女	計
明治八年	四二六六	三七一	四六三七	同二十年	三九八六	七四九	四七三五
同九年	六〇八	一〇一	七〇九	同二十一年	五四〇四	一一四八	六五五二
同十年	八六四	一三八	一〇〇二	同二十二年	六三二三	一四四九	七七七二
同十一年	九〇七	二三三	一一四〇	同二十三年	六四七七	一六八九	八一六六
同十二年	七八八	三四五	一一三三	同二十四年	一〇九三九	二六七九	一三六一八
同十三年	一〇二二	四九八	一五二〇	同二十五年	八六四三	一五七五	一〇二一八
同十四年	七三九	三三八	一〇六七	同二十六年	一一六三四	二〇四五	一三六八九
同十五年	七九三	四八一	一二七四	同二十七年	一四四一六	二三一〇	一六七二六
同十六年	八六五	五二五	一三九〇	同二十八年	一八〇三三	四三七八	二二四一一
同十七年	一、二八二	二七二	一、五五四	同二十九年	二四一六三	三四〇二	二七五六五
同十八年	二、九四八	五二三	三、四六一	同三十年	二〇八二四	三、〇三三	二三、八五七
同十九年	二、三二五	六九二	三、〇一七	合計	一四八、二〇九	二八、九六四	一七七、一七三

海外渡航者数 (二) (自明治三十一年至昭和十年)

(昭和十年非移民は台湾籍民を除く)

年次	移民		計	非移民	海外渡航者總数
	男	女			
明治三十一年	一〇、五二四	一、八六九	一二、三九三	二〇、九〇四	三三、二九七
同 三十二年	三、二四六	五、六三二	三、六〇四	一、四五六	五、〇六一
同 三十三年	一九、三七二	一、八三二	二〇、六五四	一、八七三	三九、三三八
同 三十四年	六、三五七	五、一〇	六、七六七	一、六六五	二、三四一
同 三十五年	一、〇五三	七、五七	一、三八一	一、九〇五	三、一八六
同 三十六年	一、三五五	九、〇三	一、四一五	二、〇三七	三、四五九
同 三十七年	一、一〇七	七、一五	一、二八二	八、八五八	二、六八〇
同 三十八年	三、二三五	五、〇四	三、七三九	一、五三九	一九、一三七
同 三十九年	七、三一八	七、二八	八、〇四六	五、〇四九	五、八五三
同 四十年	九、一五七	一、四二八	一〇、五八五	三、七四五	四、三三〇

二、七八八

年次	移民		計	非移民	海外渡航者總數
	男	女			
同 四十一年	三一〇九	一三五四	四、四六三	一六、六九二	二、一五五
同 四十二年	九七六	一、二三四	二、二〇九	一三、四一四	一五、六三三
同 四十三年	四〇四二	二、六七三	六、七一五	一五、一八四	二、一八九九
同 四十四年	四、〇三三	三、七五一	七、七七四	二二、一七六	二九、九五〇
大正 元年	一〇、六〇二	五、九二八	一六、五三〇	二五、七二四	四二、二五四
同 二年	一〇、六四七	五、九三四	一六、五八一	二七、五〇三	四四、〇八四
同 三年	一〇、二〇五	五、六三一	一五、八三六	二七、七四四	四三、五七〇
同 四年	七、三三一	五、二五〇	一二、五八一	三一、一一〇	四三、六九一
同 五年	九、三五四	五、四〇五	一四、七五九	二九、四五八	四四、二一七
同 六年	一五、一六二	八、三〇七	二三、三六九	三七、〇〇三	六〇、三七二
同 七年	一四、八四二	八、三五三	二三、一九五	三八、八八八	六二、〇八三
同 八年	一一、〇三三	七、二一一	一八、二四四	四一、九四三	六〇、一八七



同	同	同	同	同	同	同	和	同	同	同	同	同	同
八	七	六	五	四	三	二	元	十	十	十	十	十	九
年	年	年	年	年	年	年	年	四	三	二	一	一	年
一五九一九	一一四二〇	七〇五〇	一四一三〇	一六三三〇	一一五〇二	一一七三五	一〇五五五	七〇七七	七八八四	五七一二	六七四七	八一七	七六三二
一一三九八	七六〇八	三三三〇	七六九九	九三七四	七三四八	六三〇六	五六二九	二六一九	五二一四	三一三三	四一三二	四八二七	五九〇九
二七三三七	一九〇二八	一〇三八四	二一八三九	二五七〇四	一九八五〇	一八〇四一	一六一八四	一〇六九六	一三〇九八	八八二五	一〇八七九	一二九四四	一三五四一
一五、一三四	一、七三九	一六、七六〇	一六、五五〇	一三、二八六	一四、一五八	一三、一七六	一三、四三四	一、四八〇	一三、九三四	一六、〇二二	一七、五三二	二二、六九六	四二、〇六六
四二、四五二	三〇、七五七	二七、一四四	三八、三七九	三七、九九〇	三四、〇〇八	三一、二一七	二八、六一八	二二、一七六	二七、〇三二	二四、八四七	三〇、四一一	三五、六四〇	五五、六〇七

二七九

年次	移		計	非移民	海外渡航者總數
	男	女			
同 九年	一六、四一九	一、六六八	二八、〇八七	一三、七二八	四一、八一五
同 十年	六、六五四	四、一五九	一〇、八一三	一六、七四八	二七、五六一
同 十一年	六、九六九	四、一五〇	一一、一一九	一六、八九九	二八、〇一八
同 十二年	七、〇一一	三、六八二	一〇、六九三	一三、七三一	二四、四一四
(昭和三十一年合計分)	四、六八七	一、八四四	五、九三〇	八、四一六	一四、三三九
自明治元年至昭和十二年海外渡航者總數	一六、一〇、一三二				

右表の如く、明治元年以後十年間に海外に渡航したものの約六千名で、其後数年間は毎年約千名の海外渡航者があり、明治二十年前後には数千となり、日清戦争前後には國民の海外渡航熱が勃興して其數急激に増加し、毎年一二萬乃至三萬を算するに至り、特に三十二年には五萬の海外渡航者があつた。それは其の前年布哇が米國に併合せられた結果、將來契約移民禁止となるべき形勢を察して同年一時に夥しい布哇行移民が

出たのによるものである。同年の移民渡航者数三万六千で、之は移民出  
國数の今日迄の最高記録である。日露戦後には再び海外渡航者激増の勢  
を示し、三十九年には五萬八千、四十年には四萬三千の海外渡航者があ  
つた。之は移民にあらざる一般渡航者の激増に因るもので三十九年の如  
きは非移民渡航者数の現在迄の最高記録を示し、其の數五萬に達した。  
明治四十年十二月の日米紳士協約、四十年一月の日加協約の結果、我が  
政府は北米行渡航者に制限を加ふることとなり、其の影響を蒙つて其後  
數年間海外渡航者總數は毎年一、二萬内外に其内移民渡航者は數千名に減  
退した。然るに大正元年より再び其數は増加し、以後移民渡航者は略々  
毎年一、二萬内外を示し、特に昭和八年には二萬七千、昭和九年には二萬  
八千に達したが、昭和十年以降には伯國移民制限の影響で一萬一千に激  
減した。一方年々一萬數千の非移民渡航者があつて、海外渡航者總數は  
一ヶ年三、四萬名を算してゐる。

第四項 渡航地別移民渡航者数

明治元年以降今日に至る迄の移民渡航者数は概算六十餘万人と見られること既述の通りであるが、其の目的地域別概数は南米二十一萬及布哇二十萬、北米一萬國、加奈陀、メキシコを含む約十五萬、南洋約六萬である。右の北米渡航者は直接渡航せる者のみの数であるが、之に布哇より米國及加奈陀へ転航せる者を加算すれば、其数は約二十萬に及ぶ。

明治三十二年以降主要渡航地別移民渡航者数

(昭和五年以降布哇、米國渡航者の移民として加算されることとなった)

年次	布哇	米國	加奈陀	メキシコ	秘露	伯國	比律賓(グアム)
明治三十二年	二二九七三	三一四〇	一七二六	一	七九〇	一	一二
同三十二年	一五三九	七五八五	二七一〇	一	一	一	五
同三十四年	三一三六	三二	一	九五	一	一	八

同 三十五年	同 三十六年	同 三十七年	同 三十八年	同 三十九年	同 四十年	同 四十一年	同 四十二年	同 四十三年	同 四十四年	大正 元年	同 二年	同 三年	同 四年
一四、四九〇	九、〇九一	九、四四三	一〇、八一三	二五、七五二	一四、三九七	三、四五五	一、三二九	一、七一一	二、五九五	四、七三二	四、二七六	三、一八七	三、〇五五
七〇	三一八	六四〇	七一四	一、七一五	二、七一二	一、五八五	七七七	九二六	一、九六三	三、三七八	四、三八一	五、五五三	五、四九八
三五	一七八	一五九	一九六	四四二	三、七五三	六〇一	二八一	五三八	八二〇	一、〇二五	一、二七〇	一、二八四	七七八
八三	二八一	一、二六一	三四六	五、〇六八	三、八三三	一	二	五	二八	一六	四七	三五	一九
一	一、三〇三	一	一	一、二五七	八五	二、八八〇	一、一三八	四八三	四五六	七一四	一、一二六	一、一三二	一、三四八
一	一	一	一	一	一	七九九	四	九一一	一	三、八五九	六、九四七	三、五二六	三九
七七	三、二一五	二、九二三	四二七	七一	一七六	一四三	一七〇	三九六	五九六	六八九	九三〇	七八二	四六八

年次	布	哇	米	国	加	奈	陀	X	キ	シ	コ	秘	露	伯	國	比	律	賓	( カ ア ム 合)
同五年	三六四三	五七六一	一〇五五	二二	一四二九	三五	一〇二九									一〇二九			
同六年	四一一一	六四五七	一二二六	五三	一九四八	三八八三	三一七〇									三一七〇			
同七年	三〇二四	六三〇六	一七八〇	一三八	一七三六	五九五六	三〇四六									三〇四六			
同八年	三〇八八	六二七三	一七六四	六四	一五〇七	二七三二	九三八									九三八			
同九年	二七八九	五九五九	一三七一	五三	八三六	九七〇	四一一									四一一			
同十年	三二一五	四三二一	一六三三	六九	七二七	九七〇	四一五									四一五			
同十一年	三九六〇	三五五八	一〇二三	七七	二〇二	九八六	一八九									一八九			
同十二年	二一一二	二六一七	六四八	六八	三三三	七九七	四四九									四四九			
同十三年	二一六三	四〇六四	一一〇三	七六	六五一	三六八九	五四八									五四八			
同十四年	四八五	二八九	九七九	一六〇	九三二	四九〇八	一六三五									一六三五			
昭和元年	六三六	三四四	一〇〇九	三三六	一二五〇	八五九九	二一九七									二一九七			
同二年	五二六	二七〇	一〇六二	三一九	一二七一	九六二五	二六六〇									二六六〇			

二七九五

計	同 十二年	同 十一年	同 十年	同 九年	同 八年	同 七年	同 六年	同 五年	同 四年	同 三年
一六五、一〇六									一一九	二六五
八七、八四八									二三六	三〇六
三一、二八三	一〇九	八二	五七	一〇五	九一	九八	一〇六	一三七	四三〇	一〇五〇
一四、三四八	六五	六二	五三	八〇	八五	一四九	二八三	四三四	二四九	三五三
三三、五三五	一六六	五九三	八一四	四七三	四八一	三六九	二九九	八三一	一五八五	一四一〇
一八二、二三七	四六七五	五、三五七	五、七一四	二、九六〇	二、三九九	一、五〇九二	五、五六五	一、三七四一	一、五、五九七	一、二、〇〇二
四八、九〇〇	三八七六	二、八〇九	一、八〇二	一、五四四	九四一	七四七	一、一〇九	二、六八五	四、五三五	二、〇七七

右に依れば明治三十二年以降昭和十二年迄の渡航地別邦人移民渡航者  
 数日伯國十八萬二千人、布哇十六萬五千人、米國八萬八千人、比律賓  
 四萬八千人、秘露三萬二千人、加奈陀三萬一千人、メキシコ一萬四千

人の順位となるが、之を明治初年以降について見る時は、布哇及米國には右以前の渡航者を加算する必要があり、其の時は古三大渡航地への移民渡航者数は布哇が約二十萬人で第一位となり、伯國が十八萬二千人で第二位、第三位の米國は略々九萬五千人と推算される。以上は孰れも直接渡航者の数であるが、古の他、日露戦争前後に於て米國へ約四萬人、加奈陀へ数千の邦人が布哇より轉航した、尚、最近十三年間に於ける移民渡航者数を全渡航地別について見る時は左表の通りである

最近十五年間渡航地別移民渡航者数

地方	總数	ブラジル	パル
昭和十二年		四、五五	一、六六
昭和十一年	二〇、四〇	五、三三	五、三三
昭和十年	一〇、八三	五、五五	八、四四
昭和九年	三、〇七	三、九六	四、七三
昭和八年	七、三三	三、三九	四、〇二
昭和七年	五、〇三	五、九二	三、六九
昭和六年	一〇、三三	五、五五	二、九九
昭和五年	三、〇九	一、三三	八、三三
昭和四年	五、七四	五、五七	一、五五
昭和三年	一、九八	二、〇三	二、四〇
昭和二年	一、八四	九、六五	一、七二
昭和元年	一、六七	八、五九	一、三五
大正十四年	一、六六	四、九只	九、三三
大正十三年	三、〇九	三、六九	八、五二
大正十二年	八、八六	七、九七	五、三三



蘇聯邦	キユーバ	サルバドル	ハナマ	加ナ奈陀	メキシコ	米 國	ハラグアイ	ウエネスエラ	コロンビヤ	ウルグアイ	チリ	ボリボヤ	重爾然丁
三九	五		七	一九	六五		一五	二	一		二	三	三〇七
三九七	九		三	八	六		一六	五	二		一七	三	三九
三三三	五		一四	五	五			二	一五		三	一六	三〇
一三〇	九	二	三	一五	八			三	二		九	二	三三
一〇九五	五		二	九	五					二	七	六	三五
一〇九六	一	一	七	九	四					二	八	五	三九
一三三八	六		三	一六	三			五	二	一	二〇	二	三六
一五三	七		三	一七	四		一		四	二	四	三	四九
八四	九		一四	四	二	三			五		三	二	四〇
七八	七		九	一〇	三	三					一	五	三七
八九	五		二	一六	三	三					一	五	三六
五三	一		一	一〇	三	三					五	一	一八
一〇八	一		一	九	一	二					三	一	一三
三九			一	一	七	四					四	一	五
一四			六	六	六	三					六	二	六六

二七九八

地方	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年	大正十二年
北島及 カ ア ム	三八六	二八九	一八三	一五〇	九四	七四	二一九	二六五	四五五	二〇七	二六〇	二九七	二六五	五八	四九
南 印 領	三三	四四	三九	三五	四八	五三	四七	五八	三七	一九一	四八	三六	一九	七五	八一
英領馬 英領植 民地	四〇	五九	六五	五八	三三	三六	五九	八五	五三	四二	四五	四二	四七	五三	五七
英領北 及甘 ラ ワ ク	一七	三四	三〇	七四	一三三	六〇	五	九七	三〇	一〇	三四	三	五	六	一三
英領印 度	三	一七	四	四三	四七	八三	一〇六	七一	五三	一六	三九	三七	三六	一七	三
英領香 港 及 英領 澳門	五	二六	一九	二七	七三	四	六三	一〇	四九	三七	一九	三七	一九	二	五
佛 度 支 那	六	二	一八	三	三五	七	五	一八	三三	六	四	六	四	五	一七
シ マ ム	三	一〇	二四	三五	一一	五	一〇	七	三	四	二	五	四	一	一
濠 洲	三三	三三	九二	一五	五九	九二	三四	七五	三七	二〇	三九	三九	三五	三三	五
佛 領 ニ エ カ レ ド ニ ア	.	.	.	四	二	六	八	三〇	七	五	三	九	.	.	.
英 領 ト ガ	.	.	.	.	.	.	五	一	.	.	.	.	.	.	.
佛 領 ニ エ キ	.	.	.	.	二	一	.	四	.	.	.	.	.	.	.



年次	米	布	哇	加	茶	陀	メ	キ	シ	コ	パ	ナ	マ	ブ	ラ	ジ	ル	パ	ル	一	シ	ル	セ	千	リ	一	計
大正八年	二六六六	四六二	一八七																							一八一四	
同九年	一三二二	六〇六九	三〇六九																							二〇三七六	
同十年	一一〇五九	六三五九	一四七																							一八七四五	
同十一年	八五二〇	四六八二	一三二〇																							一四四一一	
同十二年	六二五六	三三三三	一三九六																							一〇七八四	
同十三年	八二七三	三〇二四	一三九二																							一二五七九	
同十四年	八二六六	三七九七	一六三八																							一四九一八	
昭和元年	八二八一	三九九九	一六一〇																							一四五六一	
同二年	七八八七	四三三〇	一六五七																							一四七三五	
同三年	七九七〇	三八三九	一五五九																							一五〇〇四	
同四年	七三三六	三七三三	一四八七																							一四〇七三	
同五年	八〇二二	三九九九	一四二五																							一五四三二	
同六年	六七六六	三五三八	一四一四																							一二九六五	

同七年	同八年	計
六六三	六七七	八二五五
三八五	四三六一	一〇三三四
一五〇	一三〇四	三五五四
七二	八〇	四九一
九	二	一〇四
三三三	七四四	五七五三
六七二	六五四	四六九四
一一八	一三九	八八一
三六	二六	二七三
一三、一七〇	一四、一四一	三三、二五三

第六項 移民渡航者年齢別及男女別

往年の布哇及北米移民と最近の伯國移民を比較するに前者は出稼單獨移民を其の特徴とし、後者は定着家族移民たるを其の特色としてゐるが此の事實は次の表が之を實證してゐる。

移民渡航者年齢別及男女別表

(太字は各年別統計に対する百分比)

年次	二十歳以下		二十歳以上三十歳以下		三十歳以上		計						
	男	女	男	女	男	女							
自明治三十二年	三八、八三九	七、九四五	四六、七八〇	七三、六七一	一六、四八九	九、二六〇	四、九七六	六、二五二	四七、三三八	一五、三四六	三、六八六	一、八四一	七二
至同四十一年			二六%		四八%			二六%	八三%	一七%	一〇〇%		
自同四十二年	三六、六三四	五、八一八	六六、四五二	三八、七二五	三六、〇五四	七、四七九	五、六〇四	一八、三三五	六九、九三九	二八、九五三	八、四一九	二、三三二	一五〇
至大正十二年			三二%		三五%			三三%	六〇%	四〇%	一〇〇%		

年次	二十歳以下			二十歳以上三十歳以下			三十歳以上			總計		
	男	女	計	男	女	計	男	女				
自同十三年至昭和九年	五、一六九	三、七九三	九、〇九八	三、三三八	六、一八九	三、八四四	一、九四五	五、七九六	三、〇二二	七、九三二	三、〇二二	
自同十年	九、六三五	五、四〇六	一五、〇四一	六、四九六	三、六七七	一〇、一七三	五、四九一	二、八九二	八、三八三	二、〇六三	二、九七五	三、三、五九七
至同十二年			四六%			三一%			二五%	六三%	三七%	一〇〇%

右表中、明治三十二年―四十一年の移民は布哇及北米移民が其の大多数を占め、大正十三年以降の移民は其の大部分が伯國移民であるから、此の兩者を比較することは布哇、北米移民と伯國移民との比較となる。そこで二者を對比するに四十一年以前に於ては二十歳以下のものは總数の二割六分、女は總数の一割七分で共に甚だ低率で、單獨男子移民が多かつたこと、換言すれば出稼労働移民たることか其の特徴であつたことを示してゐる。之に對して大正十三年以後に於ては二十歳以下のものは全体の四割以上、又女は全體の三割七八分を示してゐるが、之は最近の伯國移民が老幼男女一家を擧げての家族移民たることの證據と見る事が出来る。

第七項 初渡航及再渡航別移民渡航者数

毎年一、二千名、再渡航者が移民渡航者中にあるが、最近十年間の統計を示せば左の通りである。

初渡航及再渡航別移民渡航者数

昭和元年	昭和七年	同 二年	同 三年	同 四年	同 五年	同 六年
總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数
初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者
再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者
昭和七年	同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十一年	同 十二年
總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数	總 数
初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者	初渡航者
再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者	再渡航者

第八項 移民渡航者職業別

移民出發前、職業は農業が其の大部分で残の少数が商業、鑛業、工業、漁業、僕婢其他に従事せるものである。大正十三年以後の統計は左の通りである。

移民渡航者出發前職業別

(各職業には其の従属者を含む)

年次	總數	農業	工業	鑛業	漁業	運輸及 通信業	商業	僕婢 其他 人員	日 僱 業 者	自由業	無職業
大正十三年	一三〇九八	八六六	六五九	一九	三三三	一一一	四三三	一三七	三四三	一四	二三三三
同 十四年	一〇、六九六	八二八	二九五	七五	七六六	三二	二三二	一一三	一九九	三三	八〇三
昭和元年	一六、一七四	二二七六	六三七	九四	五九〇	二九七	四〇七	一九七	三〇〇	三三	九一三
同 二年	一八、〇四一	一三、九三〇	八四三	一六七	七三八	四三五	三九一	二〇三	二九三	二九	一〇一三
同 三年	一九、八五〇	一五、四三八	四九七	一九六	六九一	三一〇	七三一	二五三	四〇八	六	一、三六八
同 四年	二五、七〇四	一八、五三三	六九一	二五六	一、〇三四	一七六	一、五四三	二九四	五五二	一〇六	二、五二〇
同 五年	二一、八二九	一三、九八〇	一、〇六四	三九八	一、二五一	三三六	一、五一〇	三一〇	三二六	五七	二、五九七



同	同	同	同	同
十年	九年	八年	七年	六年
一〇、八一三	二八、〇八七	二七、三三七	一九、〇三三	一〇、三八四
七、二九五	二四、一〇五	二四、一七六	一三、〇六八	五、三三八
一九八	一八一	二一八	一〇三	一八一
三三一	一〇、五三三	八八四	一、〇五一	六六一
八三二	六三四	三二七	三七九	七三七
一〇	二七	一〇	八	四三二
九六〇	一〇、三三一	八三三	六八五	一、〇六二
九四	一〇九	七五	八二	一〇四
二三三	三一五	二六九	一三九	三三四
五六七	三三二	三七〇	二六	五三
五三三	四一〇	三七五	三、四九二	一、五八二

自大正十三年至昭和十五年 渡航目的別本邦人海外渡航者員數表(移民、非移民を含む)

同	同	昭和元年	同	大正十三年	年別
三年	二年	元年	十四年	十三年	公用
一一一五	一二四五	九七六	一〇九五	九三五	研究
六七三	八五八	七四六	六六〇	六九〇	修学
三、七三三	二、七五五	九九五	五九七一	一、七七六	農業
三、七八六	三、五五九	三、三九二	二、八四七	二、七三三	商業
一、〇二六	四三八	七〇八	六四九	二〇一	漁業
四、〇八八	三、〇五六	二、九六二	二、二三四	二、〇五七	遊歴
三、八二四	三、九四九	四、一〇七	三、七三三	七、九一六	視察
四、八二〇	三、四〇二	三、五五六	三、〇七七	六、四〇三	再渡航
九九五	六七二	二四〇	二二七	五〇八	再渡航者 に同伴者 を含む
四三四	三五八	三七四	二七〇	一、五三三	工業
九三	四一	七三	二二	一八五	自由業
四三二	三七九	三九五	三一二	二八四	交通業
	一四七五	二、三三四	一、〇九九	三、三三二	家内 労働
三、四〇〇	三、二一七	二、八六一	三、一七六	二、七〇三	雜
					總計

年別	公用	修學	農業	商業	漁業	視察	再渡航者	工業	自由業	交通業	家事	雜	總計
同四年	八九八	七六五	一六六九四	四二八七	六三八	四六六一	三〇六六	一〇四五	四八〇	九六	二六二	一	三七九九〇
同五年	二一八四	六七五	一七五二八	五七三六	二二三一	五五五三		一七六八	五四四	三三三	五七八	三三一八	三八三七八

自昭和十年至昭和十六年目的別移民渡航者數

年別	農業	漁業	鑛業	製造工業	土木建築業	運輸	商業	理髮業	洗濯業	家事	雜	總計
昭和六年	六九九三	五三〇	六五九	六〇	八五	六	九三五	四一	二八	一一二	九三五	一〇、三八四
昭和七年	一六、〇五一	三、八四	一、〇五三	三三	四一	四	七九四	三三	一四	六〇	五七三	一九、〇三八
昭和八年	二四、〇六八	三、三四	一、〇八九	二八	四八	一三	二、〇四九	一		七三	六、一五	二七、三一七
昭和九年	二二、九七五	六、七九	四、九七	五五	七一	三〇	九〇七	三〇	二七	七〇	一、七四六	二八、〇八七
昭和十年	七、三九五	八、三二	三、三一	九四	一〇六	七	九六〇	四三	五九	一〇〇	一、〇〇六	一〇、八一三

第九項 在外本邦内地人数

在外本邦内地人数は昭和十三年十月一日現在在外務省調によれば、関東  
州南洋委任統治領を除けば一七、四三三人。同地域を含めるとき一四三、二五八人  
に達する。

先づ明治三十七年以降、洲別在外内地人数を示せば左の通りである。  
洲別在外本邦内地人数（明治三十七年、昭和十三年関東州南洋群島を除く）

大正十三年迄は毎年六月一日現在、以降は十月一日現在（外務省調査に據る）

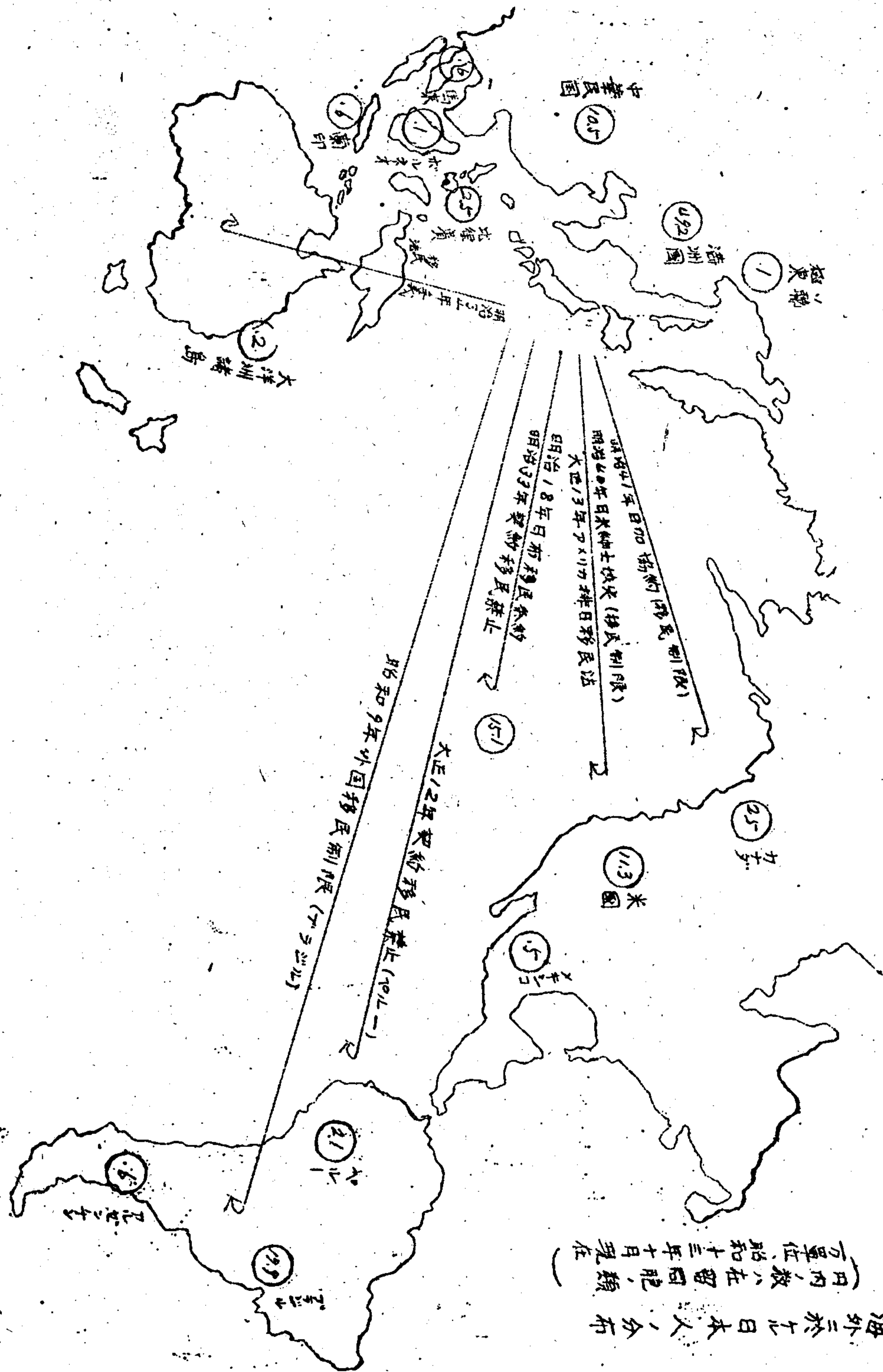
年 度	總 数	アジア州	北アメリカ州	南アメリカ州	大洋洲	ヨーロッパ州	アフリカ州
明治三十七年	一三八、五九一	一五、五〇二	一一七、二〇〇	一九五二	三四六九	四六八	不詳
同 四十二年	二二三、一八九	一一四、五〇〇	一五、三三三	七、八〇二	三、九六〇	一、〇九一	不詳
大正三年	三〇九、八〇二	一四二、七二一	一八三、五四〇	二、四五六八	六、六六一	一、二三一	不詳
同 九年	四七〇、四〇一	不詳	二五、一〇八二	四五、三三四	五、五四八	一、三五五	四七
同 十三年	五〇三、三九三	一、六一八、八五五	二七三、五五三	五九、三三三	三、八七九	三、八〇四	四九

年 度	總 数	アジア州	北アメリカ州	南アメリカ州	大洋洲	ヨーロッパ州	アフリカ州
同 十 四 年	五二三、七四八	一六九、一五七	二七六、五二三	六六、六八五	三、八八三	三、四三四	六四
昭 和 元 年	五三九、〇二七	一七四、一一四	二八一、四四一	七六、二四四	三、七五二	三、三六〇	六七
同 二 年	五七〇、八八四	一八二、六四四	二九一、二四〇	九〇、一七七	三、五七〇	三、一七〇	八五
同 三 年	五九六、八四八	一九一、五九七	二九四、九九七	一〇三、五五〇	三、六二六	二、九九二	八六
同 四 年	六三六、九四一	一九九、七五八	二九七、六五一	一三二、五七八	三、五二四	三、三二四	一一六
同 五 年	六〇五、四七一	不 詳	二四一、二九五	一四九、二五〇	不 詳	三、六九六	六九
同 六 年	六三五、二六五	二〇五、七七七	二六八、四四七	一四八、六七八	不 詳	三、六九六	一〇四
同 七 年	六七二、二六六	二二八、二〇八	二六九、二八五	一六七、二九五	三、五四八	三、七七八	一五二
同 八 年	七四九、一五八	二七七、一三〇	二七三、三六五	一九一、九四五	二、六七七	三、八八六	一五五
同 九 年	八七二、八一四	三三九、九九八	三一八、六〇二	二〇八、二〇〇	二、八五二	二、九一八	二〇一
同 十 年	九三七、九七〇	四一九、九七八	二八三、八八六	二二七、九四〇	三、〇七二	二、八八二	二一二
同 十 一 年	九九七、二一五	四七七、六三〇	二八三、九七六	二二九、四六五	三、二〇五	二、六二九	二一〇

同	同
十三年	十二年
二一七、一四二、三	一、四六、六七一
六四三、三二五	五一四、六三五
二八七、八一六	二九三、五〇一
二二六、五九二	二二八、四一八
一八九六	三、〇二六
二五七七	二、八九三
二一七	一九八

海外に於ける日本人の分布

(円内、数字は在留同胞の類、万單位、昭和十三年十月現在)



次に在留國別本邦内地人数は左の通りである。

在留國別本邦内地人数 (昭和十三年) (外務省調に據る)

海外各地	昭和三十二年
極東露領	一七、四二三
滿洲國	一五、二四
中華民國	四九、三九七
香港及澳門	一〇、五三三
シヤム	一、三三四
佛領印度支那	五、八四
英領馬來、北ボルネオ、ガラワク	二、三三四
シリア	七、四〇二
ア	一、三

イラン	昭和三十二年
英領印度、セイロン	四〇
蘭領東印度	一、四〇〇
比律賓及グアム	六、四六九
濠洲、新西蘭、大洋洲、諸島	二、五八四
米、國、本、土	一、八九六
米、國、本、土	一、一三五七
布哇	一、五二一
加、奈、陀	一、九一九
加、奈、陀	二、六〇四
メキシコ	五、〇二五

サルバドル	九	昭和十三年
マダガスカル	六七二	
コロンビア	三五一	
ウヰネズエラ	二八九	
秘露	二一五〇三	
ホリビア	八七五	
チリ	六九五	
伯國	一九九八八〇	
アルゼンチン	六六五九	
パラグアイ	五二〇	

ウルグアイ	八九	昭和十三年
歐洲諸國	二五七七	
エチオピア	七二	
南河聯邦	四三	
英領東アフリカ	七五	
佛領アルジェリ	一	
佛領モロッコ	二	
エチオピア	四	





在留地	昭和三十年	昭和三十九年	昭和三十八年	昭和三十七年	昭和三十六年	昭和三十五年	昭和三十四年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和元年	總計
パル	七二七	八〇八	七二一	六九七	五二〇	五四八	七三八	六七〇	六二六	七五三	六九七八
比律賓	八五七	一〇〇一	八五五	六九八	五三三	九三九	一二五一	八七八	一〇〇四	九七一	八八七七
中華民國	六九六	四三一	四七三	四九七	五六八	一	一	一	一	一	二六六五
メキシコ	二八五	二一五	二三三	二五〇	二〇八	二〇一	二一六	一九四	二四八	二三八	二二八八
濠洲	二六八	二八〇	一五九	二二五	二六五	四二九	九二八	五六二	六〇七	四九九	四三一四
蘭印	二五〇	二六六	一六六	一二三	八七	一三七	一五七	四一〇	一三三	一七一	一九〇〇
アムステルダム	二二〇	三〇七	一九八	一七九	九二	一四五	二二三	一三五	一三三	九九	二七二一
英領馬來	一九八	二四七	四九四	三九八	二五九	三二二	四四一	五八一	四二四	四三二	三七九六
其他	四五三	四一〇	三九八	三七七	三八八	二五五	三四四	四二七	五六八	五六八	四一七八

海外在留邦人内地送金額調（主要府縣別）

單位千円

府縣	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	計
總額	二〇、四四一	二〇、五三一	二〇、三六六	二〇、二九八	一八、六〇八	一〇〇、一八四
廣島縣	三五七九	三、九三五	四、二八四	五、五〇七	五、三四二	三二、六四七
沖繩縣	三、五一四	二、四一六	二、〇八二	一、六七一	九四五	九、六二九
和歌山縣	二、三三二	二、六五三	二、一一五	二、三八五	二、一四四	一、二六二九
福岡縣	一、三九四	一、七一五	一、四〇九	一、七六六	一、一八一	七、四六五
山口縣	一、二八五	一、二七九	一、九八九	二、二五二	二、一三一	八、九三六
熊本縣	一、一〇八	一、一八八	九〇五	九二三	六一二	四、七三六
岡山縣	九〇八	八六九	一、一三〇	一、〇五九	八六〇	四、八一六
其他	七、三二一	六、三九七	六、四〇二	四、七三五	五、三九三	三〇、二四八

以上

二八二六



## 第二節 近代邦人海外發展史各説

### 緒言

明治以降に於る邦人海外發展史の各説を述べるに先立ち、この期間に於る我が國勢の伸張上より觀たる國民の海外發展について概略の史的考察を試みることにする。

明治維新以承今日に至る七十四年間に於る我が國勢伸張の歴史を通観すると、大体四つの時期を劃することが出来る。

第一期は明治元年より十二年迄であつて、此間に曖昧な周辺の諸島の領土権を確立した。即ち明治八年には千島、樺太を交換し、又小笠原島が我が版図たることを宣言して、その南の方針を確立し、十二年には琉球藩を廃めて、二、に沖縄縣を置き、中央集権の度を挙げるを得た。これ等は明治政府がその後の積極的對外發展の爲めの基幹事業として処理したものであつて、この積極的意味は南方經營に關して特に顯

著であつて、ニルが永年窒息せしめられておた我が国民の対外發展素負を刺戟したことも少くなかつた。

明治十二年から今年迄の六十二年間に、日本の西南膨脹線は、明治二十八年の台湾領有を第一期、大正三年の南洋群島獲得を第二期、支那事変に於る海南島、今次大東亞戦争に於る外南洋諸島の各接收を第三期として、洋々たる前途に邁進しつゝあるのである。

明治十年内務卿大久保利通は父島に建てた小笠原島領有記念碑に「甲斐伊豆之山脈、蜿蜒起伏、至於此而盡、乃成南門也」と認めたのであつた。ところが初代の内務省小笠原出張所長小山作助は「至於此而盡」の句を以て國勢發展上の不詳の語として自ら竊かにこの句を抹削したといふ挿話が伝えられてゐるが、今日より見れば、正しく小笠原諸島の開拓経営は、國境の最後的確立ではなくて、南方發展への基礎的事業であつたといへる。日本の國運の進展に伴ひ、南門の位置は漸次南方に押進められて、台湾となり、内南洋の群島となり、更に今回外南洋の諸島となるに至つたのである。

明治十二年の日本は、漸く南方境界線を確認して一安心の態であつた。  
が、歐洲諸国はアフリカや大洋洲の分割のために懸命であつた。

独ては明治十二年先づマーシャル群島を獲得した。オランダがニューギニアの西半を入手したのは嘉永元年であるが、英国は明治十四年東半の内南方をとり、独てはその北方を領有した。フランスは又明治十八年清国と戦つて、安南、東京を攻略した。

斯くの如く列国が南洋各地を次々に占領して行つたことは、固より心ある日本人をして憤懣に堪へざらしめた。日本もニューギニアに植民すべしと云ふ羨望をなすものであつたが、一向に反響がなかつたのである。きこあると、カロリン、マリアナの諸島や、ボルネオの一部を買収すべしといふ羨望をなすものであつたが、一向に反響がなかつたのである。

明治十九年海軍省は軍艦筑波を南洋に派遣し、二ルに便乗した志賀重昂は、「南洋時事」と題する紀行文を発表して我が国民の南洋に対する関心を著しく昂揚せしめ、政府も亦二十四年には小笠原諸島の南方にある火山列島、即ち硫黄諸島を占領する等のことがあり、田口卯吉等はこ

の頃東京府四万二千の士族連に下附せられた撥産金を利用して南島商會を  
 興し、不成功に終つたが、兎に角南洋との貿易を開始した。前記の「南  
 洋時事」より数年遅れたが、菅沼貞風の「大日本商業史」や渡辺修二郎  
 の「世界に於ける日本人」等も亦大いに国民の膨脹精神を煽揚するに力  
 があつた。

北方千島方面に肉しては、南方に於ける程の積極的な發展を見なかつ  
 たが、それでも明治二十六年には、千島の開拓及漁業に従事し國家の爲  
 め忠誠を致すを目的とする報效義會の會長郡司大尉の占守島探検が企て  
 られてゐる。

斯くて、明治前期に於るこれ等諸島の開拓經營は他の諸事業と共に、  
 國家的にも、國民的にも、興隆日本建設の爲めの有力な支柱たる役割を  
 果したことに重要な意義を有するのであつて、其後の發展に対する準備  
 ともなつたのである。

この明治前期に於て、日本移民も太平洋の諸地方より需要があつて送



出された。先づ明治元年及び二年にかけてグアム島、布哇、カリフォルニアに渡航した二百餘人の同胞がその始まりである。これ等は何れも我々に在留した外国人の誘引によつたのであるが、これ等は忽ちにして後が絶え、外から手をさし伸べ来るものがあつても、政府はこれを受付けなかつた。明治九年南オーストラリア政府から我が農民誘入の交渉があつたが、我が政府は未だその時機にあらずとして拒絶した。政府に於ては百軍草創の際国民の海外進出の如きは未だ全く向題ではなかつたのである。当時政府が最も力を注いだのは欧米の文物制度の移入であつた。その為には多大の犠牲を払つて留學生を海外に送り出した。固よりこれ等留學生の中には学業終了後その國に留つて邦人海外活動の先驅をなしたるものも少くない。明治十四年には布哇国王が欧米巡遊の途次我國に立寄り、所謂官約移民実現への最初の口火が切られ、明治十八年九百餘名の邦人が第一回官約移民として布哇に渡航し、明治二十七年迄に約三万名の日本人が布哇に移住した。その中には、後に米本土へ再航せるもの

もある。明治十六年には邦人三十数名が英人に雇傭されて濠洲に渡り、トレス海峡に於て真珠貝の採取に従事した。二ルは公然外務省の許可を得て誘導された。我国最初の移民である。明治二十二年頃からは邦人自由移民の米国渡航が漸く増加し来り、二十五年以降は一層激著となった。同年には本邦最初の移民会社日本吉佐移民会社の手によりニヌーカレドニア、濠洲クキンスランドへ、二十七年にはフィジー島及び更に遠く西印度ガードループ島方面にも本邦移民の輸送が開始された。明治二十五年以降五、六年の間に濠洲会社の依頼により前後五回に亘り濠洲クキンスランドに送られた日本移民はその数一千四百餘名に達し、又濠洲木曜島で真珠貝の採取に従事する日本人は明治二十九年には一千五百名に及んだ。この当時の木曜島の人口は約二千五百人であつたから、総人口の三分の二は日本人で占められてゐたのであつて、若しそのまま、で進んだら、木曜島も第二の布哇となりさうな情勢であつた。クキンスランドへの移民は明治三十年から翌年九月迄に、尚七回に八百餘名が送出される。

これ等は何れも甘蔗園で働さ、この地方は日本人の活動の爲めの最有望の所と思はれたのであるが、後に明治三十五年白蠟主義の移民法が実施さるゝに至つて、所謂有色人種は容赦なく南半球より排斥せられること、なつたのである。然し所謂南洋に於ける邦人の活動は加はる一方であつたので、之が保護の爲め我が政府は明治二十一年マニラに、翌年新嘉坡に夫々領事館を開設した。又我國の南洋及印度洋方面に於ける貿易も著しい発達を遂げたので、日本郵船会社は明治二十六年ボンベイ航路を新たに開いたが、これは邦船遠洋定期航路の嚆矢である。總じてこの方面に於ける我が民族の膨脹は露領方面に目撃せられたと同じく樞ね特殊の娘子軍を皆その开拓者としてゐるのである。

然し乍ら日本人の関心が真に国民的に海外に向けられるに至つたのは明治二十七八年戦後の結果、日本の西南膨脹線が活動して遙かに台湾にまで延長せらるゝ、我が領土が北回帰線を超え、バシール海峡を隔て、フィリッピンと相対するに至つてからである。維新以来日清戦争迄の二

十餘年は日本がその固有の領域を只管に守つて、他日の雄飛の爲めにその實力を培養しつゝ、あつた時代である。この戦役によつて日本が自己の實力に相當の自信を持つことを得るに至る迄は、それ迄は我國の國を挙げたの胸心は、北方に於けるロミヤからの脅威にあつたのであつて、それに対する國民の憂慮や憤懣は、東京に於ける露國公使館やニコライ教會堂に対する時々の示威運動となり、明治二十四年の大津事件となり、又二十六年の教務義会の千島遠航ともなつたのである。時に若干の人々の南方侵略に志すものもあつたが、國民の重大胸心事は對露向題であつて、直接の脅威を感じない南方その他の如きは殆ど願ふところではなかつたのである。

戦勝によつて國民的自信を把握せる結果、肇國以來の海洋精神が登揚せられて、こゝに國民の海外渡航熱が大いに勃興し、明治二十八年に於ける邦人の海外渡航者数は一躍二万二千人となり、翌二十九年には二万七千人に達した。その大部分は布哇渡航者であつて、邦人移民の米國渡

航が注目を惹く様になつたのもこの頃である。

台湾を獲得して南進した日本は、十年後の日露戦争では、再戦して滿洲及び朝鮮に力を集中せんとする北進の政策に転じたのである。日本の西北及び東北の兩膨脹線は大いに活躍した結果、東北では樺太南半が我が領土に加へられ、西北では朝鮮半島が併合されて、大陸政策は大いに振つた。日本がロシアを撃破せるに驚いた太平洋岸のアングロサクソンの国々は、米國も美自治領も共に均しく排日を標榜して俄かに日本移民の排斥を始め、これ等の諸國との国交が殊分困難を加へ来た為めに、時の小村外相は明治の末葉に於て終に滿韓集中論をすら説くに至つた。白人世界の排日は人種的偏見に基くものが大であるので、之に憤激せる有志の中には南極探検を計畫して、日本國民の胎奥に鬱積せる不平の一端を吐き散らさうと試みたものもあつた。白瀬中尉の南極探検の決行は、この我が國民の一つの気概を示せるものといふべきである。

大正三年の日独戦争では、日本は三戦して東南膨脹線の大飛躍となり

大いに南すると同時に、又大いに北せんとする現代の膨脹的日本を實現するに至つたのである。我が東南膨脹線はこれにより有史以來初めて帝國の掌裡に占められたわけである。我が海軍力も大いに伸展せられて、英米に次ぐ第三位の大海軍が造り上げられた。第一次世界大戦末期より、我が陸軍も亦シベリヤに活躍した。北方の兩膨脹線に於ける日本の大活躍はこれより始まるのである。当時民向に行はれた俗談に次の如きものがある。「流れ流れて落ち行く先は、北はシベリヤ、南は爪哇よ、いづこの土地を盛場と候めん、いづこの土地の土と終らん」と。これは大陸と大洋とに並ぶ活動した当時の日本人の心意氣を詠じたものである。日本軍はその後シベリヤ撤退を餘儀なくせられ、僅かに北樺太の石油利権獲得と、北方海上に於ける本邦漁業の活躍とを結果し得たに過ぎなかつたが、皇軍のシベリヤ撤退後十年にして西北膨脹線には兄弟の國、滿洲國の建國を見るに至つたのである。

こゝで又我が國民の海外移民運動を振り返つて繞るに、明治三十年代に

於て北米に向けられた我が移民の主流は、四十年代の初めに於て同地方の阻止するところとなるや、これよりその潮流は南転して南米に注がれ、一部の枝流は南洋に向つたのである。南米はブラジルとペルー、南洋は比律賓がその主たるものである。今日迄これ等の地方に發展した邦人移民渡航者総数は、ブラジルが十八万餘、ペルーが三万餘、比律賓四万餘であつて、夫々の移住国の産業の開發には絶大の貢獻をしてゐるのである。一方昭和七年より滿洲南支那民事業が開始せられ、同十一年には更に二十箇年百万戸滿洲南支那民送出計畫が樹立せられて、翌十二年から実施せられた。即ち空前時代末期より徳川初期にかけての我國第一期の膨脹時代は、海洋的であり、その我が民族の播布は南支那海環に限られたに對し、第二期の膨脹時代を劃してゐる現代日本の活動は海洋的であると同様に、又大陸的であり、我が民族の分布は限りなき広汎な地域に亘つてゐるのである。

# 第一款 布哇移民時代

## 第一項 布哇移民

### 第一目 明治虜頭の三移民団

近代日本移民史は明治元年の布哇及びグアム島移民に始まる。翌明治二年には米國加州へも移民が出た。明治元年の兩移民団は共に米人ウエン・リードの斡旋によるもので、ウエン・リードは横濱に居住して新聞でも「草」を経営し、兼ねて布哇の貿易領事事務を委託されて居た。彼の募集に応じて布哇に渡航したものの一五三人、グアム島へ赴いたものは四人であつた。明治二年の加州移民は其数四十餘人で、此の方は蘭人エドワード・スネールが運出したものである。此の様に我が近代移民史の嚆矢を飾る三つの移民団は何れも外人の手引に依つたもので、開國後幾何もなく外國の事情に疎かつた其の頃として蓋し止むを得ないことであ



つた。

## 第二目 移民中絶期

此の明治期磅頭に於ける三移民団の海外渡航後、十四、五年の間は日本の移民史は殆ど空白の俛に経過した。昭和十六年に至つて、邦人潜水夫の一回三十七名が英人ジョシ・ミラーなるものに雇はれて真珠貝採取の目的で始めて濠洲に渡航した。明治十八年には明治元年の第一回移民以来中絶の俛であつた布哇移民が復活した。

## 第三目 第一回布哇移民の顛末

明治元年布哇移民の顛末を述ぶれば、布哇国政府の貿易領事を囑託した米人ヴエン・リードは明治元年木村庄平なるものを手代として京浜地方を主とし、其他全国各地から布哇甘蔗園行労働者を募集した。之に添じて同年先づ二五三名の邦人が布哇へ渡航した。

此の第一回布哇移民の契約條件は月給四串、食料、宿舎、医藥等は備  
主より報酬で供給し、向ふ三年間耕地に於て勞働する契約であつた。然  
し何分彼等は万事に無経験な初回移民であつたため、渡布後は言語の不  
通、勞働習慣の相違、契約條件の不徹底等のため、傭主との間に衝突を来  
し、彼等が登炭の苦を嘗めつゝ、あるとの報道が便船毎に伝へられた。之  
がため政府は檢ておけずとなし、翌二年薩摩藩土上野景範を調査委員に  
任じ、小書生三輪輔一を随員として布哇に派遣した。

使節は二年九月二十七日横浜を出発して桑港に直航し、同地で帆船に  
乗換へて十一月二十四日布哇に到着した。上陸後國王に謁見し、政府当  
局と談判の上、四十名を帰国せしめることとし、尚残留者に就ては其の  
優遇方法其他に亘る取極をなし前記四十名の移民を帰国せしめた。此の  
第一回移民中所謂「元年看し」として布哇に於ける唯一の生存者が昭和十  
一年九月同地に於て百歳を越ゆる高令を以て死去したことが当時新聞に  
報道された。

#### 第四目 布哇の労力不足

漸くの如く第一回移民は其の成績芳しからず。其後日本移民は暫く中絶の状態にあつた。然し其の間に於て布哇へ誘入された葡國人、諸風人支那人及其の他の労働者は何れも結果良好ならず。加ふるに支那移民は其の頃盛となつた米國太平洋岸に於ける拆支熱の影響を受け、布哇でも其の入國が抑制せらるゝこととなり、一方發展途上にある同國製糖業の労力不足を訴ふること甚しく、遂に同國政府は日本移民を誘入することにした。

#### 第五目 官約布哇移民の開始

そこで明治十四年（一八八一年）五月布哇王末朝の際にも日本人の布哇移植につき我が政府に盡力方を依頼せらるゝ。又本邦駐劄同國公使を以て之時の外務大臣井上侯と交渉せしめた結果、十七年（一八八五年）日布

移民條約が締結せられ、翌十八年一月米國汽船東京市号五九四五名へ男  
六七六、女一五九、子供一一〇の邦人移民が布哇へ渡航した。之が所  
謂官約布哇移民の始めで、明治元年の第一回移民以来久しく中絶の俟に  
あつた邦人の布哇移住は二、に再び開始さるゝに至つた。

第六目 日本郵船会社の官約移民輸送

次いで同年十二月には外務権少書記官井上勝之助氏が第二回官約移民  
九八八名を率ゐて当時創立向もなき日本郵船会社船山城丸に搭じ布哇へ  
渡つた。之が邦船移民輸送の嚆矢である。

郵船会社は此の山城丸以来最後の明治二十七年の三池丸に至る迄約十  
年間に同社船を以て二十四回に亘り、官約布哇移民二万七千餘人を輸送  
した。

官約布哇移民郵船社船輸送表

明治十八年十二月十五日	山城丸	九八八	人	明治廿一年六月一日	高砂丸	一〇六三	人
三十年十二月十一日	和歌浦丸	一四四七		廿一年十一月十四日	会	一〇八一	
廿一年十二月廿六日	高砂丸	一一四三		廿四年五月廿九日	山城丸	一四三九	
廿二年三月三日	近江丸	九五七		廿五年六月十八日	三越丸	一〇七三	
廿二年十月一日	山城丸	九九七		廿五年一月九日	山城丸	一〇九三	
廿三年十一月廿一日	会	一〇五〇		廿六年六月廿一日	会	一〇七五	
廿三年一月九日	会	一〇六四		廿六年十一月廿八日	会	九五七	
廿四年四月二日	会	一〇七一		廿六年三月六日	三越丸	七二八	
廿四年五月廿二日	会	一〇六八		廿六年六月十九日	会	一七二九	
廿四年六月十七日	相模丸	五九六		廿七年十月廿三日	会	一六〇六	
廿四年三月十一日	山城丸	一〇九三		廿七年六月廿八日	会	一五四一	

明治廿四年三月三十日	近江丸	一〇八一	合 計	延 二四艘	二七〇三一
同 年四月廿八日	山成丸	一〇九一			
					三〇三五

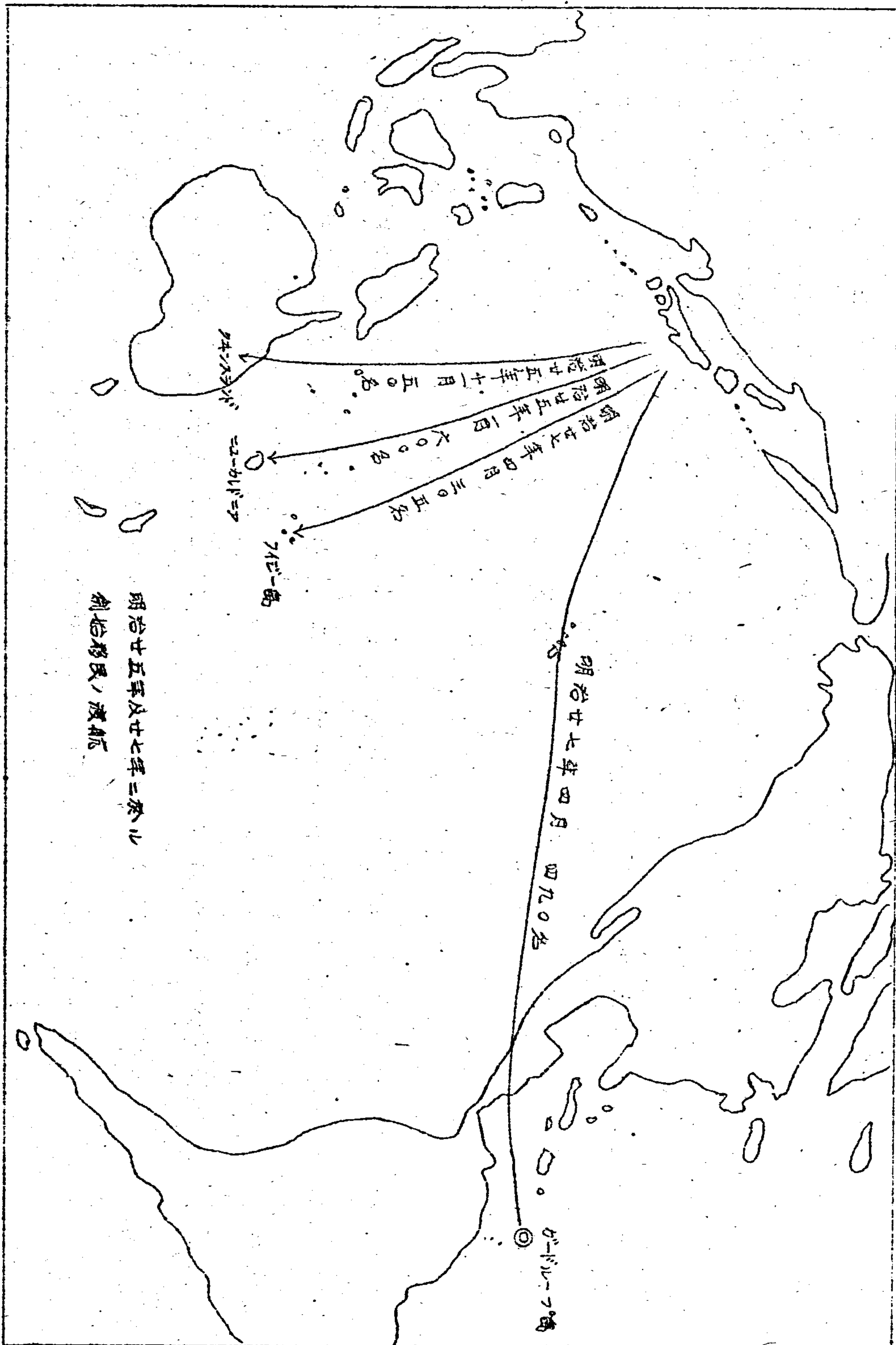
第七目 官学より民学へ

明治十八年以承官学で行はれた布哇移民事業も明治二十七年頃には漸く其の目鼻もつき、最早官業として継続する必要もなく政府に於ても日清開戦後の戦時国務に忙殺され、一方民間に移民会社が起るに到つたので、明治二十七年政府は移民事業を爾後民学に移すこととなつた。明治十八年の第一回船以承官学廃止迄官約移民は前後二十六回總計二万九千台に及んだ。

第八目 移民會社の嚆矢

抑々本邦移民会社の嚆矢をなすものは、明治二十四年十二月当時外務

大臣榎本武揚子の斡旋により日本郵船会社副社長吉川泰次郎氏と秀英舎  
舎長たりし佐久向貞一氏とが相謀つて創立した日本吉佐移民合名会社が  
それであつて、専ら日本郵船会社船舶によつて海外に移民を送ること、  
なつた。当時既に早くも海外より邦人労働者の供給を需め来るものがあ  
り、同社は先づ最初に二十五年一月仏領ニースーカレドニア島へニツケ  
ル鉾採掘のため九州地方の移民六百名を送つた。之が移民取扱業者が扱  
つた邦人契約移民団の処女航海であつた。次で同社は同年十一月濠洲ク  
ィンスランドに五〇名、二十七年四月英領フイジー島に三〇五名、仏領  
西印度ガードル



明治廿五年及廿七年ニ於ル  
創始移民ノ渡航



づ島に四九〇名の甘蔗栽培移民を送った。この内、遠州を除く他の三つの移民は未だ曾て邦人の足跡を止めぬ世界への創始移民であつた。同社は其後事業の拡張を期し、新に日本郵船会社から男爵近藤康平氏、加藤正義氏等数名が加はつて、明治三十年二月同社の組織変更を行ひ、東洋移民合資会社となつた。之より同社は前身吉佐移民会社によつて開始せられた南洋方面の外に布哇、メキシコ、ペルー、ブラジル等を加へ、広く邦人移民の供給に當つた。

### 第九目 移民会社続出

日清戦争前後からは移住地としての布哇の事情も次第に国内に知れ渡り、又既に移住者の生活も漸く安定し来つて、其の成功談等が内地に喧伝せられ、加ふるに、戦勝の結果国民の海外渡航熱が大いに勃興し、明治二十八年に於ける邦人の海外渡航者数は一躍二万二千人となり、翌二十九年には二万七千人に達する盛況を示した。

斯くの如き海外渡航者の増加と共に之を取扱ふ移民会社が能々と設立されたるは蓋し自然の勢であつた。大阪の小倉商會を始め、広島の海外渡航株式会社、東京の森岡商會、熊本の熊本移民合資会社、神戸の日本移民合資会社、同じく神戸渡航合資会社及横浜の東京移民合資会社等によつて明治二十七年から同三十三年に至る間に約四千人が布哇に送られた。

当時移民事業が益々好況有望なるを見て石の外種々の移民会社が設立され、時には其の數四十に達したといはれ、之が爲め移民事業の孔急を来し、其の向には激烈なる競争を生じて種々の惡徳行為も行はれ、弊害甚しきものがあつた。

然し当時の移民界の惡弊は独り移民取扱業者の側に存したのみでなく、一面に於ては移民それ自身の側にも之を醸成せる大きな原因があつた。當時は移民の選擇、素質の最選の如きは殆ど行はれ得べくもない状態であつた爲め、一般に其の素質は甚だ良くなかつた。而して彼等の多くは

唯漠然と海外に於ける一攫千金を夢見、移住地に於ける言語、風俗、習慣の相違の如きは全然留意せず、片住の意思の如きは更になく、一旦困難に遭遇せば、蒼皇として帰国し、悪声を放つものが多数であつた。爲めに世向には常に海外移民に就て物議と苦情が絶えなかつた。尚又、当時の移民は所謂勞働出稼移民で、従つて男子の数が遙かに多く、女子の数は之に伴はなかつた爲め、移住地に於ては風紀上、衛生上共に殊多の面白からぬ向題を惹起した。

#### 第十目 移民保護法の制定

明治二十七年移民事業を民営に移した政府は之が取締の爲め同年四月移民保護規則を公布したが、更に若干の修正を加へて明治二十九年移民保護法を制定した。同法は其後明治三十四年、三十五年及四十年の三四に亘る改正を経て現行法となつて居る。此の他に移民保護法施行細則其他の命令訓令等があつて、之等を一括したものが今日の移民法規である。

る。移民保護法は制定の沿革上所謂労働出稼移民を其の対象とし、専ら移民取扱人に対する監督取締を主目的とせる極めて消極的な規定で、其後の時代の要求に適合せざるもの多く、之が根本的改正の必要が唱へられ、之からでも既に久しい年月を肉してゐる。

### 第十一目 布哇契約移民の禁止

明治三十一年（一八九八年）布哇は米國に併合された。翌三十二年米國の調査では布哇在住邦人は五万八千人をあつた。三十三年布哇が米國の一州となるや、米國の移民法がこゝにも適用される、こととなり、之が爲め従来の契約移民は其の入國が禁止されるに至つた。明治二十七年我が移民事業が民營に移されてからこの時迄私立移民会社の取扱により布哇に渡航した邦人契約移民の総数は四〇三〇八名である。こゝに打撃を蒙つたのは独り布哇渡航の途を絶たれた我が移民ばかりでなく、之等移民を取扱つた幾多の移民会社は何れも窮地に直面し、破産するものが續出

した。此時残存せしものは漸く五、六に過ぎず。彼等は斯くて他の地域に其の事業を求むること、なつた。此の大打撃によつて目醒めて来たのが南洋及南米への長向であつた。

### 第十二目 自由移民の渡航

布哇に於て契約移民が禁止される、や、日本政府も亦自ら一時布哇移民を禁止した。之が爲め窮蹙に陥つたのは勞力の不足に苦しみつ、あつた。布哇勞働界である。そこで布哇はポルトガル移民を輸入して一時を補塈せんとしたが、其の結果は思はしくなかつた。併し軈て翌明治三十四年我が政府は布哇渡航の禁止を解いたから、其後邦人は一定の制限の下に所謂自由移民として定期船で渡航し、明治三十三年より同四十年末迄に邦人自由移民の布哇に渡航せるもの八八六五一人に達した。

### 第十三目 布哇の外国移民

明治十八年日本移民の布哇渡航が再開されるから、明治三十一年米布合併に至る迄は島内事業の労働者としては専ら支那人、日本人及葡国人が誘入されてゐるが、合併と共に支那移民の来航は全然禁止せられ、諸外国人の誘入は更に好結果を見なかつたから、米國領有後明治四十年米日米紳士協約締結に至る迄の布哇移民史は、結局日本移民の布哇移住史であつた。然し明治四十一年以後は日本人の布哇に渡航するものは再度航者及呼寄家族へ所謂写真結婚を含むの外は其の跡を絶つに至つた。それも大正十三年の米國新移民法により呼寄移民は禁止せられ、以後は再度航者、布哇出生者、旅行者以外の入國は一切ないことになつた。今日に及んでゐる。右の排日移民法が実施された大正十三年七月一日迄に布哇へ渡航した邦人数は約二十万五千九百人である。

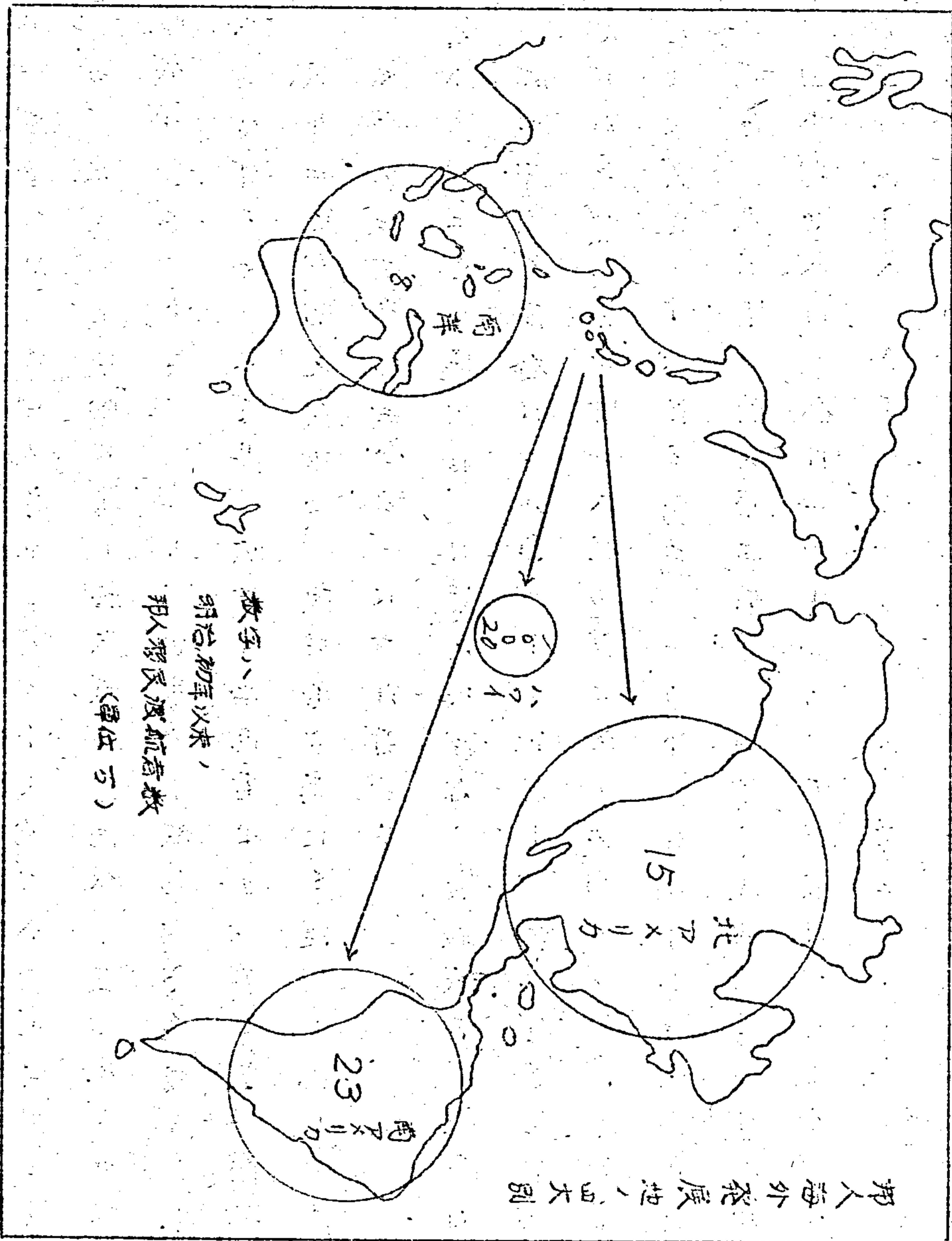
#### 第十四目 我が移民史上布哇の地位

本邦海外移民史上に於る布哇移民の地位を顧るに、明治初年以來最近

迄の我が海外移民渡航者総数六十餘万人中、南米二十三萬、布哇二十萬、北米へ米國、カナダ、メキシコを含む十五萬、南洋八万人であつて、叢爾たる布哇諸島が南米大陸への我が移民に匹敵するだけの邦人を吸収したのである。二ルを年代別に見れば、布哇への主流は日米紳士協約締結の明治四十年迄であつて、大正初期には、米國行移民に一籌を輸して第二位となり、大正末年よりは更に寡々たるものとなり、昭和五年以降は海外移民統計表より形を没するに至つた。

### 第十五目 在布哇邦人の地位

明治四十年紳士協約締結當時に於る在留邦人中、甘蔗園従業者は約三萬二千人で、全布哇甘蔗園従業者の七割に当り、布哇糖業界は實に日本人の増加と共に発達したのであるが、明治四十一年以後は、後編部隊が絶え、第一世の勞働力低下と、第二世の都會進出とによつて、甘蔗園邦人従業者は漸減し、布哇では日本人の代りに比律賓人を入れたので、最





近では甘蔗園に於ける邦人数は一万二千人で、全従業者の二割三分に当  
つてゐる。然し紳士協約により移民禁止の結果、在留邦人の経済的、社  
会的地位は向上することとなり、従来の出移的態度を棄て、永住的決  
心を以て処するやうになり、職業も労働者より独立事業に向上するもの  
多く、又第二世が殖えたので、政治的方面にも進出し得らる、ことにな  
つた。現在第二世の約三分の一は有権者である。

在留邦人の主なる職業は、甘蔗園従業者、製糖業者、漁業者等が最も  
多く、就中邦人漁業者は布哇の漁業を独占し、年換獲島二百萬弗に達す  
るといはれるが、第二世が父兄の業を継がぬ為めその前途が案ぜられ  
ゐることば遺憾とすべきである。この外、独立中小農、会社員、家庭勞  
働、小売商、教育者、自動車運転手、理髮、洗濯業其他各方面に亘つて  
居り、日本内地への送金は一年約四、五百万圓に及んでゐる。現在邦  
人数十五萬八千人、内第一世四萬二千人、第二世十萬六千人で、布哇全  
人口約四十萬人の四割に当る。海外にあつて、邦人が他の何れの人種よ

リも多いのは布哇を以て唯一とする。現在第二世で布哇縣政府其他郡政  
 府の官吏になるもの、米國市民として社会に重きをなすものも出てゐる  
 が、總体的には、農、商、工とも社会的地位は左程高くない。経済的勢  
 力は寧ろ貧弱で資産の如き支那人の下位にある。ニルは、我が布哇移民  
 が、本来所謂労働出稼移民時代の人々であつて、その生活の全計畫が移  
 住地に定着し、そこで發展する仕組になつてゐなかつた結果で、彼等が  
 出稼ぎ貯めた金は、これを母國に送り、將來の發展に資すべき資金が手許  
 に残さぬなかつたからである。第一次世界大戦後五、六年の同年額一千万  
 圓を超え、この頃では年回、五百萬圓の母國送金がこの地に投下されて  
 ゐたならば、経済的にも、社会的にも、又心理的にもよい影響を興へた  
 であらうと思ふと残念である。

布哇在留邦人職業別

昭和十三年十月一日現在

農 業  
 水 産 業  
 工 業  
 商 業  
 交 通 業  
 公 務 自 由 業  
 家 事 使 用 人  
 其 他 の 有 業 者  
 無 業 (主トシテ家族)

計

一五、三六五  
 一、七六四  
 四、五三一  
 六、四一一  
 一、二六四  
 一、二五七  
 四、二四五  
 五、一〇一  
 一、一、二七一  
 一、五、一一、一九九

## 第二項 濠洲及びニューカレドニア移民

### 第一目 濠洲移民の沿革

邦人の渡濠は明治十一年頃から始まり、和歌山方面から木曜島に渡航し、真珠貝採取に従事してゐた。これより先、明治九年南オーストラリア州政府から我が農民を要求し来つたが、政府は未だその時機にあらざるとして、これを拒絶してしまつたことがある。更に明治十六年には英人ジョン・ミラーなるものが、三十七人の邦人を濠洲に誘致し、トリス海峡に於て真珠貝の採取に従事せしめた。この三十七名は、公然外務省の許可を得て誘導された我が国最初の移民である。同十九年には、英人ジョン・ウキルリヤードなるものが工業に従事せしめる目的で邦人四十名を誘致し、然えて二十一年には、クキンスランド州の製糖会社が日本農民百名を雇入れ、甘蔗耕地に就働させた。

斯くて前後三回に亘つて前記移民を濠洲に誘致したことは、木曜島の

採貝事業家、クキンスランドの製糖業有の注意を刺戟し、これが機縁となつて、明治二十五年以後邦人の濠洲渡航が勃然として起るに至つた。即ち、同年十一月日本吉佐移民会社が先づ五〇人の契約移民をクキンスランドの甘蔗耕地に送り、更に翌年五二〇人を、次で二十七年四二五人を同様契約移民として送り出した。吉佐移民会社の移民輸送が始まると、これに倣つて、横浜移民、神戸渡航、海外渡航、厚生移民の各移民会社が又その取扱を開始し、明治二十六年、全濠の邦人一千餘人であつたのが、同三十年には二千人を突破した。これらの邦人はクキンスランドの砂糖耕地に働くものと、木曜島に於て採貝業に従事するものと、大体この二つに区分された。別に少数ではあるが、メルボン、シドニーの如き都市に於て商業、家僕その他の職業に従事するものがあり、兼松商店の創立者兼松房次郎氏がシドニーに渡上りげたのは明治二十五年のことである。

木曜島に於ける邦人の活動は、断然他国人のそれを圧じた。明治三十年

同地に於て採貝事業に従事する邦人九百人に達し、これは当時同島採貝  
 全従業者一千五百人の六割に相当した。然るその中には、早くも労働者  
 たるの境遇を脱して、独立経営に従事するもの十指を屈し、翌三十一年  
 六月現在では、邦人の所有船舶三十二隻を算した。

一方日本郵船会社は、日清戦争後、木曜島・クキンスランド及びニュ  
 ーカレドニヤに対し、三回の日本移民の試験輸送を試みた後、将永濠  
 洲は邦人移住の好適地たるべく、又日濠同貿易の発達を見込んで、明治  
 二十九年十月横浜出帆の山城丸を第一船として濠洲航路を開設し、三十  
 年には前記吉佐移民会社の事業拡張を期し、郵船会社より近藤康平氏其  
 他が加つて、その組織変更を行ひ、東洋移民合資会社となし、斯くして  
 濠洲移民事業の経営に着手した。然るに同事業は予期に反して、同もな  
 く濠洲に白濠主義を標榜する東洋移民排斥の声が起るに及んで、遂に挫  
 折の止むなきに至つた。

「歐洲語の五十字の章句の書取試験を要求せられたる時之に応じ得ざ

るものは濠洲聯邦への入国を禁ず」とある。これは明かに一般東洋人の入国を排斥したのである。我が政府はこれに対し抗議を提出したのであるが、濠洲政府は狡猾にも明治三十八年「或歐洲語」なる字句を「特定の語」と改めて日本政府の抗議を受流したのである。明治三十七年の日濠取極によつて邦人は、商人、旅行者、学生に限り入国が許さるゝこととなつたが、その英領植民地時代に於て、支那人は濠洲各植民地の国内法により入国が制限せられ、国内法上の待遇も差別的であつたが、他の有色人種の入国は一般的に禁止若しくは制限せらるゝ所がなかつた。然るに明治三十四年濠洲聯邦政府が成立するや、移民問題は更に發展を遂げ一般東洋人排斥となつた。即ち、同年有色人種排斥の移民法が制定され翌三十五年一月より実施された。その規程を見るに、「何人と雖も、濠洲聯邦移民官の面前に於て或在住期間に僅かに一年に限られ、毎年在住期間延長の申請を必要」とした。白濠主義の圧迫は甘蔗耕地行の農業移民を中絶せしめてしまつたが、真珠貝採取には絶対に日本人を必要とし

日本人潜水夫の外には優秀なる技能に俟たなければ、悪まれば海底の宝庫を拓くことは全く不可能であることが実証される。特に除外例を設けて、大東亞戦争勃発前は、木曜島及び西濠洲、ブルーム地方の真珠業者が濠洲政府の特別入国許可を得たる上、邦人採貝夫及び採貝船水夫を需めたるものに対する供給を認められた。

濠洲は太平洋に因らるが、米國及びカナダと共に、太平洋沿岸の主業人種を排斥して、専ら白色人種によつて國を建て、白色人種によつて社會を作ることを得たので、濠洲人は東洋移民排斥法の效能を無上に喜び、これを極力辯護し来た。

斯くの如き白濠主義に対しては、國より濠洲内部にも反対がある。要約すれば次の三點である。

- 一、東洋移民に対する制限は必要以上に苛酷である。
- 二、東洋移民は入国せしめて、唯之に市民権を與へねば、社会的、政治的に影響が少い。



三 濠洲の熱帯地方開拓の爲めには、東洋移民の誘入が必要である。同地方は歐洲人の植民には不適である。

これに対しては、夫々次の様な濠洲的適群がある。

一 破り得ない障壁を作つて置く方が、憎悪を増さしめない。

二 濠洲の民主主義的思想は、国内に市民権なき住民の存在を許さない。

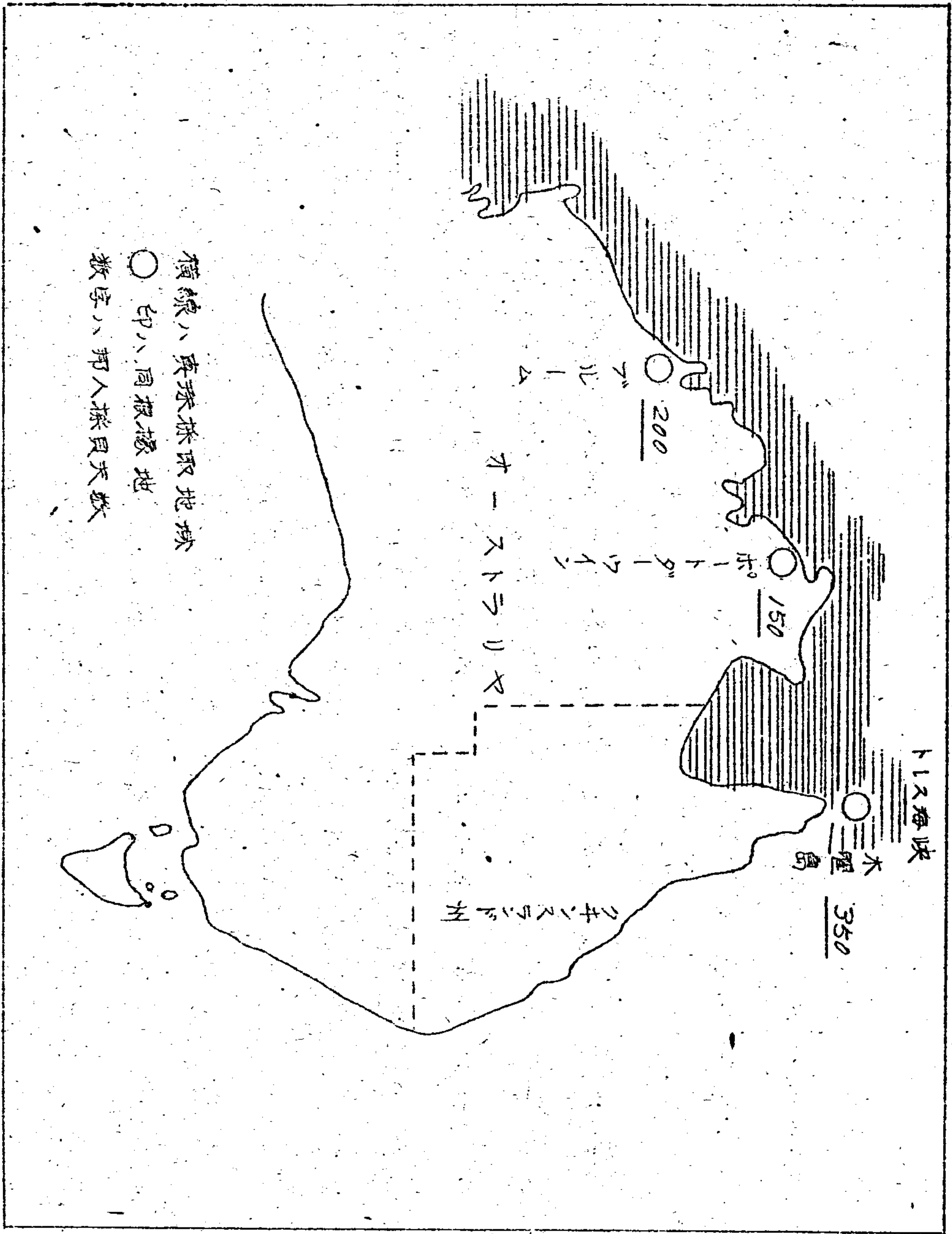
三 濠洲内の熱帯地方は極めて少部分のみが眞の熱帯にして、利用の方法は他にいくらかもある。東洋人をそこに移植しても、彼等は直ちに気候よき南方に転住するであらう。

前二者は思想的・心理的を向題であるから、双方水掛論に終るが、第三は地理・農業・気候馴化の向題である。北部領土の開拓が如何に進捗してゐるかを見れば、本向題の回答は充分である。

## 第二目 在濠邦人の近状

昭和十三年十月現在、濠洲在留邦人は一七一六人である。内男一四四六人、女二七〇人。ニルを地方別に見ると、ニュー・サウスウェルス州、ヴィクトリア州、南濠洲、タスマニア州の四州に在在するもの三九七人、その大部分は商業に従事してゐる。クヰンズランド及び北濠洲にあるもの七六五人、その大部分は真珠貝採取労働者であつて、クヰンズランドに於ては水曜島が中心で、三五〇名が居り、北濠洲に於てはポートダーウインが中心となつて一五〇名がある。西濠洲は合計五五〇人、その内二〇〇名は真珠貝採取労働者であつて、ブルームが根拠となつてゐる。濠洲では日本人経営の漁業は禁止されてゐるので、ニルらは契約従業員として外人経営者の下に従業してゐる。新西蘭には、全体で僅か三〇人の邦人があるに過ぎない。

濠洲は主として英人の探検によつて開拓されたのであるが、それら比較的新しい時代のことで、英国がニルをその一植民地として利用するに至つたのは、西紀一七八三年アメリカ独立戦争が終つて、新たなる植民



地を他に求むる必要に迫られたからで、最初の移民が送られたのは西紀一七八八年で、我が徳川時代の末期、松平定信が老中たりし頃のことである。本国から最も遠い異人によつて発見せられ、開拓されるよりも地理的に遙かに近い日本人によつて見出され開拓されるべきであつたのであるが、鎖国政策の如きがその機会を逸せしめたことは否めない。鎖国政策がなかつたら、進取果敢なる我等の祖先によつて、既に濠洲の経営が行はれてゐたであらうと考へることも、單なる空想ではあり得ない。西太平洋の濠洲が東亞共栄圏内に加はるべきものであることは、地理的に自然である。移民の問題についても、人口稀薄で、労力不足のこの国に對する邦人労力の平和的誘入の如きは、これ亦地理的に極めて自然のことであつた筈である。然るに過去に於てこれが政治的に阻止せられたことは甚だ不自然なことであつたといはねばならぬ。

第三目 ニューカレドニア移民の沿革及び近状

大洋洲に於ける邦人について、濠洲に次いで語るべきもの最も多きは、  
ニューカレドニアである。

ニューカレドニアに於ける邦人の発展は明治二十五年日本吉佐移民会  
社の扱によつて、六〇〇名の契約移民が渡航して、ニツケル金山に働い  
たのに始まる。その後断続して、大正八年海外興業会社が一一名の移  
民を送つたのを最後に、総数約四千名の邦人移民が渡航した。大正八年  
以降邦人移民の渡島が杜絶したのは、當時は第一次世界大戦中で、日本  
内地の景気が非常に良かったこと、一方仏貨の惨落の爲めに出掛ける  
ものがなくなつたのによるが、更に大戦後は、ニューカレドニアも未曾  
有の不景気に襲はれ、邦人よりも低賃銀の爪哇人、トンキン人等に置換  
へられ、邦人の移住地としては、昔日の華々しさを全く失つてしまつた。  
その後、今より数年前島民の失業を招くといふ理由で全般的に外国人労働  
者の入国を禁止したから、邦人の移住も全く絶えたのである。然も、  
或は帰国し、或は死亡し、これを補充することがないから、在留邦人は

減少する一方で、現在は千四百人内外である。その内第一世は約千人、残りは第二世であるが、この第二世は白人又は土民との混血児が大部分である。

三八五九

住民は總數約五万三千人で之を人種別に見ると左の通りである。

日本人	二四〇〇人
佛人	一五〇〇〇人
他の外国人	七〇〇人
トンキン人	二四〇〇人
爪哇人	四五〇〇人
原住民	二九〇〇〇人
計	五三、〇〇〇人

明治二十五年、日清戦争以前の頃の、六百人の移民が故国を離れ、遠

く絶海の孤島へ略我が四国位へに進出したのであるから、正に邦人勇進の魁であり、その勇氣たるや敬服に値する。いづれもニツケル鉾山の労働者であつたことは前述の通りである。ニヌーカレドニアのニツケルは一八七〇年代以来探鉱されてあるが、現在ではカナダに次ぐ重要産地となつて居り、この事は鉾山開発に於ける邦人移民の貢献に負ふところが頗る大である。

邦人中四五〇〇名は首都ヌメアに在在し、他は各地に散在してある。然し何れの地にあつても、邦人の職業は独り邦人向の生活に隈くべからざる存在であるばかりでなく、島民全体の生活と不可分の地位を築いてゐる。今次の戦争前に於ける在留同胞を職業別に見ると、第一位が農業に従事する者で、家族を入れた約五〇〇人、次が鉾山労働者で約二〇〇人、商業に従事する者及び熟練工其他の職工が略之と同数の二〇〇人づゝあり、床屋、洋服屋、洗濯屋等の職人が残りの大部分を占め、娯業又は製塩に従ふ者が五〇人位、他に少数の会社員其の他がある。

同島に於ける野菜や果実の栽培は殆ど邦人の営むところであらう。ア市の野菜市場の如きは全然日本人の独占するところとなつてゐる。又全島を通じ白人以外の商人は殆ど日本人と稱するも不可なく、各種の商業は殆ど邦人が占めてゐる。支那人は世界到る処で大いに商才を發揮してゐるが、此島のみは支那人の姿更になく、商業は日本人独占といふ状況である。之は島政府が法律を以て支那人の入国を禁止してゐたからである。漁業では、沖繩縣人が多く之に競争し、高瀬貝及び海草の採取に従つてゐる。

大正八年以後邦人の新渡航者は殆ど絶えてゐるから、現に在住する邦人は何れも老年者で、概して四十才以上である。数年前から妻となるべき婦人を内地から呼寄せざる事が出来なくなつたから、多くは工民若しくは白人の女と結婚することを餘儀なくさる。従て第二世はこれ等の混血児が多い。向隅はこれ等混血第二世の教育である。彼地には日本人小学校もなく、又日本語を教へる学校もない。彼等は厭念を以て仏蘭西教



育を受けつゝゐるのである。固より日本人小学校の必要は豫てから心ある邦人間に唱へられつゝゐたが、容易に実現せず、親達の悩みとなつてゐる。



## 第二款 北米移民時代

### 第一項 北米國移民

#### 第一目 明治二十年頃迄の狀態

明治二十年前後迄は米國出稼の日本移民の数は極めて少かつた。米國移民調査委員會報告書に據れば、明治元年以前に於ては文久元年（一八六一）年に一名、慶應二年（一八六六年）に七名、同三年に六十七名、明治元年（一八六八年）に十四名の日本人が米國に移住したことが報ぜられてゐる。明治二年蘭人エドワード・スネールなる者が、加州ゴールドヒルの金坑鑛夫として前後二回に四十名の邦人を連行して以來逐年邦人居住者の数を増加したが、其後二十年間は増加の速度は甚だ遅々たるものであつた。

#### 第二目 明治二十二年以降の狀態

然るに明治十五年（一八八二年）米國が支那移民排斥法を制定して支那移民の入國を禁止して以来、同國西部地方の鐵道工事や加州を中心とする農園地帯に勞力の缺乏を来した爲めに、自然日本移民の需要が盛となり、恰も明治十八年再開された邦人の布哇移住と相並んで明治二十二、三年頃より邦人自由移民の米國渡航が漸く増加し、明治三十三年布哇に於て契約移民の入國が禁止せらるゝや、自由移民としての邦人の渡米が盛に行はるゝに至つた。更に明治三十六年頃からは布哇在留邦人の渡米轉航が盛となり、日露戦後には米國轉航全盛を現出した。

邦人移民の渡米が漸く注目を惹く様になつたのは明治二十五年以後のことであるが、明治二十五年から同四十年十月に至る十五年十月間に我國から直接桑港に渡来した移民は二萬一千人で、明治三十六年以後同四十年布哇よりの轉航が禁止される迄、布哇から桑港に轉航した邦人移民の数は布哇側の移出民統計に據れば、三八、三〇、六人に達した。其他北は加奈陀より南はメキシコより入國し来る邦人の数も相當の數に上つた。

斯くの如く嘗て在米邦人の數からざる部会は而して遂に米國に渡つたものであつて、此の布哇經由者は直接渡米者に比して頗る其の素質悪く、此のことが米國に於る日本移民排斥の一原因であつたことは遺憾とすべきである。

一方在米邦人の數は明治三十七年には五萬三千、三十八年には六萬一千三十九年には七萬三千、四十年には八萬九千と累年増加した。明治四十年頃に於ける在米邦人の職業別を見るに、其の中最も多數を占むるものは鐵道人夫及鑛山労働者で、總數の約二割六分を占め、日本人労働者の大部分は此の二者から供給された。次は農業労働者及小作、借地農等農耕に従事するもので約二割四分、他の半數は家庭労働者、庭園師、商工業に従事するもの、學僕其他であつた。右の鐵道、鑛山労働者としての邦人労働者群が米人労働者の脅威となつて懸て之が米國排日運動の有力な原因となつた。

尚其の頃の在米邦人の分布状態は、其の六割は加州にあり、之を中心

として東はシエラネバダ及遠くロッキー山脈を超えて、ユタ、コロラド及パイダホ諸州に設在し、南は南加州に勢力を扶植して墨國々境に及んだ。

### 第三目 邦人移民と鉄道労働

抑々米國內地に於ける日本人移民の發達は鉄道労働者が之が先驅をなした。これは現在ブラジルに於ける邦人移民の發達が最初から農業労働者として進出し来つたつと其の趣を異にしてゐるが、米國に於ける鉄道労働が、邦人移民に先づ職を與へ、總て他に轉ずる迄の準備期間を與へたことは、ブラジルに於ける珈琲園労働が邦人移民の其の後の活動に備へる搖籃となつてゐること、甚だ相似たるものがある。

米國內地に於ける邦人事業の發達と鉄道工夫とは離るべからざる密接の關係を有したが、日本人が最初に鉄道の線路工夫として使用されたのは明治二十一年、二年頃で、盛に使役せらるゝに至つたのは明治三十七年以後のことである。爾來各地鉄道會社は日本人請負業者の力を經て、盛

に日本人労働者を使用し、太平洋岸地方は勿論、西部一帯の鐵道沿線地帯には到る処に日本人労働者を見るに至つた。

斯くて多数日本人は太平洋岸より漸次内地に進入するの機會を得、彼等は一度内地に進入するや、鐵道工夫として就働する傍、附近の事情に通ずるにつれて、或は農園労働者となり、或は獨立耕作者に轉進するものを生じ、其の結果鐵道沿線地方に日本人の植民的勢力を形成し、之が又新来労働者誘引の原因ともなつて、邦人農園事業の発達並に同労働者の増を来した。斯くの如く鐵道労働は邦人労働者に賃金收得、内地進入、他業轉進の機會を與へたのみならず、沿線の地方農園主に必要の時期に自由に労働者を得るの途を與へた。此莫ブラジル移民に於ける珈琲園労働が恰も右と同じ様な役割をなしつゝあることは興味深いことである。

#### 第四目 日米紳士協約の締結

明治四十年頃には邦人の基礎も漸く深く、土地と密接なる關係を有し

て出稼労働より進んで土着時代に入り、加州の一部に於ては更に歩を進めて企業経営時代に入った感があつた。而して明治四十年に於ける全米の在州邦人数は約九萬を算した。然るに日露戦争前後から多数の邦人が日本内地、布哇、メキシコ、加奈陀より急激に入国するに及んで、米國太平洋岸殊に桑港に於て邦人に對する反感が頗る猛烈となり、明治三十九年末には一危機を胚胎するに至り、遂に四十年十二月所謂日米紳士協約が締結せられて、邦人労働者の渡米は爾来日本側に於て自発的に之を制限することとなつた。

### 第五目 米國排日史大要

之より先既に明治二十四年三月桑港に渡航した邦人中、貧困者或は契約労働者たるの理由を以て上陸を拒絶せられた者が多数に上つた。此の時我が政府は同年六月各府縣知事に對する通牒を以て、渡米者に對する旅券発給に充分の取締をなすべきことを警告した。在米邦人の数が一萬三千に達した明治三十年始めてパイダ木州に於て邦



人排斥の聲を聞いた。三十一年には桑港に於て邦人五十餘名が前後二回  
に亘り公共の負擔となる虞あるものとして上陸を禁ぜられた事件が起つ  
た。此時も我が政府は渡米者に對する取締を嚴重にすべき旨を更めて地  
方長官に訓令した。同年末加州議會に日本人労働者排斥の決議案が提出  
された。翌三十二年ソートレキ市に於ける西部諸州労働団体聯合大會  
は日本労働者の渡米に反對する決議案を通過して、中央政府も亦調査員  
を太平洋沿岸及本邦に派遣した。之に對し我が政府は三十三年五月水國  
行移民を一ヶ月各府縣を通じ二百名内外に制限し、八月更に當分の間一  
切水國行移民を差止めた。水國に於ける排日運動は之が爲一時小康を得  
たる如き觀があつたが、其後邦人の渡米する者日露戦争前後に於て激増  
した爲めに日露戦争を境として復又排日運動は勢を加へた。

日本人移民に關し始めて強硬なる組織的要求の現はれたのは極めて多  
数の邦人の渡米を見た明治三十三年で、曠て滿期に達せんとする支那人  
排斥法の再制定を考慮する爲同年招集された桑港市民大會に於て日本人

労働者の移住に對する強き反對を示せる排日決議が行はれた。即ち同大會は帝に支那人排斥法の再制定を議會に勧奨する一決議を可決したのみでなく、更に進んで外交官以外の一切の日本人を排斥するが爲め法律の制定又は他の必要なる處置を執るべきことを勧告する旨を決議した。

翌三十四年一月加州知事ゲード氏は州議會に對し「支那労働者より受くべき危険」と日本人労働者の無制限移入より蒙る危険とは同一性質のものであるから、之に制限を加ふる爲め、日本と新に條約を締結し、又議會に於て法律を制定することが望ましいとの旨の教書を送つた。其結果同議會は日本移民の制限を希望せる建議書を中央議會に送附した。

三十七年十一月乗港に開催された水國労働組合大會は支那人排斥法を擴張して支那人と共に日本人及韓國人労働者の排斥すべき旨を決議した。然し、三十八年春に至る迄は之等の排日運動は日本移民に關しては左程世論を喚起することはなかつた。

然るに明治三十七年より同三十八年に亘り、日本内地及布哇の両方面

より米國に入來せる日本人労働者が急激に増加するや、果然桑港クロニクル紙は明治三十八年二月二十三日以後連日對日問題に關する論説を掲げて一般の注意を喚起した。茲に於て日本人問題は直ちに加州議會の取り上ぐるところとなつて、爾來每期議會に於ける重要議題となつた。更に同年五月桑港に亞細亞人排斥同盟會が設立せらるゝに及んで、日本人の移住に對する反對は更に組織化せられ、同會は其後シヤトル、ホーランド、其他各地に支那を設けて活動を試みた。又同年五月桑港市學務局は日支兩國兒童の爲めに隔離學校を設くることを決定した。之が実施に至らざる中、翌明治三十九年四月桑港大震火災に遭遇し、日本學童の通學する學校が燒失するに及んで、日本人學校問題は更に激化し、同年十月學務局は遂に隔離學校令を出して多數日本人學童を東洋人學校に轉校せしむることとなつた。茲に於て排日問題に關し日米兩國政府間に始めて公式の交渉が開始されるに至つた。

翌明治四十年學務局は遂に隔離學校令を撤回し、之が交換條件として

日本政府は自己の任意を以て米國行移民を制限することに決し、四十年十二月三十一日覺書を駐日米國大使に通告した。之が所謂日米紳士協約と稱せらるゝもので、爾後我が政府は旅券による渡米者の取締を実行し、再渡航者、在米者の父母妻子、學生商人等の外は新なる労働者の渡米を禁止することとした。一方明治四十年二月の米國修正移民法に據り、米大統領はメキシコ、加奈陀若しくは布哇行旅券を所持し、該地より轉來する日本移民の入國を拒絶する命令を發布した。

又明治四十年には日本人土地所有禁止法案が始めて加州議會に現はれ、下院を通過したが、ルーズベルト大統領の干渉により阻止された。其後も加州議會には排日法案又は決議案等の提出さるゝものが次第に多くなつたが、大正二年に至る迄は之等の殆ど全部は米國中央政府の干渉と我官民の機宜の措置とによりて不成功に終つた。其他ネグアダ州、オレゴン州、モンタナ州等の議會に於ても明治四十二年各種の排日法案が提出されたが、何れも半途失敗に終つた。而して之等、加州以外の西部諸州

に於ける日本人移民問題は加州に於ける運動の結果として、唯折に觸れて重要視せらるゝに過ぎなかつた。之は主として加州と他の諸州との間に在留日本人の數と其の發展狀況の差異あるによるものと、又加州に於ける過去の支那人排斥運動の成功が對日本人感情の發展に與つて方があつたものと見られる。

而して大正二年の加州議會は遂に日本人の土地所有を禁止し、借地權を制限するを目的とする新土地法を可決し、五月十九日同法律が成立した。日本政府は珍田大使をして抗議せしめたが、結局得るところがなかつた。

大正九年加州の排日派は曩に日本人の土地所有を禁止し、借地權を制限せる大正二年の加州法律を以て満足せず、更に一般人民投票を行ひ、排日法案を通過して茲に日本人の借地權をすら全く禁止するに至つた。翌大正十年ワシントン州議會も亦日本人の土地所有禁止を目的とする外國人土地法を通過した。大正十一年米國大審院は日本人に歸化權なきこと

とを判決し、翌年大審院は前記如く華南州の排日土地法を認められた。

更に大正十三年（一九二四年）我國が前年の未曾有の関東大震火災に呻吟せる時、米國議會は帰化不能外國人移民入國禁止條項を含む移民入國割當法案を通過し、同年七月一日より実施となり、邦人移民の米國渡航は爾後完全に閉塞せしめられた。

### 第六目 在米邦人の狀況

米國本土在住邦人の数は昭和十三年十月一日現在に於て十一萬三千人で其内約十萬人は太平洋岸諸州に散在してゐる。其の職業別は農業者が第一で有業者四萬人中の約四割を占め、次は商業の一萬一千人、工業の二千六百人、公務、自由業の二千二百人の順である。

農業は蔬菜、果実、花卉栽培を主として其の生産物は全米に供給されて声價を有してゐる。邦人農業者の耕作面積は三十四萬英反に達するが、其の中邦人所有面積は僅かに四萬五千英反に過ぎない。排日土地法の明

飛来日本人の上地賃借が築せられ、上地の上に確かな根柢を有しな  
 とが、在米邦人農業の最大の缺陷とされた。此の他南加サンペドロ及サ  
 ンディゴ附近を中心に約一千人の邦人が漁業に従事してゐる。

在米邦人職業別 昭和十三年十月一日現在

農	業	一、六三九。
水産	業	八三一
鑛	業	一三九
工	業	二、六五五
商	業	一、七三四
交通	業	一、二七三
公務	自由業	三、二六九
家事	使用人	一、八三九
其他	有業者	一、九一〇

無業(トシテ家族) 七四四三二

計 一一三五七二

第二項 加奈陀移民

第一目 明治二十年前後の加奈陀移民

加奈陀に日本人が始めて足蹟を印した事は明治十年頃であるといはれる。然し加奈陀に對する邦人の移住は大体に於て米國に於ける邦人移民の歴史と其の盛衰の時期を同じうしてゐる。日清戦争中は一時渡航が杜絶したが、同戦争後國民の海外渡航熱の勃興に伴て邦人労働者主として漁業、製材、炭坑労働者の加奈陀に渡航するものが増増し、明治三十三年には加奈陀西海岸に於ける邦人漁業者は其數三千人に達した。然し其の頃より米國に於ける排日と相呼應して邦人排斥の事が漸次昂まり種々の排日手段が講ぜられたが、其の都度英國政府の盡力によつて事なきを得た。

第二目 日露戦争後の状態



然るに日露戦争前後より布哇邦人が潮の如く米大陸に轉航し始め、  
港と同様加奈陀の暹香坂に押寄せた数は非常な多数に上り、  
勢からず白人の反感を排発した。

當時の米國太平洋岸に於ける排日運動の主腦者等は加奈陀の排日家と  
氣脈を通じ、此の地方にも排日の火の手が擧げられ暹香坂に於て邦人は  
白人労働者の爲りに襲撃せられ、暴行を加へられた。遂に之が動機とな  
つて日米紳士協約成立の直後明治四十一年日加間に日本移民制限に關す  
る所謂ル・ミエール協約が成立した。其結果非移民、再渡航者、店員、  
特定の農業労働者、家内使用人に限り加奈陀渡航が認められ、且是非移民  
外渡航者の数は一ヶ年四百人に限られ、同時に布哇よりの轉航も米國に於  
けると同様禁せられた。更に大正十二年（一九二三年）右の人数は百五  
十人に減せられ、事実上入國禁止と同様になつてゐる。

### 第三目 最近に於ける狀況

最近の在加邦人の数は約二萬で、其の大部分は大平洋岸ブリチツシユコ  
 ロンビヤに居住し、農林業、漁業、製罐業及商業に従事してゐる。  
 邦人漁業者は多く鮭業に従事し、同州漁業の今日隆盛を導いたのは全  
 く同胞移民の力によるものである。

在加邦人職業別 昭和十三年十月一日現在

農	業	一、七九五
水産	業	一、〇二九
鑛	業	七三
工	業	一、七八二
商	業	一、一九二
交通	業	一七九
公務自由業		一六三
家事使用人		二〇四

其他有業者

八二四

無業(主トシテ家族)

一五八〇四

計

二三〇四五

#### 第四目 我が移民潮流南轉す

斯くの如く明治四十年末の日米紳士協約及四十一年の日加比・ミユール協約によつて我が對北米移民は制限せられ、同時に布哇那人の大陸轉航が米・加兩國に於て禁止せらるゝや、さしもの我が海外移民熱も一時は之が爲めに下降状態となり邦人移民の海外渡航数は明治四十年に一萬であつたのが、四十一年には四千に、四十二年には二千に減少した。

北米への進出は茲に阻止せらるゝに至つたが、之を轉機として新に邦人移民は其の活路を南米に発見し、之より我が移民潮流は折柄の南米移住の世界的潮流にも和して、進路を南轉し、茲に南米進出の新時代を開拓した。

自明治三十二年  
至昭和十三年

布哇及北水行本邦移民渡航者員数表

水國ハ直接渡航者ニシテ布哇ヨリノ轉航者ヲ含マズ

年次	渡航先	布	哇	水	國	ガ	十	ダ	計
明治三十二年	三十三	二、九七三	三、一四〇	七、五八五	一、七二六	二、七八三	九	二、八三九	
"	三十四	一、五二九	三、二	三、二	二、七一〇	一、一八二	四	三、一六八	
"	三十五	一、四四九	七、〇	三、二	三、五	一、四、五九	五	一、四、五九	
"	三十六	九、〇九一	三、一八	三、一八	一、七	九、五八	七	九、五八	
"	三十七	九、四四三	六、四〇	一、五九	一、五九	一、〇、二四	二	一、〇、二四	
"	三十八	一、〇八一	七、一四	一、九六	一、九六	一、一、七三	三	一、一、七三	
"	三十九	二、五七五	一、七一五	四、四二	二、七九	二、七九	〇	二、七九	
"	四十	四、三九七	三、七一	二、七一	二、七五	三、一八	六	三、一八	

十	九	八	七	六	五	四	三	二	元	四十四	四十三	四十二	四十一
三二五	二七八九	三〇八八	三〇二四	四一七一	三六四三	三〇五五	三一八七	四二七六	四七三二	二五九五	一七二七	一三二九	三四五五
四三一	五九五九	六二七三	六三〇六	六四五七	五七六一	五四九八	五五五三	四三八一	三三七八	一九六三	九二六	七七七	一五八五
一一六三	一三七一	一七六四	一七八〇	一三二六	一〇五五	七七七八	一三八四	一二七〇	二〇二五	八二〇	五三八	二八一	六〇一
八六九九	一〇一一九	一一二五	一一一〇	一一七九四	一〇四五九	九三三一	一〇〇二四	九九二七	九一三五	五三七八	三一八一	二三八七	五六四一

大正元年



第三章 南米移民時代  
緒言

中南米に對する日本の関心は決して新しいものではなく、既に三百餘年前伊達政宗の家臣カローマに使した際に、メキシコを経て往復してゐる。又南米に於けるインカ帝國の祖先は日本人であると實証に努めてゐる南米の人類學者もある。然し現在居住する邦人は凡て明治期以降の渡航者であることは、他の方面に於る海外在留者と同様である。我が海外拓殖の先覺者である榎本武揚子爵がメキシコに着目し、チヤパス州に邦人植民地の建設を計画し、我が植民を送つたのは明治三十年の

計	一 二 ノ	一 一 ノ	一六五 一〇六	八七 八四 八	三一 三四 三	二八四 二九七	一 〇 九	一 〇 九	八 二	八 二
---	-------------	-------------	------------	---------------	---------------	------------	-------------	-------------	--------	--------

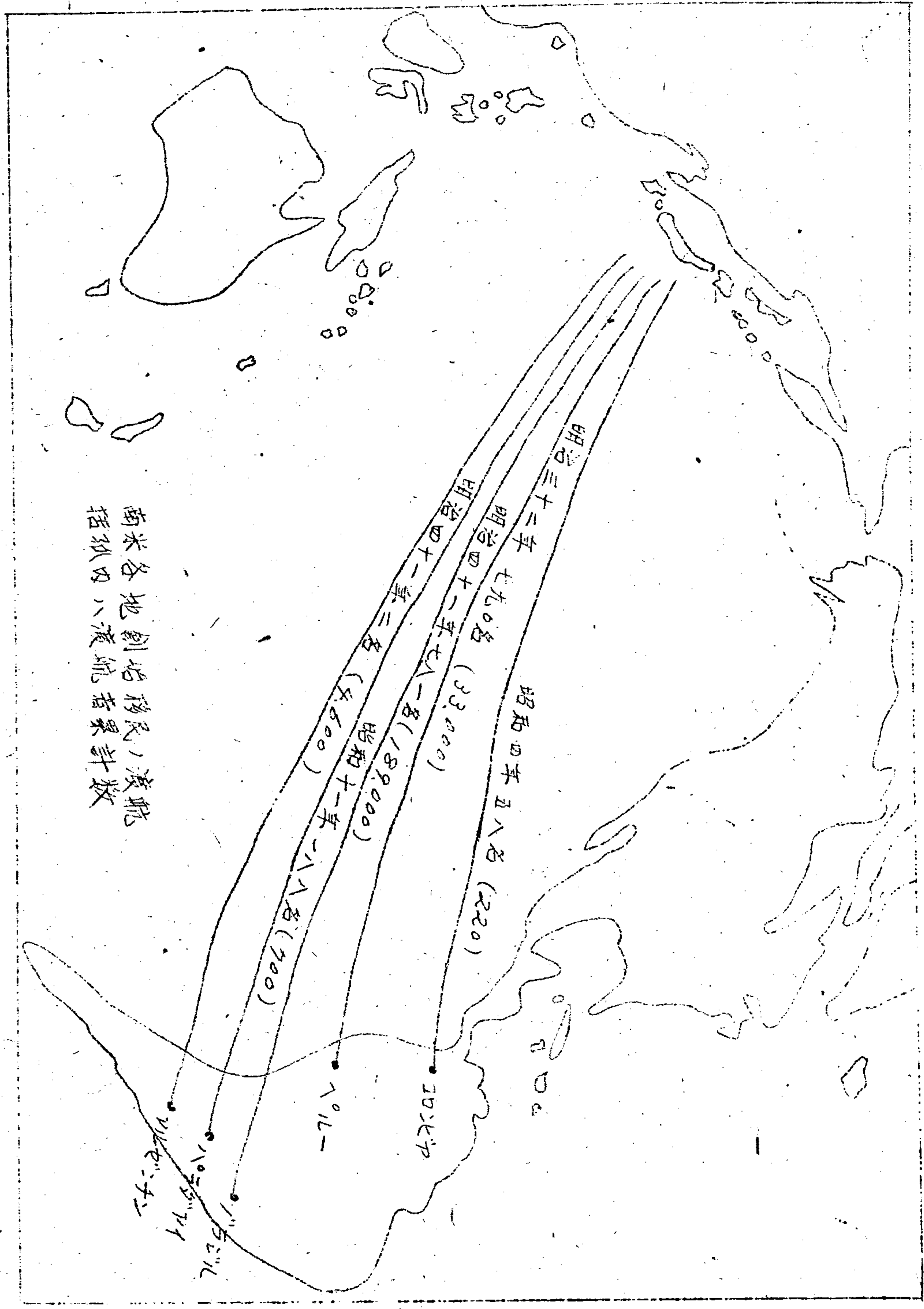
ことであつた。

残念ながら模本子の雄大な植民計画は中途にして挫折の已むなきに至つた。明治三十一年布哇が米國に併合せられ、次いで同三十三年契約移民の入島が禁止されるに至つた爲め、従来布哇人への契約移民送出を殆ど唯一の事業としてゐた数多の移民會社は大打撃を蒙り、解散するものも続出したが、中には中南米、或は外南洋、濠洲方面へ新活路を見出し、同地方へ移民を送出するものもあつた。

ペルーへは明治三十二年、メキシコへは同三十六年に最初の契約移民が渡航してゐる。明治三十年代は、我が海外移民の最大指向は米國太平洋岸地帯であつたが、同地方に於る邦人労働者に對する悪質の排斥運動が激化して来た爲め、ペルー或はメキシコへの渡航熱を昂め、更に明治四十一年には、ブラジル、アルゼンチンへの最初の移民が送られた。

その後第一次歐洲大戰等もあつて著しい発展は見られなかつたが戦後の反動期に至つて、我國に於て始めて失業問題が発生し、これが大正七年の米騒動によつて世人の注意を喚起した食糧問題と共に人口問題として國民





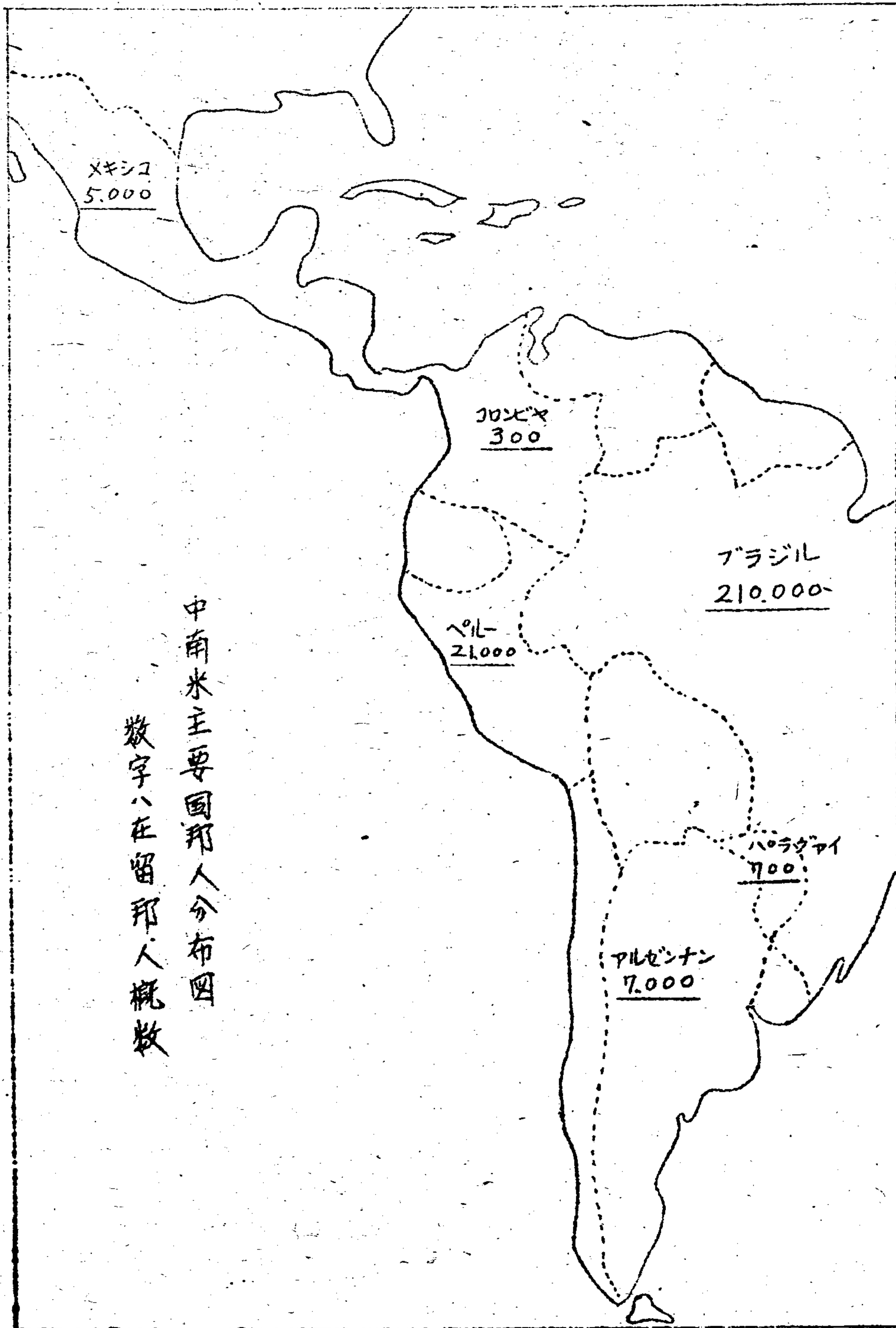
南米各地創始移民(渡航)者累計數  
括弧内ハ渡航者累計數

の耳目を刺戟し、「通利人口の對策として海外移民を奨励すべし。特に我が國民を歓迎するブラジルへの声は隨所に聞かれる様になり。尚又同大戦により我が國民の世界的智識が増進し、これが好況により養はれた進取の氣性と相俟つて海外発展の氣運を助長し、一方我が政府も大正十年を轉機として積極的に移民の奨励に當つたので、渡航者が著増したのであつた。これより昭和九年ブラジルが日本移民の入國を制限するに至る迄は、我が海外移民と言へば専らブラジル移民を指稱したのであつて、従つてこの時代を對伯移民時代とも稱し得るのである。即ち大正十二年より昭和九年迄十二年間の本邦海外移民渡航者總數二一九、〇三九人中約六三%の一三五、八七三人は對伯移民であり、殊に昭和五年より同九年迄の五ヶ年間に於ては總數一〇六、六五〇人中七六%の八〇、六五七人がブラジルへ渡航してゐる。

斯くの如く昭和九年ブラジルに於て移民制限の政策が採られ、他方日滿兩國の特殊關係よりして大規模の滿洲開拓民計畫が実行せらるゝに至

リ、茲に我が移民史上更に一時代を劃する時が到来したるのである。

中南米に於る在留邦人の總数は約二十五萬人であるが、左表の通りその中に八割四分はブラジルに在住し、ペルーの二萬一千人がこれに次ぎ、以下アルゼンチン、メキシコ、コロンビアの順位である。職業的に觀ると、無業者七割七分で有業者の割合が内地などに比較すると著しく低い。即ち内地の昭和五年の國勢調査に據れば、總人口中に占める有業者の割合は四割五分であつた。女子の有業率の甚だ低いことや渡航後の年数が割合に短かく子女が未だ概ね弱年であるなどが主因と思はれる。



中南米主要国邦人分布図  
 数字ハ在留邦人概数

職業別中南米在留日本人數 昭和十五年十月一日現在

國別	職業別	總數	農業	水産業	礦業	工業	商業	交通業	公務	家事	其他	無業
ブラジル		三、五、一、四	三、五、七、八、一	八七	五	一、三、五、二	二、二、八、六	三、三、四	六、〇、二	四、五、六	三、三、五	一、六、一、四、七、六
ペル		三、二、〇、〇	一、七、五、九	一	一	三、七、一	四、一、三、五	一	一、三、五	一、六、〇	八、四	一、四、五、六、六
アルゼンチン		七、〇、九、五	一、〇、八、七	一	一	一、四、〇、八	九、九、九	一、三、二	七、二	一、一、八	四、二	三、三、三、七
メキシコ		五、〇、三、〇	四、〇、五	二、三、五	六	一、〇、八	八、三、五	三、七	一、五、四	一、六、六	五、九	三、九、五
パラグアイ		六、七、四	一、〇、三	一	一	三	一、五	一	一、二	六	一	五、三、五
キューバ		六、五、三	一、六、七	二、九	一	二、六	一、〇、五	一	一、七	三、六	一	二、七、六
ボリビア		六、四、一	四、五	一	一	二、七	一、八、六	一	一	一	一	三、八、二
チリ		五、九、五	五、八	二	二	四、二	一、三、〇、三	六	一、三	八	五	二、五、六
パナマ		三、五、五	一	四	一	一、九	一、六、三	三	一	四	一	一、五、〇
コロンビア		二、九、三	六、二	一	一	一	三、三	一	九	一	一	一、九、七
ウルグアイ		八、六	一、五	一	一	二	一、六	一	一	二	一	四、九

三八九。

ウエネズエラ	三九	一	一	一	二五	一	二	一	二	一	二
ホルヴァドル	七	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一
合計	三三九、一八七	三九四八二	三四七	三三、二五九	八、九〇三	五、五二一	三、一	七九七	四三六	一八四、四三四	二八九一

性別に見ると、左表の通り男女の数に開きが少い、實が認められる。これは永住的な農業移民が大多数を占め、従つて家族移民が多いことを実証してゐる。

男女別中南米在留邦人数 昭和十三年十月一日現在

國別	男	女	計
ブラジル	一、一六、四三八	八、八、四四二	一、九、九、八八〇
ペルー	一、三、二六一	八、二、四四二	二、一、五、〇三
アルゼンチン	四、八二八	一、八三一	六、六五九

割合	計	サルグアドル	ウエネズエラ	ウルグアイ	コロンビア	パナマ	チリ	ボリビヤ	キューバ	パラグアイ	メキシコ
五七%	一三四三六九	五	二〇	五六	一七八	二四七	四五〇	五九一	四八八	二九三	三〇一四
四三%	一〇一七二三	四	五	三三	一一	一〇四	二四五	二八四	一八四	二二七	二〇一一
一〇〇%	二三六五九二	九	二五	八九	二八九	三五一	六九五	八七五	六七二	五二〇	五〇二五

自明治三十二年  
至昭和十二年  
中南木行本邦移民渡航者員数表

年次	渡航先	メキシコ	パナマ	キューバ	ブラジル	ペルー	チリ	コロンビア	ボリビア	アルゼンチン	グアテマラ	パラグアイ	サントスピリット	計
明治三十三年		—				七九〇								七九一
三十三		—												—
三十四		九五												九五
三十五		八三												八三
三十六		二八一					一五六							一七二〇
三十七		二二六一												二二六一
三十八		三四六												三四六
三十九		五〇六八				一三五七								六三二五
四十		三八三三	四			八五	—							三九一一
四十一		—				七九九二八八								三六七九
四十二		—				四二一三八								一、一〇四



明治四十三年

四十四

大正元年

二年

三年

四年

五年

六年

七年

八年

九年

十年

十一年

十二年

五

二八

一六

四七

三五

一九

二二

五三

一八

六四

五三

六九

七七

六八

二

四

一

二

五

一五

三〇

二一

六

七六

一三

四

三

八

七一

九二

三八五九

六九四七

三五五六

三九一三四八

三五二四二九

三八八三一九四八

五九五六一七三六

二七三二一五〇七

九七〇八三六

九七〇七二七

九八二〇二

七九七三三三

四八三

四五六

七一四

二二六

一三三二

一三四八

一四二九

一七三六

一五〇七

八三六

七一七

二〇二

三三三

二

二

一六

一〇三

四一

三三

一三五

一三七

一三四

一七四

四二

五三

五二

六六

八

一

二七

九

八

一五

二〇

一八

二一

一六

二一

二

八

六

二 三

二 一 二 五 三 三 五 一

一四〇一

四九四

三六〇六

八二五〇

四七四三

一四四九

一七一七

六〇五〇

七九九一

四五二九

一九四五

一九三六

一三四九

一二七八

三〇九〇

年次	渡航先	ト	九	八	七	六	五	四	三	二	昭和元年	十四	大正十三年
	メキシコ	五三	八〇	八五	一四九	二八三	四三四	二四九	三五三	三一九	三三六	一六〇	七六
	パナマ	一四	三	一	七	六三	三九	一四	九	一六	一八	二四	二四
	キューバ	五	九	五	一	六	三七	二九	三七	四五	一一七	一二七	
	プエル	五七四五	九二九六〇	五三三九九	一五〇九二	五五六五	三三七四二	一五五九七	二二〇二四	九六二五二	八五九九二	四九〇八	三六八九
	ペルー	八一四	四七三	四八一	三六九	二九九	八三一	一五八五	二四一〇	二七一	一一五〇	九二二	六五一
	チリ	二〇一	一一二	一三五	二九九	三六二	四八九	四三〇	三八七	二六二	一八二	一一一	五八
	コロンビア	一三	九	七	八	二〇	四〇	二二	一三	一八	二五	一二	一四
	ボリビア	一〇五	二			二	四二	五九					
	ウルグアイ	一六	二	六	一五	一一	一六	二一	五	五	一	一	
	グアテマラ	二	三			五							
	エルサルバドル	六九六八	二二三六六五	二四〇三一	一五八八三	六六六七	一五六八二	一八〇一六	一四二一六	一一五六一	一〇五三八	六二七五	四五〇二
	計												

	十二	昭和十一年
計	六五	六二
一四三〇八	二七	三二
四二七	五	九
六一一	四	五
二八二	六	三
二六八	七	五
三三五	五	九
三三五	六	三
四六五	三〇七	三四九
五三三	一	一七
二一八	一	二
一八五	一二	三二
七		
一七	二	五
三三九	一五〇	一八八
三		
二二六〇九六	五四二	六六四六

第一項 メキシコ移民

第一目 明治四十年前後のメキシコ移民熱

日露戦争を契機として北米の排日運動が猖獗を極め来るや、一時邦人の墨國渡航熱が旺盛となり、明治三十九年には五千人、四十年には三千八百人の邦人が同國に渡航し、主として炭坑、砂糖耕地、鉄道工事等に働いた。

第二目 榎本植民地

抑々在墨邦人の歴史は明治三十年に始まる。同年我が海外拓殖の先覚者榎本武揚子爵が当時の墨國駐劄の室田公使の企劃と実地視察者根本正氏等の報告に基き、珈琲園の経営を目的として同國南部チヤパス州エスキントラ附近の官有地十八萬英反を買収し、第一回移民として農夫及學生三十二人を同地に送つた。然し右の榎本植民地は不幸にして土地の選

定を誤つた爲め中途で挫折の止むなきに至つた。

### 第三目 明治三十六年以後の状況

其後明治三十六年十二月熊本移民會社が北部コアラ州エスペラン  
サ炭坑行契約移民四十八名を送り出したのを初めとして、東洋移民會社  
及大陸植民合資會社によつて、同四十年五月迄に前後十數回に亘つて約  
一萬の邦人移民が墨國に送られた。之等の移民は前記炭坑の外、鉄道工  
事、砂糖耕地等に就働したが、其後彼等の中には黃熱病、熱射病等に倒  
れる者、炭坑爆發の難に遭遇する者、契約を破棄して逃亡する者等續出  
し、歸國せる者二十名、他國主として米國へ轉入せる者四千名に達した。  
右の他残留せる者はメキシコ國內各地に散在して農業、小商業に従事し  
たが、最近の在留邦人数は五千人で其の過半数は此等先驅者のなした呼  
寄渡航者である。雜貨、食料品、珈琲店等の小商業を營むものが多く、  
次で北部地方に於て農業を營むもの、低加州各地を本據として漁業に從

事するものが多数を占める。

同國には革命騒亂相次いで起り、之が爲め在留邦人の受けた打撃も尠くなく、其の發達は遅れてゐるが、其後同國の政情安定するに伴つて各地に日本人の有方な小成功者の輩出を見るに至つた。邦人の總投資額約三百萬圓、一ヶ年の取引額一千萬圓に上ると云はれる。

## 第二項 秘露移民

### 第一目 南米移民の嚆矢 第一回秘露移民

南米諸國中日本と國交を開始したつは秘露を以て最初とするが、邦人の南米移住に先鞭をつけたつも秘露移民を以て嚆矢とする。

明治三十一年一月日秘通商航海條約の締結せらるゝと共に、當時の駐墨辦理公使室田義文氏は駐秘公使兼任を命ぜられ、同年同公使は國書捧呈のため秘露に赴いた。室田公使の渡秘は國書捧呈の外に、邦人の秘露移住に関する瀬踏みの使命を帯びたものであつた。

然し同公使の調査の結果は當時國內に於ける勞賃極めて低廉で、未だ  
勞働尊重の時代に到達せずとの結論を得て其旨政府に報告した。然  
我が政府は是非共秘露移民獎勵の方針を傳へ來つた。茲に於て同公使は  
更に努力の未當時秘露に居合はせた田中貞吉氏の助力と田中氏の友人で  
後年同國大統領となつたレギール氏の協力に依り、當時國內に非常な確  
成を有した秘露農會を動かし、日本移民誘入の得策なるを決議せしめ、  
同會の建議に基いて秘露政府は移民法を始めて制定して日本移民の渡米  
を慫慂し來つた。

一方又田中氏は直接農場の経営者とも種々交渉の末、移民契約を完成  
して帰朝した。此時豫て同氏との間に諒解のあつた森岡眞氏は森岡商會  
なる移民會社を創立した。時に明治三十二年である。同商會は後明治四  
十二年森岡移民合資會社と改称した。茲に新に創立された森岡商會は先  
づ劈頭七百九十名の契約移民應募者を得て明治三十二年二月二十七日横  
濱出帆の佐倉丸下之等第一船移民を秘露に送つた。此の一行こそ本邦南

米移民の嚆矢をなしたものであるが、不幸にして第一船移民は既屬耕地に落付かざ、逃亡者相次ぎ殆ど失敗に帰した。

### 第二目 第二回以後の森岡扱秘露移民

其の後明治三十六年森岡商會第二回の輸送移民として九百八十一名が汽船「デユーク」オブ「フィリップ」號で送られ、三十九年に第三次として、七百七十四名が嚴島丸で、第四回として四十年に二百三名が笠戸丸で渡秘した。四十一年以降は毎年移民が送られ、森岡移民會社は最後の大正九年の安洋丸便に至る迄六十七回に亘り一万四千六十四人の邦人を秘露に送った。

### 第三目 本邦南米航路の創始

此間明治三十八年十二月には東洋汽船會社が英船「グレインファーク」號を賣船して之を第一船として同社の南米西岸航路を開設した。之を以て本



那南米航路の創始とする。本航路の開設と之に伴ふ我が南米移民の増加は共に我國に於ける南米研究熱を昂騰せしめた。本航路は四十一年七月一時中止されたが翌年四月再開せられ大正十五年三月本線は日本郵船會社によつて繼承された。

#### 第四目 秘露移民扱の諸移民會社

森岡移民會社の外に秘露移民扱の移民會者としては明治三十年に設立せられ最初主として南洋及西印度方面に移民を送つた東洋移民合資會社及日露戦争後設立された明治殖民合資會社、皇國移民會社等があった。明治殖民會社は岩本善次氏によつて設立され第一回到空戸丸で百名の移民を護謨移民として秘露に送つたが第二回の移民募集に当り内地に於ける信用失墜のため失敗を喫して遂に解散の止むなきに至つた。東洋移民會社の秘露に於ける業務は特筆すべき程のものなく、皇國移民會社は當初秘露ブラジル國境方面の調査を行ひ大いに雄飛せんと企圖し

たが、僅かに前後一、二回秘露に移民を輸送したに過ぎぬ。森岡移民會社は秘露を専門とせるだけ其の業績は最も顯著であつたが、大正六年五月東洋汽船會社の支配するところとなり、次いで大正九年十一月海外興業會社に合併された。

其後大正十二年秘露行契約移民は禁止せられ、爾後は呼寄せ移民のみが渡航を許されたが昭和十一年六月二十六日附大統領令により呼寄せ移民の渡航も禁絶せられ、爲めに新規移民の同國渡航は全く不可能の狀態にある。明治三十二年の第一回移民より大正十二年の契約移民禁止に至る迄の間秘露に送られた契約移民の数は一万七千六百三十三人である。

### 第五目 在秘邦人狀況

秘露に渡航した邦人移民は初め同國海岸地帯に就働したのであるが、其の頃の同國農園の衛生狀態極めて悪く、悪疫が流行したのみならず、同國の耕地制度は小耕地の賣買を許さぬため移民は独立展となる望が

なかつた。之が爲め、大部分は間もなく農場を離れて首府リマ市及商港  
カイヤオリビア、キリ、コロンビア等に轉住し、農場に残留したものは  
極めて少数に過ぎない。

今日在秘邦人の数は二万一千人、その八割はリマ、カイヤオ其の他の  
都市に集中し、小賣商に於て非常な發展を遂げ恰も外南洋に於ける華僑  
の如く強力な邦人小賣商の網は全國に張られて居る。同國に於ける邦人  
農業として特筆すべきものは海岸地帯に於ける棉花栽培及興アマゾンに  
於ける珈琲栽培である。又日本人は工業的にも發展し、ゴム、電球、帽  
子工業等は著名で、同國の國産振興上尠なからぬ貢獻をしてゐる。鬼に  
角秘匿邦人は我が南米移民の先驅をなしたもつて入國以來四十二年を経  
過し、人数の割には成功者も多く、日本への送金高は年々百万円に近い  
額を示してゐる。昭和十五年五月一部反動的分子の策動によつて大規模な排  
日暴動がリマ市に勃発し、邦商が多大の被害を蒙つた事は遺憾である。

## 第六目 秘露拓殖組合の設立

先年秘露では日本人が都市に集中し、下層階級の職を奪ふとの理由から、邦人を排斥した事がある。此の事情に鑑みて昭和五年の革命を契機として、在留邦人は同地中央日本人會を中心として我が公使館と協力して、邦人の都市集中を緩和し、同時に邦人發展上局面に転換を図らんが爲め、植民地経営乃至地方進出に付協議するところがあり、其の結果昭和六年四月前記中央日本人會を母胎として資本金五万ソルを以て株式會社有限責任秘露拓殖組合を設立するに至つた。同組合は奥地森林地帯に移住地を求め、調査の結果同國首府リマより三百七十キロの地裏にあるプニサス所在英國資本團の所有地ピレネー植民地内に約一千ヘクタールの土地を購入し、昭和六年六月第一回移住者として都市在住者六家族を入植せしめ、一戸當り二十ヘクタール宛割當耕作せしむることとなつた。移住者は珈琲、ユカ薯、玉蜀黍、柑橘類、米等を主作物として開拓に従

事し、爾來最近に至るまで入植したものの約二十家族六十名に達してゐる。

### 第三項 ブラジル移民

#### 第一目 我移民潮流の南轉

明治初年以來我が移民の本流は先づ布哇へ、次で北米へ注がれたが、明治四十年の日米紳士協約及四十年の日加協約によつて其の進路を沮まるゝに至つて、邦人海外発展の前途に一時暗翳を投じたるが如く見えたるが、時恰も明治四十一年我が移民先覚者の努力によつて南米ブラジルに邦人移住の新天地が開拓せられて、以後本邦移民の主流は転じて北米より南下し、伯國を中心として南米に集中せられ、茲に南米移民時代を現出して最近に迄及んだ。

#### 第二目 日伯通商條約の締結

日伯間に通商航海條約の締結されたのは明治二十八年十一月で、三十年八月には珍田捨己氏が辨理公使として赴任した。之より先、明治二十六年代義士根本正氏が最初の日本人名士として伯國を視察した。同氏帰朝後外務省通商局よりその視察報告が公刊された。之が恐らく南米に關する邦人最初の著書である。其の後明治三十年頃時の外務省移民課長田中都吉氏が伯國を視察したが、之等は何れも日清戰爭前後のことである。當時の移民熱は北米に向けられておた時代であつた爲め未だ我國朝野の注目を惹くに至らなかつた。

### 第三目 最初の日伯移民契約

明治二十七年既にサンパウロ州プラトージョルダン會社代表者チマールス・エ・カーライルなるものが本邦に來つて。吉佐移民會社と移民輸送契約を結んだといはれるが、當時は未だ日伯條約締結以前であつたし、実行に至らずして解消した模様である。

#### 第四目 條約締結後の移民輸送計畫

聖明治二十八年十一月日伯通商航海條約が締結された結果、之が實質的修交の第一歩として試みられたものは明治三十年吉佐移民會社が聖州政府と結んだ日本移民輸送契約であつた。同社は日本郵船會社の土佐丸を傭船し、軍船男子移民千五百名輸送の準備を整へたが、同計畫は不幸にも同船の神戸出帆期日の四日前サンパウロ州當局より同國の異常なる不況の理由で中止方を希望し來つた爲め取止となり、移民は苦境に陥り

會社は莫大の損失を蒙る事態を惹起した。

#### 第五目 水野龍氏の渡伯

明治三十年始めて伯國に我が公使館が設置せられ、珍田初代辦理公使の赴任を見たこと前述の通りであるが、其後明治三十八年四月第三代駐伯辦理公使として杉村濬氏が着任した。偶々同公使の伯國サンパウロ州

琉球耕地事情報告によつて大いに動かされたのが、今日伯國日本移民の租と仰がるゝ水野龍氏其の人で、同氏は日本移民を該州に移入する社圖を抱いて明治三十八年十二月東洋汽船會社の南米航路第一船グレンファ―グ號に塔じて伯國に向つた。水野氏は船中に於て同志に一青年鈴木貞次郎氏を得て、意氣投合し、西氏は三十九年四月着伯、杉村公使の方強き援助を得て聖州当局と日本移民誘入につき交渉を開始した。然るに交渉半にして熱烈なる後援者杉村公使の急逝に遭ひ、之が爲め交渉にも一頓挫を來した。茲に於て水野氏は同年七月後事を鈴木氏に托して一時帰朝した。

### 第六目 第一回日本移民誘入契約の成立

程なく明治四十年再度渡伯した水野氏は移民誘入に關し、更に聖州当局と折衝を重ねた。一方、州当局は豫ての水野氏との約束に基き布哇及秘魯へ日本移民状況視察員を派遣したが、同視察員は日本移民の成績良



好であるとの報告を齎らしたのでこゝに愈々同政府は日本移民誘入を決意するに至り、明治四十年十一月第一回日本移民誘入契約が聖州政府と皇國殖民會社代表者との間に水野龍氏との間に締結された。該契約は十六ヶ條より成つてゐるが、其の骨子は尤の如きものである。

一 農業労働に適せる三人乃至十人より成る家族構成者三千人

二 十二歳より四十五歳迄のものを労働可適者と認む

三 明治四十一年以降毎年一千人宛送致のこと

四 州政府は尤の如く船賃を補助す

十二歳以上	十磅	七歳—十二歳	五磅
-------	----	--------	----

三歳—七歳	二磅十志	三歳以下なし	
-------	------	--------	--

五 前記船賃補助額中政府は尤記の額を雇入耕主をして償還せしむ

十二歳以上	四磅	七歳—十二歳	二磅
-------	----	--------	----

三歳—七歳	一磅		
-------	----	--	--

六 耕主は前記償還金額を移民給料中より控除するの権利を有す  
七 移民は之を珈琲耕地又は植民地に就働せしむ。之が爲め政府は

中央線沿線数ヶ所に植民地を設定す。

即ち主たる條件は家族を構成する農業移民たることであつた。之は日本移民史に於ける正に劃期的の事である。

### 第七目 第一回移民の渡航

新くて農業家族移民百五十八家族七百八十一名が皇國殖民會社の手で募集された。同移民團は明治四十一年四月二十八日神戸解纜の翌日、送られ、同年六月十八日伯國サントス港に到着。本邦移民としての第一歩を印した。本邦家族移民の集團渡航は之を以て嚆矢とする。然し第一回移民は万事に不慣れの最初のことではあり、移民及其の取扱者共に伯國の事情殊に珈琲耕地の事情に通ぜず。又家族構成の不完全なりしこと、労働に不慣れの者や独身者の多かつたこと、言語の不通等のこと

かり耕主との意思の疎通を缺ぎ、配耕後間もなく各耕地に紛議続出し、  
爲めに其の成績は遺憾下り不良であつた。

### 第八目 竹村植民商館による第二回移民の輸送

此の第一回移民の不結果の爲め、之が取扱者皇國殖民會社の受けた打撃も尠からず、遂に同社は再起不能に陥り、同社と聖州との移民輸送契約の權利一切を擧げて土佐の人竹村与右衛門氏に譲渡し、こゝに竹村植民商館が設立せられ、同商館の扱で明治四十三年五月四日神戸出帆の旅順丸で第二回移民二百四十七家族九百九名が送られた。

### 第九目 第三回移民

第三回移民の輸送は明治四十五年初頭竹村商館、東洋移民會社の面看が外務省より認可を與へられて、竹村は其の第二次移民を東洋は多年の企劃漸く成つて其の第一次移民を夫々募集することゝなつた。斯くて明

治四十五年年度移民として竹村植民商館扱三百六十七家族一千四百三十三人が巖島丸で、東洋移民合資會社扱三百五十七家族一千四百十九人が神奈川丸で各々相前後して神戸を出帆伯國に渡航した。

第十目 大正三年迄の輸送状況

其後大正三年迄竹村 東洋両者は毎年移民を送った。四十一年の第一回移民より大正三年三月迄の輸送状況は左の通りである。

年次	總數	家族數	單獨者數	男	女	移民取扱會社
明治四十一年	八〇八	一六九	六〇	六一七	一九一	皇國殖民合資會社
同 四十二年	一一二	一	九	九	三	森岡移民合資會社 竹村殖民商館
同 四十三年	九二七	二四八	一四	五三四	三九三	
同 四十四年	二二三	二	一九	二一	二	

計	同		大正		同	
	三	年	二	年	三	年
五、二八四	三、六四三	一、六四一	六、九九一	一、九三七	二、三八四	一、四九六
三、九〇二	八七〇	一、〇三一	一、九三七	三、七七七	三、二一四	一、六五二
八八二	四四五	二三四	二三四	三、七七七	三、二一四	一、六五二
八、三三三	一、九九一	一、三三四	一、九九一	一、六五二	一、六五二	一、六五二
六、九五二	一、六五二	一、六五二	一、六五二	一、六五二	一、六五二	一、六五二

東洋移民會社  
竹村殖民商館

第十一目 日本移民に對する州補助金中止

右の如く明治四十一年以來大正三年三月迄皇國殖民、竹村殖民及東洋移民三社によりて總計三千九百二家族、一萬五千二百八十四人の日本移民が伯國に送りられたが、大正三年一、九一四年一、三月の輸送を終るや聖州政府より、從來日本移民を試験的に誘入したが其の成績良好ならざるに付日本移民に對する州補助金を今後中止する旨通告し來つた。

## 第十二目 ブラジル移民組合結成

之に驚いた竹村、東洋西社代表は我が官憲援助の下に復活運動を試みたが、功を奏せず、斯くする内に同年七月末歐州大戦が勃発した。同年新に森岡移民會社も其の代表者を送り来りて州当局に無補助移民の誘入を請願するに及んで、竹村、東洋西社も之に倣ひ、茲に三社鼎立して無補助移民の運動を起したが結局拒絶せられた。

斯くて各社の競争は弊害のみ多きことが覺られて、茲に三社合同の機運が熟し、大正五年四月ブラジル移民組合が結成された。此の新組織は法人ではなく、單に伯國移民取扱上歩調を一にせんとする協同的結合に過ぎなかつたが、之は後の移民會社の大合同、海外興業會社の創立に導いた端緒を開いたものとして重大な意義を有する。

## 第十三目 復活第一次の移民

斯くて日本移民拒絶問題の起つた翌年の大正四年には、大正三年十一月水野龍氏等によりて創立された南米植民會社の手によつて六十四人を大正五年にはブラジル移民組合扱で五十三人が僅に輸送されたのみであつた。

大正五年七月ブラジル移民組合は神谷忠雄氏を派して日本移民誘入復活すにつき交渉せしめた。ところが今回は大戦勃発により従来多数入来した欧州人の來伯が一時に杜絶した爲め、大に勞力の缺乏を來した折柄であつたのと、我が移民取扱業者の大同團結が効を奏したることにより遂に州政府は大正五年八月十四日附を以て大正六年より同九年に至る迄毎年農業家族移民五十餘人宛の誘入並に之に對する前回同様の補助金下附を許可するに至つた。

之に依つて復活第一次移民として三百四十六家族一千三百四十二人が大正六年四月神戸解纜の若狭丸で渡伯した。同年中に伯國に渡航した邦人移民数は合計三千九百十人に達した。

#### 第十四目 海外興業會社の創立

移民會社設立による弊害は既に明治三十年前後から朝野各方面の憂ふるところとなつたが、改革の機運は久しく到来せずして大正初期に至つた。然るに、大正三年伯國に日本移民拒絶問題が起り、之が為めブラジル移民組合の結成を促し、世界大戦を機として伯國に於ける日本移民誘入の途が再び開かれた事は既記の通りであるが、大戦後各種の社會問題が発生し又人口問題、食糧問題等が眞剣に論議せられ、同時に國民海外發展の必要が強調せらるゝに至つた。而して斯くの如き内外の新狀勢に順應せんが爲には移民組合の如き不徹底なる組織では到底満足し得ない事は瞭かであつた。此の機運に對する移民取扱業者自身の自覚と當時の寺内内閣の裁相勝田主計氏等の懇懇と相俟つて、當時存在した諸移民會社合併の議が漸く熟し、茲に従来の移民會社が到底企圖し得なかつた國策遂行の使命を荷つて、大正六年十二月一日海外興業株式會社が創立さ



北に、即ち東洋移民合資會社、南米植民株式會社、日本植民株式會社、日東殖民株式合資會社四社の合同に依るものである。其の後同社は、大正八年四月伯利西南拓殖株式會社を、更に同九年十一月森岡移民合資株式會社を併合して茲に始めて我國移民事業の統一が成つた。之にトリ、未  
群立せし移民取扱業者は以後單一移民會社となつて移民團策の代行機關  
たる地位が確認せられ、其の品位と信用とが著しく高められたのである。

#### 第十五目 海外興業會社創設に関する政府覺書

海外興業會社創設の経緯は大略以上の通りであるが、之が創立に特に  
盡カせし政府の意圖目的は如何なるものであつたかは、尤記の政府覺書  
に明かに示されてゐる。

#### 對南米並南洋企業投資並移植民政政策改善の件

南米並南洋に對しては我が經濟的發展を助長するが爲の企業投資機關を

整備し且我が移植民政策の改善を計るの必要を認め先づ差当りたの施設を修す。

一、東洋拓殖會社法に改正を加ふるの一端として同會社をして移植民金融機關の中樞たらしめ尙之と母子の關係に立つべき移民會社に付ても相当改善を加ふるの趣旨を以て茲に一新會社を起し、現存せる數多の移植民會社を合併せしめ、其の組織を大にして其の信用を高めしめ、之に配するに適材を以つてし移植民の目的を達すると同時に企業投資をなさしむること

二、右會社は東洋拓殖會社をして相當の株式を所有せしめ、其の代表者を入り會計其の他監督をなさしめ會社の基礎を鞏固ならしむること

三、本會社は南洋に於ては台湾銀行南米に於ては横浜正金銀行と連絡を保たしめ、又日本興業銀行とも關係を付けしめ、金融上遺憾なからしむること。

四 移植民教育の発達を圖る爲め外國語學校を改善し、移植民に關する國際的教育を施し、他日海外に活動する人材の養成をなすこと  
備考 本件は關係大臣協議の上実行濟なるも後日の爲め書類として留め置くものなり。

大正七年九月十七日

大藏大臣 花 押

訂ち同社は從來我國に於ける移植民會社が資本乏しく且遠大の抱負なく、移民の爭奪を事とせる弊あるに鑑み、其の統一擴張を圖つて其の權威を高めしむると共に、南米、南洋其他の諸國を事業區域となし、海外移植民並に拓殖の西事業遂行の大使命を負ひ創立されたものである。

#### 第十六目 海外興業創立前の移民取扱業者移民取扱数

外務省の海外渡航者数統計に於て移民非移民の區別の採用されるに至つたのは明治三十一年以後であるが今明治三十一年以降海興創立に至る迄の移民取扱業者の移民取扱数は十九万一千三百八十五人であるが、其

の取扱者別統計を示せば左の通りである。

明治三十一年以降  
海外興業会社創立迄

移民取扱業者移民取扱数

取扱業者名	外務省統計に 始り其の名を現 はしたる年次	取扱移民数	取扱業者名	外務省統計に 始り其の名を現 はしたる年次	取扱移民数
森岡真	明治三十一年	一五、四一四	熊本移民合資会社	明治三十一年	一、三〇二
神戸渡航合資会社	同	二、九九三	帝國殖民合資会社	同	五、八〇九
日本移民合資会社	同	七、九九二	東洋殖民合資会社	同	一、三六
厚生移民合資会社	同	三、七四六	山本銳一郎	同	二、七八
東京移民合資会社	同	七、四六八	中國移民合資会社	明治三十三年	三、一一〇
東洋移民合資会社	同	二、五五六	大平洋移民合資会社	同	二
海外渡航株式会社	同	一、五九三	福田清三郎	同	五七
九州移民株式会社	同	一、五二七	谷口嘉一	同	三三

日下部 正一	明治三十三年
村山 保壽	同
日本吉佐移民合資會社	明治三十四年
廣島移民合資會社	同
高田 平兵衛	同
東北移民合資會社	明治三十五年
南海移民合資會社	同
中外植民合資會社	同
仙台移民合資會社	同
山陽移民合資會社	同
太平洋植民會社	同
中央移民會社	同
防長移民合資會社	同
合資會社三丸商會	同

六一	金屋 稚敏	明治三十五年
一〇八	高木 嘉六	同
九二〇	森島 壽雄	同
二八九三	小見 正孝	同
八六六	村山 小次郎	同
八八五	大野 傳栄	同
一四四七	大佳殖民合資會社	同
四〇六	土佐移民株式會社	明治三十六年
一五三二	光 永久 太	同
三一七四	周防移民合資會社	同
四〇五	關西移民合資會社	同
六〇九	晚成移民合資會社	同
一一一四	皇國殖民合資會社	明治三十七年
二六二一	防長殖民移民合資會社	同

一七二八	一九七二	二三六九	一四八八	九一八	五八六	一三一三三	三〇二	三五〇	一三七四	一四六一	二六五五	二四七〇	一六九三
------	------	------	------	-----	-----	-------	-----	-----	------	------	------	------	------

三九二二

日本殖民株式会社	明治三十七年	一〇一	森岡移民株式会社	明治四十二年	一四一八一
明治殖民合資會社	明治三十九年	二九〇	南米殖民株式会社	大正五年	二七二三
日本殖民合資會社	同	七三四一	不詳		一四〇〇
竹村 與右衛門 司		六九六四			
南海移民株式會社	明治四十年	一五五	總計		一九一三八五

第十七目 海外興業創立以來取扱移民数

因に同社創立以來の取扱移民数は次の通りである。

數民移取降以立創社會業興外海

年	次	總	
		大	小
年	年	五九〇三	五六七九
年	年	五九〇三	五六七九
年	年	九八三	九八三
年	年	九三三	九三三
年	年	九六五	九六五
年	年	八九一	八九一
年	年	三七〇五	三七〇五
年	年	四六三八	四六三八
年	年	八一九二	八一九二
年	年	二〇九一	二〇九一
年	年	五四六二	五四六二
年	年	五〇二一	五〇二一
年	年	三三一五	三三一五
年	年	三三八二	三三八二
年	年	五六四八	五六四八
年	年	三三六八	三三六八
年	年	三三八	三三八
年	年	一三五	一三五
年	年	一〇四	一〇四
年	年	一七	一七
年	年	三四四七	三四四七
年	年	一七〇一五	一七〇一五
年	年	四一一	四一一
年	年	二〇	二〇
年	年	一八四八三	一八四八三
年	年	計	計







右の同社取扱移民数十九萬二千七百十四人に前掲明治三十一年以降當社創立迄の移民取扱業者移民取扱数十九萬一千三百八十五人を加ふれば明治三十一年以後に於ける移民取扱業者の取扱移民数總計は三十八萬四千九十九人となる

海興創立前移民業者移民数 一九一三 八五八

海外興業會社取扱移民数 一九二七 一四一

合 計（自明治三十一年至昭和十六年） 三八四、〇九九人

### 第十八目 移民輸送一船

我が南米航路は東洋汽船會社が日露戦争終熄後間もなき頃明治三十八年其の南米西岸航路を開始したのに端を發するが、南米東岸航路は日本郵船會社がブラジル移民輸送を主たる目的として明治四十五年三月十日神戸出帆の神奈川丸以来不定期的に時々發船せしめておたが、大正五年十一月同社はブラジル移民組合と移民輸送契約を締結し、大正六年

四月以来使用船二艘を以て定期航海に従事することとした。大正六年伯  
 國移民復活後の第一次移民を輸送した若狭丸は其の第一船であつた。大  
 阪商船も亦大正五年十二月横浜出帆の笠戸丸を第一船として同社の南米  
 東岸直通航路を開設した。斯くして殆ど同時に開始された両社の南米定  
 期航路は爾來共に我が南米移民の進展に多大の寄與をなして來つたが、昭  
 和六年春右両者間に協定が成り、日本郵船は同年四月二日横浜出帆の神  
 奈川丸を最後として同社南米東岸線を撤廃した。此の期間に於ける日本  
 郵船使用船による南米移民輸送は船舶延数八十五艘移民約四萬人に達し  
 た。即ち丸の通りである。

日本郵船會社船南米移民輸送数

船名	航海度數	運送移民數	船舶延數	航海度數	運送移民數
神奈川丸	一七	六、二五六	鎌倉丸	一三	三、九六四
若狭丸	一六	一三、四六〇	上佐丸	二	六、二五

河内丸	一七	五一〇九	阿波丸	三	八九三
博多丸	九	五三七七	備後丸	五	一九三三
讃岐丸	三	二二七八	合計九艘	八五	三九、九九五

現在南米移民の輸送は専ら大阪商船の南米航路線が之に當つておたが、大正六年以来同社船扱による南米渡航者数は右表の通りで、其の大部分が移民であること言ふ迄もない。

大阪商船會社扱南米渡航者数

大正六年	二一〇	大正十一年	二三六	昭和二年	七、七一六
大正七年	六九二	大正十二年	三〇〇	昭和三年	七、七八六
大正八年	二三九	大正十三年	二四五五	昭和四年	九、一三二
大正九年	一七〇	大正十四年	三四五八	昭和五年	九、〇三一
大正十年	七〇〇	昭和元年	六、三一八	昭和六年	五、六一一

昭和七年	一五、三六一	自昭和九年 至同十六年 (推計)	四八、〇〇〇	合 計	一四〇、八二七
昭和八年	二五、四五七				

第十九目 聖州珈琲園労働

我が伯國移民の大部分は珈琲園移民で、伯國珈琲園主との契約により労働する所謂契約移民であつて、それは凡て海外興業會社の取扱ふところであるが、彼等は伯國到着と同時に珈琲園に就働し、同労働を以て將來獨立農とならるべき一の過程とし、斯くて勤勞数年の後、得たる經驗と資本とを以て、或は土地を買入れ或は借入れて、珈琲其他の栽培を開始する。伯國中聖州<sup>サハ</sup>は他に見ざる移民收容上の施設が大いに整備し、其の珈琲園は移民によつては將來の活動に備ふべき修練場或は搖籃地たるものであつて、此點は往年の米國移民に於ける鉄道労働が邦人労働者に劣

賃收得、内地進入、他業轉進の機會を與へ、同時に米國農園主に對する  
 邦人労働者供給の源となつたのと相似てゐるが、聖州の珈琲園労働は更  
 に組織的であり恒久的であることは前者の比ではない。茲に於て從來獨  
 川伯園のみならず、將來南米に活動せんとするものは最初の階梯として先  
 ズ聖州珈琲耕地に入り、此地に於て基礎的訓練を経たる後他に進出を圖  
 ることが望ましきこととされてゐる。而して聖州珈琲園生活が移民に與  
 する利益として大要次の如きものが擧げられてゐる。

一、風土氣候に慣れること、氣候風土を異にする移住地に於ける將來  
 の成功と否とは其地に到着後最初の一年間の健康狀態に支配される  
 ことが大きい。此點から見て、比較的衛生設備の完備せる聖州耕地に  
 に於て身体の風土化を受け然る後進出するを最も可とする。

二、衣食住並風俗習慣伯園化の促進、珈琲園生活は各國の移民及伯園  
 人と雜居することになるので、其環境上自然に衣食住其他風俗習慣  
 の伯園化を促進する。

三、伯國式農業經營法の體驗 日本に於ける集約的農業の經驗を以てしては伯國の如き開拓的粗笨的農業に適せざることが多い。珈琲園生活は伯國農業の入門であつて、此の試練を経ることは将来獨立農として成功する唯一の武器であり、資本である。伯國に於ける企業移民の實踐に倣するも、珈琲園生活の體驗は優に企業移民の携帶資金に匹敵するのみならず耕地労働者としての自りの體驗は總て他日農業労働者を使用する場合貴重なる効果を移民自身に齎すものである。

## 第二十目 企業移民

従来の労働移民が移住地に於て獨立農となるには、相當の年月と貯蓄とを要するから、これ等労働の移民の外に相當の資金を有し、比較的教養の高い所謂企業移民の送出を図り、労働と資本とを併合して大いに海外發展の實を擧ぐる爲め、昭和二年三月海外移住組合法が制定された。同

法によつて設立された海外移住組合は一府縣一組合の建前となつて居り、同組合は組合員が自作農として渡航するのを助成するを主たる目的とし、その他移住の奨励、渡航の斡旋を行つてゐる。各組合は更に全国的に結合して海外移住組合聯合會を組織し、聯合會は渡航の斡旋を行ふ外、ブラジルにその代行機関ブラジル拓殖組合を、パラグアイにパラグアイ拓殖部を設け、これに對する諸般の施設及移住者の送出等の事業を実施してゐる。海外移住組合の移住者はこの組織により最初からブラジルでは二十五町歩、パラグアイでは二十町歩の自作農として渡航するものである。

### 第二十一目 聖州と外國移民

由來伯國は聖州によつて栄え、聖州は珈琲によつて生き、珈琲は外國移民の協力によつて支持されて来たのであるが、之が爲聯邦並聖州當局は常に外國移民の招致に不断の努力を續けた。斯くて珈琲栽培に必要な



労力補給問題は常に伯國特に聖州爲政者の頭を悩ます問題であつた。

### 第三十二目 第一次世界大戰前迄の外國移民

奴隸解放の宣言されたのは一八八八年であるが、一八八九年以前の所  
謂帝政時代（一八八二年—一八八九年）に於ける外國移民は主に獨逸人  
と葡萄牙人であつた。一八七七年頃から伊太利移民が著しく擡頭し来り  
葡・西三國移民の獨り舞臺であつた。従つて聖州珈琲業も亦之等三國  
移民の奮闘に負ふところが多い。就中伊太利移民の努力は特筆に値する  
ものであつて、聖州珈琲園の基礎は伊太利移民によつて築かれたといふ  
も過言ではない。

### 第三十三目 第一次大戰後の移民

第一次大戰勃發後は各國移民の渡來が激減し、加ふるに斷國者續出し  
残留者も珈琲以外の農産物價格の騰貴と都市工業労働の勞賃高に列戦さ

れて退耕する者多く、爲に珈琲耕地は若しく労力の不足に苦しみ出した。斯くて大戦後は、従来外國移民の第一位にあつた伊太利移民は伊太利の移民政策と聖州政府の補助移民中止によつて逐年其の入国数を減じ、更に之に次で西班牙移民も其の数を減退し來り、之が爲め戦後は久しく葡萄牙移民が第一位を占めたが、同移民中には單獨者が多く家族移民を欲する耕地には適せず、彼等自身も亦珈琲園入を好まず、従つて珈琲園の労力は甚だ缺乏を告げた。

一方當時の珈琲市場の好況と共に益々労力の不足を啣つに至り、政府當局は之が緩和の爲めルーマニア人、ポーランド人、リトアニア人等の歐洲移民に補助を與へて之を招致したが、何れも成績好ましくならず失敗に終つた。

### 第二十四目 聖州補助移民政策廢止

茲に於て州政府は一九二七年（昭和二年）過去五十年の傳統的補助移

民政策を廃止して翌一九二八年（昭和三年）北伯人三千人を誘入して各耕地に配耕した。爾來北伯人は年と共に増加し、聖州入移民中の主要な地位を占むるに至つた。

### 第二十五日 日本移民の進出

斯様な情勢の下に於て第一次大戦後日本移民は漸次的に其の数を増加し、特に昭和二年の聖州政府の補助移民政策廃止後は著しく其の頭角を現はし、昭和四年に於て遂に入州外國移民中首位を占むるに至り、爾後其の地位を持續して聖州の労働力不足緩和上勲からざる貢献をなし、往年の伊太利移民に代つて、日本移民進出時代を出現した。而して日本移民が伯國殊に聖州珈琲園に於て歓迎されるに至る理由は左の如きものである。

- 一 第一次大戦後歐洲移民殊に伊太利移民の入國制限せること
- 二 聖州補助移民政策中止後は日本移民以外に多数纏つた家族移民を

得ること困難となれること

三 日本移民は正規の家族構成をなして殆んどすべてが農業移民にして然も耕地労働者として優秀なること

(参考) 一九二八年度ブラジル入国主要移民職業別並家族関係別統計

国籍別	移民総数	農業者数	同總数に對する百分率(%)	家族移民数	同總数に對する百分率(%)
日本人	一一、一六九	一一、〇八六	九九	一〇、四八八	九四
北伯人	三、九三三	二、一八	五	一、五六〇	四
獨逸人	四、二二八	七七一	一八	一、五七七	三七
西班牙人	四、四三六	一、〇一〇	二二	一、五五三	三五
伊太利人	五、四九三	三〇七	五	一、七〇〇	三〇
波蘭人	四、七〇八	三、一三九	六六	二、五九三	五五
葡萄牙人	三、三八二	一〇、一二三	三〇	八、二八〇	二四

第二十六目 入伯日本移民数

我が外務省調査及伯國聯邦政府発表による明治四十一年第一回移民渡航後の日本移民入伯数を示せば左の通りである。

年次	日本外務省調査伯移民数		計	伯國聯邦政府発表入伯日本移民数	
	移民取扱人 ニヨルモノ	移民取扱人 ニヨラザルモノ		移民取扱人 ニヨルモノ	移民取扱人 ニヨラザルモノ
明治四十二年	七九八	一	七九九	八三〇	七五三
同四十三年	九一〇	一	九二一	九四八	四六三二
同四十四年	一	一	二	三八	八、〇五九
大正元年	二、八四二	一七	二、八五九	二、九〇九	九、二三八
同二年	六、九四三	六	六、九四九	七、一三二	一、一三三二
同三年	三、〇〇〇	五二六	三、五二六	三、六七五	一、三七二四
同四年	一	三九	三九	六五	一、三、二五七
年次	日本外務省調査伯移民数		計	伯國聯邦政府発表入伯日本移民数	
	移民取扱人 ニヨルモノ	移民取扱人 ニヨラザルモノ		移民取扱人 ニヨルモノ	移民取扱人 ニヨラザルモノ
大正十二年	七五三	四三	七九六	七九六	八九五
同十三年	三、六三五	五四	三、六八九	三、六八九	二、六七五
同十四年	四、六三二	二七六	四、九〇八	四、九〇八	六、三三〇
昭和元年	八、〇五九	五四〇	八、五九九	八、五九九	八、四〇七
同二年	九、二三八	四八七	九、六二五	九、六二五	九、〇八四
同三年	一、一三三二	七七一	一、九〇九	一、九〇九	二、一六九
同四年	一、三七二四	一、八七三	三、二四七	三、二四七	一、六四八
同五年	一、三、二五七	一、四八四	二、八四一	二、八四一	一、四〇七六

年次	日本外務省調査伯移民数		計	伯國聯邦政府発表入伯日本移民数				
	移民取扱人 ニヨルモノ	移民取扱人 ニヨラザルモノ		年次	移民取扱人 ニヨルモノ	移民取扱人 ニヨラザルモノ		
大正五年	一三	二三	三六	昭和六年	不詳	不詳	五、五六五	五、六三三
目 六年	三、八五八	二五	三、八八三	目 七年	一五、〇〇四	八八	一五、〇九二	二、六七八
目 七年	五、八一三	一四三	五、九五六	目 八年	二三、一七三	一二六	二三、二九九	二四、四九四
目 八年	三、三五三	三七九	三、七三二	目 九年	二二、八三二	一三八	二二、九六〇	二、九三〇
目 九年	九四七	二三	九七〇	目 十年	五、六四八	九七	五、七四五	九、六一一
目 十年	九三二	四八	九七〇	目 十一年	五、九八八	五九	五、三三七	三、三〇六
目 十一年	九五九	七	九八六	計	四、六四三	三二	四、六七五	四、八四六

尚明治四十一年ブラジル移民初航以來昭和十六年末迄の移民會社取扱  
 ブラジル移民渡航者数及大正六年海外興業會社創立以來昭和十六年末迄  
 の同社取扱ブラジル移民数を出身府縣別下示せば左の通りである。而し  
 て明治四十一年以來ブラジル渡航者一万余名を越ゆる府縣は熊本の一万余

十名を第一位とし、次は福岡の一万五千、沖縄の一万四千、北海道、廣島の各一万二千、福島の一万の順位である。

明治四十一年初航以来  
昭和三十六年末迄

道府縣別	ブラジル移 渡者	初航以来 總計	12,187
	創立以来同社取扱累計 大正六年海外興業会社	明治四十一年	
北海道	745	845	
青森			

移民會社取扱ブラジル移民渡航者府縣別

道府縣別	ブラジル移 渡者	初航以来 總計	1,975
	創立以来同社取扱累計 大正六年海外興業会社	明治四十一年	
三重	1,607	1,689	
岐阜			

道府縣別	ブラジル移 渡者	初航以来 總計	5,651
	創立以来同社取扱累計 大正六年海外興業会社	明治四十一年	
山口	1,383	1,376	
島根			

秋田	2089	2089
山形	3627	3631
岩手	2258	2258
宮城	3519	3535
福島	8783	10022
栃木	916	920
茨城	1540	1945
群馬	1822	1825
埼玉	834	834
千葉	677	682
東京	3302	3305
神奈川	825	825
静岡	3587	3669
愛知	3247	3485

滋賀	956	1042
新潟	1910	1990
富山	1088	1098
石川	1393	1427
福井	820	956
長野	3107	3200
山梨	1309	1309
京都	1400	1400
奈良	1021	1021
和歌山	4299	4308
大阪	4249	4249
兵庫	2213	2270
岡山	5308	5739
広島	10250	12591

鳥取	1434	1460
徳島	1050	1080
香川	2444	2522
高知	4124	7134
愛媛	3585	3910
大分	1561	2046
福岡	11983	15886
佐賀	3025	3804
長野	2541	2685
熊本	16039	19802
宮崎	1645	1663
鹿児島	4465	5395
沖縄	11244	14148
計	16600	184883



主要國籍別ブラジル入移民統計

渡航開始年次	渡航開始以来 一九一九年迄の 入移民数				入国者總数					
	イタリイ	ポルトガル	スペイン	ドイツ	日本	イタリイ	ポルトガル	スペイン	ドイツ	日本
一九二九年	五、二八八	三、八七九	四、五六五	四、三五一	一、六四八	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四
一九二八年	五、四九三	三、三八三	四、四三六	四、三二八	一、一六九	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二七年	一、三四八七	三、一、二三六	九、〇七〇	四、八七八	九、〇八四	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二六年	一、一九七七	三、八、七九一	八、八九二	七、六七四	八、四〇七	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二五年	九、八四六	二、一、五〇八	一〇、〇六二	七、一七五	六、三三〇	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二四年	一、三、八四四	二、三、二六七	七、三三八	二、一六八	二、六七三	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二三三年	一、五、八三九	三、一、八六八	一〇、一四〇	八、二五四	八、九五	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二二年	一、一、二七七	二、八、六三三	八、八六九	五、〇三八	一、三三五	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二一年	一〇、七七九	一、九、九三三	九、五三三	七、九一五	八、四〇	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九二〇年	一〇、〇〇五	三、三、八八三	九、一三六	四、一三〇	一、〇一三	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
一九一九年	一、三、七八七六	一〇、〇三三、三三三	五〇、一、三七八	一一八、三三三	二八、二九三	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
渡航開始以来 一九一九年迄の 入移民数	一八、三六八	一八、三七七	一八、四一〇	一八、二八八	一八、〇八八	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
入国者總数	三、五七七、三五五	七、一〇、二七	六〇、七、八四	六六、九、六七	八六、六、七九	九八、一、三五	八四、八、八三	一一、一、五六九	一〇、一、五六八	八、二、〇六一

渡航開始年次	入国總数					
	イタリー	ポルトガル	スペイン	ドイツ	日本	入国總数
一九三〇年	四、二五三	八、七一九	三、三一八	四、一八〇	一四、〇七六	六七、〇六六
一九三一年	三、九一四	八、一五二	一、七八四	三、六一一	五、六三二	三一、四一〇
一九三二年	三、一五五	八、四九九	一、四四七	三、二七三	一、六七八	三四、六八三
一九三三年	一、九二〇	一〇、六九六	一、六九三	三、一八〇	二四、四九四	四八、八一二
一九三四年	二、五〇七	八、七三二	一、四二九	三、六二九	二、九三〇	五〇、三七一
一九三五年	二、一七七	九、三二七	一、二〇六	二、四二三	九、六一一	二九、五八五
一九三六年	四、六二二	四、六二六	三、五五	一、二二六	三、三〇六	一三、七七三
一九三七年	一、一九〇	三、一九八	二、三二	九二七	四、八四六	三四、六七七
一九三八年	一、八八二	七、四三五	二、九〇	三、三四八	二、五二四	一九、三八八
一九三九年	一、〇〇四	一、五一二	一、七四	一、九七五	一、四一四	二二、六六八
總計	一、五〇六、一二五	一、四一六、六六〇	五、九五一、三三七	三、二六、九〇四	一、八六、〇七九	四、八〇二、八二五

第二十七目 一九三〇年の入移民制限令

一九三〇年十月革命の結果成立したゼツリオ大統領の臨時聯邦政府は國內労働者の保護並失業救済の必要上同年十二月十五日附を以て入移民制限令を發布し一九三一年一月一日より實施したが、農業移民は伯國資源開発上必要であり、又國內失業者に對する脅威とはならないとの理由を以て、農業者である本邦移民に對しては之が除外例たるを認め何等の制限を加へず、一九三二年度一萬五千人、一九三三年度分として一躍二萬五千人、一九三四年度分二萬七千百人迄の入國が許可された。

第二十八目 邦人移民需給状況

一九三三年に至る八年間に於ける聖州珈琲園に於ける邦人移民需給状況は左の通りである。

聖州に於ける邦人珈琲園労働者に對する申込数及配耕数

(單位 家族)

年次	申込数	配耕数	比率	年次	申込数	配耕数	比率
一九二六年	二、七一九 <small>家族</small>	一、二五 <small>家族</small>	四六・一%	一九三〇年	四、四一〇 <small>家族</small>	二、一三七 <small>家族</small>	四八・四%
一九二七年	四、五五七	一、二七一	二七・八	一九三一年	二、九八六	七八一	二六・一
一九二八年	五、三七三	一、五七七	二九・三	一九三二年	五、〇二七	一、五九一	三〇・一
一九二九年	四、八二一	二、三六一	四八・九	一九三三年	七、八三一	三、三三六	四二・六

右表の如く一九二九年以来の不況の影響で一九三〇年及一九三一年には申込数が減退したが、一九三二年に入つて多数の申込を示し、一九三三年には更に激増した。之は外國移民入園禁止令が愈々其の結果を現はし來つたのと珈琲業が既に一段の整理を終つたのに基因するものと云へるが、其の大きな原因は日本移民が正規の家族構成を以て優存する労働能率を挙げて他國移民に見られる特徴を示し、従つて其の賃價を高めたるによるものである。而して斯くの如く常に配耕申込は殺到し、三割

又は四割内外の配給に應じ得たに過ぎず。結局聖州に於ける邦人珈琲園労働需給は常に六割乃至七割の供給不足状態にあつた。

### 第二十九日 日本移民制限

前記の如く一九三〇年（昭和五年）の入移民制限令制定の際にも本邦移民に對しては何等の制限を加へず、頗る寛大な好意的取扱をなして之を歓迎したのであるが、一九三三年十一月召集された新憲法制定議會に於て突如排日の巨頭ミゲルコート博士及其一派より日本移民排斥を目的とせる外國移民制限案が提出された。最初同案は阿弗利加人の入國禁止、亞細亞移民五分別限案の形を以て現はれた。元來斯くの如き運動は一部排日家の感情論より出でたるものであつて、然も斯様な制限案は特定國民及人種に對し差別的待遇をなすものであり、從來一般人種問題の取扱に關しては極めて自由解放的方針策を執り來つた伯國の傳統に背馳するものとして、政府及一般國民の賛成するところとならず、議會の空氣は

必ずしも同案に有利ではなかつた。茲に於て同案提出者は之を外國人に對する一般的制限條項として改めて提出し之が通過を圖つた。遂に同案はコート博士の伯國政界に於ける非常なる聲望と同國にのみ見る特異の政情の現はれとして議會を通過し憲法中に規定せらるゝに至り、伯國の移民政策に根本的な改変を見事に至つた。其の制限條項は「各國移民の毎年入國数は當該移民の最近五十年間に於ける定着總数の二分を越ゆるを得ず」といふのであつて、之によつて一九三五年度の邦人入國割當數は二千八百四十九人に制限された。むも同法は伯國自身の開發上勢かゝる支障を来した爲に、實際に當りては種々の便法が講ぜられその間又紆餘曲折があつたが、最近大東亞戰爭勃發前に至る迄に於て第三國の策動により日本移民の入國に對し屢々旅券査証問題等種々の障礙が惹起せられた。

#### 第四項 伯國排日問題の經過

左に過去に於ける伯國排日問題の經過を一瞥することとする。

## 第一目 概 要

明治四十一年第一回移民の渡航後今日迄三十四年を経過したが、其間伯國に於ける排日問題は凡そ十年毎に發生した。初めの中は本邦移民は單に好奇の眼で視られたに過ぎなかつたが明治四十五年より大正三年にかけて其の数を増加し來ると共に次第に日本移民に對する伯國側の注目を惹き、大正三年三月には聖州政府の我が移民取扱者に對する從來の契約を破棄した事件が起つた。之が謂はゞ最初の伯國排日事件である。其後大正五年邦人移民誘入の途が再び開かるゝや、日本移民に對する贊否の論が喧ましくなつた。斯くて大正十二年レイス法案が提出せられた。ここに日本移民は初めて本格的に政治上の問題として扱はるゝに至つた。司法案は其後の排日説に不拔の論據を與へた。之が第二次の排日である。之より日本移民問題は伯國內の重要なる政治上並社會上の問題として取

扱はるゝに至り、更に一九三〇年の革命によつて醸成された國家主義は此の掀勢を一層助長し、遂に一九三四年（昭和九年）の伯國憲法制定義會に於て排外移民條項を憲法中に挿入せんとする運動が起され、同年七月十六日に發布された新憲法は外國移民ニ分別限を規定し、日本移民將來の進出に大打撃を與へた。之が第三次の排日問題である。

### 第二目 最初の抑壓

日本移民に對する最初の抑壓は大正三年三月聖州農務長官モラエス・バロス氏の我が東洋・竹村西社に對する契約破棄の通告によつて現はれた。同事件の経過は既に記せる通りである。

### 第三目 補助金下附不承認問題

更に大正十一年日本移民の排斥といふ程のことではないが、邦人移民送出に一頓挫を來した事件が起つた。聖州政府の補助金下附拒否事件



が之である。大正五年の日本移民誘入復活契約が大正九年満期となり、大正十年以降は契約更新を必要としたが、大正十年度契約更新に際して、聖州政府は従前通り補助金を下附することを拒否するに至つたのである。即ち同年の補助移民として州政府は葡、西、伊三國移民に限り其の總數一萬人の移入を許可し、日、獨、澳三國移民に對しては、其の耕地労働者としての定着性乏しきを理由として其の誘入を拒絶した。然し之は特に本邦移民排斥を意圖したものではなく、限られた補助金の交付にラテン系三國移民を優先せしめたに過ぎない。當時當社及我が官憲は諒解大いに努めた結果、兎も前同年は六百人の補助を認めらるゝことを得た。然し之を轉機として聖州政府の補助金下附は其後概式を一變し、大正十五年（一九二七年）に至つて全く廢止された。此事は其の後の我が對伯移民政策に重大な影響を及ぼし、こゝに我が關係官民の協力を促し、今日の如き積極的移民政策樹立の端緒となつた。

## 第四目 日本移民問題の政治問題化

我が對白移民事業が其の最初の十四年間に遭遇した前記の二障礙は何れも謂はゞ單なる行政上の處分に過ぎないものであつたが、大正十二年始つて日本移民問題は政治問題化せらるゝに至つた。即ち同年米國政府が在米阿弗利加系黑人二十五萬人のアマゾン移植計畫を發表するや、十月二十三日ミナソト州選出代議士フイデリス・レイスは聯邦下院にて黑人移民禁止及黃色人移民入國制限案を提出して一大衝動を與へた。此案は優生學的見地に立つ人種的排日案である。更に同年十二月二十日右に對するフアリッ修正案なるものが提出された。其の中黃色人種に関するものは左の通りである。

一、國民の人種的並道德的構成に有害となる一切の分子の入國を阻止する爲め一般移民の入國を嚴重に取締ること。

二、黑人種移民は入國を禁止し、黃色人移民は其の在伯者数の五分に

限り毎年入国を許すこと。

尚右提案理由中日本移民に関するものを要約すれば左の如くである。日本移民の誘入は歐洲移民減退の補給手段として行はれたに過ぎぬが、日移民は左の如き缺點を有し、其の結果は甚だ好ましくない。

1. 人種型劣悪なり。又、言語、風習、道德の差異甚し。3. 特殊集團を形成す。4. 移動性に富み、定着性に乏し。5. 日本は軍国主義的國家にして批戰的なり。

レイス法案及びアリア修正案は下院の農工委員會を通過し、更に下院財政委員會に廻付せられ、財政委員會は大正十三年十月三十日オリベラ・ホテリリヨ氏を其の報告委員に指名した。

茲に於てホテリリヨ委員は報告書作成の爲め親しく日本移民の實情を調査すべく同年十二月二週間に亘つて聖州視察旅行を試み、報告書が翌十四年七月議會に提出された。同報告書に於てホテリリヨ氏は各地日本植民地の状況を詳述し、其の成績並日本人の習性を激賞し、且アリ

ラ氏の掲げた排日理由を一々反し、フアリア修正案中黄色人移民五分制限に関する字句の削除を求めた。而して右ボテーリヨ報告及修正勸議は十二名の財政委員数中九名の多数を以つて可決せられた。こゝにシイス法案及びフアリア修正案はともに握り潰しの運命に遭つたが、右両案の骨子は其の後も絶えず輿論の一部に散見せられた。

### 第五目 一九三〇年の入移民制限令

一九三〇年十月革命の結果成立した伯國革命政府は國內の夫業者救済を目的として一九三〇年入移民制限令を制定し、一九三一年一月以降一般外國移民の入國を禁止したが、獨り日本移民のみは農業労働に適すとの理由より引続き入國を許可せること既述の通りである。然るに斯くの如き日本移民の優遇は他の諸出移民國の嫉視を招いたばかりでなく、伯國に於ける一部排日家の乘ずるところともなり、遂に伯國憲法制定議會に於て果然問題化した。而して此時の排日問題は既に一年前の革命に依

つて醸成された國家主義の中に胚胎しつゝあつたものと見るべきである。

## 第六目 憲法制定議會

這次の憲法制定議會はブラジル共和國にとつては第二次の憲法制定議會であつて、第一次の憲法議會は一八九〇年に開かれ、此時始めて共和憲法が制定された。其後同憲法は一九二六年に改正されたが、一九三〇年の革命により憲法は停止せられ、獨裁政治が行はれ、一方革命政府は國民に對して秩序回復次第憲政に復歸すべきことを約した。然るに諸種の事情より、獨裁政府は容易に右の約束を果さず、却て聖州を壓迫する模様であつた爲め、一九三二年又復、聖州に「護憲革命」が起された。然し之亦獨裁政府の勝利に歸し、聖州は其の目的を達するを得なかつた。此革命により憲政復歸運動は愈々促進せられ、政府も亦立憲政治を布くことに意を決し、斯くて憲法制定議會の議員選挙が一九三三年五月に行はれ、同年十一月十五日伯國建國記念日を卜して憲法制定議會が招集せ

られ、憲法草案政府案が審議されることとなつた。

## 第七目 政府案

政府案は其後討議の進むにつれ、前後三回修正されたが、其の第二回に於ける政府案中移民に関する項目は次の通りである。

先づ聯邦組織を規定せる第一章第七條聯邦政府の権能中第十項に於て「聯邦政府ハ檀民 出入移民ニ関スル法律ヲ制定シ、入移民ハ之ヲ指導調整若シクハ禁止スル権能ヲ有ス」と定め、第三章經濟社會制度に関する規定中第五十二條に「法律ニ依リテ國家ノ利益ニ鑑ミ入移民ノ同化ヲ確保スベシ」なる條項が獨立して挿入された。尚第六章の權利義務規定の第七十一條には「小學校教育ハ必ずブラジル語ヲ以テ教授スベシ」と規定した。即ち從來移民に關しては各州獨立の権能を有したるを聯邦政府の権能に移し、外國移民の同化及伯國語による教育を強調せるものである。

## 第八目 アツシリア移民問題

之より先一九三三年末國際聯盟の幹施を以てアツシリヤ移民二萬人の伯國誘入計畫が立てられ、其の調査が行はれつゝあつたところ、之に對するアツシリアの氣勢が各方面に舉がり、各新聞は一齊に不賛成意見を發表して世論を湧き立たせ、延ては一般移民問題に迄論及し、さては日本移民に對してさへ不賛成を唱ふるもの現はれ、折柄議會では新憲法中移民に關する條項の提出せられたる際として、此のアツシリア移民問題に依て醸し出された移民反對の氣勢は排日議員の乘ずるところとなり、思はざる悪影響を及した。

## 第九目 修正案の提出

前記憲法草案政府案中移民條項に關する修正案として提出されたものは左の如きものである。

一、ミゲル・コート提出修正案

修正案の皮切りとして十一月三十日有名な非日家ミゲル・コート博士は豫てよりの持論たる優生學上より日本移民不可論を引携げて修正案を提出した。即ち

阿弗利加黑人移民ノ入國ヲ禁止シ、亞細亞移民ニ就テハ毎年現在數ノ五分迄入國ヲ許可ス、本規定ニ牴觸スル如キ各州ノ移民誘入契約ハ無効トス

文中日本人とは指定してないが、日本人を目標となせることは、目氏平素の持論よりして明かなるところで、其後の諸排日法案に就ても同様に解釋せらるべきものである

二、アルツール・ネイヴア他十六議員提出修正案

ミゲルコート案と同時に生物學研究所長にして嘗て日本に來朝し、我が勲三等を有するバイヤ選出議員アルツール・ネイヴア氏は他十六名議員の賛成署名を有する危記修正案を提出した。



入移民ノ許可ハ白色人種ノミニ限定シ、國內ニ於ケル彼等ノ集團居住ヲ禁ズ

三、モンテローロ・デ・バローロス提出修正案

十二月十八日聖州シヤツパウニク選出議員モンテローロ・デ・バローロス氏によりて左記修正案が提出された。

法令ニ依ツテ伯國民型構成上必要ナル手段ヲ講ジ、之ガ助成促進ハ聯邦政府ニ一任スベシ

イ、本趣旨ニ基ク各州対策ヲ協定スル爲メ專門委員會ヲ設置シ、時ニ人種改良並ニ教育問題ニ留意セシム

ロ、國內ニ於ケル同一國民又ハ同一種族外國移民ノ集團ヲ禁ズ

四、シヤグアイエール・デ・オリグエイラ氏提出修正案

十二月二十二日セパラ州選出議員にして同州精神病院長たるシヤグアイエール・デ・オリグエイラ氏により同氏ノ專門的立場よりせる尤ノ如キ排日的修正案が提出された。

黄色及黒色人種移民、入国ヲ禁止シ、白色人種移民ニ對シテハ精神検査ヲ勵行スベシ

以上の四修正案は一九三三年末に於て相次で提出されたのであるが、一九三四年に入りて議會第一議會中モンテロー・デ・バローロス氏、ヤルツール・ネイバ氏、ミゲル・コルド博士、バセツコ・シルバ氏案の排日的演説が行はれて、各方面注目の的となり、殊に言論機關は本問題を取扱ひ、甲論乙駁甚として紙面を賑はしたが、新聞紙の論調は多く日本移民の擁護禮賛に傾き、其論旨は日本人に好感を有するものが多数を占めた。

三月十三日一先づ第一議會終了して憲法草案政府代案なるものが作成されたが、移民條項には変化がなかつた。従つて夫迄の諸排日提案は一應消滅の秋となつた。第二議會の修正案提出締切期日は四月十三日であつたが、我が官民一致の努力と各新聞社の論調とにより移民條項に對する修正案は最早や之以上提出せられざるべしと豫想せられた。一方此間

排日派に於てはミゲル・コート博士を中心として盛に暗躍を試み、前回の五分制限を訂正して更に二分に縮減する案を提げて第二議會に臨まんとし、一挙に百三十名の賛成議員を獲得し、遂に我方側活動の裏をかいて、果然修正案提出締切日の午後同修正案を提出し、日本人をして啞然たらしめた。同案の内容は左の通りである。

法律ノ規定セル制限内ニ於テ入移民ハ其ノ出發ノ如何ヲ問ハズ其ノ入國ハ自由トス、但シ各國移民ノ毎年入國數は最近五十年間ニ於ケル當該國民ノ國內居住數ノ二分ヲ超ユルコトヲ得ズ、聯邦領土内何レノ地點ニ於テモ移民ノ集團ヲ許サズ、外來人ノ選擇居住並ニ同化ニ關スル規定ハ法律ヲ以テ定ム。

#### 第十目 議會に於ける審議

修正案提出締切後分科委員會が開かれ、五月七日より議案は本會議に於て逐條審議のことになった。斯かる間にも排日問題に關する議論は

常に行はれ、排日側は「トールレス友の會」を利用して熾に排日氣勢を煽つた。

本會議三日目の五月九日初めて移民問題の一部が審議の上り、曩に提出された大バンカーダ案（大州議員團案）が無修正を以て通過した。それは第一章第四條第二十項聯邦の権限に屬する規定中の「 $\Gamma$ 」であつて左の如きものである。

第四條 左記権限ハ特ニ聯邦ニ屬ス

第二十項 左記事項ニ對スル立法権限

$\Gamma$  外國人ノ歸化、入國及追放、犯罪人引渡、出移民及入移民

但入移民ニ就テハ之ヲ規律シ方針ヲ定ムルコトヲ要シ、出發地ニ依リテ全部又ハ一部ヲ禁止スルコトヲ得

本條項は從來各州の権限に屬せし移民事項を移して聯邦の権限となし、今後排日家に縱横の活動の餘地を與へたものとして最も注意すべきである。

其後議案審議は次第に進行して日本側の最も憂慮せし第百六十一條の移民條項に入りんとしつゝあつた際、五月十七日コメルシオ紙はコート案を支持せる大々的排日記事を掲げて一氣に議會の對日空気を惡化せしめた。斯かる雰囲気の中に五月二十三日遂に其の日は来り、コート案を繞つて賛否両派間に激甚なる應酬問答が行はれ、議場は非常なる混亂に陥り、翌二十四日衆決に入りたる結果一四六対四一票を以てコート案は遂に採擇された。其の全文は左の通りである。

### 第百二十一條

第六項 領土内ニ入國スル移民ハ人種的統制ノ確保及因体的並文化的能力ノ保全ニ必要ナル制限ヲ受クベシ、但シ一年間、各國ヨリノ移入ハ過去五十年間ニ伯國ニ定着セル當該國人ノ二分ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第七項 聯邦領土内何レノ地點ニ於テモ移民ノ集團ヲ禁ス、外國人ノ選擇、其ノ居住地域ノ限定及同化ハ法律ヲ以テ定ムベシ

斯くの如くして移民條項は通過したが、其他議案の審議は六月八日を以て完了し、新憲法は七月十五日公布せられて、翌十六日より効力を発生した。

### 第十一目 移民制限の實施

移民制限は一九三五年より實施せられたが、之が爲め伯國の産業殊に聖州の珈琲及綿作に大打撃を與へ、新聞は此の事に就き論じ、大統領も亦國會への致書に之を述べた。然し排日団体ベルト・トーレス協會の運動は愈々熾烈を加へた。一九三五年度の割當は労働省で暫定的に作つたものが適用せられ、日本移民は二千八百四十九人と定められたが、實際同年中には右割當許可数の他に一九三四年度分の残部として六千六百七十人が入國した。然し同法は伯國自身の開發上多大の支障を齎した爲め實際運用上は種々の緩和策が講ぜられたこと及最近今次大戦勃発に至る迄に於て第三國の策動によつて日本移民の入國に対し幾々諸種の

障碍が惹起されたことは既述の通りである。

第十二目 現在在伯州人数其他

在伯州人数は最近約二十一万人に達し、總数の九割が聖州にあり、其他の少数が他諸州に散在してゐる。職業別は其の殆ど全部が農業の目的で渡航したものであるから、農業に従業するものが總数の約九割を占める。有業者中農・商・工に従事するものゝ百分比は左の通りである。

農 業	商 業	工 業	其 他	
八六・〇%	四・五	三・〇	六・五	昭和七年
九〇・七%	三・四	二・四	三・五	全 九 年
八九・三%	四・八	二・三	三・六	全 十 年
八七・一%	五・五	三・〇	四・四	全 十 五 年

今日伯國特に聖州の農業界に對する邦人の貢獻は甚だ大であつて、最近邦人の農産物生産高は年額約一億五千万円に達し一家族平均三十數百円に當り、内地農家収入と比較して大なる差違を呈してゐる。

近年邦人農業者の棉作進出は特に顯著であつて、從來邦人農業の第一位を占めた珈琲を蹴落して王座を獲得し、邦人棉産高は聖州棉の五割以上を占めて年産一億五千万円に達する。第二位の珈琲に於ける邦人の生産比率は聖州産額の七分であるが、その年産三千万円、棉、珈琲の外に養蠶、茶業、蔬菜栽培等の特殊産業に於て邦人の聖州に寄與する所も尠くない。

即ち養蠶業に於ては邦人は聖州の七割、茶業に於て九割、蔬菜一般に於て七割を夫々生産しその内蔬菜類の邦人年産高は一千万円を超えたる状況である。今在伯邦人の農産物生産高と伯國及聖州の同生産高とを比較するに左表の通りである。

一九三五 三六農年伯國 聖州對邦人農産物生産高

(現在ハ一コント邦貨約三三〇万)



種	豆			線			非		
	聖州	全伯	邦州	邦州	聖州	全伯	邦州	聖州	全伯
別	聖州	全伯	邦州	邦州	聖州	全伯	邦州	聖州	全伯
數	三五〇	一二〇〇	六〇	九〇〇	二〇九〇	五俵	九〇〇	一八〇〇	三三〇〇
量	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
伯	七〇〇〇	二四〇〇	一〇〇八〇	一六二〇〇	三七六二〇	〃	三六〇〇〇	七二〇〇〇	一一八〇〇〇
化	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
單	〃	一俵	〃	〃	一俵	一八三	〃	〃	一〇キ
價	〃	二〇三	〃	〃	一八三	〃	〃	〃	四〇三

(在聖市總領事館勸業部測に據る)

馬鈴薯			煙草			甘蔗			玉蜀黍			邦人
邦人	聖州	全伯	邦人	聖州	全伯	邦人	聖州	全伯	邦人	聖州	全伯	
八〇〇	二四〇〇	六五〇万俵	一五〇	三千噸	八〇	四〇	一二〇	二七〇万噸	五〇	一七〇〇	八〇〇〇	一五万俵
二一六〇	六五〇〇	一七五五〇	六〇	一三〇〇〇	三二〇〇〇	六〇〇	一八〇〇〇	四〇五〇	七五〇	二五五〇〇	一、二〇〇〇〇	三〇〇〇 コントス
〃	〃	一俵二七ミル	〃	〃	一噸四コント	〃	〃	一噸一五ミル	〃	〃	一俵一五ミル	一俵二〇ミル

茶			柑 橘 類			バ ナ ナ			蒟			
全	邦	聖	全	邦	聖	全	邦	聖	全	邦	聖	
州	人	州	伯	人	州	伯	人	州	伯	人	州	
七、六〇〇斤	七、五〇〇斤	八	一〇、〇〇斤	一、五〇〇箱	二、五〇〇	一、一〇〇箱	一、五〇〇	二、七〇〇	四、五〇〇果房	三、五〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇斤
一、一四〇〇〇	九〇〇	九六〇	一、二〇〇	一〇、五〇〇	一、七〇〇	七、七〇〇	一、五〇〇	二、七〇〇	四、五〇〇	一、一三五	一、八三五	二、〇〇〇
一、キロ一、三ニル	"	"	一、キロ一、二ニル	"	"	一箱七ニル	"	"	一果房一ニル	"	"	一、キロ三ニル五〇〇

計	薩 菜			葡 萄	
	邦 人	聖 州	全 伯	邦 人	聖 州
五、一三、二四〇	二、五〇〇	二、八五〇	五、六二四	一、九〇〇	五、九〇〇
(二二五、八一〇十員)	-	-	九、一〇〇	二七、〇〇〇	一、三〇〇
				七五	一、キロ、三、五〇〇

第五項 アルゼンチン移民

今日アルゼンチン在留の邦人は其数七千人を南米に於て伯國・秘露に  
 次ぐ邦人の有数な移住地となつてゐるが、邦人移民の巨國渡航は明治四

十一年の第一回ブラジル移民團中の二名が同年ブエノスアイレスに転住したのを濫觴とする。其後伯國、秘露等の南米諸國より邦人の転入せるもの及彼等に呼寄せられて日本内地より渡來せる者等が加はつて徐々に其数を増加した。

在留邦人の過半は首都ブエノスアイレス市に居住して貿易商社、陶磁器、綿絹布、雜貨等の商店珈琲店、飲食店、洗濯店、運轉手等を營み、郊外で農園を經營し花卉、蔬菜類の供給に有力な地位を占め殊に花卉栽培に於ては毎年行はるゝ大統領カップを獲得する有様である。

此外地方の諸都市及其の郊外に散在し、其の状態は首都に於けると同様である。邦人企業としては伊藤清藏博士の牧場經營が有名であるが、同民は昨年逝去された。又西部メンドーサ州に於て果樹蔬菜の栽培、シヨネス州に於てマテ茶、葉煙草の栽培に従事してゐるものもある。

### 第六項 コロンビア移民

コロンビアと我國との間には夙に明治四十一年通商航海條約が締結

されながら、久しく貿易、移民共何等見るべきものがなかつた。昭和四年我が外務省は邦人移民の進出を計る爲め海外興業會社社員の実地踏査の結果に基き、同國カウカ原野の中心地オカリ市より六〇キロを距る地実に試験地九十六町歩を購入し、之を植民試験地となし、昭和四年度より同六年度に至る三ヶ年繼續事業として海外興業會社に之が經營を委嘱した。之に依つて同社は先づ昭和四年十一月及同五年四月の二度に第一回家族移民十家族（内福岡縣八家族、山口、福島各一家族）五十八名を入地せしめ、移住者は大豆、米、玉蜀黍、果樹、蔬菜等の栽培に従事した。彼等は当初は非常な困難を経験したが、刻苦努力の結果漸次順調に轉じ、好成績を挙ぐるに至つた。其後昭和六年試験期間終了後植民割当地は夫夫移住者に無償を以て讓渡された。

昭和十年拓務省は前記植民地の擴張を期して、第一回移民が殆ど福岡縣人なるに鑑み、福岡縣海外移住組合に對し同國への進出を促進した。茲に於て同組合は二万円を支出して前回移住地に隣接せる土地七十五町

歩を購入し、同年十月同組合員十家族百四名を移住せしめた。

現在コロンビア在住の邦人は約三百名足らずで、前記而移住地関係者の外は農耕、庭園師、雜貨、食料品店、請負業、理髮業等に從事してゐる。

### 第七項 パラグアイ移民

パラグアイと日本との間には大正十年八月通商條約が締結せられた。同國の邦品輸入額は最近頗る増加して昭和十三年には同國の輸入貿易に於て本邦はアルゼンチンに次ぐ第二位を占めたが、在留邦人は昭和十年迄は花卉、蔬菜の栽培、珈琲店、大工を営む者等約三十名に足らざる極めて少数に過ぎなかつた。

然るに同國は地味、氣候、衛生状態等極めて良好で邦人の移住に適し、且官民共に邦人の入國を親迎し居るの状態なるに鑑み、昭和十年拓務省はパラグアイ自作農移民送出計画を樹立し、政府は土地購入資金、生産

資金等の低資融通を爲すの外産業公益施設其他事務費等に対し相當の助成をなし、海外移住組合聯合會を事業主体として、同會の伯國に於ける事業経営に則り実行せしむることとした。同計画は同國の略中央地帯に約一万余町歩の農耕地を購入し、こゝに邦人の入植を奨励せんとするもので、その後入植者の数を次第に増加し、最近では約七百人の邦人が同國に在留してゐる。



#### 第四款 南洋移民

##### 緒言

明治期以降を第二期の國民海外發展時代とすれば、足利永期から徳川初期にかけての第一期海外發展時代に於て活躍した我が八幡船、御朱印船の舞台は、主として南支那から外南洋方面であつた。西國の諸大名並に紳商は、競うてこの方面に所謂南蛮貿易の手を松げてゐた。寛永鎖國の實施に至る迄、外南洋方面に於ける邦人の活躍は頗る顯著なるものがあったことは既に述べた通りである。マラツカ海峡以東、暹羅、カンボヂヤ、安南、ルソン、ボルネオ、瓜哇等を通商區域とし、當時この方面の重要港市には、殆ど例外なく邦人が居留し、マニラ、ツौरアン、フェエフオ、ピニヤル、アノンペン、アユチヤの大都市には日本人町まで出来て居り、マニラだけでも元和の頃には三千人を算へてゐた。彼等在留邦人は、恰も現代の華僑の如く、直接母國の政治的、軍事的勢力を背景と

することが出来なかつたが、よく商業、貿易に進出した。スペイン、ポルトガル、オランダ等の強固な武力を背景とする商業資本と競争する爲めには、日本人町は自ら武装して、時に彼等に應戦して、その權益の擁護に努め、浜田弥兵衛の如き快男子も出たし、山田長政の如く一封侯にまでなつたものもあつた。然るに徳川二百十五年の鎖國は、遂に外南洋を白人の跳梁に任せると至り、邦人の海外發展をして全然明治以降に再出發するを餘儀なくせしめた。明治以降に於ても日本の進出機會は決して尠くなかつたのであるが、當時の我が國力は之が爲め未だ充分とは言ひ得なかつた。卓越せる海外發展の先駆者榎本武揚子爵の如きは、明治九年頃小笠原島の島嶼を我が西南膨脹線上にある当時スペイン領のマリアナ群島及びカロリン群島を買収し、尚進んでニューギニアに植民地を設定せんことを建言してゐる。独乙のマーシャル群島占領、英、独、蘭三國がニューギニアを分割したのが明治十九年であり、独乙がマリアナ、カロリン、パラオの三諸島を買収し、米國が布哇及び比律賓、グアム

等を併合したのが明治三十三年のことであつた。

明治時代に入り最初に南洋に発展したものは九州地方の娘子軍であつた。彼女等は明治四、五年以来邦人の先駆として外南洋一帯は勿論のこと、遠くはマダガスカル、南阿までも進出したが、その中心は新嘉坡であつた。明治二十年代の後半頃新嘉坡には約一千人の邦人がゐたが、内九百人が女子であり、その殆ど全部が所謂娘子軍であつたといふ。同地駐在の山崎領事が大正九年十日を期し、管下各地の娘子軍追放を実行すすに至つて、彼女等の活動は終熄した。南洋地方の初期の邦人は大体この娘子軍に附隨して発展したともいはれるのであつて、彼女等の職業は決して賞むべきものではないが、その進取的行動には敬服に値するものが多い。

日清戦争頃から軒昂たる國民的意氣に燃ゆる先覺者の南方渡航が開始されたが、苦心經營の末、不幸にも挫折するものもあつた。

明治二十八年農業移民を率ゐて暹羅に渡つた岩本千綱、宮崎滔天の如きはそれであつた。同年には辻謙之助がニューギニアで土地交渉をして居り、翌二十九年には石原哲之助が同志と英領馬來に入植し、大川清は漁夫を伴つて新嘉坡に渡つてゐる。明治三十一年比律賓が米國の領有するところとなり、次いでマニラからその北方の避暑地バギオに通ずるベングット道路の土木工事が興さるゝや、約三千の邦人労働移民が誘入された。然し明治三十八年前記道路工事が完了と、その既往移民のマニラ麻栽培業者其他への分散轉化は、日本の南洋に対する大量の労働移民の終止符ともなつてゐる。ベングット工事移民の中、明治三十七年秋、太田恭三郎氏に率ゐられてカバオに入植した同胞百八十餘名こそは、同地に現在の繁栄を招来した先駆者であつた。明治三十九年には高月一郎が佛領印度支那に渡つて農業を試みて居り、翌四十年には堤林数衛が青年十六名を率ゐ、瓜哇に渡り、刻苦勩勵克く後年同島に百貨店網を張る端緒をつくつた。同四十三年には依田省三が幾多の困難を排してガラワク

王國に於て土地を租借し、今日の日沙商会の礎を築いた。

要するに日露戦争以前に於ける邦人の南方進出は極めて微々たるものであり、僅かに娘子軍の活躍のみが誇大に注目されてゐた程度に過ぎなかつた。

日露戦争後に於ける邦人の南洋移民の特徴をなすものは、賣藥業者を中心とした商業移民であり、その対象は蘭領東印度に集中してゐる。固より、労働移民として全然絶えた訳でなく、比律賓のマニラ麻栽培事業は追加的労働力を要求し、その後も相當量の移民が流れた。又佛領ニューカレドニアに対するニイケル鉱山労働者は大正八年迄に三千人の移民を追出した。濠洲も明治三十五年に甘蔗栽培の移民を禁止したが、眞珠貝採取の漁業移民は継続して行はれた。

第一次歐洲大戰の勃発は、我が南洋移民史に於て新たな段階を劃した。即ち、その代表的な蘭印に就いて見れば、従来の個別的な賣藥行商に代る邦人の定着商業者の進出を、量的並質的に強化した。歐洲戦争の勃

発と共に欧州方面の物資輸入が杜絶した爲め、本邦商品の目覺しき進出を見て、之に附隨して輸入業者の店舗創立、大貿易会社の支店設立を見た。大戰終了と共に欧州諸國より商品輸入の復活、不況による購買力の減退等により、輸入業者の一部は引揚げ、店舗を縮小したがこれらの輸入業者の従業員も多くは小輸入業者又は小商業者に転化し、小賣商は倍加した。その後不況時代に入ったが、昭和五、六年頃より低廉なる邦品の輸入激増と共に、在留邦商の数は更に増加した。この間邦人商業者は明治四十一年の辰丸事件以来屢次の華僑排日貨に虐げられつゝも、その善難の中に邦商の實力は成長し、侵々乎として華商の勢力圏に及んだのである。

比律賓に於ける邦人のマニラ麻栽培事業は次第に確固たる地位を獲得し、邦人の自由移民としての渡比は時に消長はあつたが、増加趨勢を示した。これと並んで大正時体に入つてからは、馬末半島、スマトラ、ボルネオ等の護謨栽培事業並馬末半島の鉄鉉採掘業を中心とした邦人企業

の進出に伴ひ、同方面への邦人渡航者が年々増加した。明治三十二年以降昭和十二年支那事変勃発迄の間にこれ等地方へ渡航した邦人は、比律賓（ガラム島を含む）四八、九〇〇名、馬来半島一〇、九〇〇名、蘭印六、六八八名である。

南洋各地在留邦人中、最も多数を占めるものは比律賓で、昭和十三年十月現在で二五、七七六名、その内一八、〇〇〇人はガバオに在住してゐる。これに次いで蘭領印度、英領馬來で、前者が六、四六九名、後者が五、九〇八名である。

南洋方面在留邦人職業別昭和十三年十月一日現在

國別	職業別		總數	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務 自由業	家事 使用人	其他 有業者	無業
	別	業											
比律賓			二五七六	六二六	一四六六	一四	一五二六	二六四一	九七	二六一	一四五	四八四	一三八七六
蘭領東印度			六四六九	一四二	四〇二	七	二一〇	三一九〇	二一	一八〇	七五	七三	三二六九
英領馬來			五九〇八	一六八	一〇一九	六〇	二四五	百六八	五七	二三二	一六三	五七	三八三九
北ボルネオ サラワク			一四九四	二二	二七七	一	二〇七	一四一	一	三五	一一	一	六二〇
英領印度 セイロン			一四〇〇	一三	一五	一	六八	四一五	三	一九五	三〇	五	六五六
タイ國			五三三	一	一	一	一二	一九八	一	六〇	二二	一	二二八
佛印			二三四	七	一〇〇	一	一	一〇〇	一	八	二八	二	八八
香港			五七〇	一	一	一	七	三二一	一	八五	九	一三	一四四
澳門			一四	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一〇
濠洲			一八九六	四八	五九〇	一	二一四	二二三	三三四	二〇	三七	二六	四〇四
新西洲 南洋諸島			一八九六	四八	五九〇	一	二一四	二二三	三三四	二〇	三七	二六	四〇四
ガワム島			六一	二	一	一	七	九	一	一	一	一	二二
計			四三三四	六八六八	三七七〇	八一	二四八七	七三〇七	五〇五	一〇六八	五三一	六六一	三二〇七六



これを職業別に見ると、農業、商業、工業及水産業に於て何れも比律賓が第一で、水産業では馬末、商業は蘭印がこれに次いでゐる。南洋方面に於ける邦人全有業者中では、農業及商業に従事するものが夫々有業者総数の約三分の一に相当してゐる。特に比律賓に於て農業者が有業者中の半数を占めてゐるのは、全くダバオに於けるマニラ麻栽培に従事するものが有力であることに基く。比律賓以外では商業者が何れも最高位にある。比律賓に工業者が多いのは、大工や邦人經營の製材業が多い爲めであり、鉱業者は英領馬末の邦人經營鉱山に關する者に殆ど限られる。最後に注目を要するのは水産業者である。濠洲水曜島近海の眞珠貝採取が既に明治二十年頃から進出したのと異り、外南洋に於ては大體昭和に入つて有力となつてゐる。比律賓のマニラ、ダバオ、ザンボアング、ホロ、英領北ボルネオのタワオ、馬末の新嘉坡、蘭領ではバタビヤ、スマトラのサバン、バタン、セレベスのメナド、マカツサル、ハルマヘラのテルナテ、ブートン島のブートン、コブルール島に近いドボ等が主要根據

地である。陸上と異り公海上の稼業は極めて自由である點から、我が南洋群島のパラオを根據地とし、アラフラ海に蝶貝採取に出漁するもの、昭和十三年頃には一七〇隻を超え、凡そ一〇〇〇名に達し、その漁獲高約四百万円に達した。又鯉類漁船の比律賓近海、赤道反流帯附近等への出漁は昭和十五年には八〇隻に達し、漁獲高六百万円を示した。次に南方に根據地を設けて經營せる邦人漁業の戦前に於ける概況は左の如くである。

大東亞戦前の我國南方漁業概況

地域別	主たる漁業	従業者人	主たる根據地	生産高
比律賓	鯉釣、打瀬網、追込網	一、一六〇人	マニラ、ダバオ、ザンボアング	八〇〇,〇〇〇円
英領馬來	鯉釣、鮪釣	四〇〇	シヤミール、バンギー	一〇〇,〇〇〇
英領馬來	追込網、流網、蝶貝	一〇〇〇	シンガポール	三〇〇,〇〇〇
蘭領印度	追込網、鯉釣、珠貝	四九〇	バタビヤ、マカッサル、スマタラ、サバン、バダシ、ブートン、アンボン、ドボ	二五〇,〇〇〇

南洋は我が版圖の南方に隣接し、邦人發展の絶好の地域であるに拘らず、南洋に於ける在留邦人は大東亞戦争勃発前に於て僅かに約四万に過ぎず、南洋華僑の七百方に比較して、又地球上本部と対蹠点にあるブラジルに於ける邦人が二十万を超えてゐるのと比較しても、餘りにその僅少なるに驚かざるを得ないのである。これは低廉且豊富な原住民及支那人苦力の労働の存在することと一重要因であるが、その外、南洋が白人の植民地群であり、これ等南洋各國の政策が邦人の拓殖参加を觀迎しない態度が濃厚であつたことも邦人發展上の一大障碍であつた。佛領印度支那の如きはその最たるものであるが、比律賓、英領馬來に於ても土地獲得が甚だ困難となつて來てゐた。葡印では昭和八年には入園會を改正し、同九年には營業制限令を發布して邦人營業權に干渉すると共に新たなる企業進出を阻止し、更に同十年には外國人勤務條令を制定して邦人從業員の渡航は著しく困難を加へた。比律賓に於ける土地法を楯とする邦人排斥は既に古くからの懸案であり、最近は又移民法を發布して、直

接邦人移民を年五百人に制限した。これば又南洋方面に至る我が移民に對しては、ブラジル移民や滿洲開拓民の如く公然之を援助し、保護し、監督することを得ない状態にあつた。我が政府として全面的且組織的な援助の下に、大量移民を送出した例は南洋に関する限り、未だ一回も存在しない。又在留邦人の生産物に對してすらも、他の輸入品と同一取扱をなし、保護助長に關し大なる考慮が拂はれなかつたのである。次に従来我が國民一般の南洋に對する關心が比較的稀薄で、その認識の程度も意外に浅いものであつたこと等も大い原因してゐる。又、日本と南洋との距離が近く、往復が容易であるといふ点が、一方に於て好都合の條件を與へてゐるが、他方に於ては定着性を乏しくし、邦人の發展に影響を及ぼしてゐることも事實である。

自明治三十二年  
至昭和十二年

南洋方面本邦移民渡航者員數表

年次	比律賓 グアム	英領馬來 海峽植民地	蘭印	香港 澳門	英領北婆 羅洲	英領印度 佛印	多國	濠洲	英領 大洋島	佛領 カドニア	英領 ブタニヤ	佛領 タニヤ	其他 南洋諸島	計
明治三十二年	一一	三二	三六	五〇	—	六	—	一四	—	—	—	—	—	一六六
同三十三年	五	四八	三〇	三六	—	一〇	—	二一	—	九八八	—	—	—	二四八
同三十四年	八	二八	二六	四八	三	四	—	二九五	—	一三四	—	—	—	五五四
同三十五年	七七	二一	七二	五〇	—	—	四	一五五	—	—	—	—	—	三九三
同三十六年	二二一五	三六	二二	三三	—	二四	六	二八	—	—	—	—	—	二三八〇
同三十七年	三九二三	五七	一一	二一	—	—	三	一一八	—	—	—	—	—	三三三九
同三十八年	四二七	三五	二六	一一	—	—	三	二七	四〇	六一二	—	—	—	一一九二
同三十九年	七一	三九	四一	一九	六	四	一	二	二三	—	—	—	—	二二〇
同四十年	一七六	五九	三五	二四	—	—	四	五	九	—	—	—	—	三四〇
同四十一年	一四三	七六	五三	一八	三	—	—	九	三五	—	—	—	—	六六五
同四十二年	一七〇	五八	三九	三三	五	二	三	九	一八	—	—	—	—	三九六

二九八六

年次	明治四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
比律賓 ケラム	三九六	五九六	六八九	九三〇	七八二	四六八	一〇二九	三一七〇	三〇四六	九三八	四一一	四一五	一八九
英領馬來 海峽殖民地	八二	一六	三八六	三三八	二五〇	二三五	三三四	五六〇	四一一	三四三	三四〇	二二四	一七一
蘭印	四九	七六	九一	一九二	一七五	一一五	一八五	二一〇	一四六	一一八	一八六	一三〇	九〇
香港 澳門	三〇	—	三四	二	七	二六	二八	三六	一九	九〇	一〇五	四六	三五
英領北 サラワク	—	—	一八	—	—	八	一五	三六	七八	八	一〇	一八	一一
英領印度	二	—	二五	二三	一一	一六	二六	四六	四二	四五	三三	二四	一〇
佛印	二六	二六	二一	一〇	一一	一六	一二	三	二七	一〇	一〇	一四	六
タイ國	—	—	—	二	一	二	七	二	五	五	三	四	—
濠洲	八	六	六	一七	一	二〇	二〇	二九	四一	一四〇	一〇五	九九	二二八
英領 大洋島	一八一	—	一三〇	六二	七七	二二	六	五三	八	五二	—	三	—
佛領 サカト	一〇一五	三四七	—	五八三	二一六三	四	二	—	—	一一	—	—	—
英領 ブギ島	—	—	—	二	四	二	四	二九	四	七	三	二	一
佛領 シキ島	一三七	二二三	—	三〇	九九	二	—	—	—	三一	—	—	—
英領 南洋諸島	七一九三七	—	四二一四四二	—	三〇二六三〇	—	一七二六八五	—	—	—	—	—	—
計	七一九三七	二二八五	二四四二	三一九一	九三六	九三六	二六八五	四一七五	三八三八	二九〇八	二〇七	九八〇	七四一

二九八七

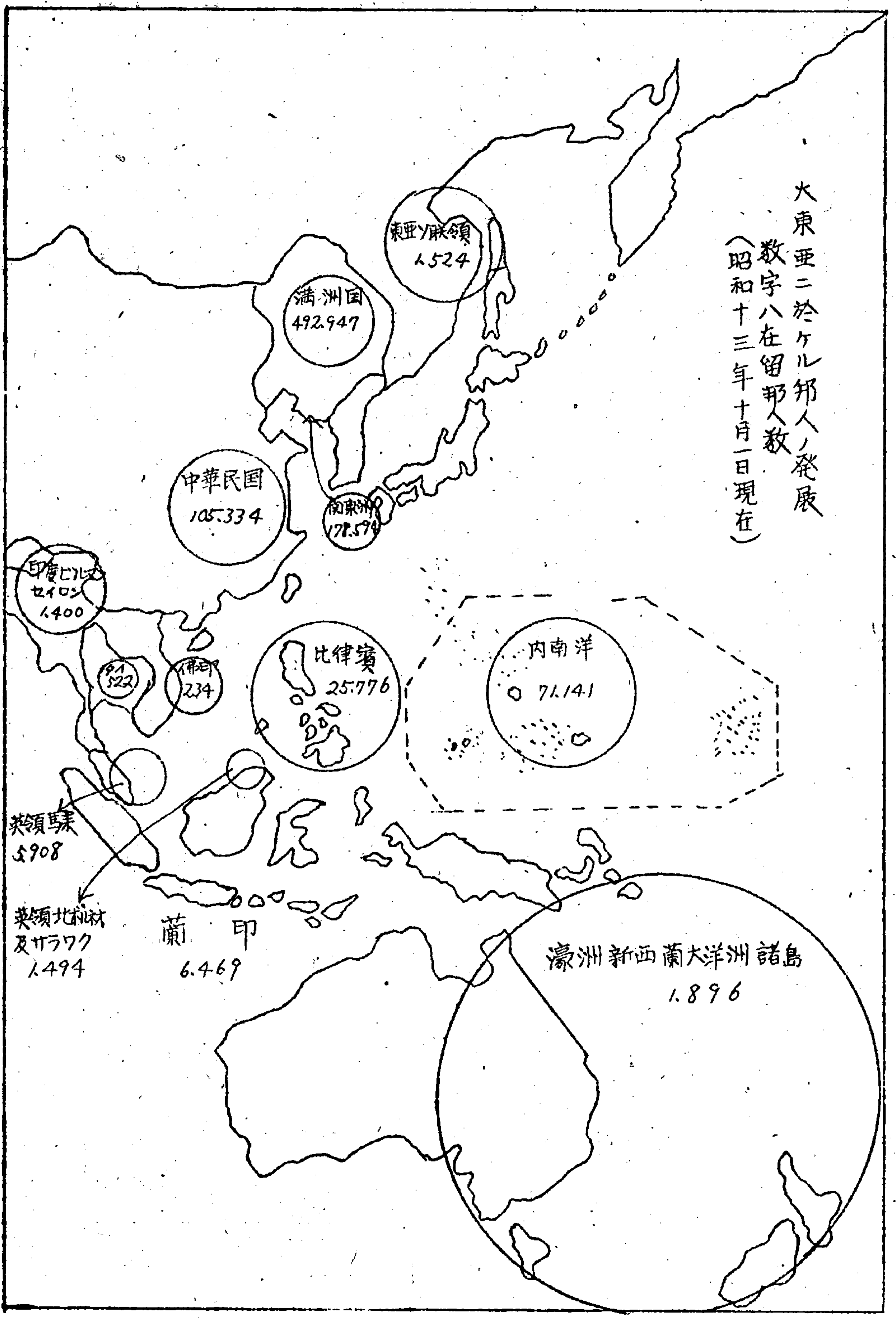
同 十年	同 九年	同 八年	同 七年	同 六年	同 五年	同 四年	同 三年	同 二年	同 元年	同 十四年	同 十三年	大正十二年
一八〇二	一五四〇	九四一	七四七	一〇九	二六八五	四五三五	二〇七七	二六六〇	二一九七	一六三五	五四八	四四九
六二五	五九八	三三二	三五六	五四九	八三五	五一三	四二〇	四七五	四〇二	四三七	一五二	五七
三八九	三五六	四六八	五三三	四四七	五五八	五〇七	一九一	二四八	二二六	一六九	七五	八一
一九二	一一七	七三	四六	六二	一〇〇	四九	三六	一九	三七	一九	二一	一五
二三〇	一七四	一三三	六四	五八	九七	三〇	一〇六	三四	八三	五	六	一三
四〇	四三	四七	八三	一〇六	七一	五二	一六	三九	二七	三六	一七	二六
一八	二二	二五	七	一五	一八	二二	六	四	六	四	五	一七
二四	二五	一一	五	一〇	七	三	四	一一	五	四	一	一
九二	一〇五	五九	九二	三四	七五	二七七	二七〇	一二九	一三九	二五〇	一一二	五四
	四	二	六	一八	三〇	一七	五	三	九			
	一		二	一		四	九	四	三	一		六
		四	一		一四							
		二	二	七								
一三四一三	二九八五	三〇八七	二一九四	七二四一六	四四九〇	六〇〇九	三一四〇	三六三六	三一三四	三五六〇	九三七	七一八

年次	昭和十一年	昭和十二年	合計
比律賓	二八〇九	三八七六	四八九〇
英領馬來	五三九	四四〇	一〇九〇
蘭印	一四四	一三一	六八八
香港	一一八	五〇	一七五九
英領北婆羅洲	一二四	一七八	二五五四
英領印度	一七	一二	九九五
佛印	一一	六	五〇七
タイ國	一〇	二一	一九七
濠洲	三三三	三二七	三五四九
英領大洋島	—	—	一〇四五
佛領三干	—	—	五〇五一
英領不列顛島	—	—	八九
佛領七千島	—	—	五四一
其他南洋諸島	四	二	一一五
計	三九九九	四九四三	八九四二



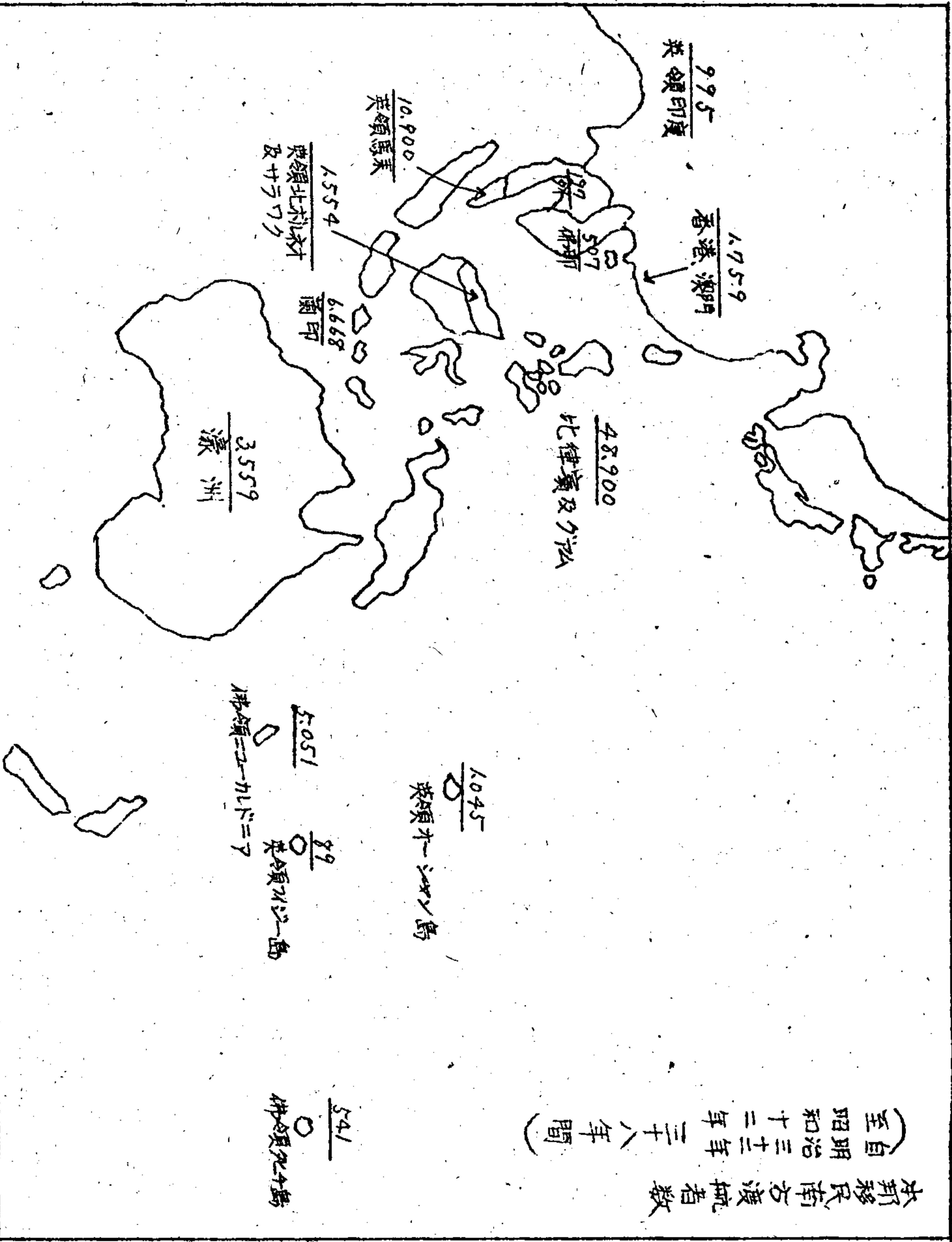


大東亞ニ於ケル邦人ノ發展  
 数字ハ在留邦人数  
 (昭和十三年十月一日現在)



本邦移民南方渡航者数

(自昭和十二年三月八年間)





## 第一項 比律賓

### 第一目 明治三十五年以前の狀態

近年我が移民の目的地として南米に次ぐものは南洋の比律賓である。比島は他の南洋諸島に比し、我國とは地理的に最も近接してゐるので、兩國間の交通も最も早く開け、足利豊臣時代に於て既に相當頻繁な交易が行はれ、徳川初期の慶長年間には今のマニラ市外に日本人町が作られ、約三千人の邦人が在住したと云はれる。その後徳川幕府の鎖國令の爲、關係は中絶し、明治期前半に於ても兩國の關係には殆んど見るべきものがなかつた。

明治二十二年菅沼貞風が比島に渡つて邦人發展のための警鐘を叩き、同二十五年には佐野常樹が榎本外相の旨を受けて廣く各地を跋渉した。邦人のこれに對する移民發展を策せんがためである。明治二十九年には比島在留邦人十五人、同三十五年にはマニラに二十二人、イロイロ市に

二人、この外領事館に登録せざるものが若干あつたに過ぎない。日本の方では比島に対する発展を策しても、領有国スペインがこれを好まなかつたのである。然し明治三十三年米國領有後島内の秩序漸次安定すると共に、邦人の渡来も次第に増加し、三十四年に二百十五人、三十五年は三百七十五人の邦人渡来者があつた。

## 第二目 ベンゲツト道路工事

米國は比島領有後間もなく夏季の首都及避暑地として選定せるバギオに通ずるベンゲツト道路開鑿を計画したが、當初使用せる比島人、支那人労働者を以てしては、その完成容易ならざるを見て、一九〇三年六月新たに工事主任に任命されたケンシノン少佐は忍耐強く勤勉なる日本労働者の力に依るの外なごとして、日本労働者の移入を決意し、マニラの日本領事館に邦人労働者の供給につき斡旋方を依頼した。これは同年六月米國移民法が比島にも適用さるゝに至つた直後のことで、同少佐の非常

なる決意に基くものであつた。茲に於て我が領事は神戸渡航合資会社代理人稻葉卯三郎氏を推薦し、同氏とケンノン少佐との間に大要左の如き契約が成立した。而してケンノン少佐は米國移民法の比島実施直後なることを顧慮して同契約は特に口約で結ばれたといはれる。

需要總人口

一、〇二二人

内訳 人 夫（日給米金六二仙）

九〇〇人

石 工（同 一弗）

一〇〇人

人 夫頭（同 一弗二五仙）

二〇人

通 訳（主任月給九〇弗、助午同五〇弗） 二人

一 雇傭期間 工事完成迄一ヶ年

一 労働時間 毎日十時間

一 食事、宿舍、医薬は官費支給

一 ベンゲット州に於ける道路改築工事に従事すること、十五哩の道路

を日本人、支那人及比律賓人労働者の三者に各五哩宛分割担当せしむ

然るにケンノン少佐と契約を結んだ神戸渡航会社は大量移民の輸送を  
 施し得ず、遂に海外渡航会社及帝國殖民会社に之を委託するの已むなき  
 に至つた。一度ベンゲツト道路工事の報が傳はるや、當時本邦に於ける  
 十数の移民会社は競つて労働者の募集を引受けんとし、代理人をマニラ  
 に派遣して移民争奪戦を演じ、其の間種々の暗闘が行はれたので、我が  
 當局は移民輸送に關して割當制を定めて之を許可した、右の道路工事の  
 他、之と同時にマニラ鉄道會社に於ても日本労働者を入れんとし、フオ  
 ートマツキンレー兵舎の建築工事に要する大工の注文等もあつて比島行  
 移民は盛況を來した。明治三十六年秋以後明治四十一年迄に渡比せる本  
 邦移民の統計表を掲ぐれば左の通りである

比律賓群島渡航本邦移民統計表

取扱移民会社名	明治三十六年 渡航移民数	明治三十七年 渡航移民数	明治四十年 渡航移民数	明治四十一年 渡航移民数	計
比島移民会社	1	53	1	1	53



皇國殖民会社	山陽移民会社	森岡商会	三丸商会	防長移民会社	海外渡航会社	東洋移民会社	森島移民会社	東京移民会社	神戸渡航会社	中國移民会社	大陸殖民会社	帝國殖民会社	関西移民会社
--------	--------	------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

			一六二	三二六	二九〇		一四三		一〇二	五二	三七	三五八	
--	--	--	-----	-----	-----	--	-----	--	-----	----	----	-----	--

一三九	二四	四一		八〇	四六一		一四三	一三五	一九		一四	四五五	四〇
-----	----	----	--	----	-----	--	-----	-----	----	--	----	-----	----

					三十八年		二六	一八					
--	--	--	--	--	------	--	----	----	--	--	--	--	--

				四〇			四十五年八月迄 四二						
--	--	--	--	----	--	--	---------------	--	--	--	--	--	--

一三九	二四	四一	一六二	四四六	七五二	一二二	三〇四	一三五	一二一	五二	五一	八一三	四〇
-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	----

三九八

取扱移民会社名	明治三十六年 渡航移民数	明治三十七年 渡航移民数	明治四十年 渡航移民数	明治四十一年 渡航移民数	計
小見移民会社		二二			二二
合計	一四七〇	一六二六	<sup>三十八年</sup> 四十年	<sup>四十二年</sup> 四十四年	三、二七七

### 第三目 道路工事完成後の移民分散

明治三十八年ベンゲット道路工事が完成するや邦人移民の渡航は一段落となり、加ふるに日露戦役あり、移民会社の廃業相次いで起り、三十八年以降は既往移民は分散して、其の大多數はベンゲット州を下つて、或は農業労務者となり、或は鉄道工夫、大工、又は雑業に轉じ、新渡来者の数も亦急激に減少した。

### 第四目 邦人のダバオ開拓

此時に當り比島開拓の先駆者たる太田恭三郎氏は予て將來ミンダナオ

島の一角ダバオの地がマニラ麻の好栽培地たるべきに着目し、三十八年  
ベンゲット道路工事の完成によつて職を失ひ各地に離散せる邦人労働者  
中の百八十余名を率ゐてダバオに渡航し、前人未踏の原始林に最初の斧  
を振つてマニラ麻の栽培に着手した。之が今日邦人南洋発展の根據地  
となつてゐるダバオ開拓の濫觴である。大田氏は初めダバオ州バゴの地  
に同志と共に公有地二百町を租借し、麻栽培を試みたるに成績良好  
であつたので、更に千余町歩の土地を得て太田興業会社を創立した。其  
後氏は蕃地開拓の指導者となつて辛酸を嘗め拮据経営に努めた結果事業  
も漸く其の緒に就き、爾後其の範に倣つて事業に参加する邦人が次第に  
増加した。氏は業半ばにして病に斃れたが、其の記念碑は今日ダバオ州  
ミニタルの丘上に建てられて同地開拓の大恩人として日米比人の崇敬の  
的となつてゐる。

ダバオの邦人は法律の許す限り廣大な土地を得る爲め法人を組織し、

拂下又は租借の形式をとつて栽培に従事したが、麻の好況につれ漸次其の数を増し、大正七年―同八年頃の麻の好況時代には在ダバオ邦人約一万人、邦人会社五十数社を算するに至つた。然るに其後大正九年より始まつた第一次不況期に際しては帰國者續出し、大正十二年にはダバオの邦人数は僅かに二千七百人に減少した。同年度より麻相場漸騰するや、再び渡来者が年々増加し、其後昭和四年末に始まつた第二次不況期にも年々幾分づつ減少を見たが、昭和十年より市價昂騰をきっかけ、渡航者も激増し、今次事変に及んだのである。

二十五年前にはダバオ麻の生産は全比島生産高の三分乃至五分に過ぎなかつたが、在留同胞不断の努力により逐年その産額を増加し、昭和十四年には比島生産總額一、三二八、七九七俵中七三六、〇六三俵へ五五、四%を占めるに至つた。このダバオ麻の生産額の大割は邦人の手によつて栽培されてゐる。

## 第五目 邦人に対する圧迫

大正七年の麻好況時代に於て邦人の渡来者増加し、尚又當時邦人の南洋企業熱が盛で、タバオ方面に向つても投資をなすもの続出し、斯くて日本人の勢力が次第に増大し、事業も着々成功するに至るや、比島側に於て日本人の発展に対し何等かの制限を加へんとする警戒心を起さしむるに至り、既に此の目的で大正七年新土地法案が比島議會を通過した。之によれば官有地の拂下を受け、又は租借し得べきものは比人、米人並に比律賓又は米國法律に據り組織された法人で、其の株式の六割一分以上が比米人の所有たるものと限定されてゐる。同法案は米大統領の承認するところとなりなかつたが、翌年其の修正案が可決され、同年十一月遂に其の實施を見るに至つた。

然るに當時の邦人諸会社は土地の租借又は拂下の出願より許可並に相當の時日を要するので、許可を待たず開墾栽培に従事してゐるものがあるが、總數六十數社の中、正規の手続を経てゐるものは其の半にも達せ

ず、他の一半は新土地法によつて租借拂下共に許可されぬこととなり、既に開墾せるものも放棄せねばならぬ窮地に陥つた。茲に於て在比日本官民は協力して既得権益の擁護に當り比島政府と折衝の結果、大正八年十一月二十九日以前の出願に係る租借は之を許可し、拂下出願の分は租借に変更すれば之を許可するといふことに修正された。兎に角之によつて邦人の既得権を擁護することを得て邦人事業の基礎に安定を與へた。其後日本人を被使用人とする所謂バキアオ制度と称する請負制度の便法によつて邦人の農地入耕が行はれてゐた。近年迄土地法勵行の聲は幾度か挙げられたが、其の都度其の即時嚴重施行は日本人農耕者のみならず、カバオの発展にも不利なることを認識して、比島當局も極めて妥協的態度に出で問題は悪化に至らずして済んだ。

然るに昭和九年七月比島憲法起草委員会に於てカバオの日本人向題が論議せられ、折柄独立内題を契機として、民族意識作興の具に利用せられ、一部排日紙の喧傳と相俟つて全島に反響を呼び起した。こゝに於て政

府當局も漫然事態を黙過し得ざる立場に迫られ、昭和九年十二月調査団をカバオに派遣し、翌年二月にはロドリゲス農商務長官自ら出馬し、実地調査を行ひ、其の結果カバオに於ける不法租借、拂下及ホームテツド取消の命令が總督の名により行はれた。之によつて取消された件数は二百件近くに達し、それらは比島官吏、前官吏又は其の妻女並に一般比島市民の申請地に迄及び其の対岸方には多数の日本人が含まれて居り、之が爲め邦人は尠からざる打撃を蒙ることゝなつた。其後多年比島當局と折衝を重ねられたが、本問題は未だ最後の解決に至らずして大東亞戦争の勃発を見るに至つた。

#### 第六目 在比邦人状況

比島に於ける邦人は昭和十三年の狀態に於て見るときは、カバオの一萬五千の外、マニラに約五千、其他に約五千、総数二萬五千余に達し、全南洋在留邦人数の五割以上を占めてゐた。職業別を見ると農業が有業

者總數の四八、六%を占め、六二七六六人、商業が二〇、四%の二六四一人、工業が一、七%の二五一六六人、水産業が一、三%の一、四六六人となつてゐる。

邦商はその源流を一部は前記の道路工事の労働者に端を発し、ダバオの邦人麻栽培事業に附帯して同地方の主として日本人相手の商人が密集すると共に、マニラ、セブ其他の都會地にも発展した。近年に於る邦品の進出と共に邦人の小賣業者も著しく進出し、従来比島經濟界に不動の地位を占めつゝあつた華僑の地位をも脅かしつゝあつた位である。而して事ある毎に行はれた華僑の日貨排斥に多年悩まされ来たことは、馬來、蘭印に於ると同様である。

マニラ、ダバオ等を根據地とする本邦漁業者は昭和十三年に於て約一千五百名を算したことは前記の通りであるが、その近代的漁法による漁獲量は莫大で、その發展振も著しいものがあつたが、昭和七年比島政府は原住民の漁業を保護奨励する爲め、邦人の發展に不利な漁業法を制定



した。然し邦人漁夫の支援がない限り比島の漁業の発展は望めない状態にあつた。

## 第二項 英領馬來

明治四、五年頃から娘子軍は新嘉坡あたりにその姿を現はし、同地方の初期の邦人はこの娘子軍に附隨して発展したといはれる。

英人が馬來半島に護謨の栽培を開始したのは明治九年であるが、邦人としては笠田直吉なる人が明治三十五年英領馬來に於て斯業に着手したのが邦人栽培企業の濫觴とされる。然し邦人護謨企業が本調子に初まつたのは日露戦争終結後であり、爾後急速に発展し、明治四十四年に於て、ジョホール州を核心とする邦人經營の護謨園七九を算し、その面積八万英畝余に達した。大正六年先づペラ州が護謨用地拂下制限令を定め、間も

なく全英馬末に波及し、五十英町以上の土地拂下は許されず、土地の賣買も禁止され、こゝに邦人の英領馬末に於ける栽培事業への参加はもろくも阻止され、蘭印が新しい企業舞台として登場したのであつた。然しその後、に於ても護謨栽培は邦人企業の大衆で、その投資額は最盛時の一億円に及ばないとしても今次戦争前に於て約八千万円と推算された。

明治四十年頃から護謨企業が勃興するにつれて邦人の渡航する者がつぎ、且仲継貿易地としての新嘉坡に於る各種商品の活潑なる動きは邦品の進出を増加せしめた為め、更に又邦人鉄鉍業の進出に伴ひ、邦人の渡航するもの相次いで増加した。

戦前略々六千名に近い邦人の中その過半は新嘉坡を中心として在住し、その残餘はジヨホル地方を始めとして護謨栽培事業と鉍山事業に携つてゐた。馬末の鉄鉍は殆ど邦人の採掘経営に係るものであるが、鉄鉍の外に、満俺、ボークサイト等の採掘にも従事してゐた。

水産業は今次事変迄は邦人が馬来の斯界を牛耳つて居り、昭和十年には邦人漁夫千六十三人に達したが、事変後相次で各種の制限束縛を加へらるゝに及び遂に凋落の一途を辿りつゝあつたものである。

昭和四年以来の國際護謨減産協定の成立の前後、南洋全体に亘る護謨企業に対する深刻なる打撃は、邦人にして帰朝するものを続出せしめた。其後漸次護謨企業も持直すに至つたが、二百万に近い馬来華僑の事ある毎に行ふ排日運動或は第二次歐洲大戰の進展に伴ひ、半島の戦時体制が益々強化されるに従ひ、在留邦人に対する制限と障碍は愈々倍加し、これが爲め在留邦人の窮迫の度は日を追うて増加しつゝあつたのが戦前の状態である。

第三項 英領北ボルネオ及サラワク

英領北ボルネオに於る邦人の発展は近年特に顯著なるものがある。邦人の事業は水産業と栽培業に分れ、何れもタワオを中心として経営され、これが為め曾ては一寒村に過ぎなかつたタワオが新興都市として飛躍的発展を遂げ、第二のダバオと称されるに至つた。水産業はボルネオ水産会社が経営してゐる漁業及罐詰製造である。栽培事業の双壁をなすものは日産護謨園と三菱系のタワオ・エスケートである。英領北ボルネオの在留邦人数は昭和十三年十月現在に於て一千三百余名であつた。

英領北ボルネオは事変前迄は、蘭印と異り、邦人の努力に敬意を拂ひ、比較的邦人を觀迎した地域であつた。

サラワクに於ける邦人の事業は、日沙商会の護謨栽培事業と山下護謨園で、在留邦人は百数十名で、その大部分はクチン市地方に居住し、残餘はミリ及び其の附近に在住せるものであつた。

日沙商会の事業は、我國南洋開拓の先驅者故依岡省三氏の遺志を継ぐもので、明治四十三年同氏がサラワクに赴いて、土地を踏査し、同國內に一万英反の租借を願出たるに始まる。同氏は帰途風土病に冒され、不幸にして翌四十四年京都で没した。

#### 第四項 蘭領東印度

南洋に於る邦人發展の先驅をなした娘子軍の進出は蘭印方面にても見られ、明治の末期に至る迄に蘭印のみにも千五百餘名を算へるに至つたといはれる。明治二十四年頃、既に爪哇のバタビヤで貿易に従事してゐた邦人があり、それより稍、後に至ると各地に漸く邦人の姿を見たが、蘭領印度に於る日本人の活動が幾分目立つて来たのは、日露戦争以後のことである。然もこれが愈々活潑となり、各種栽培事業の勃興を見る

に至つたのは、第一次歐洲大戰終結後のことに属する。

明治三十四五年頃迄は、日本人は支那人と同様に取扱はれ、文明人としての待遇を受け得なかつた。支那人居住地外に居住も出来ず、旅行しても官吏や高級旅行者を除りては支那人旅館以外には宿泊も出来なかつた有様である。日露戦争後に於ても邦人に対する蘭印官憲の態度には、屢々明朗ならざるものがあつた。

日露戦争後賣樂行商の黄金時代の波に乗つて渡航するものが続出した。これが小資本を貯へて日用雜貨の小売商となり、日本内地商業者もこの頃から次第に進出し、年と共に在留者の数も増加したが、大正初期に至る迄は著しい発展を見るに至らなかつた。次で第一次歐洲大戰の勃発は在留邦人の飛躍的發展を齎らした。これより邦人の商業貿易的活動は著しく、之に呼応する大資本企業の移駐と、その従業者の渡航するものも漸次増加し、その数は年々約四百名に達した。従来英領馬來に限られてゐた各種栽培事業が蘭印に進出し来つたのは此頃のこととて、その後消

長はあつたが、逐年邦人の事業と実力とを整備、充實、強化して今次の戦争前に及んだのである。戦争前に於る蘭印邦人商業関係者の約三分の二は前記の時期に入國したものといはれる。

在蘭印邦人本業者は昭和十三年度調査では總數三千三百人中、商業者約二千二百人を占め、比律賓の原始産業従業者が圧倒的多数なると対蹠的傾向をなしてゐる。

蘭印は日本商品が進出し、日本の新たなる企業投資が旺盛となつた昭和八年頃から、日本を目標とせる各種の制限令を發布するに至つた。即ち昭和八年の外國人入國制限令、昭和九年の營業制限令、昭和十年の外國人勤勞制限令及び昭和八年以降各種品目に亘つて制定された非常時輸入制限令等がそれであるが、中でも前三法令の制定によつて邦人従業員の入國は著しく窮乏となり、渡航上尠からざる障礙を来し、邦人の進出は困難なものとなつてゐた。

外國人入國制限令は、昭和九年一月より実施されたもので、それは總

督が前年末日に於て、翌年度に入国を許可すべき外國人の總数を決定し、これを十五群に均等分して、これを各國別の入国許可割當とする制限令である。入国總数は当初一万二千人と決定せられ、各國割當は八百人とされしが、昭和十五年總数を一万人に限定し、各割當は六百六十六人に制限した。然し、實際はこの外、外國人勤勞制限令の適用の結果、従業員として新たに蘭印に入国し得る邦人数は、近年の平均は一年約百五六十名に過ぎない状態であつた。

外國人勤勞制限令は、昭和十年八月より施行されたもので、その目的とする所は、知識階級に屬する歐洲人（日本人は歐洲として待遇を受けてゐた）の勤勞の爲めに入国するのを蘭印政府の裁量により實に於て制限せんとするものである。本令は歐洲人以外、例へば支那人には適用されず、この適用を受けらる一般歐洲人は實際左程の入国数を見てゐないので、結局日本人のみが制限を受けることになり、在留邦人の事業發展乃



至は企業経営に非常なる打撃を齎らした。

昭和十三年十月現在の蘭印在住邦人は六四六九人であるが、その内四五〇八人はジャバ島に集中し、他の約二千名は外領に散在、内八四七人はスマトラ島に居住してゐた。ジャバ島の邦人の大多数はスラバヤ、バタビヤ、サラマン等の各大都市を中心とし、廣く奥地に亘り商業に従事し、在札三百と称せられる日用雜貨品取扱の小賣商は特色ある存在となつてゐた。中部及西部ジャバでは会社、個人経営の農園があり、その内中部ではサイザル麻、護謨、甘蔗、ココ椰子、花卉、蔬菜等を、西部では護謨、茶、珈、ココア、規那等を栽培してゐた。

蘭印に於る邦人の栽培事業地はスマトラ島に集中してゐる。同島に於る栽培事業地は東海岸川に多いが、北部及南部地方に分散してゐるものも尠くない。主として護謨と油椰子の栽培に従事してゐた。同島に於る邦人の商業は南部のパレンバンと北部のメダンを中心に行はれて活況を呈してゐたものである。

蘭印ボルネオでは護謨の栽培に従事するものが最も多く、同農園数は約四十に及んでゐた。尚同領東海岸サンクリラン地方ではラワン材の伐採も行はれ、パンジセルマシオン、ランタオ等では邦人小売商が商業に従事してゐた。

セレベスの北部メナドを中心とするミナサ州及び同島南部の商業都市マカッサルも亦邦人の有力なる発展地であつた。同島では漁業に従事する邦人最も多く、之に次ぐものは椰子栽培等及小売商業であつた。北部のビートンと南端のブートンを根據地とする邦人漁業は特に鯉漁業と真珠の養殖を以て有名であつた。

ニューギニアに於る邦人唯一の事業として南洋興発会社はサルミ地方の農場で八百町歩の棉作を行つてゐた。

蘭印諸島東端に近きドボ島は人口僅かに約千五百に過ぎないが、その内邦人百人を超え、同島の主要産業たる真珠及コブラの採取は殆ど邦人の手で行はれてゐた。

## 第五款 満洲開拓民

### 第一項 満洲事変前の状態

一般邦人の満洲に於ける活躍は日露戦争以後であつて、明治三十五年一月には全満で一九〇二名であつたが戦後の明治三十八年九月には、五二一五名に達し、翌三十九年南満洲鉄道株式会社が創立せられ、同年末邦人現在数一六六一三名、同四十年末三七八八五名に増加したが、大部分は会社員又は商人等で、農業者は極めて僅少であつた。

この間、戦後の我が満蒙政策は所謂満韓移民集中論となつて、満蒙経営の重要なことが強調せられた。即ち後藤伯はその満鉄総裁就任に当り、満洲に五千万の邦人移民を保有せんことを堅持し、移民を以て満韓経営要務の第一とせざるを始め、小村外相は明治四十二年二月第二十五回帝國議會に於て「日露戦役の結果帝國の地位一変し其の経営を行ふべき

地域の拡大を見るに至りたるを以て、我が民族が濫りに遠隔の外國領地に散布するを避け、なるべく之を此の方面（滿蒙をさす）に集中し、其の結合一致の力により経営を行ふことを必要とするに至りたりしと言明し、滿韓の経営に意を注いだのである。然し當時は邦人の農業を試みるもの依然少く、偶々附屬地の農耕地を借り受けて農業経営に従事するものがあつても一攫千金を夢みて渡滿せるもの多く、最初より農業の経営を有せず、然も農業以外の他の目的を以てゐるものであり、その経営は動もすれば、不真面目に陥り、或は土地を全く漢人に轉貸して不正を貪るものも少くなかつた。斯くして、日露戦争後滿蒙経営策として、滿蒙移民計画が屢々論議せられたるに拘らず、結局何れも失敗に帰し、滿蒙事変前迄は何等見るべき実績を挙げ得なかつた。

然し滿洲に眞の意味に於ける日本人農業の勃興を見るに至つたのは大正初年以降である。即ち明治末年より大正初葉に亘り我が人口食糧問題は漸く重大となり、滿洲の農業経営は日本の将来に対し甚大なる影響を

存する結果となり、同時に滿蒙に於ける邦人農業植民問題も極めて緊要なる研究問題となるに至つた。一方大正の初年は日露戦争直後の戦捷景氣の反動があらはれ、整理緊縮時代となり、利権獲得熱が醒め、一部在任邦人の眼は地味な農業に向つて注がれ、水田熱が起り、農業経営特に水田経営を求めた。然し未だ計畫的、團体的邦農の移住計畫は行はれらるに至らなかつた。斯くの如く、滿洲の経営が次第にその歩を進めるや、滿洲に日本人を定着せしめる基本的手段は対滿農業開拓民にありとなし、集團的邦農移住計畫が滿鉄沿線に於ける除隊兵移民、関東州に於ける愛川村、大連農事会社移民計畫等として生れに至つたのである。先づ大正二年滿鉄は始めて邦人農業の積極的援助に關する方針を確立し、鉄道附屬地を一の大試験場と看做し、邦人農業者をして之を経営せしめ、その實際に於ける成績に徴し、滿蒙植民問題の一資料となすべく、特に大正三年以降同六年に至る四年間に鉄道守備隊滿期兵合計三十四名に附屬地を貸與して農耕に従事せしめた。一方大正元、二年の頃、當時の関東

都督福島大将は滿洲に邦人を定着せしめる爲め、種々調査研究の結果、關東州内に移住適地を求めて茲に州内農業移民計畫を樹立した。この計畫は同都督後退任後の大正四年に於て實現を見るに至つたのであつて、同年金州附近に愛川村なる一村を創定して山口縣人を中心とした十九戸を試験的に入植せしめた。然し右の滿鉄移民及愛川村移民共に何れも殆ど不成績に終つた。その後昭和三年當時の滿鉄副總裁松岡洋右氏の「今日の悪化せる日支間の關係を打開する根本的方策は、土地に定着する日本農民の移植によるべし」との滿洲開拓日本農民依存の持論に基き、滿鉄は翌四年四月「内地人農家を關東州内に移住定着せしめる爲め、必要な土地の收得分配、開拓民の募集扶植その他農業開拓民の安定獎勵指導に必要な事業を經營する」事を主たる事業目的とする大連農事株式会社を設立、事業計畫として五千町歩の土地を以て、五百戸の邦人移民を入植せしむることとしたが、土地の買収、整理其他準備に時を費し、事業実施後幾何もなくして滿洲事變に遭遇した。

斯くの如く過去に於ける我國の対滿移民は遺憾なく失敗の歴史であつた。その原因は主として、外部的には、滿洲に於ける土地権利の不確實及び支那官民のあらゆる妨害によるものであり、就中、土地高租問題が永らく未解決の儘にあつたことは、我が対滿進展に致命的な障害を與へた。内部的には、移民の選擇を誤つたこと、即ち、素質不良にして農業に不真面目なものが多く、比較的人選の嚴重に行はれた除隊兵移民でさへ、一攫千金を夢見、射利的事業に没頭する当時の在滿邦人の一般的悪風に感染影響を受けたことが尠くなかつた。その外、移民を奨励、助長、指導する方法に於て甚だ不徹底であつたこと、更に滿洲農業に対する邦人の無経験と研究の不足等が挙げられる。

斯様の次第で滿洲事變前に於て滿洲在住邦人数は關東州を含めて二十万人（關東州を除けば昭和六年十月現在十一万二千人）と称せられたが、その過半は滿鉄社員其他官廳の官吏及びその家族であり、その他も多くは浮動的な商工業者であつて、移植民的意義に於て重要な農業に従事す

る定着的移民に至つては極めて少数で、邦人總数の約三%程度のものに過ぎなかつた。

## 第二項 滿洲事変後の開拓民

然るに昭和六年滿洲事変勃発し、翌七年滿洲国が創建せらるゝや、上記の諸障碍中少く共外部的障碍は除去せられ、對滿國策遂行上滿洲移民の重要性が認識せらるゝに至つた。即ち日滿不可分關係を基調とせる兩國の國策的見地より邦人農業移民の必要が強調せられ、拓務省は昭和七年初頭滿洲移民計畫大綱を草案し、第一期計畫として十箇年十万户送出計畫を樹てた。

次いで現地の諸調査、諸準備も済み同年十月特別農業開拓民四九三名を北滿三江省永豐鎮に入植せしめた。入植後の生活は全く苦闘其者であ



つて匪賊と戦ひ、土地と戦ひ、その建設の困難は言語に絶し、尠からざる退団者を出した。その後第二次、第三次、第四次と連年集團開拓民を送り、昭和十年に至るまで約一八〇〇名を入植せしめた。

第二次移民團迄は所謂武装移民の時代であつて、第三次以降は普通の集團農業開拓民として入植した。而して第四次迄は毎年僅か五百戸宛の豫算が計上されたに過ぎず、その名称も「試験移民」と称せられ、政府の方針亦積極性を缺いたが、既往四年間の経験に徴し、その定着の確實性が実証せらるゝや、その試験的成果に鑑み、翌十一年始めて一千戸分の予算が承認せられ、滿洲移民事業も茲に創始後五年目に漸く軌道に乗るに至つた。因に前記第一次、第二次移民は年齢三十才以下の既教育在郷軍人に限りたる爲め、既婚者尠く、従て「家族移民」と言ふを得なかつたが、第三次以降は年齢の制限及既教育在郷軍人なる資格は漸次緩和せられたので、既婚者の割合も増加し、次第に家族移住の色彩を帯び来つたのである。

一方昭和八年第二次移民迄は満洲國政府は殆どこれに因興せず、僅かにその治安部のみが関東軍と協力して入植並に入植後の経営に種々協力支援せるに止まつたが、昭和九年以降は満洲國政府中央部に於ても積極的に邦人移住を奨励援助するに至り、爾來満洲開拓民事業は頓に活潑と  
なつた。

試験開拓民の成績良好なるに鑑み、昭和十一年には第五次開拓民として一千名を送出したが、同年八月、時の内閣は満洲開拓の重要性を深く認識し、之を重要國策の一項目として採用するに至つた。即ち二十箇年百万戸開拓民送出計畫を樹立し、翌昭和十二年度より実施された。その  
具体的送出豫定数は次の通りである。

- 第一期 (昭和十二年度—同十六年度) 十万户
- 第二期 (昭和十七年度—同二十一年度) 二十万户
- 第三期 (昭和二十二年度—同二十六年度) 三十万户
- 第四期 (昭和二十七年度—同三十一年度) 四十万户

本百万戸計畫の実行機関として、昭和十二年六月、従来の満洲國特殊法  
人満洲開拓株式会社と日滿兩國籍を有する満洲拓殖公社に改組し、之が  
監督機関として、満洲拓殖委員会が日滿兩國の決定に基き設立された。

一方翌昭和十三年度より滿蒙開拓青少年義勇軍の制度が創始され、集  
團農業開拓民と併行して、毎年多数の青少年が満洲に送られてゐる。

斯くの如く満洲開拓民は昭和七年以來実施せられ、其後着々と進展し  
て来たが、こゝに満洲國の急速なる發展と支那事變勃發後の東亞の新事  
態に即應する為め、開拓政策に根本的な再検討が加へられ、昭和十四年

十二月満洲開拓政策基本要綱の確定を見るに至り、爾來満洲開拓事業は  
すべて本要綱を基準として運営施策されることゝなつた。同要綱の主要  
事項は、基本方針としては満洲開拓政策が日滿兩國の一体的重要國策で  
あり、殊に新大陸政策との關係に於て最も重要なる点を強調し、且日本  
内地人開拓民を中核とする日滿不可分關係の強化、民族協和の達成、國  
防力の増強、産業の振興、農村の更正等がその指標たることを明かにし

てゐる。

北満の沃野に大和民族の移動が開始されてから既に十年を経過した。その経緯概略上述の通りであるが、満洲開拓民の移住定着自体の中に多分に國防的意味が含まれてゐることには言ふまでもない。北満一帯を占める満洲開拓地が普通の移住地と異なるところは、実にそれが一衣帯水の彼方に蘇聯邦を控へてゐるといふ点にある。満洲開拓地は、それが土であると共に壁であり、資源であると共に防塞である。同時に満蘇國境四百年の歴史的背景から見て、その壁、その防塞は長期の壁、持久の防塞であらねばならぬ。満洲開拓民の重大なる特異性は實にこゝに存するのである。

### 第三項 在滿邦人の職業別構成

滿洲に邦人が進出したのは遠く日露戦争後に其の期を求め得るが、夥しい集團が進出されるに至つたのは滿洲事変後最近の時期に屬し、其の人口現象は誠に注目すべき問題となつてゐる。故國を後にして新天地に移住した人達が滿洲國內でどのやうな生活態様を持ち、同國の發展に寄與してゐるか、詳細な職業別構成への分析や、所得状態の調査等は殆んど見るべきものが發表されて居らない。之は滿洲國に於ける統計調査機關の整備が建國早々の為、充分に行はれず、之等の方面の調査に近年が届かなかつた事に基因するものと思はれる。康徳七年十月一日を期として、日本の國勢調査と同時に滿洲國の第一回國勢調査が施行せられた。此の調査の結果は滿洲人口に関する確實な資料を與へるものであるが未だその全部的な數字が發表されてゐない。従つて一昨康徳六年十月一日現在の警察統計が唯一の滿洲人口に関する信賴すべき資料なのである。

其れに基き、取敢へず在滿日本内地人の職業別構成状態を概観する事に  
する。

(一) 康徳六年十月一日(昭和十四年)現在の在滿日本内地人総数は六  
方三千六百九〇人で此の中、男は三六万一千三百三十七人、女は二五万二  
千三百五十三人である。此の中有業人口総数は三二万八千二百三十三人であ  
るから、在滿日本現住民の五三・四八%が何等かの職業に従事してゐる訳  
である。

今第一表は在滿日本内地人有業者人口の職業別構成状態を示すもので  
あるが、有業者中、圧倒的な比重を占めるものは公務自由業の二五・一%  
である。次いで工業の一八・五%、商業の一八%が続ぎ、主として開拓民と  
して計画的に送り込まれてゐる農牧林業は一〇%で呼聲の割に比率は案  
外少い値を示してゐる。

第一表 日本内地人有業者別人口

業種	実数			百分		
	总数	男	女	总数	男	女
全 國	六一三、六九〇	三六一、三三七	二五二、三五三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
有 業 者	三二八、二三三	二五九、三六三	六八、八七〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
農 牧 林 業	三三、一八五	二六、九五七	六、二二八	一〇〇	一〇〇	九〇
漁 業	一四七	一三六	一一	〇	〇	〇
鉱 業	二三四、四七	二二、一六九	一、二七八	七・一	八・五	一・八
工 業	六〇、七六〇	五五、七六四	四、九九六	一八・五	三一・五	七・二
商 業	五九、一三九	三四、五七九	二四、五五〇	一八・〇	一三・〇	三五・六
公 通 業	二八、三三九	二六、一九六	二、一四三	八・六	一〇・一	三・一
公務自由業	八二、五七二	六七、八六二	一四、七一〇	二五・一	二六・一	二一・三
家事使用人	一〇、七八〇	五、二二九	五、五五一	三・二	二・〇	八・〇
其他有業者	二九、八七四	二〇、四七一	九、四〇三	九・一	七・八	一三・六
無 業 者	二八五、四五七	一〇、一九七四	一八三、四八三			

昭和二十一年

更に男女別に考察すれば次の通りである。在満男子で公務自由業に従事する者が最大で、工業、商業、農業、交通業が夫々之に次ぐ。女子は商業に従事する者最も多く三五・六%、公務自由業之に次ぎ二・三%である。

(二) 公務自由業

諸、比重の最も高い公務自由業に於ては如何なる態様を示してゐるであらうか。第二表は此の公務自由業中、官公吏又は雇傭人として職業生活を送つてゐるものが、男女共に圧倒的の比重を占めてゐる事を物語つてゐる。総数四万七千九百四十四人、五八%が首府に於て建設行政に携つてゐると云ふ事は注目されねばならぬ。之に次いで其の他の自由業と云ふ部門を除外するならば書記が多く、一〇%次いで医療、教育が夫々六・七%六・五%を占めてゐる。

第二表



	実数			百分分	
	總数	男	女	總数	女
公務自由業	八二五七二	六七八六二	一四七一〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
1 官公吏雇傭人	四七九四四	四三、四七四	四、四七〇	五八・〇	六四・〇
又陸海軍現役					
3 法務	六〇四	五六九	三五	〇・七	〇・八
4 教育	五三六六	四、三五九	一、〇〇七	六・五	六・四
5 宗教	一二五九	九五一	三〇八	一・五	一・四
6 医療	五五二九	三、四六六	三、〇六三	六・七	三・六
7 書記	八三九六	六、〇二三	二、三七三	一〇・一	八・三
8 文藝技術	七七九	六四四	一三五	〇・九	〇・九
9 其他自由業	一、二六九五	九、三七六	三、三一九	一五・三	一三・八

今公務自由業に携れる満人、鮮人、其他の外國人を瞥見すれば第三表

の如く、満人が圧倒的の大多数を占め、日本内地人は僅かに其の一角を占めるに過ぎない。だが、公務自由業中、日本人の一番比重の高い官

第三表 民族別公務自由業者

總数	満人	日本内地人	朝鮮人	其他外人
八六〇、一八九人	七四〇、五〇四人	八二、五七二人	三、九二五人	五、一二八人
一〇〇、〇〇〇%	八六、〇九	九、六〇	三、七一	〇、六

公吏——即ち行政権を握つてゐる部門ではどうであらうか。

第四表 民族別公務自由業構成

總数	満洲國人	日本内地人	朝鮮人	其他外人
官公吏雇傭人	七四〇、五六四	八二、五七二	三、九二五	五、一二八
	二〇、二、四六五	四七、九四四	九、〇七五	一、五四八

又 陸海軍現役	1 官公吏雇傭人	總 數
	二七・三	一〇〇・〇
	五八・〇	一〇〇・〇
	三八・四	一〇〇・〇
	三〇・一	一〇〇・〇

百分比

2. 陸海軍現役	3. 法務	4. 教育	5. 宗教	6. 医療	7. 書記	8. 文藝技術	9. 其他の自由業
五七・一〇	七〇・二三〇	六三〇・八一	五一・五九八	一七〇・六三	一・二四三七	三一七・九八〇	
六〇・四	五三六・六	一・二五九	五・五二九	八・三九六	七・七九	一・二六九五	
一四・四	二七〇・七	一・六五九	一・六八七	一・三四九	三・八〇	一・四九二四	
一・三	八二・六	六八・六	七八・四	六七・二	九・二	五〇・五	

11.11.21

	3. 法務	4. 教育	5. 宗教	6. 医療	7. 書記	8. 文藝技術	9. 其他の自由業
滿洲國人	0.7	9.4	8.5	6.9	2.3	1.6	42.9
日本内地人	0.7	6.5	1.5	6.7	10.1	0.9	15.3
朝鮮人	0.4	8.4	5.1	5.2	4.2	1.1	46.7
其他外人	0.2	1.6	1.3	1.5	1.3	1.7	9.8

第四表の示す通り、滿洲國人官公吏は二〇・二、四六五人に比べて日本人官公吏は四七、九四四人であるから量的には滿人の方が多いが、滿人の官公吏が公務自由業中占めてゐる地位は二七・三%で日本人は五八・〇%であるから、割合から言へば日本人が圧倒的比率を占めてゐると云ふ事が出来る。量的な比較でなくて夫々の民族の請業務に於る地位から見



	實數		百分比	
	總數	男	女	男
窯業、土石加工業	二一五九	二〇五七	一〇二	三・六九
金屬機械器具運搬用具	九〇六六	八七三七	三二九	一五・六七
精巧工業	九八八	九三五	五三	一・六八
化學工業	二三四九	二一七六	七三	三・九九
纖維工業	一七五一	一五四二	二〇九	二・七七
被服裝身品製造業	二六九六	二〇四二	六五四	三・六六
紙印刷業	二二六四	二〇九八	一六六	三・七六
皮革、骨、羽毛等製造	五七四	五三三	四一	〇・九六
木竹、草蓆等製造	一七二二	一〇三八	一三四	一・八六
食品類製造業	五六三三	四三三八	一三〇五	七・七四
土木建築	一四、二五九	一四、〇八九	四四〇	二五・二七
電氣、瓦斯、水道	六、一二二	五、八八四	二三八	一〇・五五
其他工業的職業者	一一、五六七	一〇、三一五	一、二五二	一八・五〇
				二五・〇六

其他工業的職業者を除くなら、次に位するものは金属、機械器具運搬用具製造業であつて、近代的重工業の移殖育成途上にある満洲國に主として産業指導者として役割を持つ日本人の面目を物語るものである。次いで電気、瓦斯、水道事業が来る。一瞥して直ちに判明する事は在満日本人工業従業者が其の大半以上の數量を以て重工業或は建設事業に従事してゐることである。満洲に於る工業生産力が一定の水準に達せる場合には工業人口の構成状態に變様を觀取し得られるものと想定される。

民族別工業人口を見ると第六表の示す如く、満洲國人が其の九割を占め、七三六三五人と云ふ尠大な人口を構成してゐる。日本内地人は六万七百六十人で全工業人口の五分七厘朝鮮人は二六九六五人で二・五三%、其他の外國人は〇・五%で殆んど云ふに足りない。

總 数	満 人	日 本 人	鮮 人	其他外國人
一〇六五、六九一人	九七三、六三五	六〇、七六〇	二六、九六五	五、三三一
一〇〇・〇〇%	九一・二七	五・七〇	二・五三	〇・五〇

第七表は民族別に見たる工業人口の詳細な構成状態を示すものである。日本人は金属工業（一四・九%）、土木建築業（二三・四%）、瓦斯、電気、水道等の如き部門に比率が高いが、満洲人も日本人と等しく土木建築に於て一八・一%と云ふ相当の比重を占めてゐる。唯興味あるのは窯業土石加工業の如き建築の基礎となる部門に約一割近い人口が集中してゐる事及び何れの部門にも属せざる工業的職業部門に属せるものが二五・〇%と云ふ比重を持つてゐる事、更に食料品製造業に一割三分と云ふ比重を持つ人口がある事等である。更に日本人の場合一〇%を占める電気瓦斯、水道の部門には満人一・八%、朝鮮人三六%、



第七表 民族別工業人口 (2)

工業全數	滿洲人	日本內地人	朝鮮人	其他外國人
1. 鑛業土石加工業	九四、三九七	二、一五九	一、二七〇	一、二一
2. 金屬機械器具運搬用具	六三、四〇八	九、〇六六	一、五〇一	四三六
3. 精巧工業	一三、九二八	九八八	三八五	一七三
4. 化學工業	一〇、七三八	二、二四九	四二五	四四
5. 纖維工業	五四、九六七	一、七五一	六八五	一七
6. 被服裝身品製造業	六七、一四四	二、六九六	二、三一七	一〇、九六
7. 紙印刷業	三四、〇九九	三、二六四	一、一五九	三五
8. 皮革、骨、羽毛等	二九、九二八	五七四	五〇五	一九八
9. 木竹草蓆等	四一、九〇二	一、一七五	一、六九二	六四
10. 食品類製造業	一二四、八五三	五、六二三	三、九五二	九二一
11. 土木建築	一七七、〇一八	一、四二五九	五、六七五	二、九三
工業全數	九七三、六三五	六〇、七六〇	二六、九六五	五、三三一

百分比

工業全數	百分比			
	滿洲人	日本內地人	朝鮮人	其他外國人
1. 窯業土石加工業	九、七	三、五	四、七	二、二
2. 金屬機械器具運搬用具	六、五	一四、九	五、五	八、一
3. 精巧工業	一、三	一、六	一、四	三、二
4. 化學工業	一、一	三、七	一、五	〇、八
5. 纖維工業	五、六	二、八	一、五	〇、三
6. 被服裝身品製造業	六、九	四、四	八、五	二〇、五
7. 紙印刷業	三、五	三、七	四、二	六、五
工業全數	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇
12. 電気瓦斯水道	一七、七六八	六、一二一	七、一七	一、二七
13. 其他工業的職業者	二四、三四八四	一、五六七	六、六八二	一、四九〇

8. 皮革、骨、羽毛等	三、〇	〇、九	一、八	二、七
9. 木竹草、蔓等	四、三	一、九	六、二	一、二
10. 食品類製造業	一、二、八	九、二	一四、六	一七、二
11. 土木建築	一、八、一	二、三、四	二一、〇	五、四
12. 電気、瓦斯、水道	一、八	一〇、〇	二、六	二、三
13. 其他工業的職業者	二五、〇	一九、〇	二四、七	二七、九

外人三、三%と云ふ比率はそれだけ見るならば一見日本人が圧倒的の如く思はれるが実数の上では滿人は一七、七六八人であるから六一二二の日本人よりは遙かに大きい人口量である。

#### (四) 商業

商業に於ては第八表に見る如く、総数五万九千百三十九人で此の中所謂狹義の商業に従事せるもの三、五二八人で全体の五割五分に当り、次いで接客業は三九%で二万三千五百四十八人金融保険業は之等上記の

二部門に比較すれば量に於ても率に於ても低い値を示してゐる。

第八表

	実数		百分	
	男	女	男	女
商業者	三、四、五、七、九	二、四、五、五、〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇
金融、保険業	三、〇、五、三	五、五、七	五、五.〇一	七、五.六二
接客業	五、九、三、四	一、七、六、一、四	三、九.八二	一、七.一六
合計	三、三、五、二、八	六、三、七、九	七、五.〇一	二、五.九八
合計	二、三、五、四、八	一、七、六、一、四	三、九.八二	一、七.一六

男女別の構成の中、特記すべきは女子の接客業者である。

在満女子の中で商業に従事せるものゝ全数は二万四千五百五〇人であるが、此の中約七割に相当する一万七千六百一十四人のものが接客業者である。建設に女がつきものたるは常識であるが、此の数字は其の迎の事情を物語るものではなからうか。

第九表は民族別、商業者数を示すものであるが、率の上で接客業者の

多いのは日本人の約四割と朝鮮人の約二割八分とであつて、満洲國人及其他の外國人は一割内外である。此の点は一つの注目すべき点であらう。次に狭義の商業の點では日本人よりも朝鮮人、朝鮮人よりも第九表 民族別商業人口

	滿洲人	日本人	朝鮮人	其他外人
商業者	一、二五五、一六九	五九、一三九	四、七八七	三、八八二
人商業	一、一一九、五七九	三三、五二八	二、八八三	三、三二一
金融保險業者	九、九〇〇	三、〇五三	九、〇三	五七
接客業者	一、二五、六九〇	二、三、五四八	一、二、〇五四	五、〇四

百分比

商業者	人商業	金融保險業者	接客業者
一〇〇、〇〇〇	八九、一九	〇、七八	
一〇〇、〇〇〇	五五、〇一	五、一六	
一〇〇、〇〇〇	六八、九九	二、一六	
一〇〇、〇〇〇	八五、五四	一、四六	三、〇二

其の他の外國人其の他の外國人よりも滿洲に於て圧倒的比重量を占めて  
ゐる。滿人は約全体の九割を占め、一、一、九、五七九人が之等狭義の商  
業に携つてゐる。金融保險業者は比率の點では日本人が一位を占めて  
ゐる。唯量の點で滿人の九、九〇〇人は割引つて考へなければならぬ。  
即ち之等のものは所謂大資本の下に於る商人でなく錢棧とか或は小規  
模の金貸しの形態のものと考へられる。従つて近代的金融機関の実権  
を握つてゐるものは量的にも日本人が優れてゐるものと推察されるの  
である。

(五) 農 業

第十表は日本人の農業人口を示すものであるが、農業人口が日本人  
有業者人口の約一割を占むるに過ぎない事は既に述べた通りである。  
開拓計劃の進捗に従ひ、此の比重の相当の変動は当然豫想せられる所  
である。所で三万三千八百八十五人の農牧林業者中、純然たる農耕に従  
事してゐる者は三万三百十三人で殆んど其の九割一分を占めてゐる。



總 数	滿 人	日 本 人	朝 鮮 人	其 他
一五、〇五八、四六九人	一四、五四二、四八九	三、三一八、五	四、七二〇、二五	一〇、七七七、〇
一〇〇、〇〇%	九六、五七	〇、二二	三、一三	〇、〇七

所で第十一表にも示される如く、全滿洲の農業人口は一五、〇五八、四六九であつて、滿洲人農業人口は一四、五四二、四八九であるから、其の実に九割六分を占めてゐる事となる。之に比較すれば日本人、朝鮮人の農業人口は物の数ではないが、朝鮮人は四七三、〇二五で日本人よりも遙かに多い。従つて滿洲の農産物の生産は殆んど滿人農民の汗と油の結晶によるものといつてよい。滿人農民の間に突進して日本開拓民が農業経営の充實を期し得るか否かは今後に残されて、解決を迫るべき問題と云はねばならない。

第十二表 民族別農業人口



		滿洲人	日本人	朝鮮人	其他外人
農牧林業者	農牧林業者	一四、五四三、四八九	三三、一八五	四七、三〇二五	一〇、七七〇
	1. 農耕者	一四、三四六、四七九	三〇、三一三	四六、五、三六八	五、三六三
	2. 養蠶業者	四七、〇〇四	九	七	
	3. 畜産業者	八九、八四一	四一九	四一七	一、四二〇二
百分比	林業者	五九、一六五	二、四一四	六、二三三	一、二〇五
	農牧林業者	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
	1. 農耕者	九八、六五	九一、三五	九八、五〇	四九、七九
	2. 養蠶業者	〇、三二	〇、〇三	〇、〇〇	
農牧林業者	3. 畜産業者	〇、六一	一、二六	〇、〇八	三九、〇一
	4. 林業者	〇、四〇	七、三六	一、三二	一一、一八

第十二表は民族別人口であるが、率の上で見るとは朝鮮人、満洲人は其の殆んどものが農耕に従事し畜産、林業に携るものが比較的少い。其の他の外國人にあつては農耕に従事するもの四九・七九%畜産に従事する者、三九% 林業一%で他民族とは異つた構成状態を示してゐる。

### (六) 鉍業

日本人の鉍業人口は第十三表に示す如く、二万三千四百四十七人で、其の中、金屬工業に従事せる者一万一千七百五十七人で五割を占め、非金屬工業は一万一千七百十四人で四割九分を占め、製塩業は殆んど数ふるに足りない。殆んど鉍業部門は男子の独断上で、女子の千二百七十八人は鉍業労務者ではなく、事務員と看做るべきである。

### 第十三表

業種	実数			百分数	
	総数	男	女	男	女
鉱業	二三四四七	二二、一六九	一、二七八	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇
金属工業	一一七五七	一一、四四四	三、一三	五〇、一四	二四、四九
非金属工業	一一、五一四	一〇、五六五	九四九	四九、一一	七四、二六
製塩業	一七六	一六〇	一六	〇、七五	一、二五

他の所でもさうであるが統計資料の不備は、会社員が労働者か、其の勤勞の性格が判然と表示されてゐない。推量によつて補ふの他はない。

第十四表 民族別 鉱業人口

種別	総数	日本人	朝鮮人	其他
満人	二五二、二五五	二三、四四七	四、二六三	四、二三
その他	一〇〇、〇〇%	八、三六	一、五二	〇、一五

第十四表に示さるゝ如く、全鉱業人口中、満人は二五二、二五五人で、其の約九割を占め、日本人は二三、四四七人で八、三六%を占む。此の部門でも満人は主として労働者として存在するものと考へて宜しいであらう。

第十五表 民族別構成

	満洲人	日本人	朝鮮人	其他外国人
鉱業者	二五二、二五五	二三、四四七	四、二六三	四二二
1. 金産鉱業	九九、三九〇	一一、七五七	二、四〇〇	一一七
2. 非金屬鉱業	一四八、九六二	一一、五二四	一、八五六	二三五
3. 製塩業	三、九〇三	一七六	七	八一

百分比

鉱業者	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
1. 金産鉱業	三九四	五〇、一四	五六、二九	二七、六五

	滿洲人	日本人	朝鮮人	其他外国人
2. 非金屬鉱業	五九〇五	四九、一一	四三、五三	五三、一九
3. 製塩業	一、五四	〇、七五	〇、一六	一八、一四

第十五表に見らるゝ如く、滿人及其他の外国人に於ては非金屬鉱業に從事する者の、日本人及朝鮮人は金屬工業に從事する者が多い。

(七) 交通業

日本人交通業者は第十六表に見らるゝ如く、二万八千三百三十九人で、其中約八割の者が運輸部門に集中し、通信は一七、五九%たる四、九八六人に過ぎない。運輸部門に於ても男子の独占場であり、女子の三一四三人は出札係、事務員、タイピスト、列車食堂給仕等の業務に従事せるものと考えられる。

第十六表

	実数		百分比	
	男	女	男	女
交通業者	二六、一九六	二、一四三	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
通信業者	三、八二九	一、一五七	一七・五九	一四・六二
運輸業者	二二、三六七	九八六	八二・四一	八五・三八
合計	五二、三四一	三、二八六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第十七表 民族別交通業人口

種別	満人	日本人	朝鮮人	其他外人
交通業者	九四、九五五	二八、三三九	五、七二八	二、七四九
通信業者	七二、〇六	二一、五一	四、三五	二、〇九
運輸業者	一三、七七一	一〇〇、〇〇%		

第十七表に見らるゝ如く、全滿に於る交通業者は一三、七七一で、満洲國人は九四、九五五人であるから、全体の七割二分を占めるものと云つてよい。之に対し、日本人は二八、三三九人で二割一分を占む。

第十八表 民族別交通業人口

		滿洲人	日本人	朝鮮人	其他外人
交通業者	1. 通信業者	九四九五五	二八、三三九	五七二八	二七四九
	2. 運輸業者	一三、〇三六	四、九八六	七五三	一六五
		八、九一九	二、三三三	四、九七五	二、五八四

百分比

交通業者		100,000	100,000	100,000	100,000
1. 通信業者	1. 通信業者	一三、七二	一七、五九	一三、一四	六、〇〇
	2. 運輸業者	八六、二七	八二、四一	八六、八五	九三、九九

第十八表に於て見らるゝ如く滿人、鮮人、外人、共に日本人と同様に運輸部門に圧倒的比率を占め通信部門には相對的に少い人口を送り込んでゐるに過ぎない。





## 第七篇 大東亞建設計畫

### 第一章 大東亞建設審議會の答申

#### 第一節 建設概要

東條首相は七十九議會再開日の施政方針において「そもそも帝國の現に遂行しつつある大東亞戰爭指導の要諦は大東亞における戰略據点を確保するとともに重要資源地帯をわが管轄下に收め、以てわが戦力を擴充しつつ、獨伊兩國と密に協力し、互に呼應してますます積極的作戰を展開し、米英兩國を屈服せしむるまで戦ひ抜くことである」と戰爭指導の根本目標を明かにし、更に「大東亞共榮圈建設の根本方針は實に帝國の大精神に淵源するもので、大東亞の各國家および各民族をして各々その所を得せしめ、帝國を核心とする道義に基く、共存共榮の秩序を確立せんとするにある」と共榮圈建設が世界新秩序の建設に外ならないことを明かにした。

戦争が進行中の現段階における南方建設の四原則は

- 一、資源獲得、特に戦争遂行上緊要な資源を確保すること。
  - 二、南方資源に敵性国家に向けて流出するを阻止すること。
  - 三、作戦軍の現地自治を確保すること。
  - 四、在来の企業のわか方に對する協力を誘導すること。
- に要約されるであらう。

政府の大東亜建設に関する最高諮問機関である大東亜建設審議會は大東亜建設の根本大綱を次の如く決定した。

## 第二節 審議會答申要綱

大東亜建設審議會は、昭和十七年二月二十七日の第一回總會以來、政府提出の八諮問案審議のため、八部會を編成し、鋭意答申案調整に努め、七月二十三日の第五回總會までに、悉くこれが答申を了し、審議會の第一次使命を完全に終了した。

いす念のため、諮問並に答申の順序を列記すれば次の如くである。

第一回總會—二月二十七日

諮問一、大東亜建設に関する基礎要件

諮問二、大東亜建設に関する文教政策

諮問三、大東亜建設に関する人口政策

諮問四、大東亜經濟建設基本方策

第二回總會—五月四日

答申一、大東亜建設に関する基礎要件（第一部会）

答申二、大東亜經濟建設基本方策（第四部会）

諮問五、大東亜經濟建設基本方策に基く具体方策

第三回總會—五月二十一日

答申三、大東亜建設に関する文教政策（第二部会）

答申四、大東亜建設に関する人口政策（第三部会）

第四回總會—七月一日

答申五、大東亜の農業、林業水産及び畜産業に関する具体方策（第六

部会）

答申六、大東亜の交通に関する具体方策（第八部会）

第五回總會—七月二十三日

答申七、大東亜の鑛業、工業及び電力に関する方策（第五部会）

答申八、大東亜の金融、財政及び交易に関する方策（第七部会）

抑々大東亜建設審議會は、第七十九議會における議會側の要望に答へ、政府が二月十三日の閣議で決定したもので、大東亜建設に関する綜合企畫並にこれが遂行に関する國家總力發揮の完璧を期するし、ことを以てその創設の目的としてゐる。審議會は、創設以来九五ヶ月の期間を通じ、眞に官民協力のもと、聰明を傾け、睿智を絞り、且つ各地域の実態に關する把握を正確にし、依て以て雄渾なる帝國經綸の籌畫遂行に、萬遺憾なきを期せんとする熱意に燃え遂にこゝに大東亜建設の根本大綱を決

定しこれを内閣に答申したのである。

### 第一款 建設大綱

審議會が答申した八案件は、これを大別して、一般的原则方針と個別的具体方策とに分けることが出来る。我々は大東亜建設に関する基礎要件、文教政策、人口政策、經濟建設基本方策の四答申を前者に、經濟建設の具体策四つを後者に分類する。以上の二つの系列における建設大綱を通觀し、その根本骨子と見られるものを抽出すれば、左の如くなるものと見られる。

#### (一) 統後指導根本方針

大東亜新秩序の建設は、眞に大東亜的なるものの發見、これが維持育成、その確立である。これが中心基調となるものは、いふまでもなくハ絃爲字のわか肇國の精神である。ハ絃爲字の大義を、あまねく大東亜の全域に顯現し、道義に基く新秩序を建設する。

これがためには、大東亜新秩序の建設が、大東亜各地各住民の共同目

的たる事実を、各住民の目覚に基く信念として確立せしめての共同目的達成のため、鞏固なる民族協力態勢を完成し、共苦偕樂、大東亞各地各住民が、その總力を集中し、共同戦線に挺身参加し来るが如く、一切の施策を実行しなければならぬ。

しかして、大東亞新秩序建設の成否は、  
↓ 一にかかつて大東亞國防態勢の確立にあり、これがためには、大東亞の物的、人的要素を総合的に發揮せしめ、先づ以て、大戦遂行力の増強を図らねばならぬ。以上が、大東亞建設を指導し、これを遂行せしめる根本方針の骨子である。

(三) 經濟建設の具体方針

大戦を最後の完勝のために遂行し、當面大東亞國防自主經濟を確立し、長期態勢を完備して、將來の世界經濟に対する大東亞の優位を確保するためには、先づ以て大東亞における綜合經濟力を最高度に發揮せしめねばならぬ。

戦力増強の方途を中核として、一切の物資労力が開採され、流通され、また生産されるが如く、総合的に企畫され、計画的に実施されることが必要である。わが國における主要食糧政策として、日滿中心主義の方策を確立したことを初めとし、重要鉄工業の建設に対して期間計画、地域別分擔計画を設立したこと、大東亜金融圈の樹立、大東亜交易計画の設立策は、いづれも、戦力の増強方策の具体化にほかならない。以上の根本策を頭に置いて、次に八答申の内容について、夫々説明を加へて行こう。

### 第二款 建設の基礎要件

審議會の第一部會が審議決定した大東亜建設に関する基礎要件は政治、經濟、社會、文化等の各分野に対する我が大東亜經濟方策の根本指針となるものであり、一切の施策は、この基礎要件を基調として推進されるのである。第一部會は、その使命の重大性に鑑み、部會長には東條首相を置き、慎重審議の結果、五月四日の第二回總會においてその答申を決

定した。

大東亞建設に關する基礎要件の内容は、極めて簡單、明瞭なものであつて、その骨子は既に「統治指導の根本方針」中に大要を述べたから、こゝでは、これを省略し、直ちに、これが具体化の諸方策を呈られる角餘の七答中の説明に入ることとする。

### 第三款 經濟建設基本方策

大東亞經濟建設基本方策は、我が國の長期に應ずる戰爭遂行力を充實擴大し、且つこれが基礎條件たる大東亞各民族の民生を賜達するため、我國を核心とする大東亞の自立經濟確立の方途を講ずるものであり、現実的には、審議會答申中最も重大なものの一つである。

即ち大東亞經濟建設の目的は、大東亞建設の根本理念を、そのまま經濟節面に参透せしめ、八紘爲宇の大義を大東亞の各地域に顕現し、道義に基く大東亞の經濟新秩序を確立し、併せて新世界經濟の建設に積極的に貢献するに在る。



これかためには、先づ以て、大東亞の綜合經濟力を發揮し、大東亞防衛に必要な自主的國防經濟を完成することを第一義とする。

しかして、大東亞の綜合經濟力を完全に發揮するためには、これか中心責任者たる我國の側においては、國體觀念を明徹にし、積極剛健なる民族意思を昂揚し、直接開發に必要な科學、技術水準の劃期的向上を圖らねばならぬ。また我國の指導を受ける圈内各地各住民は、大東亞新秩序の成否か、直接に自己の運命に至大なる影響を與へる事實を自覺し、共同目的達成のために、共苦倍樂、積極的に挺身、我國の指導に協力すべきことが強く要求されてゐる。

#### 第四款 文教政策

大東亞建設に関する文教政策は、大戦を遂行し、大東亞建設の大経綸を具現するため、國民をして肇國の大精神に基き、國體の觀念に徹し、その氣宇を雄大ならしむると共に、知能を向上し、且つ軍事上の要請に答へ得る資質の鍊成を加ふるを第一義とし、併せて、大東亞各地各民族

の文化向上の諸方策を決定したものである。

即ち文教政策においては、我國の教育制度、文教態勢の再編成が根本的狙いどころとなつてゐる。所謂民間版文教新体制確立要綱と呼ばれた所以は、この點にあるのであつて、同時に大東亞民族の文化向上といふ施策の内容には、大東亞新秩序の建設を大東亞民族共同の目的なりと断するだけの歴史的必然性の体得を、衷心希求してゐるのであつて、大東亞民族の思想革命をその内容としてゐる點に、特別の意義が認められなければならぬ。

民間版文教新体制確立要綱は、わが國民一人一人に、大東亞建設の國家的歴史的必然性を自覺せしめ、大東亞の中心指導國民たるの資質を体得せしめることを中心目的としてゐる。従つて、文武一如の精神を基とし、剛健高邁なる精神力を昂揚し、歴史教育の刷新日本諸學に基礎を置く大學制度の再確立を圖り、大東亞的人材の育成に全力を集中する。

具体的には、國家計畫に基く教育の運営、修業年限の短縮、文軍教育

の統一、私立學校制度の改革、學校教育偏重の是正等の革新政策をとり、當面の施策としては、南方派遣委員に対する特殊鍊成方策等も決定した。

### 第五款 人口政策

人口政策の根本方針は、いふまでもなく、大歐を遂行し、大東亞の建設を擔當するわが國民を数的にも、また質的にも増加向上せしめることを第一義とし、更に南方進出者の配置計畫、その資質の向上を圖ることばもとより大東亞全体の人口増加方策を決定せんとするところにある。

最も重点の置かれた我國民の増強については、既定の人口政策確立要綱の諸計畫を実施し、真に大東亞を負うて起つ我國民の量質両面の増強向上が要求され、就中農村人口の四割確保、大都市の疎開、勤勞体制の刷新、結婚及出生の奨励、生活必要物資の生産配給の改善、結核の豫防撲滅、母性及び乳幼児の保護等の具体方策が規定された。

また南方進出者の措置については、先づ真に我國民の増強される地域と、民族の増強といふよりは我國民の進出によつて、大東亞諸民族の協力

三〇六五  
態勢が確定し得る地域とを區別し、この二つの地域に対する進出者の練  
成、進出の時期、方法等について、綜合計畫が樹立された。

なほ、特に南方現在住者に対する保護衛生施設、その子弟の養護教育  
施策等についても、萬全の措置が講ぜられ、わが國民は、そのいつれの  
地域にあると、また如何なる職業に従事するとを問はず、一律にその資  
質を増強向上し得るか如く、諸施策が実施さるべく計畫された。

### 第六款 農業、林業、水産業及び畜産業方策

七月一日の審議は第四回總會において、第六部会が答申した大東亜の  
農林水産業方策は、大東亜經濟建設基本方策の最初の具体化であつた。  
問題か、大東亜原始産業の合体にふれ、しかも大東亜諸民族の生業は、  
大部分その原始産業に基礎を置いてゐるところから、これが答申の内容  
は、各方面とも注目したところのものである。

大東亜原始産業建設根本方針は、ハ絃爲宇の根本大義を、國內各地の  
農村に顯現し、その農林水畜産物資の生産を増強し、大東亜國防自主經

済を確立すると共に、国内特産物資を開発活用し、世界経済に対する大東亜の優位確保を樹立せんとするにある。

これを更に具体的にいへば、大東亜原始産業の建設は、その核心をわが國農業態制の刷新強化に置く。即ち内にあつては、專業農家を維持育成し、國本農村の確立によつて、農民が矜持を以て、その天賦に全力を注ぎ、健兵健民の温床を確保しつゝ剛健雄渾なる民族意志を、あまねく大東亜農村の中に滲透せしめ、農民を中心とする民族協力態勢を樹立する。

第二に、大東亜自主的國防經濟確立の目的から、大東亜食糧自給自足制を完成すべく、先づ以て、我國の主要食糧政策として、日滿需給充足制を確立した。

豊富多様なる南方の農産物には目もくれず、ひたむきに日滿中心主義の政策を樹立したことは、悲惨なる英島帝國の食糧封鎖の運命を想起するまでもなく、徹底せる大東亜國防自主的經濟の推進として重視される。

第三には、所謂南方特産物資の處理方策である。特産物資の問題は、特に南方においては、住民の生業と密接に関係し、統治の根本にも蝕れるところが多い事情にあるので、これが対策は、最初から重視されてゐた。審議會は一面において、特産物資就中過利物資の科学的利用更生の措置を構じて物資の転用代用化を図ると共に、他面特産物資を最好の手段として世界経済に対する大東亜の優位確保の方策を策定した。従つて物資たる以上、特産物資に対しても、これが増産開採は、依然として、従来<sup>三〇六</sup>の如く強行されることとなつたことは、特に注意しなければならぬ。

### 第七款 交通方策

大東亜交通政策の根本方針は、大陸と海洋と島嶼によつて構成される大東亜共栄圏を、我國を中心<sup>三〇七</sup>に有機的に結びつけ、國防力の充實と、戦力増産に必須なる物資の交流を円滑にするにある。戦争即建設の今日の事態においては、かかる交通政策の樹立と実施が、一切の施策に先行して敢行すべからぬ。作戦の進展も、経済発展の推進も、等しく交通

政策の確立その実施の上にもみかかつてゐるのだ。

この見地に立って、具体的計画の内容を見て行こう。

先づ大東亜、就中南方圏新秩序建設のためには、海洋面に対する交通政策の確立を第一條件とする。

日本海、東支那海、南支那海を我國の内海とするか如き根本方針のもとに、船舶の計画増強を断行し、港湾、河川運行を整備し、海洋を足利として、その内を固めて、將來の世界雄飛に準備する。

第二に大陸圏においては、將來の國防態勢の確立、重要物資の開発輸送の見地から、南北縦貫幹線を完成すると共に、大いに自動車道路網を整備し、大陸の動脈を固めるの措置をとつた。

第三には、航空機の將來性に鑑み、海陸の兩者に併行し、時にはこれを補填する意味から、航空路の開拓擴充に努力する。廣汎なる大東亜全域の連絡は、將來においては航空機に依存する部面が極めて多かるべく、明日の大東亜の交通は航空機によるといふのが、眞剣なる狙ひどころと

ならなければならぬ。

以上の海陸空立体の交通対策を實際的に運行するのは、いふまでもなく、機材と人の問題である。

船舶、車輛、航空機の増産に並んで交通要員の養成問題は、期議會啓申において、中心的に取扱はれた。殊に將來戦は、兵站線の確立整備が、戦勝獲得の絶対要件である。この意味において、交通要員の大量養成、その配置計画は、文字通り、平戦時を通じての緊要事であり、海陸空立体の交通要員氣象、通信要員の養成方策は、その項目に亘って樹立された。

#### 第八款 鑛業、工業及び電力方策

審議會第五部会が答申した大東亜の鑛工業電力方策は、前に述べた大東亜農林水畜産業方策と並んで、大東亜産業建設の中心題目である。

いふまでもなく、大東亜の鑛工業、電力方策は大東亜經濟建設基本方策の具体化であり、大東亜の綜合經濟力を發揮し、自主的國防經濟を確



立し、併せて世界経済に対する大東亜の優位確保の実現を中心使命とする。

しかしながら当面施策の重点の注がれるものは、戦争遂行力の迅速なる増強にある。この緊急目的を頭に置きながら、それが建設の具体方策を見で行こう。

建設の期間計画を樹立し、建設の遂行に對し

先づ第一に注目すべきは、鑛工業電力の全般に對して時間的段階目標を與へたことである。即ち、その第一計画においては、戦力の急速増強を目途とし、重要戦争資材たる鉄鋼、石炭、石油、銅、アルミニウム、航空機、船舶、肥料、電力の増産に、その主力を傾注する。しかして、その第二期においては、第一期計画の総合的整備を遂行すると共に、漸く大東亜民族の民生を暢達すべき施策に對し、その重点を及ぼし、大東亜産業の総合的建設を構成すべく、全力を集中するの順序をとるのである。

第二に注目すべき点は、大東亜各地領域に對し、夫々の建設目標を與へ

責任分担を行つたことである。即ち、大東亞國防立地計畵の指示するところに従ひ、我國を中核とし、滿洲、北支、中支、南方に対し、夫々の産業建設の担當使命を與へ、以て大東亞の綜合經濟力を發揮せしむべく提案した。先づ我國は、精密工業、機械工業、兵器工業の高度工業の飛躍的拡充に當り、滿洲國においては、鑛鉄工業、化學工業の劃期的振興が行はれ、また南方においては、石油事業の振興、アルミニウム工業の拡充を要求されてゐる。滿洲及び南方に対し、かくの如き基礎的重要工業を建設するの方策に出たことは、決然大東亞を防衛すべき我國の決意と實力を、内外に明示したものと見て、特に重視しななければならない。

第三に問題となるものは、主要産業の建設要領である。即ちこれは、第一の期間計畫、第二の地域別建設の指標と表裏一体の關係を有するもので、鑛鉄、石炭、石油、アルミニウム、非鉄金屬、機械、化學、纖維の主要八礦工業に対し、夫々の建設目標を具體的に與へたものである。この内特に注目される点は、南方に於ける石油事業の伸展にも拘はらず

依然として内地の天然石油、滿洲、北海道、樺太、北支における人造石油事業の拡充が要求され、また國內産業開発資材の一手供給に當る我國の機械工業が全面的に強化拡大せられることを第一とし、セメント工業の南方進出、繊維工業の南方移駐等の策定されたことである。

しかして、これら産業開発が、綜合一貫性を保持し、且つその計畫的運行を確保するため、一逐次各地域の実情に即し、産業別統制機構を整備強化し、これと既に設立された我國の各種統制会との連絡調整を策すべきことが要求された。即ち、南方産業開発担当者と我國の統制会との關係が、目下のところ遊離したかの傾向にありとされ、一部民間側で、政府の統制會政策について何等かの疑念を持つ向もある事實に鑑み、審議會はその答申において、大東亞の統制會組織につき、以上の如き重大方針を缺言、これが將來の行方を示唆したのである。

最後に問題となるものは、電力問題である。電力は、近代工業の構成要素として、眞に不可決のものであり、近代工業において占める地位は

漸く石炭にとって代らんとしてゐる。大東亜の電力開発は、国防上の諸要請、その資源賦與の條件、就中、電源たる水力の立地條件によつて、水力電気中心主義に決定された。水力電気の建設は、他の諸建設に先行して実施すべく、北支・マレー・スマトラの水力に期待されるところが多し、従つて製鉄・アルミニウム工業、水力電気の建設に依存することか極めて大きくなつたのは注目される。

### 第九款 金融、財政及び交易方策

大東亜の資金の面における建設根本理念は、徹底せる應能協力、應分負担の原則の具現化にある。

先づ金融政策の根本方針は、大東亜資力の総合的且つ効率的活用を圖るため、我國を核心とする大東亜金融圏を確立することにある。

我國と圈内各國の金融的結合は、最早單なる決済力、資金力を根柢と

するものでなく、徹底した運命共同体的相互信頼の原則に立脚する。

以上の根本方針によって、先づ第一に、各地域においては、發券銀行、通貨制度が設置され、その價值基準、發行の限度は、唯一日本國に置くの方策を確立する。

第二に、大東亞金融圈本來の使命に鑑み、圈内相互の間、圏内外相互の決済は、原則として、日本國によって行はるべく、且つその綜合決済の方策が樹立された。従つて、圏内外の物資交流計畫、收支計畫は、我國によつて、綜合的に策定され、強度の爲替管理が漸行され、圈内及び圏内外投資についても、同様の統制が加へらるべきは必須である。

次は財政政策についてみよう。  
財政建設の根本理念は、先づ以て、圈内各地の財政自立整備の確立にある。

自立財政を確立すべき圈内各國の歳出は、必然に、國防力及び經濟力

の確立に資すべき施策に限定され、その歳入は、制度を更に簡單化すると共に、税種の選擇等については、統治上の諸要請をも考慮し、各地域の実情民度に從つて劃一主義に陥らざるやう細心の注意が要求されてゐる。

最後に問題となるものは、交易政策である。交易政策の根本方針は、大東亞物資の自給自足体制の確立にある。これがためには、大東亞全体の総合的取引計画を樹立し、年度の計画取引を、実施しなければならぬ。

大東亞計画取引の策定に當つては、第一に、各地域の物資供給力を算定し、これと、戦力の増強、産業及び國民生活上の総合需要とを調整する方策を定めなければならぬ。大東亞各國は、我國に対して、重要物資の供給を分擔し、これに対し我國は、各地の開発資材を供給するの衝にある。

かくすることによつて、同時に、物資交易の面における国内相互依存の関係を強化するのである。

第二に、計畫交易に與へられた使命は、物價政策に対する側面的協力にある。即ち、国内交易物資の價格の相違を、一元的に調整し、爲替政策の運用と相俟つて、国内物價政策の確立に寄與すべき責務を果さなければならぬ。

第三には、国内外交易に対して強度の計畫統制を加へ、殊に國外に対しては、国内諸國が一元的に接觸する如く統制する。この点は、金融政策中においても、既に述べたが、また物資作戦遂行の意義からしても、絶対の必要條件と見られねばならぬ。従つて、關稅の諸制度は、我國の指導下に、將來適切果敢に改正されるものと見られてゐる。

なほ、交易計畫の圓滑なる実施のためには、現状に照らし、国内各地における物資の蒐集、これが配給に於いて、更に有効適切なる措置が講

せられなければならぬ。

この要請に従って、審議會は現地における落荷、配給につき、我國の當業者を計畫的、且つ組織的に要所に配置し、物資交易の適正迅速化を圖るべく献言したのである。

### △大東亞建設に関する基礎要件

大東亞建設の基本理念は、我國體の本義に淵源し、八紘為宇の大義を沿く大東亞に顯現するに在り、これかため各國及び各住民をしてその介に應じ、各々その所を得しめ道義に立脚する新秩序を確立するを以て要となす。

### △大東亞經濟建設基本方策

帝國の長期に應ずる戰爭遂行力を充實擴大しかつ大東亞諸民族の民生



の暢達を期するため帝國を核心とする大東亞の自立經濟を完成する方策を樹立するため大東亞建設審議會總會において決定を見た方針大要は左の如きもので

一 大東亞經濟建設の目的は八紘爲宇の大義に則り、道義に基づく大東亞の經濟新秩序を建設し、併せて新世界經濟の建設に寄與するにあり、これがため大東亞の綜合經濟力を發揮し大東亞防衛に必要な自主的國防經濟を完成す、しかして當面の施策は大東亞戰爭遂行力の急速なる増強に結集し、併せて切久的大建設の基礎確立に資す。

二 大東亞の各國は互に相協力し各々その所を得ると共に各地域の人力及び資源の特性を發揮し、大東亞全体の經濟力を綜合的に充實す、各地域における經濟施策の實行はその実情に應じ、しかも戦局の進展に應へ、緩急宜しきを圖るものとする。

三 皇國は大東亞經濟建設を推進するため、益々國民の國體觀念を明徴

にし、剛健なる精神、雄渾なる氣宇を鍊成すると共に、これを立脚する國內態勢の刷新を図り、かつ科学技術の劃期的振興を図る。

四、大東亞の各住民は大東亞建設の成否が大東亞全体の運命に關するものなることを自覺し、共苦偕樂各々その分に應じて協力す。

を確立し、これを貫徹するため産業、勞務、財政、金融、交易、交通、科学、技術等の基本方策を策定せるものである。

### 大東亞建設に處する文教政策

即ち皇國民の教育鍊成方策等については

國體の本義に則り教育に關する勅語を奉戴し大東亞建設の道義的使命を体得せしめ大東亞に於ける指導的國民たるの資質を鍊成するを以て根本義とし、

一、文武一如の精神を基とし剛健なる心身の鍊成と高遠なる識見の長養とに努め知行合一以て雄渾なる氣宇と強毅なる実践力を養ひ悠久なる民族發展を図る。

二、教育は原則として、國家自ら之を運営すべき体制を整備せしめて大東亞建設の経綸を具現すべき人材の育成に力む。

三、國防、産業、人口政策等各般の國策の綜合的要請に基き一貫せる教育の國家計画を樹立し學校、家庭及び社會を一体として皇國民の錬成を行ふ教育体制を確立す。

四、學術を振興し創造的智能の啓培に力め科學、技術は固より廣く政治、經濟、文化に亘り不斷の創造進展を圖る。

五、師道の昂揚を圖ると共に教育者尊重の方途を講ず。

を基本方針としこれに則り歴史教育の刷新、敬神崇祖の實踐、眞の日本諸學に基づく大學の改革、勤勞青年教育の充實並に母性教育の徹底に重點を置く教育内容の刷新を圖り、國家の必要とする人材の養成計畫の設定、國土計画の見地よりする學校の地方分散修学年限の短縮、大學院の整備擴充、私立學校教育の改善等教育制度の刷新を期し、その他軍教一致の徹底、教育者の養成、再教育及び優遇、國家的育英制度、家庭教育

及び社会教育の振興、大東亜各地域に進出する人材の教育施設の整備擴充、大東亜研究調査機関の整備並に思想、學術、宗教等に関する方策を決定した。また南方占領地の諸民族に対する文教政策についてはハ絃宇爲の大義に則り諸民族をして各々その分に應じその所を得しむるをもつてそれ（教育、言語、宗教、文化及び留日學生に関する方策を確立した。

### 大東亜建設に伴ふ人口政策

次に大東亜建設に伴ふ人口政策等についてはその基本方針として

大東亜建設を推進するため皇國民の躍進的増強を圖ると共に大東亜におけるその配置を適正ならしめ大東亜諸民族と協力し相互の結束を鞏固不動たらしむること。

を確立しこれに則り皇國民の増強については、既定の人口政策確立要綱に掲げられたる諸方策を全面的にかつ強大に実施するにあるも、なかんづく農業人口の一定割合の確保、大都市の疏開、勤勞態勢の刷新、結婚

及び出生の奨励、生活必需物資の生産及び配給の改善、結核の予防撲滅、母性及乳幼児の保護に重点を置くこととし、次に皇國民の配置に就ては皇國民の健全なる増強に適する地域と共衆の実を擧ぐるため必要なる皇國民を配置すべき地域とに区別し、進出者に対しては必要なる練成を加ふると共に、これか進出の時期、地域等を計画的に行ふこと、現地在住者に對しては保護衛生施設、子弟の養護教育等必要なる措置を講ずること、また定住者には配偶者を同伴せしむること等に関する方策を決定した。要するに皇國民はその何れかの地域に在ると、如何なる職能に従事するとに拘らず、その数と資質との増加向上を期し得る如く他の諸方策と關聯し総合的方策を確立したものである。

## 大東亞の農業、林業、水産及び畜産業に関する具體的方策

### 第一 方針

大東亞の農、林、水、畜産業建設の基調は大東亞經濟建設基本方針に

則り、八紘爲宇の大義を洽く國內各地域の農村に顕現し必要なる農、林、水、畜産物の生産を増強して大東亞の自主的國防經濟を確立し、かつ特産資源を活用して大東亞の世界經濟に対する優位を確保することとし、これがため

一、皇國民發展の源泉たる農村の維持育成に努め、もつて剛健雄渾なる精神の飛揚を期すると共に國內各地域の農民をして各々その生業に安心せしめ大東亞諸民族結合の強化に資せしむること。

二、皇國における農業、林業、水産業及び畜産業の畫期的發展を圖ると共に各地域の資源の特性を發揮せしめもつて大東亞の綜合經濟力を充實すること。

四、南方原住農民指導に當りては勤勞精神を作興し、漸次農業經營の改善を圖ること、するも、差当り住民在来の慣行に急激なる變化を與へざることを主眼とし、技術および經濟兩面にわたる各般の施策は各地域の實情特にその民度に應じ緩急宜しきを得しむること。

## 第二 要 領

一、主要食糧対策は大東亜を通ずる自給確保を図ることとを根本とするも、皇國の必要とする主要食糧については日滿を越ずる自給力の充實確保を図ることを根幹とし、南方における生産を補填食糧として確保することと。

本邦主要食糧対策は平戦兩時における供給を確保するため、相当數量の貯蔵を行ふと共に、皇國を中心とする強力なる交流機構を樹立し、國內各地域を通ずる供給の圓滑を期すること。

二、大東亜の林業は皇國を核心として氣候、風土、地貌等を勘案せる綜合立地計画的森林經營の適切なる実施を図ると共に、差当り軍需及び生産力拡充上必要なる資材の供給を確保するため、南方森林資源の統制ある急速かつ效率的開発培養を図ること。

三、大東亜の水産業は内外地に通ずる綜合的計画の下に、皇國水産業態勢の整備強化に努め、大東亜水産業の指導的態勢を確立すると共に、

各地域の特性に應じ水産業の指導開発に努め、水産物の供給確保を期し冷蔵、冷凍、加工等の施設を整備し、もつて大東亜水産業の総合的發展を圖り、併せて大東亜を中心とする水産圈の擴張に資すること。

四、大東亜の畜産業は皇國を核心とし各地域の特性に應じ、畜産資源の積極的培養に努め大東亜における畜産食糧の供給確保を圖ると共に羊毛、毛皮、皮革等の生産拡充を行ひ、特に皇國においてば農畜一体の經營による農業の確立を期すること。

五、大東亜の纖維資源は國內を通じ自給確保を圖るため棉花、麻類、蚕丝類、羊毛、パルプ等各種資源を各地域の特性に應じ総合的に開發利用すること。

六、砂糖、ゴム、植物油脂および油脂原料、茶、胡椒、マニラ麻、椰子等その他の特用林産物、葉煙草、香辛原料等は大東亜の特産資源なるを以て需給の实情に照應し、これが総合的開發培養を圖ると共に科學的利用等の方途を講じ、以て世界經濟に対し將來に亘る大東亜の優位



を確保すること。

七、國內各地域に対する食糧その他と農林物資の円滑なる供給の確保を図ることを目的として、その需給調整に関する基本計画を決定するとともに、強力なる交流機構を樹立すること。

八、大東亜建設に伴ふ人口政策において決定せる皇國民人口の四割を我が民族培養の源泉たる農業に確保する既定方針に則り、農村が矜持をもち、農業にその全力を注ぎ、十分なる創意を發揮し得るか如き專業農家を育成保持し、大東亜建設を推進するに足る剛健なる精神、雄渾なる氣宇の培養源泉たらしむるため、各般の施策を講ずることとし、もつて皇國農業および農民の維持培養を図ること。

九、大東亜における主要食糧等の生産計画に即應し、肥料その他の資材の供給確保を図り、生産計画の達成に遺憾なきを期すること。

十、大東亜の各地域にわたり、資源、土地、氣象および農村実體等各般の事項に關し、徹底的調査研究をなしかつ、可及的速に調査研究指導機關を

整備強化すると共に技術その他各般の指導者の養成充実に努むること、  
 存ほ速に各地域に現存する調査研究機関に優秀なる指導者等を派遣す  
 ると共に、努めて現地在住の研究者を活用し、かつ現存資料の散逸を  
 防止しこれが総合的活用を圖ること。

## 大東亜の交通に関する具体的方策

### 第一方 針

大東亜交通基本政策は大陸と海洋と島嶼により構成せらるゝ大東亜圏  
 を用拓し皇國を核心としてこれが有機的結合を圖り、國防力を充実する  
 と共に物質の交流を確保し産業の建設を促進せしめ、もつて大東亜戦争  
 を完遂し大東亜の根基を強化し、進んで世界新秩序建設における皇國の  
 主動的地位を確立するを主眼とすることとし、これがため、  
 一、交通に関する施設は大東亜圏内計画の見地に立ち総合的にこれを実  
 施すること。

二、交流施設は戦力への転換を考慮すると共に、國防力の充実並に物資  
 の交流を確保し得る如く諸般の施策に先行してこれを整備すること。

三、交通各部門の機能特性に應じ、これが総合能率を最高度に發揮せしむる如く輸送の計画化を圖ること。

四、交通要員はこれを計画的に養成増強し、必要なる豫備員を保有すること。

五、輸送の合理化を圖り、輸送能率の向上を期し得る如く産業の配分につき考慮すること。

六、大東亞における交通体制確立のため交通に関する行政機構を整備強化し、かつ交通に関する総合調査研究機関を設置すること。

## 第二 要 領

一、日本海、東支那海等の領域においてはこれを大東亞の内海たらしめ、もつて皇國を核心とする日滿支の結合を強化すると共に南方諸地域に於いては海陸空に亘り必要な施設を整備すること。

二、大陸圏においては大陸面に対する國防上の要請、重要基礎産業の建設ならぬに基礎資源の開発交流を確保し、さらにこれを國外連絡開拓

の基礎たらしむること。

三、南方その他の海洋諸地域においては海洋面に対する国防上の要請に即せしむるのほか各種重要資源の開発交流を確保し進んでこれを世界に対する交通力発展の前進基地たらしむること。

四、交通各部門の施設を整備拡充すると共に、相互間の有機的連絡を図り総合効率の飛躍を期すること。

五、海運については航路の整備拡充、船腹の飛躍的増強、南方諸地域における造船所、船舶修理施設等の急速復舊、航路標識その他航路保全に必要な施設および通信網の整備、船員の計画的養成、青少年に対する海洋訓練の徹底等を図ること。

六、港湾については重点的かつ総合的にこれを整備擴充し、埠頭施設の改良ならびに埠頭、倉庫および埠等の運営の合理化を図ること。

七、河川および運河については国防産業計画に対応し水運、利水および治水に関する整備を総合的に実施すること。

八、鉄道については南北縦貫鉄道その他の重要幹線、特に国防上ならびに生産力拡充上必要なる線路を速かに増強すると共に、鉄道車輛の生産力を拡充して主として機関車および貨車を増補しかつ鉄道要員を計画的に養成すること。

九、自動車については国防上の要請に即應し、特に貨物自動車の生産力および保有数の飛躍的増大を図ること。

自動車工業に関する技術の亟期的向上、規格の統一、自動燃費政策の確立、青少年に対する国防機械化の訓練の強化等を図ること。

十、道路については自動車の高度発達の基底を確保するため道路網、特に重量自動車の高速度交通に適する道路の整備拡充を図るとともに、これかため必要なる体制を整備すること。

十一、航空については皇國を核心とする。海支および南方諸地域に対する主要幹線航空路を急速整備し、かつ適切なる空路の運営方式を定め飛行場、氣象、通信等の施設の整備、航空機工業および航空研究機関

の拡充、航空要員の養成等を圖ること。

十二、通信については皇國を核心として皇國と國內各地域ならびに國內各地域相互間を綜合する大東亞幹線通信路を綜合的に整備するとともに、國外通信網の擴大を圖ること。

これかため通信事業体制の整備、電波の統制、通信機器工業および通信要員の確保を圖ること

十三、放送および氣象に関する施設を整備拡充すること。

## 大東亞の鉱業、工業及び電力建設基本方針

### 第一 方針

一、大東亞の鉱業、工業および電力の建設は「大東亞經濟建設基本方針」に則り大東亞全般の經濟力を綜合的に發揮し、以て大東亞防衛に必要なる自主的國防生産力を完成し、あはせて新世界經濟に対する大東亞の優位を確立するにあり、しかして當面の施策は大東亞競争遂行力の急速なる増強に重点を置くこと。

## 第二、建設遂行方策

一、建設は期間計画によることとし、第一期においては戦争遂行力の増強、國民生活の確保及び将来における産業発展の基礎確立を図るを主眼とし、鉄鋼、石炭、石油、其他の液体燃料、銅、アルミニウム、航空機、船舶、肥料、電力の開発建設に重点を置くこと。

第二期においては重要國防産業の生産力を飛躍的に拡充し大東亞民生の暢達を図ることを主眼とし、大東亞産業の総合的建設を構成すること。建設実施に當りては諸建設上跛行隘路を生ぜざるやう特に留意すること。

二、産業建設に當りては各地域の統治乃至指導の基本方針に準據し且つ經濟の發展段階、民衆、産業の種別等に応じてそれぞれ必要適切なる方式を採用すること。

三、産業建設を強力に國內各地域に展開推進するためまづ中核たる皇國において産業の総合的編成ならびに之を徹底的合理化を行ふこと。

四、国防産業、基礎産業、電力事業等競争遂行力の増強確保に特に必要なる産業については大東亜全地域を適じその有機的連繫を強化するた  
め皇國においてその建設運営を指導統轄すること。

民生産業その他の産業については經營の自由性の保持に努むると共に  
企業者をして國家の要請に應じ綜合開發計画の実施に付各責任を分担  
せしむるか如き方式を採用すること。

五、産業建設の綜合一貫性を保持し且つこれが計画的遂行を確保するた  
め逐次各地域の実情に即し産業別統制機構を整備強化し、なほ統制会  
の機能を充實化すること。

六、高級技術要員の充足を図るためその亟期的補充を行ふと共に敏工業  
勞務者就中青少年勞務者の資質を増進する如く勞務管理の徹底的刷新  
を図ること。

現地開發に所要の技術要員及び勞務者は原則として現地住民を鍊成し  
てその活用に努むること。



七、大東亜産業の綜合建設計画の遂行を確保促進するため行政の整備刷新を行ふこと

八、大東亜資源の世界的地位を明確にし、大東亜永遠の資源確保を図るとともに、新世界経済に対する大東亜の優位を確立するため国内資源の徹底的調査を行ふとともに、国防物資の組織的貯蔵を圖り、併せて独占資源の新用途の開拓および新規處理に關する科学的試験研究を綜合系統的に実施すること。

### 第三、各地域建設の指標

一、皇國においては特に精密工業、兵器工業等の高度工業に重点を置き、その飛躍的拡大を図ると共に適地適業によりその他の重工業、化学工業及び鉱業の振興に努め且つこれが動力たる電力の拡大を図ること。

二、滿洲國においては鉱業、電力の開発拡大ならびに製鉄事業および化学工業の畫期的振興に努め、機械工業等は國防上の要請その他の必要に應じこれを興すこと。

輕工業は國內の需要に應じこれを興すこと。

三、支那においては鉱業、製塩業の振興を図り殊に北支において治水利電を圖るとともに石炭、電力等に依存する製鉄事業、化学工業等の畫期的振興を期すること。

輕工業は皇國産業の發展段階に照應しつゝ、相互の調整を図り逐次その發展を図ること。

四、南方においては差当り鉱業ならびに石油事業の振興にその重点を置くと共に各種特産物の加工處理に關する工業を興し、かつ逐次水力発電の開発に伴ひアルミニウム工業の拡充を期すること。

#### 第四 主要産業の建設要領

一、製鉄事業は製鉄原料特に石炭および鉄鉱石の賦存状況に應じ新規拡充の重点を滿洲および北支に置き逐次中支および南方の建設を策し皇國においては既定計畫の遂行を促進すること。  
なほ各地域の原料その他の特性に照應し各種の特殊製鉄事業の躍進を

圖ること。

二、石炭鉱業は資源賦存の状況によりかつ他の諸建設に対応せしめ主として北支、滿洲等において長期的開採を行ふと共に、南方においては所要の他地域への供給を確保するのほかに現地自給を主眼としてこれか開採をなすこと。

原料炭、発生炉用炭等の特殊炭については各地域を通じ重点的に開採増産を行ふと共に、その消費の適性化をはかること。

三、天然石油の開採は南方にその主力を傾注すると共に、日本内地等の油田開採に努むること。

人造石油事業は滿洲、樺太、北海道および北支に重点を置き、その急速なる整備拡充を期し、なほ動植物油脂資源を原料とする液体燃料の製造事業の長期的拡充を図ること。

四、アルミニウム工業はその原料賦存状況に鑑み差当り朝鮮、滿洲においてこれか拡充を行ふと共に北支においても逐次これか確立を期する

こと、なほ南方における電力開発を行ひこれが近期的拡充を図ること。マグネシウム製造事業は主として、朝鮮、滿洲等におけるマグネサイト鑛を原料としその拡充を図ること。

五、非鉄金屬鉍業は差当り大東亞各地域の既開發鉍山の重点的増産に主力を注ぐと共に未開發資源の調査就中不足を豫想せらるべき鉍産資源の探究を急速且つ重点的に実施すること。

なほ鉍業技術の向上を促進し特に低品位鉍の處理方法に付急速なる技術の飛躍を期すること。

非鉄金屬の製錬は原則として皇國においては現有設備の最高度活用を図り、新規増設は可及的現地においてこれを行ふと共に必要に應じ内地現有設備の現地移転をも考慮すること。

六、機械工業は國內各種建設の飛躍的展開に即應するため素材の品質の改善向上を図ると共に、特に技術の向上、規格の統一、機械工業の専門化、下請工場の整備、発注の統制を行ひ機械工作力の急速なる畫期

的増強を圖ること。

七、石炭、電力、無機原料およびゴムその他の有機原料等の活用を圖ると共に軍需素材、高級燃料、肥料、衣料、医薬品等の需要増大に対応し化学工業の飛躍的拡充發展を期すること。

セメント工業は諸建設の所要に應じ可及的現地においてこれが先行開発に努むること。

八、繊維工業は国内適地において原料資源の自給自足を確保すると共に皇國においては、化学繊維工業の躍進を圖り、その他の繊維工業は、概ね軍需充足、民需自給、高級品の技術確保の範圍に止め、諸般の情勢に對應し逐次この水を国内他地域へ計画的に移駐すること。

九、電力の開発は國防計画、産業開発計画に即應せしめ水力発電を主として総合的かつ計画的に諸建設に先行してこれを実施し特に工事に着手せる施設の完成に差當り主力を注ぐこと。  
なほ南方および北支の水力開発に付ても速に之が企業的事業を進め

の建設に着手すること。

火力発電は石炭地帯においては粗悪炭の有効利用ならびに重要地帯における電力需給の調節上特に必要とするものの崩壊を主とすること。皇國を中心として大東亞における電力施策を統整し技術および機材の交流、方式の統一および機器の標準化を促進すること。

## 大東亞の金融、財政及び交易基本方策

### 第一 方針

大東亞の金融、財政および交易の基本方策は、ハ絃爲宇の大義に則り大東亞建設のため、皇國を核心とし大東亞の財政経済の一切の機能を暢達し、以て大東亞の綜合國防経済力を確立発展するに在るものとし、これかため。

- 一 國內各地域各住民は大東亞の建設が國內各地域各住民の一元普遍的共同目的なるの大義に徹し共苦倍樂各その分に應じて協力すべきこと。
- 二 しかして皇國は大東亞の核心たるの地位に基き一切の施策につき最

も力を用ふべきは固よりなると共に、圈内各地域は右に對し財政経済の一切の部面にわたり協力態勢を基調として應能協力及び負担の原則を具現するものとし、皇國と圈内各地域との結合關係については右の理念に基きこれを律すること。

三、本方針の具現に當りては圈内各地域の政治経済社会等各級の事情に應じ畫一に律せざるは固より事態の推移発展に即應し段階的に措置するること。

## 第二 金融

### (一) 方針

一、大東亞の綜合國防経済力確立発展を図るため大東亞の資力の綜合的且つ效率的なる活用を図ること。

二、皇國を核心とする大東亞金融圈を設定し、大東亞全域の金融的結合關係を鞏固且つ有機的ならしむること。

三、皇國と圈内各地域との金融的結合關係に對しては單なる決済力資金

力を根底とする旧来の観念を打破し、これが決済関係につき新なる構想を図ると共に、圏外に対する金融的結合関係に關しては皇國を核心とし之を統制すること。

四、圈内各地域に於ては綜合的に資金の蓄積増強を図ると共に地域内の産業関係、民生安定等のため夫々実情に應じたる金融施策を講ずること。

### (三) 要 領

一、圈内各地域に夫々統治形態ならびに政治經濟の実情に即し適當なる匯畫に依り飛卷銀行制度ならびに通貨制度を確立し、圈内各地域飛卷銀行の發行する発行券を以て当該地域における唯一の法貨としその價值基準を日本圓に置くこと。

二、圈内各地域の日本圓に對する換算率は大東亞の物資、勞力等の綜合的計畫が效率的に完遂せられ得る如く公正にこれを定むると共に能く限りこれが堅持を期すること。



三、圈内各地域相互の決済ならびに圈内各地域に対する決済は原則として日本園によるものとし、且つ総合決済の方策を講ずること。

四、大東亜全域の園外に対する交易および交易外を通ずる收支の基本計原ならびにこれに対応する圈内各地域相互間および圈内各地域の園外に対する收支計原を設定し、これが実施のため皇國指導の下に爲替管理を行ふこと。

これと共に圈内各地域は皇國の大綱的指導の下に実情に應じ資金調整等所要の統制を実施すると共に、圈内各地域は努めて資金の蓄積を増強しその自給に努むること。

五、圈内各地域の通貨價值については國防經濟力の増強に支障を来さしめざる配慮の下にこれが維持安定を図ると共に、圈内各地域の物價の関しては大東亜を連する生産の増強、物資の交流、労務の調達を円滑ならしめ、且つ大東亜經濟建設に關する各地域の負担を公正ならしむるものとし、これが統制については各地域の实情民度に應ぜしむること。

六、國內各地域においては産業その他經濟の實情に應じ皇國側金融機關の統制については各地域の實情民度に應ぜしむること。

七、華僑銀行、地場銀行等についてはその敵性なく且つ資産内容良好なるものに限リ、皇國指導の下に原則として地域内の地場金融に當らしむること。

八、國外より國內に對する投資、國內より國外に對する投資および國內各地域間の投資は皇國指導の下にこれを統制すること。

### 第三 財政

#### (一) 方針

一、皇國を核心とする大東亞の綜合國防經濟力の確立發展を圖るため國內各地域の財政能力に着眼し大東亞における財政機能の綜合的且效率的なる調整および活用を圖ること。

二、此水かため國內各地域をして應能協力の原則に則り努めて財政の自

をを固らしむると共に皇國を核心として國內各地域の協力的態勢を基調とする大東亞の総合的なる財政調整措置を講ずること。

### (三) 要領

一、國內各地域の歳出については大東亞の総合的國防力及び經濟力の確立發展のための施策に重点を置くと共に併せて民生の安定向上を図ること。

二、國內各地域の歳入については各地域を通じ公正なる基準の下に能く限り簡素なる制度により特に各地域の实情・民衆等を勘案し税種の選擇等に付考慮を加ふると共に各地域畫一に律せざるやう配意すること。

三、國內各地域における公債の發行に關しては金融政策に照應して総合的計畧に基き統制を行ひ各地域の实情に即し適當なる方法により財政需要資金の確保を図ること。

四、敵産の活用を図ること。

(一) 方針

一、大東亜の物資交易は大東亜自給自足体制を確立し大東亜全域を通ずる國防力の増強、國內諸地域の開發促進、民生の安定を図ることを目的とする。

二、これがため皇國を核心とし國內各地域にわたり恒久的な産業建設計畫と照應し物資交易に関する綜合的基本計畫を設定しこれが実施を確保するため高度の計畫交易を行ふこと。

(二) 要領

一、國內交易計畫は域内各地域の供給力と各地域の國防、産業および國民生活上の綜合的需要とを數量し各地域の綜合效率的なる供給力の確保を目的としてこれを策定すること。

二、國內交易計畫は大東亜の産業建設計畫と照應し國內各地域の皇國に對する重要物資の供出と皇國の國內各地域に對する開發資材の供給とを第一義とし消費物資については國內各地域の自給ならぬに各地域相

互の交流に努めつゝ皇國指導の下に、皇國と各地域との相互依存度を  
深厚ならしむる如くこれを策定すること。

三、國外に対する交易計畵に付ては國內の綜合國防經濟力の増強を基調  
とし、國外に対し計畵的に接觸することを目途としてこれを策定し、存  
ほ友邦との經濟協力を圖ること。

四、皇國に對する交易については大東亞全域を通ずる交易の樞軸として  
計畫交易の迅速的確かつ強力なる遂行を期し、なほ國內各地域相互間  
の交易についても計畵的にこれを進行すること。

五、國內における交易については穩替政策等の運用と相俟ぶ皇國におい  
て交易物資の價格の相違を一元的に調整し以て計畫交易の遂行遺憾な  
からしめ他商國內における物價政策の運用に資すること。

六、紋上の実施を確保するため皇國の指導乃至把握の下に國內各地域に  
おいては輸出入の統制を進行すること。

七、大東亞の交易機構については皇國における交易機構との有機的関係

を保持するか如くこれを定むること。

八、國內各地域における通貨並に配給については皇國創業者はこれを要處に組織的に配置すること。

九、皇國と國內各地域間および國內各地域相互間の関税については財政的見地等の外國內における物價その他の状況を勘按し、計重交易の遂行を便ならしむる如く調節するものとし、國內各地域と國外との間の関税については皇國指導の下にこれを統制すること。

## 第二章 南方軍政の基本方策

### 第一節 陸軍々政状況

南方占領地行政は、占領地物心の総力を擧げて大東亞戦争完遂への結果を最大眼目とし、治安の回復、重要国防資源の急速取得および作戦軍の現地における自治の強化等を目標に開戦以来作戦の発展に即應して、強力に施行されて来たが、現地軍官民の努力と國內よりする支援とにより着々その実效を擧げてゐる。陸軍當局では軍政運営の基本方策ならびに軍政の実況につきその全貌を左の如く明示した。

#### 基本事項

一、軍政機構 軍政は統帥行爲の一部であつて、実行の責任は軍にある従つてこれが運営も指揮統帥の系統に従つて行はるべきものであるが一面國務と密接不離な關係を有つものであるから、その根本的事項は大本營政府連絡會議の議によつて決定し、また經濟處理の企畫および

統制等については大東亞省の連絡委員会を通じて、関係各廳と密接に連絡決定する等よく軍政に國家の總意を反映せしむることと措置せられてゐる。現地の軍政機構は南方各地域は各その特性を有し、かつその統治要領も地域により差異があるので、各地の軍政機構もまた各々特色をもたしてゐる。概括的に述べれば比島およびビルマでは原住民による行政府をわが指揮下に運用し、他地域では軍自ら行政に任ずるの方式により機構が定められてゐる。

各軍には軍政実施の衝に當る軍政監部が設けられ、その本部は所により多少の差異あるが、概ね總務、内務、司法、産業、財務、交通、産業管理の各部に分れ、恰も内地における各省のごとき中央行政機関として活動し、地方行政機関としてはジャワの大部、マライ、スマトラ、ホルネオ各州市に司政長官以下を配し、比島およびビルマは各州市の行政は行政府に管轄せしめある故に、これが指導のため各々数個所に軍政支部を置き、またジャワのジョクジャおよびソロの二州並に



ビルマのシヤン諸州のごときは我指導下に従来の土候をもつて地方行政の衝に當らしめてゐる。

右に述べた軍政機構の要員であるが、これには成るべく軍人を減少し、各省の官吏および民間有能者を充當して統治成績の向上に努めてゐる。しかしながら占領地は將來においても一部に敵の反攻を豫測しなければならぬので、作戦と軍政とは緊密一体でなければならぬのみでなく、作戦軍日常の健兵壯馬の策も軍政と不可分の關係をもつので、軍政機関中所要の位置には、武官を充當してゐる次第である。

大東亞省と軍政の關係であるが、本質的には大東亞省設置により軍政は何ら變化はない。しかし前にも述べたごとく、軍政と國勢とは密接不可分の關係があるから、軍政に國勢より協力を必要とする部面、即ち占領地外の大東亞地域（内地を含む）と關係ある事項、將來に備ふる調査、研究、準備等歟くないので、これらは大東亞省で大東亞を一環として處理に當るを適當とするのである。従つて南方

經濟の企畫、調整等は大東亞省の連絡委員會により審議し、また南方要員の鍊成に當る興南鍊成院も大東亞省の所管となつてゐる。

二、軍政指導要領 現に軍政を運営するため根本としてゐる指導要領中、主要なる事項を述べれば次のごとくである。

（一）統治の実施に當つては、特に風俗習慣の尊重に留意す。即ち統治は物心両面の把握あつてはじめて全きを期し得るのであつて、軍政の目的たる治安の確保も重要國防資源の急速取得も住民の心からなる協力を得てはじめて実現し得べく、これがため注意を加へてゐる諸件は在来の習慣の尊重を以て第一としてゐる。その地の歴史および民族性等を深く研究することなく、徒に多くの法令を制定し、または土地に合せざる風習等を強要する等の民心離反の原因をなすことを嚴に戒めてゐる。故に軍政実施にあつては、在来の風俗習慣は十分に尊重し、不必要なる容喙改正等は避けしめてゐる。なかんづく宗教は原住民の心底に深く滲透し、その信仰心また極めて旺

盛なるに鑑み、在来の宗教は統治に妨げない限り、之を保護するの  
方針により、また信仰に基く風習は努めてこれを尊重し、以て人心  
の安定民心の把握に資してゐる。第二は土侯の取扱であるが、之ま  
た社會的宗教的また場所によりては政治的地位を有してゐたもの  
であつて、これが取扱ひには特に慎重を期し、徒に日本人的優越感を  
振窮して土侯を輕蔑し、あるひは土侯の私生活に細部の干渉を加へる  
が如きは避けてゐる。第三は日本人の自重であるが従來の例による  
と異民族に対する個人的不當の行動が政策全般を打壞し、民心を惡  
化せしめたことか歎くないので、直接異民族に接すべき軍政要員進出  
邦人は特に日本人たるの矜持を保持せしむる如く指導を加へてゐる。

(二) 極力残存統治機構を利用し、不必要かつ速急な改革を避け統治  
の円滑化を期するとともに、成るべく多くの原住民を活用して統治の  
目的を達成すべく着意してゐる。

(三) 民族指導は治下諸民族に対して大東亞戦争の眞意義を徹底せし

め以て同甘共苦各々その能力に應じ、欣然わが施策に協力せしむることとを主眼とし、原住民に對しては、當面徒らに觀念的主義を鼓吹しあるひは形式的文化の普及を避け、帝國に對する信倚感を助長せしむることを方針として指導し、華僑に對しては各地域の特性に基き我々に協力同調することく指導し、心より悦服し来るものにしては、その經濟的活動も相應にこれを認むる方針であり、印度人に對しても帝國は英領印度に對し攻撃を加へあるも、印度人を敵とするに非ずして英米の武力を破摧するの真意を明にし敵國人に對しては勿論断乎たる態度を以てこれに臨みあるも、我に心服し来るものにして技術者等は其能力を發揮せしめてゐる。樞軸諸國との關係益々緊密を加ふるのとき之等諸國民の我占領地に在留するものにして、なほ得る限りの便宜を圖つてゐることは勿論である。

(四) 軍政の實施にあたりては、徒らなる畫一的方策を排して、克く各々地域の戰爭遂行上における地位産業、經濟上の能力および民衆等によ

つきその特異性を審にし、特に各地域に対し、帝國が何を求めんとするかを明かにして施策の宜しきを得るに努めてゐる。

(五) 經濟開發において特に留意してゐるのは、先づ極力現地の人的

物的資源を活用して、なるべく國內の負擔を軽減しながら、開發目的の達成を計るをもつて第一とし、次に開發能率の發揮を庶幾して十分民間業者の組織および經驗を活用して生産性の向上を計ること。これがため徒らなる觀念的統一企業体の結成は避けてゐる。しかしながらこれら担当指定業者に対しては、その權益を與へたものでもなく、また既成事実として將來必ずこれを附與するものでもないことば明示されてゐる。しかしてこれら担当指定業者もこの國家の方針に遵ひ、南方開發担当の光榮を認識して挺身努力してゐるのである。南方經濟において問題となるは各種特産資源であるか、これらは徒らに消極減産を行はず、総合的開發利用の方途を拓く方針にて進んでゐる。

(六) 敵産處理については南方にある莫大なる敵産をもつて帝國の戰爭遂行力の畫期的躍進を圖るごとく適切なる施策が講せられてゐる。従つて前項でも述べた如くこれら敵産が戦後私人の特權化するがごときことなきは勿論、全國民が均霑し得るごとく特別の工夫が考究されつつある。

(七) 海上輸送力の重要性は茲に發言を要しない。南方經營でも決定的要素とも稱し得べく、南方各地においても海上輸送力増強のため用ひ得べき方策は剩す所なく利用するごとく努力中である。

(八) 財政金融、速に財政の自立を圖つて軍政費は勿論のこと、將來は國防に要する經費も應能負擔するごとく努力してゐる。

## 軍政の現状

以上述べたごとき機構と要領とによつて軍政を實施中であるが、各地域とも概ね順調に発足、かつ要員の進出、機構の整備に伴ひ、既に本格的

統治の段階に達してゐる。今各部門毎にその現状を述べれば次のごとくである。

一、治安 治安に關してはマライの一部に少數匪賊の蠢動を見るのと、比島は數千の島嶼より成り立つてゐるために交通不便なるよりして、一般に他地域に比しや、不良ではあるが、その他は極めて良好であつて、治下諸民族は悉く皇軍の威武に悦服し、民心は極めて安定してゐる。また比島にありても、現地各部隊各機関の連續不斷の討伐と宣撫工作とか效を奏し、治安は逐日良況に向ひつゝあるは喜ばしい。しかしながら戦争の進展とともに民生は逐次逼迫し来るは當然であつて、かつ敵の反攻をも豫期するを要するので、治安維持の困難性は寧ろ今後にありとの心構へをもつて現況に油断することなくこれに対策に遺憾なきを期してゐる。

二、行政 各地域の裁定に伴ひ軍政による統治を開始したか、初期においては軍政機関未だ整備せられなかつたため、一部においては作戦部

隊をもつて統治に任じたる所あるも、逐次軍政要員の現地到着に伴ひ本格的軍政に推移し、現地においては各地域共概ね統治は浸透し、純意軍政目的の達成に邁進中である。しかしてその行政の運営方法においては各地域に應じ、その特性があるからその概況を左に述べる。

比島 比島は従来の統治形態等にかんがみ、行政は比島人をして行はしめ、軍はその大綱、重要事項につき指揮命令するの方式により軍政目的を達成せんことを期してゐる。すなはち周知のごとくバルガスを長官として、昭和十七年一月二十三日比島人をもつて概ね戦前の形態に則り、行政府を組織せしめ軍政監部の一下部機関として、直接比島人を対象とする行政の実施に當らしめてゐる。地方行政に關しては戦前の四十九州十市を編合して四十六州八市とし、これまた比島人による州知事以下を配置し、行政府の管轄下に行政実施に任せしめてゐる。軍政監部は前述行政府を監督する外ハキオ、マニラ、レカスピ、セブ、タバオに支部を置き司政長官以下を既に行政府



地方廳の指導に任せしめてゐる。

ビルマ　ビルマもまた比島と概ね同様の方式により軍の指揮下に昨年八月一日バ・モを長官として行政府を組織せしめ、シヤン諸州およびカレンニ州を除く他地域の行政に任せしめて居る。地方行政としては州にビルマ人の知事を置きこれに當らしめシヤン諸州及びカレンニ州は行政府の管轄下に入るゝことなく、軍政監部よりシヤン州政廳を分派し、該地域の軍政を実施しつゝあるも、土侯の行政権を認めて下部行政に任せしめてゐる。ビルマ人の皇軍に対する協力は作戦開始以来誠に熱烈なるものあり、従つて軍政克く滲透し、治安また甚だ良好なるは緬甸の戦争現段階における重要性に鑑み、特に心強き次第である。

マライ・スマトラ　マライ及びスマトラは比島および緬甸と異り、全行政を軍自ら実施し、中央行政は軍政監部これを担任し地方行政のためには昭南特別市およびマライ一〇州、スマトラ一〇州に市長及

州長官（司政長官）以下を配置してゐる。もちろん行政機構内には十分現住民を採用し、縣以下は悉く原住民に委するの形態を採つて最少限の人員にて統治目的の達成を期するが、行政府を運用する比島およびビルマの方式とは大なる相違がある。土侯（サルタン）に關してはマライにおいてはその社会的名譽、特に宗教上の權威を保持せしめ民心指導に當らしめスマトラにおいては州長官の指揮下に地方行政に參與せしめてゐる。「マライ」人口の四割を占むる華僑も占領當初嚴格なる態度をもつて臨みたるをもつて、爾後においてはわか威武に服し、目下においては戒策に協力しある状況である。

ジャワ ジャワの行政はマライおよびスマトラとほぼ同様の方式により軍政監部より十七州およびバタビヤ特別市に州長官および市長としての市政長官その他を配しあり、しかしながら特に差異があるの

はソロおよびジヨクジヤの二土侯州であつて、西州は従来の上侯そのまゝ州行政の責任者となし、政務指導部をもつてその指導監督に任じてゐる。シヤワにおける蘭人は約廿萬（内五万純粹の蘭人）であつて、それは一部主要なるものを監禁し、他は逐次居住制限を行ひつゝあるが、石油、鉄道等の技術者、主要研究所の研究者等我軍政施行に利用し得るものはこれが活用を圖つてゐる。

北ホルネオ 行政は概ねマライおよびスマトラと同様に、五州に區分し統治しあり、但し北ホルネオは由来他地域と異り華僑の政治的勢力大にして、縣長は殆どこれが占むる所であるから、一部軍政要員を増加し、縣長は日本人をもつて代らしむることく處置してゐる。

三、邦人進出状況 南方諸地域に進出する大和民族は若下諸民族に対する指導的運命を負擔すべきものであつて、従来のごとき移植民的觀念をもつて律するを堪してゐる。しかして共榮國の核心である日滿支の

建設事業特に重要國防産業要員および兵員の所要数も逐次増加し、實際問題として現下多数の邦人を南方に進出せしむることは至難である。一方開戦以来國民の南方進出熱の昂揚は誠に喜ぶべき現象であつて、轉廢業者の進出希望者も多いのであるが、上述の如き状況に鑑み、悉くを南方に進出せしむることは出来ない。因より轉廢業者中内地の重要産業要員たり得ざるものであつて軍政実施および産業開発に必要な人員を進出せしむることは現地のためにもまた國家問題としても適當なるをもつて現地において眞に必要なにして、かつ成功可能なる職業の種類、人員等を調査中である。

次に既往滿洲及び支那の経営に鑑み進出邦人に対しては眞に原住民の指導者たる資格と矜持とを保有せしむることと益々指導に注意を加へ不良なるものは断乎送還するの處置を採り、現在まで若干名の被送還者を見てゐる。

なほ既往邦人は優先渡航せしむることと國策決定せられ水、逐次その復帰を見つゝあつた。特に既往の經驗を活かして軍政と在住民との根本的

役割に遺憾なからしむるごとく活動せしめてゐる。しかして昨年十二月未迄に進出したる邦人数は、軍機関（軍政機関が大部）要員ならびに経済開発要員各六、七千名、再渡航者約三千人である。

## 第二節 海軍々々政

わが占領地域における軍政の現状に因しては上述の如き陸軍當局より陸軍々々政に因して明示があり更に海軍當局海軍々々政の根本方針軍政機構を初め着々開発建設の実を挙げつゝある軍政の現状（統治の概況、一般民情、経済開発、財政金融等）を左の如く明示した。

### 第一 軍政の方針

占領地軍政は地域実情に通じ、それぞれ方式形態等を異にしてゐるが実施の根本方針は、統治上はたまた資源開発上統一処理するの要あることは勿論なるをもつて、陸海軍は中央において十分緊密に連繫し、なほ大東亞省との関係においても、いやくも齟齬を来さざるやう、極めて緊密に連絡調整して、実施の完璧を期してゐる。即ち占領地處理ならびに統治上の重要事項は、大本營、政府連絡會議によつて決定せられ、また経済開発に因しても、主要事項は悉く中央において陸海

軍および関係各省より成る連絡委員会を通じて決定せられ、実施はこれに基きとれ、の担任に応じて處理せられてゐるのである。

基地にあつても、陸海軍々政機関の間には、各般に亘り折衝調整すべき事項は多々あり、例へば南方地域の物資備在に基く地域間物資交流の問題、特産資源處理の問題乃至は輸送、交通、通信、郵政の問題等がそれであるか、これらは全般として統治開港上、相互に關係交渉を有するをもちつて、それらの機關を通じて、作戦は國よりのこと、軍政に關しても真に同心一体の實を擧げてゐるのである。占領地軍政実施の根本方針としては、まづもつて大東亞戰爭完遂を第一要件とし、速かに治安を恢復し、重要國防資源の急速開發を期すると共に作戰軍自治の途を確保するはいふまでもない、従つて統治開發各般の施策また悉くこの根本方針に基いて按畫實施せられてゐる、今その主なるものを擧げて見ると概次の通りである。

(一) 統治に當つては軍政機關は統治の根本を把握して、なるべく残

存統治機構の利用を図り、土侯、原住民官吏および民間長老等のうち誠意あり信望ある者を極力活用して、運営の円滑適切を期してゐる。同時に従来の社会組織、宗教、民族的慣行等はこのれを尊重してなるべく干渉を避け、特に日本人の剛一のな方策を濫に強要するかごときことば嚴にこれを慎しみ、もつて民心の把握、安定に努めてゐる。

(三) 主要国防資源の獲得開発に關しては、急速にこれが実績を擧ぐることを第一義とし、民間業者の能力および経験を最大限に發揮せしめんことを期してゐる。これがため、大部分の事業は業種、規模等に應じ、それ〴〵中央において指定せる適格者に委託經營せしむることとし、特殊のものは軍直營とし、または國營として委託經營せしむるものもあるか、いつれにしても速かに戦争遂行の要求に應せしむることをもつて主眼とする。

従つて委託經營によるものと雖も、當該担当指定業者に対し權益を

興へたものでもなく、また所謂既成事実として将来を決定的に約束されたものでもないか、要するに現下戦争遂行上の急務に應じ、且つ占領地建設開発を期する上において、重大なる國家的責任を負ひ南方第一線における積極的活動を期待せられてゐるものであつて、速に実績を挙げることも、現下の喫緊事といふべきである。

なほ原住民の経済生活に対しては、大東亞戦争完遂のため不可避とすゝる若干の困難はこれを忍ばしむるの外はないか、作戦軍の自若および国防資源の獲得に支障を来さざる限り、極力戦争による影響を救済し、所要限度の生活維持に努むると共に、全般の施策により原住民をして、大東亞戦争の真意義を徹底せしめ、もつて皇軍に信倚するごとく指揮してゐる。

(三) 交通輸送就中物資の輸送に關しては、最善の努力をもつてこれが増強を期するものとし、港灣施設の完成はもとより、造船特に木造船の急速促進を図つてゐる。



(四) 文教対策としては、既存宗教その他固有の信仰乃至は社会的慣行を通じて民衆教化を図るほか、速かに原住民の学校を復旧充実に、技術教育の普及振興を期し、同時に日本語および日本文化の普及を図り、彼等をして速かに、當方に対し全幅協力せしむる如く措置する方針である、一方また進出邦人の指導も、統治上極めて重視しなければならぬ、即ち邦人をして指導民族としての確固たる自覚と必要なる素養を備へしめ、大和民族の一員として、よく原住民を統率指導せしむるに足る如きものたらしめねばならぬ、これがため渡航者の厳選に努むるとともに、現地における善導に關しても、終始努力を続けてゐる

(五) 敵産處理に關しても、戦争完遂を目途として十全にこれを活用し、當面の戦力増強に資することく處理すべきであり、これに關し私人の特権を設定するか、ことなきは勿論である

(六) 通貨は従来の現地通貨と外貨票示單票とを併用する、但し速か

に軍票に代るべき通貨を使用する方針である  
大体以上のごとき根本方針に基き陸海軍及び関係各廳緊密なる連絡の  
下に戦争目的完遂に應ずることゝ統治しつゝある

## 第二 軍政機構

海軍における軍政は、當該方面艦隊司令長官をもつて現地最高責任者  
とし、その隸下に民政部総監を置き、専ら民政を担当せしめられてゐ  
る。民政府には官房のほか総務、財務、産業、交通土木、衛生およ  
び法務の六局を置き、地方機構としては民政府の下に民政部を置き、  
民政部長官をして総監に隸してそれ〴〵管轄地域の民政に任せしめら  
れてゐる。なほ各民政部管下所要の地には、民政部支部が既に設置せ  
られ、さらに州知事以下の地方行政機構も目下整備中で民政の地方浸  
透に努力してゐる。民政府および民政部は、開設後日なほ或きも、総  
監以下非常の意氣込をもつて任務達成に努め、戦争遂行の要求に照し

つゞ綴急をばかつて着々実績を挙げてゐる

ニューギニアにおいては以上と別にニューギニア民政府が設けられ  
総監以下職員は本年初頭既に現地に進出してゐる、この民政府の組  
織は他の民政府と異りニューギニア急速開拓を第一義として官房、  
開拓局、衛生局および調査局を置き、人選もこれに適應せしむるこ  
とく努めてをり、なほニューギニアは未開の處女地であり、資源に  
おいても有望であるので、民政府に対し、特に有力なる調査探險隊  
を附し、困難を排して急速調査を行ふことと計畫してゐる。

### 第三 軍政の現状

#### 一、統治の概況

海軍の軍政管轄地域には未開の地域が多いので、その統治方式も  
比較的原始的であるが、六体において差支なき限り旧來の方式を踏  
襲してゐる、即ち各州及び各土侯領の長（州長又はサルタン）は概

ね従来の原住民をその俣任命し、これらに対し新にその領域  
内における政務執行を命じ、法令のときも必要やむを得ざる部  
のみを修正して、これを適用し徴税もまた同様に続行せしめて  
然し何れにも原始的状態であつて一般に交通不便なるため、  
統計、資料等いまだ十分に揃はず種々不便も多い

従つて差當り今日までに知り得たる実情に基き統治上の各般の  
策を樹立し、緩急に從ひ着々実行しつゝある、原住民は全く我  
軍に信倚し大東亞戦争の意義を諒解して衷心軍政に努力するの  
態度に出で、海に心強く感ずるところである

## 二、一般民情

治安は極めて良好であつて統若上些かも不安なきも、原住民の生活  
については各地を通じ米穀の配給交流および増産に対し大に努力の  
必要がある、特に増産に關しては目下セレベス、バリ及びロンホッ  
ク等の諸地域において努力してゐるか、未だ需要額を充すには至つ

てゐない、同時にまた衣服類雜貨等に関しても占領地相互の物資交流を計ると共に、現地野生のガネモと称する樹皮繊維の採集、その他の方法により、棉纖維の代用たらしめるとも計画して近く実行に着手する豫定である

また各地を通じ多數原住民の生業とするコアラを如何に處理するかは統治上にも大なる問題であるので、コアラ管理組合を設けてコアラの蒐集、内地への輸送および現地における榨油等の事業を行はしむることとなり、その一部は既に進出してゐる、なほコアラから代用燃料を採ることにも奨励し、現にディーゼル代用燃料として使つてをり、今後一層擴充する方針である

またホルネオのゴム栽培事業を如何にするかといふことも、これに従事する約七〇万人の原住民の生活を最小限度に維持する必要より見ても重要な問題であるのでハンジエルマシン附近では生ゴムおよびラキックスの製造事業を起してゴムの消化に努めてゐる、かく

てこれら原住民の生業に対し極力生産規制を避けその生活を維持し得るやう努めてゐる実情である

### 三、經濟開發

南方地域における經濟開發は、國防重要資源の取得開發を第一義とし、おほむね所期の成績を得てゐるが、全般の問題として輸送力の増強が刻下の急務である

(一) 石油關係施設は敵の手により何れも甚だしく破壊されてゐるか我軍占領後異常の努力により急速復興し、昨年末までにホルネオにおいてタラカン、サングサンの出油を見、その他セラムは復旧に着手し、一部の出油を見つゝあり、タンジヨン（ボルネオ）は昨年十二月末までに調査を完了したので、目下開發準備中で直に出油を期待し得る状況にある、バリックパン製油所は周知の通り施設、港灣併せて優良なることにおいて、殆ど類を見ざるものであり、占領と同時に復旧に着手し、鋭意努力の結果、現

在既に十分の發油能力を發揮し得るに至つてゐる

(三) ホルネオの石炭は今後南方開採上、重要な地位を占むるものと考へられ、目下ブラウ（タラカン南方）ロアクールニ、箇所を復旧し出炭中である

(三) セレベスのニツケル鑛の採鉱は極めて順調に進み、現在までに相当量を内地向に送り出してゐる

(四) 棉作はセレベス、小スンダが有望であり、今年度メナド附近において約二、五〇〇町歩栽培し、極めて良質の棉花を得た、来年度においては本格的に植付を行ふ豫定であり、その後逐年増産の計画を樹立してゐる

(五) 将来の開發計画を確實化するためセレベス、ホルネオ、セラム、小スンダ等の地域に対し、鑛産、電力、農林、水産各部門の應急調査を実施中であり、ニューギニアに対しては前述のとほり鑛物、農林水産の急速調査を行ふため探險隊を派遣してゐる

(六) 占領地の通信に關しては目下海軍軍用通信を主要してゐるが  
統治開発上急速処理を要するので従来の施設を新狀態により重点  
的に斟酌して、昨年末迄に一應の復旧を完成して郵政関係員、國  
際電氣通信會社その他の要員を派遣し、既にマカツサルにおいて  
は昨年十二月八日以来放送を開始し、電信電話等の事業も二月一  
日より実施中である

(七) 海上交通は幹線と沿岸航路に分ちそれ／＼の担当者は既に定  
まつてをり、幹線たる内地との定期航路は目下開設計画中であり  
また沿岸航路は一部既に実行されてゐる、輸送力の増強は内外各  
地を通じ目下の急務であるので、徴備船舶の活用を図ると共に、  
汽船の引揚、木造船の利用等、中央現地を通じ極力努力してゐる  
特に木造船は現地においても鋭意努力中であり、約十一箇所に  
業者を進出せしめ、十八年度中に一五〇トン乃至五〇〇トン級  
機帆船相当量を建造する計畫である、海上輸送により内地向に



積出してゐる主なる物資はニッケル、コブラ、生ゴム、タマル、コパール、線綿等で、国防資源の充足に相当寄與してゐる。

陸上交通のバス、トラック等の整備は治安維持、開発上緊急を要するので、これも有力なる担当業者を進出せしめ逐次整備してゐる。現在ホルネオ、セラベス、セラム等においては、バスを運搬してゐるか、未だ十分なる域には達してゐない。

(八) その他現在までに進出したものは、主として国防資源取得のための特殊の業者が選ばれたが、事態の進展とともに、現地の経済状態も速かに平常化する必要があるので、中間経済機構整備のため、内地中小商工業業者を進出せしむる必要ありと認め、その具體的調査のため代表的業者数名を近く現地に派遣の豫定である。

(九) ニエーギニアの資源開発は前述したる探検隊の調査を待つて実行のこととなるか、差當り食料の自給自足を急いでゐる、中部東部北岸地方の鑛産その他全般を通じての林産等は極めて有望と

#### 四、財政、通貨、金融

財政通貨金融につきては既に概ね諸機構の整備成り、現に日本側金融機関の進出開店せるものはセレベスのマカッサル、メナト、ホルネオのハンジエルマシン、バリツケハパン、タラカン、サマリント、ホンチヤナク、セラムのアンホン、ニエトブリテンのラハウル、小スンダ列島のシンガラジヤ等であり、何れも日銀國庫代理店南方開発支金庫、もしくは出張所として台湾銀行がその事務の代理に當つてゐる、在来の金融機関中開店せしめたものは度民銀行一行で、マカッサル外十三店を開いてゐる

#### 五、復興する文化

文化方面においては、原住民學校の大部は既に復興して教育を行つてゐるが、その他のマカッサル、ハンジエルマシン、アンホン等を始め、民政部支部のある町では、何れも日本語學校を創めて日本語

普及に努めてゐる、マツカサルには原住民教育のため師範學校、農業學校、工業學校の設立を計畫中であり、近く開校の運びになつてゐる、マライ語新聞は既に発行してをり、日本語新聞もセレベス、ホルネオでは既に昨年十二月八日から発行してゐる



以上のほかガム、ニューブリテン、アングマンにはそれぞれ民政部を置いて海軍指揮官の下に民政を行はしめてゐるか、なかんづくニューブリテンのラバウル民政部は、作戦の第一線にあり、文武官協力克く軍政統治の使命を果してゐる

その他クリスマス島においては着々燐鑛石の開発を行つてをり、今日までにジャワ方面に相當量を積出し、内地に輸送の手配中である



以上各報にわたり大要を記したが、要するに占領地軍政は大東亞戦争完勝を期し、作戦軍の要求充足と国防必需物資の急速開發とを第一義

とし、重点的施策により戦争遂行に寄與せんとするもので、今日まで  
のところ着々その実績を擧げてゐるが、占領地域は概ね決戦場至近に  
位し、日々の戦闘の要求を充足せねばならぬこともちろんであり、特  
に後方補給と現地自治とは緊急問題であるので、文武官協力して異常  
の努力を拂つてゐる現狀である



